

栃木市歴史的風致維持向上計画

令和6年5月(変更)

栃 木 市

栃木市歴史的風致維持向上計画目次

序章 はじめに	1
1 計画策定の背景と目的	1
2 計画期間	2
3 計画の策定体制	3
4 計画策定（変更）の経緯	5
第1章 栃木市の歴史的風致形成の背景	7
1 自然的環境	7
（1）位置	7
（2）地形	8
（3）地質	10
（4）気象	11
2 社会的環境	12
（1）市域の変遷	12
（2）土地利用	13
（3）人口動態	15
（4）交通機関	16
（5）産業	18
（6）観光	24
3 歴史的環境	25
（1）原始・古代	25
（2）中世	32
（3）近世	34
（4）近現代	37
（5）歴史に関わる人物	42
4 文化財等の分布状況	45
（1）国指定等文化財	46
（2）県指定文化財	53
（3）市指定文化財	55
（4）主な未指定文化財	60
（5）栃木市の主な特産品	67
（6）栃木市の主な工芸品	70
第2章 栃木市の維持向上すべき歴史的風致	71
1 商家町栃木にみる歴史的風致	73
（1）物資の集散による問屋業の発展にみる歴史的風致	76
（2）栃木の山車祭りにみる歴史的風致	101
（3）百八灯流しをはじめとする湊町二荒山神社の祭礼にみる歴史的風致	139
（4）巴波川にみる歴史的風致	160
2 式内社における祭礼にみる歴史的風致	174
3 神社の祭礼における民俗芸能にみる歴史的風致	215
4 大平地域のぶどう栽培にみる歴史的風致	248
5 渡良瀬遊水地のヨシにみる歴史的風致	262

第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針	281
1 歴史的風致の維持及び向上に関する課題	281
(1) 歴史的建造物の保存・活用に関する課題	281
(2) 歴史的町並みの保全・形成に関する課題	282
(3) 歴史や伝統文化を反映した活動の継承に関する課題	282
(4) 自然景観や農業景観に関する課題	282
(5) 歴史的風致に係る情報発信と認識向上に関する課題	283
(6) 周遊性の向上に関する課題	284
2 上位計画及び関連計画との関連性	285
(1) 栃木市総合計画	285
(2) 栃木市都市計画マスタープラン	286
(3) 栃木市景観計画	288
(4) 栃木市教育計画	290
(5) 栃木市文化振興計画	290
(6) 栃木市嘉右衛門町伝統的建造物群保存地区保存計画	291
(7) 栃木農業振興地域整備計画	293
(8) 栃木市観光基本計画	295
(9) 栃木市まち・ひと・しごと創生総合戦略	296
3 歴史的風致の維持及び向上に関する方針	299
(1) 歴史的建造物の保存・活用に関する方針	299
(2) 歴史的町並みの保全・形成に関する方針	299
(3) 歴史や伝統文化を反映した活動の継承に関する方針	299
(4) 自然景観や農業景観に関する方針	300
(5) 歴史的風致に係る情報発信と認識向上に関する方針	300
(6) 周遊性の向上に関する方針	300
4 歴史的風致維持向上計画の実施体制	301
第4章 重点区域の位置及び区域	302
1 歴史的風致の分布	302
2 重点区域設定の考え方	305
3 重点区域の位置及び区域	310
(1) 旧日光例幣使街道及び巴波川周辺区域	310
(2) 村檜神社区域	314
4 重点区域設定における歴史的風致の維持及び向上の効果	316
5 良好な景観の形成に関する施策との連携	316
(1) 都市計画法との連携	316
(2) 景観計画との連携	324
(3) 屋外広告物について	327
(4) 栃木市歴史的町並み景観形成要綱について	329
(5) 重要伝統的建造物群保存地区との連携	330
(6) 農業振興地域整備計画について	333

第5章 文化財の保存又は活用に関する事項	334
1 栃木市全体に関する事項	334
(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の方針	334
(2) 文化財の修理（整備）に関する方針	334
(3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針	335
(4) 文化財の周辺環境の保全に関する方針	335
(5) 文化財の防災に関する方針	335
(6) 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する方針	336
(7) 埋蔵文化財の取扱いに関する方針	336
(8) 文化財の保存・活用に向けた市の体制と今後の方針	336
(9) 各種団体の状況及び今後の体制整備の方針	337
2 重点区域に関する事項	338
(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の具体的な計画	338
(2) 文化財の修理（整備）に関する具体的な計画	338
(3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画	338
(4) 文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画	339
(5) 文化財の防災に関する具体的な計画	339
(6) 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する具体的な計画	339
(7) 埋蔵文化財の取扱いに関する具体的な計画	340
(8) 各種団体の状況及び今後の体制整備の具体的な計画	340
第6章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項	341
1 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等についての方針	341
(1) 歴史的建造物の保存・活用に関する事業	346
(2) 歴史的町並みの保全・形成に関する事業	354
(3) 歴史や伝統文化を反映した活動の継承に関する事業	357
(4) 自然景観や農業景観に関する事業	360
(5) 歴史的風致に係る情報発信と認識向上に関する事業	362
(6) 周遊性の向上に関する事業	366
第7章 歴史的風致形成建造物の指定の方針	373
1 歴史的風致形成建造物の指定の方針	373
2 歴史的風致形成建造物の指定の基準	373
3 歴史的風致形成建造物の指定の対象	373
4 歴史的風致形成建造物の指定物件及び候補物件	374
第8章 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項	386
1 歴史的風致形成建造物の維持・管理の基本的な考え方	386
2 個別の事項	386
(1) 県及び市指定文化財である歴史的風致形成建造物	386
(2) 登録有形文化財である歴史的風致形成建造物	386
(3) 景観重要建造物である歴史的風致形成建造物	387
(4) その他の歴史的風致形成建造物	387
3 届出が不要の行為	387

資料編	388
1 国・県・市の指定等文化財一覧	388
(1) 国指定等文化財	388
(2) 県指定文化財	388
(3) 市指定文化財	390
(4) 登録有形文化財	396
2 主な参考文献	398
3 写真・資料提供	400

序章

はじめに

序章 はじめに

1 計画策定の背景と目的

栃木市は、栃木県の南部に位置しており、首都圏と東北地方を結ぶ南北交通軸と、太平洋と日本海の玄関口を結ぶ東西交通軸の結節点に位置するという地理的優位性を有しており、多様な交流が容易となる恵まれた立地条件が強みの都市である。また、豊かな自然環境に恵まれており、市南部にはラムサール条約登録湿地である渡良瀬遊水地^{わたらせゆうすいち}など、県南のシンボリックな自然景観を有している。

市内各所において、旧石器時代の石器や縄文時代の集落跡が見つかるなど、古くから人が住む地域であり、律令時代には、現在の栃木県域とほぼ同じ下野国^{しもつけのくに}の国府が置かれるとともに、東山道^{とうさんどう}が敷かれ政治や交通の要衝であった。

江戸時代には、日光例幣使街道^{にっこうれいはいし かいどう}が通り、富田宿^{とみだ じゅく}、栃木宿^{とちぎ じゅく}、合戦場宿^{かつせんば じゅく}、金崎宿^{かなさきじゅく}の宿場が置かれ、現在のまちの基礎を築いた。また、江戸後期以降は、栃木河岸^{がし}、部屋河岸^{へや}、新波河岸^{にっぱ}など渡良瀬川^{わたらせがわ}と巴波川^{うずまがわ}を利用した舟運^{しゅううん}による物資の集散地として発展した。

明治時代には、栃木県の県庁所在地となったが、時の県令が、この地域の自由な風土から自由民権運動の拠点の一つとなっていたことを嫌い、現在の宇都宮市^{うつのみや}に県庁を移したとされている。また、明治後期から大正時代にかけて、周辺の河川の治水を目的に渡良瀬遊水地が整備されるが、その際にも谷中村^{やなかむら}が廃村となるなど、数々の歴史の舞台となった。

このような歴史の面影として日光例幣使街道の形状や町割りとともに、商業活動を象徴する見世蔵^{みせくら}や木造店舗^{どぞう}、土蔵等多くの歴史的な建造物が残されており、商都としての豊かさがもたらした山車祭り^{だし}も町の誇りとして今日まで守り続けられ、商業地として発展した時代をよく継承している。各地域においても地域固有の祭礼や伝統が受け継がれており、また、独自の産業・活動が発展するなど、歴史的資源である歴史的な建造物とともにそれらが一体となった良好な市街地の環境を形成している。

栃木市では、平成2年度（1990）から「栃木市歴史的町並み景観形成要綱」を制定して、市中心部を「歴史的町並み景観形成地区」に指定し、良好な景観を整備及び保全することで、観光その他の地域間の交流の促進に大きな役割を担い、地域の活性化に資するよう、市、事業者及び住民により、その形成に向けて一体的に取り組んできた。平成23年度（2011）からは、「歴史的町並み景観形成地区」の一部を文化財として保存し、活用を図ることとし、「嘉右衛門町伝統的建造物群保存地区」^{かうえもんちょう}（以下「嘉右衛門町伝建地区」という。）を指定し、現状変更の規制が盛り込まれた保存計画を策定し、行政が住民と協力しながら歴史的な町並みの保存・整備を進めている。また、平成27年（2015）4月に「栃木市景観計画」を策定し、市内全域を「景観計画区域」とし、現在、さらなる歴史的町並みの保全活用を図るために「重点地区」の指定を目指している。

こうした歴史的資源を活用したまちづくりの取組みにより、歴史・文化・景観を大切にしたいまちづくりの必要性が市民に浸透してきているが、近年において各分野での後継者不足が深刻な課題となっており、管理することが困難となった歴史的建造物が取壊される状況も発

序章 はじめに

生し、町並みを保存していくうえで建造物の活用がうまくできなくなっている。また、伝統産業・伝統工芸や伝統芸能等においても、維持が困難になってきているものもあり、栃木固有の歴史的風致が失われる恐れもある。

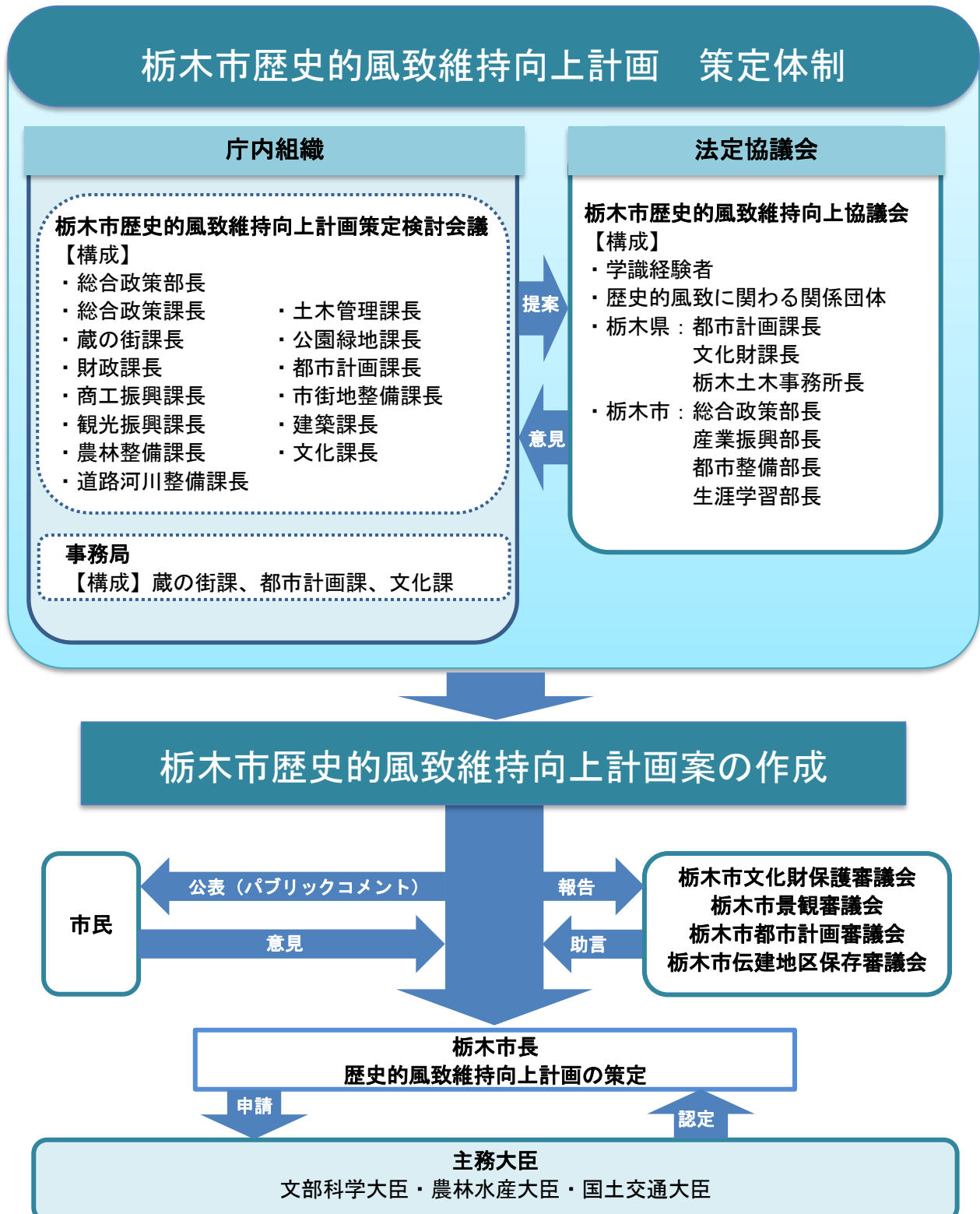
こうした状況を踏まえ、栃木市では、歴史と伝統により培われた人々の活動が根付いており、これまで維持されてきた栃木固有の歴史的文化や風情、たたずまいを、今後とも維持し、さらに向上させることを目指し、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成 20 年（2008）法律第 40 号）」（以下「歴史まちづくり法」という。）に基づき、「栃木市歴史的風致維持向上計画」を策定する。

2 計画期間

本計画の計画期間は、平成 31 年度（2019）から令和 10 年度（2028）の 10 年間とする。

3 計画の策定体制

本計画は、庁内組織において課題の整理、歴史的風致及び施策・事業等の検討を行い、学識経験者や各種団体等の意見を反映させるための歴史まちづくり法第 11 条に基づく「栃木市歴史的風致維持向上協議会」において計画案の協議をし、各種審議会 of 助言及びパブリックコメントによる市民意見等を経て策定を進めた。



栃木市歴史的風致維持向上協議会 委員構成（敬称略）

区分	氏名	所属等	備考
会長	荻谷 勇雅	小山工業高等専門学校名誉教授 元文化庁文化財鑑査官	
副会長	初山 孝行	元とちぎ未来づくり財団埋蔵文化財センター副所長	
委員	増山 正明	足利大学名誉教授	
	是澤 博昭	大妻女子大学教職総合支援センター教授	
	入野 正志	栃木市自治会連合会第1地区連合会長	
	菅沼 誠一	栃木市自治会連合会第2地区連合会長	
	赤堀 芳男	栃木市自治会連合会第5地区連合会長	
	大橋 智	民俗芸能保存会代表（小天狗流杖術保存会長）	
	寺内 誉迪	村檜神社宮司	
	山本 香奈子	NPO 法人とちぎ蔵の街職人塾	
	日原 順	栃木県県土整備部都市政策課長	
	鏡 淳子	栃木県生活文化スポーツ部文化振興課長	
	横尾 元央	栃木県県土整備部参事兼栃木土木事務所長	
	佐山 祥一	栃木市地域振興部長	
	高野 義宏	栃木市産業振興部長	
	橋本 真一	栃木市都市建設部長	
	佐藤 義美	栃木市教育委員会事務局教育次長	

4 計画策定（変更）の経緯

本計画の策定経緯は、以下のとおりである。

栃木市歴史的風致維持向上計画策定の検討経過一覧

開催日	会議名等	主な検討の内容
平成 29 年（2017） 9 月 21 日	第 1 回策定検討会議	歴史まちづくり制度、 計画策定について、 歴史的風致について
平成 30 年（2018） 2 月 5 日	第 2 回策定検討会議	計画（骨子）について
平成 30 年（2018） 7 月 30 日	第 1 回歴史的風致維持向上協議会	計画策定体制、 計画策定スケジュール、 計画（骨子）について
平成 30 年（2018） 8 月 21 日	第 3 回策定検討会議	計画（素案）について
平成 30 年（2018） 10 月 26 日	第 2 回歴史的風致維持向上協議会	計画（素案）について
平成 30 年（2018） 11 月 15 日	第 4 回策定検討会議	計画（案）について
平成 30 年（2018） 12 月 26 日 ～ 平成 31 年（2019） 1 月 31 日	意見募集（パブリックコメント）	計画（案）について
平成 31 年（2019） 1 月 28 日	栃木市文化財保護審議会への意見聴取	計画（案）について
平成 31 年（2019） 1 月 29 日	栃木市都市計画審議会への意見聴取	計画（案）について
平成 31 年（2019） 1 月 29 日	栃木市景観審議会への意見聴取	計画（案）について
平成 31 年（2019） 2 月 5 日	栃木市伝統的建造物群保存地区保存審議会への意見聴取	計画（案）について
平成 31 年（2019） 2 月 12 日	第 3 回歴史的風致維持向上協議会	計画（案）について、 パブリックコメント結果
平成 31 年（2019） 2 月 20 日	栃木市歴史的風致維持向上計画認定申請	
平成 31 年（2019） 3 月 26 日	栃木市歴史的風致維持向上計画認定	

序章 はじめに

開催日	会議名等	主な検討の内容
令和元年（2019）8月29日	第4回歴史的風致維持向上協議会	
令和2年（2020）2月	歴史的風致維持向上協議会	意見聴取
令和2年（2020）3月6日	変更の認定申請	
令和2年（2020）3月24日	変更の認定	
令和2年（2020）5月	第5回歴史的風致維持向上協議会	文書による意見照会
令和3年（2021）2月	歴史的風致維持向上協議会	意見聴取
令和3年（2021）3月3日	変更の認定申請	
令和3年（2021）3月15日	変更の認定	
令和4年（2022）2月25日	変更の認定申請	
令和4年（2022）3月29日	変更の認定	
令和5年（2023）2月27日	軽微な変更の届出	
令和6年（2024）5月7日	軽微な変更の届出	

第1章

栃木市の歴史的風致形成の背景

第1章 栃木市の歴史的風致形成の背景

1 自然的環境

(1) 位置

栃木市は栃木県の南部に位置しており、東京から鉄道でも高速道路でも約 1 時間の距離にある。

南北約 33.1 km、東西約 22.3 km、面積 331.5 km²で、市の東側をおやま小山市、しもつけ下野市、西側をさ佐野市、北側をかぬま鹿沼市、みぶまち壬生町、南側をのぎまち野木町、茨城県こが古河市、埼玉県かぞ加須市、群馬県いたくらまち板倉町と接しており、3 県境（栃木・群馬・埼玉の県境が一点に集まる箇所）が平地に存在する稀有な地域でもある。



図 栃木市の位置

第1章 栃木市の歴史的風致形成の背景

(2) 地形

栃木市の地形は、市域の大部分が関東平野の一部を成す平坦地で、北西部のみ足尾山地^{あしお}に続く丘陵地を形成しており、それに伴い何本かの河川が足尾山地の東側の麓^{ふもと}より南流し、市南端部の渡良瀬遊水地^{わたらせゆうすいち}において渡良瀬川^{わたらせがわ}へと合流する。

足尾山地は、1,000～1,300m級の高山が西よりの部分を北北東から南南西に向かって連なり、分水界を形成し、群馬・栃木両県の境を成している。この分水界を中心に、東側は緩やかな傾斜となり、南東方に次第に低下し、その緩やかな傾斜面をいくつもの河川が関東構造盆地へ向かって流入している。

① 山地

北部の山岳地帯には、大倉山^{おおくらやま}(454.8m)、谷倉山^{やぐらさん}(599.4m)、三峰山^{みつみねさん}(604.9m)等の山々がそびえ、中央から西部には、太平山^{おおひらさん}(341m)、晃石山^{てるいしさん}(419.1m)、馬不入山^{うまいらずさん}(345.2m)等の山々が連なっている。

② 河川

市の中央部から東南にかけては広大な関東平野が開け、市内には巴波川^{うずまがわ}、思川^{おもいがわ}、永野川^{ながのがわ}、赤津川^{あかつがわ}、渡良瀬川等の河川が流れている。

ア 巴波川

栃木地域川原田^{かわらだたんはつ}に端を発して市内中央部を貫流し、大平地域東部から小山市西部を経て渡良瀬川に合流している。市の代表河川であり栃木地域発展に歴史的役割を果たし、商品の輸送及び沿岸の灌漑用水^{かんがい}として利用されてきた。現在も灌漑用水及び防火用水として大きな役割を担っている。

イ 思川

粕尾山系に源^{みなもと}を発し、各支流を集めて南下し、市東部で黒川^{くろかわ}を併せる。市内を流れ、小山市内を経て県南部で渡良瀬川に合流する利根川水系^{とねがわ}で、市東部及び以南の水田の灌漑に利用されている。

ウ 永野川

鹿沼市永野の深い谷川から発し、吹上西部山麓^{ふきあげ}を流れ、市内中央部を経て大平地域を貫流し、小山市中里付近にて巴波川に合流している。

エ 赤津川

永野川の支流で西方地域真名子の峡谷^{にししかたまなごきょうこく}を源として、吹上伊吹山の東側の麓^{いぶきやま}を流れ、永野川緑地公園付近で永野川に合流する。巴波川は、かつては大雨のたびに氾濫により大通りに水害をもたらし、市民を悩ませてきたが、赤津川分水工事が行われた後は、洪水から解放されている。

オ 渡良瀬川

北関東を流れる利根川水系利根川支流の一級河川で、流域面積は利根川支流の中では最大である。栃木市では、藤岡地域内^{ふじおか}を流れ、渡良瀬遊水地に入り巴波川、思川を併せる。

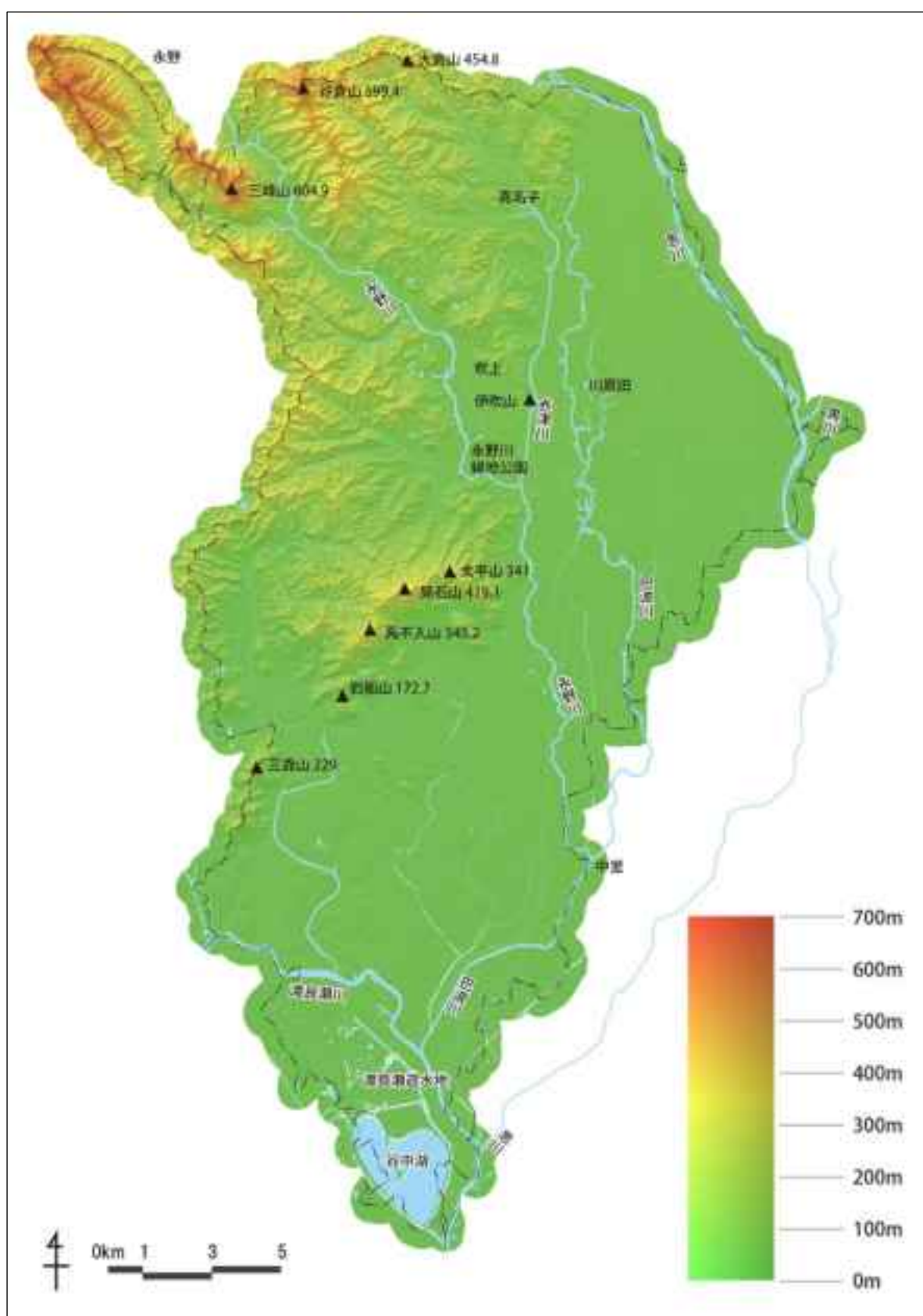


図 栃木市の地形

第1章 栃木市の歴史的風致形成の背景

(3) 地質

栃木市の地質をみると、低地には^{ちゅうせきそう}沖積層が分布し、山地部には^{だんきゅうたいせきぶつ}段丘堆積物が分布している。

このうち低地にみられる沖積層は、^{しんせいだいだいよん き}新生代第四紀新生(数10万年前から約1万年)の最も新しい時代の堆積物であり、多量の水分を含み、緩んだ状態で堆積している地層で、海岸平野や大河川沿いに厚く分布している。

一方、山地部を構成する地層は、主に^{こ き がんるい}古期岩類でチャート(岩石)や^{さ がん}砂岩の堆積物から成っており、^{こ せい だい に じょう き}古世代二畳期から^{ちゅうせいだい}中生代ジュラ紀(約3億年から2億年前)のものであると考えられている。チャートは^{がんたい}岩体、^{がんぺん}岩片とも著しく堅く、^{きゅうがけ}急傾斜や急崖をつくっている。

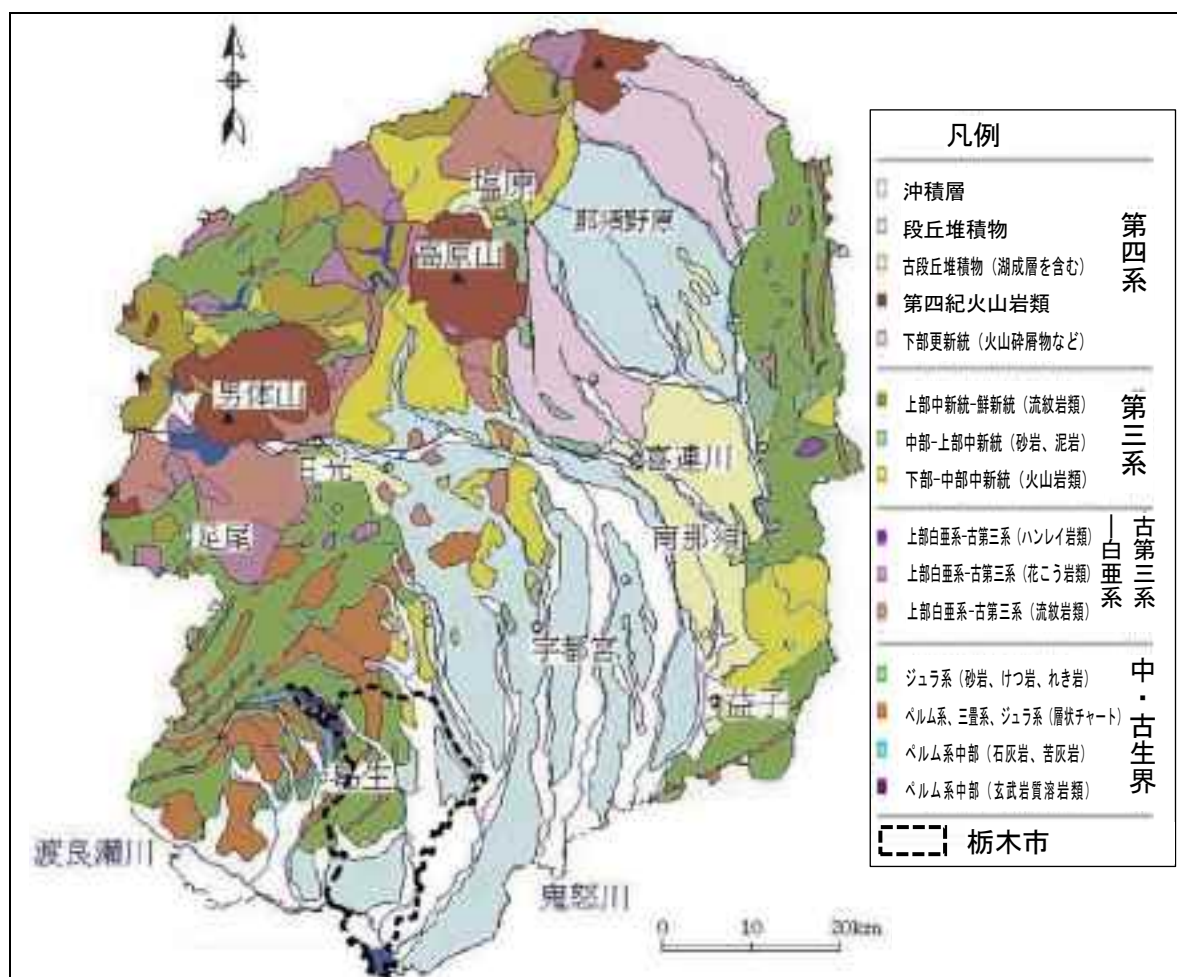


図 栃木県の地質

資料：『栃木の自然をたずねて』（築地書館刊）（一部加工）

(4) 気象

栃木市の気象は太平洋岸気候であるが、内陸部に位置するため、夏季は気温が30℃を超える日が多く、35℃以上の猛暑になる日もある。また、冬季は最低気温が-5℃以下に冷え込む日もあり、降雪日数が年に数日ある。近年の年平均気温は14.7℃となっている。

また、降水量は、夏季は多く多湿で発雷を特徴とし、冬季は少ないため乾燥する。近年の年間降水量は1,300mm程度となっている。

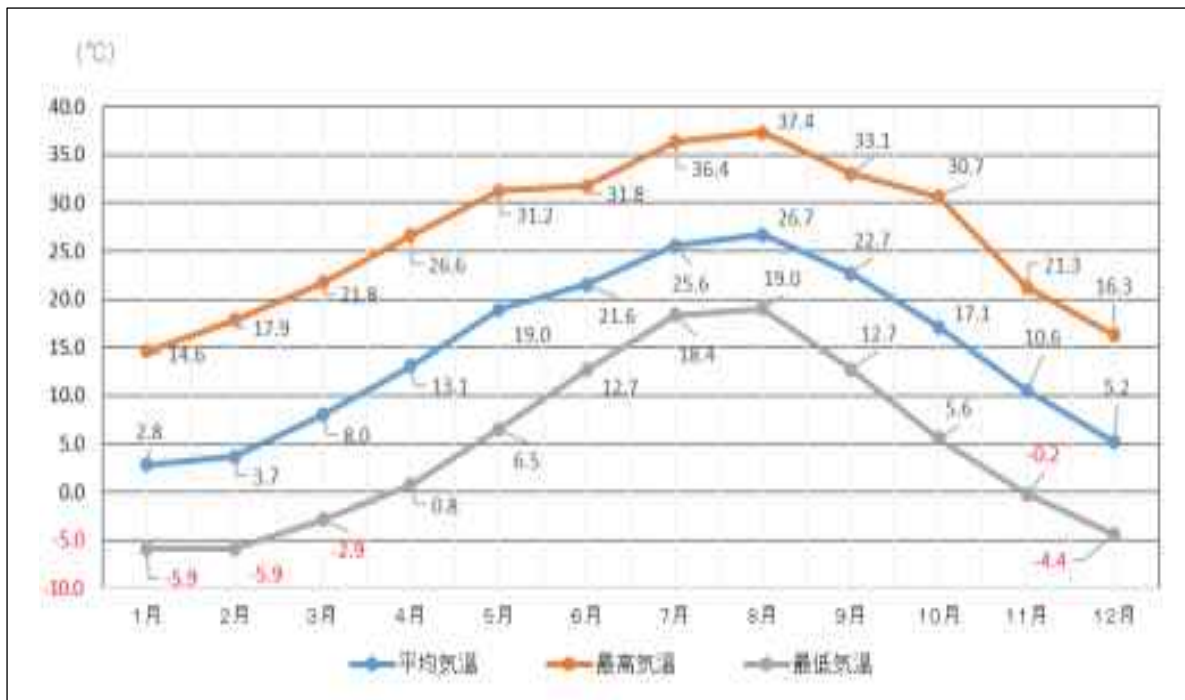


図 月別平均気温・最高気温・最低気温（平成24年（2012）～平成29年（2017））

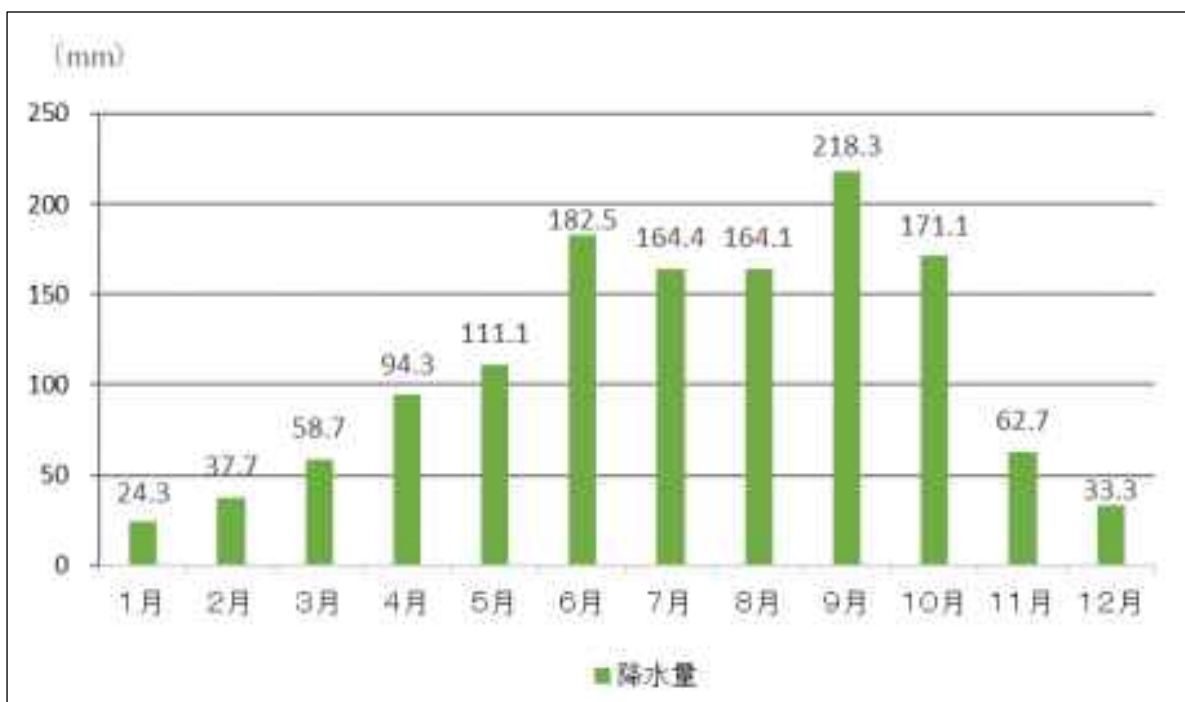


図 月別平均降水量（平成24年（2012）～平成29年（2017））

資料：栃木市消防本部

第1章 栃木市の歴史的風致形成の背景

2 社会的環境

(1) 市域の変遷

栃木市は、平成22年（2010）3月29日に栃木市、大平町、^{おおひらまち}藤岡町、^{ふじおかまち}都賀町、^{つがまち}都賀町の1市3町が新設合併して誕生し、平成23年（2011）10月1日に隣接する^{にしかたまち}西方町を、平成26年（2014）4月5日に^{いわふねまち}岩舟町を編入合併した。

栃木市誕生までの歩み

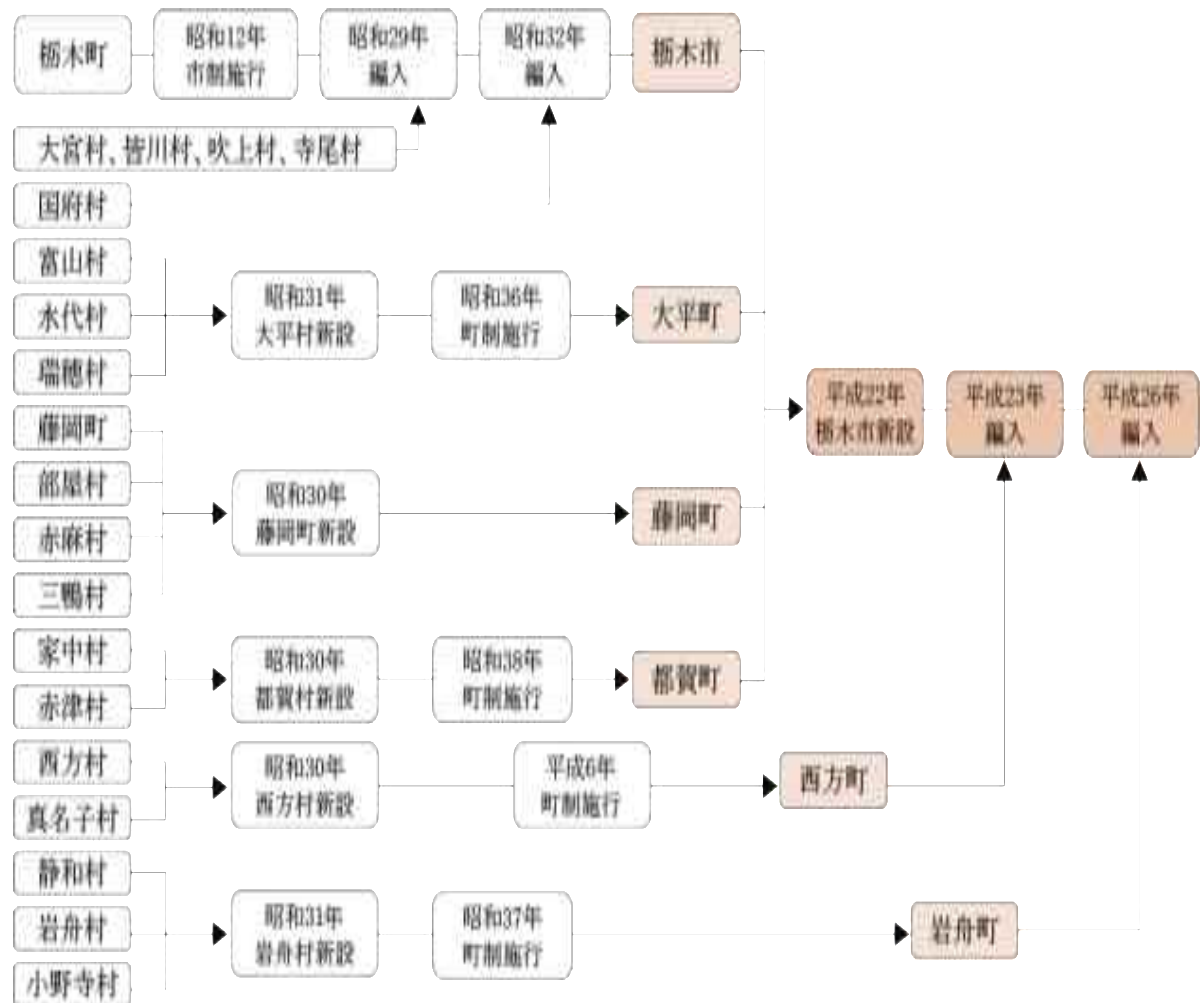


図 栃木市合併図

(2) 土地利用

栃木市の総面積 33,150ha のうち、田が 25.6%、畑が 7.9%、合わせると農地が 33.5%を占めている。

駅や幹線道路を中心とした都市的土地利用を田園・農村部等の自然的土地利用が囲む、比較的明確な空間構成となっている。

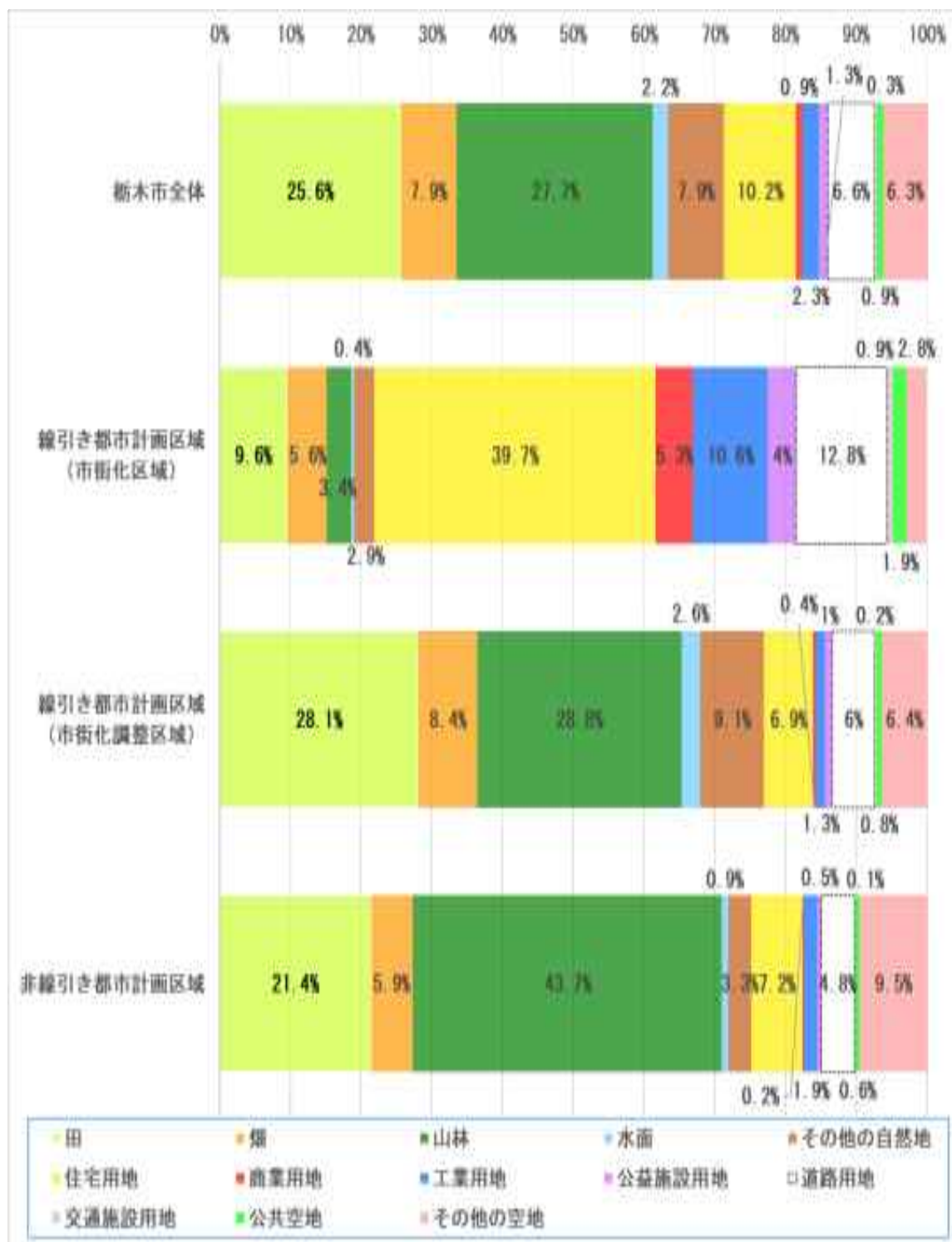


図 土地利用現況の割合

資料：平成 23 年度（2011）都市計画基礎調査

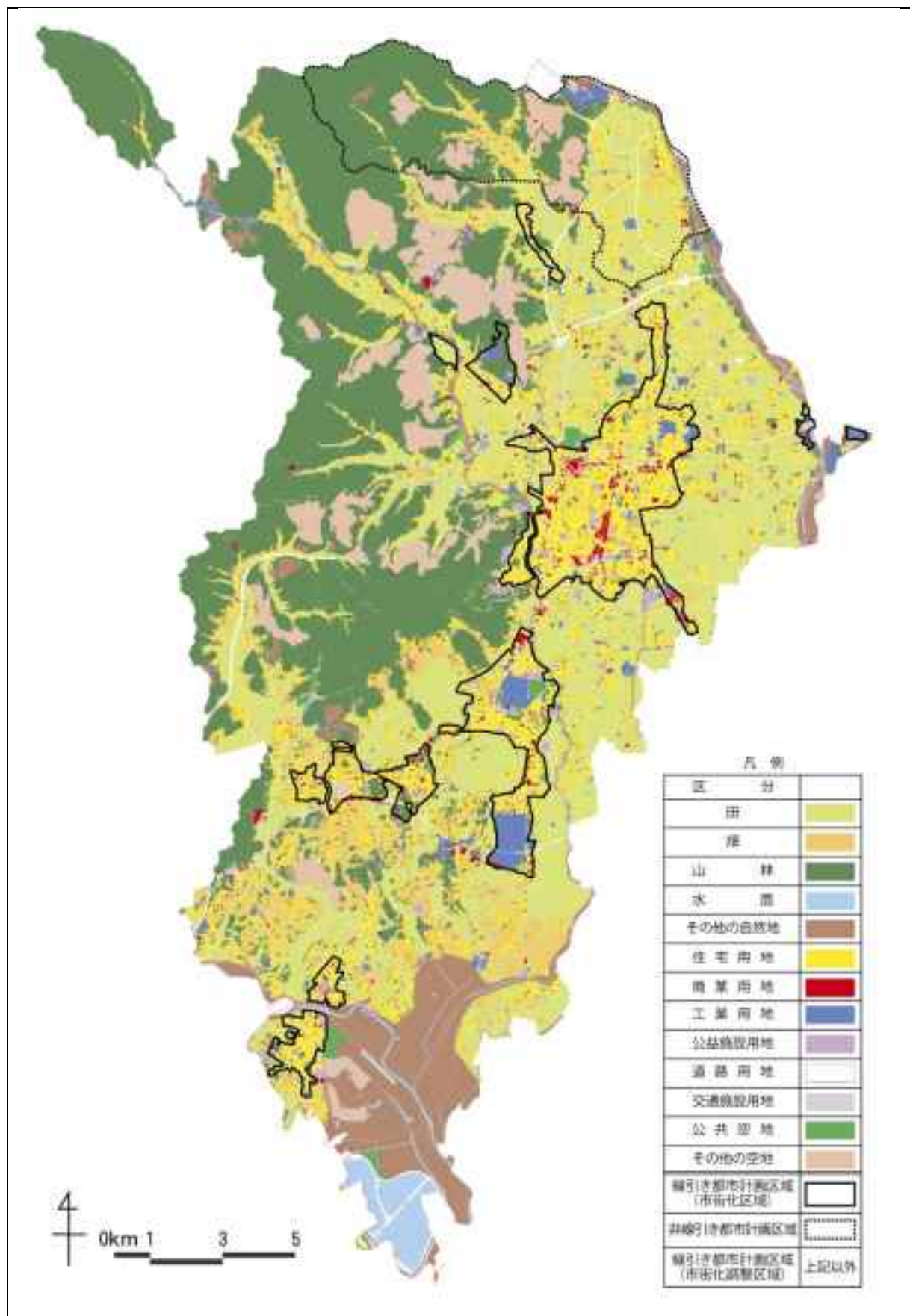


図 栃木市土地利用現況図

資料：平成 23 年度（2011）都市計画基礎調査（一部加工）

(3) 人口動態

栃木市の人口は、平成27年（2015）の国勢調査によると、159,211人となっており、平成2年（1990）まで増加したが、その後は減少傾向に転じている。

年齢別人口では、平成27年（2015）で、年少人口（15歳未満）18,963人（11.9%）、生産年齢人口（15～64歳）94,138人（59.1%）、老年人口（65歳以上）45,706人（28.7%）となっている。これを栃木県全体の年齢別人口割合（年少人口12.9%、生産年齢人口61.3%、老年人口25.9%）と比較すると、栃木市の年少人口・生産年齢人口割合は県値よりも低く、老年人口割合は高いことから、県内の他市町と比較して高齢化の傾向にある。

世帯数は、平成27年（2015）で、57,838世帯となっており、昭和60年（1985）以降緩やかな増加傾向にある。平均世帯員数は2.70人で、栃木県平均（2.54人）と比較すると多く、^{うかが}核家族化や単独世帯化の傾向は低いことが窺える。

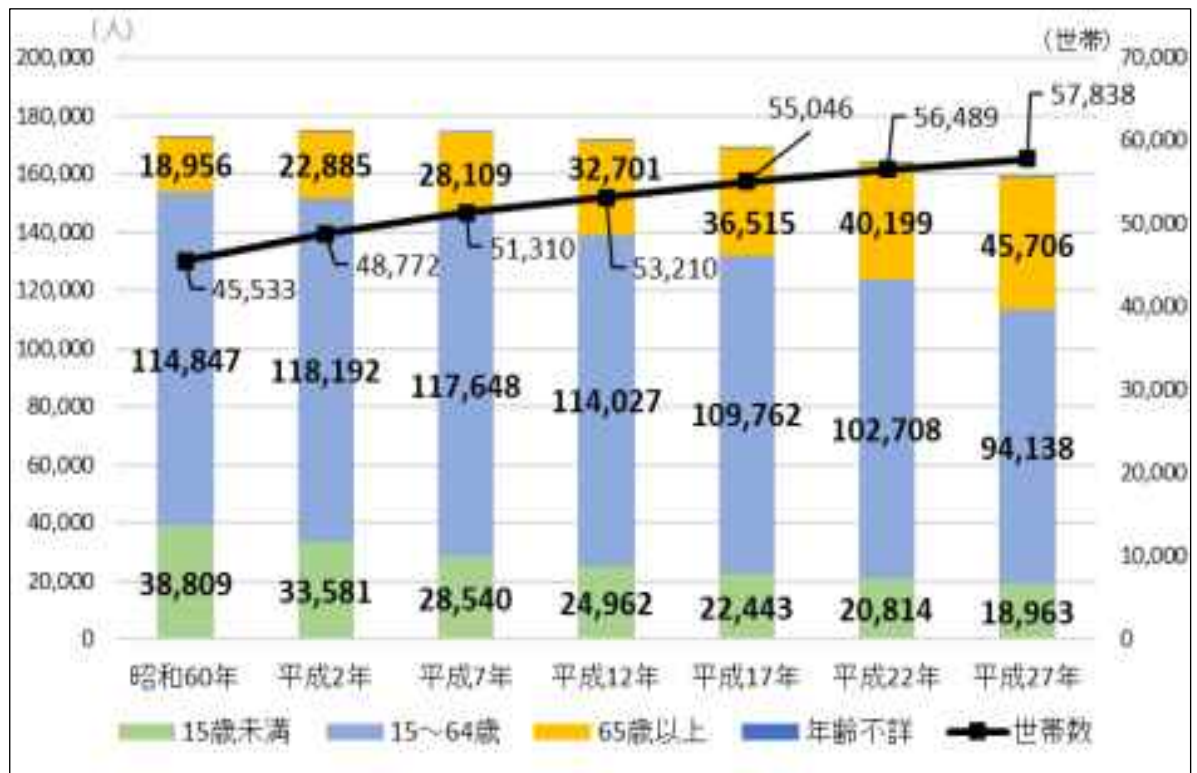


図 年齢別人口及び世帯数の推移

表 総人口及び年齢別人口構成比の推移（単位：人）

	昭和60年 (1985)	平成2年 (1990)	平成7年 (1995)	平成12年 (2000)	平成17年 (2005)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)
総人口	172,613	174,717	174,305	171,755	168,763	164,024	159,211
年少人口（15歳未満）	22.5%	19.2%	16.4%	14.5%	13.3%	12.7%	11.9%
生産年齢人口（15～64歳）	66.5%	67.6%	67.5%	66.4%	65.0%	62.6%	59.1%
老年人口（65歳以上）	11.0%	13.1%	16.1%	19.0%	21.6%	24.5%	28.7%

注：総人口には「年齢不詳」を含むため、合計しても100%にはならない場合がある。

資料：国勢調査（外国人を含む）

(4) 交通機関

栃木市は、南北に走る「東北縦貫自動車道」に、「佐野藤岡」、「栃木」の2つのインターチェンジを有し、東西には「北関東自動車道」が通り、「都賀インターチェンジ」を有している。この2つの高速道路を、群馬方面からは「岩舟ジャンクション」、茨城方面からは「栃木都賀ジャンクション」が結び、物流の効率化や地域経済の発展に寄与する交通の要^{かなめ}の地域であるといえる。また、南部には、群馬、栃木、茨城を結ぶ「一般国道50号」が東西に通り、北部には「一般国道293号」が通るなど、県内外とのアクセス性に優れた道路網を形成しており、それぞれの沿道には、「みかも」、「にしかた」の2つの道の駅が設置されている。

公共交通では、「東武鉄道日光線^{にっこう}」、「東武鉄道宇都宮線^{りょうもう}」、「JR両毛線」の3路線、13駅を有し、市内や近隣自治体への通勤通学の足として、東京、埼玉方面への交通手段として、充実した鉄道網となっている。

バスは民間路線バスが1路線あるほか、市コミュニティバスである「ふれあいバス」が12路線あり、沿線住民の足として、また、定時性が求められる通勤・通学・観光の足として運行している。



写真 道の駅みかも



写真 道の駅にしかた



写真 ふれあいバス



図 交通網図

第1章 栃木市の歴史的風致形成の背景

(5) 産業

栃木市の平成27年(2015)の就業者総数は、77,548人である。農林漁業の第1次産業は、4,587人(5.9%)、輸送機械や電気機械製造業を中心とする第2次産業は26,224人(33.8%)、卸売業・小売業やサービス業などの第3次産業は44,821人(57.8%)となっており、就業者総数は減少傾向が続き、産業別就業者数割合は第3次産業が主体となっている。

平成22年(2010)から平成27年(2015)にかけては、第1次産業と第3次産業が減少し、第2次産業は概ね横ばいとなっている。

表 産業別就業人口の推移(単位:人)

	第1次産業	第2次産業	第3次産業	分類不能	就業者総数
平成12年 (2000)	6,456	33,829	47,202	257	87,744
平成17年 (2005)	6,208	29,540	48,373	464	84,585
平成22年 (2010)	5,000	26,584	46,284	1,264	79,132
平成27年 (2015)	4,587	26,224	44,821	1,916	77,548

注: 分類不能の産業とは、国勢調査の定義により「おもに調査票の記入が不備であって、いずれの項目に分類すべきか不明の場合、または記入不詳で分類し得ないもの」とされている。
資料: 国勢調査



図 産業別就業者数割合

① 農業

栃木市の農家戸数は、5,461戸（県内第1位：平成27年（2015）農林業センサス）、農業振興地域の農地面積は、10,255haで、うち田については、約80%にあたる8,132haの大きな水田地帯があり、土地利用型農業※の盛んな地域である。

栃木市の農業経営の状況は、米・麦等の二毛作を中心とした土地利用型農業に加え、いちご・トマト・にら・ぶどう等の施設園芸が盛んである。平成27年（2015）の農林水産省統計資料によると二条大麦（ビール麦）は全国で第2位（県内第1位）、いちごは全国第5位（県内第2位）の生産量を占める。

また、近年トマト産地としての強化が図られ、収量の向上と年間を通じた出荷の実現による安定的な生産が可能となり、施設園芸の経営が着実に伸びてきている。

いちごやトマト等の農産物は、栃木市の農畜産物ブランドにも認定され、県内はもとより首都圏において高い人気と評価を得ている。

さらに、栃木市には、食の街道「とちぎ渡良瀬いちご・フルーツ街道」をはじめ、南北に2つの道の駅や16箇所の農産物直売所があり、地産地消の取組みが進められている。

一方、観光農業にも力を入れており、太平地域西部の太平山南山麓や岩舟地域南部では、^{きよほう}巨峰、シャインマスカット等のぶどうが栽培され、県内有数のぶどう団地を形成し、ワインやジュース、ジャム等の加工品を製造するなど、6次産業化※が図られている。

※土地利用型農業：効率的な土地利用を前提とした農業。多くの面積を要する露地栽培作物を栽培する農業経営。主に水田を中心とした農業。

※6次産業化：農林水産業者が生産（1次）、加工（2次）、販売（3次）まで一体的に取組んだり、2次、3次業者と連携して新商品やサービスを生み出したりすること。

表 土地利用状況（平成27年（2015）12月31日現在）

（単位：ha、（ ）内数字は構成比 %）

	総面積	農地				採草 放牧 地	混牧 林地	農業 用施 設用 地	混牧林 地以外 の山 林・原 野	その他
			田	畑	樹園地					
農業振 興地域	(100.0)	(60.4)	(47.8)	(11.2)	(1.3)	(0)	(0)	(0.2)	(8.7)	(30.7)
	16,997	10,255	8,132	1,906	217	2	2	40	1,472	5,226
農用地 区域	(100.0)	(98.7)	(85.5)	(11.2)	(0.9)	(0)	(0)	(0.2)	(0.1)	(0.2)
	7,843	7,744	6,710	880	154	0	0	38	20	41
農振白 地地域	(100.0)	(27.4)	(15.5)	(11.2)	(0.4)	(0)	(0)	(0)	(8.5)	(30.5)
	9,154	2,511	1,422	1,026	63	2	2	2	1,451	5,185

資料：栃木市農業ビジョン（平成29年（2017）3月）

第1章 栃木市の歴史的風致形成の背景

② 工業

栃木市の産業は、製造業の割合が非常に高く、ものづくりが盛んな地域である。

平成29年(2017)の栃木市の事業所数は404所、従業者数19,568人、平成28年(2016)の年間製造品出荷額等は1兆0,922億3,124万円となっている。

推移をみると、世界的金融危機の影響を受けた平成20年(2008)から平成28年(2016)にかけて、事業所数が17.3%の減、従業者数が0.6%の減と減少傾向にあるものの、年間製造品出荷額等は33.4%の増と大幅に増加しており、生産の効率化・集約化が図られていると考えられる。

業種別の製造品出荷額等では、「電気機械」、「輸送機械」、「飲料・たばこ」、「食料品」が全体の約8割を占め、事業所数では「生産機械」、「金属」、「プラスチック」、「輸送機械」、「食料品」に関連する企業が全体の約半数を占めているが、バランスよく幅広い業種の事業所が立地している。

表 工業の推移

	事業所数(所)	従業者数(人)	年間製造品出荷額等 (百万円)
平成20年(2008)	560	18,693	818,463
平成21年(2009)	498	17,795	703,256
平成22年(2010)	461	17,930	804,744
平成23年(2011)	493	16,814	542,648
平成24年(2012)	442	15,875	780,709
平成25年(2013)	432	17,557	856,225
平成26年(2014)	426	17,039	898,151
平成27年(2015)	-	-	1,105,884
平成28年(2016)	463	18,590	1,092,231
平成29年(2017)	404	19,568	-

資料：○事業所数、従業者数

工業統計調査(平成20年(2008)、21年(2009)、22年(2010)、24年(2012)、25年(2013)、26年(2014)、29年(2017))

経済センサス-活動調査[製造業](平成23年(2011)、28年(2016))

○年間製造品出荷額等

工業統計調査(平成20年(2008)、21年(2009)、22年(2010)、24年(2012)、25年(2013)、26年(2014)、28年(2016)、29年(2017))

経済センサス-活動調査[製造業](平成23年(2011)、24年(2012)、27年(2015)、28年(2016))

注：平成27年(2015)事業所数、従業者数は調査実施なし、平成29年(2017)年間製造品出荷額等は公表前

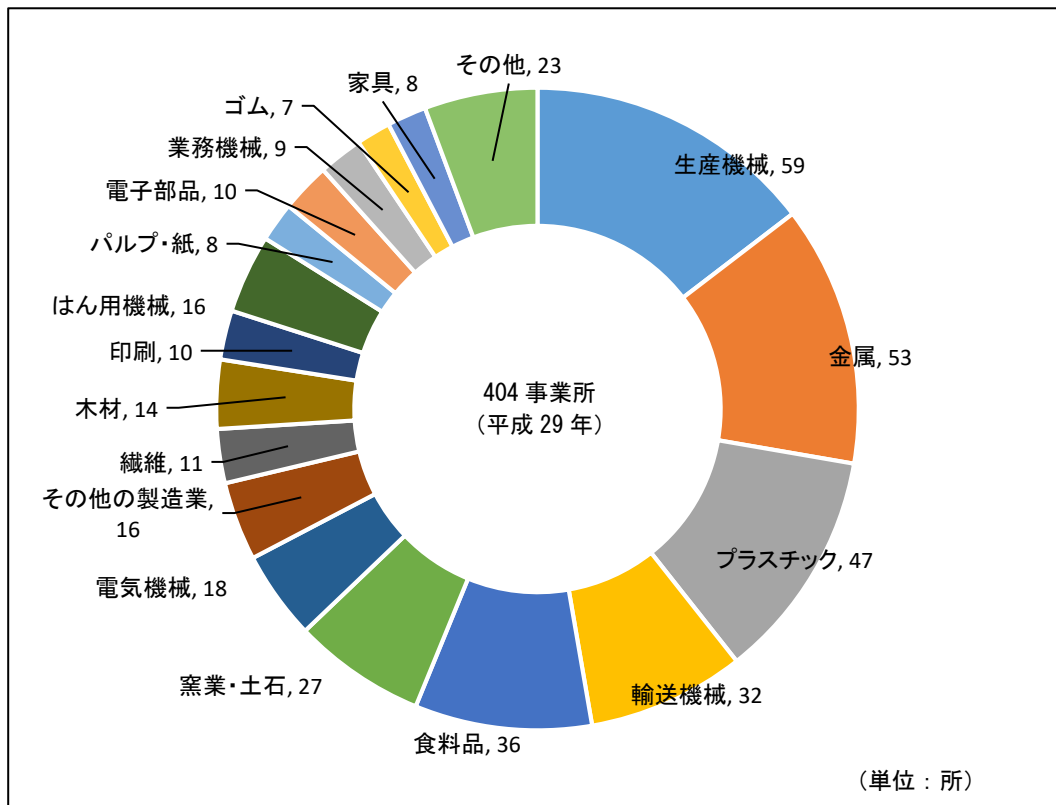


図 業種別事業所数

資料：工業統計調査（平成 29 年（2017））

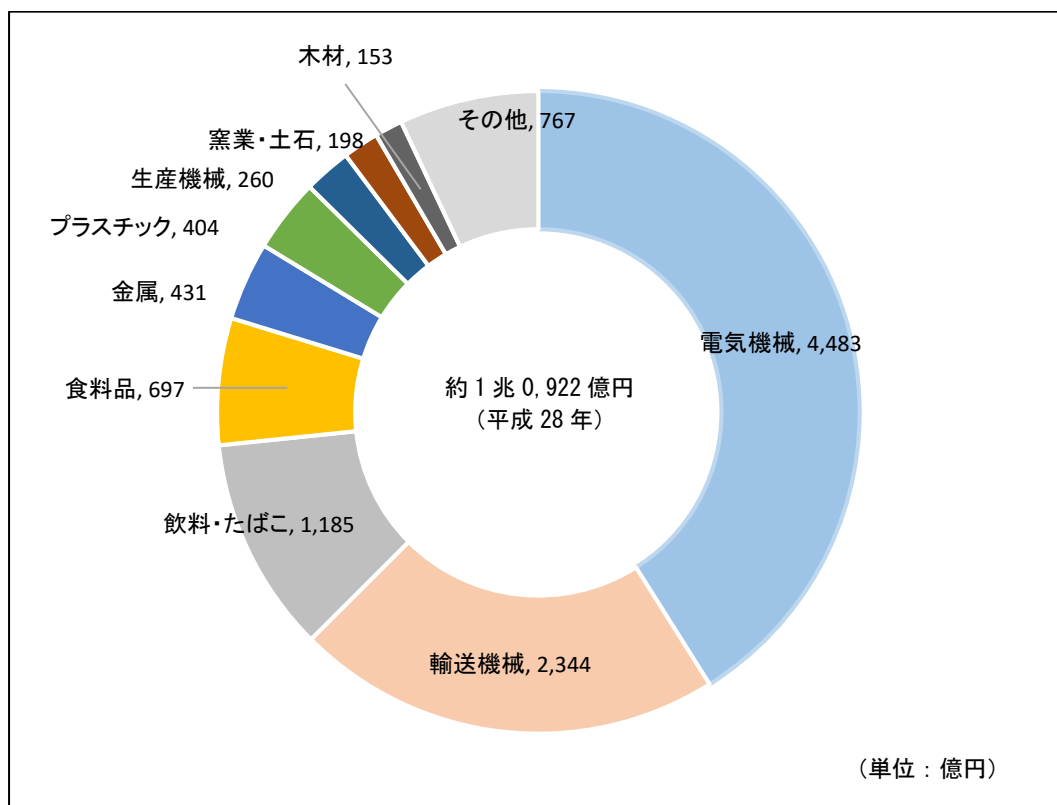


図 業種別製造品出荷額等

資料：工業統計調査（平成 28 年（2016））、経済センサス-活動調査[製造業]（平成 28 年（2016））

③ 商業

平成26年（2014）商業統計調査によると、栃木市の商業規模は、事業所数1,527所、従業者数9,614人、年間商品販売額2,776億5,834万円となっている。

推移をみると、平成6年（1994）から平成26年（2014）にかけて、事業所数が45.5%減、従業者数が28.7%減、年間商品販売額が30.7%減となっている。

表 商業の推移

	事業所数（所）	従業者数（人）	年間商品販売額 （百万円）
平成6年（1994）	2,801	13,488	400,679
平成9年（1997）	2,581	11,999	329,305
平成11年（1999）	2,631	13,114	345,349
平成14年（2002）	2,371	12,365	318,934
平成16年（2004）	2,224	12,140	308,324
平成19年（2007）	2,059	11,643	290,794
平成26年（2014）	1,527	9,614	277,658

資料：商業統計調査（平成6年（1994）、平成9年（1997）、平成11年（1999）、14年（2002）、16年（2004）、19年（2007）、26年（2014））

小売業は、郊外の幹線道路沿いにスーパーマーケットなどの大規模店舗の出店が続いていたものの、個人・小規模企業等を中心として、事業所数は約半数まで減少している。また、年間商品販売額は約2割減少し、従業者数は約3割減少している。

卸売業は、事業所数が約3割減少し、これにほぼ比例して、年間商品販売額や従業者数も減少している。

近況としては、大平地域に店舗面積6,000㎡を超える大型家具店が出店するなど、大規模店舗の出店が続いている。

また、中心市街地においては、蔵の街大通りにドラッグストアやコーヒーショップなどで構成された複合商業施設が出店したほか、空き店舗を利用した新規出店が増加しつつあり、活性化に向けた動きとして期待されている。

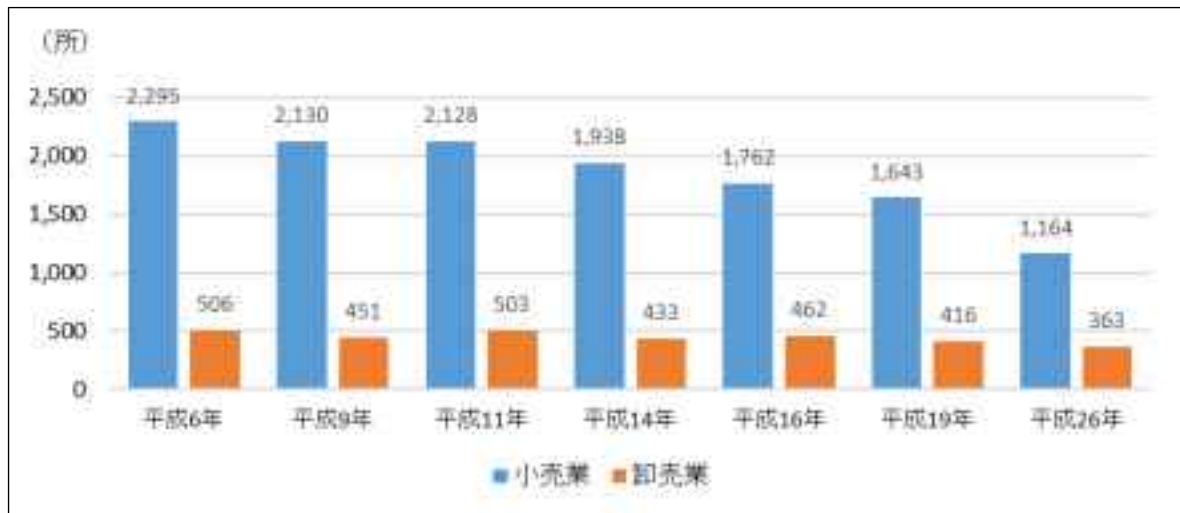


図 事業所数の推移

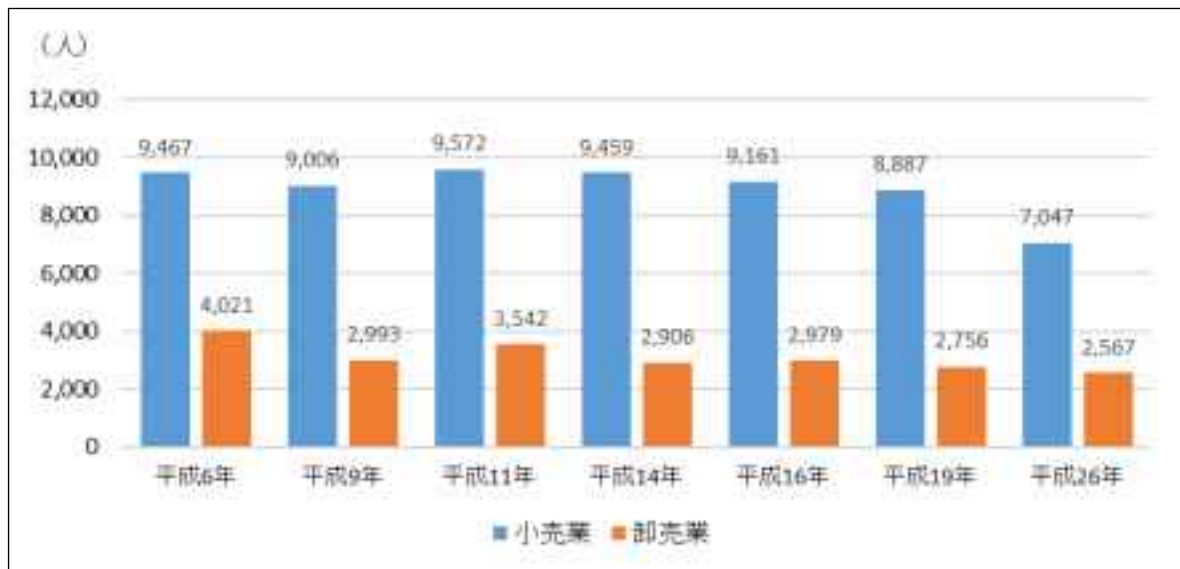


図 従業者数の推移



図 年間商品販売額の推移

資料：商業統計調査（平成6年（1994）、平成9年（1997）、平成11年（1999）、14年（2002）、16年（2004）、19年（2007）、26年（2014））

(6) 観光

平成29年(2017)栃木県観光客入込数・宿泊推定調査によると、栃木市の観光客入込数は5,600千人となっている。平成23年(2011)は、東日本大震災の影響を受け4,551千人まで落込んだが、平成24年(2012)は5,430千人まで回復し、以後5,500千人前後を推移し、平成28年(2016)には初めて6,000千人を超え、前年比6.9%伸びた。平成25年(2013)(5.9%減)、平成29年(2017)(7.2%減)は前年比で減少しているものの全体的には横ばい傾向にある。

これらの結果は、市民協働によるおもてなしの推進や、観光資源の磨き上げなどによるもので、リピーターや新たな観光客の獲得に繋がったものと思われる。また、近年、情報番組や映画、ドラマのロケなどの各種マスメディアに多く取上げられるようになったことも入込数増加に寄与していると思われる。

平成29年(2017)における主要観光施設の入込数は、「道の駅みかも」が最も多く468千人、次いで「みかも山公園(東口集計)」の399千人、「道の駅にしかた」の368千人となっている。

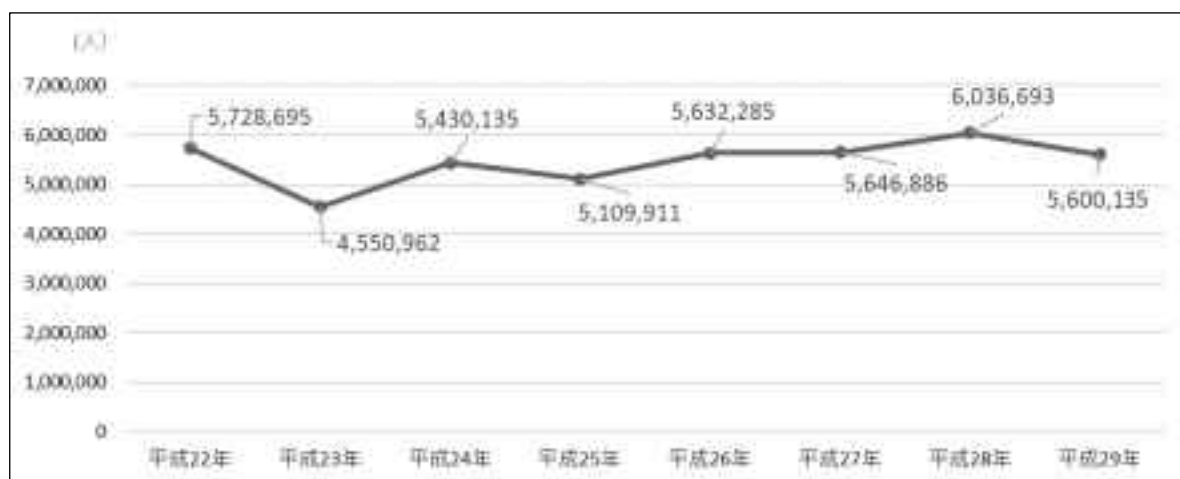


図 栃木市観光客入込数(平成22年(2010)～平成29年(2017))

表 主要施設等の入込数(平成29年(2017))

主要施設等名	入込数(千人)
道の駅みかも	468
みかも山公園(東口集計)	399
道の駅にしかた	368
とちぎ花センター	317
渡良瀬遊水地	255
みかも山公園(南口集計)	139
つがの里花彩祭(4月)	49
蔵の街サマーフェスタ(8月)	62

資料：栃木県観光客入込数・宿泊数推定調査

3 歴史的環境

(1) 原始・古代

① 旧石器時代

昭和40年(1965)に栃木地域^{ほしのまち}星野町でルヴァロア型^{せつかく}石核が発見され、栃木市教育委員会と東北大学考古学研究室による星野遺跡の発掘調査が実施された。当時3万2千年前頃に堆積したとされる^{あかぎ かぬまかるいしそう}赤城鹿沼軽石層よりも古い年代で、旧石器時代でも前期旧石器時代とされ注目されたが、出土した^{けいがん}珪岩製旧石器については自然成因説^{せいいん}も出され前期旧石器時代の存否については決着していない。

しかし、この調査を契機に旧石器時代の研究も進展し、栃木市においては約10万年前まで^{さかのぼ}遡る地層が確認され、その後「星野遺跡地層たんけん館」の整備を行った。

また、栃木地域^{ひらいちょう むこうやま}平井町の向山遺跡では昭和45・46年(1970・1971)に東北大学、平成6年(1994)に栃木市教育委員会の発掘調査が行われ、後期旧石器時代から縄文時代の長期に渡り、チャート^{ろとう}露頭から石材採取・採掘を行った日本最古に属する原産地遺跡であることが確認された。



写真 ルヴァロア型石核



写真 星野遺跡縄文復元住居



写真 星野遺跡地層たんけん館



写真 向山遺跡発掘調査状況

他に遺跡としては^{にししかた}西方地域の^{おぐらすいじんじやうら}小倉水神社裏遺跡や^{ふじおか}藤岡地域の^{ごとう}後藤遺跡が知られている。

② 縄文時代

旧石器時代から気温が徐々に上昇したことにより、北極や南極、^{さん が おお}山河を覆っていた氷が溶け出し、海水面が上昇したため、海岸線が内陸の奥深くまで入り込む現象が起きた。栃木市域については藤岡地域南方の茨城県古河市付近まで入り込んだと考えられ、現在の^{わたら せゆう}渡良瀬遊^{すいち}水地^{きすいいき}周辺は海水と淡水が交じる汽水域が形成されていたと考えられる。

第1章 栃木市の歴史的風致形成の背景

この現象を表す代表的な遺跡が藤岡地域の篠山貝塚で、長径約70mの馬蹄形状に貝層が廻る遺跡である。発掘調査により、住居跡とともにヤマトシジミを中心^しにシカ・イノシシなどの骨やイタボガキ製の貝輪^わも出土し、貝層の剥離断面標本とともに「藤岡歴史民俗資料館」に保管されている。



写真 篠山貝塚



図 藤岡地域周辺の貝塚分布（縄文時代前期）
（『藤岡町史通史編前編』より（一部加工））

関東平野の一部である藤岡台地には、旧渡良瀬川^{わたらせがわ}左岸に藤岡神社遺跡^{ふじおかじんじや}があり、調査の結果、縄文時代前期から晩期（約6千年から2千6百年前）の拠点集落で住居跡等とともに数多くの遺物^{いぶつ}が出土した。このうち後期から晩期の精神生活の様相を知る上で貴重な資料として、イヌやイノシシなどの動物型土製品や蹲踞^{ようそう}（腰を落として立膝をして座った）姿勢の土偶と、約800点にも及ぶ耳飾りを含む1,244点の土器・石器・土製品・石製品・骨角・牙・貝製品が平成12年(2000)に重要文化財に指定されている。



写真 藤岡神社遺跡出土土偶

③ 弥生時代

金属器とともに稲作など大陸の技術が伝わり、大きな溝で囲まれた集落が、ムラやクニと呼ばれるようになり、その地域の首長^{しゅちやう}達は溝に囲まれ土を高く積み上げた「墳丘墓^{ふんきゆうぼ}」という墓を造った時代で、前期・中期・後期の3時期に分けられる。しかし、東日本では前期前半までは縄文時代晩期に含まれるため、前期後半から弥生時代となる。

栃木県及び栃木市域内においてこのようなムラと呼ばれるような遺跡は現在確認されていないが、中部地方から東北南部の前期後半から中期中頃にかけて、白骨化した先祖の骨を土器に入れ替え、穴にいくつも埋納^{まいのう}するという「再葬墓^{さいそうぼ}」と呼ばれる習俗^{しゅうぞく}が存在した。栃木市域では西方地域の弥八田^{やはちだ}遺跡と栃木地域大塚町の大塚古墳群内遺跡で調査されている。



写真 大塚古墳群内遺跡 人面付土器

④ 古墳時代

4世紀後半頃、藤岡地域の渡良瀬遊水地に近い巴波川^{うずまがわ}右岸の低地に墳丘^{ふんきゆう}長96mの前方後方墳である山王寺大柵塚古墳^{さんのおおますづか}が造られた。出土遺物から、被葬者^{ひそうしや}は武人的性格を帯びると想定され、この地を治める支配者像^{しきい}が司祭的役割から武人的役割^{へんぽう}に変貌していく過程を示すものとして注目された。



写真 山王寺大柵塚古墳

第1章 栃木市の歴史的風致形成の背景

6世紀後半段階で、壬生町に跨る栃木地域大光寺町に、墳丘長が栃木県最大で国指定の遺跡（史跡）でもある吾妻古墳が造られた。墳丘1段目が平坦に造られ、その内側に前方後円形の盛り土が造成される。また、石室は大きな切石を使い、前方部に構築するなど、前代とは異なる形態を取る。

このように東国では6世紀に前方後円墳の全盛期を迎えるが、この時期の栃木市域では大平地域富田の平坦地に墳丘長54mの前方後円墳であるオトカ塚古墳が造られた。

この後、6世紀中頃から各地域に円墳を中心に古墳群が多数造られる。代表的な古墳群を挙げると太平山南東山麓に宅地造成中に確認された大平地域の七廻り鏡塚古墳が知られる。古墳は径約28mのやや歪んだ形の円墳であり、古墳群の中央に位置する主墳と考えられる。舟形木棺と副棺であると考えられる小型の組み合わせ式箱形木棺が発見され、舟形木棺からは、遺骸が確認された。屍蠟（蠟のように変化した死体）状態であるが仰臥（あおむけに寝ること）伸展葬（両脚を伸ばして葬る葬法）で衣服をまとった40歳前後の男性と推定された。副葬品は良好な状態で木装大刀（玉纏大刀含む）、黒漆塗弓、鉾、鉄鏃、鏑矢、鞆、堅櫛、毛織首飾り、馬具等が出土し、構築時期は遺骸と副葬品から6世紀中頃と考えられている。出土品は昭和61年（1986）に一括して重要文化財に指定されている。



写真 吾妻古墳



写真 オトカ塚古墳



写真 七廻り鏡塚古墳



写真 七廻り鏡塚古墳出土玉纏大刀

⑤ 奈良・平安時代

7世紀の中頃以降、日本の古代国家は中国の政治体制に倣い中央集権的な律令国家へと転換し、前代の首長達は、祖先をまつる場所として前方後円墳をしもつけ下野古墳群に造営した。そして、思川を挟んだ対岸の地である現在の栃木地域田村町が下野国府の場所として選定された。栃木県の発掘調査により国庁域やその周辺の状況が判明し、昭和57年（1982）には国指定の遺跡（史跡）となった。

宮野辺神社の南側で国府の中核となる国庁（政庁）跡が発見された。国庁は、政務や国家の権威を示す儀式の場で、方1町（約108m）四方の囲いの中に正殿・前殿と左右の脇殿からなり、中央は儀式のための広場となる。



写真 下野国庁の復元された前殿



図 下野国府跡・下野国庁跡

他に、注目される遺構としては大路がある。南大路は幅9mで国庁正面から南に延び、幅3mの側溝が付き、国庁から南へ約1.5町（約162m）の所では、東西に横切る溝と交差するため、橋が設けられていたという。国庁の南方約3町（約324m）の南大路西側では、整然と配置された建物群が見つかっており、「介」と書かれた墨書土器が出土したため国司の館が想定された。

第1章 栃木市の歴史的風致形成の背景

また、下野国府跡からは、非常に多量の遺物が出土しているが、注目されるものに墨書土器があり、「^{くにのくりやこおり}国 厨 氷」と書かれた土器や円面硯、^{えんめんけん}公 の文書の再利用である^{おおよけ}漆 紙文書が^{うるしがみもんじょ}100 点以上も見つかっている。^{もっかん}木簡については約 5,200 点以上出土し、天平元年（729）や延暦 9・10 年（790・791）の年号も確認されている。

この時代、朝廷は地方を五畿七道の行政単位に分け、中央と地方の国府等を結ぶ道路網（えきでんせい 駅伝制・かんだう 官道）を整備した。えきれい 駅鈴（えきば 駅馬使用の鈴型の許可証）を携えた特定の重要かつ緊急な任務を帯びた役人や、ぜいもつ 税物等の物資の輸送及びこの時期特に重要視されたものに地方での反乱を鎮圧するための軍隊等の極めて限定された人馬が、中央と地方間を速やかに移動するための道路であった。このため、中継基地としての「うまや 駅家」が約 16 km ごとに設置され、駅家には駅馬を備え、旅行者の宿泊や食事・各種装備等を提供したとされている。

栃木市域を通る東山道のルートについては、上野国こうずけのくにから足利郡（足利駅）、都賀郡（三鴨駅）から下野国府の南限を通過したと推測されており、その先は河内郡（田部駅・衣川駅）、芳賀郡（新田駅）、那須郡（磐上駅・黒川駅）へ、さらに陸奥国むつ白河へと繋がっていたとされている。

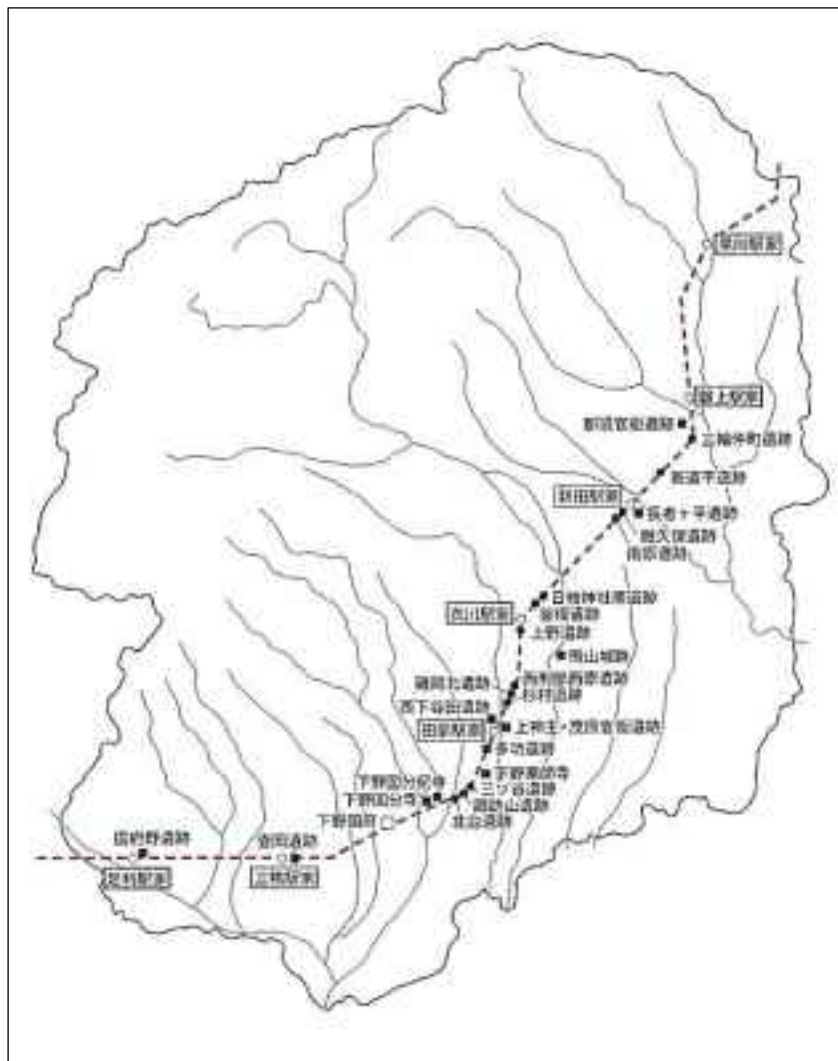


図 東山道推定ルート
（『西方町史』より）

古代都賀郡において忘れてはならないものに、窯業生産がある。国家において官衙（官庁）及び寺院の建立等が続けられる中で行われたものであるが、佐野市三叢山麓から岩舟地域小野寺及び藤岡地域にかけて三叢山麓窯跡群と呼ばれ、下野国随一の窯業生産地であったことが判明している。岩舟地域では大芝原窯跡ほか15箇所、藤岡地域でも幡張窯跡があり、須恵器窯跡も含めると37箇所の窯跡が確認されている。発生としては、周辺に古墳時代の埴輪窯も存在するため、前時代から技術的基盤を持つ工人（職人）が居住し、良質の粘土・燃料が確保されることによるものと思われるが、国府とも比較的近距離で東山道も通過するため運搬にも好地であると考えられる。

さらに、藤岡地域では大前製鉄遺跡群と呼ばれる22箇所の製鉄遺跡が存在する。県南地域の拠点的な製鉄遺跡で、鉄生産と鍛冶（鉄器生産）を窺わせる。時期は9世紀前半から10世紀中葉と思われる。三叢山麓窯跡群と大前製鉄遺跡群は時期がほぼ同じで近接するため、同じ勢力（経営者）であったと推察されている。

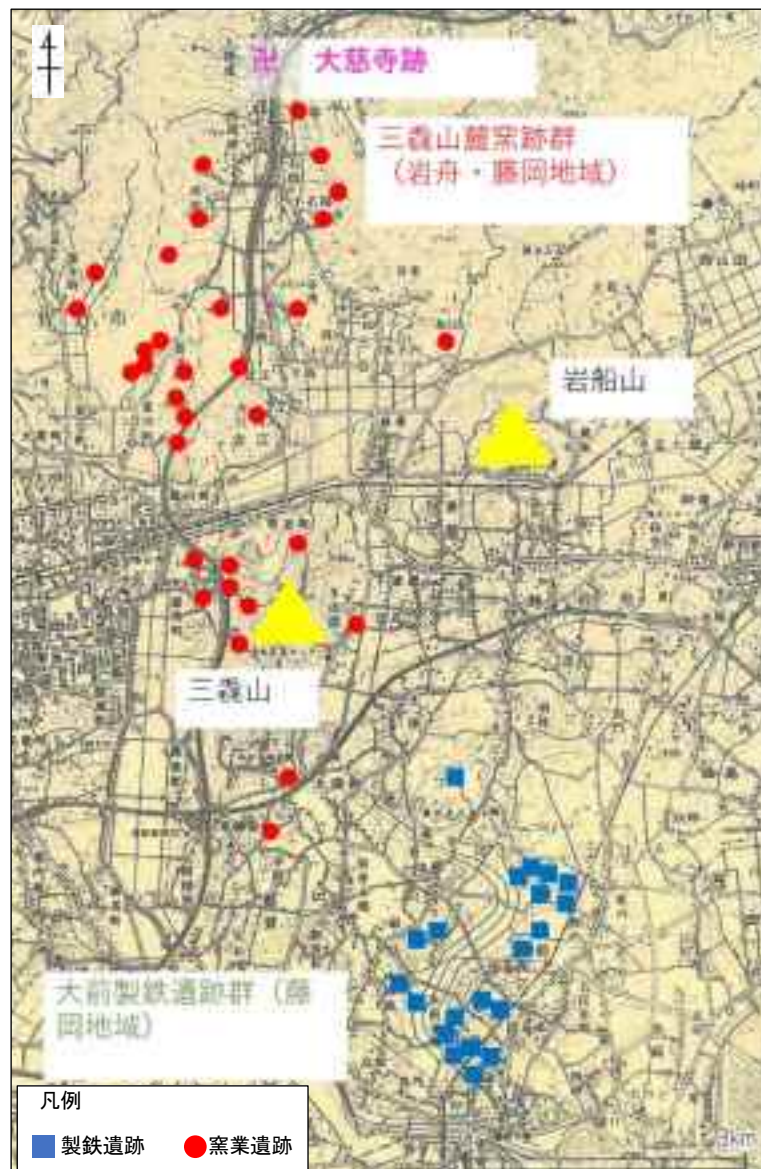


図 製鉄遺跡・窯業遺跡
（『藤岡町史通史編前編』より（一部加工））

(2) 中世

下野国庁終末期は10世紀前葉で、国府所在地としての終末期は11世紀中頃と検討されているが、前代より中世への^{こくが}国衙機構を運営してきた在地最有力者は在^{ざいちょうかんじん}庁^{だいじょう}官人^{くわんにん}の下野大^{おやま}掾^{じゆん}小山氏^{こやま}であると考えられる。栃木市域については皆川氏^{みながわ}を中心とするものであるが、他に宇^う都^{つのみや}宮^{みや}氏系の西方氏^{にしかた}や佐野氏系とされている小野寺氏^{おののけ}・木村氏^{きむら}・鍋山衆^{なべやま}が考えられる。

下野の各武士団は、^{みなものよりとも}源^{みなもと}頼朝^{のりとも}の鎌倉幕府や足利尊氏^{あしかがたかうじ}の足利幕府開設に力を注ぎ、幕府内の勢力争いや各地域間及び一族内の抗争を戦い抜いた。その後、戦国時代には後北条氏^{ごほうじょうし}による北進に伴い生き残りを賭けた^{じゅうぞく}従^り属^{はん}・離反を繰り返すものの、羽柴秀吉^{はしばひでよし}の小田原征伐後から徳川家康^{とくがわいえやす}の江戸幕府初期に改易や領地没収により断絶・没落を余儀なくされたが、地域に根差した文化や風習は受け継がれている。

① ^{かわらだ}川原田合戦^{つが}（^{かつせんば}都賀地域合戦場^{ますづか}・升塚）

大永3年（1523）10月、宇都宮忠綱^{ただつな}は南^{なん}摩^ま地方（鹿沼市）を奪い南下し、皆川（栃木地域皆川地区）を目指した。対する皆川宗成^{むねなり}はその弟、成明^{なりあき}とともに川原田に陣を張り迎え撃った。しかし、宇都宮氏の大軍勢に皆川宗成も、平川城^{ひらかわ}を守っていた弟の成明も討ち死にした。まさに総崩れの間際、小山氏^{こやま}・結城氏^{ゆうき}・壬生氏^{かぜい}の加勢が入り、宇都宮氏を押し返したと伝えられる。

当時、この一帯は川原田と呼ばれていたが、この激戦の地をそれから合戦場というようになった。また、人々はこの戦死者を敵味方問わず埋葬し塚を築き、^{かたわ}傍^ふらに^{ふもんいん}普門院^{くよう}を建立し供養した。この塚は^{きだん}基壇^がが12^{けん}間四方^{ちくせい}の3段築盛で升塚^{きと}といい、この郷も升塚と呼ばれるようになった。



写真 升塚

この西方にはシラジ沼があるが、修羅地が転じたものともいわれる。シラジ沼から南側に接するしめじが原は清水が湧き出す所で、巴波川の源流でもある。

② 沼尻合戦古戦場（藤岡地域大田和・甲・都賀）

天正12年（1584）5月から7月の3箇月間、三叢山南東山麓で北条氏政・氏直の北条軍と佐竹義重・宇都宮国綱を中心とする北関東の領主達が雌雄を決するため対峙した。

時期を同じくして豊臣秀吉と徳川家康の天下の後継者を決める小牧・長久手の合戦が行われていた（長久手の戦いは4月9日）。当時、北条氏は徳川家康と同盟関係にあり、一方、佐竹氏・宇都宮氏は豊臣秀吉に与しており、互いに連携を取っていた。

7月半ば、北条方が佐竹氏・宇都宮氏の退路となる北側の岩船山を取ったことが引き金となり、合戦が終了した。



図 沼尻合戦
（『藤岡町史通史編前編』より）

(3) 近世

① 城下町栃木の始まり

皆川^{ひろて}広照は豊臣秀吉の小田原攻めの後、徳川家康を通じ降伏したため本領^{ほんりょう}安堵^{あんど}となり、皆川へ戻り、天正19年(1591)に栃木城^{とちぎじょう}を築くとされている。しかし、天正12年(1584)の広照書状(皆川^{もんじょ}文書)で「拙者^{しんち}新地を存じ立て油断なきの間」とあることから、新地を栃木城とすれば沼尻合戦の頃から築城計画は進んでいたものとも推定されている。



写真 栃木城の一部掘割とその石垣が残る

また、城下町の建設に関しては諸社寺の移転からみると、円通寺^{えんつうじ}を天正7年(1579)に現在の地へ移転している。神明宮^{しんめいぐう}は棟札^{むなふだ}からみると、応永10年(1403)の創建の後、天正17年(1589)に移転した。近龍寺^{きんりゅうじ}は応永28年(1421)に栃木城内^{じょうない}の宿川原^{しゆくがわら}に建立され、天正16年(1588)に移転している。他に満福寺^{まんぷくじ}、定願寺^{じょうがんじ}、長清寺^{ちようせいじ}等も円通寺移転の頃から築城の天正19年(1591)までには移転したと推定されている。他に、円通寺文書には「天正十四年丙戌栃木町立初ル」とあることから、城下町建築のための準備及び整備は天正7年(1579)には始められていたと考えられる。

しかし、皆川氏は慶長14年(1609)には取潰^{はきやく}され、城は破却された。



写真 神明宮



写真 近龍寺



写真 『円通寺文書』

(天和2年(1682)から元禄15年(1702)までにわたる過去帳)

② 栃木町の支配と陣屋^{とちぎまち}

栃木町は、皆川氏の後、榎本城^{えのもと}の本田忠純^{ほんただだずみ}の支配となるが、慶長18年(1613)の検地^{けんち}を行ってからは他藩の支配や天領^{てんりょう}となり廃藩置県^{はいはんちけん}を迎えることとなる。

この間、栃木市域内には足利藩陣屋^{はたけやま}、畠山陣屋^{ふきあげ}、吹上藩陣屋、西方陣屋、皆川陣屋^{ふかさわ}、深沢陣屋、藤岡陣屋が設けられた。

③ 栃木町の発展と繁栄

栃木町は栃木城の城下町として整備されたが、その後大きく発展するきっかけとなる出来事は徳川家康の死去であった。家康の遺言により遺霊は下野の日光山に改葬されることとなり、東照権現社造営や大法会等に必要な物資を栃木町で陸揚げし日光へ送った。この出来事によって栃木町は街道沿いで人馬の継立（宿ごとに人馬をかえて送ること）を行う宿駅としての機能を持つこととなり、併せて巴波川の遡航終点河岸としても公認された。こうした日光社参のための例幣使街道の整備・宿場の創設によって栃木町は陸上交通の要地と物資集散市場との二つの性格を兼ね備えた商人町となり発展した。

日光例幣使街道については、上野国倉賀野（高崎市）から大伏（佐野市）を通過し、栃木市域では富田宿から栃木宿、合戦場宿、金崎宿と続き、楡木（鹿沼市）で壬生通り（日光西街道）へと入る。各宿場には本陣（脇本陣）や旅籠屋が設けられ、伝馬問屋が昼夜の別なく人足と馬を常備した。なお、日光例幣使については正保4年（1647）

から慶応3年（1867）まで続けられた。

舟運については、栃木河岸は巴波川を遡った終点に位置し、江戸方面からの荷物は部屋か新波河岸で小舟に積み替えて、曳綱をもって遡航し、栃木河岸からの諸荷物は部屋か新波河岸で大舟に積み替えて送った。部屋河岸が積み替え河岸であるため、巴波川の河岸組合は部屋組といった。また、栃木から部屋河岸の間には沼和田、下高島、上川原田（小山市）、鏡（小山市）、緑川に舟渡場があった。

街中においては、馬市や丈間（稲わら、麻の織物）等商品によって日を替えた市（通称六斎市）が開かれ賑わいを見せ、栃木町は活気に溢れ、商人の富とともに和歌、狂歌、俳句、折句の他に謡、長唄、浄瑠璃など遊芸の町としても知られるようになり、有名無名の文人墨客が町を訪れた。

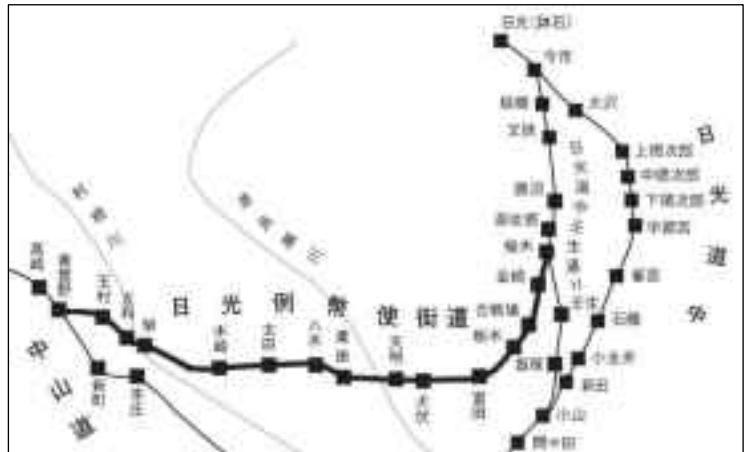


図 日光例幣使街道とその周辺の街道
（『栃木県歴史の道調査報告書第二集』より（一部加工））



図 思川・巴波川の舟運と河岸
（『栃木市史通史編』より（一部加工））

④ 幕末の動乱

尊王攘夷運動も激化する中、水戸藩内の尊王攘夷に関わる慎重派と過激派の派閥抗争に端を発し、急進的な尊王攘夷派は筑波山に挙兵し、聖地日光東照宮を占拠して攘夷の軍事行動に出る構えを見せた。これに対して連絡を受けた近隣諸藩は兵を動かしたため、水戸浪士隊は西に進路を変え栃木町へと進んだ（この急進的な尊王攘夷派でも西進した一派を通称天狗党と呼ぶ）。隊は総勢250名で、栃木町に着いたのは元治元年（1864）4月14日であった。彼らは太平山の多門院を本陣とし周辺に宿泊した。騒動を恐れた栃木町の商人達は軍資金を集め献金し、一行は5月30日には栃木町を出た。しかし、隊から分かれた一隊が6月5日に引き返し、軍用金要求等で騒動となった。

翌夕刻、浪士達は、足利藩陣屋へ談判に押しよせ衝突し、用意しておいた松明に火を点け、家々に投げ込みながら逃走していった。町は下町を中心に大火となり全体で237軒が焼け、さらに数人が殺害されている。これを栃木では愿蔵火事と言い伝える。この火事を含め江戸末期には4回の大火に見舞われたことから、これを教訓に土蔵造りの建物が増えたともいわれる。

月 日	天 狗 党 の 動 向
3月27日	○天狗党 筑波山へ結集。
4月3日	○天狗党 日光山へ向かって筑波山出発。
4月9日～ 4月10日	○天狗党 日光参詣。
4月11日	○天狗党 日光より太平山へ向かう。
4月14日～ 6月1日	○天狗党 太平山へ滞陣。
6月5日	○天狗党 壬生藩などと交渉の後、本隊は筑波山へ向かう。
6月6日	○天狗党 田中愿蔵隊栃木町を焼く。
6月7日	○天狗党 田中愿蔵隊小山宿を経て筑波山へ向かう。
6月9日	○幕 府 川越・谷田部・下妻・宇都宮・壬生・結城・下館・土浦・府中・足利・穴戸の諸藩に天狗党追討を命じる。

図 元治元年（1864）の水戸天狗党の動向
（『栃木市史通史編』より（一部加工））

その後、徳川慶喜は大政奉還の上表をなし朝廷はこれを承認したが、討幕派、特に薩摩藩はこれを不服とし幕府を挑発し、開戦に導こうと江戸市中で乱暴をはたらかせたり、別動隊を関東の要所に派遣して討幕の義兵をつのった。この一つとして浪士達が出流に集った出流山事件があり、世直し一揆騒動も起きた。このように戊辰戦争前後、栃木町や周辺の村々も、打ちこわしに襲われる恐れはあったが、米麦や金銭等を与えることによって巧みに回避した。

(4) 近現代

① 時代の流れ

大政奉還がなされ、新政府は慶応4年（1868）に真岡代官の支配地を治めて真岡県とし、佐賀藩士を知県事に任命したことから、栃木市内の天領の村々は真岡県となる。明治2年（1869）に日光県が設置され、旗本領であった村々と巖原藩（対馬府中藩）領分はその管轄下に入り、大名領は吹上藩県・足利藩県・六浦藩県・古河藩県・関宿藩県・壬生藩県というように、それぞれの藩県に属した。

その後、版籍奉還がなされ明治4年（1871）廃藩置県の詔が出された。下野国は栃木県と宇都宮県とに分かれ、ついで明治6年（1873）には栃木県に統一され、栃木町に県庁が置かれた。庁舎については敷地周囲に堀が廻らされるとともに、巴波川から直接舟が着くように漕渠（県庁の堀と巴波川を繋ぐ堀）も造られた。同年、大通りには36基の街燈（ガス燈）も設置され、県庁所在地としての景観も整えられた。旧県庁の堀と漕渠は、平成8年（1996）に県指定の遺跡（史跡）となっている。



写真 栃木県庁
（明治10年（1877）頃）

新時代へと変貌を遂げていく明治期、西南戦争の鎮圧で武力による反抗が抑えられると、言動の力で民権を主張して政府の専制に対抗する自由民権運動が起こった。明治14年（1881）の栃木県の自由党员の数は全国2位で、その中でも栃木町を中心とした下都賀郡が多数を占めた。これはこの地域が経済的にも先進的であり、特に栃木町は古くから自由を尊ぶ気風があったこと、学塾を中心とした教育の高まりが批判的精神を生んだこと、併せて水戸天狗党事件や出流山事件等が政治に目を向けさせたことなどが考えられる。

このような時代の趨勢の中、県令（県に置かれた長官の呼び名）の三島通庸は栃木県に着任すると明治17年（1884）自由党急進派の一部と衝突しながらも県庁を宇都宮へ移した。

② 街の移り変わり

県令が三島通庸となる以前、大通りは中央を幅1間（約1.8m）の堀が流れていたが、県令の指示で堀は通りの両側に付け替えられ、さらにその外側に歩道が設置された。工事施工は強制的であったが、道路が広がった。交通網の整備が施行される中、鉄道では東北本線誘致運動が進められたが、巴波川の舟運から恩恵を受けていた人々からの反対も多かったとされている。東北本線は浦和から宇都宮への直線的ルートと決定してしまうが、この時の熱心な誘致運動も契機となり、明治21年（1888）には



写真 明治20年代の大通り

第1章 栃木市の歴史的風致形成の背景

りょうもう
両毛鉄道（現在のJR両毛線）が開通する。

文明開化も一層進められ、明治22年（1889）には町村制が施行され、村々も新しい町村へと変貌して行くこととなる。街には自動車も走るようになり、明治44年（1911）には電気も通り電灯が付き、産業は機械化が進んだ。大正15年（1926）にはバスの運行も始まるが、隆盛を誇った舟運は衰退の道を辿った。昭和4年（1929）に東武鉄道日光線が、続いて昭和6年（1931）には東武鉄道宇都宮線が開通した。他に、栃木県最初の写真館第一号も開かれた。



写真 二代目栃木駅舎
（明治43年（1910））

③ 商業都市・産業の移り変わり

政府は明治4年（1871）に江戸時代以来の貨幣制度を廃して、明治5年（1872）に国立銀行制度を布き、国立銀行が銀行券を発行した。栃木町には明治11年（1878）四十一国立銀行が設置された。大正7年（1918）には桐生の四十銀行と合併し八十一銀行の支店となる。明治25年（1892）以降、栃木町の人達によって栃木銀行、栃木農商銀行、栃木商業銀行、栃木共立銀行、栃木倉庫銀行等の多くの銀行が創立された。同時期の明治26年（1893）に栃木商業会議所も設立され、県内のみならず北関東における有力商業会議所として発展した。この頃の栃木の町は米穀商・肥料商・麻問屋・荒物問屋等の商人、高利貸資本業があり、生産業は殆ど勃興せず、生産より流通を通じて、問屋町として発展したようである。



写真 栃木商業会議所
（明治45年（1912）頃）

しかし、戦中・戦後時の配給制度も含めた流通システムの変化に伴い問屋を通ず流通は崩壊し、一部の問屋が残るのみとなった。このような中、昭和7年（1932）から昭和9年（1934）にかけては、栃木町により救済事業として太平山遊覧道路新設という一大事業が施行され、昭和の大不況での生活困窮者を救った。



写真 太平山遊覧道路新設
（昭和7年（1932））

その後、栃木市と商業会議所も経済変化に対応するため工業誘致を推し進めた。代表的なものとして昭和14年（1939）の日立製作所栃木工場の誘致が挙げられる。

④ 旧谷中村と足尾銅山鉍毒事件

足尾銅山は江戸時代に開かれた鉍山であるが、明治時代に入り大規模な鉍脈が発見され

産銅量が急増した。それとともに周辺の山は荒廃し、大雨が降ると鉱山からの廃棄物を含んだ土砂が渡良瀬川に流れ込み、農作物に被害を及ぼした。政府からの度重なる予防命令や経営会社古河鉱業の対応にもかかわらず鉱毒は止まず、渡良瀬川沿岸の農民による鉱山操業停止と補償を求める運動が激化した。明治23年(1890)の第1回総選挙で衆議院議員に選ばれた田中正造は、渡良瀬川沿岸の人々を救うため、国会で足尾銅山の鉱毒問題を取上げた。社会問題にまで広がったが解決せず明治36年(1903)政府は治水事業によって利根川流域の洪水を防ぐとともに鉱毒水を沈殿させるため、遊水地建設を決めた。明治37年(1904)谷中村民と自らも谷中村に移り住んだ田中正造は遊水地建設と廃村に反対したが、政府は買収を進め、明治38年(1905)第1回村民の移転、明治40年(1907)には残留村民16戸を強制的に破壊した。残留村民は仮小屋での反対運動を続けたが、大正2年(1913)田中正造の死などもあり、大正6年(1917)反対運動を断念した。旧谷中村跡には、水塚や延命院跡が残るのみである。

旧谷中村に人々が住まなくなると、その跡地には土砂が堆積し、上質のヨシが繁殖するようになり、葦簀づくりが地場産業として発展しはじめ、昭和30～40年(1955～1965)頃に最盛期を迎えるが、この頃から良質なヨシを採るために行われるようになったヨシ焼きは、3月中旬から下旬の地域の風物詩である。



写真 延命院跡

⑤ 戦後の復興

第二次世界大戦の戦時下においては、すべての物資は配給制度となっており、江戸時代の初め以来培ってきた栃木商人の商圏は根本から覆され、銃後にある働き手は軍用工場に徴用された。

戦後においては、昭和21年(1946)からの農地改革が、再び大商人や、先祖の財産をもとに貸金的な事業を営んでいた人々に、大きな打撃を与えたが、栃木市は見事に立ち上がり、その先駆けをなしたのが下駄製造である。しかも戦前にはなかった、鼻緒生産まで付随して起こった。

栃木市の下駄製造は、戦争中から終戦後にかけて急速に発展、東京や東北・北海道の市場へ進出し、広島県・静岡県等の先進下駄工業地帯と肩を並べて、三大生産地の一つにのし上がった。



写真 下駄材を円型状に積みあげて干しているところ(昭和前期)

第1章 栃木市の歴史的風致形成の背景

巴波川は、明治時代から度々、栃木町中に氾濫し大きな被害が生じていたため、大正11年(1922)から下流の寒川(小山市)より改修工事が始められていたが、根本的な解決を図るため、赤津川への分水工事が昭和23年(1948)から始められ、昭和26年(1951)に完成した。

また、太平山南側の大平地域西地区山麓地帯においては、昭和21年(1946)に「大平下ぶどう組合」が発足し組織的なぶどう栽培が始まり、その後、土地改良が行なわれ、圃場整備事業や昭和46年(1971)に着工した県営広域農道下都賀西部地区により規模が拡大され、昭和48年(1973)に「大平ぶどう団地」が完成した。

栃木市の中心部では、大通りの西側倭橋付近から町屋の敷地を分断する形で、北に延伸する道路が昭和25年(1950)頃から昭和30年(1955)にかけて造られ、新しい通り沿いには、店や住宅が混在する町並みが形成された。道路が建設されると間もなく市が開催されるようになった。

近代化は、大通りにも影響を与えた。昭和30年代後半から大通り両側のアーケードの設置や建物の建て替えが進み、数多く残っていた伝統的な建造物も、下屋庇部分を改造して外観を近代的な建物に見せる工夫が施され、それまでの古い見世蔵や木造店舗が通り沿いに建ち並ぶ町並みが、通りから見た目には近代的な町並みへと変貌し、中心商店街として賑わっていた。

昭和50年代になると、歴史的な町並みに着目し「蔵の街」として全国に観光PRを始め、昭和53年(1978)からは、市内5箇所(安達家、岡田家、坂倉家、塚田家、横山家)の旧家が公開されるようになった。

同時期、東北縦貫自動車道栃木インターチェンジの供用開始(昭和47年(1972))とともに市街地周辺部においては栃木環状線等の新しい道路が開通し、その沿線には新たな商業施設が展開されていたが、栃木駅前から続く大通りの中心商店街でも新たに大



写真 昭和13年(1938)万町
巴波川が氾濫し洪水に見舞われた



写真 大平ぶどう団地



写真 昭和30年(1955)蚕の市会場



写真 昭和の頃の大通り(室町)



写真 昭和47年(1972)東北縦貫自動車道開通

小のスーパーが出店するなど、平成2年(1990)の百貨店の出店まで町並みにも大きな変化が起こっている。

昭和の終り頃からは、住民と行政の協働により、歴史的資源を活かしたまちづくりを基本方針として、歴史的景観のまちづくりが進められ、平成2年(1990)からアーケードの撤去や建造物の外観の復元等が20年以上行われてきた。

このまちづくりの結果、活況を呈した時代を象徴する見世蔵や土蔵等の建物を中心とした歴史的建造物が数多く残され、こうした歴史資産を観光資源化し、関東地方では「蔵の街とちぎ」や「小江戸とちぎ」として知られるようになり、平成8年(1996)からは同じく小江戸と称する埼玉県川越市と千葉県香取市との交流を図るため、持ち回りで「小江戸サミット」を開催している。平成24年(2012)には、市中心部にある「嘉右衛門町伝建地区」が県内初の国の「重要伝統的建造物群保存地区」(以下「重伝建地区」という。)に選定された。

また、市南部にある渡良瀬遊水地は、治水と利水を目的に整備され平成9年(1997)に完成した。現在も治水の機能を第一として整備され、また、貯水は首都圏に供給され、首都圏の水がめとして機能している。内陸部では国内最大級の面積をもつヨシ原のある湿地で、世界的に湿地が減少する中で貴重な存在となっており、ヨシ原を中心に多くの動植物が生息し、豊かな生態系が形成され、平成24年(2012)に渡良瀬遊水地の約四分の三がラムサール条約登録湿地になった。



写真 平成3年(1991)大通り(倭町)



写真 平成11年(1999)大通り(倭町)



写真 渡良瀬遊水地 航空写真

(5) 歴史に関わる人物

栃木市には、産業や民俗芸能の発展に深く関わる人物がいる。

① 勝道しょうどう（天平7年（735）～弘仁8年（817））

勝道は、世界的にも有名な観光地、日光にっこうを開山したことで知られる。父は高藤こうふじすけ介で姓は若田しもと名乗り、下野国府つけこくふの高官こうかんであった。母は吉田氏である。

長らく子がなく、伊豆留いずる（現在の栃木地域出流町）の千手観音菩薩せんじゅかんのんに祈願し、子を授かったといわれる。夫婦の間には「藤糸ふじいと」と呼ばれた男の子が生まれた。天平宝字6年（762）には、下野薬師寺にて具足戒ぐそくかい、沙弥戒さやかいを受けて勝道と改名した。天平神護元年（765）には、市指定文化財（建造物）の本堂と山門のある出流山満願寺さんまんがんじを開基した。延暦元年（782）、男体山に数度の登頂を試みて成功し、日光を開山した。延暦14年（795）に当時の天皇より上野国内の寺院・僧尼を統括する僧職に任じられた。弘仁5年（814）、空海は「沙門勝道山水を歴て玄珠を瑩く碑并びに序」で勝道の業績を記した。『遍照發揮性靈集』に収録されている。

また、勝道は、城山きやまの地に華嚴精舎けごんじを建立したといわれ、この精舎は華嚴寺と考えられている。伝来したといわれる阿弥陀如来立像も残されている。華嚴寺はその後明治の初めまで隆盛りゅうせいを極めた。



写真 日光輪王寺 勝道上人像

② 円仁えんにん（延暦13年（794）～貞観6年（864））

円仁は延暦13年（794）、現在の岩舟地域下津原いわふね しもつばらで生まれたといわれ、9歳から大慈寺の住職広智について修行を積み、15歳で比叡山ひえいざんに登って、伝教大師でんぎょうだいし最澄さいちやうの弟子となった。平安時代随一の学僧といわれ、斉衡元年（854）に第三代天台座主となり、後に山門派の流祖りゅうそとされた。貞観6年（864）に71歳で天台宗の総本山である比叡山延暦寺えんりやくじで入寂にゅうじやくしている。朝廷から慈覚大師という「大師号」を授けた最初こうそうの高僧としても知られている。

承和3年（836）、42歳のとき最後の遣唐使として唐に留学することになり、途中2回の渡航失敗を重ね、承和5年（838）、渡海とかいに成功したが船は全壊するという経緯を経て唐に到着した。山東省の赤山法華さんとうしょう せきざんほつけ



写真 慈覚大師円仁

院や福建省の開元寺、中国仏教三大霊山に数えられる五台山で修業し、唐文化や仏教思想を学び日本に伝えた。唐を旅した承知5年(838)から約10年間の旅行記が『入唐求法巡礼行記』と呼ばれ、その内容は仏教のみならず晩唐の政治・制度・文物・民俗等に及ぶ貴重な史料である。また、『入唐求法巡礼行記』はマルコポーロの『東方見聞録』、玄奘三蔵の『大唐西域記』とともに旅行記として知られている。

③ 皆川広照(天文17年(1548)～寛永4年(1627))

皆川広照は天正18年(1590)、豊臣秀吉の小田原攻めの際に後北条氏に与したが、小田原城の落城前に豊臣秀吉の傘下となり、関ヶ原の戦い後、慶長8年(1603)には徳川家康から松平忠輝の付家老として信濃国飯山藩4万石に封じられた。慶長14年(1609)には忠輝との対立から領地や城を没収されたが、再び常陸国府中藩1万石の領主に任じられ、隠居後も家光の相談役として仕え、寛永4年(1627)80歳で生涯を終えた。



写真 皆川広照肖像

④ 田中正造(天保12年(1841)～大正2年(1913))

田中正造は、天保12年(1841)、安蘇郡小中村(佐野市)に生まれた。栃木県会議員、栃木県会議長をつとめ、明治23年(1890)の第1回衆議院議員選挙に当選し、代議士時代には、明治24年(1891)の第2回帝国議会で鉱毒被害に関する質問書の提出をはじめ、足尾銅山の鉱毒問題に取り組んだ。明治34年(1901)には、代議士を辞職後、鉱毒被害の惨状と被害民の救済を訴えるため明治天皇に直訴を試みたが、失敗した。

その後は、渡良瀬川の遊水地計画の反対運動に尽力し、谷中村に移住し村民とともに村を守るために闘い、村内では破堤所を修築して村民の生活を守り、村外では在京谷中土地所有者及び旧友とともに議会や裁判で当局の不当を訴えつつ、専ら谷中村の復活を要望して日夜奔走し、大正2年(1913)9月4日、73歳の生涯を閉じた。



写真 田中正造像

⑤ ^{やまもとゆうぞう}山本有三（明治20年（1887）～昭和49年（1974））

山本有三（本名山本勇造）は明治20年（1887）栃木町に生まれた。

幼い頃から ^{しょうがく}尚学の精神が ^{おうせい}旺盛で、^{いくた}幾多の苦難を乗り越え、東京帝国大学（現在の東京大学）独文学科を卒業し、^{ぎきよく}戯曲作家として ^{ぶんだん}文壇に登場した。

新聞の連載小説で多くの読者の心をつかみ、特に小説『^{ろぼう}路傍の石』は何度も映画化され、青少年に多大な影響を与えて今日に至っている。また、第二次世界大戦後の第1回参議院選挙に当選し、日本国憲法の口語化や文化財保護法の新立法化など文化国家の建設、推進にあたり政治家としても活躍した。さらに、次世代の子ども達の教育面にも意を用い、小学校や中学校の国語の教科書編纂 ^{へんさん}にも携わり、有三の精神

は学校教育の現場でも活かされている。昭和35年（1960）栃木市名誉市民に ^{すいきよ}推挙され、昭和40年（1965）には第25回文化勲章を受章した。^{きんりゅうじ}近龍寺に墓所があり、毎年1月11日に ^{ほうよう}法要が営まれている（一一一忌）。



写真 山本有三

4 文化財等の分布状況

栃木市には、令和 5 年（2023）9 月 1 日現在で、298 件の国県市の指定等文化財がある。
その内訳は、国指定文化財が 6 件、重伝建地区が 1 箇所、県指定文化財が 40 件、市指定文化財が 197 件、国の登録有形文化財が 54 件となっている。

表 栃木市指定等文化財件数一覧

種類		国		県	市	計
		指定・選定	登録	指定	指定	
有形文化財	建造物	1	54	6	21	82
	絵画	0	0	9	12	21
	彫刻	1	0	10	32	43
	工芸品	0	0	6	8	14
	書跡・典籍	0	0	1	4	5
	古文書	0	0	0	2	2
	考古資料	2	0	0	16	18
	歴史資料	0	0	4	16	20
民俗文化財	有形の民俗文化財	0	0	1	10	11
	無形の民俗文化財	0	0	1	13	14
記念物	遺跡	2	0	2	41	45
	動物・植物・地質鉱物	0	0	0	22	22
伝統的建造物群		1	0	0	0	1
計		7	54	40	197	298

令和 5 年（2023）9 月 1 日現在

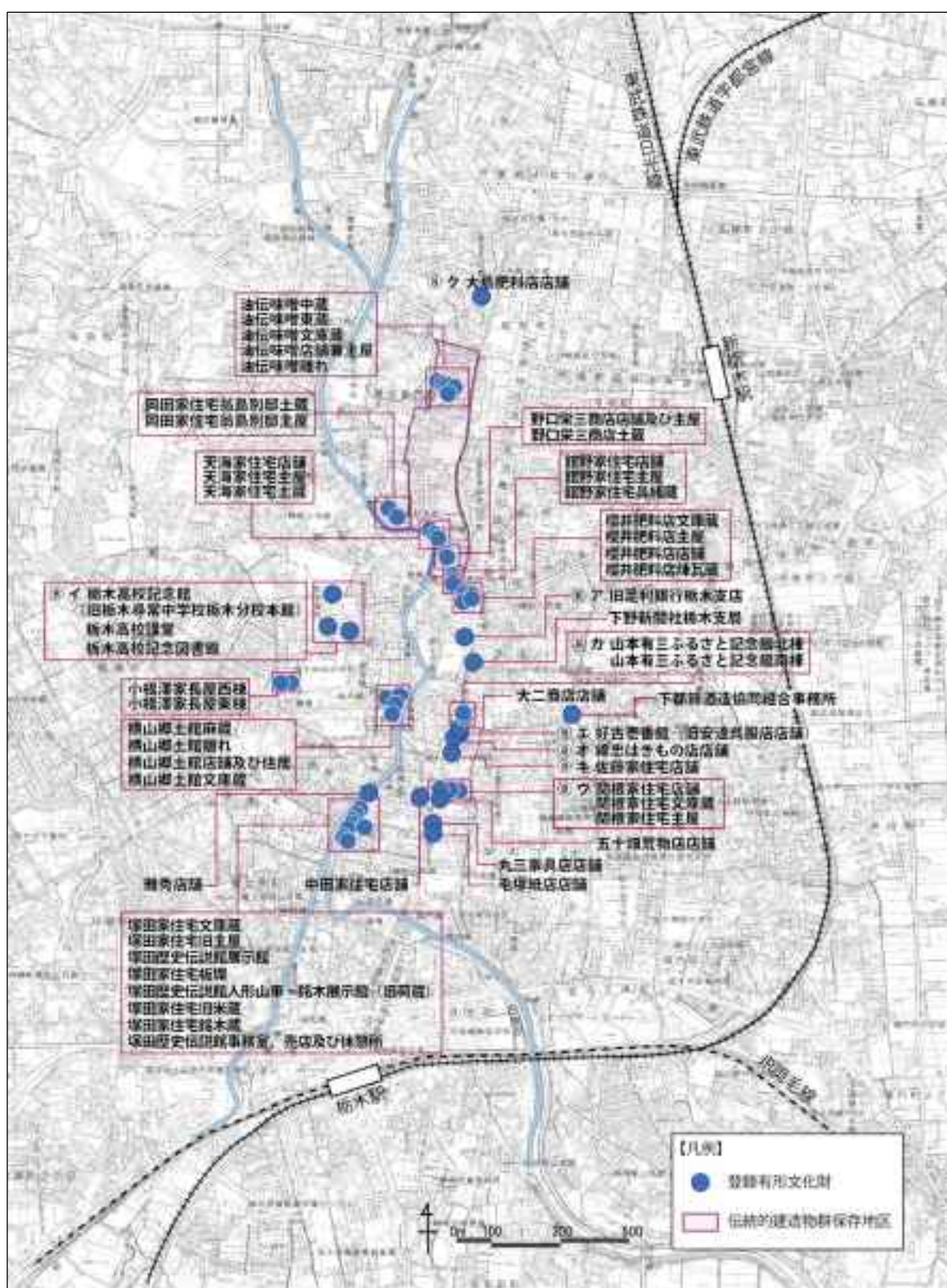


図 登録有形文化財位置図（国指定等文化財位置図の拡大図）

① 村檜神社本殿（建造物）

本殿は天文22年（1553）に建てられ、県内でも珍しい三間社春日造、屋根は檜皮葺である。小野寺保領主の小野寺氏、唐沢山城主の佐野氏等が造営にあたったといわれる。由来は平安時代まで遡り神社の敷地から出土した遺物の文字瓦は第三代天台座主円仁を輩出した隣接の大慈寺との関連性が窺える。境内には杉の大木や植物が自生して希少生物も生息し、これらは市指定文化財（村檜神社社叢）となっており、本殿とともに厳かな神域となっている。



写真 村檜神社本殿

② 鉄造薬師如来坐像（彫刻）

鎌倉時代の作で、背面に建治3年（1277）の陽鑄された銘文があり、施主、勧進した僧侶、檀那が記されるが、作者は不明である。陽鑄された銘文から河内国丹南郡を本拠とする鎌倉大仏を鑄造した丹治氏が鑄物師として関与したと考えられる。鑄鉄造で、像の高さは90.0cm、厚1.5cmであり、ごく一部に漆が残り、漆の上に金箔を重ねている。

台座も鑄鉄造で、彩色され、四重蓮華座、高さ51.0cmである。陽鑄の銘文があり野州天明大工によって元文5年（1740）に製作されたことが記される。

光背は後世に補われたものである。

同様の鉄造の仏教遺物が宇都宮氏の領土に多く分布していることから、同氏の関与が窺える。



写真 鉄造薬師如来坐像

③ 下野七廻り鏡塚古墳出土遺物（考古資料）

七廻り鏡塚古墳は昭和44年（1969）に宅地造成中に発掘された円墳である。巨大な桧材の舟形木棺と組み合わせた式箱形木棺が地下水の湧く状態で発見され、中から木装大刀2振や黒漆塗弓2張、鉾1口、鉄鏃88本、鏑矢6本、革紐付の鞆、堅櫛や毛織首飾り、馬具等が出土し、特に木・革製品の遺存状態が非常に良好であったため当時の歴史的発見となった。特に木装大刀は三輪玉が付属する1振があり、刀と鞘の構造が分かる資料である。構築時期は6世紀中頃と考えられている。



写真 七廻り鏡塚古墳舟形木棺出土状況

④ 栃木県藤岡神社遺跡出土品（考古資料）

藤岡神社遺跡で平成3年（1991）から4年間発掘調査が行われた結果、縄文時代の集落と多数の出土品が発見された。出土品の中でも、縄文時代後期から晩期（約4千年から2千6百年前）にかけての土器・土製品（土偶、



写真 藤岡神社遺跡出土動物型土製品

動物型土製品等）829点、石器・石製品（石剣、石冠等）408点、骨角・牙・貝製品（垂飾、貝輪等）7点の合計1,244点が国の指定を受けている。また、これらの出土品は、系統的に製作されたものであり、縄文時代の精神文化や生活の様相を知る上で貴重とされた。土製品のうち犬形土製品については、同遺跡内の埋葬された犬頭骨とともに、日本の犬の系統と人との関係について注目されている。

⑤ 吾妻古墳（遺跡）

全長128mの栃木県最大の前方後円墳である。埋葬施設は、前方部中央に横穴式石室がある。奥壁、側壁は閃緑岩の一枚石、玄門（入口）は凝灰岩を加工した石で、玄室（遺体をおく部屋）の前面の側壁は川原石を積み、羨門（石室の前の入口）は凝灰岩からなる。墳丘一段目が広く、凝灰岩を加工して造られた石室を持つ。栃木県南部の古墳時代後期の古墳で基壇を持ち石室が前方部にあり切石を使用する「下野型古墳」であり、規模と特徴からその完成型と考えられている。主体部前面から桂甲小札（鎧）、形象埴輪、円筒埴輪等が出土した。銀装刀子や銀片も出土し、銀装の被葬者像が想定できる。構築時期は6世紀後半と考えられている。

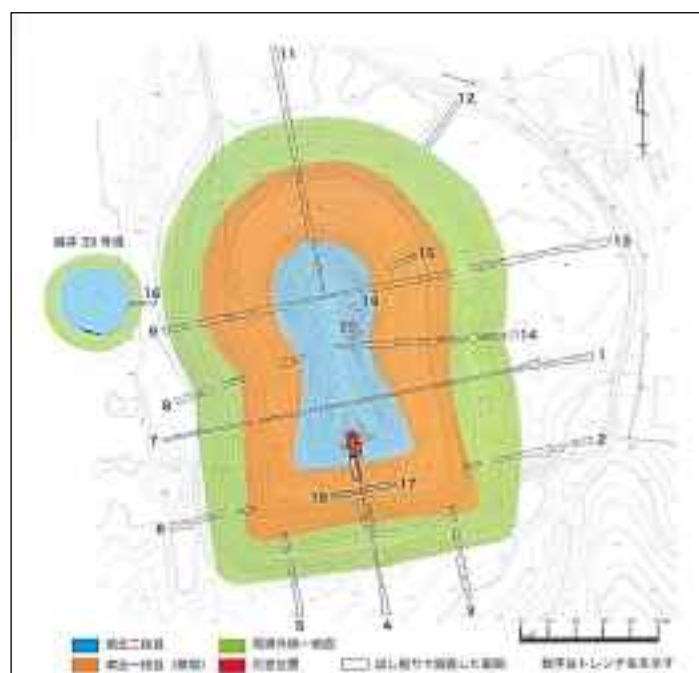


図 吾妻古墳墳丘平面図

⑥ 下野国^{こくちよう}庁跡（遺跡）

昭和54年（1979）の発掘調査により発見された。国府^{こくふ}の中心である国庁域^{ほう ちよう}は方1町（約108m）の四方の囲いの範囲で、板塀^{いたべい}と区画溝によって囲まれる。南中央に南門があり、中心部には前殿^{ぜんでん}、東西には南北に長い東脇殿^{わきでん}、西脇殿があった。現状は宮野辺神社敷地だが、前殿の北には正殿^{せいでん}があったと考えられている。調査結果から8世紀前半から10世紀前半まで存続し、少なくとも4回の建て替えがあることが判明した。西脇殿の西側から木簡^{もつかん}と焼土^{しょうど}が出土し、延暦9・10年（790・791）の年号が記され、建て替えに係る焼失年代も確定した。『将門記（平安時代中期頃成立）』には平将門^{たいらのまさかど}の軍が下野国府周囲で布陣する姿が記されている。律令^{りつりよう}制下の地方統制の中核として設置された役所で、奈良、平安時代を通して政治・軍事・経済・交易を集約する一大拠点であった。平成6年（1994）に前殿を復元し、平成8年（1996）には「下野国庁跡資料館」を開設した。



写真 下野国庁跡前殿（復元）

⑦ 栃木市嘉右衛門町^{かう えもんちよう}（伝統的建造物群）

嘉右衛門町伝建地区の面積は約9.6haで、伝統的建造物（建築物）が92件、伝統的建造物（工作物）が36件、環境物件（伝統的建造物と景観上密接な関係にある樹木、庭園等を特定したもの）が5件である。天正年間（1573～1592）に岡田嘉右衛門^{おかだ かう えもん}が新田開発したとされ、嘉右衛門新田村^{かう えもんしんでんむら}といわれた。元禄2年（1689）には畠山^{はたけやま}氏の陣屋^{じんや}が置かれ、岡田家は嘉右衛門を代々襲名^{しゅうめい}し畠山領内の惣代名主^{そうだいなぬし}を務めた。

南北に巴波川と日光例幣使街道が通り、街道沿いの敷地割りとともに、江戸末期から近代にかけ在郷町^{ざいこうまち}として繁栄した蔵造りの見世蔵^{みせぐら}や土蔵^{どぞう}、真壁造りや洋風の店舗が残り、変化のある町並みを形成している。



写真 嘉右衛門町伝建地区

⑧ 登録有形文化財（建造物）

ア 旧足利銀行^{あしかが}栃木支店

足利銀行栃木支店として使用されていた建物で、昭和9年（1934）に建設された。切妻造鉄板葺^{きりつま}の周囲に低い壁を立ち上げ、外観を平らな屋根に見せた比較的小規模な建物であり、典型的な昭和初期の銀行建築として貴重である。



写真 旧足利銀行栃木支店

イ 栃木高校記念館（旧栃木尋常中学校栃木分校本館）・講堂・記念図書館

記念館は明治29年（1896）の建築で、栃木尋常中学校の栃木分校として創立された。大正7年（1918）の陸軍特別大演習の際に大正天皇の行在所^{あんざいしよ}となった。木造二階建、寄棟造^{よせむね}棧瓦^{さんがわらぶき}葺で、正面中央に玄関部分を張り出し、外壁は下見板^{したみいたば}張りペンキ塗とし、規則的に上げ下げ窓を並べただけの比較的質素な建物である。一階内部は職員室や校長室、事務室など、旧本館時代の機能を留めるが、二階は大正天皇の行在所となった当時の施設（御座所^{ござしよ}や浴室）がそのまま保存されている。明治期の典型的な中学校建築であるとともに、明治・大正期の行在所の実態を知る貴重な建物である。明治43年（1910）には講堂、大正3年（1914）には記念図書館が建築された。



写真 栃木高校記念館



写真 栃木高校講堂



写真 栃木高校記念図書館

ウ 関根家住宅店舗・主屋・文庫蔵^{せきね おもや ぶんこくら}

関根家は江戸末期頃から煙草の卸売商を営み、明治初期からは「栃木煙草売捌組合^{うりべつ}」として昭和4年（1929）まで存続した。洋館（店舗）の奥には通り庭形式の住居（主屋）が続き、その奥に土蔵（文庫蔵）がある。洋館は、大正11年（1922）に建設されたが、土蔵はそれよりは古く、江戸末期（推定）である。洋館は鉄筋コンクリート造二階建、屋根の骨組みは木造で、切妻造^{きせむね}棧瓦^{さんがわらぶき}葺の屋根が架けられている。



写真 関根家住宅店舗

第1章 栃木市の歴史的風致形成の背景

エ ^{こう こ いちばんかん} 好古壺番館（^{あ だち}旧安達呉服店店舗）

元は呉服商の店舗（洋館）で大正12年（1923）に建設された。木造二階建て、一階正面をポーチ状に張出し、銅板葺^{どうばんがき}の二段の勾配で四方向に傾斜する屋根を架け、屋根窓を設ける。柱や扁平^{へんぺい}アーチ部に石貼して石造風に仕上げるなど、大正期の意匠を良く表現している。



写真 好古壺番館（旧安達呉服店店舗）

オ ^{わたちゅう} 綿忠はきもの店店舗

小屋梁^{こ や ばり}（中引梁^{なかびきはり}）の墨書^{ぼくしょ}から安政3年（1856）の建築であることが知られる。全体的に小規模ながらも古い形式を留めており、通りに面して引き戸を用いた庇^{ひさし}付きの小窓を二つ並べ、屋根の装飾も控え目な見世蔵である。



写真 綿忠はきもの店店舗

カ ^{やまもとゆうぞう} 山本有三ふるさと記念館南棟・北棟

2棟の見世蔵が一つの屋根の下に並ぶ。建築年代は確定できないが、2棟の見世蔵が同時に建設されたものではないことは、軒先の意匠^{のきさき いしょう}や窓の形式が異なることから明らかである。見世蔵はどちらも二階建て、棧瓦葺^{ひらいり}、切妻造平入で下屋庇^{げ や びさし}を設けている。



写真 山本有三ふるさと記念館南棟・北棟

キ ^{さとう} 佐藤家住宅店舗

切妻造平入の二階建てで正面に下屋庇^{しつくい}を設ける。外壁は黒漆喰塗で、正面二階窓はやや縦長であるが、南妻面にも窓を設ける。全体に天井が高く、開口部も多くなっており、明治中期の建設と推定されている。



写真 佐藤家住宅店舗

ク ^{おおしま} 大島肥料店店舗

小屋裏の棟札から明治15年（1882）の建設であることが分かる。棧瓦葺^{めぐ}の二階建てで、通りに面して下屋庇を出し、正面は左右に小さな角窓を設ける。外面は土蔵造り漆喰仕上げで軒には鉢巻^{はちまき}（軒下を厚く塗った部分）を廻らせている。



写真 大島肥料店店舗

(2) 県指定文化財

県指定文化財は41件あり、建造物6件、絵画9件、彫刻10件、工芸品7件、書跡1件、歴史資料4件、有形の民俗文化財1件、無形の民俗文化財1件、遺跡2件が指定を受けている。

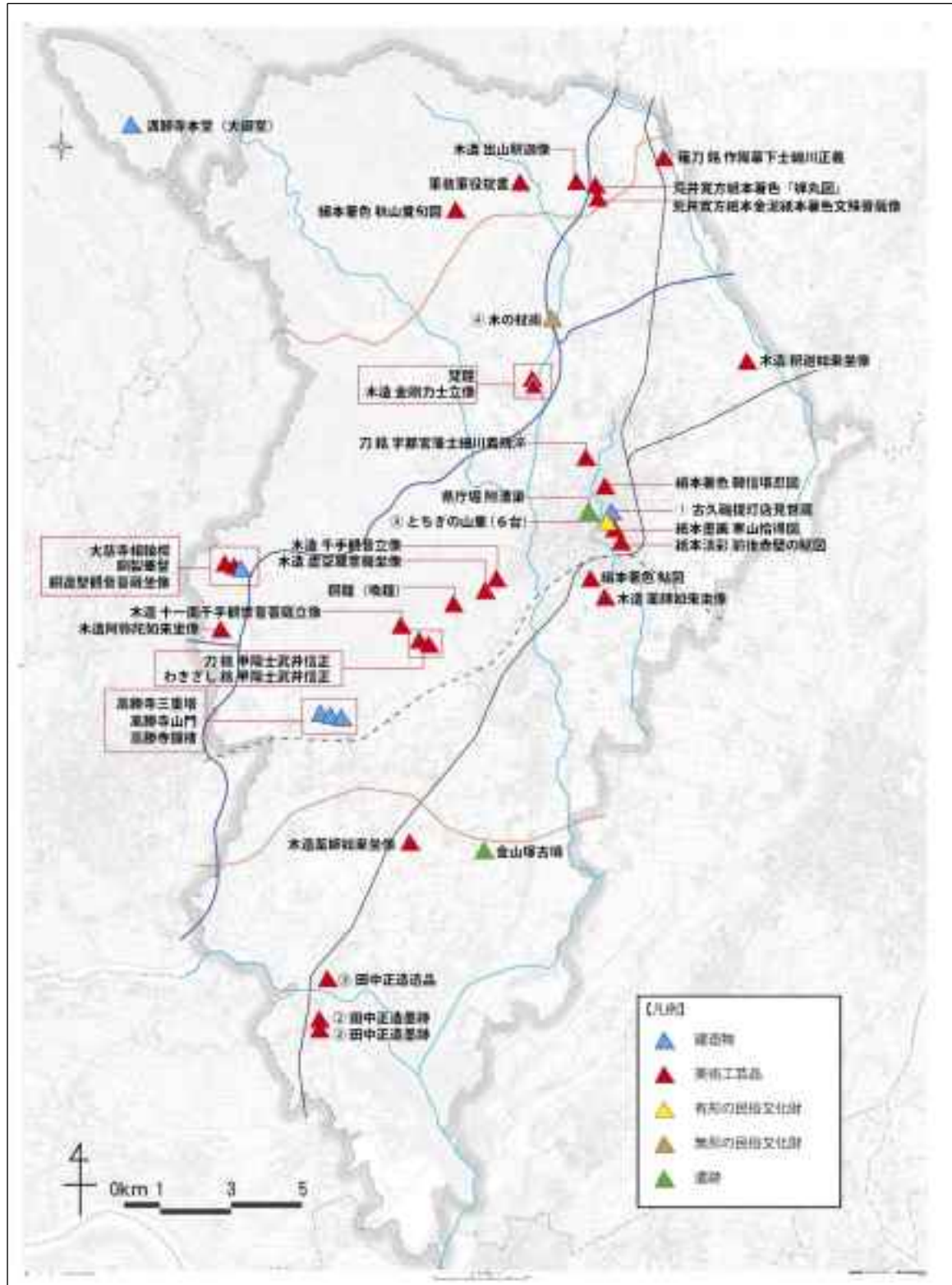


図 県指定文化財位置図

注：「絹本著色 虚空蔵曼荼羅図」は市外に所在する。

注：所有者の都合等により公表していないものが2件ある。

第1章 栃木市の歴史的風致形成の背景

① 古久磯提灯店見世蔵（建造物）

小屋梁に弘化2年（1845）の墨書が確認でき、現存する見世蔵の中でも古い時期の建造である。通りに面して前面に下屋庇を設け、黒漆喰の外壁で、二階窓は引き戸である。内部も当時の状態を保っており、北半分は帳場である。東側の背面には中央に両引戸が残る。二階は2室の座敷が通りに面して並んでおり、南側の1室に床の間が付く。古い時期の見世蔵として典型的な構造と手法で造られ、見世蔵という建築構造の完成度が高かったことが窺える。古久磯店は、本店から独立した後、明治末期以降に栃木地域万町内で提灯店を営んでおり、大正年間（1912～1926）よりこの場所にて営業した。



写真 古久磯提灯店見世蔵

令和5年（2023）までは「とちぎ歌麿館」として美術作品等の簡易展示が行われていた。

② 田中正造に関わる遺品と墨跡（歴史資料）

明治34年（1901）に、足尾銅山鉍毒事件を明治天皇へ直訴した田中正造に関わる遺品1件と墨跡3件の歴史資料である。田中正造は天皇直訴後、明治37年（1904）から谷中村（現在の渡良瀬遊水地内）に居住し、遊水地計画の反対運動に尽力し、大正2年（1913）支援者まわりの途中で死去した。栃木市内では正造に関する遺品と墨跡が藤岡地域に所在しており、同氏の影響の高さが窺える。同様の墨跡や資料は佐野市や宇都宮市にもある。

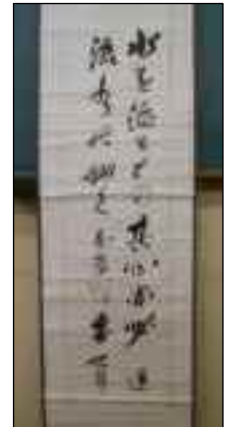


写真 田中正造墨跡（個人蔵）

③ とちぎの山車（有形の民俗文化財）

とちぎの山車は江戸型人形山車であり、万町一丁目・二丁目・三丁目、倭町二丁目・三丁目、室町の山車が指定されている。江戸型人形山車は三層からなり、最上部が人形、二層目が上段幕にかこまれた枠、そして最下部は見送幕にかこまれた枠である。



写真 とちぎの山車

④ 木の杖術（無形の民俗文化財）

木の杖術は都賀地域木地区に伝わる祭礼である。木八幡宮の氏子が小天狗流杖術を隔年で同社へ奉納し、杖と太刀の打ち合いの演舞が行われる。中学校の文化祭で生徒による杖術の発表があり、保存と普及活動が継続的に行われている。



写真 木の杖術

(3) 市指定文化財

市指定文化財は198件あり、建造物21件、絵画13件、彫刻32件、工芸品8件、書跡4件、古文書2件、考古資料16件、歴史資料16件、有形の民俗文化財10件、無形の民俗文化財13件、遺跡41件、動物・植物・地質鉱物22件が指定を受けている。

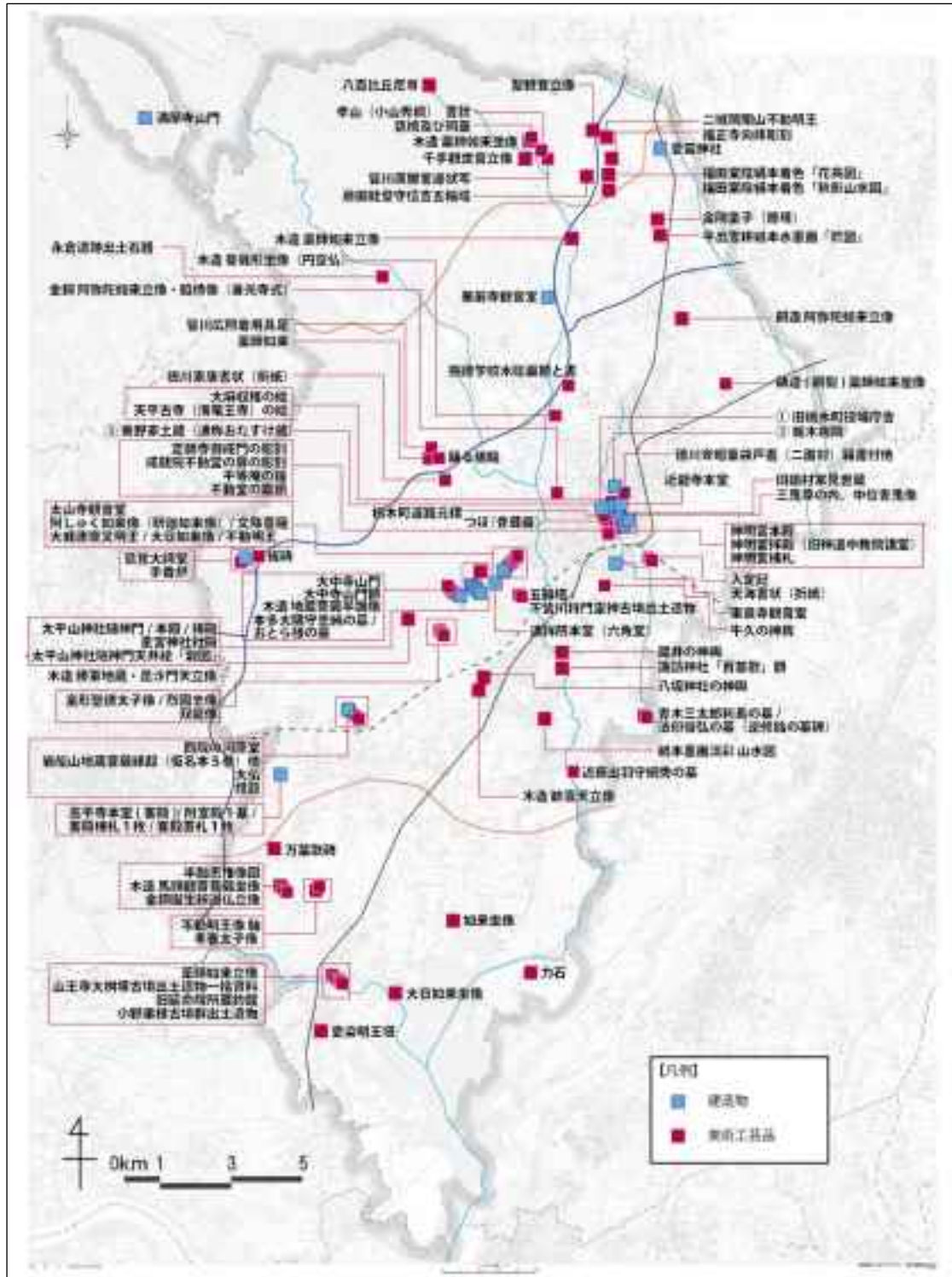


図 市指定文化財位置図（建造物、美術工芸品）

注：「田崎草雲紙本墨画淡彩『農家団欒図』」、「田崎草雲紙本墨画淡彩『鍾馗の図』」
 「徳川秀忠黒印状」「藤田信吉知行宛行状」「西方綱吉官途状（渡辺四郎兵衛あて）」
 「西方綱吉官途状（中新井主水丞あて）」「宇都宮国綱書状」は市外に所在する。
 注：所有者の都合等により公表していないものが2件ある。

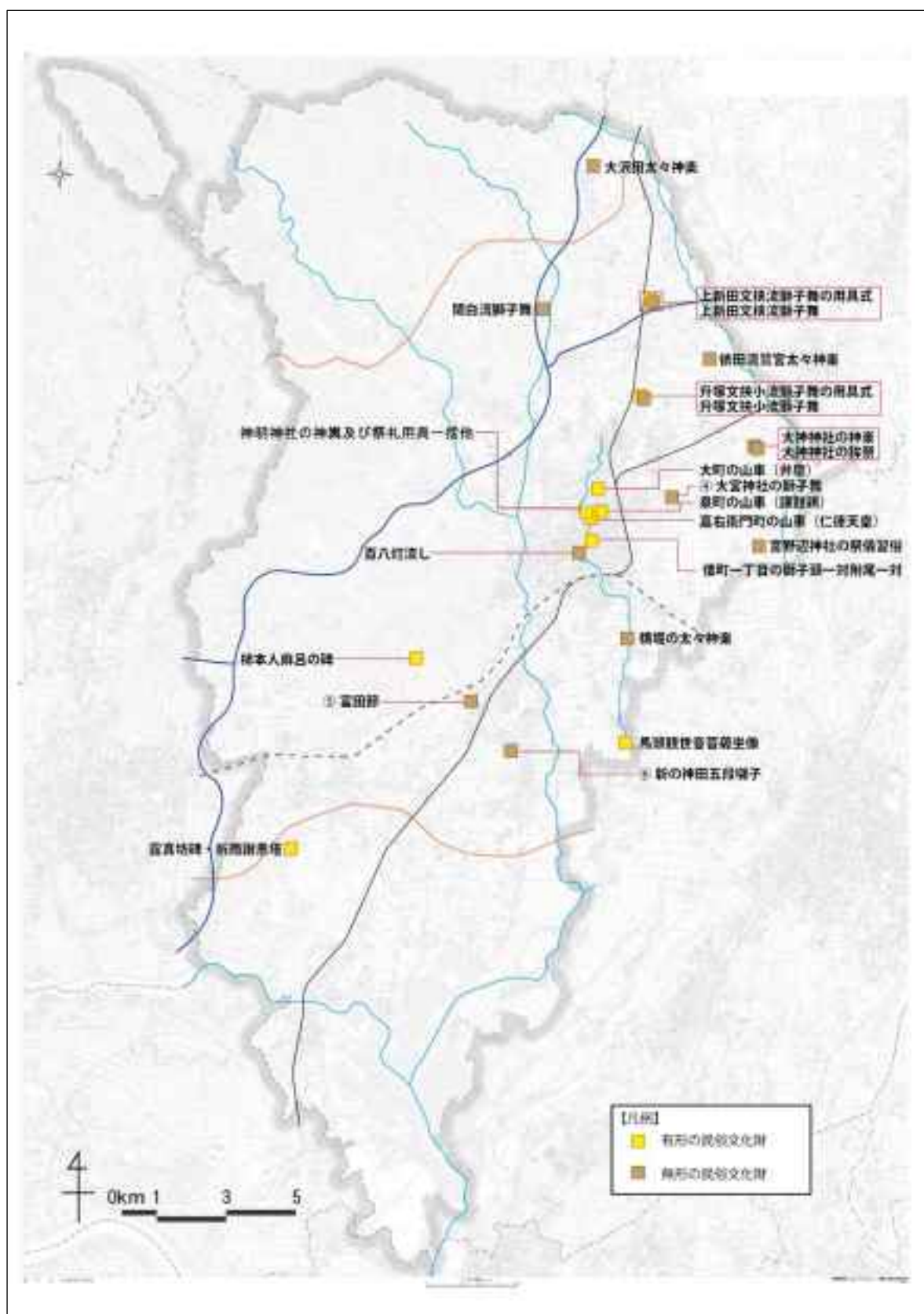


図 市指定文化財位置図（有形の民俗文化財、無形の民俗文化財）

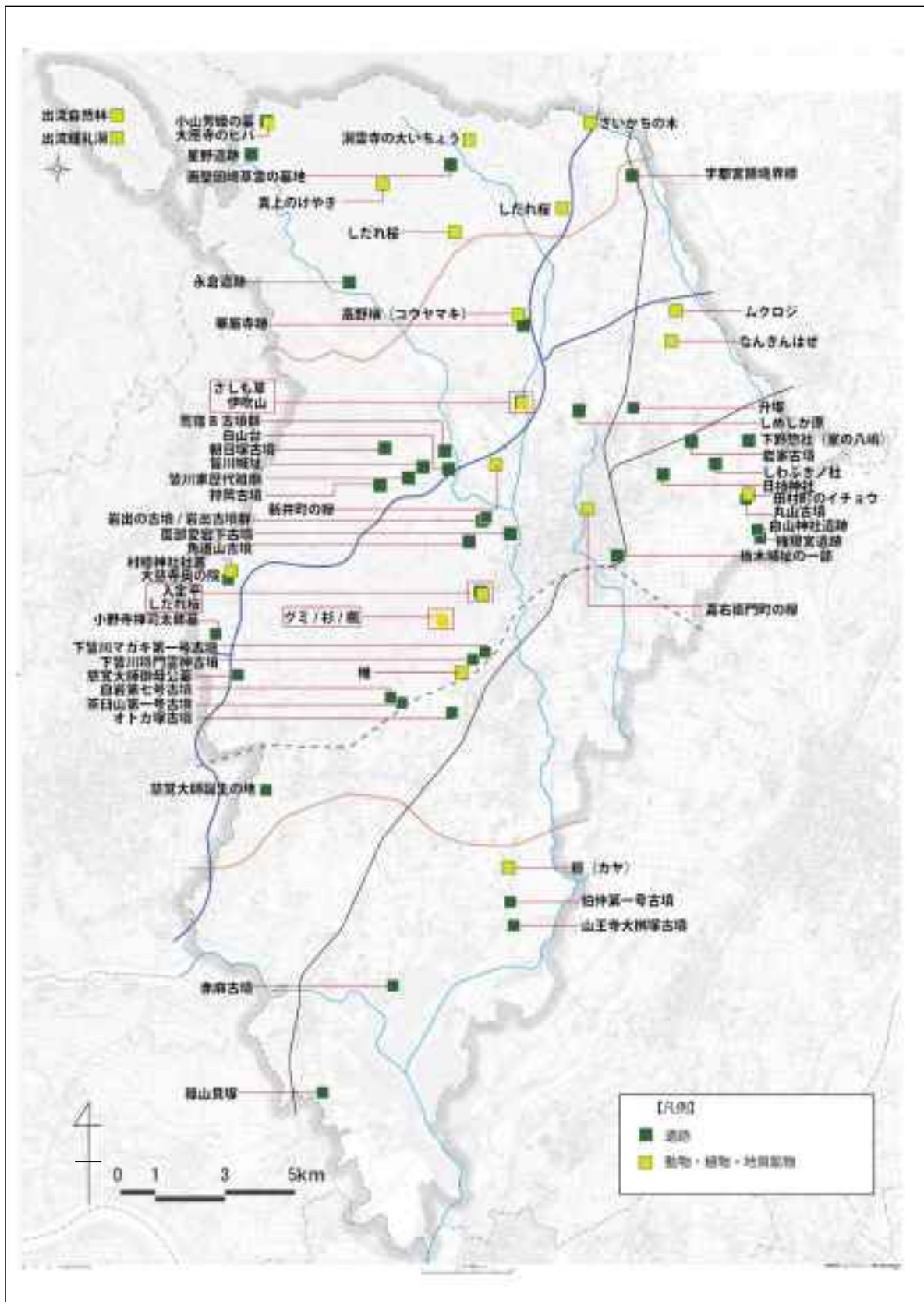


図 市指定文化財位置図（遺跡、動物・植物・地質鉱物）

① 旧栃木町役場庁舎（建造物）

大正10年（1921）に栃木町役場庁舎として建設され、昭和12年（1937）市制施行以来、市庁舎として使用されていた。木造二階建の洋風建築で、屋根の上に小塔^{しょうとう}をのせる。大きな改変がなく当時の設計図も残されており、典型的な大正期の公共建築である。現在は栃木市立文学館として使用されている。



写真 旧栃木町役場庁舎

② 栃木病院（建造物）

栃木病院は大正2年（1913）に建造された洋風建築である。木造二階建で、外壁は木造の骨組みを現すハーフティンバー（木骨形式）で装飾的な骨組みの曲線を強調している。一階は板張りペンキ塗、二階は漆喰塗である。正面中央は吹き放ちのベランダとし、左右非対称の屋根となっており、変化に富んだ軽快な外観である。



写真 栃木病院

③ 善野家土蔵（通称おたすけ蔵）（建造物）

善野家は元禄12年（1699）以降、栃木に存続した旧家で、「釜佐^{かまさ}」の名で知られる。土蔵は東蔵、中蔵、西蔵の3棟の質蔵^{しちぐら}であり、内部各所の墨書から、東蔵が文化年間（1804～1818）初期、中蔵が天保2年（1831）以前、西蔵は天保11年（1840）の建築であることが確認できる。西蔵が最も大きく、奥行きが2間ほど広がる。すべて二階建で黒漆喰塗であり、前面に3棟を繋ぐ庇を設ける。屋根上の装飾も大きく、大規模で良好な造りで、3棟が連続して並ぶ様子は重厚な歴史を感じさせる。



写真 善野家土蔵

「おたすけ蔵」の名称は、江戸時代末期に困窮^{こんきゅう}人救済のため多くの銭や米を放出したことに由来するとともに、また失業対策事業として蔵の新築を行ったためともいわれている。

内部改修を行い、平成15年(2003)から令和3年(2021)3月まで「とちぎ蔵の街美術館」として建造物の公開と美術作品の展示に活用され、現在は「蔵の街市民ギャラリー」として使用されている。

④ ^{おおみや}大宮神社の獅子舞^{ししまい}（無形の民俗文化財）

大宮神社の獅子舞は江戸時代に始まったとされ、11月の秋の大祭にて奉納される。以前の秋の大祭は、旧暦9月29日に行われていた。舞の種類は12通りあり、雄獅子、雌獅子、子獅子、日天、月天の役の5人で行い、笛と太鼓を鳴らして舞を行う。拝殿の西側と東側、竜神前と愛宕社前で4回の本舞を行う。



写真 大宮神社の獅子舞

⑤ ^{とみだぶし}富田節（無形の民俗文化財）

富田節は^{おおひら}大平地域^{とみだ}富田地区で江戸時代に生まれた。同地区には^{とみだじゆく}富田宿があり日光例幣使街道が南北に延びる。第二次世界大戦後に衰退したが、昭和52年(1977)に保存会が発足し継承された。^{はやうた}囃し唄とくどき唄の二種類があり、囃し唄は随時その場の雰囲気に合わせて区切り、人の一生を唄う内容で踊り手全員が唄う。くどき唄は、京都大阪を舞台にしたお吉・清三の悲恋を唄う内容である。道具は^{ひれん}四斗樽、^{よんとだる}大太鼓、^{しょう}鉦、^{じゅばん}笛で、衣装は浴衣、^{てっこう}襦袢、まわし、手甲である。



写真 富田節

⑥ ^{あらい}新の神田五段囃子^{かんだごだんばやし}（無形の民俗文化財）

新の神田五段囃子は「ひょっとこ囃子」と呼ばれ、江戸末期頃から伝承された。第二次世界大戦後に衰退したが、昭和54年(1979)に「新ひょっとこ囃子保存会」が発足し継承された。神田囃子の流れを組む^{こまつりゅう}小松流五段囃子で、演奏に合わせてひょっとことおかめ、その他の仮面を被った者が農民の働く姿を滑稽な仕草で舞い踊る。演奏譜曲はすべて口伝で、囃子、踊りともに熟練を要する。



写真 新の神田五段囃子

(4) 主な未指定文化財

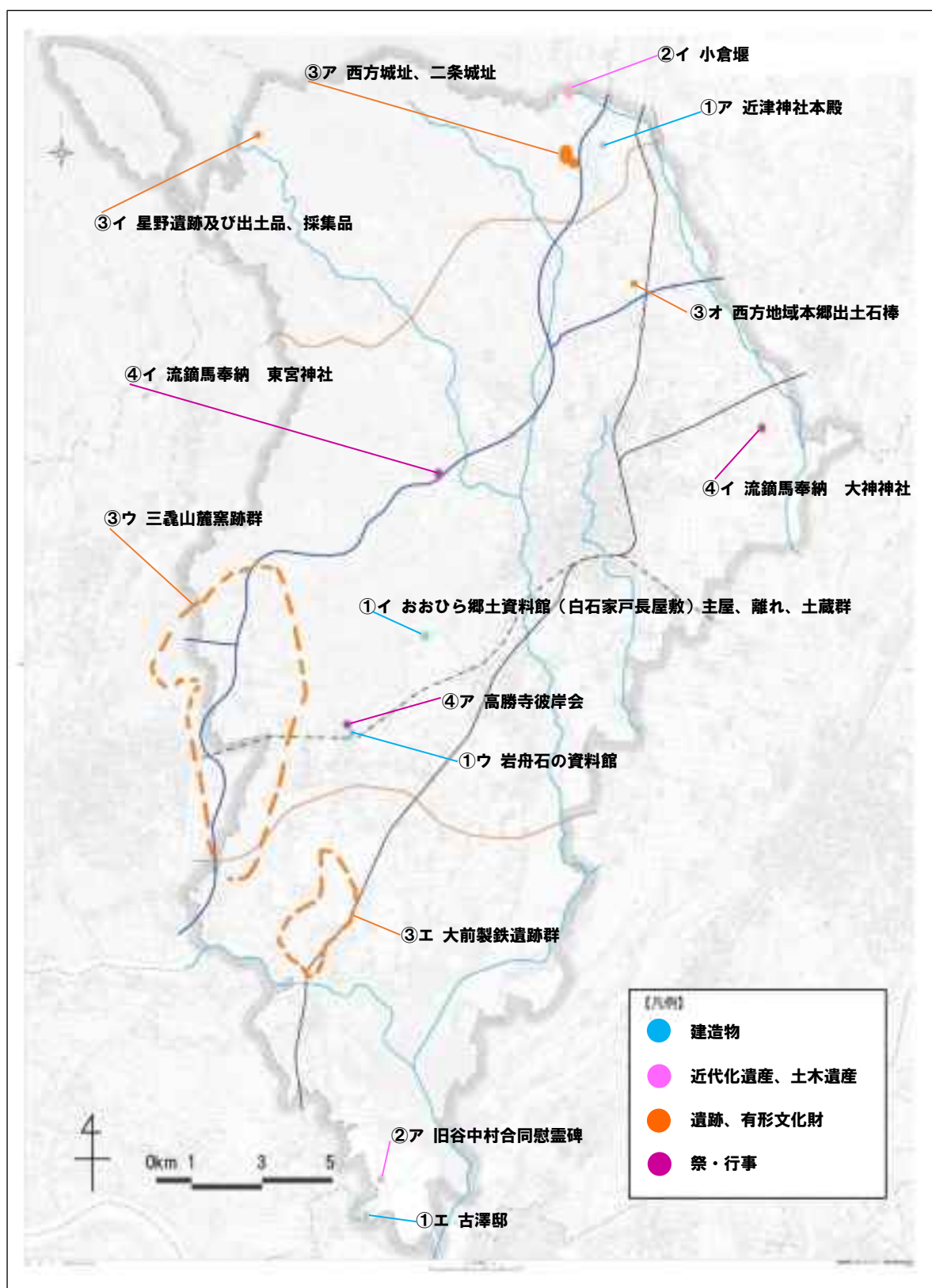


図 主な未指定文化財位置図

① 歴史的価値の高い建造物

ア 近津神社本殿

近津神社は西方地域にあり、村の総鎮守社である。本殿は三間社流造である。拝殿は昭和35年(1960)に改築、本殿は昭和62年(1987)に解体・彩色修理と曳家が行われている。万治元年(1658)の建築といわれ、改修時に文化13年(1816)の墨書が見つっている。奉納された扁額には貞享4年(1687)、鉦には元禄9年(1696)の銘がある。大沢田太々神楽は本神社に奉納されている。当地域の信仰と歴史を知る上で重要な建造物である。



写真 近津神社本殿

イ おおひら郷土資料館（白石家戸長屋敷）主屋、離れ、土蔵群

おおひら郷土資料館は文政年間(1818～1830)の建築といわれる。茅葺の主屋、離れ、長屋門の他、6棟の土蔵が建ち並ぶ。主屋の玄関部と離れ、裏の蔵は瓦葺漆喰止めを施す。大正7年(1918)の陸軍特別大演習で秩父宮の宿となった。昭和41年(1966)に「栃木県緊急民家調査対象家屋」に指定され、昭和56年(1981)に旧家保全事業として長屋門と蔵が修復された。白石家は江戸時代には名主、明治初期には戸長を務めた名家である。主屋には書院造の客間があり、格式を伝える。現在は郷土資料館として活用されており、旧名家の歴史と文化を伝える重要な建造物である。



写真 おおひら郷土資料館 主屋

ウ 岩舟石の資料館

岩舟石の資料館は昭和6～7年(1931～1932)にかけて建築された洋館風の建物である。昭和初期の不況は深刻で、石工の細工技術の保存と救済を目的として建てられた。二階建てで切り出した安山岩質角礫凝灰岩(通称岩舟石)を内装、外装に使用する。石表面にはノミ痕が筋状に見られ、切石を連ねることで線状に見える装飾効果を得ている。古墳時代から利用された石材である岩舟石が現代も利用されており、廃坑となった碎石場とともに地域に産出する石材の歴史が分かる重要な建造物である。



写真 岩舟石の資料館

第1章 栃木市の歴史的風致形成の背景

エ 古澤邸

古澤邸は移築された住宅で、当時蚕種商^{さんしゅしょう}を営んでいたが、明治39年（1906）河川法適用による旧谷中村の廃村後、明治41年（1908）に現在の地へ曳家を行い移住した。明治12年（1879）の建築と伝えられている。当時の当主は移住後も桑畑^{くわはた}の租借^{そしゃく}や養鯉^{ようり}の請願^{せいがん}を行った記録が残され、衰退した谷中村住民や新規移住者に仕事を用意しようとした意図が窺える。曳家の際の写真も残っており、当時の農村の建築技術と谷中村の歴史を伝える重要な建造物である。



写真 古澤邸

② 歴史的価値の高い近代化遺産、土木施設

ア 旧谷中村合同慰霊碑

旧谷中村内に点在していた墓石^{ぼせき}、野仏^{のぼつけ}があることが明らかとなり、長年の調整を経て昭和45年（1970）、「旧谷中村合同慰霊碑建設促進協議会」が発足し、昭和48年（1973）に旧谷中村内に点在していた墓石、野仏を1箇所に集めて合同慰霊碑を設立した。合同慰霊碑には旧谷中村住人の先祖や工事中の殉職者^{じゅんしよくしや}も含まれ、当時の県知事の書が記される。集められた野仏には、延宝4年（1676）から嘉永2年（1849）までの青面金剛^{しょうめんこんごう}が描かれる庚申塔^{こうしんとう}や、十九夜塔^{じゅう}、馬頭観音塔、念仏塔等55基が確認できる。近世の信仰、遊水地化による近現代の歴史が一堂に会する重要な場所である。



写真 旧谷中村合同慰霊碑

イ 小倉堰

小倉堰は西方地域の北端に位置し、西方地域と都賀地域の一部にわたる灌漑用水^{かんがい}と防火用水、生活用水を供給する思川^{おもいがわ}の取水堰^{しゅすいげき}で慶長年間（1596～1615）に造られたといわれ、江戸時代には名主や百姓によって維持管理されていた。昭和6年（1931）には三連巻上樋門^{まきあげ ひもん}と樋管^{ひかん}を改修し、昭和29年（1954）には井堰^{いげき}と仮堰^{かりげき}の固定堰化、土砂吐樋門^{とひもん}、魚道工事^{ぎょどう}を行った。昭和53年（1978）には洪水で流された堰体下部^{せきたい}の改修を行った。江戸時代以降、連綿^{れんめん}と維持管理と改修を行っており、水利によって地域組織の構造と歴史に多大な影響を与えた遺産である。



写真 小倉堰

③ 歴史的価値の高い遺跡、有形文化財

ア 西方城址、二条城址

西方城址と二条城址は中世、近世初頭の山城と陣屋である。西方城址は南北に延びる尾根上の曲輪（城の人工的な平坦面）と東西に曲輪を持ち、十字形の広がりを持つ。二条城址は丘陵頂部に主郭を置き、西側尾根筋に二重の堀を配している。両城址は現在も堀や土塁が良好に残されている。西方城の城主は宇都宮氏一族の西方氏で、文献史料上戦国時代末期から確認できる。宇都宮氏側の勢力として最前線に位置した。二条城は江戸時代になり新たな領主となった藤田信吉が築いた陣屋と考えられている。中世後期から近世初頭の地方城郭としての姿が残され今後調査が望まれる重要遺跡である。



写真 西方城址、二条城址

イ 星野遺跡及び出土品、採集品

星野遺跡は旧石器時代から縄文時代の遺跡であり、昭和40年（1965）、地元の住民が採集した石核がきっかけとなり、東北大学の調査が行われた。5次調査まで実施され、13層の文化層が確認された。当初は前期旧石器時代の可能性が示されたが、石器の技術系統、土層の年代等については議論がある。栃木市は平成10・11年（1998・1999）、「星野遺跡地層たんけん館」と「星野遺跡憩いの森」を整備し、遺跡と出土品の重要性について普及を図った。国内の旧石器時代に関連する学問的重要度が高い遺跡と資料である。



写真 星野遺跡出土品、採集品展示

ウ 三毳山麓窯跡群

三毳山麓窯跡群は栃木市と佐野市に跨る三毳山周辺に分布する古代瓦、須恵器の窯跡である。7世紀後半には生産が開始され、9世紀まで続いたと考えられている。製作技術系統から群馬県西部の影響を受けたと考えられている。8世紀には国府、国分寺、国分尼寺に瓦を供給しており、国府による統治の強い影響下にあったと考えられている。また、県内の益子窯跡群や宇都宮窯跡群に技術、形態の影響を与えたことが判明している。数多くの窯跡が残され、当時の技術のみならず奈良平安時代の地方体制や、支配層の経済基盤、近隣の大慈寺など、仏教との関わりが推測されている重要な遺跡である。



写真 三毳山麓窯跡群

第1章 栃木市の歴史的風致形成の背景

エ おおまえせいでつ い せきぐん 大前製鉄遺跡群

大前製鉄遺跡群は製鉄炉の遺跡群で、河川に浸食された台地の谷に造営され、東西約2km、南北約4kmの範囲に総数22地点に分布する。採集品から製錬炉で素材鉄を生産したと考えられ、操業時期は9世紀前半から10世紀中葉と考えられている。

同地域の後藤南遺跡からは鉄鍋の鋳型が、藤ヶ丘遺跡群では鍛冶滓付着須恵器が出土し、製錬から加工までを行った可能性が指摘されている。百目貫遺跡では2×7間の長い掘立柱建物が発見され、地域権力層との関係を示唆できる。平安時代の鉄生産技術と交易、地域権力の経済基盤と武士団発生の関連性を解明する上で重要な遺跡である。



写真 大前製鉄遺跡群 航空写真

オ 西方地域本郷出土石棒

西方地域本郷地内から全国最大級の石棒が出土している。都賀地域の住民が砂利採取中に、地下約320cmのあたりに横向きの状態で発見した。全長205cm、径15cm、重量約70kgで、石質は砂岩である。縄文時代中期から晩期頃と考えられる。全体に熱を受けて変色するが下部約三分の一は変色していないため、石棒を直立させて火を焚いた可能性が高く、儀式に使用されたと考えられている。長野県佐久穂町北沢にある全国最大の石棒(全長223cm)に次ぐ大きさである。発見地が川であった可能性があり、当初の使用場所から流れたとも推測されている。



写真 西方町本郷出土石棒

④ 歴史的価値の高い祭・行事

ア こうしょうじ ひがんえ 高勝寺彼岸会

高勝寺は伯耆(現在の鳥取県)大山寺の弘誓坊明願が宝亀年間(770~781)に開山したと伝えられる。古くから霊魂の集まる霊場として信仰を集め、岩船地蔵の名で知られる地蔵菩薩を本尊としている。

毎年、高勝寺では、3月18日~24日頃に「春の彼岸会」が、9月20日~26日頃に「秋の彼岸会」がそれぞれ開かれている。

彼岸会には関東一円から多くの参拝者が訪れており、参拝者は、本堂の内陣前に立てられた塔婆の前に座り、僧が参拝者に応じた読経を行い、読経を終えると参拝者が本堂西側の霊場といわれる幾体もの地蔵菩薩が立つ崖に塔婆を立



写真 高勝寺境内

て、供養としている。また、小塔婆は、本堂前の香炉こうろの傍そばで棚に上げて供養する。僧の読経は境内に響き渡り、厳肅げんしゆくな雰囲気こけのなか、苔むした岩肌こけに数十以上の塔婆がかかる様子は荘厳そうごんである。中世以降の岩船山地蔵信仰が現代まで受け継がれている重要な伝統行事である。

イ やぶさめ 流鏑馬奉納

栃木地域皆川城みながわじょうないまち内町とうぐうにある東宮神社と、栃木地域惣社町そうじやまちの大神神社では、流鏑馬奉納が行われている。

流鏑馬は、丸や四角の3つの標的まるおうぎ（東宮神社は開くと30cm程の円形になる丸扇、大神神社では四角い杉板）を、早稲（わせ）・中稲（なかくて）・晩稲（おく）として、馬上から鏑矢かぶらやを射る。矢が命中した標的によって、その年に植える稲の種類を決める。



写真 東宮神社の流鏑馬奉納

東宮神社では、かつては5月13日、14日に行われていたが、現在は、5月第1週目の日曜日に行われている。起源は不詳であるが、永享元年（1429）、皆川氏かす がが城を築くにあたり、奈良の春日神社を勧請かんじょうした際の行事と伝わり、昭和31年（1956）の『栃木市政だより』に、「神殿の後方に馬場があつて毎年五月十四日の春の大祭には、神馬の奉納、流鏑馬の式があり又競馬も行われ当日の人出は数万に上ります。」との記載がある。流鏑馬に参加した者にボンデン（梵天）が授けられ、雷・災難除けや五穀豊穰ごこくほうのお守り、農家では馬屋の柱に飾り、家屋のお守りとしている。

また、大神神社では4月16日の春の例大祭に飾り馬と流鏑馬が行われる。起源は不詳であるが、明治36年（1903）4月20日発行の『下野神社沿革誌』の大神神社の覧に記載がある。江戸時代には国府町の島田氏6家が「判官」という祭礼役となり飾り馬と米10石を奉納、田村町の長氏が代々射手（弓を射る人）を務めたといわれる。標的を持つ人は当たると声をあげ、馬が通り過ぎた後はお守りとされる板を参加者が奪い合う。かつては流鏑馬奉納後に馬の曲乗りや手拭い取りなどが披露され、棧敷さじきが組まれて、そこから見る事ができた。

どちらの神社においても、ザンザと呼ぶ鬘たてがみ飾りや布団で馬を飾り、地区内を練り歩いた後、神社へ向かい、神社では装飾が解かれ、流鏑馬の馬となる。飾りは氏子や参加者に配られる。かつては地元農耕馬を使用していたが、現在は、他市の牧場から馬を呼んでいるとともに、射手も他市から呼んでいるという。流鏑馬奉納は、農村の稲作に関わる年占い神事として共通しており、今も地元の氏子達によって、大切に受け継がれている。

～コラム～

「野^や州^{しゅう}麻^{あさ}の生産用具」

栃木市・鹿沼市周辺地域で麻の栽培と麻繊維の生産に使用されたタイマハシユキ（大麻播種器）、アサキリボウチョウ（麻切り包丁）、オブネ（麻槽）等の用具類を県が取りまとめ、その資料群が、平成20年（2008）3月13日に重要有形民俗文化財に指定され、県立博物館に所蔵されている。栃木県で生産される麻は、野州麻として知られ、第二次世界大戦後まで盛んに生産が行われていた。特に市北部の都賀^{つが}地域や西方^{にしかた}地域で麻は栽培され、栃木町の麻問屋にも販売されていた。

野州麻の生産工程は、堆肥^{たいひ}作り、地ごしらえ、麻の種まき、施肥^{せひ}、中耕^{ちゅうこう}、くず抜き、麻抜き、根切り、葉打ち、生麻束^{きあさ}ね、麻切り、湯かけ、麻干し、床臥せ、麻はぎ、麻ひき、麻掛けなどの作業が順次行われ、工程ごとに各種の用具を用いて作業が行われる。

麻は日本の伝統的な植物繊維で、木綿利用が一般化する前には衣料の代表的な素材でもあった。野州麻の資料群は、麻の生産地で用いられてきた用具が体系的に収集されたもので、麻の伝統的な繊維生産の有り様を示す文化財として重要である。

現在、栃木市内では麻の生産は行われていないが、当時、使用されていた代表的用具等は市内の資料館等で展示保管している。



写真 野州麻の生産用具（栃木県立博物館所蔵）

(5) 栃木市の主な特産品

① しもつかれ

しもつかれは、ぶつ切りにした塩引き^{しやけ} 鮭の頭に、^{あら}粗くすり下ろした大根や人参、炒った大豆、^{さけかす}酒粕等を加えて煮込んだもので、古くから伝わる^{はつうま}初午の行事食である。この日に7軒のしもつかれを食べると病気にならないといわれている。



写真 しもつかれ

② モロ・サガンボ料理

モロ・サガンボとは^{さめ}鮫肉の通称である。

鮫の肉は鮮度が落ちるとアンモニアを生じてしまい、一般の魚のような料理には向かない。ただし、アンモニアがあるために腐敗が遅く、冷蔵技術が発達する前の内陸部では海の幸として^{ちんちよう}珍重されていたため、栃木市では身近な魚料理として今もなお文化が残っている。

一般的には鮫はすり身に^{かまぼこ}蒲鉾やはんぺんに加工されることが多いが、栃木市では煮付けやフライとして昔から食されている。



写真 モロ料理

③ ^{なまず}鯰の天ぷら

^{わたら}渡良瀬川、^{せがわ}巴波川、^{うずまがわ}思川が流入する^{ふじおか}藤岡地域には、^{わたら}渡良瀬遊水地ができる以前は多くの小さな沼が存在し、江戸時代よりこれらの沼では^{こい}鯉や^{ふな}鮒、鯰等の川魚の漁が盛んに行われていた。これらの川魚は海の無い栃木県において貴重な食材として昔から食されてきた。特に鯰の天ぷらは昔ながらの藤岡地域の郷土料理である。

今でこそ提供する店は少なくなってしまうものの、^{たんぼく}淡泊でくさみの少ない鯰の天ぷらは今も昔も変わらず地元で愛されている。



写真 鯰の天ぷら

④ ふな かんろ に 鰯の甘露煮

古くから川魚漁が盛況だった藤岡地域では、江戸時代の昔より川魚を料理する店の暖簾がはためいており、今でも往時の名残ともいべき甘露煮店がいくつか残っている。

特に鰯の甘露煮は昔から藤岡地域の名産品であり、丁寧に泥抜きされた鰯は川魚特有の臭みもなく、長時間じっくりと煮込んだ甘露煮はこってりとした甘さはあるが、まろやかでしつこさはなく、とても上品な味である。



写真 鰯の甘露煮

⑤ いちご

いちごは、栃木県の農産物における主要品目であり、県の野菜の農業産出額の約3割を占めている。特に「とちおとめ」は栃木地域大塚町にある栃木県農業試験場いちご研究所で育種、誕生した品種であることから、栃木市の「とちおとめ」の生産は栃木県内でも1、2位を争う歴史の長さを誇っている。



写真 いちご（とちおとめ）

⑥ ぶどう

大平地域の太平ぶどう団地や岩舟地域では、水はけのよい緩斜面と温暖な気候といった条件を活用して、巨峰をはじめ、シャインマスカット、ハニービーナス、ベリーA、ピオーネ、キャンベル、デラウェアなどが栽培されている。太平ぶどう団地は観光農園の規模として北関東最大であり、70を超えるぶどう園がある。



写真 ぶどう（巨峰）

⑦ トマト

栃木市におけるトマト栽培の歴史は古く、昭和30年代から始まっており、冬季の日照時間が長いという気象条件を活かし、太陽の光を好む冬春トマトの栽培が盛んである。栃木市では、独自の環境風土、高い栽培技術及び徹底した生産管理のもと赤い恋人、スーパーファースト、ふじ娘、カクテルトマト、桃姫等の高品質なトマトが生産されている。



写真 トマト（ふじ娘）

⑧ 姫きゅうり

姫きゅうりの栽培は、全国的に少なく、栃木県内でも栃木市だけで長年栽培されている希少品目で、栃木市を代表する農産物の一つである。

通常のきゅうりの半分くらいの長さ（14～15cm）が特徴で、皮が軟らかく味が濃厚で、生で食べたり浅漬にしたりするのに適したきゅうりである。現在では、ハウス栽培により年間を通して生産が可能となっている。



写真 姫きゅうり

⑨ 宮ねぎ

宮ねぎは、栃木市の伝統野菜であり、長年栃木地域宮町を中心^{みやまち}に生産されており、別名「ダルマねぎ」とも呼ばれている。

江戸時代に栃木の商人が江戸の地頭役所^{じとう}に出向くときに宮ねぎを持参したところ、味や香りがよいことから、江戸に毎年歳暮用として送る風習が続いたと伝えられている。

一般的な長ネギとは異なり、軟白部^{なんぱくぶ}が太く短いねぎで、寒さが深まり^{こうそう}に降霜にあうと、葉部^{はぶ}は先端から黄変^{おうへん}し、軟白部の甘みが一段と増す。



写真 宮ねぎ

⑩ 大平かぼちゃ

大平かぼちゃは、かぼちゃ栽培に適した自然環境である大平地域のみで栽培されており、生産者の高い技術とこだわりを持って長年栽培されている。

食味^{しょくみ}にこだわるため、出荷にあたり厳しい基準を設けており、市場における評価は、一般のかぼちゃより好評を得ている。



写真 大平かぼちゃ

(6) 栃木市の主な工芸品

① 桐下駄きりげ た（栃木県伝統工芸品）

江戸時代より栃木は下駄の産地で、特に北関東一帯に産する野州桐や しゅうきりは質が高く、有名である。桐下駄は軽くて履きやすく、温かいのが特徴であり、文献にも安政の大地震で、江戸市中が灰塵かいじんに帰した際、形そのままに栃木の桐下駄が大量に灰の中から発見され、江戸の市民に愛用されたとある。絵柄を掘る、草履表ぞうり おもてを貼る、塗る、鼻緒をすげるなど、それぞれ数十年の年季が生んだ技が今も続いている。



写真 栃木の桐下駄

② 鬼瓦おにがわら（栃木県伝統工芸品）

瓦には、数多くの種類があるが、「鬼瓦」は奈良時代の鬼瓦に源流があり、洗練されたなかにも、勇壮ゆうそう、華麗かれいさを誇るものである。屋敷や館を守り家内安全の魔よけとして言い伝えられており、特に神社仏閣のものは複雑で特殊な技術が必要とされ、その職人おにしを鬼師と呼ぶ。

「栃木瓦」の歴史は、江戸末期に遡る。瓦に適した豊富な粘土や、燃料用の材木を産出する山々を後背地とした瓦製造は、大消費地の関東地方をひかえていたこともあり、隆盛りゅうせいを極めた。



写真 栃木鬼瓦

現在も巴波川沿いの土蔵や古い家屋の屋根に使われている。

③ 樽（栃木県伝統工芸品）

主に県内産の杉を材料とし、作業は数十種類あるカンナなどを使用し、冬に切った真竹でタガを編み込み木槌きづちで叩いて締めていく。醤油樽等の実用品としての利用のほか、装飾にも用いられている。



写真 栃木の樽

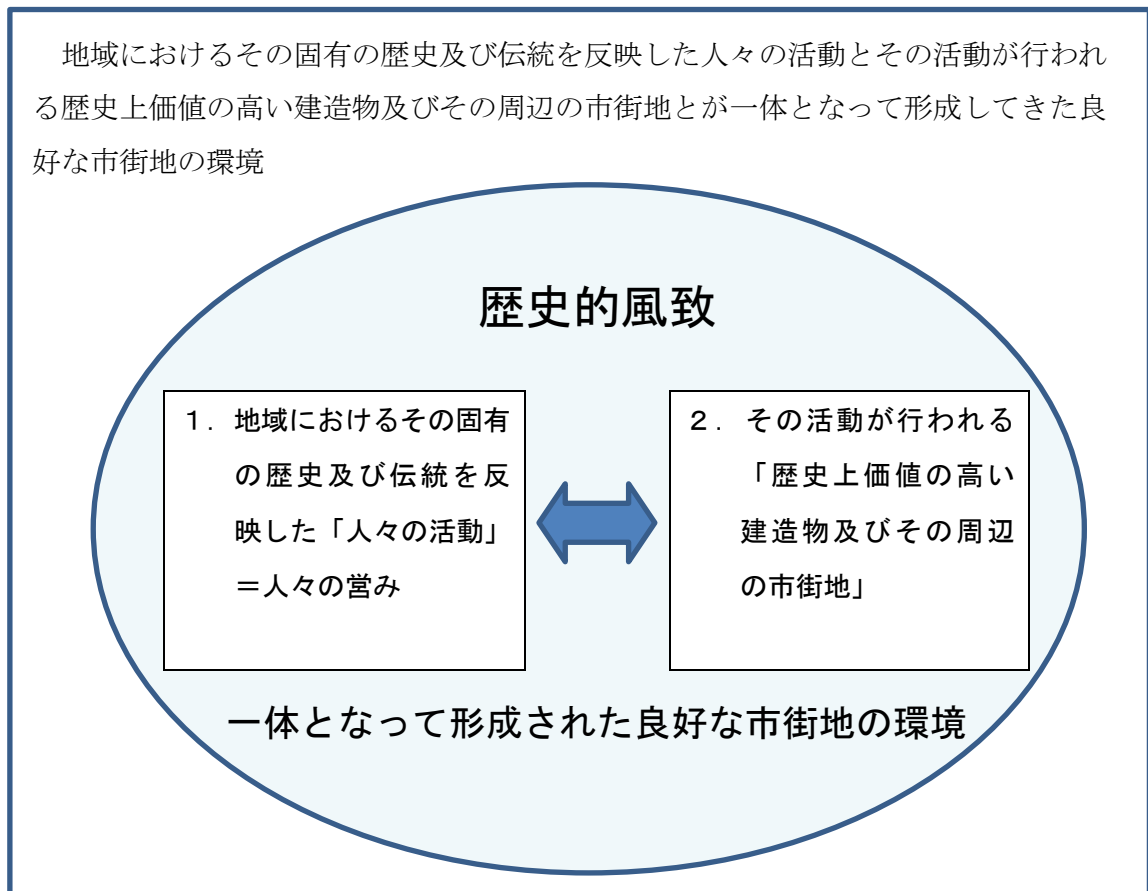
第2章

栃木市の維持向上すべき歴史的風致

第2章 栃木市の維持向上すべき歴史的風致

「歴史的風致」は、歴史まちづくり法の第1条で以下のように定義されている。

地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境



栃木市における維持向上すべき歴史的風致は、次のとおりである。

1 商家町栃木にみる歴史的風致

- (1) 物資の集散による問屋業の発展にみる歴史的風致
- (2) 栃木の^{だし}山車祭りにみる歴史的風致
- (3) ^{ひやくはつとうなが}百八灯流しをはじめとする^{みなとちようふたらさん}湊町二荒山神社の祭礼にみる歴史的風致
- (4) ^{うずまがわ}巴波川にみる歴史的風致

2 ^{しきないしゃ}式内社における祭礼にみる歴史的風致

3 神社の祭礼における民俗芸能にみる歴史的風致

4 ^{おおひら}大平地域のぶどう栽培にみる歴史的風致

5 ^{わたらせゆうすいち}渡良瀬遊水地のヨシにみる歴史的風致



図 栃木市歴史的風致位置図

1 商家町栃木にみる歴史的風致

はじめに

栃木市の中心市街地、かつての栃木町^{とちぎまち}は天正年間（1573～1592）に栃木城の城下町として築かれたが、その後、江戸から明治時代にかけては、日光例幣使街道^{にっこうれいへいし かいどう}の宿場町と併せて商家町として栄えた。また、江戸末期から明治期の鉄道開設以前、渡良瀬川^{わたらせがわ}、巴波川^{うずまがわ}を利用した舟運^{しゅううん}により、各地からの物資の集散地の町として栄え、麻^{あさ}、荒物^{あらもの}（日常生活に使う雑多な品物）など、様々な商品が行き交った。

栃木町の北側の平柳新地^{ひらやなぎしん ち}（現在の泉町^{いずみちょう}）や嘉右衛門新田村^{かう えもんしんでんむら}（現在の嘉右衛門町^{かう えもんちょう}）も、日光例幣使街道に沿って発展した町で、明治時代になると栃木町に編入され、それ以降は一体的な発展を遂げた。

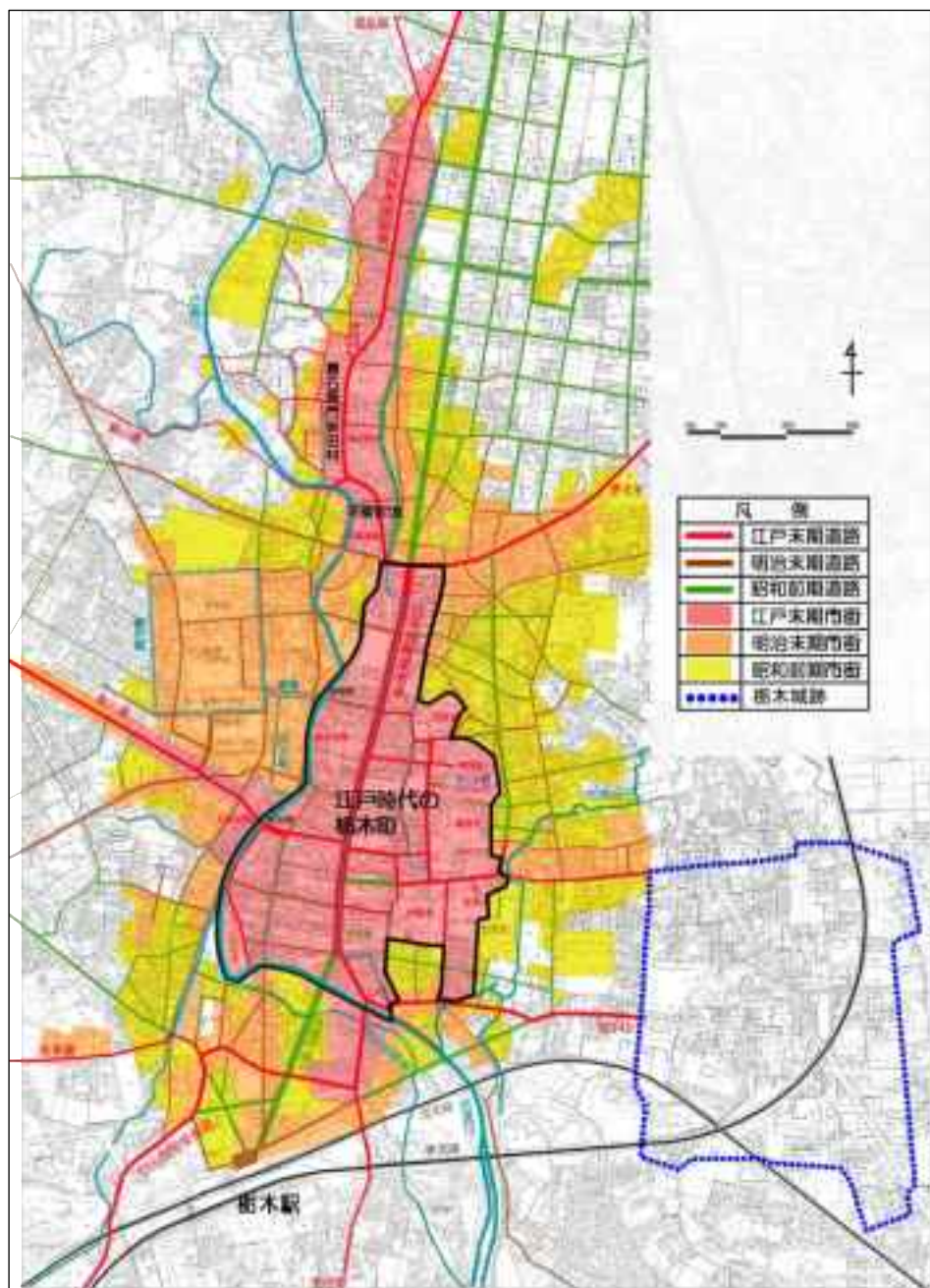


図 栃木市街の変遷

第2章 栃木市の維持向上すべき歴史的風致

現在の中心市街地を南北方向に貫通する大通り（旧日光例幣使街道）には、今も数多くの蔵造りの建物すなわち黒塗りの見世蔵^{みせぐら}や木造店舗、さらに敷地の奥には土蔵^{どぞう}が残存しており、これらの江戸末期から大正期にかけて造られた古い形式の蔵造りの建物とともに、洋風建築も分布しており、栃木の歴史的な町並み景観を特徴付けている。

巴波川を利用した物資の集散地であった栃木町の商人は、江戸との交流も深かったことから、嘉永から明治初めにかけて実際に江戸の「山王祭」^{さんのうさい}で活躍した山車^{だし}を購入し、栃木の祭礼に参加させ「山車祭り」が行われるようになった。

また、明治時代初頭に巴波川の舟運の安全祈願と百八の煩惱^{ぼんのう}を水に流すための仏教行事として始められたという「百八灯流し」^{ひゃくはつとうなが}は、地元住民の安全祈願等として現在も続けられている。

以上のように、市内には数多くの蔵が残り「蔵の街」を演出し、山車祭りには、豪華絢爛^{ごう かけんらん}な人形山車が巡行し江戸の粋をよみがえらせ、商家町として栄えた往時^{しの}を偲ばせる風景が随所に残されている。



写真 「巴波川沿いの蔵造りの町並み」と「とちぎ秋まつり」

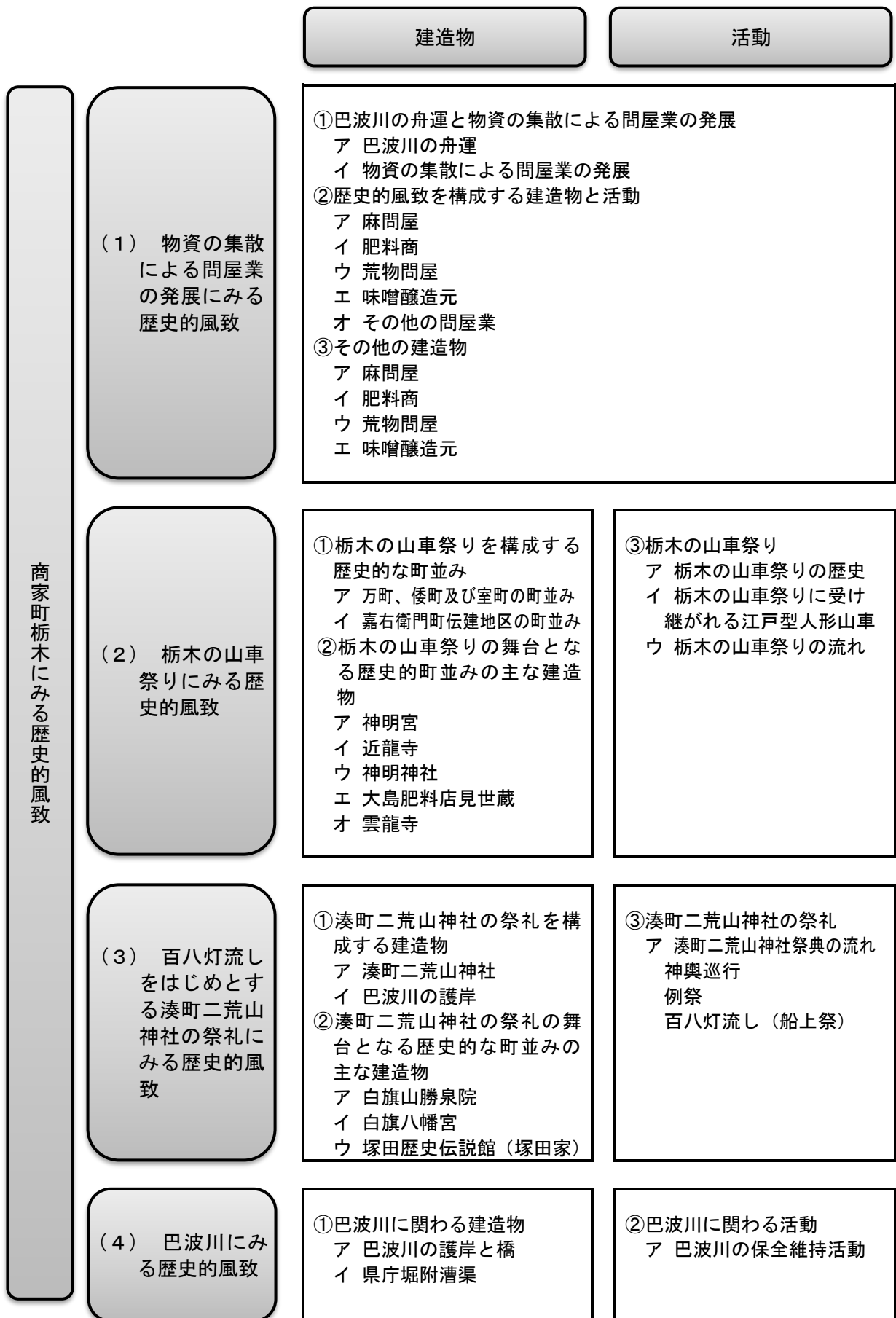


図 商家町栃木にみる歴史的風致の体系図

(1) 物資の集散による問屋業の発展にみる歴史的風致

物資の集散地としての栃木は、舟運^{しゅううん}や鉄道輸送からトラック輸送に変わっても、現代に至るまで、麻問屋^{あさ}や肥料商^{あらもの}、荒物問屋等の活況を呈した当時の問屋業が続けられている。

① 巴波川の舟運と物資の集散による問屋業の発展

ア 巴波川の舟運

巴波川の舟運とは、栃木河岸^{とちぎがし}から部屋・新波河岸^{にっぽがし}（現在の藤岡地域^{ふじおか}）までの間を、部賀舟^{べがふね}（都賀舟とも）という底の浅い小舟を利用して、荷物を輸送することをいい、栃木河岸で積み込まれた荷物は、部屋・新波河岸で大型の川舟である高瀬舟^{たかせぶね}に積み替えられて江戸に運ばれた。

巴波川の栃木河岸は、元和2～3年（1616～1617）の日光東照社造営の際^{にっこうとうしょうしやぞうえい}の御用荷物に関係した荷揚げが行われたことが起源とされる。

栃木河岸とは、栃木町^{とちぎまち}周辺に存在した河岸の総称であるが、具体的には巴波川東岸（左岸）の栃木河岸、西岸（右岸）の片柳河岸^{かたやなぎがし}、その上流東岸の平柳河岸^{ひらやなぎがし}に分かれており、天保期（1830～1844）

に描かれたとされる『栃木町並 栃木続道路河川絵図』は、図中に「船持荷積問屋 拾壺軒」の文字がみられ、栃木河岸に6軒、片柳河岸に4軒、平柳河岸に1軒と、合計11軒の船持^{ふなもち}の荷積問屋^{にづみ}が描かれている。



図 部賀舟（『東京市史稿』より）
※長 44 尺～45 尺 横巾 8 尺～9 尺

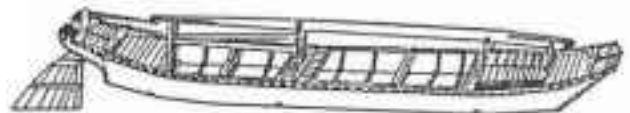


図 高瀬舟（『東京市史稿』より）
※長 31 尺～89 尺 横巾 7 尺～17 尺

表 栃木河岸で上げ下ろしされていた荷物
（『栃木市史通史編』より）

	荷物の種目
上がり荷物 （栃木河岸陸揚げ）	日光御用荷物、塩、塩あい物、鮮魚類、糖、ろう、油、油粕、黒砂糖、干鰯 ^{ほしか}
下り荷物 （栃木河岸積出し）	木材、竹（筏組み ^{いかだ} ）、板、杉皮、薪炭、米、麦、大豆、小豆、胡麻、人参・麻・木綿、ねぎ、ごぼう、紙、たばこ、うるし、猪鹿の皮、瓦、石灰



図 栃木町にあった代表的な問屋の屋敷構え（荷積問屋）
明治23年（1890）発行『大日本博覧図 栃木県之部』

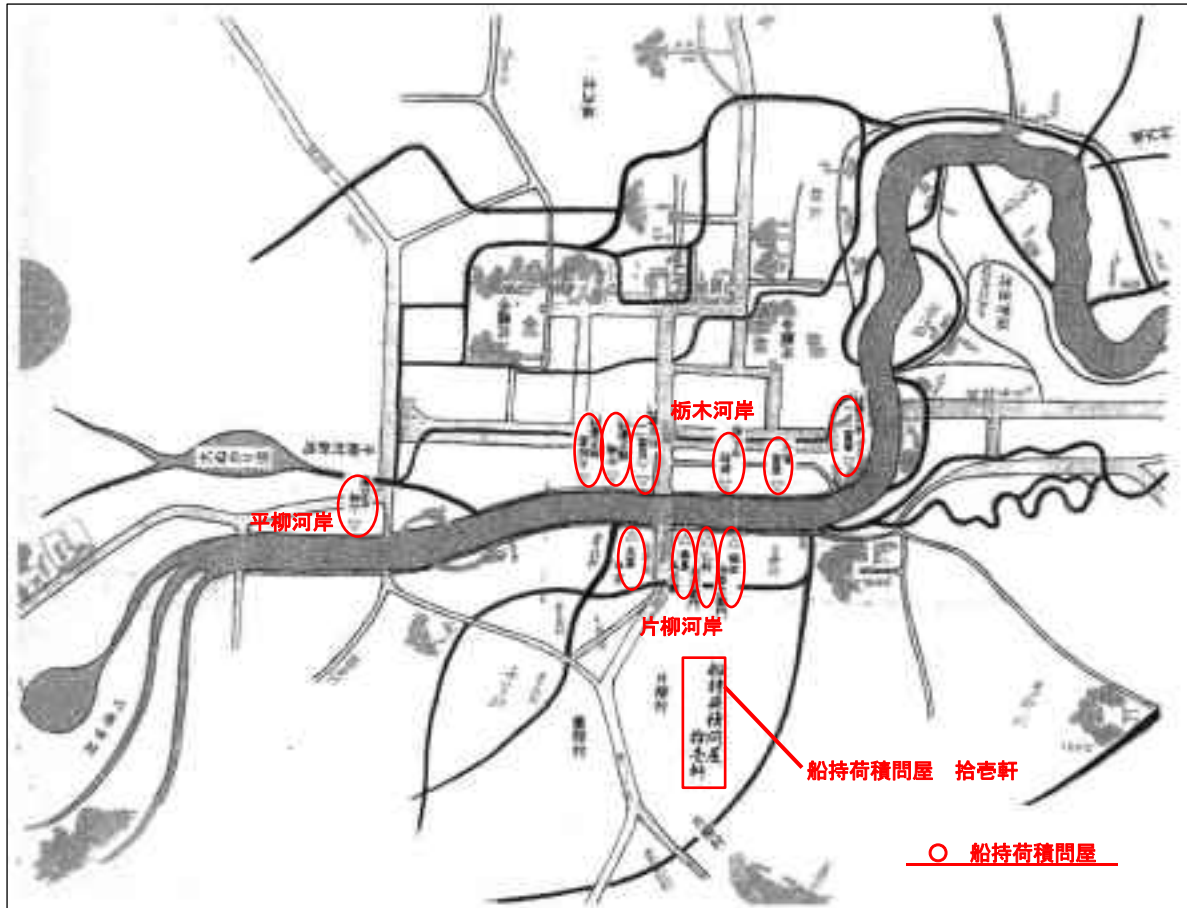


図 『栃木町並栃木続道路河川絵図』（一部加工）

巴波川の舟運は、明治21年（1888）の両毛鉄道（現在のJR両毛線）の開通により衰退することになる。明治2年（1869）の『都賀郡河岸取調帳』では、広義の栃木河岸へ津出しする村々として70数箇村が書き上げられ、10人の積問屋により部賀舟50艘、下川舟14艘が所有されていたこと



写真 大正時代の筏流し

が記されているが、明治44年（1911）には、荷舟が5艘のみとなり、その後、大正期まで荷舟は往来したが、やがて姿を消し、筏流しだけが終戦後まで続いたとされる。

イ 物資の集散による問屋業の発展

栃木町は日光例幣使街道をはじめとした陸路と巴波川を利用した舟運による物資の一大集散地として多くの商人達の活躍の舞台となり、安土桃山時代から行われていた六斎市（月6回の市）も益々活発になった。18世紀に入ると上町（現在の万町）、中町（現在の倭町）、下町（現在の室町）の殆どの住民が参加して、町ぐるみの盛大な市場を開くようになり、他地方からの参加者や移住者も多くなった。この六斎市の賑わいを通じて、さらに各種商品の問屋や小売店が続々と出現し、街道沿いに恒常的な店を構えるものも増えていった。



図 江戸時代の栃木町

下図『栃木町並栃木続新田村々絵図』（天保8年（1837））には、「下野国都賀郡栃木町屋舗並栃木続新田村々屋舗 黄色ヲ以ッテ家並ミト定メ、家数凡ソ式千間余」と記され、街道は南から、「富田へのみち」（日光例幣使街道）と、古河道が交差して「川間」に入り、巴波川の橋（現在の開明橋）を渡って下町、中町、上町と、栃木町の中央の往還を北上、蛭子神を祀るやしろの所で街道が狭くなり、左に折れて、50mほどの所、平柳新地から北は嘉右衛門新田村、大杉新田まで街道両側に家並みが続いている。



図 天保8年（1837）『栃木町並栃木続新田村々絵図』（個人蔵）（一部加工）

栃木町は江戸末期に4回の大火に見舞われ、約20年の間に栃木町の中心地の多くが羅災^{りさい}し、町の年寄が中心となり全町あげて復興に立ち向かった。大火以前からも蔵造りの建物は出現していたが、この4回の大火で土蔵^{どぞう}の防火性が見直され、蔵造りの建物を普及させるきっかけになったといわれている。

明治から昭和前期にかけて旧日光例幣使街道の両側には有力商家が続々と進出し、堅固な見世蔵^{みせぐら}が軒を連ねるようになり、巴波川の舟運の盛況などにより、物資を集積する問屋の土蔵が次々に建設され、重厚な町並みを形成していった。当時建設された見世蔵や土蔵は、現在も多く残っており、嘉右衛門町^{かうえもんちょう}や泉町^{いづみちょう}においては、平成24年(2012)7月に重伝建地区の選定を受け、万町、倭町及び室町の重厚な町並みとともに、歴史的町並みを形成している。



写真 旧日光例幣使街道沿いの町並み



写真 巴波川沿いの土蔵群

明治、大正期を経て昭和前期に至るまで、栃木の問屋は、県内の農業系物資の集荷と、県外からの物資の搬入など、栃木県の物資流通^{かなめ しょうあく}の要^{もつぱ}を掌握し、専ら流通過程において資本を蓄積した。栃木町の有力な商家は、この資本の蓄積にもとづく信用力と高利貸資本的機能を背景に栃木周辺はもちろん、北関東一円、さらに遠くは東北方面までもその商業勢力圏に収めて発展した。特に、麻問屋、肥料商、荒物問屋が繁昌^{はんじょう}し、その取引先は、関東一円ばかりでなく、西は大阪や岡山、遠くは大分まで、北は仙台や北海道まで全国に及んだ。

② 歴史的風致を構成する建造物と活動

明治後期の大通り（旧日光例幣使街道）沿いには、万町の北端から室町の南端まで1km足らずの両側に約250軒の店舗がぎっしりと軒を連ねていた。これらの店舗には5軒の銀行と28軒の問屋が含まれているが、なかでも問屋は、栃木町全体の7割弱が大通り沿いに集中し、その半数が栃木地方特産の麻を扱う麻問屋、荒物問屋等であり、栃木町の商業を支えていた。

市内には、今でも随所に、麻問屋、肥料商、荒物問屋等の問屋業に関する建造物や販売等の活動が息づいている。

ア 麻問屋

化学繊維が広まる以前、麻は丈夫な繊維として大変重要なものであった。麻は、下駄の鼻緒になる「しんなわ」、漁具や網、ロープ等の材料となった。その原料である大麻を盛んに生産していたのが、栃木町周辺の村々であり、なかでも、吹上村、寺尾村、国府村が盛んであった。麻は栃木町商人の最大の取扱商品で、明治17年(1884)には山荷問屋と称する栃木麻苧商組合員は198軒に及んだ。

明治大正の時代を経て昭和30年代に至るまで、栃木は麻の特産地であるとともに、麻問屋の活躍により麻の町栃木として名を高めていた。現在、栃木市内では麻の生産は行われていないが、麻問屋として栃木県内から麻を買入れ、昔から変わらない作業を経て販売が行われている。

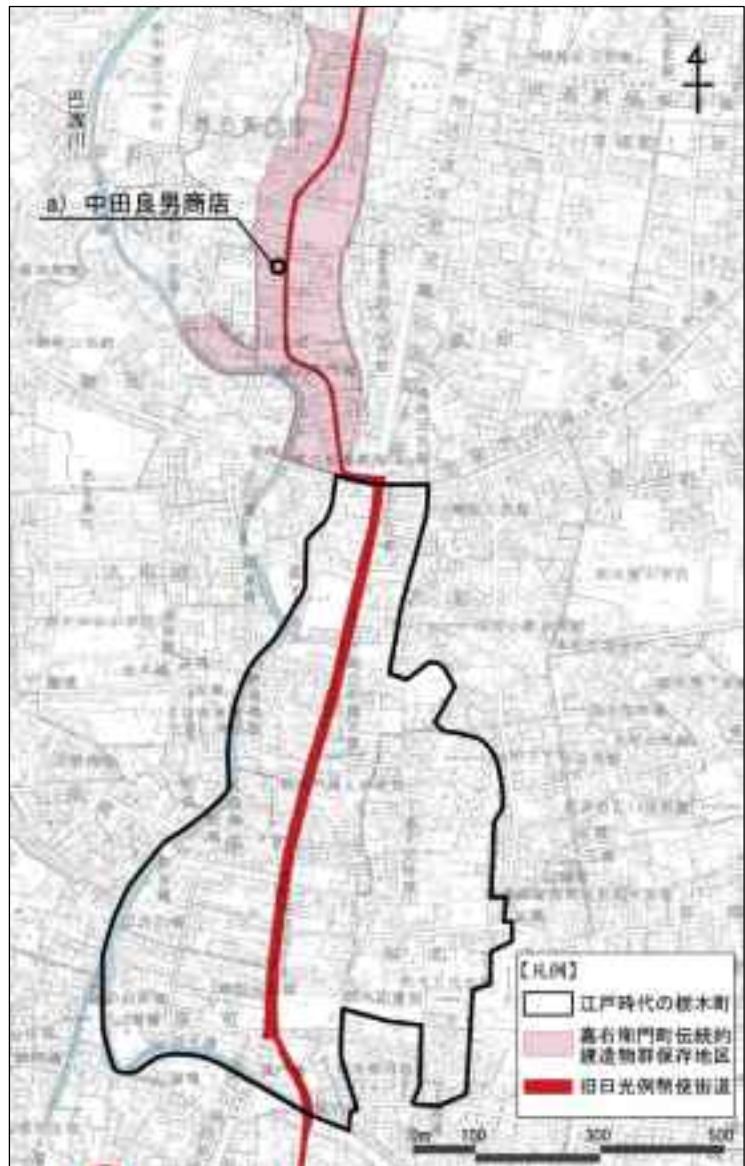


図 麻問屋の位置

a) 中田良男商店

「中田良男商店」は明治後期創業の麻問屋である。明治40年(1907)発行の『栃木県営業便覧』には「下駄商 寺内鹿蔵」と記されており、明治41年(1908)頃に初代の勝三郎が上町の「麻繭取扱市場 中田豊三郎」から分かれて、現在地に店を構えた。当時の麻問屋は専業と肥料販売兼業のものがあつたが、ここは専業の問屋であり、仲買人が生産者から直接買入れたものを買受けていた。数年前に仲買人が廃業したため、現在は、生産者から直接買入れている。

買入れた麻には漂白やカビ防止のために、硫黄を燃やした煙で麻を蒸す作業を行う。午後11時頃に硫黄に火を点け、火は一時間程で消えるが、その後朝まで、閉めきりにする。この作業を行った後しばらくは硫黄の香りが周辺を漂う。その後、選別等の作業を経て販売を行っている。販売された麻は主に結納品等の飾り物に使用されている。敷地内には昭

和 36 年（1961）建築の作業場や昭和 40 年（1965）建築の麻を保管する石蔵がある。石蔵には大谷石^{おおやいし}が使用されており、外壁は石積みを見せている。



写真 中田良男商店作業場



写真 中田良男商店石蔵

イ 肥料商

栃木の特産物であった麻や干瓢^{かんぴょう}、また、米も栃木町に集められた。栃木町からは肥料、塩等をはじめ、江戸から送られてくる諸商品、銚子方面から入ってくる塩ものや、干ものの魚に至るまで供給されることになるため、栃木町には肥料商をはじめ様々な商人が発生した。

旧日光例幣使街道沿いには現在も 4 軒の肥料商があり、肥料等の販売を行っている。

繁忙期になると、肥料袋や農薬袋が高く積み上げられ、それらは栃木市内及び周辺市町の農家等に配達される。



図 肥料商の位置

第2章 栃木市の維持向上すべき歴史的風致

また、栃木町の大家には専属の頭（大工・蔦）がいた。頭は出入りの家を旦那場と呼び、祝儀・不祝儀にはその家の屋号を白く染め抜いた半纏を着て辻々に立つての案内、諸雑事に働き、正月の松飾り、井戸ざらい、小修理をはじめあらゆる力仕事や下仕事を引き受けていた。現在も、肥料商のいくつかは、頭の出入りが行われている。



写真 旧釜平商店 手前2人が頭
昭和8年（1933）正月撮影

a) 平澤商事

「平澤商事」は旧日光例幣使街道の東側にあり、通りに面して間の広い見世蔵が建ち、その奥に木造二階建の住居が接続し、敷地の奥には2棟の土蔵が並んでいる。平澤家は、すでに江戸末期の頃、近龍寺の近くで袋物屋を営んでいたといわれる。現在地に移ったのは明治初期で、四代前の浅次郎が白澤肥料店の番頭から独立し、この地にあった金久保麻店を買収して新たに肥料店を開いたものである。代々肥料商を受け継ぎ現在に至っているが、明治40年（1907）発行の『栃木県営業便覧』には「海陸産肥料食塩石油 平澤浅次郎」と記されており、当時は幅広い商品を扱っていたことが知られる。

見世蔵の平屋部分の南側1間を除く南よりの2間は、奥に続く通路として開放されており、御影石が敷き詰められ、かつては肥料を積んだ馬車が直接出入りしたといわれる。主屋東側の土蔵は明治6年（1873）建築、その奥の土蔵は、大正8年（1919）の建築であることが、いずれも小屋組の墨書によって確認できる。見世蔵と土蔵2棟は伝統的建造物に特定されている。

現在も、肥料等の販売を行っており、繁忙期になると、肥料袋や農薬袋が高く積み上げられ、それらは栃木市内及び周辺市町の農家等に配達される。



写真 平澤商事見世蔵



写真 奥に続く通路



写真 平澤商事土蔵



写真 肥料袋等が積み上げられている

b) ^{いわさき}岩崎肥料店

「岩崎肥料店」は旧日光例幣使街道の西側にあり、岩崎家が現在地に移ってきたのは先代の茂三郎の時で、昭和初年といわれる。それ以前は篠崎家が金物店を営んでおり、明治40年（1907）発行の『栃木県営業便覧』にも「銅^{くろがね} 鐵 物鉄砲火薬商 篠崎儀右衛門」と記されている。

現存する木造倉庫は篠崎金物店の店舗で、かつては通りに面していたが、岩崎家の所有になってから北向きに変えて商品を保管する倉庫に改造したものである。現在は店舗の面影を留めないが、軒^{でげた}の出桁や内部の揚戸^{あげど}はそのまま残されている。敷地の奥の土蔵は、墨書によって慶応2年（1866）の建築であることが確認できる。木造倉庫と土蔵は伝統的建造物に特定されている。

現在も、肥料等の販売を行っており、繁忙期になると、肥料袋や農薬袋が高く積み上げられ、それらは栃木市内及び周辺市町の農家等に配達される。



写真 昭和6年（1931）左奥が岩崎肥料店



写真 岩崎肥料店木造倉庫



写真 岩崎肥料店土蔵



写真 肥料袋等が積み上げられている

c) 櫻井肥料店

「櫻井肥料店」は旧日光例幣使街道の西側にあり、江戸時代の栃木町の北端に位置し、すぐ脇には栃木町の北の関門となる木戸が設けられていた。櫻井家は河内国（大阪府東部）桜井の出身で、江戸時代前期の寛永時代頃（1630 年前後）に下野国（栃木県）に移り住み、大平町を経て現在地に居を構えたと伝えられている。代々油商を営み、やがて肥料も扱うようになり、明治 40 年（1907）発行の『栃木県営業便覧』にも「製油各種肥料食塩度量衡石油 櫻井源右衛門」と記されている。すでに江戸末期から栃木を代表する有力商人として知られていたが、十六代目の源四郎は、明治 26 年（1893）県内初の商業会議所の設立に関与し、その後は栃木町長も務めている。

現存する町屋（店舗）と主屋、文庫蔵、煉瓦蔵の正確な建設時期は分かっていないが、同家には、大正元年（1912）11 月に作成された家相図と、その検討図と思われる改正家相図が残されており、いずれも現存する建物を描いていることから、少なくとも大正元年（1912）以前の建設であることが分かる。また、いずれの建物も平成 16 年（2004）、登録有形文化財に登録されている。



写真 櫻井肥料店町屋（店舗）



写真 櫻井肥料店文庫蔵



写真 櫻井肥料店煉瓦蔵

町家の一階には南寄りに、通りから屋敷の奥に続く幅 1 間の通路が設けられ、その南側は板敷きの物置、北側は土間を経て畳敷きの帳場となる。通路には今でもトロッコの線路が残されており、古式を感じさせる。二階は 3 室の座敷が横に並び、それぞれに格子窓が開けられているが、いわゆる客座敷ではなく、使用人の寝泊りや納戸として使用していたと思われる。

現在も、肥料等の販売を行っており、繁忙期になると、肥料袋や農薬袋が高く積み上げられ、それらは栃木市内及び周辺市町の農家等に配達される。



写真 奥に続く通路

d) ^{ほんざわ}本澤商店

「本澤商店」は天保期（1830～1844）創業という老舗で、明治40年（1907）発行の『^{しにせ}栃木県営業便覧』にも「肥料商 本澤與四郎」と記されている。旧日光例幣使街道の東側にあり、通りに面して町屋（店舗）が建ち、その奥に住居や土蔵、石蔵が並ぶ。3棟の土蔵のうち年代が特定できるものは2棟で、文久2年（1862）の建築と明治6年（1873）の建築である。いずれも墨書により確認できる。

現在も、肥料等の販売を行っており、繁忙期になると、肥料袋や農薬袋が高く積み上げられ、それらは栃木市内及び周辺市町の農家等に配達される。



写真 本澤商店町家（店舗）



写真 本澤商店土蔵（西側）



写真 本澤商店土蔵（間蔵）



写真 本澤商店土蔵（東側）

ウ 荒物問屋

戦国時代に皆川広照がすすめたといわれる「丈間^{みながわひろてる}（稲わら、麻の織物）」は、栃木町の西部に位置する皆川（現在の栃木地域皆川地区）の特産だった。それがすべて栃木町に集まることによって、栃木町では荒物問屋が生まれ、江戸その他の地方へと商圏をひろげ、商人町栃木の名をあげることになり、それがまた農村を刺激して生産を増大させていった。

旧日光例幣使街道沿いには現在も2軒の荒物問屋があり、荒物の販売を行っている。

年間を通して店先で荒物を販売しており、市内はもとより市外さらには県外からも座敷^{ざしき}簾^{ぼうき}や蓆^{ござ}、竹籠^{たけかご}といった荒物を目当てに買物客が訪れている。



写真 丈間



図 荒物問屋の位置

a) ^{い か はた}五十畑荒物店

「五十畑荒物店」は大正12年（1923）創業の荒物店で昭和34年（1959）の『栃木市政だより』に「五十畑荒物店」の名が記されている。旧日光例幣使街道の東側にあり、見世蔵と奥に接続する住居部分、その奥には土蔵がある。見世蔵は元糸綿商^{いとわたしやう}の佐山家が建てたものであり、建築様式から明治中期頃の建造物であることが分かる。また、見世蔵は平成12年（2000）、登録有形文化財に登録されている。見世蔵の内部は改装され、奥に板敷きの帳場の跡が残るのみであるが、当初は下屋^{げ や びさし}庇の付け根まで畳敷きの帳場が伸びていたといわれる。現在も、座敷簀や莫蔭、竹籠等の荒物を販売している。



写真 五十畑荒物店見世蔵



写真 店先に並ぶ荒物

b) ^{いしづかせいじろう}石塚清次郎商店

「石塚清次郎商店」は旧日光例幣使街道の東側にあり、通りに面して店舗を構え、奥に住居を置いた配置をとる。石塚家は明治40年（1907）発行の『栃木県営業便覧』によると、現在の場所より南に「麻荒物、麻縄、麻糸麻布簀類商 石塚庄蔵」とあり、その後、大正初期頃に現在地に移り荒物問屋を営んで今日に至っており、現在も座敷簀、莫蔭等の荒物を扱っている。伝統的建造物に特定されている



写真 石塚清次郎商店店舗

店舗は、木造平屋の真壁造^{しんかべ}とした町屋で、寄棟形式の屋根に棧瓦^{よせむね}が葺かれ、鬼瓦^{おにがわら}には明治40年（1907）の営業時に使用していた屋号が残っていることから、少なくとも明治40年（1907）以前の建設であることが分かる。

エ 味噌醸造元^{じょうぞう}

栃木には、多くの味噌醸造元^{じょうぞう}があった。味噌業者の速醸^{そくじょう}施設が完成し大量生産に入ったのは、大正12年（1923）の関東大震災からのちのことであり、東京の有力業者の生産施設が潰滅^{かいめつ}し、生産が一時停止したのも、関東一円にのびるきっかけとなった。

当時の速醸方法は、味噌を発酵・熟成させるための味噌蔵の内部を、スチームを利用して直接暖めることで、味噌の発酵・熟成を促進させるというものである。冬場は殆ど発酵が進まず、味噌ができるまでに約1年かかっていたが、速醸することによって、1箇月ほどでできたという。

江戸時代に栃木ではすでに醤油とともに商品化していた味噌であるが、明治時代から大正時代にかけて、大量生産の必要が生じ、味噌醸造の近代化のために速醸方法を取入れ、昭和から平成へと伝統を継承し、現在も製造及び販売等が行われている。

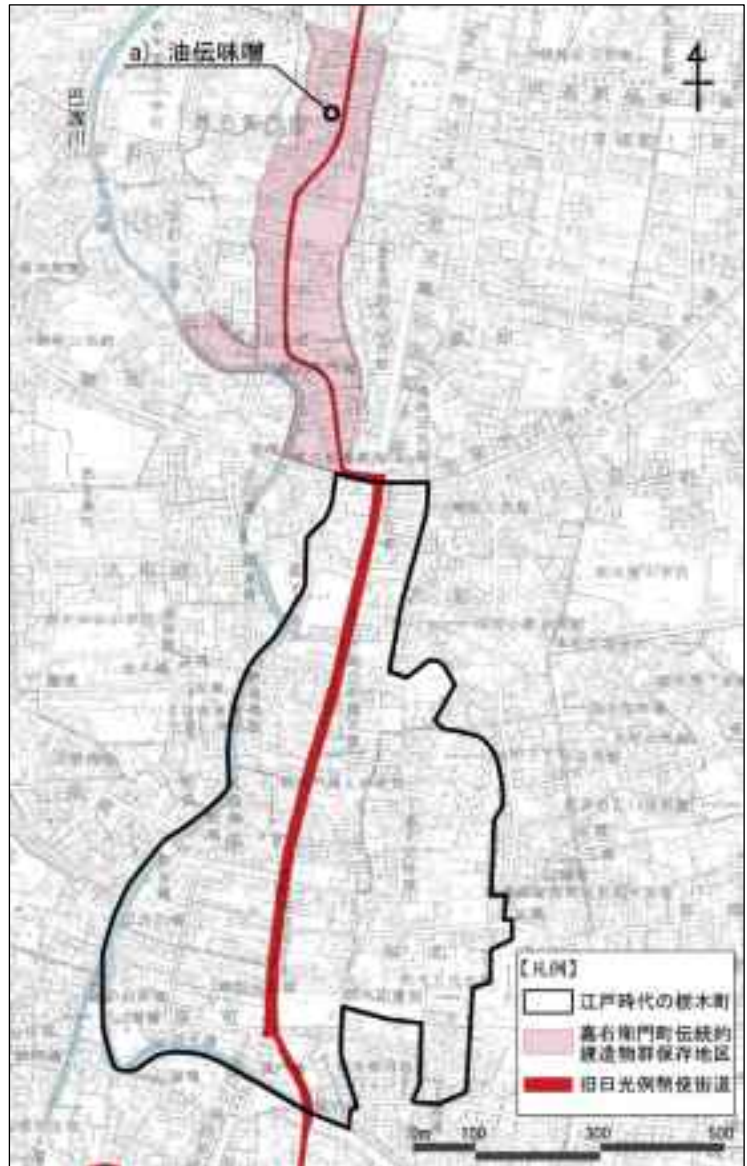


図 味噌醸造元の位置



写真 昭和初期の味噌製造風景

a) 油伝味噌あぶでん

「油伝味噌」は、創業が江戸中期の天明年間（1781～1789）という老舗で、明治 40 年（1907）発行の『栃木県営業便覧』にも「味噌製造業 小池傳兵衛」と記されている。代々傳兵衛を襲名でんべえ しゅうめいしており、古くは油屋を営んでいたことから、油屋傳兵衛すなわち「油傳（伝）」の名で呼ばれてきた。

江戸末期には三代目傳兵衛が味噌の製造も始め、その後は徐々に味噌が主力となった。味噌の原料は大豆、米若しくは麦、塩、そして使う麴こうじの種類によって米味噌、豆味噌（大豆と食塩を主原料としている味噌）、麦味噌の3種に大別される。また、出来上がりの色によって、赤味噌、淡色味噌、白味噌の3種に大別される。これは、発酵・熟成の期間によって変わり、赤味噌で1年、淡色味噌は約2箇月である。油伝味噌では戦後間もなくまで、麦味噌と米味噌を製造していたが、現在は米味噌のみを製造している。味噌の製品は4種類で赤味噌の「天然米味噌」「十麴粒味噌」「芳醇味噌」、淡色味噌の「ゴールデン味噌」である。「天然米味噌」は麴が少なく塩が多いので辛口であり、「十麴粒味噌」と「芳醇味噌」は麴が多く塩が控えめなので甘口である。



写真 油伝味噌



写真 油伝味噌の製品

「油伝味噌」は旧日光例幣使街道の西側にあり、通りに面して木造平屋の店舗と門が並び、北側には築地塀つじべい、南側には板塀いたべいが設けられている。

中央の門を入ると、奥に通じる庭があり、右手（北側）には主屋（住居）と文庫蔵さらに3棟の土蔵が連なる。左手（南側）には三代目傳兵衛が建設したという離れがあり、その奥に味噌工場が続く。味噌工場では、圧力釜や味噌樽が並び、味噌工場の周辺では大豆を蒸かした匂いや発酵の匂いが薫り立つ。



写真 味噌工場

第2章 栃木市の維持向上すべき歴史的風致

文庫蔵は棟札^{むなふだ}によって、明治18年(1885)の建築であることが分かり、奥の3棟の土蔵は建築年代を示すものは見当たらないが、明治23年(1890)発行の『大日本博覧図 栃木県之部』には、文庫蔵やこれらの土蔵も現状のとおり描かれており、明治23年(1890)以前に建設されたことが確認できる。店舗と主屋(住居)が平成20年(2008)、離れ、文庫蔵及び3棟の土蔵の内2棟が平成16年(2004)、登録有形文化財に登録されている。また、これらは伝統的建造物に特定されている。

敷地西側には石蔵と木造長屋がある。石蔵は昭和15年(1940)には既に倉庫として使用されており、運送業者の馬車が出入りしていた。木造長屋は昭和16年(1941)に軍需工場として建築され、戦時中は石蔵とともに乾燥野菜工場として使用されていた。戦後まもなくは木造長屋では物資が少ない中、サツマイモを製粉しパンを作っていた。その後、石蔵・木造長屋は油伝味噌の醗酵室等として利用されてきた。



写真 油伝味噌土蔵



写真 油伝味噌文庫蔵



写真 油伝味噌石蔵



写真 油伝味噌木造長屋

敷地内には、昭和 61 年（1986）に開店した食事処があり、豆腐・里芋・こんにゃく^{でん}の田^{がく}楽盛り合わせが食べられる。素材に合わせて味噌の種類を変えており、何度も丁寧に重ね塗りして焼き上げられ、周辺には味噌の香ばしさが広がる。食事処では味噌の直売も行われている。



写真 食事処



写真 田楽盛り合わせ

近年では、油伝味噌を使用した商品が市内で販売されており、明治 25 年（1892）創業の老舗和菓子店、「山本總本店」^{やまもとそうほんてん}では「十麴粒味噌」を使用した「十麴味噌羊羹」^{ようかん}や油伝味噌を使ったタレで仕上げた「ごぼう餅」を販売している。「ごぼう餅」は江戸期の料理本や文献をもとに再現した料理であり、とちぎ江戸料理の一品である。他に味噌饅頭や市内洋食店の味噌ムースが開発された。また、油伝味噌はハヤシライス^{ハヤシライス}の隠し味にも使用されている。



写真 十麴味噌羊羹



写真 ごぼう餅（右）



写真 味噌ムース

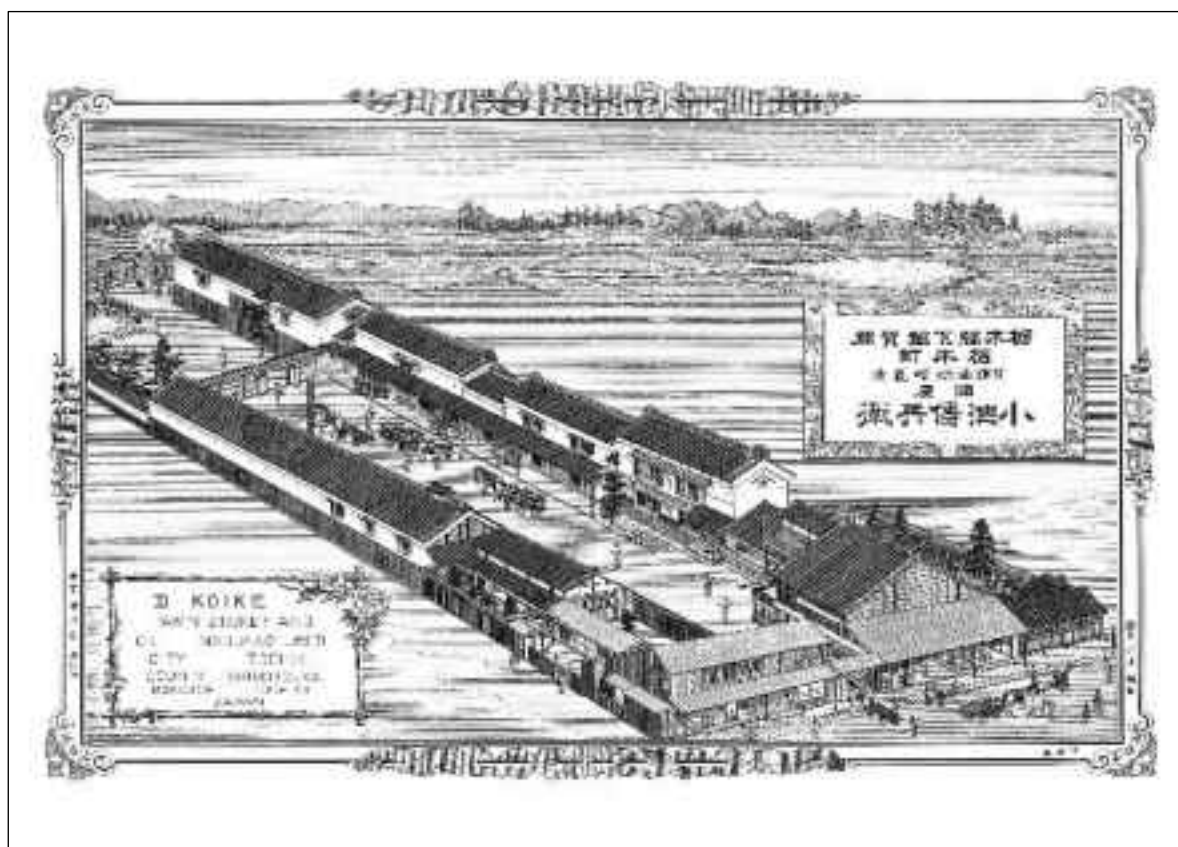


図 明治23年（1890）発行『大日本博覧図 栃木県之部』

才 その他の問屋業

a) ^{け づ か}
毛塚紙店

「毛塚紙店」は旧日光例幣使街道の東側にあり、この辺りではひときわ目立って保存度の良い豪^{ごうそう}壮な見世蔵が建つ。明治末期の火災後に改築されたものとされるが、小^{やばり}屋梁^{なかびきはり}（中引梁）に残された墨書によって明治41年（1908）の上棟であることが確認できる。見世蔵の奥には通り庭形式の住居部分が続き、さらにその奥に3棟の土蔵が縦に連なる。「中源」（中屋源蔵）の名で知られる毛塚家は、代々「源蔵」を名乗ってきた。創業は古く、すでに享保2年（1717）には紙商を営んでいたといわれ、明治40年（1907）発行の『栃木県営業便覧』にも「和洋紙諸帳簿商毛塚源蔵」と記されている。明治期には、和洋紙、帳簿類を幅広く扱い、栃木でも有数の紙問屋として現在に至っている。見世蔵は軒^{のきさき}先^{でけ}を出^{はこむね}柵^{はこむね}り）とし、箱棟やかげ盛を高は、栃木における明治末期のものであり、平成12年（2000）登録されている。



図 紙問屋の位置



写真 毛塚紙店見世蔵

③ その他の建造物

市内には、現在は商売をやめてしまったが、かつての麻問屋、肥料商、荒物問屋等といった問屋業を営んでいた頃の見世蔵や土蔵等の建造物が今も残されている。これらは、現在も商売が続けられている建造物とともに歴史的な町並みをつくり上げており、物資の集散による問屋業の発展を物語っている。

ア 麻問屋

a) 野口家（旧野口栄三商店）

「野口家」は、かつての麻^{あさ}問屋で、もとは店舗が嘉右衛門町の神明神社^{しんめいじんじや}の道を挟んだ北側にあったが、昭和14年（1939）に現在地に移り、平成25年（2013）頃まで商売を続けていた。

通りに面して木造店舗を構え、その奥に住居が続く。庭を挟んでさらに奥には明治期の土蔵が現存している。木造店舗と住居の建築年代は確認できないが、店舗の一部は戦時中に改造されたと伝えられており、木造店舗と住居が一体的に造られていることから、転居前の建物である可能性が高い。木造店舗、住居、土蔵は平成16年（2004）、登録有形文化財に登録されている。また、これらは伝統的建造物に特定されている。



写真 野口家（旧野口栄三商店）



写真 野口家土蔵

b) 相良家（旧相良勝太郎商店）

「相良家」がこの地で麻^{あさ}苧^お商^{しょう}を始めたのは明治中期頃であり、太平洋戦争開戦時まで商売を続けた。

通りに面して見世蔵を構え、その奥に住居が続く。敷地の奥には2棟の土蔵が連なり、巴波川寄りには稲荷社^{いなり}も残されている。見世蔵は棟札や墨書により天保10年（1839）に建設されたことが確認できる。主屋よりの土蔵の建築時期は不明であるが、大正8年（1919）以降に曳家^{ひきや}を行っている。西側の土蔵は外壁をセメント洗出し仕上げとするが、これは大正12年（1923）の改修によるものである。見世蔵、住居、土蔵2棟は伝統的建造物に特定されている。



写真 相良家（旧相良勝太郎商店）

c) 大貫家（旧大貫定衛商店）

この地は江戸末期から「山崎家」が麻^{あさ}苧^お商^{しょう}を営んでいたところで、明治40年（1907）発

行の『栃木県営業便覧』には「麻苧商 萬屋 山崎藤平」と記されている。大正15年(1926)に「大貫家」が土地建物を購入し麻苧問屋を営んできたが、平成9年(1997)に商売をやめている。

通りに面して重厚な見世蔵が建ち、その奥に住居が接続する。さらに奥には、敷地の北寄りに3棟の土蔵が連なる。見世蔵は、小屋裏の墨書によって、天保5年(1834)に建設されたことが分かる。主屋寄りの土蔵は、「大貫家」が、この地に移り住んだ後に建設した文庫蔵である。その西側の土蔵は、山崎家時代(大正15年(1926)以前)の土蔵であるが、建築年代は確認できない。西端の土蔵も山崎家時代の土蔵で、明治7年(1874)の建築であることが中引梁の墨書によって確認できる。



写真 大貫家(旧大貫定衛商店)

d) ^{よこやま}横山郷土館(旧横山家)

「横山家」は、当初、万町の旧日光例幣使街道沿いに店舗を構えていたが、明治後期になって現在地に移った。

中央に木造平屋の店舗があり、その両側に隣接して、^{かぬま}鹿沼産の^{ふかいわいし}深岩石を積んだ石蔵が建つ。中央の木造店舗は、左半分が銀行の店舗として、右半分が麻問屋として造られている。両側の石蔵は店舗にやや遅れて建設されたと考えられるが、棟木に記された墨書によって右側の麻蔵が明治42年(1909)、左側の文庫蔵が明治43年(1910)の上棟であることが知られる。このほか敷地内には、店舗に続く住居部分や、大正7年(1918)建築の洋館(離れ)がある。いずれの建物も平成10年(1998)、登録有形文化財に登録されている。



写真 横山郷土館(旧横山家)

イ 肥料商

a) ^{たなか}田中家(旧^{やなぎだ とめきち}柳田留吉商店)

「田中家」は、戦前まで「柳田留吉商店」として肥料商を営んでおり、現存する建物もその当時のものである。

通りに面して見世蔵を構え、その南側に平屋の増築部分を連ねる。見世蔵の奥には大正時代の建設と伝えられる住居部分が接続し、さらに庭を隔てて西側に文庫蔵が現存する。見世蔵の建築年代



写真 田中家(旧柳田留吉商店)

第2章 栃木市の維持向上すべき歴史的風致

を確認できる資料は見当たらないが、大正時代の建設とされる住居部分と同時期か、あるいはそれより若干古い可能性もある。文庫蔵は中引梁に残された墨書によって、昭和10年（1935）に建設されたことが分かる。見世蔵、住居、文庫蔵は伝統的建造物に特定されている。

b) たての 館野家（旧釜平商店） かまへい

「館野家」は、江戸末期からこの地にあって肥料・履物商を営んでいたといわれる。肥料を扱ったのは戦前までで、昭和30年代前半頃からは飼料が中心となったが、平成9年（1997）に商売をやめている。

通りに面して特徴ある洋風外観の店舗が建ち、その奥に和風の住居が接続する。さらに奥には土蔵が現存している。店舗・住居の建設時期は新築記念の時計によって昭和7年（1932）10月竣工であることが分かり、土蔵は明治24年（1891）に建設したものであることが墨書によって確認できる。店舗、住居、土蔵は平成16年（2004）、登録有形文化財に登録されている。また、これらは伝統的建造物に特定されている。



写真 館野家（旧釜平商店）

c) しもつけ 下野新聞社栃木支局（旧毛塚肥料店） けづか そうはち

見世蔵と住居、土蔵（文庫蔵）が現存し、これらの建物は「毛惣」で知られた肥料商の「毛塚惣八」が建設したものである。平成11年（1999）3月、下野新聞創刊115年を記念して同社の栃木支局となった。

見世蔵は、小屋裏の中引梁に墨書が残されており、それによって文久元年（1861）に建設されたことが分かる。旧毛塚肥料店に関しては、明治23年（1890）発行の『大日本博覧図 栃木県之部』にも、「肥料商及び質舗 毛塚惣八」として敷地全体の建物群が詳細に描かれている。それによると、見世蔵とその奥に続く住居部分、さらに文庫蔵は、ほぼ現状と一致することから、



写真 下野新聞社栃木支局（旧毛塚肥料店）



図 『大日本博覧図 栃木県之部』

現存する住居と文庫蔵も、すでに明治中期には存在していたことになる。見世蔵は平成12年（2000）、登録有形文化財に登録されている。

ウ 荒物問屋

a) ^{おちあい}落合荒物店

「落合家」がこの地に店舗を構えたのは初代奥蔵の時で、それまでは泉町で商売を行っていたといわれる。泉町のかつての場所は不明であるが、明治40年（1907）発行の『栃木県営業便覧』によると、当時泉町には麻苧真縄商の落合長太郎の店舗が存在しており、何らかの関係も考えられる。当初から一貫して麻苧荒物店を営んできたが、現在は荒物を扱っていない。

通りに面して昭和12年（1937）建築の木造店舗が建ち、その奥に住居が接続する。住居部分も一体的に造られており、店舗一階の土間の奥に通り庭が設けられている。さらに敷地の奥には2棟の土蔵が縦に連なっている。木造店舗、住居は伝統的建造物に特定されている。



写真 落合荒物店

b) ^{わかばやし}若林家（旧^{げんきち}若林源吉商店）

「若林家」がこの地に移り住んだのは昭和2年（1927）、源吉の代である。以後、「若林源吉商店」として荒物問屋を営んでいたが、戦後になって「山二商事株式会社」と改称し、近年まで商売を続けていた。

通りに面して木造店舗を構え、その奥に住居が続く。巴波川よりには2棟の土蔵が現存している。木造店舗は、梁の墨書によって、昭和8年（1933）に建設したものであることが分かる。



写真 若林家（旧若林源吉商店）

c) とちぎ蔵の街観光館（旧^{たむら}田村家）

「田村家」は、かつては「八百金」の名で知られた栃木でも有数の麻荒物商であった。

豪壮な見世蔵と文庫蔵、2棟の荷蔵からなり、かつては、見世蔵に続いて住居と現存する土蔵群の北側にさらに3棟の土蔵が連なっていたが、腐朽が進行していたために改築された。いずれの建物も小屋裏の墨書あるいは田村家所蔵の『普請調上



写真 とちぎ蔵の街観光館（旧田村家）

第2章 栃木市の維持向上すべき歴史的風致

帳』によって建設年代が判明している。見世蔵が明治37年（1904）6月起工、明治38年（1905）上棟、文庫蔵が慶応4年（1868）上棟、2棟の荷蔵が明治28年（1895）及び明治32年（1899）起工である。見世蔵は平成9年（1997）、市指定文化財に指定されている。

エ 味噌醸造元

a) 旧ヤマサみそ

「ヤマサみそ（益子味噌）」は、創業が江戸中期の天明元年（1781）といわれ、明治40年（1907）発行の『栃木県営業便覧』にも「味噌製造海産肥料商 益子佐平」と記されている。

通りに面して見世蔵や袖蔵、土蔵^{そでぐら}が建ち並びとともに、門や板塀も残され、奥の敷地には多くの土蔵が現存し、これらは江戸末期から昭和前期頃にかけて建設されたものであり、伝統的建造物に特定されている。

長年、栃木の味噌として親しまれてきたが、平成23年（2011）に惜しまれつつも廃業した。嘉右衛門町伝建地区内の味噌工場跡地の約5,000㎡の敷地や伝統的建造物は、平成28年（2016）に市が取得し、現在、嘉右衛門町伝建地区の拠点施設として整備を進めている。



写真 昭和30年代のパフレット



写真 旧ヤマサ味噌

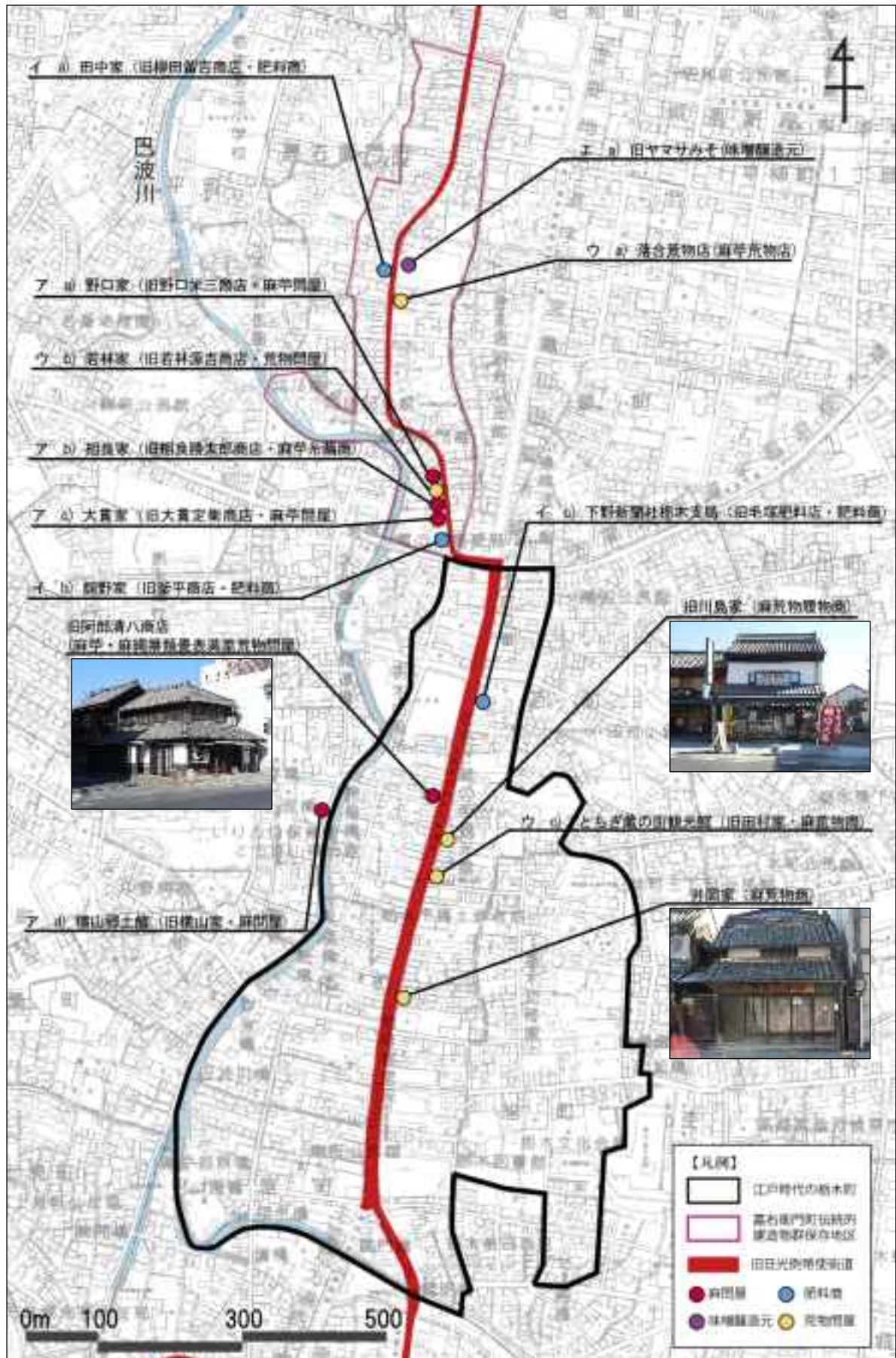


図 かつて問屋業を営んでいた歴史的建造物の分布図

まとめ

輸送方法は変わったが集散地としての機能は変わらず麻問屋、肥料商、荒物問屋等の問屋業が、江戸末期から大正期に建てられた見世蔵や土蔵の歴史的建造物で現代も続けられている。味噌醸造も、昔ながらの製造方法を守りながら今日へ繋がっている。これらが物資の集散地として発展したことを物語る数多くの歴史的建造物と一体となり、往時の商家町としての繁栄を感じることができることから残していきたい歴史的風致である。

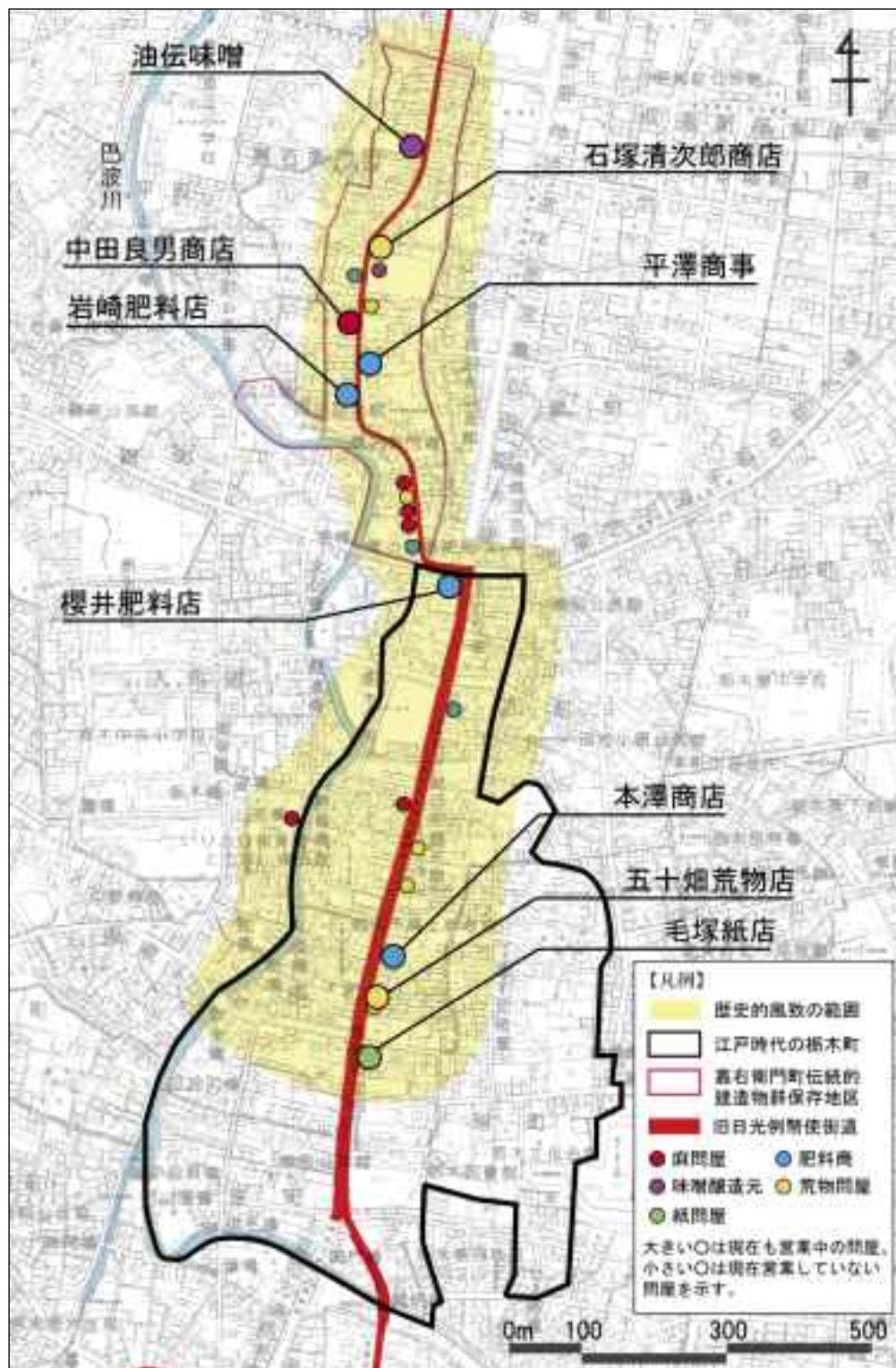


図 物資の集散による問屋業の発展にみる歴史的風致の範囲

(2) 栃木の^{だし}山車祭りにみる歴史的風致

栃木の山車祭りは、現在、「とちぎ秋まつり」と称し2年に一度、11月に、栃木の象徴である蔵造りの町並みを中心とした栃木地域の市街地を南北方向に貫通する旧日光例幣使街道^{にっこうれいへい し かい}周辺を主な舞台として開催される。平成28年（2016）には38万人の観光客を集める栃木市最大のイベントとなっている。

栃木の山車祭りは、伝統的な神社の祭礼やしきたりに基づくものではなく、明治政府による神武天皇遥拝式^{じんむてんのうようはいしき}の実施命令を受けて、県、村内で神武天皇の祭礼を行うようになり、その神武祭の「行事」として開催された。その後、招魂社祭典^{しょうこんしゃ}、県社神明宮祭典^{しんめいぐう}の付祭りとして開催され、その都度、豪商や住民の寄付によって山車や祭りの衣装を整えていった。

町民の結束と活力を示し、町の発展を願うための祭りであり、町内で資金を準備し、ゆかりのある職方^{しよくかた}やお囃子連^{はやし}に協力を願い、街中を各町内の山車が練り歩く祭りの形ができた。

現在、9台の山車と一対の獅子頭^{し しがしら}があり、10の町内が山車を曳き出しており、活況を呈した時代を象徴する歴史的な建造物が数多く残され、それらが安土桃山から江戸初期に形成された町割りとともに現在へと継承された旧日光例幣使街道沿いの町並みを舞台に、地域の人々により大切に守られ現在も続けられている。



写真 栃木の山車祭り

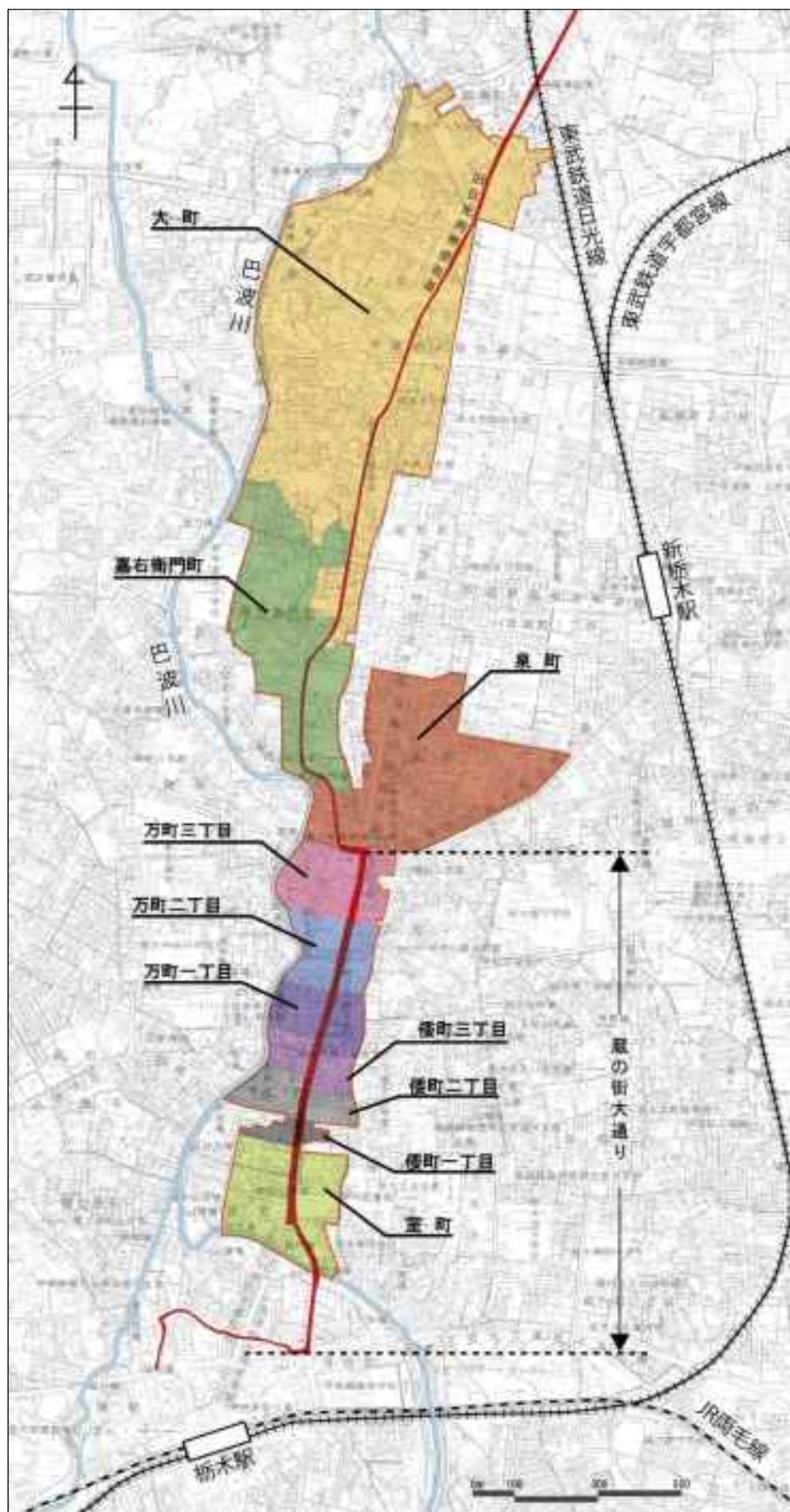


図 栃木の山車祭り参加町内（塗りつぶし範囲）

① 栃木の^{だし}山車祭りを構成する歴史的な町並みア 万町、^{よろずちよう}倭町^{やまとちよう}及び室町^{むろまち}の町並み

栃木の山車祭りの主会場となる栃木地域万町、倭町及び室町の蔵の街大通り沿いには、主として見世蔵^{みせぐら}や土蔵^{どぞう}をはじめとする江戸末期から昭和前期頃にかけて建造された歴史的な建造物が建ち並ぶ。

万町、倭町及び室町は、江戸時代、それぞれ上町^{かみちよう}、中町^{なかつちよう}及び下町^{しもちよう}といわれ栃木町を形成していた。また、現在の蔵の街大通りの一部は、江戸時代、日光例幣使街道^{にっこうれいへいし かいどう}と呼ばれていた。

日光例幣使街道を中心として町並みが形成されてきたことは、多くの資料や絵図からも明らかであり、江戸時代の栃木町を描いた天明7年(1787)の『栃木町絵図』には、栃木町の中核である「御本陣」が明記され、街道に面した玄関から巴波川^{うずまがわ}の際まで敷地が続いていたことがわかる。その後、明治期までには旧日光例幣使街道につながる東西の道路の変遷とともに、特に万町における敷地の細分化が進行し、旧日光例幣使街道と巴波川との間は戦後に南北方向の道路が通ったことで敷地が分断されているものの、奥行の深い短冊形の敷地形状は、ほぼ江戸時代に町の骨格ができた当時のまま、現在に受け継がれている。

各敷地では、道路に面して店舗、その奥に住居があり、通り庭(表から裏口まで続く土間)形式を取ることが一般的で、店舗からの出入口は通り庭に向けて引戸を設けるものが多いが、^{ちょう}帳場から直接住居に出入りする戸口を備えたものもある。奥に続く土蔵は細長い敷地に沿って配置されている。



写真 蔵の街大通り沿いの町並み(倭町)

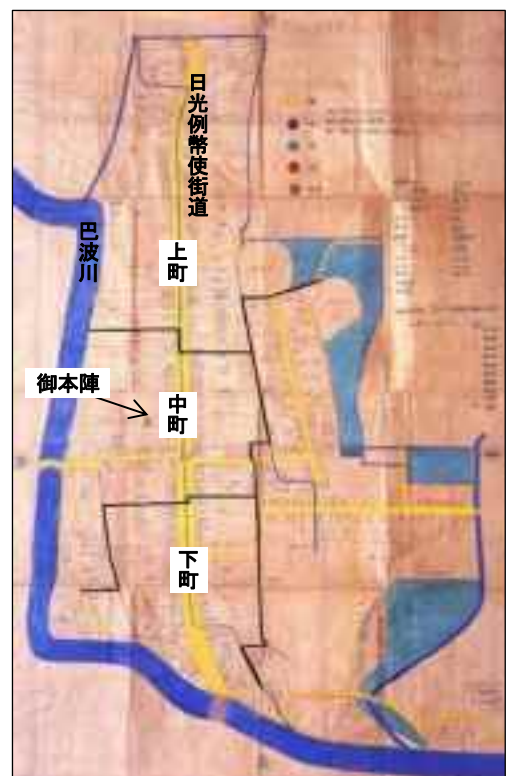


図 天明7年(1787)『栃木町絵図』(個人蔵)(一部加工)

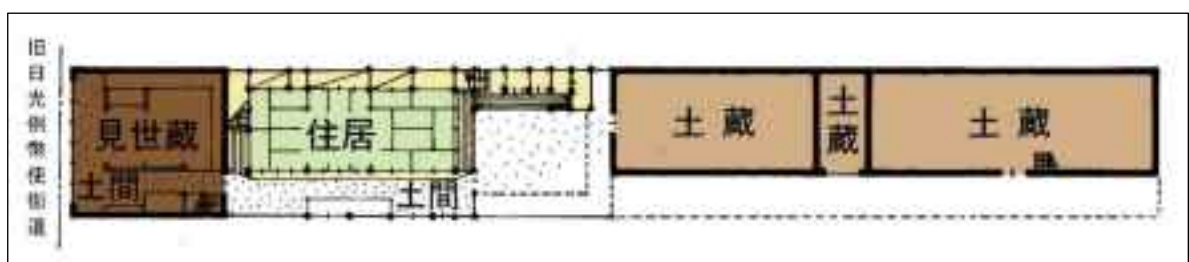


図 代表的な建物の配置

第2章 栃木市の維持向上すべき歴史的風致

a) 伝統的な店舗

蔵の街大通り沿いの景観を作り上げる主要な歴史的建造物は伝統的な店舗であり、これらは大きく、外壁を厚く土で塗り込めて漆喰仕上げとした見世蔵とそれ以外の木造店舗に分けられる。

○ 見世蔵

蔵の街大通り沿いには多くの見世蔵が遺存し、うち、墨書により年代が特定できる6棟については江戸後期から明治後期にかけてのものである。見世蔵は、桁行を3間半～4間、梁行を3間とするものが多く、大半が切妻造平入である。

～墨書により年代が特定できる6棟～



写真 a)-1 古久磯提灯店見世蔵
【古久磯提灯店見世蔵】
[弘化2年(1845)建築《墨書》]
県指定



写真 a)-2 とちぎ蔵の街観光館
【旧田村家見世蔵】
[明治38年(1905)建築《墨書》]
市指定



写真 a)-3 くりとくら
【綿忠はきもの店店舗】
[安政3年(1856)建築《墨書》]
国登録文化財



写真 a)-4 下野新聞社栃木支局
【旧毛塚肥料店見世蔵】
[文久元年(1861)建築《墨書》]
国登録文化財



写真 a)-5 ^{けづか}毛塚紙店見世蔵
[明治41年(1908)建築《墨書》]
国登録文化財



写真 a)-6 ^{おおた}太田家見世蔵
[明治37年(1904)建築《墨書》]

～建築様式から年代が分かる2棟～



写真 a)-7 ^{やまもとゆうどう}山本有三ふるさと
記念館南棟、北棟
[江戸末期建築《建築様式》]
国登録文化財



写真 a)-8 北蔵カフェひがの
【^{さとう}佐藤家住宅店舗】
[明治中期建築《建築様式》]
国登録文化財

○ 木造店舗

木造店舗は、切妻造平入の見世蔵と同等の規模であり、いぶし銀の^{さんがわらぶき}棧瓦葺を基本とする。



写真 a)-9 ^{かなざわ}旧金澤呉服店店舗
[明治41年(1908)建築《建築様式》]



写真 a)-10 ^{みますや}三桝屋本店
[明治41年(1908)建築《棟札》]

b) 木造住宅及び蔵

見世蔵や木造店舗の背後に建ち、これらの間に垣間^{かいま}みえて町並み景観を成すのが木造住宅や蔵である。

○ 木造住宅

木造住宅は、二階建を基本とし、屋根は切妻造、寄棟^{よせむね}造、入母屋^{いりも}造など様々であるが、いぶし銀の棧瓦葺とし、敷地内の他の建物と大棟^{おおむね}の方向を合わせたシンプルな形状を基本とする。外壁は白漆喰仕上げや下見板^{したみいたば}張りとしているものが多い。



写真 b)-1 郷土参考館居宅
[明治初期建築《建築様式》]



写真 b)-2 古久磯提灯店住居
[明治期建築《建築様式》]



写真 b)-3 関根家住宅主屋^{おもや}
[大正11年(1922)以前建築《建築様式》]
国登録文化財



写真 b)-4 旧金澤呉服店住居^{かなざわ}
[明治41年(1908)建築《建築様式》]

○ 蔵

蔵には、土蔵、石蔵がある。棟数が多いのは土蔵で、大正初期まで建築されていた。土蔵は桁行3間、梁行2間規模が平均的で、切妻造、棧瓦葺、二階建を基本とするが、三階建土蔵も存在する。石蔵は大半が明治末期から昭和初期の建築である。規模は大小様々で切妻造、棧瓦葺、二階建を基本とし、鹿沼産の深岩石や大谷石が用いられている。

～土蔵～



写真 b)-5 善野家土蔵 (通称おたすけ蔵)
 [東蔵 文化年間 (1804～1818) 初期建築、
 中蔵 天保2年 (1831) 以前建築、
 西蔵 天保11年 (1840) 建築《墨書》]
 市指定



写真 b)-6 関根家住宅文庫蔵
 [江戸末期建築《建築様式》]
 国登録文化財



写真 b)-7 塚田家住宅文庫蔵
 [明治32年 (1899) 建築《墨書》]
 国登録文化財・景観重要建造物



写真 b)-8 塚田歴史伝説館展示館
 [明治36年 (1903) 建築《建築様式》]
 国登録文化財・景観重要建造物



写真 b)-9 塚田歴史伝説館
 人形山車・銘木展示館 (旧荷蔵)
 [明治42年 (1909) 建築《墨書》]
 国登録文化財・景観重要建造物



写真 b)-10 塚田歴史伝説館
 事務室・売店及び休憩所
 [大正5年 (1916) 建築《墨書》]
 国登録文化財・景観重要建造物



写真 b)-11 塚田家住宅旧米蔵^{こめぐら}
[大正13年(1924)建築《建築様式》]
国登録文化財・景観重要建造物



写真 b)-12 塚田家住宅銘木蔵
[大正13年(1924)建築《建築様式》]
国登録文化財・景観重要建造物



写真 b)-13 郷土参考館土蔵
[弘化3年(1846)以前建築《墨書》]
～石蔵～



写真 b)-14 旧金澤呉服店土蔵^{かなざわ}
[嘉永6年(1853)建築《棟札》]



写真 b)-15 おたまじゃくし文庫石蔵
[大正5年(1916)建築《建築様式》]

c) 洋風建築

蔵の街大通り沿いには、外観を洋風にあつらえている、いわゆる洋風建築が数棟存在し、町並み景観に特徴をもたらしている。蔵の街大通りに面して建築されている洋風建築はいずれも大正期に通りに面する店舗部分が改築されたものである。

また、蔵の街大通り周辺には、大正から昭和前期に建てられた病院や銀行などの様々な用途の洋風建築も存在する。



写真 c)-1 パーラートチギ
【関根家住宅店舗】
[大正11年(1922)建築《建築様式》]
国登録文化財



写真 c)-2 好古壺番館
【旧安達呉服店店舗】
[大正12年(1923)建築《建築様式》]
国登録文化財



写真 c)-3 蔵の街ダイニング蒼
【旧足利銀行栃木支店】
[昭和9年(1934)建築《棟札》]
国登録文化財



写真 c)-4 医療法人杏林会
栃木中央クリニック
【旧栃木病院】
[大正2年(1913)建築《建築様式》]
市指定

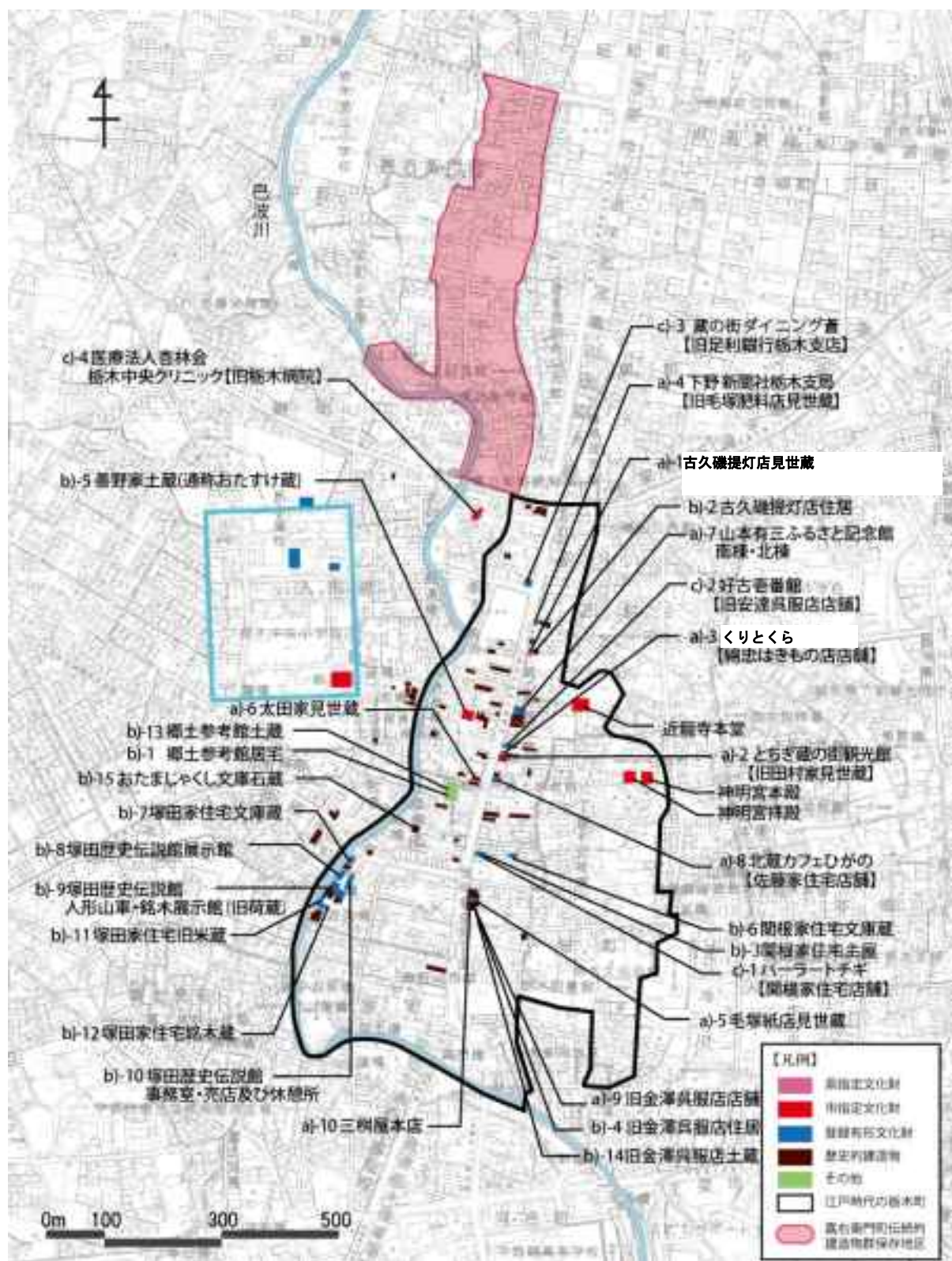


図 建造物の位置

イ 嘉右衛門町 伝統的建造物群保存地区の町並み

祭りの舞台でもある 泉町 及び嘉右衛門町は、主として見世蔵や土蔵をはじめとする江戸末期から昭和前期頃にかけての伝統的な建造物が群としてよく残り、地形に沿って湾曲する道、巴波川、^{おきなじま} 翁島や陣屋跡の緑等とともに特徴的な町並みをつくり上げており、平成24年（2012）には、国の重伝建地区に選定された。

保存地区は、現在の泉町及び嘉右衛門町における旧日光例幣使街道沿いの町並みに、岡田家別邸が建つ通称翁島を加えた範囲を基本とし、地区の西側は、南北方向の旧道及び巴波川を界とし、地区の東側は、南北方向の水路を界とし、日光例幣使街道に沿って、^{ひらやなぎしんち} 平柳新地、^{か う えもんしんでんむら} 嘉右衛門新田村など、安土桃山時代に開発された村々が発展してきた町並みである。

嘉右衛門新田村は、天正期（1573～1592）に足利から移り住んだ岡田嘉右衛門が開発したとされ、元禄2年（1689）には陣屋も置かれ、また、平柳新地には、江戸初期に開かれた巴波川の舟運に伴って早くから河岸が設けられた。

旧日光例幣使街道に面して江戸時代に成立した町場として、江戸時代後期の状態をほぼ引き継ぐと考えられる地割を良好に残している。



写真 嘉右衛門町伝建地区の町並み



図 天保13年（1842）『嘉右衛門新田村絵図』（個人蔵）

第2章 栃木市の維持向上すべき歴史的風致

伝統的な建造物の配置は、道路に面して店舗が建ち、それに接続して住居部分があり、その奥に土蔵が並ぶ例が多く見られる。

敷地の奥に^{ほこら}祠を配置することもあり、また、巴波川に面する敷地の多くは、^{まわ}塀を廻している。



図 代表的な建物の配置

a) 伝統的な店舗

嘉右衛門町伝建地区の景観を作り上げる主要な歴史的建造物は伝統的な店舗であり、これらは大きく、外壁を厚く土で塗り込めて漆喰仕上げとした見世蔵とそれ以外の木造店舗に分けられる。

○ 見世蔵

嘉右衛門町伝建地区内には8棟の見世蔵が遺存し、うち、年代が特定できる5棟については江戸後期から明治初期にかけてのものである。最も早期のものは、天保5年(1834)の建築である。

見世蔵は、桁行を3間半～6間、梁行は2間半とし、大半が切妻造平入である。^{のき}軒は^{でげた}出桁造、二重若しくは三重蛇腹^{じゃばら}(漆喰塗り)^{しっくい}、鉢巻^{はちまき}(軒下部分)といった仕様で塗り込めるが、置き屋根(屋根と躯体を別構造としたもので、屋根を躯体に載せている形式のもの)とするものもある。



写真 出桁造



写真 蛇腹



写真 鉢巻



写真 置き屋根



写真 a)-1 ^{さがら}相良家見世蔵
[天保10年(1839)建築《棟札・墨書》]
伝統的建造物



写真 a)-2 ^{おおあき}大貫家見世蔵
[天保5年(1834)建築《墨書》]
伝統的建造物



写真 a)-3 ^{おかだ} 岡田記念館見世蔵
[明治5年(1872)建築《建築様式》]
伝統的建造物



写真 a)-4 ^{ひらさわ} 平澤商事見世蔵
[明治7年(1874)建築《建築様式》]
伝統的建造物



写真 a)-5 旧ヤマサ味噌見世蔵
(置き屋根形式)
[江戸末期建築《建築様式》]
伝統的建造物



写真 a)-6 ^{たなか} 田中家見世蔵
[大正期以前建築《建築様式》]
伝統的建造物

○ 木造店舗

木造店舗は、桁行は2間半～5間、梁行は2間半とし、切妻造平入、いぶし銀の棧瓦葺を基本とする。



写真 a)-7 ^{あまがい} 天海家店舗
[大正12年(1923)建築《建築様式》]
国登録文化財・伝統的建造物



写真 a)-8 ^{のぐち} 野口家店舗
[昭和前期以前建築《建築様式》]
国登録文化財・伝統的建造物

b) 木造住宅及び蔵

見世蔵や木造店舗の背後に建ち、これらの間に垣間みえて町並み景観を成すのが木造住宅や蔵である。

○ 木造住宅

木造住宅は、二階建を基本とし、屋根は切妻造、寄棟造、入母屋造など様々であるが、いぶし銀の棧瓦葺とし、敷地内の他の建物と大棟の方向を合わせたシンプルな形状を基本とする。外壁は白漆喰仕上げや下見板張りとしているものが多い。



写真 b)-1 天海家住宅
[大正12年(1923)建築《建築様式》]
国登録文化財・伝統的建造物

○ 蔵

蔵には、土蔵、石蔵がある。棟数が多いのは土蔵で、昭和前期まで建築されていた。土蔵は桁行3間、梁行2間規模が平均的で、切妻造、棧瓦葺、二階建を基本とするが、三階建土蔵が1棟存在する。石蔵は大半が大正期から昭和期(戦後も含む)の建築である。規模は大小様々で切妻造、棧瓦葺、二階建を基本とし、鹿沼産の深岩石や大谷石が用いられている。



写真 b)-2 ^{あぶでん}油伝味噌文庫蔵
(三階建)
[明治18年(1885)建築《棟札》]
国登録文化財・伝統的建造物



写真 b)-3 油伝味噌土蔵
[明治23年(1890)以前建築《文献》]
国登録文化財・伝統的建造物



写真 b)-4 岡田記念館土蔵
[天保12年(1841)建築《墨書》]
伝統的建造物



写真 b)-5 ^{のじり}野尻家石蔵
[大正15年(1926)建築《墨書》]
伝統的建造物

c) 洋風建築

嘉右衛門町伝建地区には、いくつかの洋風建築があり、正側面に低い壁を立ち上げて洋風のオーダー（柱）、バルコニーやアーチ窓をあしらった店舗が存在し、町並み景観に特徴をもたらしている。



写真 c)-1 館野家店舗
[昭和7年（1932）建築《新築記念の時計》]
国登録文化財・伝統的建造物

d) その他

見世蔵や木造店舗の付属屋として建つ木造住宅及び蔵の他、旧日光例幣使道の西側を流れる巴波川沿いには、^{おきなじま}翁島と呼ばれる緑豊かな広大な敷地に岡田家別邸が建つ。この主屋は、^{おもや}岡田家当主を隠居した孝一が、古希を迎えた大正9年（1920）に東京木場から銘木を取寄せて大正13年（1924）に完成した木造二階建（一部平屋）、入母屋造、^{ささらご}桧子下見板張りとした屋根形式の隠居所である。外壁は^{ささらご}桧子下見板張りとし、南側及び西側に縁側を廻してほぼ全面にガラス戸を建てている。



写真 桧子下見板張り

また、旧日光例幣使街道の東側の岡田記念館敷地内には旧陣屋が建つ。



写真 d)-1 岡田家翁島別邸主屋
[大正13年（1924）建築《建築様式》]
国登録文化財・伝統的建造物



写真 d)-2 岡田記念館旧陣屋
[江戸末期建築《建築様式》]
伝統的建造物



図 嘉右衛門町伝建地区の範囲と伝統的建造物及び環境物件
(平成 28 年 (2016) 10 月 11 日現在)

② 栃木の山車祭りの舞台となる歴史的町並みの主な建造物

ア 神明宮（本殿、拝殿が市指定文化財（建造物））

栃木の山車祭りの舞台となる市街地を構成する歴史的建造物として、神明宮の本殿・^{はいでん}拝殿が挙げられる。神明宮の由来は、創設は応永10年（1403）とされ、当初は^{しんめいじゅく}神明宿（現、^{かん だ ちょう}栃木地域神田町）にあったことが当時の^{むなふだ}棟札によって知られる。天正16年（1588）に^{みながわひろてる}皆川広照による^{そうちんじゅしや}栃木城築城に伴って現地に移転され、以後、^{そうけい}栃木郷の総鎮守社として崇敬を集め、明治5年（1872）には県社に列せられている。主祭神は^{あまてらすおおみかみ}天照大神である。本殿は、明治13年（1880）3月の起工、明治16年（1883）10月の竣工と伝えられており、^{こうらん}高欄の^{ぎぼし}擬宝珠に残された^{こくめい}刻銘によってそのことが裏付けられる。桁行3間・梁行2間で、石積み^{きだん}の高い基壇の上に建つ切妻造平入の高床建築である。正面中央に階を設け、周囲に高欄付きの縁を廻す。屋根に反りはなく、^{ちぎ}千木（大棟の両端に載せたX字状の材）と^{かつおぎ}勝男木（棟上に横たえて並べた円柱状の装飾の部材）を備え、妻側には独立した^{むなもちばしら}棟持柱を建てるなど、典型的な神明造である。



写真 神明宮拝殿（旧神道中教院講堂）



写真 神明宮本殿

イ 近龍寺（本堂が市指定文化財（建造物））

近龍寺本堂も市街地を構成する歴史的建造物で、近龍寺の由来は、^{しゅく が わら}宿河原（現在の^{じょうないちやう}栃木地域城内町）に創建されたと伝えられる浄土宗の寺院である。当初は^{しやうねん じ}称念寺と呼ばれていたが、天正16年（1588）に皆川広照による^{そうちんじゅしや}栃木城築城に伴って現地に移転され、その際に近龍寺と改称した。正保4年（1647）以降、日光例幣使がたてられるようになると、脇本陣として、本陣に支障がある場合の宿泊所にあてられた。

寛文年間（1661～1673）の頃より^{しやうろうどう}鐘楼堂において^{じしやう}時鐘をついていたが、鐘は太平洋戦争中に回収されてしまった。

本堂は入母屋造・^{こうはい}棧瓦葺で、正面に向拝（階段上の^{きり め せん}庇）を設け、周囲に高覧付きの切目縁（縁板を数居と直角方向に張った縁）を廻した大規模な仏堂である。外回りの建具には引違い^{さんから と}棧唐戸（縦横に^{かまち}框を組み、間に薄い板を入れた扉）と明り障子が用いられている。文化3年（1806）の上棟の棟札が残されており、さらに正面の^{めいぶん}棧唐戸には「同4年7月」の銘文が残されていることから、建物の竣工は文化4年（1807）であった可能性が高い。



写真 近龍寺本堂

第2章 栃木市の維持向上すべき歴史的風致

ウ ^{しんめい}神明神社（本殿・^{へいでん}幣殿・拝殿・神楽殿・社務所・石蔵が伝統的建造物）

神明神社の境内には嘉右衛門町の山車収納庫があり、神明神社の本殿なども市街地を構成する歴史的建造物である。神明神社は、^{おかだ かうえもん}岡田嘉右衛門が開拓した土地に、慶長年間（1596～1615）、^{じんぎ かんじょう}神祇を勧請したのが起源とされている。主祭神は^{おおひる め むちのみこと}大日靈貴命である。



写真 神明神社拝殿



写真 神明神社本殿

本殿は、昭和6年（1931）に幣殿、拝殿とともに建築され、桁行と梁行は1間の切妻造銅板葺、平入の高床建築で、石積みの基壇の上に建つ。本殿の柱は丸柱とし、外壁正面中央間に扉を設け、その他の壁面はすべて板羽目とする。また、周囲に高欄付きの縁を廻して正面中央に階を設け、反りを持たない直線的な屋根の棟には千木と勝男木を備え、妻側には独立した棟持柱を建てた典型的な神明造りの社殿であるが、^{ほったてぼしら}掘立柱とはせずに礎石の上に柱をのせている。本殿の他には、切妻造銅板葺の幣殿、流造銅板葺の拝殿、入母屋造銅板葺の神楽殿、木造入母屋造瓦葺の社務所、切妻造平入の石蔵、2つの境内社がある。境内には、狛犬（明治24年（1891））や石灯籠（文久3年（1863）、昭和6年（1931））などの石造物が残り、これらも伝統的建造物（工作物）に特定されている。

エ 大島肥料店見世蔵（登録有形文化財）

大島肥料店は旧日光例幣使街道の東側に位置し、通りに面する見世蔵は市街地を構成する歴史的建造物である。大島家は江戸末期の頃からこの地で肥料店を営んできた旧家で、現存する見世蔵は初代元平が建設したものであり、小屋裏に残された棟札によって明治15年（1882）の上棟であることが分かる。切妻造平入の棧瓦葺・二階建てで、桁行4間半、梁行2間半、一階前面に約1間の下屋庇を張り出し、外部を全て土蔵造とした典型的な見世蔵である。



写真 大島肥料店見世蔵

オ 雲龍寺

雲龍寺は 泉 町 にあり、市街地内の重要な歴史的建造物の一つである。境内には泉町の山車収納庫がある。栃木町民は文化・文政年間(1804～1830)のころから成田山不動尊を信仰するものが多く、そのため講が三つも組織されていたが、慶応年間(1865～1868)にひとつとなって栃木大護摩講社といった。明治13年(1880)成田山の不動尊の像を模刻し、成田山新勝寺の原口照輪師によって開眼供養を行い、はじめ定願寺本堂に安置したが、やがて平柳・泉町の土地を買い入れて寺院をたて、稲葉村(壬生町)の雲龍寺の寺号をうつし、明治23(1890)年11月25日遷仏式を行って、成田山不動尊雲龍寺と名付けた。当初創建されたのは、栃木町大字平柳新地であったが、昭和になり北関門道路の建設に伴い、東側に曳家して現在の地にある。

入母屋造棧瓦葺で、本堂天井裏にある棟札には「明治二十二年十二月一日上棟」と記されている。



写真 雲龍寺

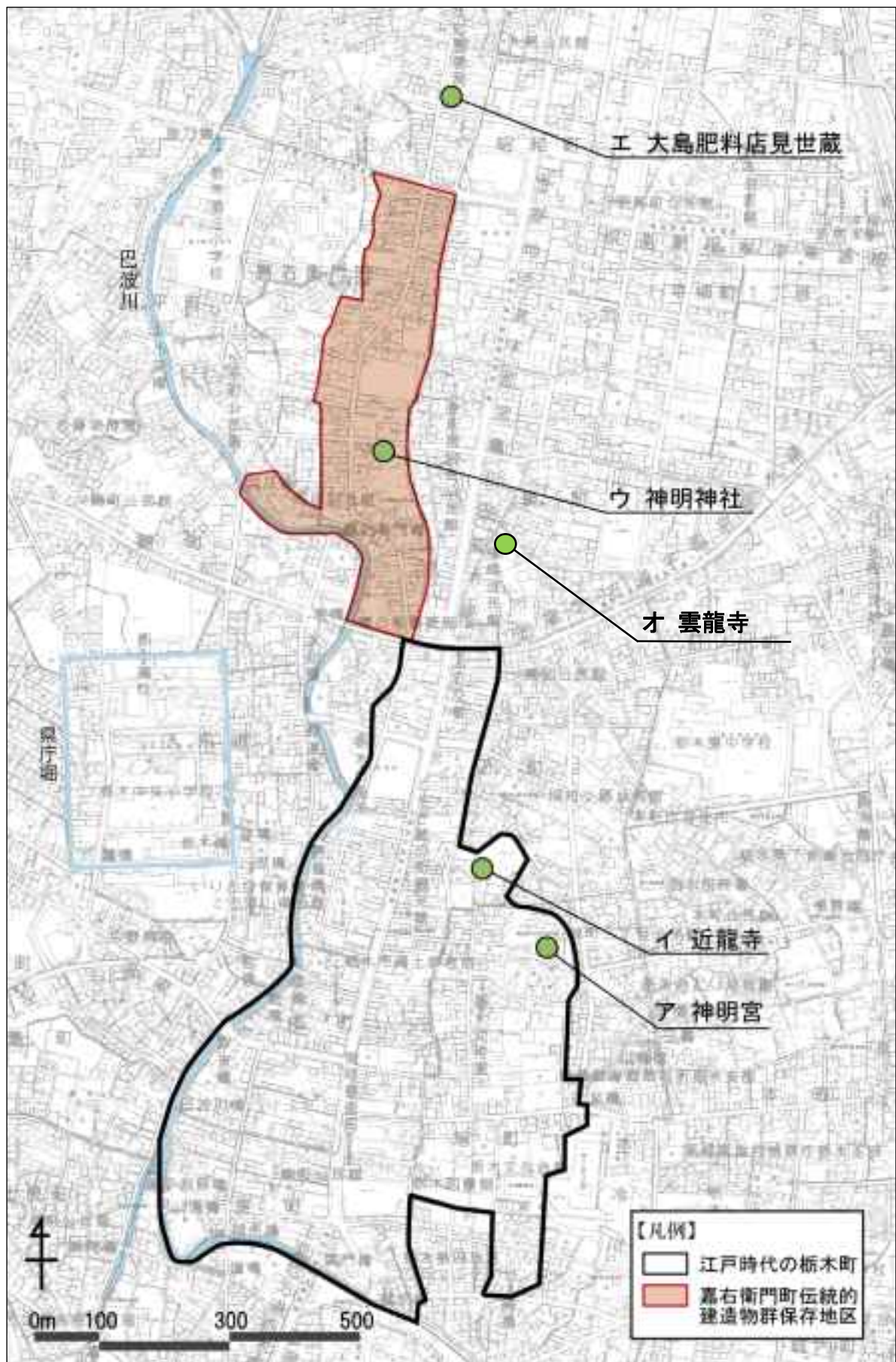


図 建造物の位置

③ 栃木^{だし}の山車祭りに関わる活動

ア 栃木の山車祭りの歴史

明治7年（1874）4月3日、県庁構内で行われた神武祭に倭町三丁目が東京日本橋の町内（瀬戸物町・伊勢町・本小田原町）が所有する江戸の天下祭りとして有名な「山王^{てん か まつ}祭^{さん の う}」の9番山車を購入し参加させ、通^{とお}泉^{いづみ}町^{まち}（現在の泉町）が宇都宮から買い求めた諫鼓鶏^{かん こ どり}の山車を参加させたことが祭の起源とされ、明治7年（1874）4月15日『栃木新誌』に、県庁構内に「静^{しず}御^か前^{ぜん}」の山車を練り込んだ様子が記されている。



図 東都日枝大神祭礼練込之図
9番山車「静御前」
明治元年（1868）

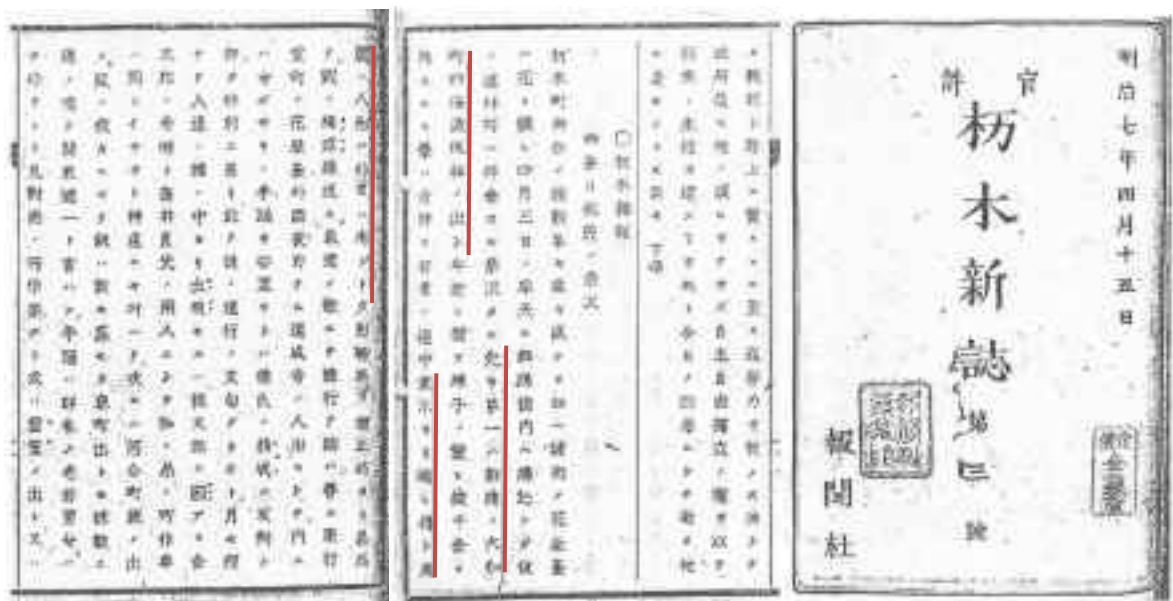


図 栃木新誌（一部抜粋）

神武祭に出^{しゅつぎよ}御させたことを機に、山車への関心が高まり各町とも大工や人形師に、山車を作らせる動きが活発となり、明治22年（1889）10月、明治23年（1890）10月、いずれも神明宮・招魂社（栃木地域^{はこのもりまち}箱森町^{きんちやくさん}の錦着山の頂きにあった）の両祭典に山車が出ている。

第2章 栃木市の維持向上すべき歴史的風致

明治26年(1893)、万町一丁目・二丁目・三丁目及び倭町二丁目が豪華な山車を東京日本橋本石町の人形師の原舟月(三代)に山車本体の制作を依頼した。万町の3町内は、すでに所有していた三国志で有名な「劉備玄德(万町一丁目)」、「関羽雲長(万町二丁目)」、「張飛翼徳(万町三丁目)」の人形を山車に乗せた。「劉備」「関羽」「張飛」は、中国の三国時代の英雄であり、劉備は蜀の建国者、関羽・張飛は義弟とされる。3体の人形は、劉備を長兄として、関羽・張飛が義兄弟の盟を結んだ「桃園の盟」に因んだもので、万町の3町内は町内間の硬い絆をあらわすために「劉備」「関羽」「張飛」を制作したとされる。それぞれ綾羅錦繍(上質の素材を用い、刺繍を数多く施した美しい衣服)をもって衣服とし、山車に使われている緞帳も金糸銀糸をもって刺繍した豪華なものである。ところがこの山車が作られて間もなく日清戦争が勃発した。そのため、敵国の歴史的な英雄を飾ることに異論が出て、万町一丁目は「天照大神」、万町二丁目は「日本武尊」、万町三丁目は一時、大明征伐の英雄「豊臣秀吉」としたが、馬に乗った秀吉は人物が小さくみえるので、新たに「素盞鳴尊」を作り、乗せ替えた。(以後、人形は時によって乗せ替えている。)

明治26年(1893)7月22日、全国で35番目に、関東においては東京、横浜に次いで、栃木商業会議所の設立が許可され、明治26年(1893)10月、設立を祝う記念祝典を兼ねて行われた秋祭りには、前述の4町内と倭町三丁目、泉町が参加し、更に、明治39年(1906)10月、神明宮・招魂社祭典では、室町が桃太郎の山車で参加して現在の祭りの形ができあがったとされる。



写真 明治40年(1907) 関東陸軍大演習
張飛翼徳 万町三丁目・劉備玄德 万町一丁目・関羽雲長 万町二丁目



写真 大正4年(1915) 御大典記念奉祝祭典
素盞鳴尊 万町三丁目・日本武尊 万町二丁目・天照大神 万町一丁目



写真 昭和12年(1937) 栃木市制祝賀式典記念
天照大神 万町一丁目・日本武尊 万町二丁目・豊臣秀吉 万町三丁目
※この年は「豊臣秀吉」を乗せている。



写真 旧日光例幣使街道での山車巡行 明治期

表 とちぎ祭典山車巡行記録

祭典日	摘 要
明治7年(1874)4月3日	神武祭県庁構内へ山車練込(遷拝所完成記念)
明治9年(1876)	神武祭付祭
明治10年(1877)4月	神武祭付祭
明治11年(1878)9月24日	招魂社祭典(招魂社完成記念)
明治12年(1879)4月	神武祭
明治13年(1880)9月	招魂社祭典
明治15年(1882)10月	招魂社祭典
明治16年(1883)10月	神明宮祭典
明治17年(1884)	
明治22年(1889)10月	神明宮、招魂社祭典
明治23年(1890)10月	神明宮、招魂社祭典
明治24年(1891)10月	神明宮、招魂社祭典
明治26年(1893)10月	栃木商業会議所設立記念祝典
明治39年(1906)10月	神明宮、招魂社祭典
明治42年(1909)10月	神明宮、招魂社祭典
明治44年(1911)11月	神明宮、招魂社祭典、第6回関東商業会議所式典
大正4年(1915)11月	御大典記念奉祝祭典
昭和3年(1928)11月	御大典記念奉祝祭典
昭和7年(1932)11月	神明宮祭典及び第27回関東商工会議所式典
昭和12年(1937)4月1～4日	栃木市制祝賀式典記念
昭和21年(1946)11月15～17日	市制10周年記念祝典
昭和26年(1951)11月15～17日	市制15周年記念祝典
昭和29年(1954)11月15～17日	4村合併記念並びに会議所開設60周年記念祝典
昭和32年(1957)11月15～17日	国府村合併記念祝典
昭和36年(1961)11月15～17日	市制25周年記念祝典
昭和41年(1966)11月15～17日	市制30周年記念祝典
昭和46年(1971)11月15～17日	市制35周年記念祝典
昭和51年(1976)11月15～17日	市制40周年記念祝典
昭和56年(1981)11月15～17日	市制45周年記念祝典
昭和61年(1986)11月15～17日	市制50周年記念祝典
平成3年(1991)11月15～17日	市制55周年記念祝典
平成8年(1996)11月15～17日	市制60周年記念祝典
平成12年(2000)10月27～29日	シンボルロード等完成記念
平成13年(2001)11月16～18日	市制65周年記念祝典
平成15年(2003)11月14～16日	栃木商工会議所創立110周年
平成18年(2006)11月17～19日	市制70周年記念祝典
平成20年(2008)11月15～16日	
平成22年(2010)11月13～14日	祝合併記念(11月12日:こども山車まつり開催)
平成24年(2012)11月10～11日	栃木商工会議所創立120周年記念 栃木市・西方町合併記念 嘉右衛門町重要伝統的建造物群保存地区選定記念 渡良瀬遊水地ラムサール条約登録記念 滝川市盟約締結30周年記念 平成24年とちぎ秋まつり(11月9日:こども山車まつり開催)
平成26年(2014)11月14～16日	栃木市・岩舟町合併記念 平成26年とちぎ秋まつり(11月14日:こども山車まつり開催)
平成28年(2016)11月11～13日	平成28年とちぎ秋まつり(11月11日:こども山車まつり開催)
平成30年(2018)11月9～11日	平成30年とちぎ秋まつり(11月9日:こども山車まつり開催)
令和元年(2019)5月1日～2日	とちぎ山車まつり～春の陣～
令和2年(2020)10月10日～11日	新生栃木市10周年記念 とちぎの人形山車展示
令和3年(2021)11月13日～14日	とちぎ秋まつりPR事業 とちぎの人形山車展示

令和4年（2022）7月2日	いちご一会とちぎ国体開催 100 日前記念栃木市炬火イベント
令和4年（2022）11月11日～14日	令和4年とちぎ秋祭り（11月11日：こども山車まつり開催）
令和5年（2023）6月10日	栃木県誕生 150 年記念協賛行事 栃木県誕生 150 年祭～ 県誕生の地から未来へ～
令和5年（2023）11月11日～12日	第22回蔵の街ふるさとまつり

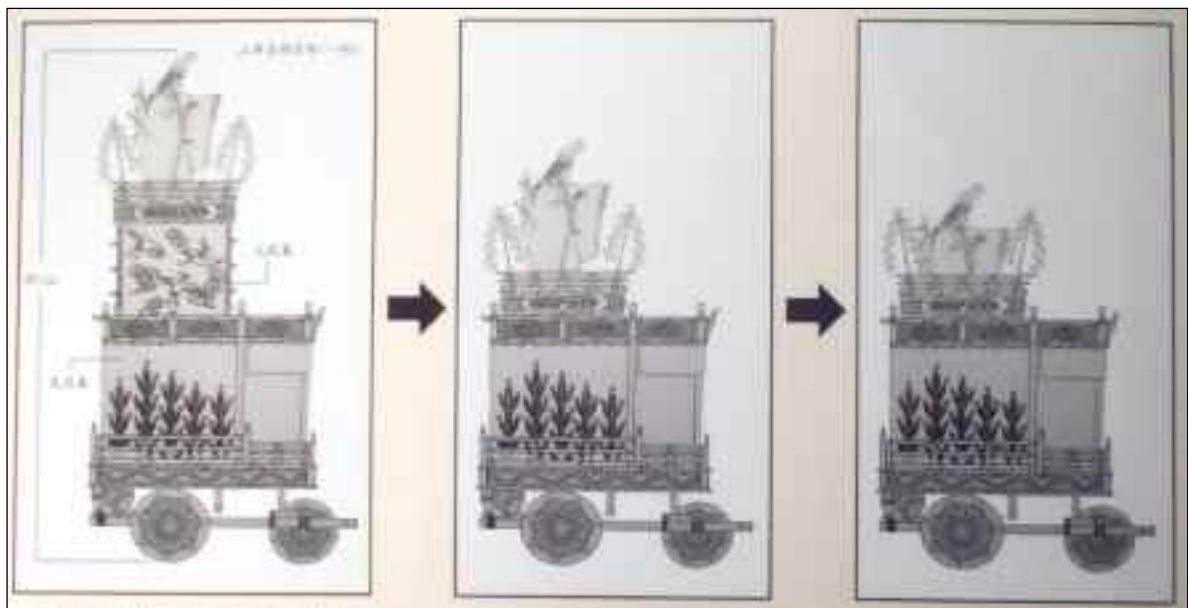
このように、栃木の山車祭りは、はじめ、神武祭や神社の付祭としてとり行われ、その豪華絢爛な様は、関東一帯に「山車の栃木」の名をとどろかせ、富裕の商都を象徴し、昭和12年（1937）の市制施行祭以降は、市の発展の祭礼として曳き出され、今日では2年ごとに行われる「とちぎ秋まつり」で見事な姿をみせている。商都として全国に名を馳せた栃木の豊かさが、見事な山車をこの地にもたらし、人々はそれを町の誇りとして今日まで守り続けてきた。まさに、山車は「とちぎの心」である。



写真 昭和29年（1954）
4村合併記念並びに会議所開設60周年記念祝典

イ 栃木の山車祭りに受け継がれる江戸型人形山車

栃木の山車は、かつて江戸城下で豪華絢爛を競った江戸型人形山車と呼ばれている。江戸型人形山車の最大の特徴は二段階のくり上げ・くり下げ装置（エレベーター）である。つまり高さの制限に対応できるカラクリになっている。これは、江戸城に入って将軍の上覧に供するため、江戸城の36箇所（みつけもん）の見付門をくぐるように上げ下げ可能のカラクリに作られている。



人形と上段幕
を上げた状態

上段幕を下げた
状態

人形と上段幕
を下げた状態

図 山車の上げ下げの状態

江戸型人形山車は三層からなり、最上部が人形、二層目が上段幕^{じょうだんまく}にかこまれた枠、そして最下部は見送幕^{みおくりまく}にかこまれた枠である。人形は二層目の枠内を上下することができ、さらに人形と二層目は折り畳まれた状態で最下部に収納される。つまり基部^{きぶ}から二層目がせり出し、さらに二層目から人形がせり出すという二段上下可変式のカラクリになっている。また、山車を覆う幕は、金糸銀糸で刺繍された花や鳥、龍や鳳凰など山車ごとに特色のある刺繍が施されている。

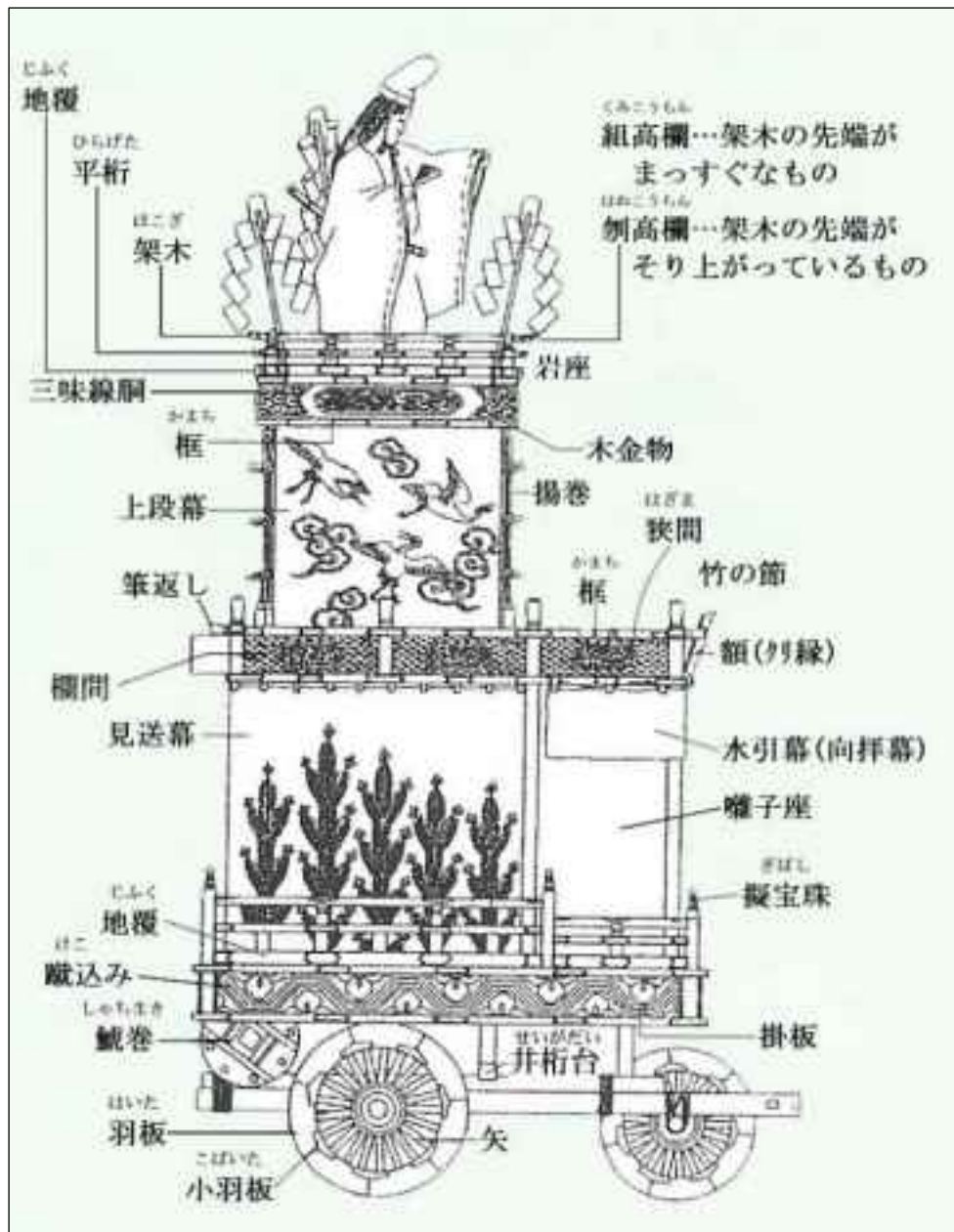


図 枠仕立形式山車 山車各部名称（倭町三丁目所有山車）

現在、栃木の山車は、江戸時代さながらの飾付けがなされ、往時の姿そのままの状態を受け継がれている。様々な英雄を表す人形は、社会変化の中で人物を変え、その時々^{じせ}の時勢を象徴してきたが、いつの時代も変わらぬ山車を愛する人々の心が、時を越え、今日まで続く山車祭りを守り続けてきたのである。

町	概 要	山 車
万 町 一 丁 目 県 指 定 有 形 の 民 俗 文 化 財	○作者 人形師・三代目法橋 原舟月 ○制作 明治26年(1893)(人形を除く山車の制作年) ○山車 高さ8.89m、長さ3.54m、幅2.07m ○山車の見所 ①[岩座]四神の彫刻(三味線胴) ②[上段幕]緋羅紗地に飛竜・波頭紋(一枚続き) ③[中層]極彩色で魅せる十二支の彫刻 ④[囃子座]雲と群鶴の彫刻 ○山車の説明 車は三輪で、その内前輪は轆に締結した古式を踏襲したものであるが、車輪の外輪に洋風の手法が加わった珍しいものである。人形座は軸部構造からの「せりあげ」となっている。腰組を支える地覆は隅や中央に金具型の装飾を付けてある。特に囃子座の上部の長押上には雲と群鶴の彫刻があり、見事な出来となっている。中段は三つ割とし、アーチ状の縁を連続し、その中に十二支の彫刻を配してある。岩座は黒塗の三味線胴で四神の彫刻が配置してあり、彫刻と金具型隅飾りは金箔押しで、黒塗の胴によく映えている。上段の幕は緋羅紗地に飛竜・波頭紋刺繍の四面一枚続きである。見送幕は色違い錦欄の縫い合わせで、四隅に朱の揚巻がついている。人形が2体あり、時によって乗せ替えている。	 あまてらすおおみかみ 天 照 大 神  りゅう びげんとく 劉 備 玄 德
万 町 二 丁 目 県 指 定 有 形 の 民 俗 文 化 財	○作者 人形師・三代目法橋 原舟月 ○制作 明治26年(1893)(人形を除く山車の制作年) ○山車 高さ8.75m、長さ3.80m、幅2.18m ○山車の見所 ①[岩座]青龍の彫刻(三味線胴) ②[上段幕]緋羅紗地に飛竜・雲紋 ③[囃子座]雲紋と宝づくしの方形板を市松に配置 ④[中層]金箔のかかった波に千鳥の彫刻 ○山車の説明 車は三輪であり、前輪は組込み固定されている。腰を支持する地覆は中を引き抜き、波の彫刻にするなど、技巧を凝らしている。囃子座上部の欄間装飾も、雲紋の中に宝づくしの方形の板を市松に配する奇抜な意匠の装飾になっている。見送幕を支持する胴廻りの柱も、地彫りを施した見事なものである。中段部分は、波に千鳥の彫刻に金箔が総体にかかり異彩を放っている。上段の幕は緋羅紗地に飛竜・雲紋を施した華麗なもので、高度な繡技によって表現されている。見送幕は錦欄の縫い合わせで、裏地は印度更紗であるが配色も上品で優雅な幕である。人形が2体あり、時によって乗せ替えている。	 やま と たけるのみこと 日 本 武 尊  かん うんちよう 関 羽 雲 長

図 栃木の山車祭りの山車

町	概 要	山 車
万 町 三 丁 目 県 指 定 有 形 の 民 俗 文 化 財	○作者 人形師・三代目法橋 原舟月 ○制作 明治26年(1893)(人形を除く山車の制作年) ○山車 高さ7.61m、長さ3.60m、幅2.18m ○山車の見所 ①[岩座]朱塗りに金箔の竜の彫刻(三味線胴) ②[上段幕]白地の羅紗に四神の刺繍 ③[囃子座]金箔の雲形彫刻に鳳凰の彫刻を重ね付け ④[見送幕]七宝を朱とし亀・牡丹・菊が織り込まれている。 ○山車の説明 車は三輪である。蹴込みは黒檀地板に唐獅子彫が付されているが高度な技術によって彫られている。囃子座上部の長押は金箔の雲形彫刻に鳳凰の彫刻を重ねて付けて、柱は菊の透し彫りが付けられ豪華である。台座の三味線胴は黒塗りの花鳥彫りであるが、鳥のみ箔擦となっている。岩座の三味線胴は朱塗りに金箔の竜の彫刻が付いており、その上は同じく朱塗りの刎高欄となっている。上段幕は白地の羅紗に朱雀・青竜・白虎・玄武の四神の刺繍があり、高度な技術によってよく映えている。見送幕は錦欄で七宝を朱とし亀・牡丹・菊が織り込まれ、色調・文様とも整い、上段幕とも調和し全体が見事な出来映えとなっている。人形が2体あり、時によって乗せ替えている。 ※前述した豊臣秀吉の人形はとちぎ山車会館に所在する。	 す さのおのみこと 素盞鳴尊  ちょうひよくとく 張飛翼徳
倭 町 二 丁 目 県 指 定 有 形 の 民 俗 文 化 財	○作者 人形師・三代目法橋 原舟月に依頼し制作は古居楽山 ○制作 明治26年(1893) ○山車 高さ7.91m、長さ3.36m、幅2.14m ○山車の見所 ①[人形]弓に金のトビが止まる ②[岩座]牡丹、唐獅子彫刻(三味線胴) ③[上段幕]緋羅紗に金色の竜丸に雲 ④[中層]黒塗の地紋に金箔の鳳凰彫り ○山車の説明 この山車の特徴は、岩座の部分の三味線胴の背が非常に高いことであり、牡丹、唐獅子彫刻は初代 渡辺喜平治の作である。中層は黒塗の地紋に金箔の鳳凰彫りがあしらっており二代目 渡辺喜平治の作である。囃子台は黒塗の棒組みで落ち着いた色調で、反面蹴込みは極彩色で孔雀と牡丹の図柄が彫刻されている。特に素晴らしいのが囃子座の竜と欄間の雲、蹴込みの波の彫刻である。上段幕は四面とも緋羅紗に金色の竜丸に雲を散らした刺繍である。見送幕は赤・白・緑の緞子が染め分けられた、木綿地となっている。	 じんむてんのう 神武天皇

図 栃木の山車祭りの山車

町	概 要	山 車
倭 町 三 丁 目 県 指 定 有 形 の 民 俗 文 化 財	○作者 松雲斎徳山 ○制作 嘉永元年（1848） ○山車 高さ 7.01m、長さ 3.81m、幅 2.18m ○山車の見所 ①[岩座]花菱紋 ②[上段幕]鶴に飛雲を配す。 ③[欄間]青海波・牡丹の彫刻 ○山車の説明 囃子座上部の欄間と、胴廻りの欄間装飾を直線的にした独自の意匠で当時としては大胆なものであるとされ、すっきりとし品が良い。この欄間は堆朱のような竹の節の羽目板で板には青海波の地彫りを施し、中の狭間は牡丹の彫刻になっている。腰の勾欄もめずらしく、一文字で上の欄間装飾との均衡を図っている。水引幕は錦欄に巴紋を刺繍したもの、見送幕は金糸で若松の刺繍をしたものである。三味線胴下の鶴に飛雲を配した上段幕は図案もよく、人形とも調和している。	 しずか ごぜん 静 御前
室 町 県 指 定 有 形 の 民 俗 文 化 財	○作者 大沢銀之丞 ○制作 明治 28 年（1895）頃 ○山車 高さ 7.66m、長さ 3.32m、幅 2.21m ○山車の見所 ①[欄間]花鳥牡丹箔捺 ○山車の説明 車は四輪である。人形座の勾欄、中段、腰、囃子座の各勾欄も同じ意匠で統一している。囃子座上の欄間装飾は長押を二重に廻して安定した構えとし、その上下を彫刻で飾り、調和のとれた欄間となっている。胴の廻りの彫刻も廻りに縁を付け、均衡と安定感を出している。腰組を支える地覆も平くずしの地彫を施し、隅や中央に付けた金具型の板飾りも七宝の地彫でよく調和している。全体的には三味線胴を小型にして均整をとった作りであり、バランスのとれた品の良い山車である。	 ももたろう 桃太郎
泉 町 市 指 定 有 形 の 民 俗 文 化 財	○作者 不明 ○制作 明治 7 年（1874）以前 ○山車 高さ 7.59m、長さ 4.10m、幅 2.82m ○山車の説明 4 輪の台車の上に高い台座を乗せ高欄を廻し、中央に大太鼓と太鼓台座を乗せる。大太鼓の上には翼を水平に広げた姿の白羽の雄鶏を乗せる。昔、中国の堯 帝が、その政治について諫言しようとする人民に打ち鳴らさせるため、朝廷の門外に太鼓（諫鼓）を設けた。良い政治が行われていたので永い間太鼓をたたく者が無く、鳥が太鼓に巣を作ったといわれ、その故事にちなんで諫鼓鶏は天下泰平の象徴であるといういわれがある。	 かん ことり 諫鼓鶏

図 栃木の山車祭りの山車

町	概 要	山 車
嘉 右 衛 門 町 市 指 定 有 形 の 民 俗 文 化 財	○作者 安生 ○制作 昭和期 ○山車 高さ 6.07m、長さ 2.81m、幅 1.68m ○山車の見所 ①[上段幕]「嘉」の刺繍 ②[欄間]金箔を施した豪華なもの ③[額]「嘉街」の文字 ○山車の説明 第十六代天皇。民の救済をし、善政に務め、慕われる。日本最大の前方後円墳（大仙陵古墳）で有名。山車は、本体が漆塗り仕上げ、欄間彫刻には金箔を施した豪華なもので、上段幕には「嘉」の文字を意匠化した刺繍が施されている。正面の額には「嘉街」の文字が彫刻されている。	 にんとくてんのう 仁徳天皇
だいちょう 大町 市 指 定 有 形 の 民 俗 文 化 財	○作者 不明 ○制作 明治期 ○山車 高さ 5.92m、長さ 3.73m、幅 2.74m ○山車の見所 ①[欄間]花鳥の図 ②[柱]昇り竜・下り竜 ○山車の説明 独特の型をもった山車で、前の柱には、昇り、下りの竜が彫刻されており、正面欄間は花鳥の図、千年の齢を寿ぐもの。裏格子は葡萄と木鼠で豊作のしるし。傍らに波に亀の彫。前垂は梅に鶯の彫。京の五条大橋で牛若丸（源義経）と対決し、家来となるが、後に源頼朝に追われ、平泉にて仁王立ちの壮絶な最後をとげる。	 べんけい 弁慶

図 栃木の山車祭りの山車

町	概 要	獅子頭
倭 町 一 丁 目 市 指 定 有 形 の 民 俗 文 化 財	○作者 不明 ○制作 明治6年（1873）以前 ○雄獅子 高さ 81cm、長さ 66cm、幅 102cm ○雌獅子 高さ 69cm、長さ 66cm、幅 98cm ○獅子頭の説明 古来、獅子は厄除けの神として祝の諸行事に使われてきた架空の動物。金箔に生うるしで仕上げた特殊の光彩と調和のとれた形のよさはなかなかの絶品。幾度かの火災に夫婦協力してその難を逃れ和合火防の獅子といわれている。	 し し が し ら 獅子頭 一対

図 栃木の山車祭りに華を添える獅子頭

ウ 栃木の山車祭りの流れ

栃木の山車祭りは、かつては11月15日から17日に行われていたが、現在は11月中旬の金曜日、土曜日及び日曜日の3日間で行われ、3日間の1日目は「こども山車まつり」が行われ、2日目と3日目は「本まつり」が行われる。江戸・明治時代に作られた「江戸型人形山車」が華やかに市内を練り歩く。豪華絢爛な山車が歴史的な建造物を背景に巡行する様は、栄華を極めた往時の栃木を彷彿させる。

a) 準備

栃木地域 ^{あさひちよう}旭 町の神明宮の境内には、山車収納庫（昭和43年（1968）完成）が現存し、以前、氏子6ヶ町（万町一丁目、万町二丁目、万町三丁目、倭町二丁目、倭町三丁目、室町）の所有する山車が保管されていたが、平成7年（1995）2月に山車を保管、展示する施設である「とちぎ山車会館」が完成したため、その役目を終えている。

また、泉町、嘉右衛門町及び大町においては、町内に存する寺社境内に山車収納庫を建設し、それぞれ山車を保管している。



写真 神明宮境内の山車収納庫



写真 ^{うんりゅうじ}泉町雲龍寺境内



写真 ^{しんめい}嘉右衛門町神明神社境内



写真 ^{おおすぎ}大町大杉神社境内

泉町、嘉右衛門町及び大町では1箇月前に山車の組み立てが行われる。一方、山車会館に保管されている、万町の3町、倭町の2町及び室町では、一週間前に山車会館にて、山車の組み立てが行われる。町内によって異なるが、山車の組み立ては、職方と呼ばれるとび鳶しよく職や大工が中心となって行われ、人形の組み立ては、町民が行う。



写真 山車の組み立て



写真 人形の組み立て

一週間前に蔵の街大通りには、万町の3町、倭町の2町及び室町の御飯屋おかりやが設営され、各町内では会所開きが行われる。なお、泉町、嘉右衛門町及び大町は山車収納庫が御飯屋となる。会所が開かれると各町内において挨拶回りが行われる。



写真 御飯屋の設営



写真 会所開き

この頃には、会場である蔵の街大通りやその周辺に幔幕まんまくが張られ祭りの雰囲気に含まれる。



写真 幔幕（倭町）



写真 幔幕（嘉右衛門町）

第2章 栃木市の維持向上すべき歴史的風致

前日の夕方には、御仮屋に山車が納まり、会所において神主による山車巡行の安全祈願が行われ祭りの準備が整う。



写真 御仮屋



写真 安全祈願



b) 本まつりの当日（2日目、3日目）

本まつりは2日間とも同じ内容で行われる。午前中は各町内等を会場に山車の巡行が行われる。各町内とも、裏通りや路地に至るまで隈無く町内を巡行する。裏通りや路地には、「医療法人 杏林会栃木中央クリニック（旧栃木病院）」や「善野家土蔵」、「郷土参考館」の土蔵や木造住宅、「旧古久磯提灯店」の木造住宅、「旧関根家」の木造住宅や土蔵、「おたまじゃくし文庫」の石蔵、「大島肥料店」の見世蔵といった歴史的建造物が残っている。また、町内によっては、他町内への巡行や嘉右衛門町伝建地区での巡行、栃木駅や新栃木駅に巡行するため、祭り当日は午前中から多くの見物客で賑わう。



写真 午前中の会場の様子 山車は町内等を巡行している（神明神社）



写真 午前中の山車の巡行（嘉右衛門町伝建地区内）



写真 栃木駅への巡行



写真 新栃木駅への巡行

午後1時を過ぎた頃、会場である蔵の街大通りに全ての山車が勢揃いする。出発式が行われる山車会館前では、各町内の職方1名が^{たかは}高張り提灯を持ち並ぶ。出発の合図があり、職方の代表が^{ひょうしぎ}拍子木を3回打ち、その後、各町内も山車の前で拍子木を打って、一斉に山車の巡行が開始する。



写真 山車の勢揃い



写真 出発式にて拍子木を打つ職方の代表



写真 山車の巡行

山車の巡行の先頭は^{しかがわ}鹿皮の半纏^{はんてん}を纏い^{まと}拍子木を首からぶら下げた職方の^{かしら}頭、他町の会所や山車への挨拶、進行方向の確認を行う。次に高張り提灯を持った先導役。続いて^{しゃくじょう}錫杖^{てこまい}を手にした手古舞。その後ろには町衆。山車の綱先からは山車の曳き手が綱を手にして山車を曳く。山車の周囲には職方が実質的に山車の動きをコントロールしている。



写真 職方の頭



写真 先導役と手古舞



写真 町衆



写真 職方

会場内には、「古久磯提灯店見世蔵」・「とちぎ蔵の街観光館（旧田村家）」・「くりとくら（旧綿忠はきもの店）」・「下野新聞社栃木支局（旧毛塚肥料店）」・「毛塚紙店」・「太田家」・「山本有三ふるさと記念館」・「北蔵カフェひがの（旧佐藤家）」の見世蔵や、「旧金澤呉服店」・「三桝屋本店」の木造店舗、また、「パーラートチギ（旧関根家）」・「好古壺番館（旧安達呉服店）」の洋風建築、さらに「蔵の街ダイニング蒼（旧足利銀行栃木支店）」など歴史的な建造物が建ち並んでいる。このような町並みを背景にゆっくりと巡行する山車の前を、錫杖を持った手古舞姿の子ども達や、山車を曳く^{いなせ}鰻背な着物姿や職人姿の大人達が通

第2章 栃木市の維持向上すべき歴史的風致

りを行き交い、江戸の風情がよみがえってくる。通りには、お囃子の音色が響き渡り大変賑わう。



写真 歴史的な建造物を背景に行われる山車の巡行

山車巡行の見所の一つが「ぶっつけ」と呼ばれるお囃子の競演である。山車と山車がすれ違う際、複数の山車が向き合って、お互いのお囃子を演奏し合い、お囃子の調子が崩れた山車が道を譲るというもので、お囃子連の腕の見せ所である。「ぶっつけ」は、各山車を曳く職方の頭同士の申し合わせにより始まり「ぶっつけ」の時は、山車の曳き手等が提灯を振りかざし、掛け声をかけながら、お囃子を盛り上げる。



写真 ぶっつけ

祭り会場周辺では、祭りを盛り上げようと様々な行事が行われる。中でも、神明宮の神楽殿では3日間の2日目と最終日に、大神神社神楽保存会や依田流^{おおみわ} 鷺宮太々神楽保存会^{よ だりゅうわしのみやだいだい}等によるお神楽が披露されるとともに、近龍寺の境内では最終日に「呑龍^{どんりゅう}さま縁日^{えんにち}」が開催され、多くの人で賑わう。



写真 神明宮神楽殿でのお神楽の披露



写真 近龍寺境内での呑龍さま縁日

また、栃木駅やシャトルバスの発着所となる蔵の街広場では、来訪者を歓迎しようと、市内各地域のお囃子演奏が行われる。さらに、山車祭りの開催中は飲食等の様々な露店がひしめき合い、賑わいを見せている。



写真 栃木駅でのお囃子による歓迎



写真 蔵の街広場でのお囃子による歓迎

夕方になると山車が各町内の御飯屋に戻り、夜の巡行の準備が行われる。山車には提灯が取り付けられ、日が落ちた後には全ての山車の提灯が一斉に点灯される。



写真 夜の巡行の準備

午後6時30分を過ぎた頃、再び、蔵の街大通りに全ての山車が勢揃いし、夜の巡行が開始される。夜の蔵の街大通りを提灯に灯りが灯った豪華絢爛な山車が蔵造りの町並みをゆっくりと練り歩く様子はとても幻想的な光景である。およそ2時間の巡行のあと、山車は各町内の御飯屋へと戻っていく。



写真 夜の巡行

最終日には手締式が行われる。当番町の職方が拍子木で、三本締めを行い3日間の祭りが終了する。



写真 手締式

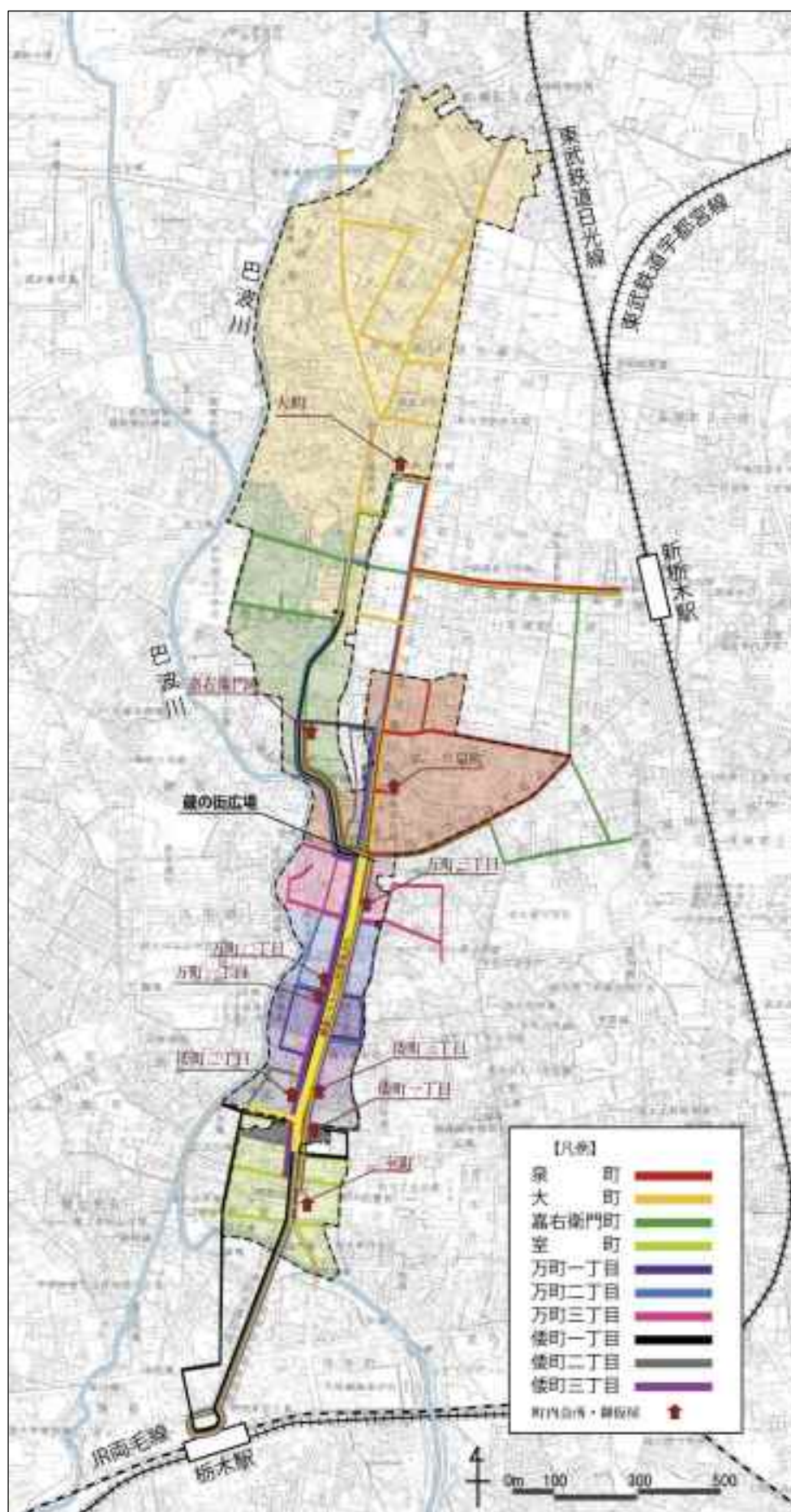


図 各町内の会所・御飯屋及び山車の巡行順路（午前中）
（平成 28 年（2016））

まとめ

歴史的建造物や伝統的建造物が残る町並みを背景に繰り広げられる栃木の山車祭りは、当時の商都としての豊かさが江戸型人形山車の豪華な山車文化を栃木にもたらし、栃木の人達によって大切に受け継がれてきた。栃木の山車祭りは、栃木市を代表する歴史的風致である。

このように、祭りの舞台であり、祭りを受け継いできた人達が住む旧日光例幣使街道沿いやお囃子の音色が響くその周辺の市街地を含めた広い範囲に歴史的風致が形成されている。



図 栃木の山車祭りにみる歴史的風致の範囲

～コラム～

こども山車まつり

とちぎ秋まつり 3 日間の 1 日目に開催される「こども山車まつり」は、平成 18 年（2006）に旧栃木市内の小学生約 450 名が山車曳き参加を始めたのをきっかけに開催されるようになった。平成 22 年（2010）からは、合併を機に広くなった栃木市の多くの小学生に伝統を体験してもらい次世代に継承することを目的に「こども山車まつり」の名称で開催されている。平成 28 年（2016）には、市内の小学校 14 校の 3、4 年生、約 1,200 人が 9 台の江戸型人形山車を曳き、一対の獅子頭を担いだ。

午前 10 時から交通規制され、歩行者天国となっている蔵の街大通りに各町内の山車が勢揃いし、巡行が始まる。途中休憩を挟み、巡行は午後 3 時 30 分まで行われる。児童はおそろいの法被^{はっぴ}を身にまとい力強く綱を握り、「ワッショイ、ワッショイ」と声を上げながら勢いよく練り歩く。お囃子で競い合う「ぶっつけ」では児童の声が重なり、会場は活気に包まれる。



写真 こども山車まつり

(3) 百八灯流しをはじめとする湊町二荒山神社の祭礼にみる歴史的風致

元禄年間（1688～1704）頃から巴波川の念仏橋（現在の幸来橋）付近の西岸（右岸）が片柳河岸として栄えた。天保期（1830～1844）には片柳河岸に4軒の船持の荷積問屋があった。

『片柳新田字上河岸絵図』（弘化3年（1846））により片柳河岸の詳細を垣間みることができる。絵図の左上の位置に「念仏橋と唱え伝える」と記された現在の幸来橋がある。この橋を渡り街道（皆川往還）を西に進むと元亀橋がかかり、その下を悪水堀が流れ白旗山勝泉院裏を流れる河水堀と合流して相橋（現在の湊橋（昭和8年（1933）完成））の下から巴波川に合わさる。この範囲は現在の湊町の一部である。絵図の中に「利右衛門」の名が多数記されているが、この人が江戸期に片柳河岸で船持の荷積問屋を営んでいた仁科利右衛門である。



写真 幸来橋



写真 片柳河岸があった場所（右側）
※◎から撮影



写真 湊橋

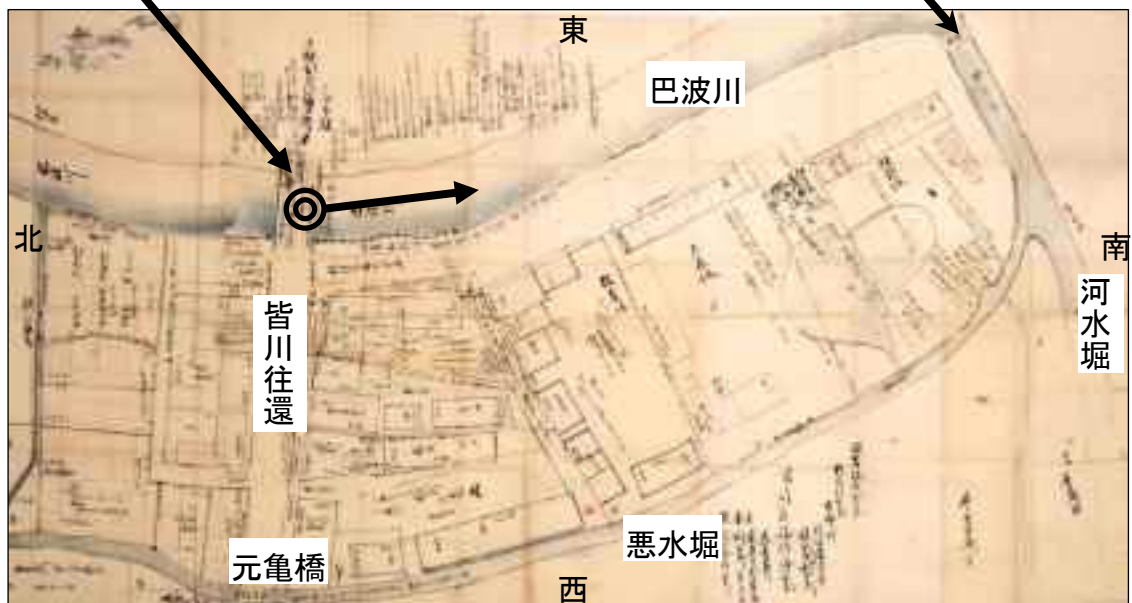


図 弘化3年（1846）『片柳新田字上河岸絵図』（個人蔵）（一部加工）

第2章 栃木市の維持向上すべき歴史的風致

この湊町では古くから二荒山神社を祀り、巴波川の舟運の安全祈願として「百八灯流し」の行事が行われていた。巴波川の舟運が、昭和初期には消滅することになるが、その後も「百八灯流し」は、町民の安全祈願として行われるようになり、湊町の住民によって現在に受け継がれている。

「百八灯流し」は明治初頭に僧・星覚全が中禅寺湖における日光修験行事「船禅頂」になぞらえ始めたこととされ、昭和27年（1952）発行の『栃木郷土史』に特異な庶民行事の一つとして「二荒神社の祭礼と巴波川の百八燈と呼ぶ燈籠ながしの催しがある。」との記述があり、昭和51年（1976）、市指定無形の民俗文化財に指定されている。巴波川の舟運の安全祈願と百八の煩悩を水に流すための仏教行事であり、白装束姿の船頭が漕ぐ御神船が巴波川に浮かび、船端には108本のろうそくが灯される。108本のろうそくは安産のお守りになるといういわれをもつ。

以前は、新暦の8月7日に湊町二荒山神社の祭典が行われ、その前夜祭として6日の夜に「百八灯流し」を行っていたが、現在は8月の第1日曜日に祭典の行事として行われており、祭典では「百八灯流し」のことを船上祭と呼んでいる。

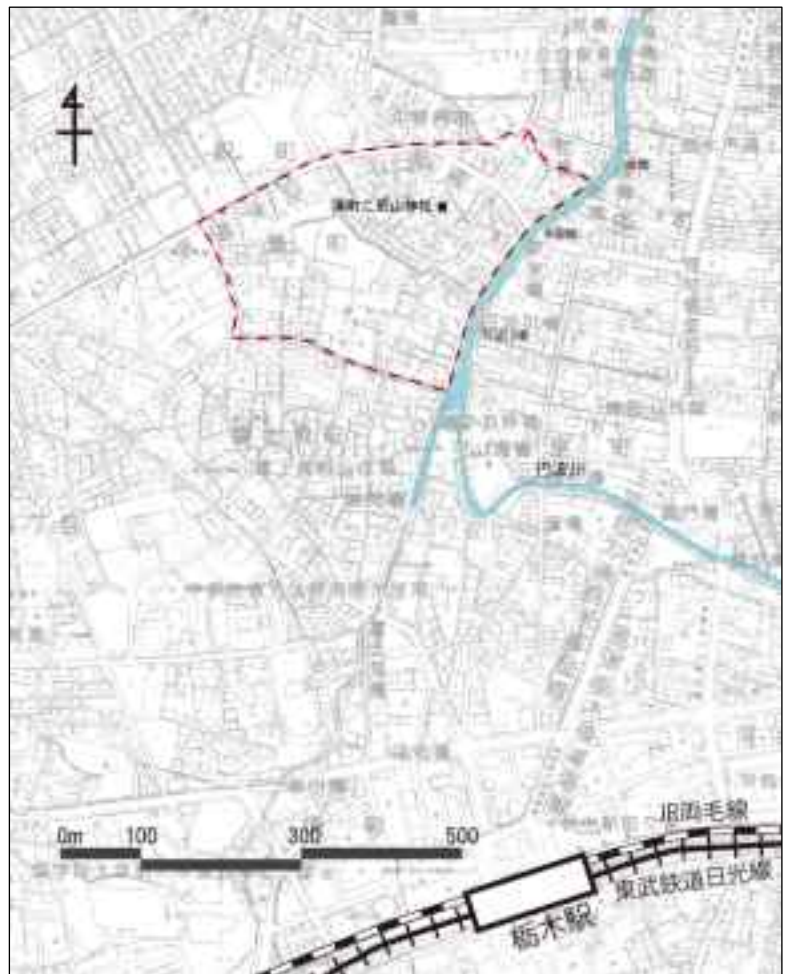


図 湊町自治会の位置（湊町自治会の範囲は点線枠内）



写真 百八灯流し

① ひゃくはつとうなが みなとちようふた ら さん
百八灯流しをはじめとする湊町二荒山神社の祭礼を構成する建造物

ア 湊町二荒山神社

湊町二荒山神社の総本社である日光二荒山神社は、1200年以前から男体山（2,486m）を御神体山として祀られた神社で、日光市内に3箇所、男体山山頂に奥宮、中禅寺湖畔に中宮祠、日光市内には本社が鎮座する。

栃木には日光山を開山したことで知られる勝道上人が男体山へ登る前に、修業していたという出流に出流山千手院満願寺が建ち、その出身地の都賀地域木には華嚴寺跡がある。そのような関係からか古くから男体山講が存在し、盛んであった。湊町の晃進講は日光山修験者、護大院的の僧・星覚全によっておこされた講社である。

湊町二荒山神社の御神体は「大己貴命」、
「田心姫命」、「味耜高彥根命」の木像である。祠は昭和35年（1960）建設であることが棟札によって確認できる。



写真 湊町二荒山神社の御神体



写真 湊町二荒山神社祠

イ うずまがわ ごかん
巴波川の護岸

「百八灯流し」が行われる巴波川は、護岸が岩舟石を用いた間知石や雑割石で積まれており、落ち着いた景観を形成している。これらの護岸は少なくとも明治期の頃に造られたものとされ、昭和12年（1937）の古写真で確認できる。護岸には川面に導く数箇所の石段がみられ、根継工（護岸の基礎を守るための小段）は、松丸太と雑割石による伝統的な工法が採用されており、歴史的な景観に溶け込むように配慮されている。



写真 巴波川の石段と根継工



写真 昭和12年（1937）の巴波川の護岸



写真 現在の巴波川の護岸



写真 昭和前期の巴波川の護岸

② ^{ひやくはつとうなが}百八灯流しをはじめとする ^{みなとちようふた ら さん}湊町二荒山神社の祭礼の舞台となる歴史的な町並みの主な建造物

ア ^{しらはたさんしょうせんいん}白旗山勝泉院

湊町二荒山神社の祭礼の舞台となる市街地を構成する歴史的建造物として、白旗山勝泉院の本堂・庫里^{くり}が挙げられる。白旗山勝泉院は慈覚大師^{じかくだいし}の創建といい、はじめ法泉寺阿弥陀坊^{あみだぼう}という修験寺があり、^{ふたすぎ}二杉神社と^{しらはたはちまんぐう}白旗八幡宮の両社の別当であったが、慶長11年(1606)白旗山勝泉院と改称した。その後一時衰微したが天和年間(1681～1684)の頃、僧・朝海が復興して中興開山^{ちゅうこうかいさん}となった。文政11年(1828)11月出火して本堂・庫里等を全て焼失、文久元年(1861)再建した。



写真 白旗山勝泉院本堂

イ ^{しらはたはちまんぐう}白旗八幡宮

白旗八幡宮も市街地を構成する歴史的建造物で、清和天皇^{ぎやう}の御宇、貞観年間(859～877)の創立とされ、堀河院の守護神であった。永保3年(1083)、源義家^{みなもとのもよしいえ}が清原武衡・家衡^{きはらのたけひら いえひら}の征伐^{せいばつ}に向かう際、当社に陣を張り、桜に白旗を立てて八幡宮に祈願したので、白旗八幡といった。後に、義経も頼朝の陣に向かうとき、武運^{ぶうん}長久^{ちようきゆう}を祈願した。本殿は入母屋造瓦葺、幣殿^{へいでん}は切妻造瓦葺、拝殿^{きりづま}は入母屋造瓦葺である。境内には大正2年(1913)の鳥居、昭和16年(1941)の狛犬^{こまいぬ}、昭和17年(1942)の天水桶等^{てんすいおけ}の石造物が現在に残っている。



写真 白旗八幡宮本殿・幣殿・拝殿

ウ 塚田^{つかだ}歴史伝説館（塚田家）

巴波川の舟運を現在に伝える施設である塚田歴史伝説館も市街地を構成する歴史的建造物である。塚田歴史伝説館は巴波川に架かる幸来橋のたもと、かつての西横町^{にしよこちょう}（現在の倭町^{やまとちょう}）にあり、かつて木材回漕問屋を営んでいた塚田家である。塚田家は、創業を弘化年間（1844～1848）と伝えられており、当時は木材を筏^{いかだ}に組んで巴波川から利根川を経て江戸深川の木場まで、丸一日かけて運んでいたという。

敷地内は、旧主屋^{おもや}（明治42年（1909）建築）、文庫蔵^{ぶんこくら}（明治32年（1899）建築）、展示館^{にぐら}（明治36年（1903）建築）、旧荷蔵^{こめくら}（明治42年（1909）建築）、事務室・売店及び休憩所^{たていたばり}（大正5年（1916）建築）、旧米蔵^{まいぼくら}（大正13年（1924）建築）、銘木蔵^{めいぼくら}（大正13年（1924）建築）、旧別邸^{きんべつ}（大正15年（1926）建築）で構成される。縦板張で棧瓦^{さんがわらぶき}葺の屋根をもつ板塀は、明治後期の建築であり、屋敷地と巴波川を画しており、延長約113mの間に5箇所の潜戸^{くぐりど}が設けられている。旧主屋、文庫蔵、展示館、旧荷蔵、事務室・売店及び休憩所、旧米蔵、銘木蔵、板塀は平成12年（2000）、登録有形文化財に登録されている。これらと旧別邸は平成28年（2016）、景観重要建造物に指定されている。



写真 塚田家住宅板塀と巴波川



図 見取図



写真 文庫蔵



写真 展示館



写真 旧荷蔵



写真 旧米蔵



図 建造物の位置

③ ^{ひゃくはつとうなが}百八灯流しをはじめとする^{みなとちようふた ら さん}湊町二荒山神社の祭礼に関わる活動

ア 湊町二荒山神社祭典の流れ

a) 祭典の準備

祭典の準備は二週前から始まり、湊橋から西の上流約 20mの場所に御神船が保管されており、自治会役員及び1～5班の連合班長が集まり御神船の清めや船体の点検を行い、修理が必要な場合は修理をする。湊町自治会には5つの連合班があり、それら連合班が神社係、灯籠流し係、御神船係に分かれて準備を行う。



写真 御神船保管場所

5日前にはとびしょく鳶職 数人により、御神船を保管場所から巴波川まで移動する。水量がないと運べないことから、前日から川を堰き止め、水量を増やしてから御神船を流す。



写真 御神船の移動

前々日には、町内の各家の軒下にしめ縄が張りだされるとともに、しめ縄には紙垂しでが付けれ、巴波川沿いに植えられた柳の木の間には、ぼんぼりが設置される。



写真 しめ縄・紙垂



写真 ぼんぼり

前日には幸来橋から 100mほど西の、皆川・さの佐野方面と太平山に行く街道の分岐点に臨時に設ける仮の御社である仮殿みやしろ かりでんを設営し、幸来橋には「二荒山神社」ののぼり旗が設置され湊町は祭典の雰囲気包まれる。



写真 仮殿の設営



写真 設営された仮殿



写真 のぼり旗 幸来橋北



写真 のぼり旗 幸来橋南

当日、船上祭で川上から日光二荒山神社の神様をお迎えするが、お迎えした神様は湊町二荒山神社に一年間お鎮まりになる。7月31日から8月7日に日光二荒山神社で行われる「男体山登拝大祭」の時に、祭典に自治会役員が出席し、一年間湊町二荒山神社にてお護りいただいた神様を日光二荒山神社にお還しする。そして新たな御霊（御札）をいただく。

当日の朝早く、巴波川沿いのガレージに船上祭の基となる仮宮を祀る清浄な場所である御旅所を設営する。仮宮とは日光二荒山神社の神様が船にのるためのお鎮まりになる仮の御宮である。



写真 御旅所・仮宮

船上祭で日光二荒山神社の神様を迎えるため、小舟を用意し、新たにいただいてきた日光二荒山神社の神様を御幣に遷す。

仮殿では最後の飾付けが行われ、祭典の準備が整う。



写真 日光二荒山神社の神様が
お鎮まりになった小舟



写真 飾付けられた仮殿

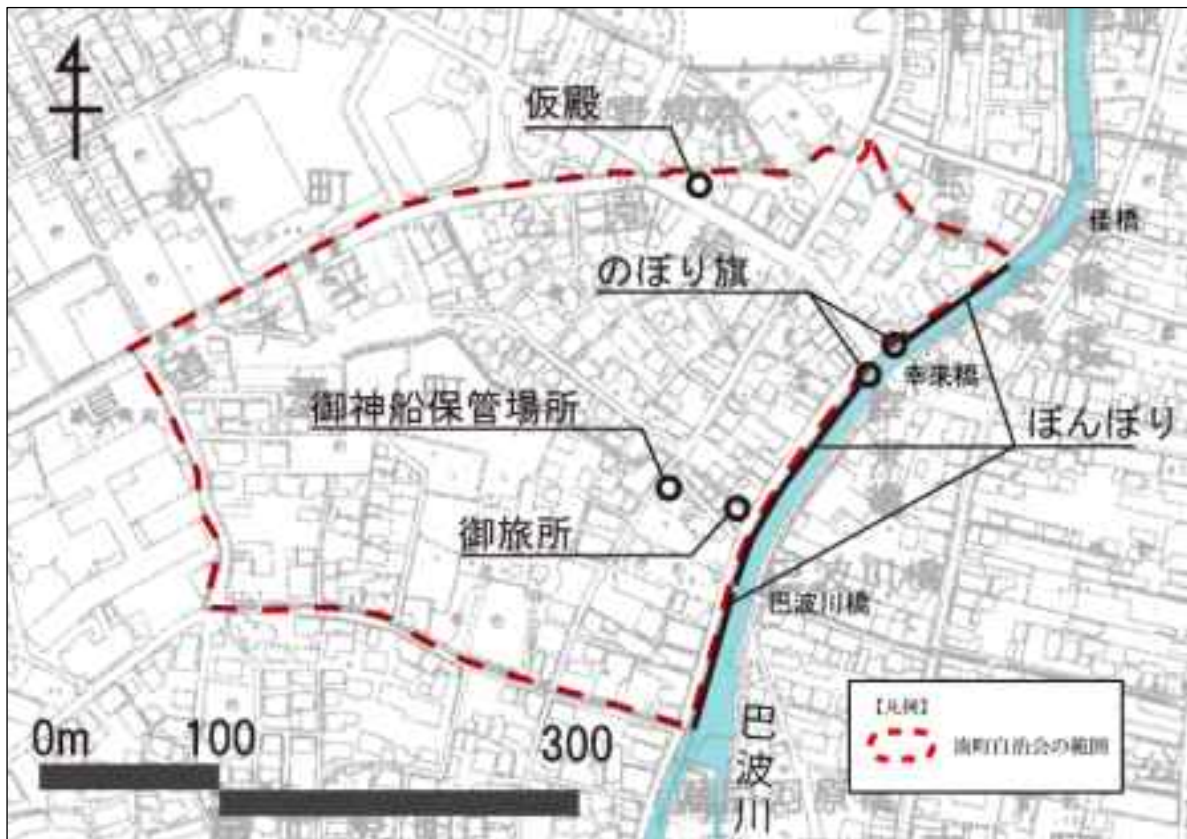


図 御神船保管場所・ぼんぼり・仮殿・のぼり旗・御旅所

b) 祭典当日

○ 神輿巡行

湊町二荒山神社祭典は夜に行われる「百八灯流し」の前に、日中、湊町内では神輿の巡行が行われる。

午前9時30分から湊町二荒山神社において、^{はっこさい}発興祭を行い、神様に神輿^{うつ}にお遷りいただき、これから町内を巡ることを申し上げる。



写真 発興祭

第2章 栃木市の維持向上すべき歴史的風致

午前10時、湊町二荒山神社を出発した神輿は、お囃子^{はやし}の山車とともに北に向かう。神輿は小中学生の保護者などによって担がれ、お囃子は「おはやし同好会」や小学生が演奏する。中学生数人が、烏帽子^{えぼし}、白丁^{はくちょう}を纏い、神輿に同行し、各家をまわりお祓い^{はらい}をしてお守りを配る。お守りは、大板碑^{おおいたび}桂^{かつら}の葉に麻糸^{くくり}を括付けたもので、葉が麻糸をかかえこむようになり、この形が、母親が赤子をやさしく抱く姿に似ているところから家内安全、子育ての「御守」とされている。



写真 お囃子の山車



写真 神輿巡行



写真 神輿の後に続くお囃子の山車



写真 お祓いを受ける住民



写真 お守り



「エッサ」「エッサ」の掛け声とともにお囃子の音色を響かせながら町内の北側を西に向かって巡行する。その後は、町内の西側及び南側を巡行するが、南側には法泉寺阿弥陀坊といわれる白旗山勝泉院や白旗八幡宮がある。

正午には、湊町二荒山神社に戻り、隣接する湊町公民館で休憩をとり、午後2時から、町内の東側、巴波川沿いを巡行し、午後4時に仮殿に到着し巡行が終了する。

神輿巡行終了後、ただちに神輿から神様を仮殿に遷座（神仏を他の場所に移すこと）する。

仮殿では午前9時から交代制により常時2人が待機し、参拝者を迎える。参拝者にはお守りとお札が渡される。



写真 仮殿の内部



写真 お札

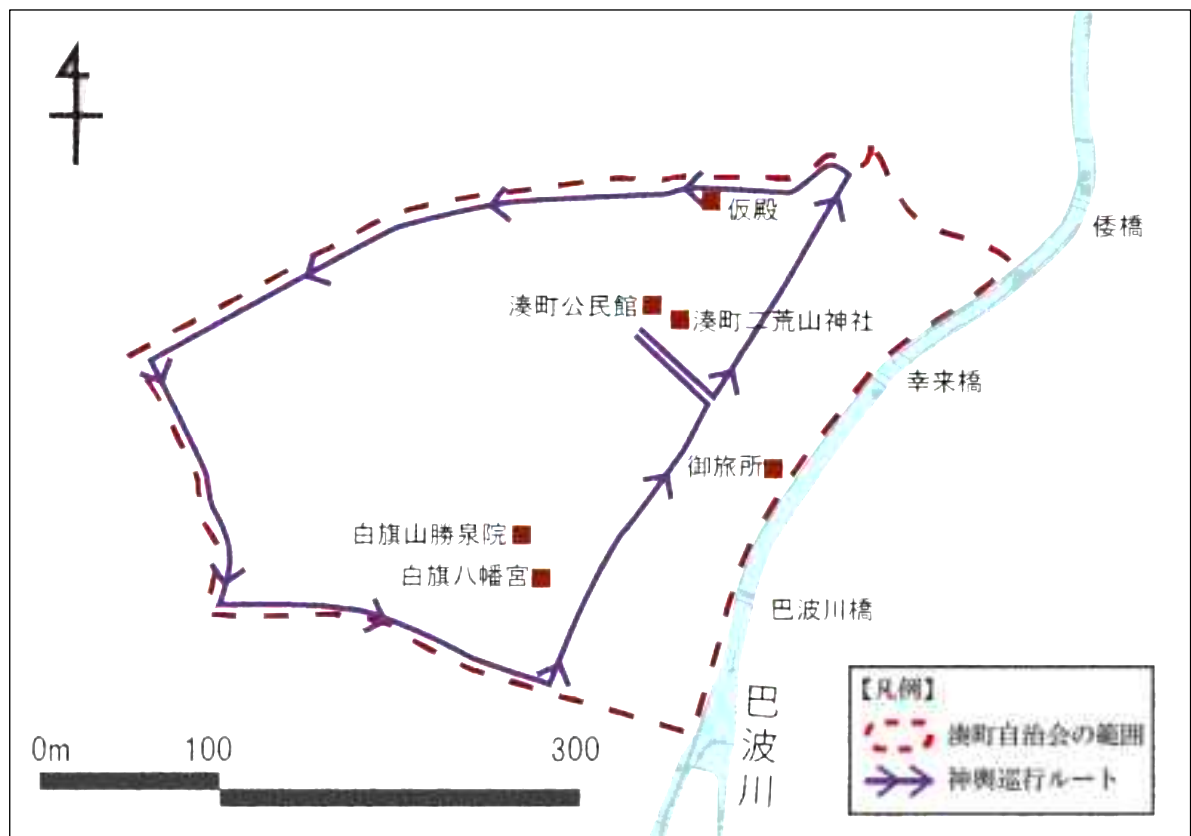


図 湊町二荒山神社祭典 神輿巡行ルート（午前）

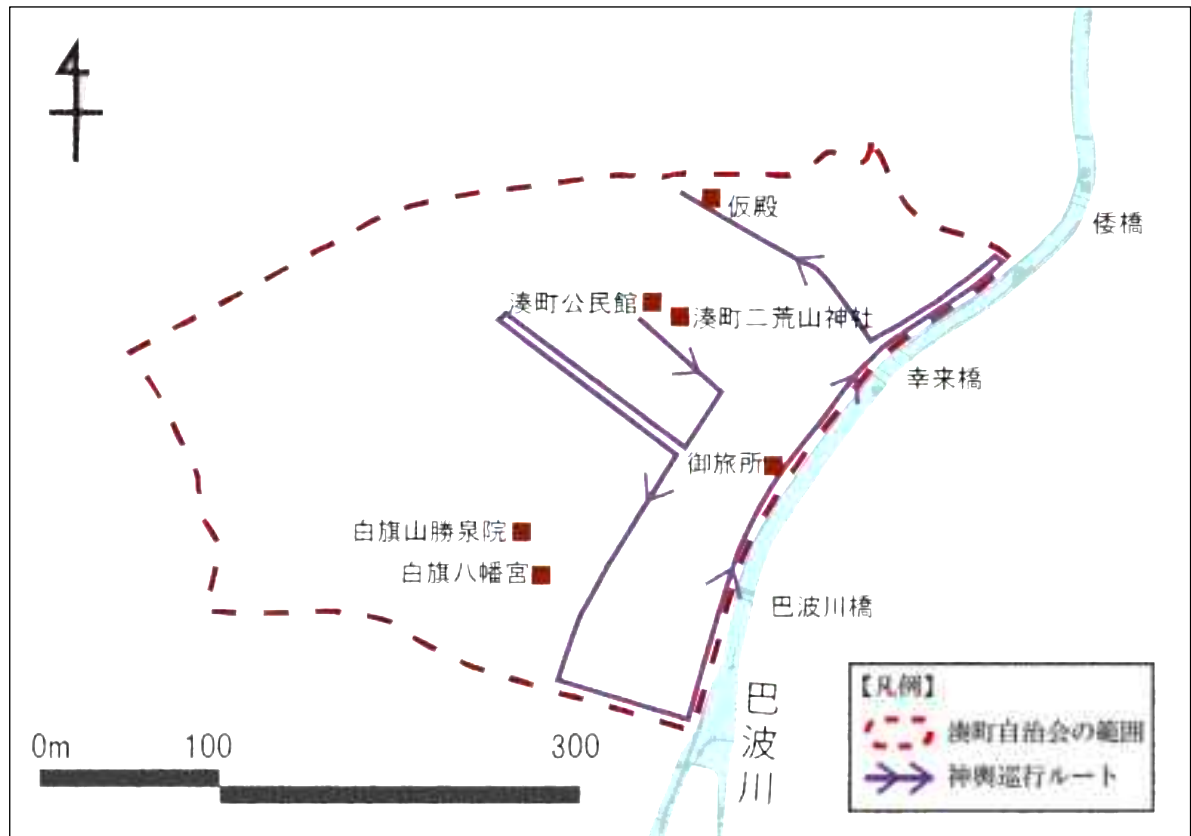


図 湊町二荒山神社祭典 神輿巡行ルート（午後）

○ 湊町二荒山神社例祭

町内を巡行した神様を仮殿にお迎えして、午後6時から、湊町二荒山神社例祭が行われる。自治会役員が出席し宮司のもと修祓、献饌（神前に物を供えること）、祝詞奏上並びに玉串奉奠が行われ、町内の全ての人々をお護りくださるよう祈願する。



写真 湊町二荒山神社例祭

○ 百八灯流し（船上祭）

「百八灯流し」は、仮宮をはじめ自治会役員・神職・山伏・太鼓打ち及び伶人が船に乗り、湊町の町境の倭橋下流まで遡って、遥か日光二荒山神社の男体山より神様を新たにお迎えする行事であり、前述したように、かつては祭典の前夜に行われ、日光二荒山神社の神様を湊町二荒山神社に新たに迎え、祭典を行っていたが、現在は神輿巡行や例祭等の祭典が執り行われた後、当日の夜に「百八灯流し」を行っている。

【船上祭清祓式のため仮殿から御旅所へ参進】

仮殿にて行われた湊町二荒山神社例祭が終了し、午後6時20分からは、船上祭清祓式のため仮殿から御旅所へ神職の先導により自治会役員が参進する。

【船上祭清祓式】

午後6時30分からは、御旅所にて船上祭清祓式が執り行われる。これは、船上祭に先立ち、御神船や日光二荒山神社の神様がお鎮まりになる仮宮等を祓い清め、船上祭が無事終わるように祈願するものであり、清めが終わると、御神船に仮宮を遷し、乗船場まで御神船を移動し、船上祭清祓式が終了する。



図 仮殿から御旅所への参進ルート



写真 御旅所へ参進



写真 船上祭清祓式



写真 御神船に仮宮を遷す

【灯籠流し】

午後6時50分、小学生とその保護者が参加し灯籠流しが始まる。この灯籠流しも昔から行われており現在も続けられている。湊町二荒山神社で神職のお祓いを受け、太鼓打ちとともに列を組み、巴波川橋下流から川沿いを幸来橋上流へと参進したあと灯籠に灯りを点け川に流す。各灯籠には小学生の願い事が書き入れられている。



写真 灯籠流し

【船上祭のため仮殿から乗船場へ参進】

午後7時20分に再び仮殿に集合し、午後7時30分、船上祭のため仮殿から乗船場へ参進する。行列は、提灯を手にした2人の先導を頭に、神職が2人、ほら貝を吹く山伏、太鼓打ち、自治会役員が並ぶ。その後ろには、烏帽子と浄衣を纏った宮司や笙、箏、篳篥及び龍笛を手にした伶人たちが続く。これら行列と一緒に、烏帽子と白丁を着用した男子中学生、その後ろには、千早と緋袴を着用した女子中学生がチャリン棒（錫杖）をもって音を鳴らすものやお守りの入った枡を持ち沿道の人々にお守りを配るものが続き、行列の最後が烏帽子と白丁を纏った船頭である。チャリン棒は上下に振って音を鳴らす鉄の棒であり、その音が災いを祓い、清浄にするといわれる。



写真 チャリン棒



図 仮殿から乗船場への参進ルート



写真 乗船場へ参進



写真 ほら貝を吹く山伏



写真 伶人

【御神船乗込み】

神職等が乗船場に着くと、自治会役員、宮司、山伏、太鼓打ち及び伶人3人が乗込み、船頭は前に1人、後ろに2人が乗込む。乗船が完了すると、108本のろうそくを船頭に並べろうそくに火を点ける。

御神船は、巴波川橋下流に設けられた乗船場（湊町と富士見町の境）から幸来橋を過ぎ、倭橋下流（湊町と入舟町の境）まで竹竿を川底について遡るが、現在では、巴波川の水量が減ったことにより、幸来橋下流までしか遡れない年が多くなっている。



図 百八灯流し 御神船ルート



写真 乗船場



写真 御神船



写真 御神船乗込み



写真 ろうそくに火を点ける

【巴波川を遡る】

午後8時になり辺りは薄暗く静寂の中を、上流の幸来橋に向けて御神船がゆっくりと巴波川を遡る。

巴波川橋から幸来橋の間には、かつて木材回漕問屋であった塚田家の約113mの長さを持つ黑板塀と明治末期から大正期にかけて建てられた白壁土蔵群が残っており、それらを背景に、伶人の奏する雅楽、山伏のほら貝を吹く音や太鼓打ちの音が響き渡り、船頭の108本のろうそくの灯りが川面に映りとても幻想的である。

御神船が遡る間、中学生は川沿いを御神船と合わせて歩き、求めに応じて沿道の人々にお祓いをし、お守りを配る。

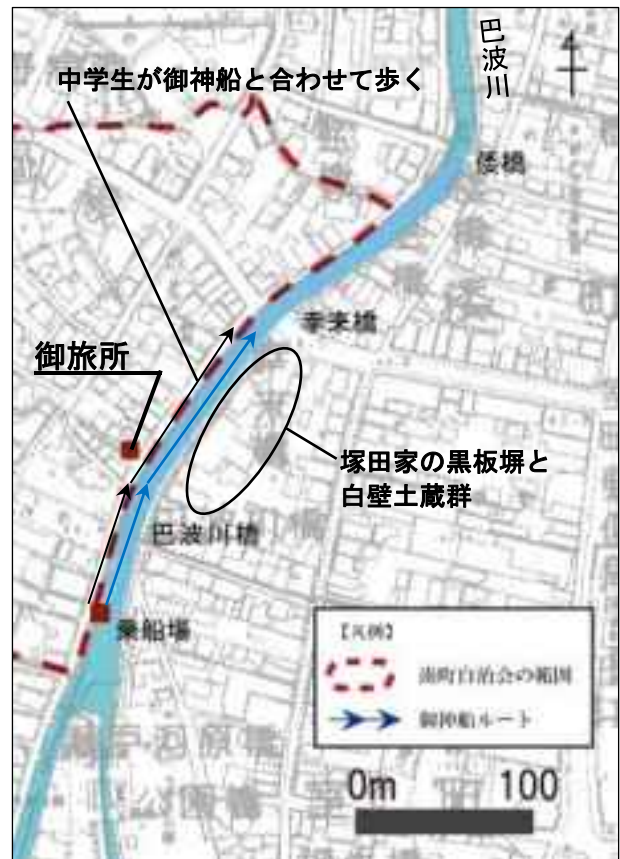


図 百八灯流し 御神船ルート



写真 巴波川を遡る



写真 御神船と並進

【日光二荒山神社の神様を迎える】

御神船が幸来橋に近づくと上流から日光二荒山神社の神様がお鎮まりになった小舟が流れてくる。小舟は倭橋下流から、烏帽子と白丁を纏った者が両岸に分かれて、小舟に取付けられた綱を引っ張り御神船まで導く。

日光二荒山神社の神様が小舟から仮宮にお鎮まりになり、修祓、祝詞奏上が行われ、町内に住む人々の安全と、会場内の人々の繁栄と幸福を祈願する。祈願が終わると、川の神おみきに御神酒を奉納する。ほうのう



図 百八灯流し 御神船ルート



写真 日光二荒山神社の神様を迎える



写真 祈願



写真 御神酒の奉納

【日光二荒山神社の神様が湊町二荒山神社に向けて^{しゅったつ}出立】

日光二荒山神社の神様が湊町二荒山神社に向けて出立するに際し、会場内の全員で^{かしわで}柏手を大きく二つ打ち日光二荒山神社の神様を見送る。山伏がほら貝を吹き、下流の乗船場に向け御神船が進みだす。

乗船場に御神船が着くまでの間、両岸に群集した人々に御神船により灯したままのろうそくをとって投げ与え、人々はそれを得んものと争う。妊婦の陣痛が起こった時、このろうそくを灯すと、燃え尽きるまでに安産するという。



図 百八灯流し 御神船ルート



写真 ろうそくの投げ与え

【乗船場から御旅所に戻る】

乗船場に御神船が着いたら、乗船者が御旅所まで戻るとともに、日光二荒山神社の神様がお鎮まりになった仮宮を御神船より御旅所へ遷す。御旅所に戻る間、先導の神職2人^{おおぬさ}（罪やけがれを祓い清める^{はらえどのおおかみ}祓戸大神という神様が宿る、お祓いに使う祭具）を振り^{さきはら}お先祓え（神様が移動する時、先導しその行く先を祓い清めて道を開くこと）をしている。



図 百八灯流し 御旅所に戻るルート



写真 乗船場から御旅所に戻る



写真 仮宮を御旅所に遷す

かんこうさい
【還幸祭】

午後9時からは、御旅所において、還幸祭が執り行われる。修祓、祝詞奏上が行われ、日光二荒山神社の神様に「百八灯流し」が恙^{つつが}無く終了したことを申し上げ、湊町二荒山神社にお鎮まりいただき、一年間湊町をお護りくださるよう祈願する。自治会役員や船頭、中学生などが玉串を神前に^{ささ}捧げてお参りをし、^{はいけい}拝礼（二礼・二拍手・一礼）し、湊町二荒山神社祭典が終了する。



写真 還幸祭



まとめ

湊町二荒山神社祭典の行事として行われる「百八灯流し」は、巴波川の舟運の安全祈願であることから、巴波川の舟運により商家町として発展してきた栃木町の住民に根付いており、塚田家の明治末期から大正期にかけて建てられた白壁土蔵群や黒板塀と一体となり、往時の巴波川の舟運の発展・繁栄を感じさせるとともに、湊町の住民全体で大切に守られ、中心となって運営され、湊町民の結びつきが感じられる。

このように、祭礼の舞台であり、祭礼を受け継いできた人達が住む湊町の範囲と「百八灯流し」が行われる巴波川の巴波川橋下流から倭橋下流に歴史的風致がみられる。

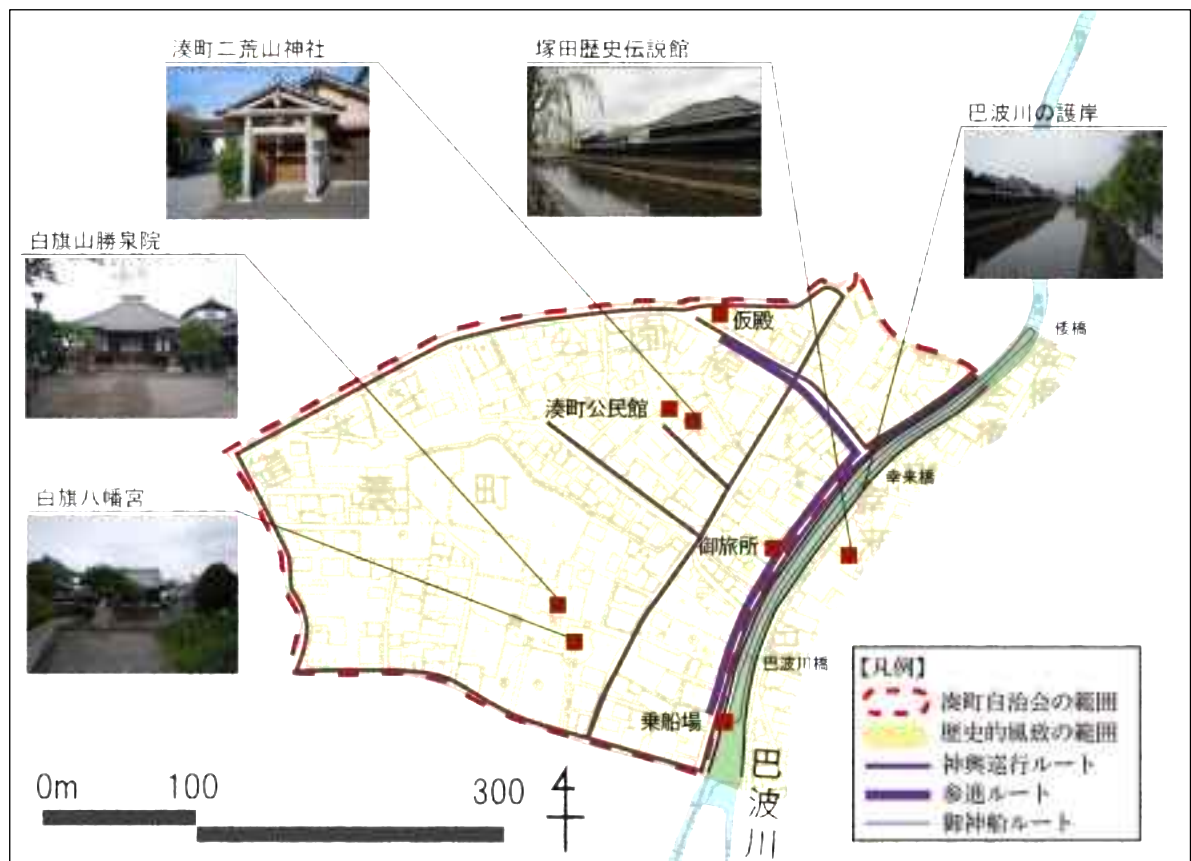


図 百八灯流しをはじめとする湊町二荒山神社の祭礼にみる歴史的風致の範囲

第2章 栃木市の維持向上すべき歴史的風致

(4) ^{うずまがわ}巴波川にみる歴史的風致

巴波川は、江戸時代の初め頃から栃木と江戸方面を結ぶ^{しゅううん}舟運の交通路として大いに利用され、栃木の街とともに生きてきた川であり、この街に馴染んだ巴波川の流れは栃木の人々の安らぎの場であった。

少女時代を栃木で過ごし、大正から昭和期にかけて作家として活躍した「吉屋^{よしやのぶこ}信子」は『暮らしの手帖 第34号』（昭和31年（1956）発行）で発表した『おもいで町—栃木—』に「この町の中を巴波川という河が流れていた。その水の流れがこの小さなさびしい地方町に、うるおいと風情を与えていた。」と書いている。

舟運が活発であった江戸時代の巴波川は、水量が豊富でしかも急流であったため、江戸からの戻り舟はその兩岸に造られた^{つなてみち}「綱手道」と呼ばれる細い道から人が曳き舟をしていた。

江戸時代から明治・大正期には、川沿いに多くの荷^に積問屋が建ち並び、巴波川沿いには現在もこれらの面影を残しているものとして、木材回漕問屋であった塚田家の塚田歴史伝説館や、特産物の麻問屋と同時に銀行でもあった横山家の横山郷土館等の歴史的な建造物が点在している。さらに常盤橋より巴波川^{うずまがわ}橋までの左岸の綱手道や泉橋上流の平柳河岸跡があり、栃木市の歴史的な景観を表している。

巴波川の東に位置する県庁堀は、漕渠（県庁の堀と巴波川を繋ぐ堀）で巴波川と結ばれている。県庁堀と漕渠、巴波川では鯉^{こい}が群れ泳ぐ姿をみることができ、ゆったりと川面に泳ぐ鯉の姿は人々の心を和ませ、市民や観光客の憩いの場となっている。

また、商都としての繁栄に重要な役割を担ってきた巴波川を、市民は「母なる川」と認識しており、栃木市のシンボルである巴波川的环境美化と河川愛護の意識の高揚を図るため、現在でも保全維持活動が続けられている。



写真 巴波川と横山郷土館



写真 塚田家の黒板塀と綱手道



写真 平柳河岸跡



写真 巴波川の鯉

① 巴波川うずまがわに関わる建造物ア 巴波川の護岸ごがんと橋

巴波川沿いの景観を特徴付ける景観資源として、明治期の頃に造られたとされる岩舟石いわふねいしを用いた間知石けんちいしや雑割石ざつわりいしで積まれた護岸とともに、昭和初期に造られた数多くの橋が挙げられる。なかでも嘉右衛門橋かうえもんはし、倭橋やまとはし、巴波川橋あいおいはし、相生橋は昭和初期に造られた鉄筋コンクリートの橋で、これらの橋の多くはガス灯をのせた大理石の親柱をもっており、コンクリートの欄干らんかんにもそれぞれ特徴がみられる。また、県庁堀の南東部や漕渠と井上堀には昭和初期に造られた御幸橋みゆきはし、忍橋しのぶはし、寶橋たからはし等の古い橋が架かっている。



写真 現在の巴波川の護岸



写真 昭和前期の巴波川の護岸

表 昭和初期に造られた橋

橋 名	架設年		橋 名	架設年	
① 嘉右衛門橋	昭和 2 年 (1927)	橋梁台帳	⑦ 寶 橋	昭和 7 年 (1932)	親柱刻印
② 倭 橋	昭和 5 年 (1930)	親柱刻印	⑧ 入 舟 橋	昭和 3 年 (1928)	親柱刻印
③ 巴 波 川 橋	昭和 9 年 (1934)	親柱刻印	⑨ 會 橋	昭和 7 年 (1932)	親柱刻印
④ 相 生 橋	昭和 7 年 (1932)	橋梁台帳	⑩ 湊 橋	昭和 8 年 (1933)	親柱刻印
⑤ 御 幸 橋	昭和 6 年 (1931)	親柱刻印	⑪ 富 士 見 橋	昭和 5 年 (1930)	親柱刻印
⑥ 忍 橋	昭和 8 年 (1933)	親柱刻印	⑫ 中 ノ 橋	昭和 7 年 (1932)	親柱刻印

表 昭和に造られた橋

橋 名	架設年		橋 名	架設年	
⑬ 雷 電 橋	昭和 41 年 (1966)	橋名板	⑮ 常 盤 橋	昭和 36 年 (1961)	橋梁台帳
⑭ 小 平 橋	昭和 36 年 (1961)	橋梁台帳	⑯ 学 橋	昭和 33 年 (1958)	橋名板
⑮ 沖 の 橋	昭和 35 年 (1960)	橋梁台帳	⑰ 栃 木 橋	昭和 44 年 (1969)	市政だより
⑯ 泉 橋	昭和 20 年 (1945)	橋梁台帳	⑱ 新 開 橋	昭和 33 年 (1958)	橋名板
⑰ 大 川 橋	昭和 43 年 (1968)	橋梁台帳	⑲ 新 橋	昭和 34 年 (1959)	橋梁台帳

第2章 栃木市の維持向上すべき歴史的風致



写真 ①嘉右衛門橋
(昭和2年(1927))



写真 ②倭橋
(昭和5年(1930))



写真 ③巴波川橋
(昭和9年(1934))



写真 ④相生橋
(昭和7年(1932))



写真 ⑤御幸橋
(昭和6年(1931))



写真 ⑥忍橋
(昭和8年(1933))



写真 ⑦寶橋
(昭和7年(1932))



写真 ⑧入舟橋
(昭和3年(1928))



写真 ⑨會橋
(昭和7年(1932))



写真 ⑩湊橋
(昭和8年(1933))



写真 ⑪富士見橋
(昭和5年(1930))



写真 ⑫中ノ橋
(昭和7年(1932))



写真 ⑬雷電橋
(昭和41年(1966))



写真 ⑭小平橋
(昭和36年(1961))



写真 ⑮沖の橋
(昭和35年(1960))



写真 ⑯泉橋
(昭和20年(1945))



写真 ⑰大川橋
(昭和43年(1968))



写真 ⑱常盤橋
(昭和36年(1961))



写真 ⑲学橋
(昭和33年(1958))



写真 ⑳栃木橋
(昭和44年(1969))



写真 ㉑新開橋
(昭和33年(1958))



写真 ㉒新橋
(昭和34年(1959))

第2章 栃木市の維持向上すべき歴史的風致

イ 県庁堀 附 漕渠 (県指定文化財 (遺跡 (史跡)))

明治4年(1871) 廃藩置県により下野国は栃木県と宇都宮県の2県となった。明治6年(1873)には宇都宮県は廃止され、栃木県に併合され、現在の栃木地域入舟町に栃木県庁が置かれた。庁舎と関連施設を含む区画の周囲に設けられた堀が県庁堀であり、その南東部には、水門により仕切られた舟を停留した場所である漕渠(県庁の堀と巴波川を繋ぐ堀)がみられ、巴波川に結ばれている。明治6年(1873)の『栃木縣廳圖』には、県庁舎敷地を囲む堀が描かれている。堀の長さは東・西辺で319.9m(176間)、南・北辺で245.4m(135間)の規模を誇る。擁壁は岩舟地域周辺で産出される安山岩質角礫凝灰岩(通称岩舟石)を使用して積まれている。

北辺の堀は栃木中学校(現在の栃木高校)運動場整備により埋め立てられたが、平成8年(1996)に復元整備された。



写真 明治10年代の県庁堀



写真 ① 県庁堀川と旧栃木町役場庁舎



写真 ② 漕渠

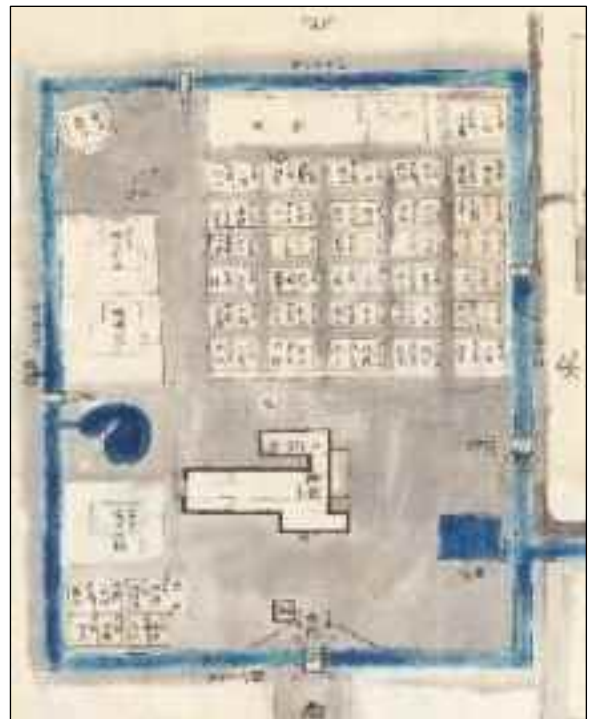


写真 『栃木縣廳圖』

県庁堀の区画内には、旧栃木町役場庁舎（大正 10 年（1921）建築）や、「御聖蹟^{せいせき}」として、昭和 23 年（1948）まで国の遺跡になっていた栃木高校記念館（明治 29 年（1896）建築）、栃木高校講堂（明治 43 年（1910）建築：昭和 27 年（1952）発行の『栃木郷土史』に「四十三年二月十三日講堂新築落成式を挙行」の記述がある。）、栃木高校記念図書館（大正 3 年（1914）建築）が存在している。



写真 ③旧栃木町役場庁舎



写真 市制施行記念式典
昭和 12 年（1937）4 月 1 日
（奥に見えるのが役場庁舎）



写真 ④栃木高校記念館



写真 ⑤栃木高校講堂



写真 ⑥栃木高校記念図書館



写真 栃木中学校記念図書館
大正 3 年（1914）頃



図 建造物の位置

② ^{うずまがわ} 巴波川に関わる活動

ア 巴波川の保全維持活動

巴波川では、戦後間もなくまで人が泳ぐのが可能なほどの流量があり、水が澄んでいたが、昭和30年代から昭和40年代半ばにかけて流量の減少は急激に進み、また、流域内における人口増と産業の進展に伴って、巴波川に流入する排水が増加し水質の低下とともに河川環境が著しく悪化した。

このようなことから、市民は栃木の歴史と市民の心の中に生きてきた巴波川の清流を取戻そうと清掃活動を行ってきた。昭和39年(1964)の『栃木市政だより』に、巴波川沿岸の自治会が巴波川を清掃する様子が掲載されている。

昭和48年(1973)10月には、「栃木市河川愛護会」が設立され、河川の美化保全を図るため、河川愛護思想の普及や実践活動、河川の実態調査が行われた。

一方、栃木市では、市政だよりで清掃活動と呼びかけるとともに、県庁堀の川底をブルドーザーでさらう^{しゅんせつ}浚渫工事の実施や、栃木県の協力により巴波川の浚渫工事を行うなど、巴波川や県庁堀の美化を図った。昭和49年度(1974)からは巴波川周辺の公共下水道事業に着手し、公共下水道整備区域外については、合併浄化槽設置の促進を図り、汚水処理施設の整備を展開していった。

昭和55年(1980)からは、「栃木市河川愛護会」「栃木市地域クリーン推進員連合会(平成25年(2013)から名称変更。栃木市保健委員連合会)」「栃木市自治会連合会」の主催により、巴波川沿岸及び巴波川支流沿岸の25自治会に参加を呼びかけ年3回の巴波川一斉清掃を実施し、毎回約1,500人の市民等が巴波川や県庁堀に入り藻刈りやゴミ拾いを行っており、栃木の風物詩ともなっている。



写真 巴波川開運橋付近
昭和21年(1946)6月撮影



写真 昭和39年(1964)『栃木市政だより』(部分)



図 巴波川一斉清掃範囲



写真 巴波川^{はらの はし}橋付近



写真 巴波川^{やまとはし}倭橋付近



写真 巴波川^{こうらいはし}幸来橋付近



写真 横山郷土館付近



また、県庁堀の区画内にある栃木高校の生徒が、地域への貢献活動の一環として毎年9月に県庁堀の清掃活動を実施している。



写真 高校生による県庁堀清掃

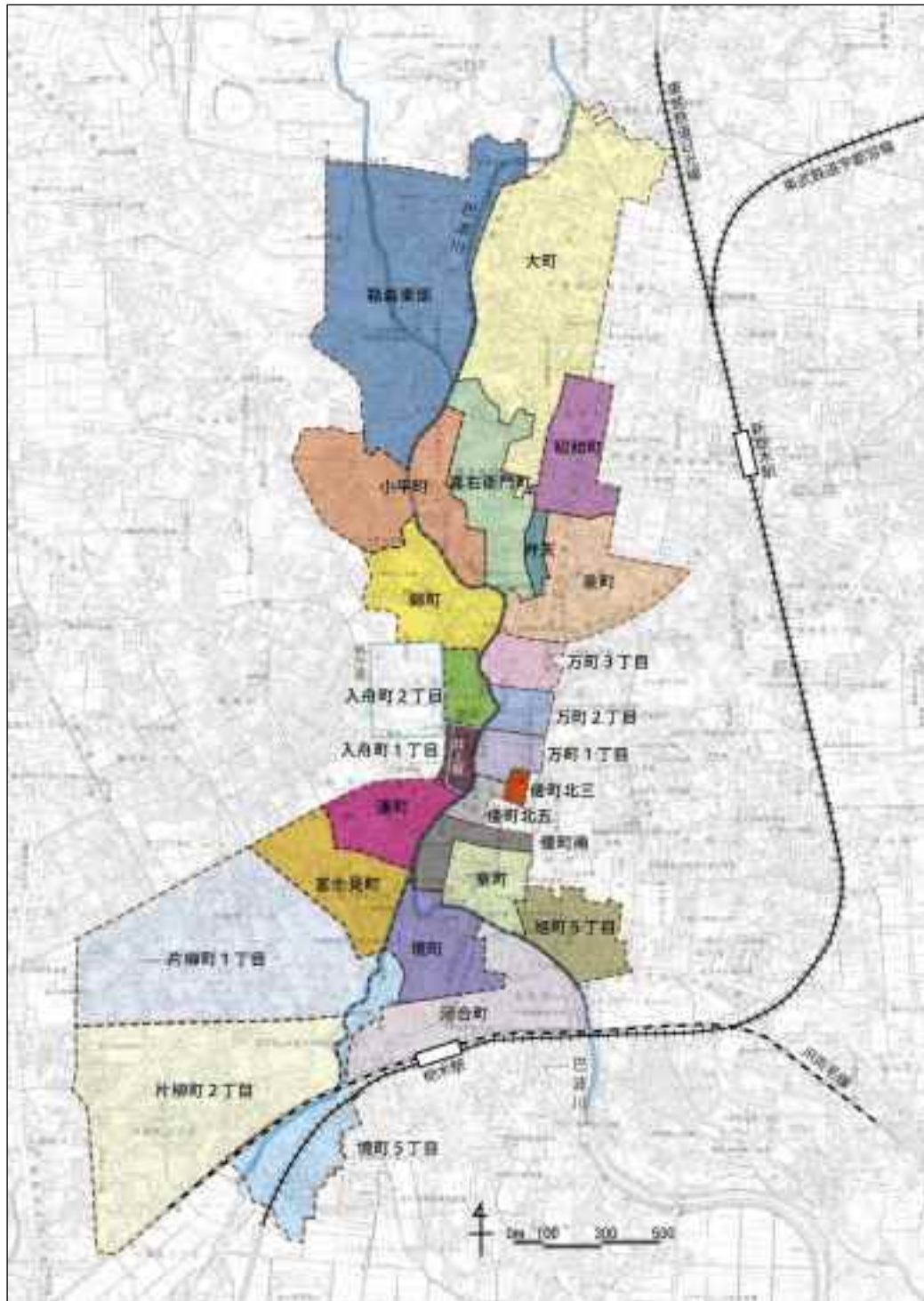


図 参加依頼自治会（巴波川沿岸及び支流沿岸 25 自治会）

第2章 栃木市の維持向上すべき歴史的風致

栃木市は歴史豊かな蔵の街として知られるが、鯉のいる街の名も持ち、巴波川と県庁堀に多数の鯉が泳ぐ。

鯉は放流されたもので、放流は市の歴史を担ってきた巴波川を誇りに思い、いつまでもきれいにとの願いを込めて昭和38年(1963)に始まった。昭和39年(1964)の『栃木市政だより』に、巴波川や県庁堀に鯉の子三万尾が放流されたことが掲載されている。

以後は補う形で毎年恒例行事として、幼稚園児や小学生を招待し県庁堀に放流したことから、十万尾の鯉が群れ泳ぐ川として「鯉のいる街蔵の街」をキャッチフレーズに、市民や観光客の目を楽しませていた。

しかしながら、平成16年(2004)に全国的にコイヘルペス病が発生し、県庁堀と巴波川において多くの鯉が姿を消すことになった。生き残った鯉はほとんどが真鯉で、かつての色とりどりの錦鯉が泳いでいた巴波川と大きく変わってしまった。その後は、コイヘルペスウイルスの感染拡大を防ぐため、しばらくの間、鯉の放流が禁止され、県庁堀や巴波川では色鮮やかな錦鯉の数が減ってしまった。

鯉の数が減った現在においても、巴波川や県庁堀周辺の商店では店先で鯉の餌を販売しており、鯉に餌をあげている親子連れや観光客の姿がみられる。

また、コイヘルペス騒動により減少した鯉の数を元に戻したいという願いから、鯉をテーマにした市民の自主的なイベントが開催されるなど、市民の間でも巴波川の鯉の放流に対する再開への期待が高まっている。

これらの取組みにより巴波川の水質の浄化が進み、現在は群泳する鯉や水鳥、水面に映る黒塀や土蔵等が良好な河川空間を形成し、多くの市民、観光客が憩いと安らぎ、うるおいを求めて散策する河川へと改善されてきている。



写真 昭和39年(1964)『栃木市政だより』(部分)



写真 旧栃木町役場庁舎と県庁堀川の鯉



写真 うずまの鯉のぼり

まとめ

巴波川は、商家町としての繁栄に重要な役割を担ってきた「母なる川」であり、巴波川沿いの歴史的な景観とともに大切にされ、また、巴波川の河川環境を維持するために行われてきた「河川清掃」という活動も地域住民を中心とした市民によって、今も継承されている。

このように、巴波川は市民にとってかけがえのない存在であり、その価値を維持・向上させながら次代に引き継いでいかなければならないものである。

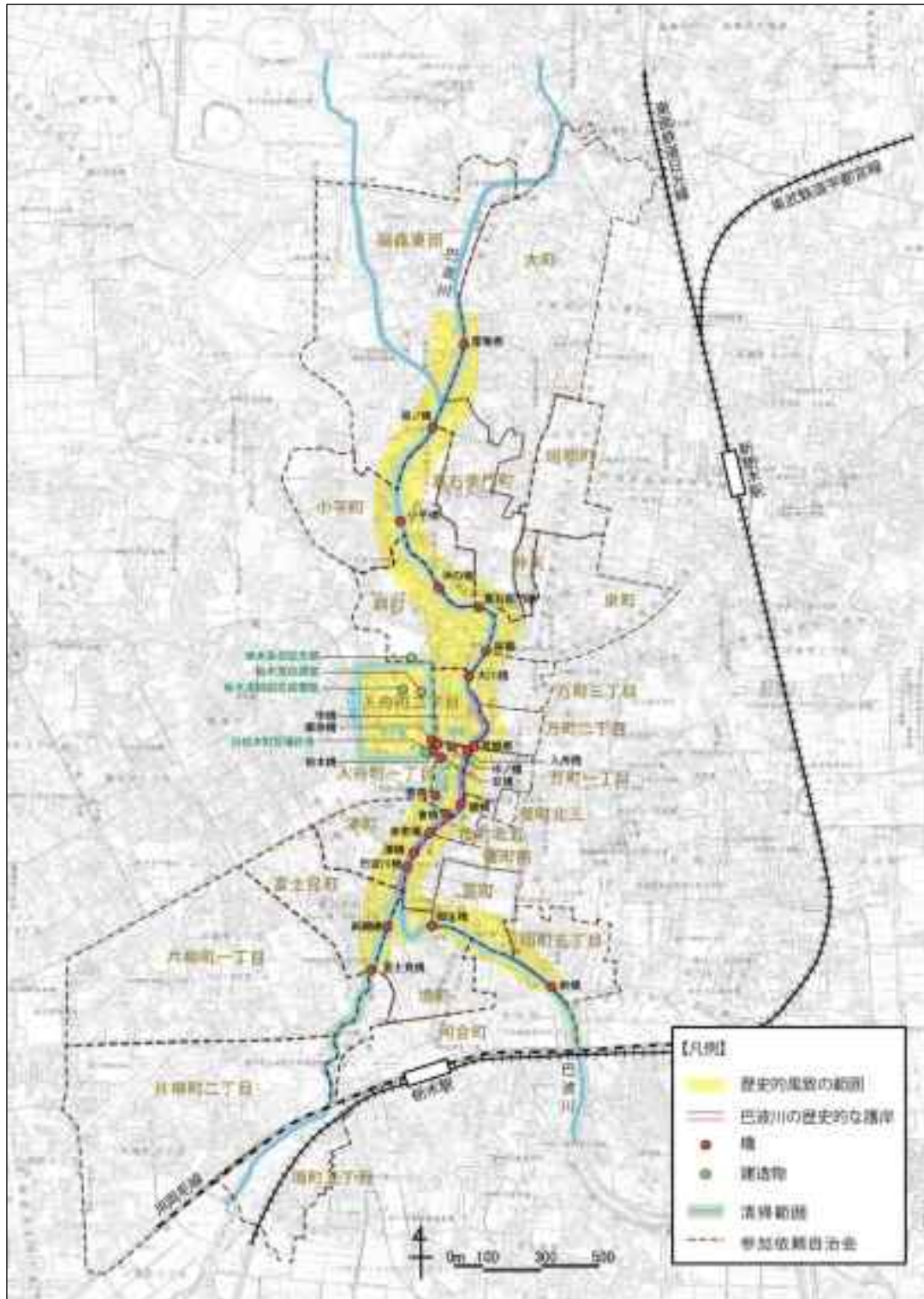


図 巴波川にみる歴史的風致の範囲

～コラム～

蔵の街遊覧船、巴波川を利用したイベント

蔵の街遊覧船は、栃木市の発展のきっかけとなった母なる川「巴波川」をテーマにした各種事業を実施することを目的として、平成17年（2005）に発足した「うずま川遊会」^{せんゆうかい}が始めた事業である。当初は「舟行イベント」^{しゅうこう}として実施していたが、平成18年（2006）4月からは定期的な舟の運行を開始し、現在は「NP0 法人蔵の街遊覧船」が年末年始を除く毎日、運行しており、蔵の街の観光を支える貴重な観光資源として、多くの観光客を楽しませている。

また、春は巴波川に鯉のぼりを掲揚する「うずまの鯉のぼり」、夏は蔵や山車等の切り絵を貼付けた行灯^{あんどん}を設置し、夏の夜を幻想的に彩る「うずま川行灯まつり」、冬は竹灯籠を設置し、幻想的な世界が川一帯に映し出される「竹あかり」など、巴波川を愛する市民団体が、巴波川を舞台とした四季折々のイベントを開催している。



写真 蔵の街遊覧船



写真 うずまの鯉のぼり



写真 うずま川行灯まつり



写真 竹あかり

おわりに

以上のように、江戸との舟運により北関東有数の商都として発展した時代を象徴する見世蔵や木造店舗、土蔵等の歴史的建造物が多く残る旧栃木町や、商都としての繁栄に重要な役割を担ってきた巴波川において、問屋業に関する歴史的風致、山車祭りや百八灯流しなどの祭礼・行事に関する歴史的風致及び巴波川の保全維持に関する歴史的風致が存在する。これらの歴史的風致がそれぞれ重なり合って商家町栃木にみる歴史的風致が形成されている。

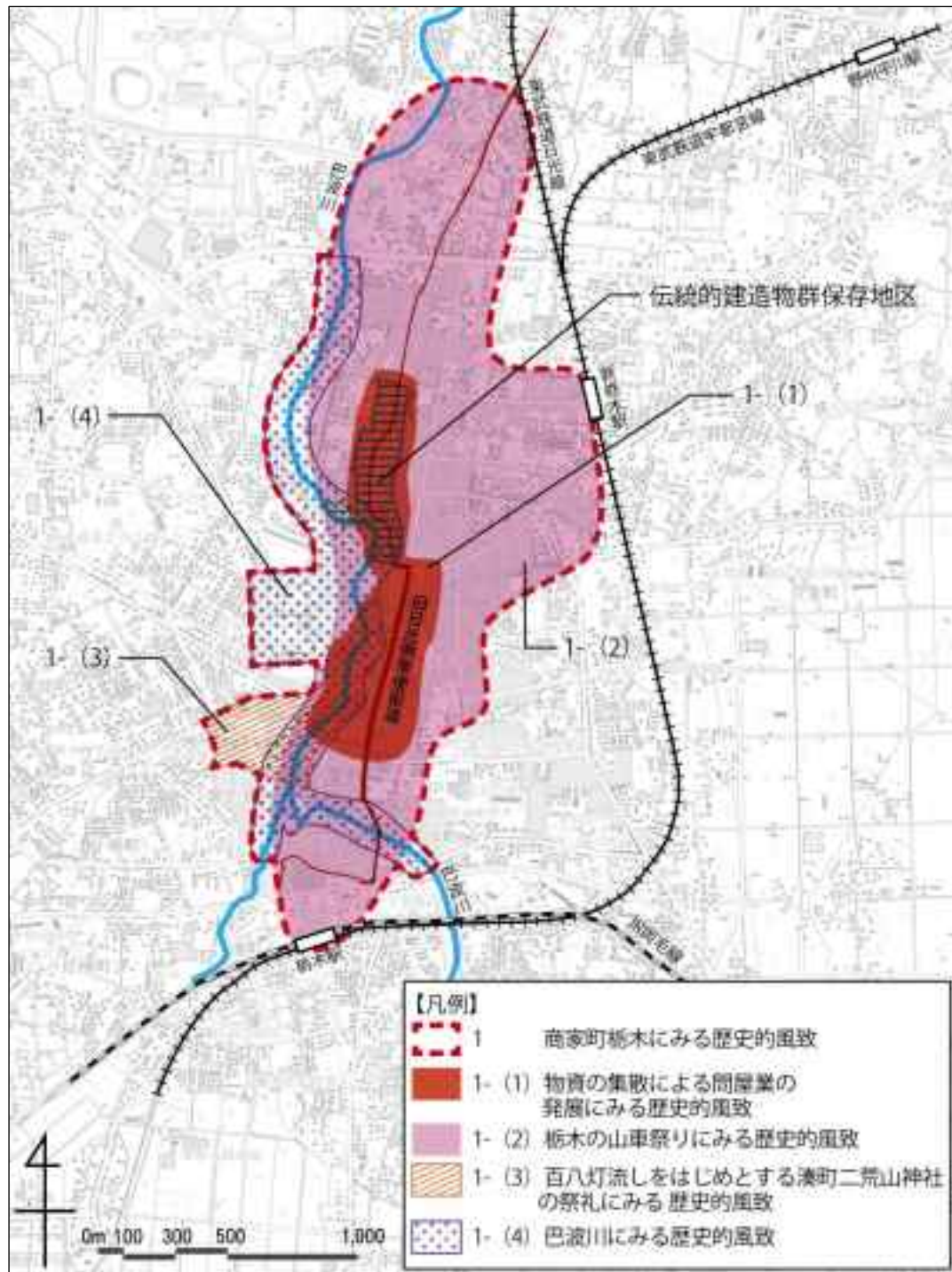


図 商家町栃木にみる歴史的風致位置図

第2章 栃木市の維持向上すべき歴史的風致

2 式内社における祭礼にみる歴史的風致

はじめに

律令時代（7世紀半ばから10世紀頃まで）の栃木市は、現在の栃木県域とほぼ同じ下野国の国府が置かれるとともに、東山道が敷かれ、政治や交通の要衝であった。

この時代の律・令・格の施行細則を集成した法典『延喜式』（延喜5年（905）に編纂開始、延長5年（927）完成）の巻九・巻十の神名帳には、神祇官や国司（中央からの役人）から弊帛（神に奉獻する供物）を受ける神社が記載されており、これらの神社を式内社という。

栃木市には、式内社として大神神社、大前神社、村檜神社の三つの国幣社（国司から弊帛を受ける神社）があり、今もなお氏子や地元住民達によって神社の祭礼が執り行われ、多くの伝統が大切に受け継がれている。

大神神社では、秋季例大祭に大和の大三輪大神の分霊を奉祀した時から始められたと伝えられている御鉾祭が行なわれており、その際には、太々神楽が奉納される。大前神社では、夏祭りに、天王様の神輿渡御が江戸時代から執り行われている。村檜神社では、主祭神を勧請した日である10月17日の例大祭に太々神楽が奉納されている。



図 式内社における祭礼にみる歴史的風致の神社の位置

表 式内社における祭礼にみる歴史的風致の一覧

地域	地区	建造物	活動
栃木	そうじゃ惣社	・大神神社	・御鉾祭 ・京都吉田流太々神楽
ふじおか藤岡	おおまえ大前	・大前神社	・神輿渡御
いわふね岩舟	おのでら小野寺	・村檜神社	・例大祭 ・依田流太々神楽

【下野国府と式内社】

○ 下野国府

律令時代、国家では中央官庁（奈良の都）の整備とともに、国内の隅々まで支配を行きわたらせるために地方の整備も押し進められ、全国を現在の「都道府県」にあたる60余りの国に分け、国をさらに「評」（のちに郡）に分けた。下野国は、現在の栃木県域とほぼ同じであった。そ



図 下野国府跡・下野国庁跡

して、各国には「国府」が置かれ、地方支配の拠点となっていた。

下野国府は、長い間位置が特定されていなかったが、昭和51年（1976）から始まった発掘調査により国庁（国府の中心になる建物があった部分）の位置（栃木市田村町の宮野辺神社周辺）が特定された。

国庁の建物は、約1町（約108m）四方の囲いの中に、正殿、前殿、左右の脇殿がコの字状に並んでおり、前殿の南は広場で儀式を行う場と考えられている。また、周囲には、多数の建物跡が見つかり、「国司館」と考えられている施設や倉庫が分散して建っていたことが明らかになっているとともに、国府につとめる職員数は国の位置・課税基準（人口・耕地面積）などによって決まっており、下野国では500人近くの役人がつとめていたと推定されている。



写真 下野国庁跡全景
（昭和54年度（1979）『発掘調査概報』より）



写真 国庁展示模型
（下野国庁跡資料館所蔵）

第2章 栃木市の維持向上すべき歴史的風致

現在下野国庁跡は、前殿の復元や国庁跡資料館が設置されるなど、遺跡公園として活用されている。



写真 下野国庁の復元された前殿

○ 国司と式内社

「式内社」は平安時代（10 世紀）に、既に官社^{かんしや}として認定されていた神社で、『延喜式』の巻九・巻十の神名帳に記載された神社である。

下野国においては、11 の国幣社^{へいもつ}があった。神社の重要度や幣物（神へ供える物）の量等によって定められた座としては、大 1 座、小 10 座の神社であり、二荒山神社^{ふたあらやまの}のみが大社で他は小社であった。（現在、栃木県内の式内社としては『延喜式』の神名帳では下総国^{しもふさのくに}の神社とされていた高橋神社^{たかはし}（小山市^{おやま}）もある。）

【『延喜式』の神名帳に記載されている下野国の神社（国司奉幣^{ほうへい}の神社）】

○都賀郡三座（並小）

・大神神社^{おほむわの}

・大前神社^{おほさきの}

・村檜神社^{むらひの}（村檜神社）

○河内郡一座（大）

・二荒山神社

○芳賀郡二座（並小）

・大前神社^{おほさきの}

・荒檜神社^{あらかしの}

○那須郡三座（並小）

・健武山神社^{たけむやまの}

・温泉神社^{ゆの}

・三和神社^{みわの}

○寒川郡二座（並小）

・阿房神社^{あはの}

・胸形神社^{むなかたの}

※この順序は、国司が新しく着任した際の巡拝^{じゅんぱい}する順序でもあったといわれている。

これらの神社の神々は、その年の稲作^{ほうじょう}の豊穰^{てんじん}を天神地祇^{ちぎ}に祈願する祈年祭^{としごいのまつり}（正月、のちには2月4日となる）に国司が幣帛^{へい}をささげた神々である。

新任の国司が任国^{にんごく}に赴任したとき、本来は『延喜式』の神名帳に記載された神社を巡拝すべきであるが、それは甚だ困難であったことから、国府もしくは国府に近接したところに惣社^{そう}（総社）を祀り、惣社に詣^{もつ}ることによって、巡拝に代えることとしていった。

惣社制がとられたのは平安時代末期のことだったとされ、国内の神々を奉斎^{ほうさい}するの^{へい}に、幣は国司の代理の者が各神々に奉幣^{ほうへい}するとして、国司は惣社において、それらの神々を斎^{いつ}き祀った。

下野国司は奉幣する第一番目の神社を惣社とし、大神神社（祭神大国主神）と惣社とを相そう殿でんとなしたといえる。

国司が任国に到着して第一番目に行わなければならないことは、神拝しんぱい、すなわち神々にあいさつをすることであり、その夜は惣社の西の仮屋かりやに赴おもむき、正装せいそうの束帯そくたいに着替えて神拝をして就任の儀式を行った。

1) 大神神社の祭礼を構成する建造物と活動

大神神社は栃木地域の北東の惣社町にある。神社から南に2kmほど離れたところに、律令時代には国府こくふが置かれ、大神神社が国府の惣社であったことからこの地の名が付いた。

東は思川おもいがわ（旧小倉川おぐらがわ）を境とし壬生町みぶまちと隣接しており、土地は平地で周辺は湧水ゆうすいを豊かにもつ水田地帯である。大神神社は総面積45,000㎡を有し、平地の中のこんもりと茂った杜もりの中にたたずんでいる。



写真 大神神社表参道入口鳥居
（右奥の林の所が神社）



図 大神神社と氏子（自治会）の範囲

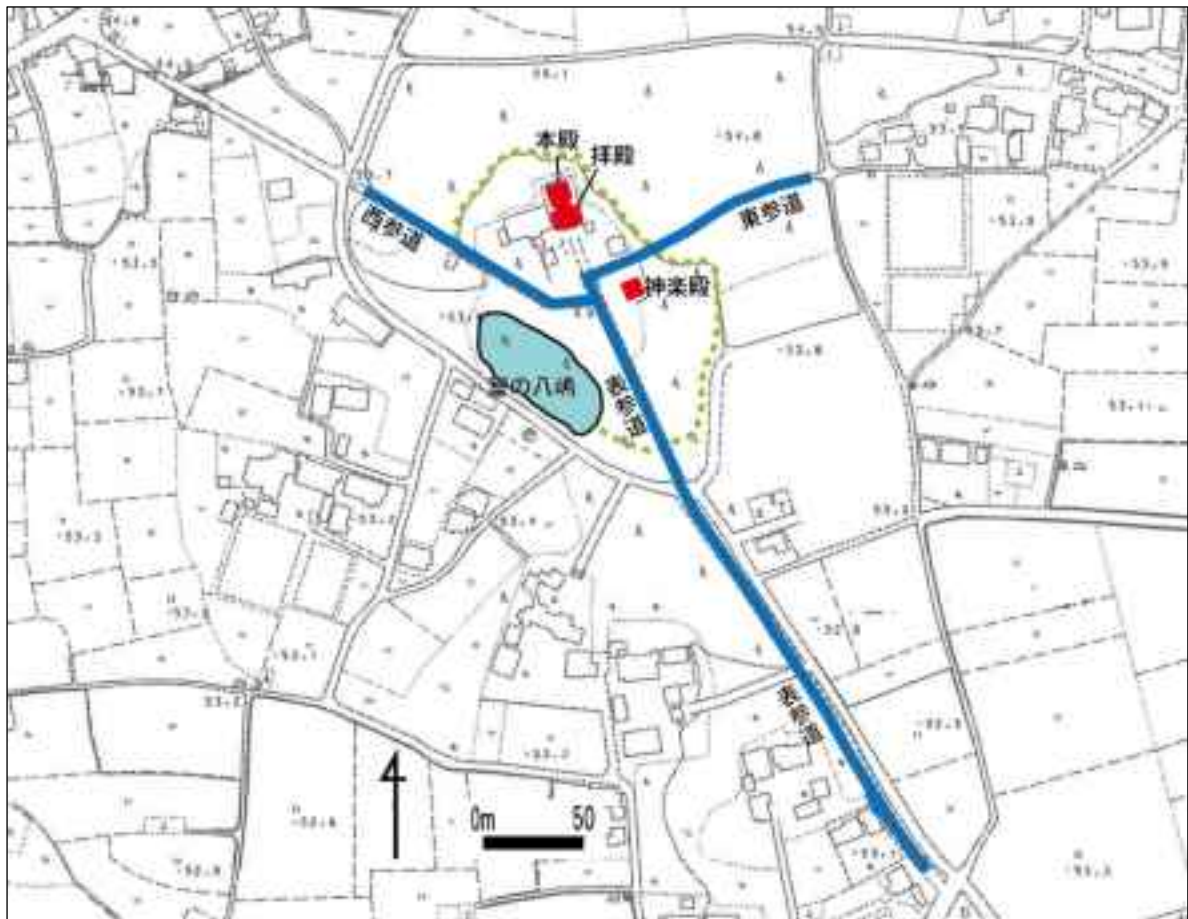


図 大神神社周辺図

① 建造物

ア 大神神社

大神神社の主祭神は倭大物主櫛瓊玉命（やまとおおものぬしく みかたまのみこと 大国主神）で、惣社（そうじゃ 総社）である。

第10代崇神天皇（すじん 紀元前97年～33年）の子である豊城入彦命（とよき いりひこのみこと）が勅命（ちよくめい）を受けて東国治定（とうごくじてい）の時（紀元前50年）、天皇の崇拝（すうはい）の厚い大和の大三輪大神（やまと おおみわのかみ 奈良県桜井大神神社）の分霊（ぶんれい）を当地の室の八嶋（むろ やしま ほうさい）に奉斎したことを起源とする。



写真 室の八嶋

第12代景行天皇は、景行天皇42年（112年）に国々の府中（ふちゅう）に六所明神（ろくしょみょうじん 大国魂神社）の祭神で大国魂大神（おおくにたまのおおかみ）、素戔男命（すさのおのみこと）、伊邪那美命（いざなのみこと）、邇邇芸命（ににぎのみこと）、大宮女大神（おおみやひめのおおかみ）、布留大神（ふるのおおかみ）の（まつ）を祀り惣社六所明神と称し、これが後に室の八嶋（つくば）（筑波神社、二荒神社、香取神社、熊野神社、らいでん 雷電神社、かしま 鹿島神社、せんげん 浅間神社、てんまんぐう 天満宮の八社）となり、けぶりたつ「室の八嶋」と呼ばれ、平安時代以来東国の歌枕（うたまくら）として都まで聞こえたといい、明治36年（1903）発行の『下野神社沿革誌』（しもつけ）の大神神社の覧（しかわ）に詞花和歌集（かしゅう）や古今和歌集（こきんわ）で「室の八嶋」（よ）が詠まれた歌の記載がある。

大神神社は、延長4年(926)頃の国府設置に伴い、下野国中の名神を総祀して「惣社」と称したという。その後、天慶2年(939)の平将門の乱により兵火に罹り被害を受けたが、藤原秀郷等の寄進を受けて再建された。天正13年(1585)皆川広照と小田原北条家の北条氏直との戦いで焼き討ちにあい、再び社殿・楼門・社宝等すべてを焼き尽くされ、しばらく再建されず荒廃してしまっていた。

寛永17年(1640)、徳川家光公が日光社参の折に当社に参拝され、名社の荒廃を嘆き、社領30石他を寄進し、天和2年(1682)に社殿及び神楽殿が再建された。その後、明治6年(1873)に郷社となり、明治40年(1907)神饌幣帛料供進の指定社とされ、明治44年(1911)県社に昇格した。

表参道から境内に入ると右側に神楽殿、鳥居をくぐって正面奥に社殿があり、拝殿・幣殿は入母屋造、その奥の本殿は流造で屋根はすべて銅板葺である。神社には、大正14年(1925)に社司野中猪三郎の私財と崇敬者の寄付により社殿の改修を始め、大正15年(1926)に竣工した際の記録及び平成5年(1993)に更なる大改修を行なった際の記録がある。



写真 神楽殿



写真 拝殿

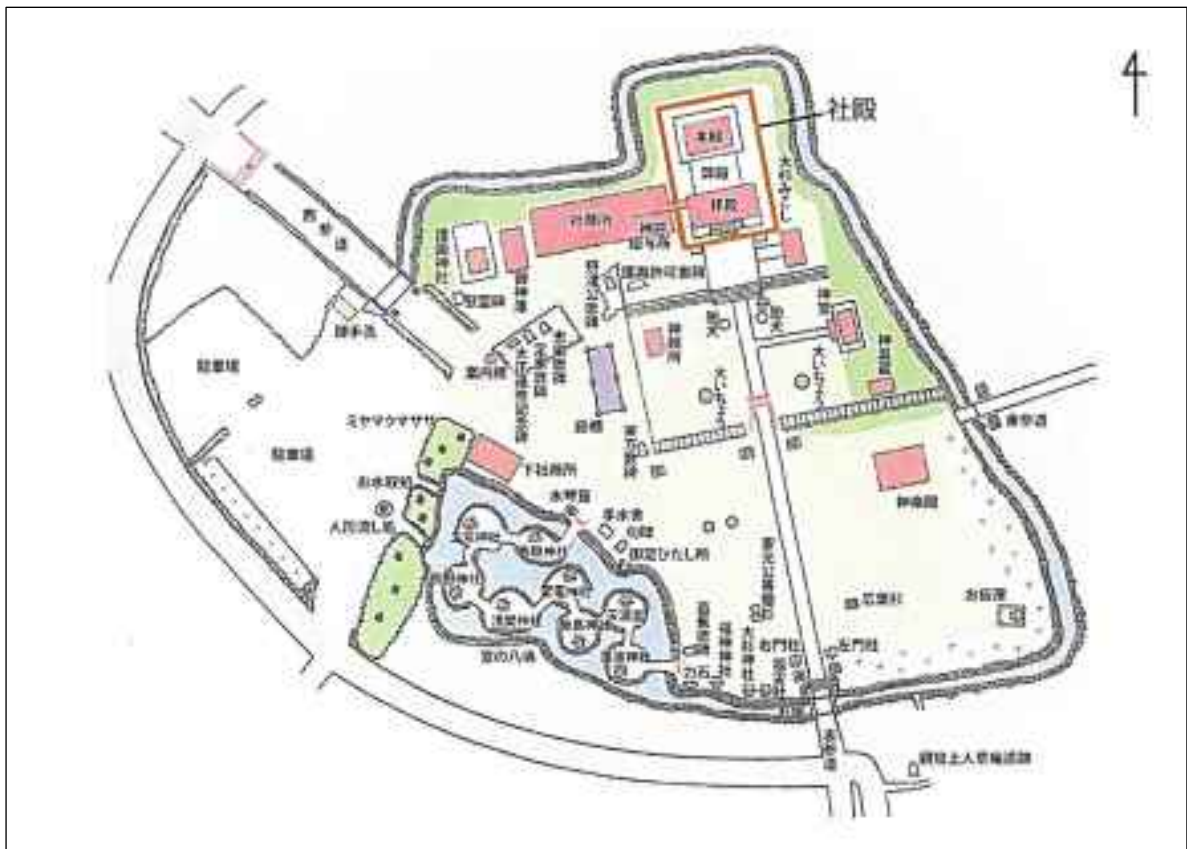


図 大神神社の配置図

② 活動

ア 御銚祭^{おほこまつり}

この祭は、大神神社鎮座^{ちんざ ゆいしよ}の由緒を示したものであり、大和国大三輪神社から神霊^{やまとのくにのおおみわ しんれい}をこの地にお迎えするにあたり社殿の完成をみなかったので、一時、仮宮^{かりみや}に安置したことを再現しており、その時から始められたと伝えられている。

以前は11月18日から26日にかけて行われていたが、現在は11月23日を軸に3日間で行われており、神様から命をいただき、その命が成長しそれを^{ことほ}ぐ祭であり、「^{くるめ}童女さま」（江戸時代から大正期頃まで「^{くらめ}九良女さま」と呼ばれていた）の成長とともに、子ども達を将来健康で幸せに育っていくのを皆で見守っていく祭として、神に仕える童女を中心に祭は進行する。童女さまは、初潮をみない少女（7歳から8歳が多い）が神にお仕えする。年齢については、民俗学的、全国的にも非常に^{まれ}稀なものであるという。

御銚祭では、事前に境内にお仮屋^{かりや}をつくり、初日に主祭神の御神体^{ごしんたい}である御銚^{しゅつぎよ}を出御する「出御祭」、中日に「^{ひもと}お紐解き祭」・「^{かんぎよ}還御祭」、最終日に「翌日祭」を執り行う。神社の祭礼は氏子達が当番区をつくり運営に当たっており、御銚祭の終了後に「年番受け渡し」の行事が行われる。

この祭は、明治36年（1903）4月20日発行の『下野神社沿革誌』の大神神社の覽に記載があり、昭和39年（1964）には市指定無形の民俗文化財に指定されている。

a) 御銚祭の準備

御銚祭の初日となる「出御祭」の前の日曜日に神様のお旅所^{たびしよ}となるお仮屋をつくる。以前は、その年の当番区内の畑に設けられていたが、第二次世界大戦の頃からは大神神社の境内に設けられている。

お仮屋は、仮宮のまわりを竹葉で囲い、正面は^{さいぎ}畳一枚分の広さがあり、祭儀の場となる。また、その前の横12m、縦22mの広さを竹としめ縄で囲み、そこもまた^{さいじょう}祭場となる。



写真 お仮屋



写真 お仮屋の内部（奥が仮宮）

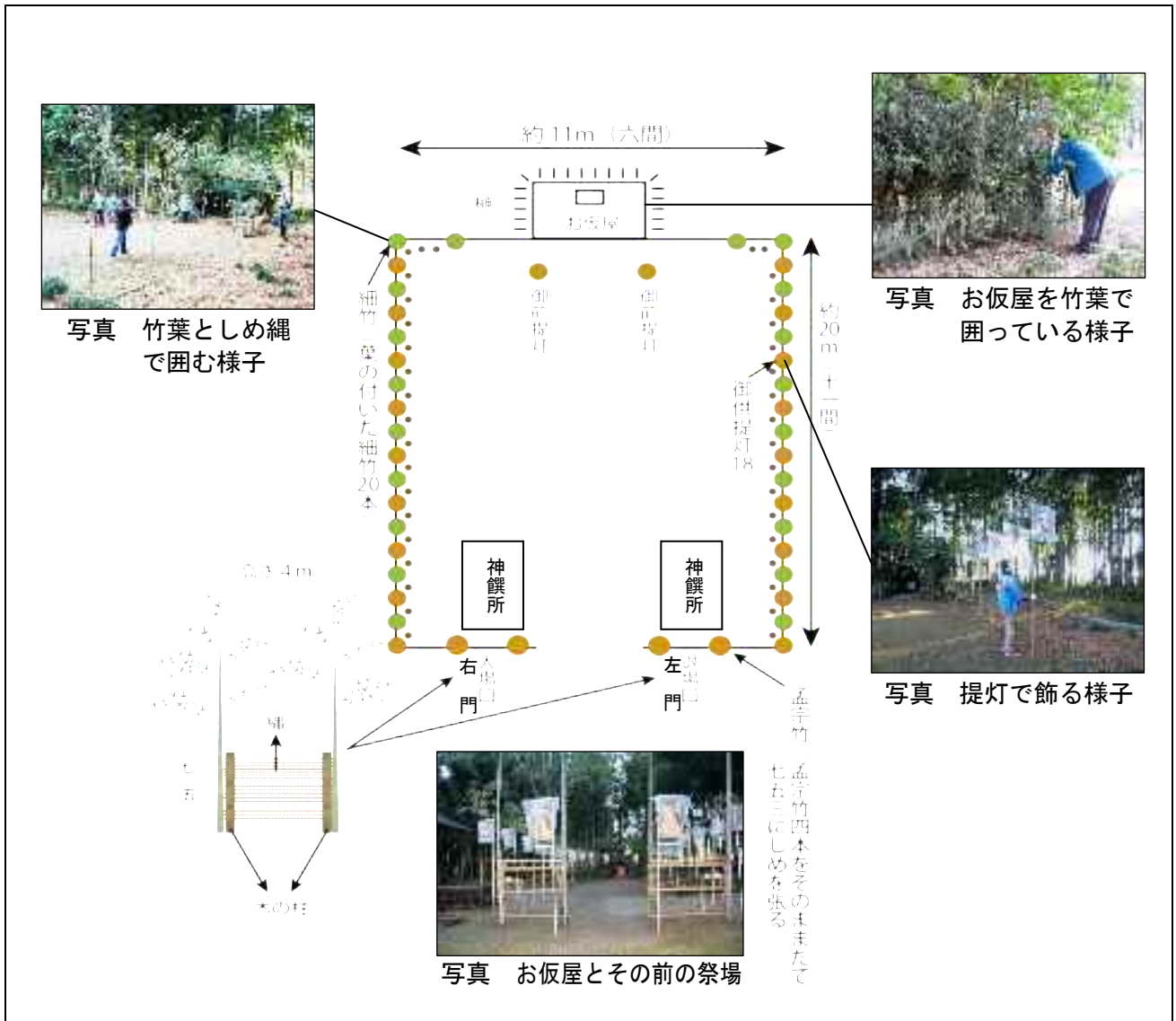


図 祭場の様式

その他、神社の総代により、参道をはじめ境内に^{まつりばた}祭旗が立てられるとともに境内のしめ縄の張替えが行われ、当番区年番により米・塩・酒・野菜・海産物等の^{しんせんぶつ}神饌物の用意が行われる。



写真 立てられた祭旗



写真 用意された神饌物

第2章 栃木市の維持向上すべき歴史的風致

b) ^{しゅつぎよ}出御祭（1日目）

出御祭は、主祭神（御銚さま）が、^{かりや}お仮屋へと移られる祭りである。

まず、行列をして社殿に向かうにあたり、^{みそ}禊ぎ（手水）を行い、社務所前に、行列の順番（①^{ねぎ}禰宜・②当番区年番・③総代長・④責任総代・⑤^{ぐうじ}宮司・⑥^{くるめ}童女・⑦^{とうどの}伴男・⑧童女の両親・⑨総代・⑩非当番区年番・⑪当番区婦人部代表・⑫来賓）で並ぶ。そして、宮司の挨拶後、行列は社務所→本殿前大鳥居→社殿へと進む。



図 行列のルート



写真 禊ぎ（手水）



写真 宮司の挨拶



写真 行列の様子

社殿に到着すると、禰宜・宮司とともに童女・伴男・童女の両親は幣殿へと入り、他の者は拝殿に入る。その後、儀式(①修祓^{しゅばつ}・②宮司一拝・③御扉^{みとびら}開き・④神饌^{しんせん}を供^{きょう}す・⑤祝詞奏^{のりとそうじょう}上^{がく}・⑥楽^{がく}を奏^{そう}す・⑦玉串拝礼^{たまぐしはいれい}・⑧神饌^{しんせん}徹^{てつ}す・⑨御扉閉^{みとびら}じ・⑩宮司一拝)が執り行われる。



写真 社殿の中の様子

そして、儀式が終わると拝殿の者は外に出て、社殿前で再び行列の隊形に並ぶ。そこに、祭主(宮司)が本殿の中から御神体(御銚^{ごしんたい})を抱き、童女は篠竹に幣束を付けたしめ縄をもって登場し、列を整え、お仮屋(お旅所^{たびしょ})へと向かう。これが、主祭神(御銚さま)の出御である。



写真 主祭神(御銚さま)出御の様子

お仮屋に到着すると、人の目に触れないようにお仮屋の正面を布で覆い隠し、祭主(宮司)は、御神体(御銚)を仮宮に安置する。



写真 お仮屋に到着の様子



写真 正面を布で覆い隠している様子

その後、童女を傍^{かたわ}らに寄り添わせ、仮宮の入口を白紙でおおい、社殿から童女がもってきた篠竹に付けたしめ縄を仮宮の前に立てる。



写真 童女を伴う様子



写真 童女が寄り添い儀式を行っている様子

第2章 栃木市の維持向上すべき歴史的風致

そして、神饌が供され、修祓や玉串拝礼などの一連の儀式が執り行われ、再び行列をして社殿前に戻り、拝礼を行い出御祭は終わる。なお、御神体である御銚は、高さ一尺五寸（約 45 cm）の剣であり、上部（刃部分の方）一尺（約 30 cm）を藁で四十八手に包み、その上に新縄を巻き、下部（柄部分の方）五寸（約 15 cm）は、藁が四方に広がるようにする。



写真 再び社殿に戻る様子



写真 社殿の前での拝礼の様子

c) お紐解き祭（2日目の午後）

御神体（御銚）を巻いていた縄の一部をいただき、それを妊婦が身に着けて安産のお守りにするというものである。

まず、出御祭と同様に行列をして社殿に行き、修祓や玉串拝礼などの一連の儀式を行い、お飯屋へと向かう。



図 行列のルート

お仮屋の前に到着すると、宮司が拝礼した後、童女と両親・伴男がお祓いを受けお仮屋の中へと入り、童女を傍らに寄り添わせ、修祓や玉串拝礼などの一連の儀式が執り行われる。



写真 宮司拝礼



写真 童女と両親・伴男へのお祓い



写真 童女を傍らに寄り添わせての儀式の様子

その後、人の目に触れないようにお仮屋の正面を布で覆い隠し、祭主（宮司）は、藁で包んだ御神体（御銚）を巻いた新縄の一部をいただき、それを、童女に手渡し、また行列を行って社殿へと戻る。



写真 正面を布で覆い隠している様子

社殿では、童女が運んできた新縄の一部を宮司に渡し、宮司が神殿に奉納し、修祓や玉串拝礼などの一連の儀式を執り行ってお紐解き祭は終了する。この奉納された新縄は、いくつかに分けられ安産・子宝のお守りとされている。



写真 新縄を宮司に渡す様子



写真 安産・子宝祈願のお守り

第2章 栃木市の維持向上すべき歴史的風致

d) 還御祭（2日目の夜）

還御祭は、主祭神（御銚さま）が本殿に戻られる祭りである。

御銚祭の由緒でもあるが、この地に神様をお迎えするにあたり社殿の完成をみななかった
ので、一時、仮宮に安置していた神霊をいよいよ本社殿に奉安する。この次第が還御祭で
あり、祭りの本義でもある。

還御祭では、まず、行列をしてお仮屋へ向かう。この行列は、神様を本殿に迎え入れる
ための祭であるため、付人や奉納品などもあり、大規模な行列となる。

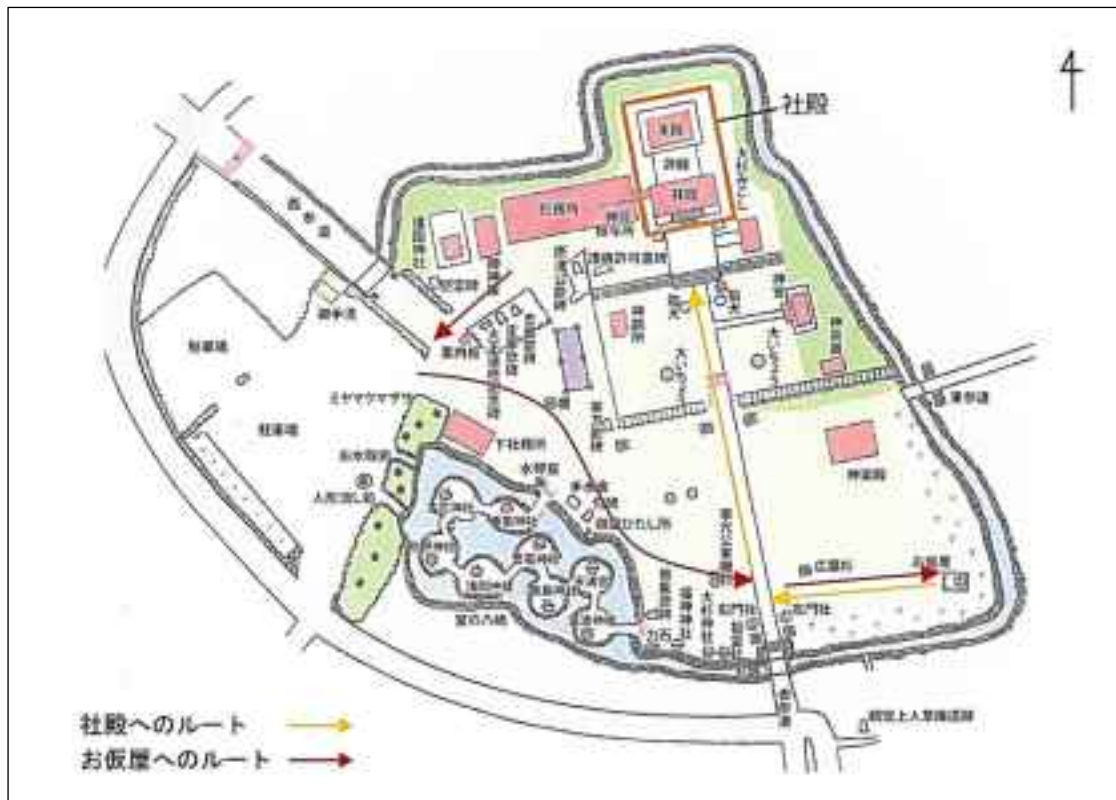


図 行列のルート

表 行列の役割分担

①先導（祭員） 1名	⑮御前提灯（高張提灯を持つ） 2名
②神社代表・総代長	⑯御銚（祭主） 1名
③先駆（大神神社提灯を持つ） 2名	⑰大傘（大傘を持つ） 1名
④弓矢（弓矢を持つ） 2名	⑱童女
⑤当番区年番（当番区の提灯を持つ） 4名	⑲大傘（大傘を持つ） 1名
⑥洗足（たらい・手桶を持つ） 2名	⑳童女係（伴男が兼務してもよい） 1名
⑦大太鼓 4名	㉑伴男 1名
⑧当番区（高張提灯を持つ） 2名	㉒童女の父母・付き添い
⑨当番区総代（大神神社提灯を持つ） 3～5名	㉓非当番区総代（神社提灯を持つ）
⑩儀仗（杖を持つ） 4名	㉔非当番区年番（年番区提灯を持つ）
⑪伶人（雅楽奏者） 3名	㉕来賓
⑫唐櫃・神饌（唐櫃をかつぐ） 2名	㉖一般参列者
⑬酒樽 4名	（※㉑番以降は、行列の役割としてではない）
⑭祭員 1名	



写真 還御祭での行列の様子

祭主（宮司）・童女は、赤い大傘の下、御前提灯に
先導されて、太鼓の音が響く中、儀仗・伶人などと
ともに祭場^{さいじょう}へ向かう。



写真 行列中の祭主と童女の様子

行列がお仮屋の前の祭場に到着すると、出御祭^{しゅつぎよ}、お紐解き祭^{ひもと}の時とは異なり、中央から入るのではなく左側の右門（入場口）の縄を切って入場する。



写真 右門（入場口）から祭場に入る様子

そして、祭主（宮司）が前に進み、仮宮に拝礼を
し、童女^{かたわ}を傍らに寄り添わせ修祓^{しゅぼつ}や玉串拝礼^{たまぐしはいれい}など
の一連の儀式が執り行われる。



写真 儀式の様子

第2章 栃木市の維持向上すべき歴史的風致

その後、人の目に触れないようにお仮屋の正面を布で覆い、祭主（宮司）は御神体（御銚）を仮宮から取出し布で包み、行列をして祭場の左門（退場口）の縄を切って退場し、主祭神（御銚さま）を社殿へとお運びする。社殿に向かう途中では、神楽が奉納される。



写真 正面を布で覆い隠している様子



写真 左門（退場口）のしめ縄を切る様子



写真 ご神体(御銚)をもって左門(退場口)から出る様子



写真 お神楽を見ている行列の様子



写真 奉納されているお神楽の様子

社殿に到着すると、祭主（宮司）は御神体（御銚）を祭壇にお祀りし、修祓や玉串拝礼などの一連の儀式を執り行い、本殿に主祭神（御銚さま）がお戻りになって還御祭は終了する。

e) 翌日祭（3日目）

主祭神（御銚さま）が本殿にお戻りになり、あらためて神様をお祀りするものである。

翌日祭では、前2日間の祭と同様に社務所前からの行列にはじまり、社殿に入る。そして、修祓や玉串拝礼などの一連の儀式を執り行い、最後に「御銚祭」全体が終了したことの合図として大太鼓が打ち鳴らされ、その音は、境内はもとより周辺の地域にも鳴り響く。



写真 儀式の様子



写真 「御鉾祭」の終了を告げる太鼓打ちの様子

古くは、このしろ（こはだ）・にら・にんにくを木箱に詰めて、炭火にかけると、あたかも人肉を焼くような臭いがするというので、この三種を炭火にかけたものも捧げられていたというが、この儀式は、古来神官のみの伝承であるといわれており、現在は行われていない。

f) 年番引継（翌日祭終了後）

上番（本年度当番）・下番（次年度当番）の受渡しの際、大盃（九合入）で七十八杯ずつの酒を飲ませ、この杯の納めが終わらない限り当番の受渡しは出来ないという古風のしきたりがあった。現在でも、年番受け渡しの際には、昔の風習どおりではないが、この形を残しており、拝殿に上番・下番の氏子が集まり、しめ縄で仕切って各年番が交互に大盃で酒の回し飲みを行い、「参った」と言った方が年番を引き継ぐことになるが、結局は下番が年番を引き継ぐ。



写真 年番引継のための酒と大盃



写真 氏子総代長が酒を入れて渡す様子



写真 各年番で酒を回し飲みする様子



写真 上番は上、下番は下から大盃を渡す

イ 京都吉田流太々神楽

大神神社でのお神楽は、御鉾祭の2日目還御祭に合わせて夕方から十二座が上演され、還御祭のお仮屋から御神体（御鉾）が本殿に戻られる際の行列の前において奉納するまで続けられる。また、春の例大祭（4月16日に最も近い日曜日）にも神楽は奉納されている。

日光東照宮（または二荒山神社）から上都賀郡尾裂神社を経て伝来したといわれ、天保4年（1833）に舞伎・舞面・装束・楽器などの一切が完成した。そのうち現存のものは、手力男と天宇受売の装束で、その他は明治36年（1903）に補充したものが残っているが、現在の神楽の衣装は昭和48年（1973）に新調したものである。

型は、京都吉田流太々神楽を名乗っており、今も古式の型を残し、昭和39年（1964）には市指定無形の民俗文化財に指定されている。

神楽は、氏子達の保存会により代々継承されてきており、現在は18名で活動している。

【太々神楽十二座の演目】

神楽を舞う前に、お祓い・神楽祝詞の神事を行った後、神楽が始まる。

第一座 弓舞

第二座 幣舞

第三座 猿田彦の舞（赤い天狗の面を付ける）

第四座 住吉の舞（田植祭をかたどる）

第五座 櫛取り

第六座 鏡打ち

第七座 宇受売の舞

第八座 手力男の舞

第九座 天照大神の舞

（宇受売の舞・手力男の舞・天照大神の舞が一連の物語になって「岩戸開き」となる）

第十座 稲倉の舞

（俗称「稲荷さま」で、狐の面を付けて舞い豊年を祝福する）

第十一座 大黒の舞

第十二座 恵比寿の舞



写真 神楽「弓舞」



写真 神楽「猿田彦の舞」



写真 神楽「岩戸開き」



写真 神楽「恵比寿の舞」

【^{おおみわ}大神神社の祭礼にみる歴史的風致の範囲】

大神神社は、惣社^{そうじゃ}となっており、県内有数の古社であり、氏子である地域住民は当神社を誇りとしている。

氏子は、惣社町^{そうじゃまち}の東区・西区・南区の各自治会住民であり、例祭・御鉾祭^{おほこ}をはじめとした様々な祭礼や行事などはこの3つの自治会が1年ごとに年番で年当番となる。その年に当番となった地区では、御鉾祭でのお飯屋^{かりや}の設営や直会^{なおらい}の準備等を行うが、お供え餅や神楽^{かぐら}での撒き餅は他地区が分担するなど、境内の清掃も含め全域の氏子の手で祭礼は行われている。

祭礼の際には、参道入口に祭旗^{まつりばた}が立てられ、参道を通して多くの参拝者が訪れるとともに、境内には神楽を舞う音色に誘われた地域住民が集い、神楽殿の周りには神楽で撒かれる餅などを目当てに子ども達が群がり、そこで行われる^{おごそ}厳かな御鉾祭での行列の光景は、代々受け継がれるこの地域の風物詩となっている。氏子や神楽保存会の活動は、大神神社を中心とした氏子の営みが一体となって、歴史的風致が形成されている。

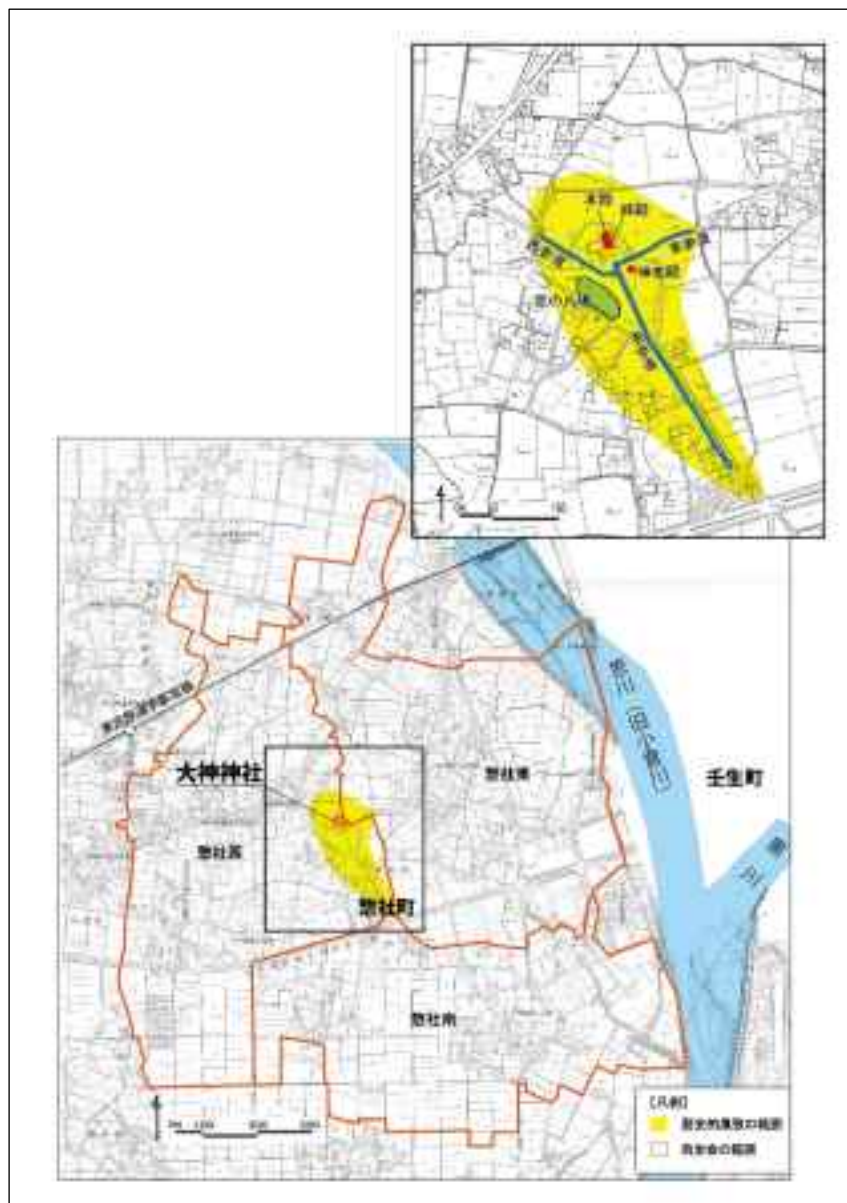


図 大神神社周辺の歴史的風致の範囲

第2章 栃木市の維持向上すべき歴史的風致

2) ^{おおさき}大前神社の祭礼を構成する建造物と活動

大前神社は、栃木市の南部にある^{ふじおか}藤岡地域の中部、^{あかま}赤麻地区に位置する。

赤麻地区は、米作を中心とした農村地帯であり、神社は集落脇の^{かんしゃめん}緩斜面に位置しており、隣接して小さな公園がある。

境内には前方後円墳である大前神社1号古墳をはじめ3基の古墳が所在し、古墳時代以来の重要な土地であったことを^{うかが}窺わせる。



写真 大前神社参道入口



図 大前神社と氏子（自治会）の範囲



図 大前神社周辺図

① 建造物

ア 大前神社

大前神社の主祭神は、於褒姍娜武知 命^{おほあなむちのみこと}である。

境内に建てられている神社沿革史碑によれば、創立時代は未詳^{みしやう}であるが、醍醐天皇^{だいご}勅撰^{ちやくせん}を蒙^{こうむ}り延喜5年(905)8月、式内社に列せられ延喜式内の称号を賜り、神名帳^{じんみやうちやう}に登載されたとあり、また、天慶2年(939)平将門^{たいらのまさかど}の乱の際、村中ことごとく兵火に焼かれ当社も焼失したが、まもなく再建された。その後、室町時代に再度の火災により荒廃^{こうはい}し、祭祀を廃すること数百年であった。元正19年(1591)、徳川家康入府^{とくがわいえやすにゆうふ}の際に再建され、元和8年(1622)に古河領になると、領主永井氏は社地五反歩、田四反七畝を寄進し、永井氏が佐倉に移封された後も武の神として近郷近在より崇敬されたとある。

明治3年(1870)には栃木県の管轄^{かんかつ}となり近郷の総鎮守^{ちんじゆ}とされて、明治5年(1872)11月に郷社^{ごうしゃ}となった。

現在の鎮座地^{ちんざ}は、明治12年(1879)4月に移転されたもので、旧社地跡は北方約400m離れた台地であった。また、旧社地跡の記念碑も土地改良によって、北方約100mの畑地に移されている。

社殿は、本殿が流造銅板葺^{ながれづくりどうばんぶき}、幣殿が破風造瓦葺^{はふづくりかわらぶき}、拝殿が神明造銅板葺^{しんめいづくり}であり、境内には神楽殿^{かぐら}、神輿庫^{みこしこ}を配している。また、常夜燈^{じやうやとう}には天保14年(1843)の奉納年が刻まれているとともに、鳥居には昭和9年(1934)建立と刻まれている。

第2章 栃木市の維持向上すべき歴史的風致

なお、大前神社は『延喜式』の神名帳によれば「おおさき」神社と称しているが、現在では、氏子の住む地名は「大前」^{おおまえ}となっており、神社もまた近郷においては「おおまえ」神社と呼ばれている。



写真 拝殿



写真 神輿庫



写真 鳥居
(「昭和九年建立」
と刻まれている)



写真 神楽殿（左奥は社務所）



写真 常夜燈（右）と鳥居



写真 常夜燈
(「天保十四年」
と刻まれている)

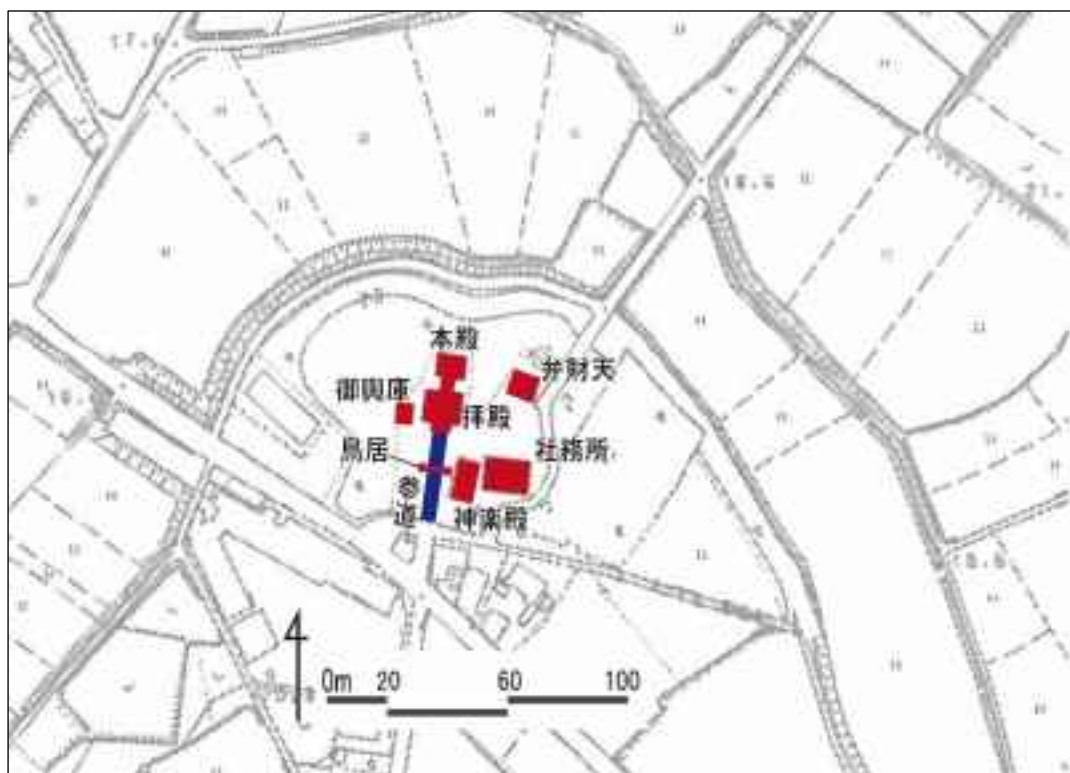


図 大前神社の配置図

② 活動

ア 天王様の神輿渡御

大前神社での天王様の神輿渡御は、7月24日に近い日曜日に、夏祭りとして行われている。

夏は疫病が流行る季節であり、人の身体が暑さによって最も弱る時期であることから、夏を迎えるにあたり、こうした災難から「ムラ」や人々を守ろうとする信仰行事が天王様の神輿のムラ廻りであり、大前神社の夏祭りにおいても江戸時代から天王様の神輿渡御が行われ始め、氏子の住む地区を廻っているという。

第二次世界大戦中は、余興中止の命により神社の祭礼も休止され、夏祭りも一時休止していたが、氏子の引継書によれば、昭和22年(1947)には再開させたという記録が残っている。

神輿渡御は、午前中に入魂式が執り行われ、午後2時から出発式を行い、神輿を氏子達が担ぎ、その後ろにお囃子の太鼓を乗せた山車と一緒に各自治会の立寄所を訪れながら地区を廻って行く。

午後6時頃に再び大前神社へと戻り、午後7時から還御式を行い、神輿が納庫され終了となる。

a) 入魂式

午前10時から行なわれる入魂式は、神輿渡御に向けて御霊に神輿へ移っていただく儀式である。

まず、参道から拝殿に向かうにあたり禊ぎ(手水)を行い、宮司、氏子総代をはじめとする関係者が拝殿の中へと入る。



写真 禊ぎ(手水)



写真 拝殿の中の様子

第2章 栃木市の維持向上すべき歴史的風致

その後、儀式（①修祓^{しゅばつ}・②宮司一拝^{み さま}・③御霊移し（本殿から神輿へ）・④献饌^{けんせん}・⑤祝詞奏^{のりと そう}上^{じょう}・⑥玉串拝礼^{たまぐしはいれい}・⑦撤饌^{てっせん}・⑧宮司一拝^{み さま}）が執り行われ、氏子の各戸に配付されるお札も祈^き禱^{とう}を受ける。そして、儀式終了後には、御神酒杯^{ご じんしゅはい}により乾杯を行い神輿渡御の安全を祈願する。



写真 御霊移し（御霊が入る）



写真 玉串拝礼



写真 祈禱を受けたお札



写真 乾杯の様子

b) 神輿渡御の準備

入魂式終了後、御霊が入った神輿は拝殿の前へと移動され、神輿渡御のための準備が始められる。

まず、主軸となる担ぎ棒が取付けられ、胴の部分にさらしが巻かれた後、担ぎ棒全体の取付けが行なわれる。



写真 主軸となる担ぎ棒の取付



写真 胴の部分へのさらし巻き



写真 担ぎ棒全体の取付の様子

次に、提灯や^{いがき}囀垣（神聖な領域にめぐらす垣）などが付けられ、最後に、飾り綱で神輿全体が飾付けられる。



写真 提灯や囀垣の取付



写真 飾り綱が付けられた神輿

c) 神輿渡御

午後2時から、出発式として氏子総代の挨拶があり、その後、担ぎ手は^{ごじんしゅはい}御神酒杯で清めを行い、氏子総代の^{ひょうしぎ}拍子木を叩く音を合図に、神輿の^も揉みが始まり神輿が出発する。



写真 氏子総代の挨拶



写真 御神酒杯での清め

第2章 栃木市の維持向上すべき歴史的風致



写真 氏子総代の拍子木を叩く音で出発



写真 神輿の揉み

通りに出ると渡御の順番（①さい銭箱持ち・②お祓い役・③神輿・④お囃子）となり、神社を後にする。



写真 神社を後にする様子



写真 お囃子の様子

一行は、まず年番自治会の立寄所に行き、その後、各地区を廻る。よって、年によって地区を廻る順番は異なる。



写真 立寄所で神輿を迎える様子

各自治会の立寄所では、一行が到着するとお祓い役の氏子役員が地区の氏子のお祓いを行い、神輿を迎え入れ、神輿は立寄所の前に配置される。そして、一行に対して飲食物が振舞われ、その間、お囃子の演奏が続けられている。



写真 立寄所に神輿が配置された様子



写真 立寄所で一行に飲食物が振舞われている様子



写真 神輿・お囃子が地区を廻っている様子



写真 立寄所でのお囃子の演奏

第2章 栃木市の維持向上すべき歴史的風致

神輿の担ぎ手は、以前は地元の青年団が担当していたが、現在では青年団がないために、氏子の有志と年番で調整しているという。

また、お囃子は天王様の神輿渡御が始まった当初から行われていたといわれており、現在は地元のおおき大崎囃子連が担当している。囃子連は休止していた時期もあったというが 45 年程前に再開し、現会員は 23 名で毎月第二土曜日に練習を行っているという。

お囃子の太鼓を乗せる山車は、25 年位前に万燈^{まんどう}神輿を模してつくったものであるという。

神輿は、4 自治会の立寄所を廻り、午後 6 時頃に神社へと戻る。



写真 神社へ戻った後の神輿揉みの様子

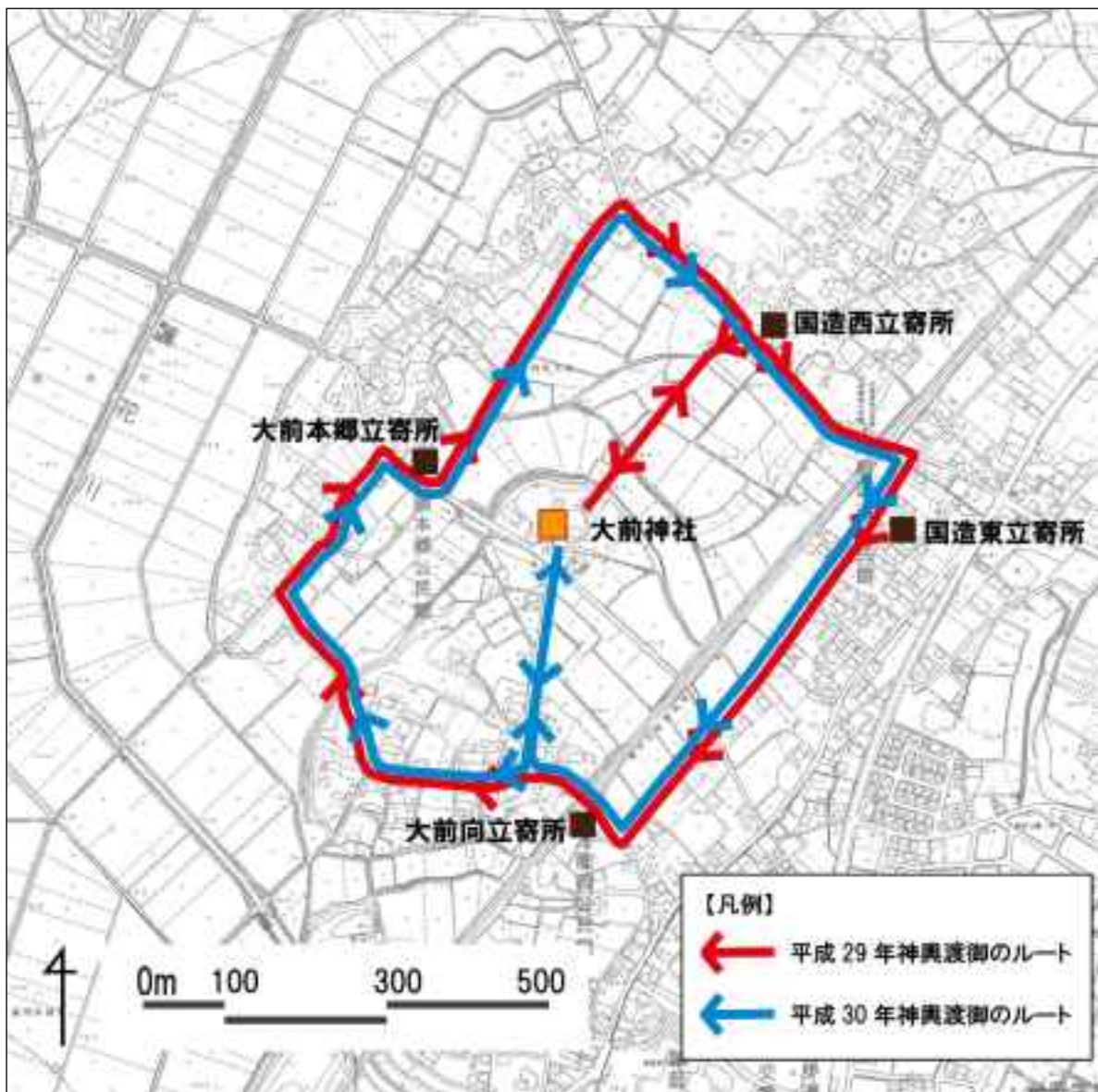


図 神輿渡御のルート図

d) 還御式

午後7時から還御式が行われる。還御式は、御霊に神輿から本殿に戻っていただく儀式である。

神輿渡御を行い各地区から神社に戻って来た神輿は、飾り綱・担ぎ棒・胴の部分のさらしが取外され、拝殿の前に配置される。



写真 飾り綱取外しの様子



写真 担ぎ棒取外しの様子



写真 さらし取外しの様子



写真 拝殿前の神輿

その後、儀式(①修祓・②宮司一拝・③御霊移し(神輿から本殿へ)・④献饌・⑤祝詞奏上・⑥玉串拝礼・⑦撤饌・⑧宮司一拝)が執り行われ、最後に御神酒杯により乾杯を行い、無事に神輿渡御を終えることができたことに感謝して式を終える。そして、神輿は再び神輿庫に納められ、全日程が終了する。



写真 修祓



写真 御霊移し(御霊が出る)



写真 祝詞奏上



写真 乾杯の様子

【^{おおさき}大前神社の祭礼にみる歴史的風致の範囲】

大前神社は、式内社として古い歴史と格式をもつ神社であり、現在は、^{ごうしゃ}郷社として地元住民が親しみをもっている。

氏子は、^{おおまえほんごう}大前本郷・^{こくぞう}国造の東と西・^{おおまえむかい}大前向の4つの自治会の住民達であり、祭礼の前日には、各戸から1名ずつが出て神社の掃除を行うとともに、1年交代での祭りの当番となった自治会では、^{くもつ}お供物や祭事に使用する^{さかき}榊や^{みそ}拝殿に入る前の^{うやま}禊ぎの際の足場におく杉の葉を準備するなど、神社を敬^{うやま}う氏子達によって、夏祭りをはじめとした様々な祭礼・行事が継承されてきた。

このように、氏子達の活動は、大前神社と一体となって地区住民の範囲に及んでおり、この範囲に歴史的風致が形成されている。



図 大前神社周辺の歴史的風致の範囲

3) 村檜神社の祭礼を構成する建造物と活動

村檜神社は岩舟地域にあり、栃木市の最西部に位置し、西側は佐野市に隣接しており、神社の周辺は農村地区で田畑が広がっている。

社殿は山の中腹にあり、昔はなだらかな斜面から長い参道が続いていたが、現在は、道路（市道 2068 号線）ができ、参道は神社に続く石段の終わるところからになり、この道路が参詣ルートとなっている。

また、隣には大慈寺が建っている。この大慈寺は、慈覚大師円仁（延暦 13 年～貞観 6 年（794～864））が 9 歳から比叡山に登った 15 歳まで修行した寺である。



写真 村檜神社旧参道鳥居からの風景
(中央道路突き当りに神社は位置する)

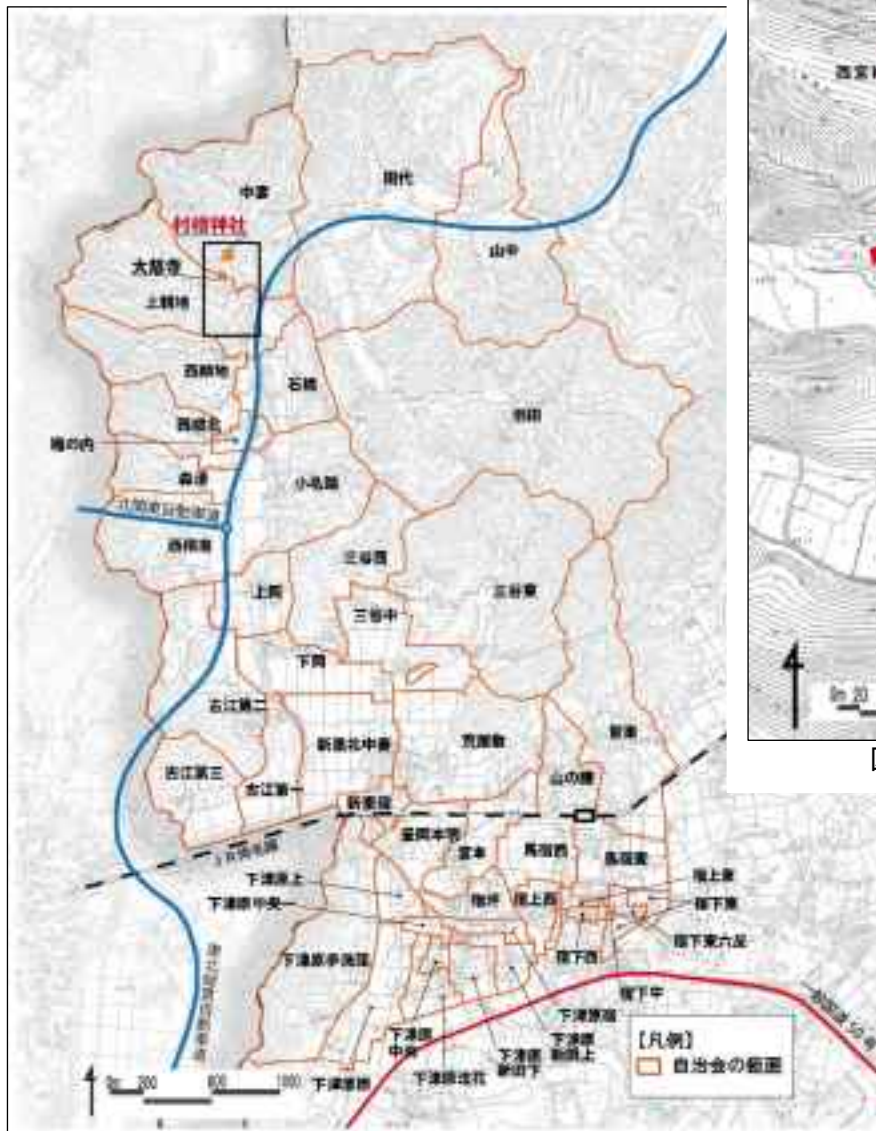


図 村檜神社と氏子（自治会）の範囲



図 村檜神社周辺図

第2章 栃木市の維持向上すべき歴史的風致

① 建造物

ア 村檜神社

村檜神社の主祭神は^{ほん だ わけのみこと}譽田別 命 である。

^{こうとく}孝徳天皇の大化2年（646）9月29日の創建と伝えられる。^{くま の}熊野大神・^{おおやまのくいのみこと}大山咋 命 の二柱を祀り、^{まつ さ の しょう お の であら}佐野 庄 小野寺十郷の^{ちんじゅ}総鎮守として^{すうけい}崇敬され、大同2年（807）に^{みながわむら お の ぐち}皆川村小野口の八幡宮を^{ごうし}合祀して主祭神と仰いだ。

また、^{せい わ}清和天皇の御代（在位期間：858～876）、^{み よ}皆川村八幡沢に八幡大神を^{かんじょう}勧請したが、この地が^{ふ じょう}不浄のため^{こうこう}光孝天皇の御代（在位期間：884～887）に^{ちよく}勅して今の地に合祀し、陰暦8月15日を以て大祭日と定めた。

本殿は、天文22年（1553）の室町後期の建物で、^{ほ りょうしゅ}小野寺保領主・^{からさわやま}唐沢山城主・^{あしかがよしもち}足利義持等がその造営にあたったといわれており、^{さんげんしゃかす が づくり}三間社春日造、屋根は^{ひ わだぶき}檜皮葺で明治41年（1908）に国の特別保護建造物に指定され、昭和25年（1950）の文化財保護法制定に伴い国の重要文化財の指定を受けている。また、^{は、み わりかわらぶき}拝殿は破風割瓦葺である。

社殿（本殿・幣殿・拝殿）は、数十段階を昇った山腹にあり、そこには^{しんもん}神門・^{かぐら}神楽殿を配しているとともに、^{せつしや}摂社西宮神社を^{ほうさい}奉斎している。



写真 本殿（側面）



写真 拝殿（正面）



写真 社殿への階段



写真 神楽殿

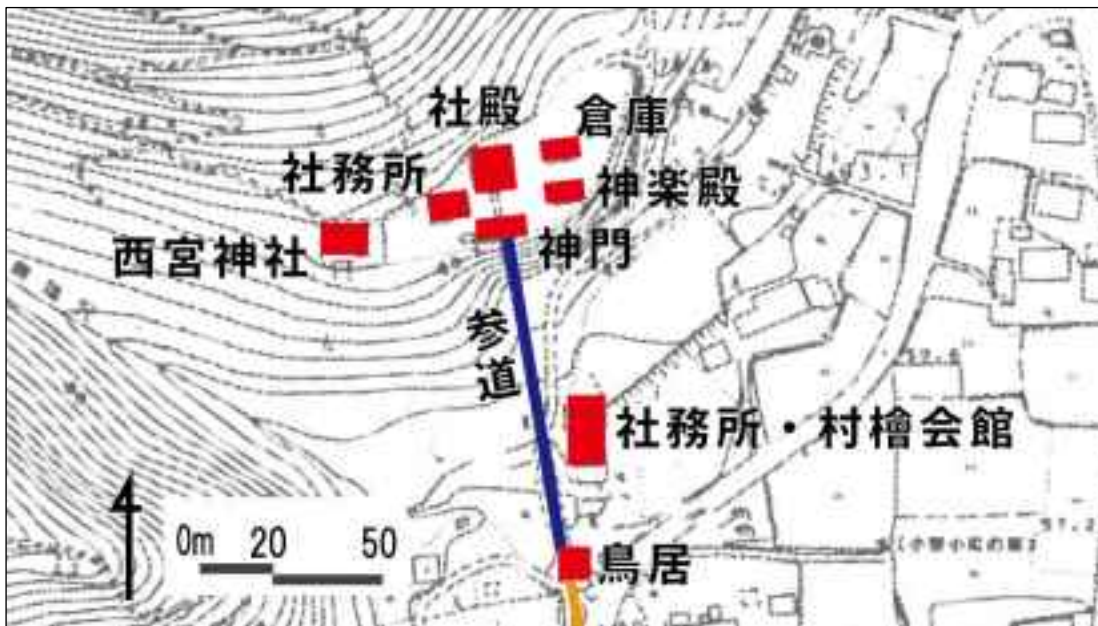


図 村檜神社の配置図

② 活動

ア 例大祭

村檜神社では、毎年、春祭・秋祭とは別に主祭神を勧請^{かんじょう}した日である10月17日に例大祭を行っており、この例大祭だけは第二次世界大戦中であっても休止することはなかったという。信仰の厚い神社の氏子達にとって例大祭は、それだけ重要な祭礼であるといえる。

氏子は、岩舟地域の旧小野寺村であった10郷の住民であり、神社の祭礼は各自治会の代表が役員となって運営にあたり、例大祭の日には鳥居に旗を立てられ、地域に祭を知らせている。

例大祭は、参道から神職^{しんしよく}が社殿前に入場し、修祓^{しゅばつ}、号鼓^{ごうこ}に始まり一連の儀式が執り行われ、号鼓で祭典が終了し、その後太々神楽^{たいたいかぐら}が奉納される。

旧岩舟町の昭和42年（1967）11月号の広報の表紙には、神楽の写真が取上げられ、例大祭の際に奉納されたとの記述がある。

a) 神職入場

神職は鳥居の前に整列し、参道となる神門へとつながる数十段の階段を登り、社殿前へと入場する。



写真 神職が整列し参道へ向かう様子



写真 神職が参道の階段を登る様子

b) 儀式

○ 修祓^{しゅばつ}

祭典に先立ち祭場・祭具をはじめ参列者・神職もお祓いを受け、心身の罪やけがれを祓い清める。

お祓いを受けている間は、頭を下げた姿勢のままであり、すべてのお祓い終了後、一同着席する。



写真 修祓

○ 号鼓^{ごうこ}

祭典が始まる合図として太鼓を鳴らす。太鼓の音により、参列者の心を鎮め、正すことができるという。

また、太鼓の音は、神社のある山の麓まで鳴り響き周辺の氏子に祭典の始まりを告げるという。



写真 号鼓

○ 宮司一拝^{ぐうじ}

祭典を始める挨拶。参列者も起立し、宮司に合わせて一拝する。



写真 宮司一拝

○ 開扉^{かいひ}

本殿の中にいらっしゃる神様を、祭壇へとお迎えするために御扉を開く。大祭でのみ開かれる。参列者は、起立し少し頭を下げた状態のままでいる。



写真 開扉

○ 降神^{こうしん}

宮司・神職が神様を祭壇にお迎えする。参列者は、起立したまま少し頭を下げた状態でおり、神職の指示で着席する。



写真 降神

○ 献饌^{けんせん}

神職が神様にお供え物^{そなえ}を捧^{ささ}げる。参列者は、着席したまま静かに待っている。



写真 献饌

○ 祝詞奏上^{のりとそうじょう}

宮司が神様に祈りの詞^{ことば}を捧げる。参列者は、起立し少し頭を下げた状態でおり、奏上終了後、着席する。



写真 祝詞奏上

○ 幣を献ず^{へいけんず}

神様に幣を献上する。参列者は、着席したまま静かに待っている。



写真 幣を献ず

○ 祭詞奏上^{さいしそくじょう}

宮司が祭主の立場として、神様に詞^{ことば}を捧げる。参列者は、起立し少し頭を下げた状態でおり、奏上終了後、着席する。



写真 祭詞奏上

○ 玉串拝礼^{たまぐしはいれい}

玉串を神様に奉^{たてまつ}り拝礼をする。神職・宮司の後、参列者は神職から玉串を受け取り、神前に進み玉串を奉納し拝礼する。玉串は榊^{さかき}の小枝^しに紙垂^{しで}（祭事の際等に使う特殊な断ち方をして折った白紙）や麻を付けたもので、神と人との間に立って、神意を通じるものといわれている。



写真 玉串拝礼

第2章 栃木市の維持向上すべき歴史的風致

○ 撤饌^{てっせん}

神様に捧げていたお供え物をお下げする。参列者は、着席したまま静かに見守る。



写真 撤饌

○ 昇神^{しょうしん}

神様に本殿の中にお戻りいただく。参列者は、起立して少し頭を下げた状態でおり、神職の指示で直る。



写真 昇神

○ 閉扉^{へいひ}

神様が本殿の中に戻られたので、御扉を閉じる。参列者は、起立し少し頭を下げた状態のままでいる。



写真 閉扉

○ 宮司一拝

祭典を終える挨拶。参列者も起立したまま宮司に合わせて一拝し、その後、神職の指示で着席する。



写真 宮司一拝

○ 号鼓^{ごうこ}

祭典の終了を告げる合図として太鼓を鳴らす。太鼓の音により、参列者の心を鎮め、祭典は終了となる。

太鼓の音は、神社のある山の麓^{ふもと}まで鳴り響き、周辺の氏子に祭典の終了を告げる。



写真 号鼓

イ 依田流太々神楽

村檜神社の神楽は、伊勢神楽の菅田流の流れを汲む依田流太々神楽で、舞い方は四方四舞であり、毎年、10月17日の例大祭と元旦祭に奉納されている。

起源は平安時代といわれており、太々神楽講社が結成されたのは安永2年（1773）9月であり、時の大宮司寺内式部太夫昌俊が組織化したという。

以前より奉納していたものを講社に組織化し代々社家が奉納していたが、明治時代には氏子に伝承されたという。氏子による保存会は、現在8名で活動している。

なお、当社の神楽については、明治36年（1903）4月20日発行の『下野神社沿革誌』の村檜神社の覧に太々神楽の記載があるとともに、旧岩舟町の昭和42年（1967）11月号の広報の表紙にも神楽の写真が取上げられている。



写真 昭和42年（1967）11月号 広報「いわふね」（表紙）

【十一座の演目】

第一座	幣舞
第二座	おきな 翁の舞
第三座	いなり 稲荷の舞（狐の舞）
第四座	さる た ひこ 猿田彦の舞（赤い天狗の面を付ける）
第五座	あめの こ や ね 天 児屋根の舞
第六座	う ず め 宇受売の舞
第七座	た じ から お 手力男の舞
第八座	あまてらすおおかみ 天 照 大神の舞
第九座	ひ ふ き お と こ 火吹男の舞（俗称「ひよっとこ」）
第十座	だいこく 大黒の舞
第十一座	え び す 恵比寿の舞



写真 神楽「稲荷の舞」



写真 神楽「猿田彦の舞」



写真 神楽「恵比寿の舞」

【村檜神社の例大祭にみる歴史的風致の範囲】

村檜神社は、地域の総鎮守でもあったことから、今もなお多くの人々の崇敬を集めている。
氏子は、岩舟地域の旧小野寺村であった 10 郷の住民であり、神社の祭礼は各自治会の代表が役員となって運営にあたっており、神事の際のお供物や餅、赤飯などの準備、例大祭前の境内の清掃などを行っている。

例大祭では、鳥居に祭旗が立てられ、地域に祭を知らせるとともに、静かな山腹の中に号鼓の太鼓の音が鳴り響き、厳かな儀式に心身が清められる思いがする。また、その後上演される神楽では、心地よい音色が境内をはじめ、神社の周辺に響き渡る。

氏子や神楽保存会の活動によって、例大祭をはじめとした様々な祭礼・行事や、その舞台となる歴史的建造物が古くから継承されてきており、村檜神社を中心として氏子の営みが一体となって歴史的風致が形成されている。



写真 例大祭の際の旧参道鳥居からの様子

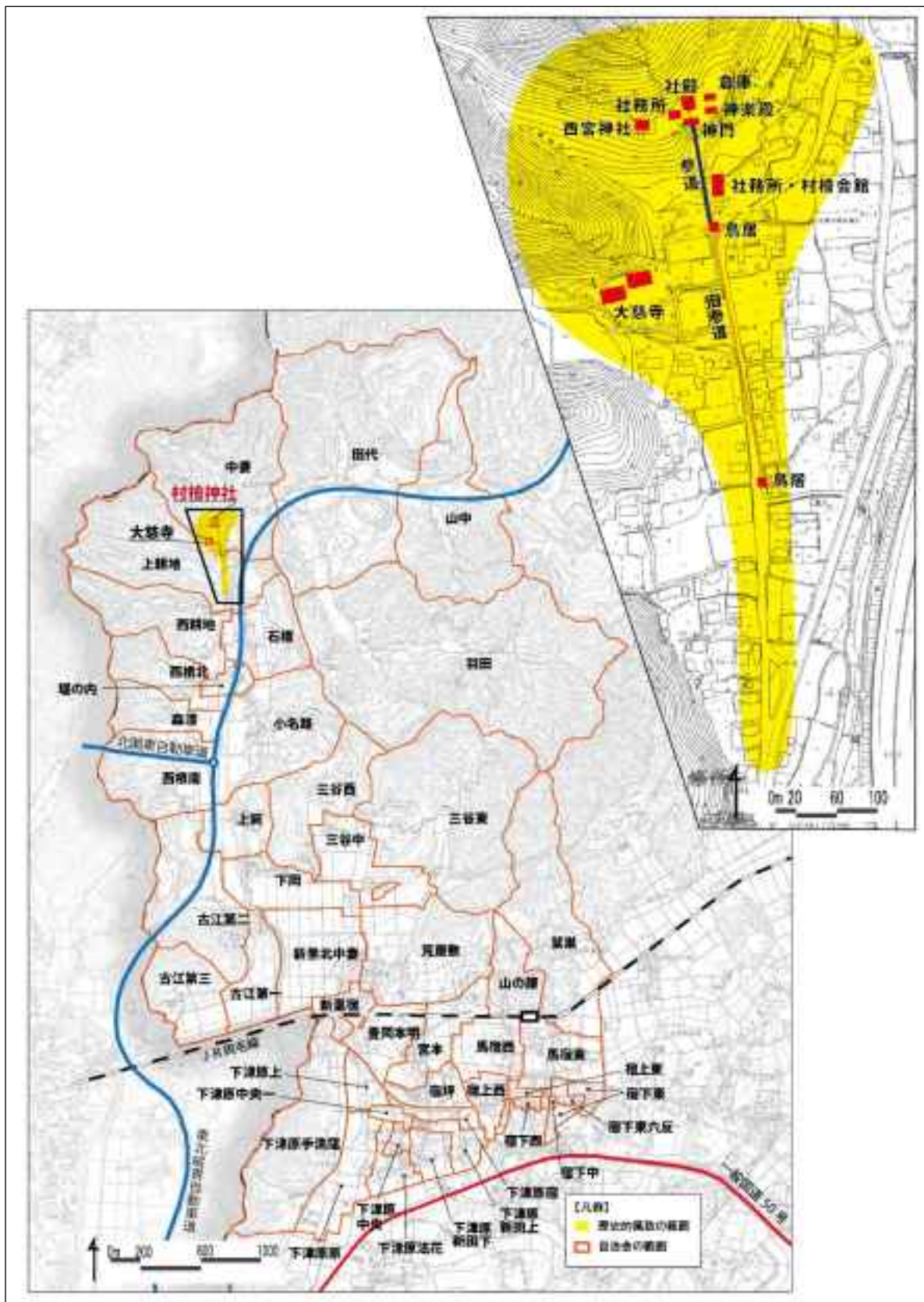


図 村檜神社周辺の歴史的風致の範囲

おわりに

惣社そうじゃでもある大神神社おおみわでは、神様から命をいただき、その命が成長していく、それをことほぐ祭である「御銚祭」おほこが3日間に渡って執り行われ、氏子達によって「太々神楽」だいだいかぐらが奉納される。

大前神社では、災難からムラや人々を守ろうとする信仰行事である「天王様の神輿渡御」てんのう みこし とぎょが執り行われ、真夏に氏子が神輿を担ぎ地域全体を廻る。

村檜神社では、現在でも平日・休日に関わらず毎年、主祭神を勧請かんじょうした日である10月17日に盛大に例大祭が執り行われ、氏子達によって「太々神楽」が奉納される。

また、大前神社では、現在、神楽保存会の後継者がいなく活動を休止しているが、春の例祭には、近隣から同じ流派の保存会に来てもらい「太々神楽」が奉納されている。

このように、市内の下野国式内社しもつけのくにしきないしゃである3社の氏子は、歴史ある古社を崇敬し、先人達すうけいの思いを受け継ぎ、その地を舞台とした祭礼・行事は脈々と継承されており、神社と氏子の営みが一体となって歴史的風致が広がっている。



図 式内社における祭礼にみる歴史的風致の広がり

～コラム～

国府跡に建つ「宮野辺神社」

下野国府跡の正殿跡が宮野辺神社の境内になっている。

寛喜2年(1230)、小山朝政の讓状には「宮目社」とある。宮目神社は、武蔵国国府跡(現：東京都府中市)をはじめ、各地の国府遺跡に存在する。天皇の地方官として派遣されてきた国司に対する地方人民の畏敬の念を示すもので、国府が他に移るか、その機能を停止して間もなく、その正庁跡に「ミヤノメ」神社が祀られている。

主祭神は、大物主命・大山祇命であり、大神神社では崇神天皇(紀元前97年～33年)の長子である豊城入彦命が勅命を受けて東国治定の時(紀元前50年)、室の八嶋に奉斎したが、命は宮野辺神社の地に上陸し、御滞在後に室の八嶋に向かったと伝えられている。

文治・建久年間(1185～1199)、鎌倉幕府の成立などにより国府もいつの間にか廃絶され、それとともに当社も衰微した。その後、戦国の世となり、度重なる兵火で焼失したこともあったが、住民の厚い信仰に支えられ、増改築が繰り返された。

神社では、11月23日に例祭が行われ、神饌物(大根・人参・芋類・枝つきの豆・魚)をワラヅト(わらを束ね、中へ物を包むようにしたもの)に入れて真竹に結び付け、摂社、末社の七社にお供えする。また、以前は儀式が終わると直会として、蒸した玄米に生の大豆・麦・大根・鯖の生身をきざみ、酒少々と生姜の薄切りを混ぜた神饌を一箸ずつ食べ、神酒をいただいていたというが、現在は、直会の際の料理は作っていないという。

宮野辺神社の祭儀習俗は、昭和59年(1984)に市指定無形の民俗文化財となっている。



写真 宮野辺神社拝殿

～コラム～

慈覚大師円仁が修行した寺「大慈寺」

大慈寺は岩舟町小野寺にある寺院で、村檜神社西側の丘陵裾に位置する。

境内には、県指定文化財の建造物として相輪櫓、美術工芸品では銅製華鬘や銅製聖観音菩薩坐像、市指定文化財の建造物として慈覚大師堂がある。

天平9年(737)、行基により建立されたと伝えられており、寺周囲では「大慈寺」の刻印がある古代瓦も採集されている。

唐から渡航した僧鑑真の弟子道忠は、下野大慈院(大慈寺)を拠点として布教活動を行っており、道忠の弟子に第二代天台座主となる円澄や広智がいた。広智の弟子が円仁で、弟子には第四代座主の安慧もあり、大慈寺にいた道忠の師弟関係からは天台座主が幾人も輩出され、道忠系天台教団として初期天台宗の重要な役割を果たした一派と捉えられている。

円仁は、大同3年(808)に比叡山に赴くまで本寺で修業しており、弘仁8年(817)、天台宗を開いた最澄は円仁を連れ東国巡行を行い、その際に大慈寺を訪れている。

また、弘安2年(1279)、時宗の一遍が東国巡見の折に最澄の足跡をたどって小野寺周辺を訪れた様子が、一部国宝である『一遍聖絵 第5巻』(正安元年(1299))にも描かれている。

大慈寺は、仏教史上、平安の新仏教である天台宗の成立に深く関わる寺院であり、当時の新技術であった須恵器、瓦、製鉄等の技術と知識階層の僧侶との関連性や社会構造を解明する上でも重要である。



写真 慈覚大師堂
(中には、慈覚大師像が祀られている)

3 神社の祭礼における民俗芸能にみる歴史的風致

はじめに

栃木市は、律令時代（7世紀半ばから10世紀頃まで）には下野国^{しもつけのくに}の国府^{こくふ}が置かれたことにより政治の中心となり、それに伴い寺社も整備されていった。

それに呼応するように、日光を開山したことで知られる勝道上人^{しょうどうしやうにん}（天平7年～弘仁8年（735～817））は、幼少期を過ごした城山の地（現在の都賀地域^{つが}木^き）である出井山^{いでいさん}（現：観音山^{かんのん}）に華嚴寺を延暦8年（789）に建立^{こんりゅう}し、その後、華嚴寺は明治初期まで隆盛^{りゅうせい}を極めた。

また、慈覚大師円仁^{じかくだいしえんにん}（延暦13年～貞観6年（794～864））は、岩舟地域^{いわふね}下津原^{しもつばら}で生まれたといわれ、9歳のときから15歳の比叡山^{ひえいざん}に登るときまで、この地の平安新仏教である天台宗^{ふきやう}の布教活動拠点でもあった大慈寺^{だいじ}で修行をしており、この寺は今でも地域住民の信仰を集める寺院となっている。

このような背景もあり、栃木市の各地域では神仏が重んじられ、今も多くの寺社が現存しており、歴史と伝統を重んじる地域性の中で地元住民によって祭礼が執り行われ、民俗芸能の継承や育成が図られてきた。

大平地域の横堀^{おおひら}では「太々神楽^{よこぼり}」が、都賀地域の木^{だいだいかぐら}では「獅子舞^{ししまい}」・「杖術^{じょうじゆつ}」、升塚と上新田^{ますづか}では「獅子舞^{かみしん}」、鷺宮^{おおひら}では「太々神楽^{よこぼり}」が、西方地域の本城^{にししかた}では「太々神楽^{ほんじやう}」が郷土の芸能として、今もなお地元の住民達によって大切に受け継がれている。

表 神社の祭礼における民俗芸能にみる歴史的風致の一覧

地域	地区	建造物	活動
大平	横堀	・横堀春日神社 ^{かすが}	・横堀太々神楽
都賀	木	・木八幡宮	・小天狗流杖術 ^{こてんぐ} ・関白流獅子舞 ^{かんぱく}
	升塚	・升塚愛宕神社 ^{あたご}	・升塚文挟小流獅子舞 ^{ふばさみこ}
	上新田	・上新田猿田彦神社 ^{さるたひこ}	・上新田文挟流獅子舞
	鷺宮	・鷺宮神社	・依田流鷺宮太々神楽 ^{よだ}
西方	本城	・近津神社 ^{ちかつ}	・大沢田太々神楽 ^{おおさわだ}



図 神社の祭礼における民俗芸能にみる歴史的風致の神社の位置

1) 横堀春日神社の横堀太々神楽を構成する建造物と活動

横堀地区は、市の中央東部で大平地域の北端に位置し、栃木地域と接する田園地帯である。地区にある横堀春日神社のすぐ東には巴波川が流れしており、江戸時代から明治時代にかけては、栃木と江戸との間で物資を運ぶ舟が川を行き交っていた。

江戸から川を上ってきた船頭たちは、横堀春日神社を栃木到着の目印にしていたといわれており、今に伝わる栃木河岸船頭唄の歌詞にも登場する。



写真 横堀春日神社周辺
(左奥の樹木に覆われている部分が神社)



写真 巴波川の堤防
(奥が堤防)



図 横堀春日神社と氏子(自治会)の範囲

第2章 栃木市の維持向上すべき歴史的風致

① 建造物

横堀春日神社の主祭神は、天児屋根命である。

承応元年（1652）大森信濃守藤原頼直が將軍徳川家綱の身上安泰を祈願して、大和国三笠山より勧請したものとされ、徳川家の安泰も願って祈祷を行い、その祈祷札を將軍のお手元に納めたことから將軍家の崇敬が篤く、三つ葉葵の紋章の使用を許されたと伝えられる。

藤原頼直は、慶安3年（1650）に家綱の傳役となり、家綱は翌年の慶安4年（1651）に第四代將軍となる。しかし、その翌年の承応元年（1652）には、將軍家綱の母である高島御前（お楽の方）が亡くなり、頼直は高島御前の誕生の地（下野国都賀郡高島村：現栃木市大平地域高島地区）の近くである横堀地区で家綱の身上安泰を祈願したといわれている。

この地区に住む頼直の子孫である大森家に残る古文書によれば、寛文5年（1665）12月には松長山久遠院大森寺を開山（参道の二の鳥居の柱には「寛文五年」との刻印がみられるが、後に、神仏分離政策による廃仏棄釈で廃寺となる）、寛文6年（1666）8月には春日宮建立のため横堀村の新田50石を寄進したとある。

大正2年（1913）には近隣の神社を合祀し神饌幣帛料供進指定村社となった。

境内には、権現 檜皮葺の本殿、方形造瓦葺の幣殿・拝殿の他、神楽殿・社務所などがある。明治35年（1902）暴風害により拝殿と神楽殿が大破したため修築を行い、さらに昭和31年（1956）と平成5年（1993）には幣殿と拝殿を修復した。拝殿には、昭和31年（1956）の修復記念として奉納額が掲げられているとともに、神社にはその際の記録が残っている。

また、平成5年（1993）に社務所の建設、平成12年（2000）に神楽殿の改修を行っている。

本殿の建築年は不明であるが、明治36年（1903）



写真 三つ葉葵の紋章



写真 春日神社拝殿



写真 参道の二の鳥居



写真 二の鳥居の柱に「寛文五年」と刻まれている



写真 神楽殿



写真 拝殿に掲げられている修復記念奉納額

4月20日発行の『下野神社沿革誌』に「本殿一間四方」との記載がある。

② 活動

横堀春日神社では、毎年、4月10日と10月9日に例大祭が開催され、横堀太々神楽が奉納されている

横堀春日神社の氏子は、横堀自治会の住民であり、自治会を5つに分けて例大祭等の年番に当たっており、役員・年番等は例大祭前には、神社・境内の清掃を行い、神事のお供物や神楽の際の撒き物の準備、直会の支度などを行うとともに、当日、参道入口への祭旗の設置などを行い地域住民に例大祭を知らせる。

例大祭は、午前10時から氏子役員達が拝殿に入り、玉串拝礼などの神事を行った後、午前11時から神楽の奉納が始まる。

神楽は、伊勢国（現在の三重県）から伝わったものといわれている与田流（依田流）であり、式射・幣舞（祭主の舞）・翁の舞・春日の舞・猿田彦の舞（天狗の舞）・岩戸開きの舞・恵比須（事代主 命）の舞と火吹の舞・稲荷の舞・大国主 命 の舞（大国舞）・八幡の舞・山の神舞の十一座の演目が上演される。

また、囃子の道具としては、大太鼓、大拍子、笛が使用されている。

神楽の由来は定かではないが、江戸時代から奉納されてきたといわれており、面には大正11年(1922)と墨書きされているものや、拝殿には昭和8年(1933)春に奉納された際の記念額が掲げられている。



写真 参道入口に祭旗を設置する様子



写真 神事の様子



写真 太々神楽（岩戸開きの舞）



写真 大正11年(1922)の墨書きがある神楽面



写真 昭和8年(1933)に奉納された際の記念額

第2章 栃木市の維持向上すべき歴史的風致

また、第二次世界大戦中は、余興中止の命により神楽奉納も休止されていたというが、昭和27年(1952)と墨書きされている衣装があることから、その年には再開されていたといえる。

神楽は、神職^{しんしよく}と数人の氏子によって奉納されてきていたが、昭和50年(1975)頃、神社周辺の草刈り後の宴^{うたげ}の際に、氏子の若者から神楽を演じてみたいとの話が持ち上がり、昭和52年(1977)に15名で保存会を設立し、現在では、20名の会員で活動している。

なお、横堀太々神楽は、昭和56年(1981)10月に旧大平町^{おおひらまち}において町指定の無形の民俗文化財となっている。



写真 昭和27年(1952)の
墨書きがある衣装

まとめ

例大祭前には、神楽^{かぐら}保存会が社務所や神楽殿で練習を始め、笛や太鼓の音色が神社周辺に鳴り響き、祭が近づいているのを感じるという。

横堀春日神社の例大祭は、現在でも平日・休日に関わらず毎年、4月10日と10月9日に執り行われ、氏子達によって「太々神楽」が奉納されており、歴史ある神社を崇敬し、神社と氏子の営みが一体となって歴史的風致が形成されている。

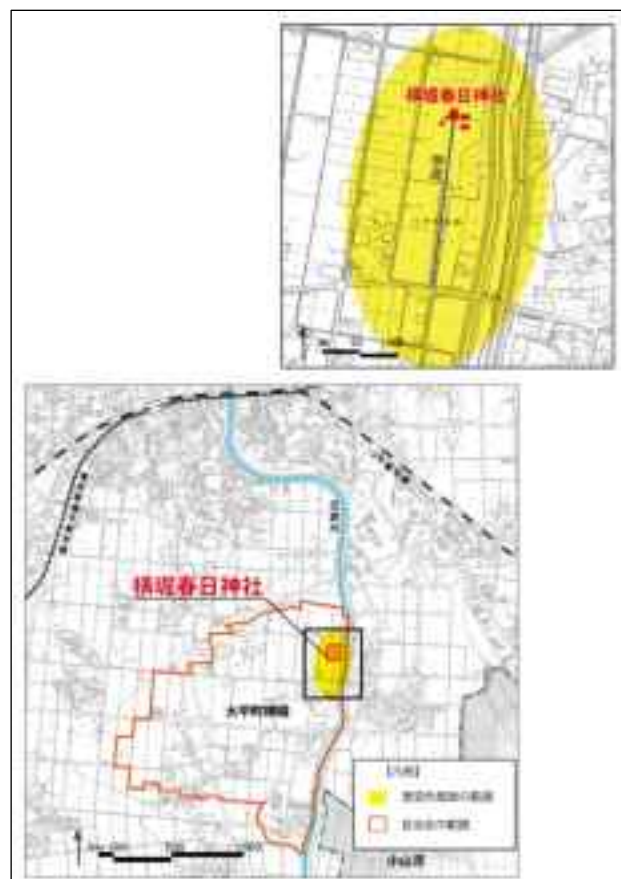


図 横堀春日神社周辺の歴史的風致の範囲

2) 木八幡宮の杖術・獅子舞を構成する建造物と活動

木地区は、市の北部にある都賀地域の西部に位置し、地区の中心を赤津川が流れている田園地帯である。

木八幡宮は、勝道上人が建立した華嚴寺のあった出井山（現：観音山）の東麓にある木八幡の丘上に鎮座しており、華嚴寺があった明治初期までの八幡宮への参道は、そのまま華嚴寺への参道とも繋がっていた。



写真 木八幡宮周辺



図 出井山華嚴寺全景嘉永年間（1848～1854）還元絵図

社殿は、参道入口の鳥居から西に数百メートル向かった先にあり、神社入口の朱色の鳥居をくぐり 20 段ほど階段を登ったところにある。



写真 参道入口



写真 参道からの木八幡宮



図 木八幡宮と氏子(自治会)の範囲

① 建造物

木八幡宮の主祭神は菅田別命^{き はちまんぐう}であり、境内の八幡宮再建記念碑には、「白鳳時代、豊前宇佐八幡宮より遷座^{ほん だ わけのみこと}したとある。遷座の地は字小馬場であったが、延暦8年(789)頃、華嚴寺の建立^{ぶぜんう さ}に併せて現在の地に移ったという。

また、慶安元年(1648)には、徳川家より、社領60石と社内別当内を除地^{とくがわ}(年貢免除の土地)された。本殿に武甕槌命^{しやりょう}を配祀し、玉垂神社、八坂神社、枉津神社を境内地に奉斎^{ごく}している。

平成3年(1991)に本殿・拝殿が不審火により焼失するが、平成8年(1996)に、春日造茅葺の本殿と入母屋造瓦葺の拝殿が再建された。

その他、境内には、例祭の際に杖術・獅子舞^{じょうじゅつ}を奉納する土俵^{し し まい}があるとともに、焼失を免れた祭旗を立てる石柱^{まつりぼた}があり、そこには、大正13年(1924)建立と刻まれている。



写真 木八幡宮拝殿



写真 祭旗を立てる石柱

② 活動

木八幡宮^{きはちまんぐう}では、10月15日に近い日曜日に秋の例祭が開催され、小天狗流杖術^{こてんぐりゅうじょうじゅつ}と関白流獅子舞^{かんぱくりゅう}が奉納される。以前は、毎年奉納されていたが現在は隔年となっている。

木八幡宮の氏子は、木の東・西・北の各自治会の住民であり、神社の祭礼はこの3つの自治会の年番で担当しており、神事のお供物^{くもつ}や役員などに振舞われる直会^{なお}の際のお赤飯や煮物などの準備、例祭前の神社・境内の清掃などを行っている。

また、例祭の際には参道^{まつりばた}に祭旗^{まつり}を掲げるとともに、杖術や獅子舞を上演する土俵には、足が痛くないように「おがくず」などを入れて固めており、祭礼は、多くの氏子の尽力によって開催されている。

例祭では、午前10時から氏子役員達が拝殿に入り玉串拝礼^{たまぐしはいれい}などの神事を行い、神様に杖術の棒や獅子頭^{がしら}を奉納し、その後、境内において氏子の各自治会（木の東・西・北）単位で直会が行われているなか、土俵において杖術・獅子舞が上演される。



写真 参道に掲げられた祭旗



写真 神事の様子



写真 奉納された杖術の棒



写真 奉納された獅子頭

上演させる場所となる土俵のまわりには、四方^{しめ}がされ、正面には神の依代^{よりしろ}として幣束^{へいそく}が3本差されている。

杖術は、地元の人々によって長い間伝承されてきた小天狗流を名乗るもので、獅子舞の露払い^{はら}的な役割があり、一般の獅子舞に付属している杖術（棒）では、獅子舞の前に少しだけ上演されて終了することが多い。

第2章 栃木市の維持向上すべき歴史的風致

しかし、ここ八幡宮の杖術は、土俵上で 24 の杖術の型（振棒^{ふりぼう}による入場・飛太刀^{ひだち}・入杖^{いりつえ}・天狗戻し^{てんぐもど}・山かけ^{やまかけ}・四張^{よつぱり}・算盤^{そろばん}・一足引^{いっそくびき}・水引^{みずひき}・転杖^{ころびつえ}・提げ^さ・笠の下^{かさのした}・小手上げ^{こてあ}・松明^{たいまつ}・端詰^{はしづめ}・詰返し^{つめがえ}・片かすみ^{かた}・両かすみ^{りょう}・すねくだき^{こしぐるま}・腰車^{こしぐるま}・腰車くずし^{こしぐるま}・五所車^{ごしよぐるま}・太刀棒合^{たちぼうあい}・棒合）裏表 48 を演じるところに特色がある。

木地区では、この杖術を「ツエ」と呼び、棒と棒・棒と太刀の渡り合いの演技は、古武術の一つである杖術が農民の間に自衛の武術として伝わり、その型が芸能化したものといわれている。

まず、杖術演武は、振棒にはじまり、羽織袴^{はおりはかま}姿の長老を先頭にして白衣着袴姿^{はくいき}で棒を持った杖術保存会員、地元の子供も達が続き、参道を演武しながら神社正面の朱色の鳥居をくぐり、階段を登って神社の境内へ入る。

次に、土俵上において、順に「飛太刀」、「入杖」、「天狗戻し」などの演技が披露されるが、演技は「エン、ヒィヤー」などの掛け声とともに相手に飛びかかっていく。

そして、いくつか演技が披露された後に、獅子舞が上演され、その後、残りの杖術が上演される。

獅子舞は、関白流獅子舞で一人立三匹獅子（雄獅子^{おし}・雌獅子^{めし}・中獅子）舞である。

上演演目としては、入場の舞・新練の舞^{しんねり}・昔練の舞^{むかしねり}・繁栄の舞が演じられた後、獅子唄（獅子唄には、人の庭（家の庭）・鳥居前（鳥居の前）・神の庭（神社の本殿前）・寺の前（寺の境内）等についての歌詞がある）が入り、その後、大立廻り・平庭の舞^{ひらにわ}・入れ違いの舞^{まちがひ}・蒔き寄せの舞・喜びの舞・小立廻り・退場の舞が上演される。

この獅子舞で使用する楽器は笛とササラであるが、ササラは古俗を残す獅子舞にはよく使われるものである。

なお、楽器の演奏者である日・月・桜花という役柄の囃子方^{はやし}は花籠^{はなかご}（金色の日像・銀色の月像・桜花）を頭上に乗せ、日・月がササラ、桜花 2 人が獅子笛を吹



写真 上演される土俵



写真 参道からの振棒による入場



写真 掛け声とともに飛びかかる演技



写真 一人立三匹獅子



写真 楽器演奏の様子
（右から日・月・桜花（2人）の順）

き、舞の途中でその中の一人が獅子唄を歌う。

杖術及び獅子舞の由来は、判然^{はんぜん}としないが、寛永13年（1636）日光東照宮^{にっこうとうしょうぐう}に、この地の農民が獅子舞と杖術を奉納したことが地元の古文書に残っていると同時に、獅子頭に元禄11年（1698）7月の墨書きがあり、元禄時代より華厳寺^{けごんじ}に属するもので、大栗忠兵衛^{おおぐりちゅうべえ}がこの獅子舞を中心となって始めたという言い伝えがあることから、江戸期からの伝承でかなり古俗を残すものといえる。



写真 獅子頭の墨書き

その後、第二次世界大戦中は、余興中止の命により神社の祭礼も休止されていたが、戦後まもなく再開され昭和44年（1969）4月には、旧都賀町^{つがまち}において小天狗流杖術及び関白流獅子舞は、町指定の無形の民俗文化財となっている。

さらに、小天狗流杖術は、県下において貴重な民俗文化遺産であり、昭和55年（1980）の栃の葉国体の際、これを体操化した演技を地元の都賀中学校の生徒が演じて大好評を博し、平成3年（1991）10月には、県指定の無形の民俗文化財となった。

杖術及び獅子舞は、それぞれ保存会の手で伝承されており、杖術保存会は26名の会員、獅子舞保存会は14名の会員で活動している。

また、杖術については、地元自治会の育成会と連携し、地元の殆ど^{ほとん}どの子ども達が小学生で経験するとともに、地域で1つの中学校の都賀中学校でも、国体後、体育祭や文化祭の際に演技が披露されている。



写真 地元小学生による演技

まとめ

秋の例祭の日には、氏子たちが地区ごとに土俵を囲み、上演される杖術や獅子舞を見ながら直会^{なおらい}を行うが、奉納されない年は、神事の後に拝殿の中で役員達だけで直会を行う。

秋の例祭の際に奉納される杖術や獅子舞は、今も氏子達の誇りであり、華厳寺^{けごんじ}により隆盛^{りゅうせい}を極めた頃のこの一帯の賑わいを思い出させる民俗芸能となっており、神社と氏子の営みが一体となって歴史的風致が形成されている。



写真 地区ごとの直会の様子

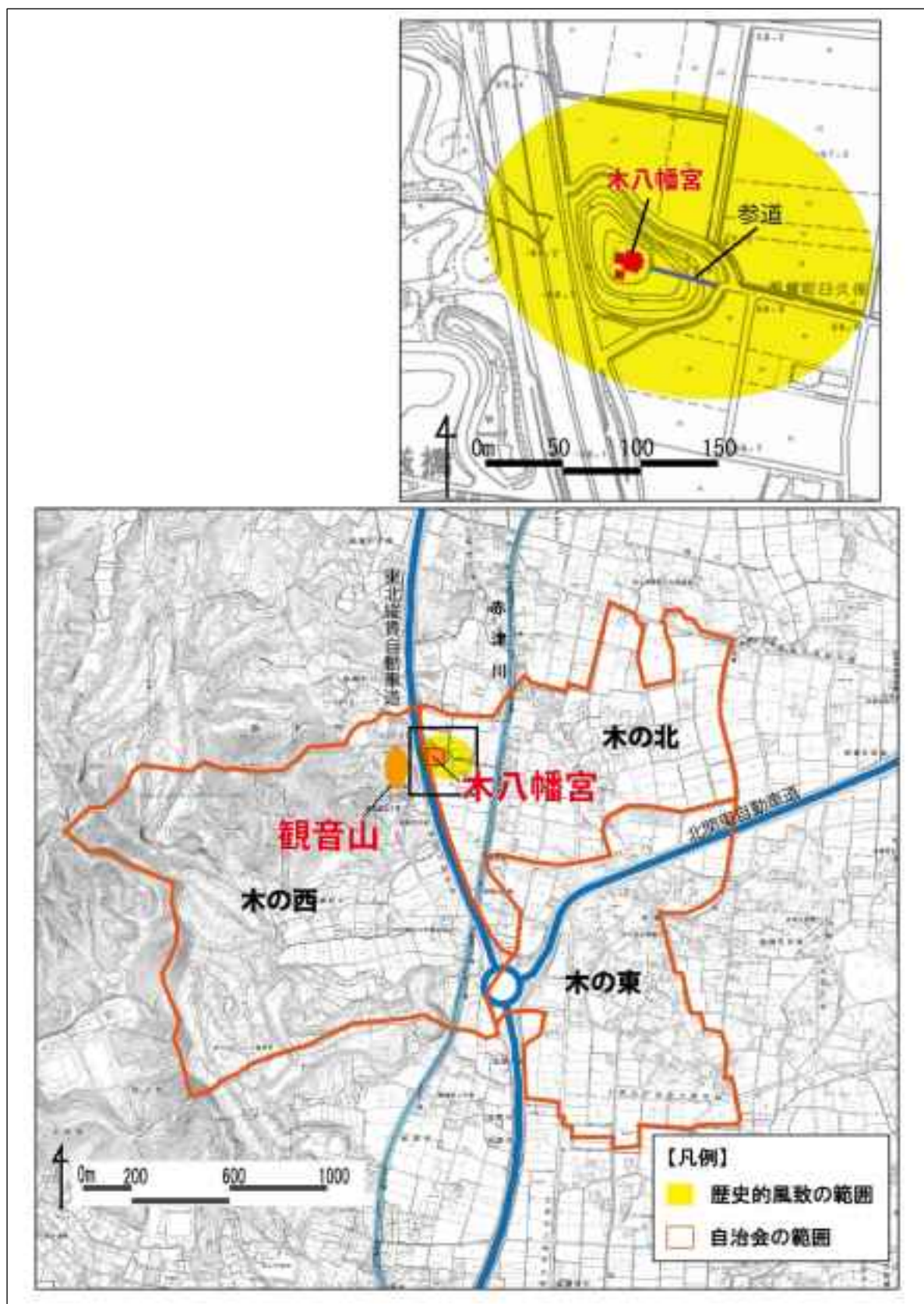


図 木八幡宮周辺の歴史的風致の範囲

3) 升塚愛宕神社の升塚文挟小流獅子舞を構成する建造物と活動

升塚地区は、市の北部にある都賀地域の南方に位置し、神社の周辺には田畑もあるが、地区内を東武日光線が通り交通の便が良いことから、全体的には住宅地となっている。

升塚の地名の由来は、大永3年(1523)の川原田合戦の激闘の地となったことから合戦場と呼ぶようになった地区と隣接しており、合戦の戦死者を人々が敵味方に関係なく穴を掘って埋葬し、そこを通る人に土を一升枧に入れてかけてもらい霊を供養し、それを枧(升)の形の塚に築いたので升塚といい、この一帯を升塚と呼ぶようになったという。



写真 升塚愛宕神社周辺



写真 升塚



図 升塚愛宕神社と氏子(自治会)の範囲

第2章 栃木市の維持向上すべき歴史的風致

① 建造物

升塚愛宕神社の主祭神は火遇突智命、大雷命である。京都の愛宕神社（権現）から、分霊を勧請してきたものとされており、升塚の愛宕神社の勧請は、慶長15年（1610）といわれている。

神は、「ワタゴ様」となまって呼ばれることが多く、火伏の神の性格を持ち、火災からムラ・家々を守る神として信じられてきた。

境内には、瓦棒葺の本殿・幣殿・拝殿があり、その他に馬乃神の石碑がある。

昭和41年（1966）9月の台風により、以前の社殿は崩壊してしまったが、氏子達はすぐに御造営委員会を結成し、翌年の昭和42年（1967）10月には現在の社殿を再建し、10月24日に奉祝大祭を挙行了した。

拝殿には、「御造営之誌」の額が掲げられているとともに、神社にはその際の記録が残っている。



写真 愛宕神社拝殿

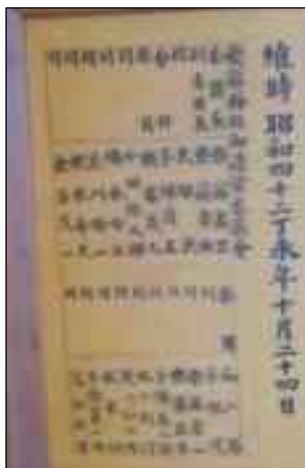


写真 「御造営之誌」の額に奉納された日付が記載されている



写真 「御造営之誌」の額

② 活動

升塚愛宕神社では、毎年、5月3日の祈年祭、11月3日の例祭の際に文挟小流獅子舞が奉納されている。

升塚愛宕神社の氏子は、升塚自治会の住民であり、自治会を6つに分けて例祭等の年番に当たっている。

氏子役員・年番等は神事のお供物や直会の支度、参道入口への祭旗の設置などを行うとともに、祭りの前には、神社・境内の清掃を行うが、自治会のシニアクラブの方々も定期的に境内の清掃を行ってくれているという。

祭りの当日は、参道入口に祭旗が立てられるとともに、1自治会の神社の例祭にもかかわらず、祭りの開始の合図となる花火が、社務所兼自治公民館から神社へ向かう途中で打ち上げられ、地区中に音が鳴り響き地域住民に祭りを知らせる。



写真 社務所兼自治公民館から神社へ向かう途中の様子

午前11時30分から獅子宿^{ししやど}としている神社の近くにある社務所兼自治公民館の前で、獅子舞が行われ、街道ながし・門くぐりの舞・拝礼の舞・京から下りの舞・想いの舞・別れの舞を踊る。

その後、笛の音色を響かせ、神様に奉納するお供物を手にした氏子役員達とともに社務所兼自治公民館から参道を通り、鳥居をくぐって拝殿の前へと進み、正午から氏子役員達が拝殿に入り玉串拝礼^{たまぐしはいれい}などの神事が行われる。



写真 社務所兼自治公民館前での獅子舞



写真 参道を通り神社へ向かう様子



写真 神事の様子

神事終了後、休憩をはさみながら、【花水^{はなすい}の舞】(街道ながし・門くぐりの舞・拝礼の舞・京から下りの舞・想いの舞・別れの舞・喜びの舞・三拍子の舞)、【籠^{かご}廻りの舞】(街道ながし・門くぐりの舞・拝礼の舞・京から下りの舞・想いの舞・籠廻りの舞・入替えの舞・喜びの舞)、【芝探^{しばさが}しの舞】(はねまわる踊り・京から下りの舞・芝探しの舞・繁栄^{はんえい}の舞・三拍子の舞・田楽^{でんがく}の舞)を踊った後、拝礼の舞・三拍子団^{だんらん}樂の舞を踊り、獅子舞の奉納は終わり、その後、獅子宿である社務所兼自治公民館へと戻り、街道ながし・門くぐりの舞・拝礼の舞・京から下りの舞・想いの舞・別れの舞を踊り、獅子宿の中に入る。



写真 獅子舞の様子

第2章 栃木市の維持向上すべき歴史的風致

升塚愛宕神社の獅子舞は、「文挾小流」と称し、今から四百有余年前、日光東照宮祭礼の地固めに奉納された下野国上都賀郡の文挾獅子舞が、寛永（1624～1645）の頃に伝わったといわれており、踊りは「御前獅子」ともいわれ、雄獅子・中獅子・雌獅子の3人での舞であり、踊り手は獅子頭を付けた「獅子かぐら」をかぶり、腰に三つ巴紋入の小太鼓、腰の後には幣束をさし、ばち2本を手に持って舞う。

獅子頭は、雄獅子・中獅子には2本の角があり、さらに雄獅子の角の真ん中には金の玉を配している。

衣装は、黒一色の三つ巴紋付の羽織に菖蒲模様の袴姿（舞に入る笛吹以外は、紺の袴）で足袋に草履を履く。また、笛吹は、頭に四角の面かくしをかぶり、頭上に色紙で作った牡丹の花を飾る。

これらの獅子舞の用具一式は、平成17年（2005）5月には、旧都賀町において有形の民俗文化財に指定されている。



写真 獅子の衣装



写真 舞に入る笛吹の衣装

獅子舞の踊り手は、昔は、必ず各戸の長男が継承することになっていたが、現在では、数年に一度、小学3・4年生くらいの男子から6人を選出し、3人2組を編成しており、そのメンバーで新稽古を開始するときには必ず記念写真を撮り、代々の写真が社務所兼自治公民館に飾られている。



写真 獅子舞新稽古記念写真
（昭和34年(1959)）
〔踊り子（前）と指導者（後）〕



写真 獅子舞新稽古記念写真
（平成22年(2010)）
〔踊り子（前）と保存会会員（後）〕

獅子舞を舞うことができるようになるには、獅子舞保存会の指導のもと、年間 100 回以上の練習を行う必要があり、厳しい練習を重ねることにより、子ども達には連帯感と誇りが生まれてくるという。そのため、獅子舞を踊り地元に残った者は獅子舞保存会に入っており、昭和 40 年（1965）頃に 20 数名で発足した保存会であるが、現在も 20 名程で活動しているという。

なお、升塚文挟小流獅子舞は、昭和 49 年（1974）10 月には、旧都賀町において町指定の無形の民俗文化財となっている。

まとめ

当日の境内では自治会や育成会により出店^{で みせ}が設けられ、子ども達をはじめ多くの住民が参拝に訪れ、厳しい練習を重ね獅子舞^{し し まい}を披露する踊り手にとっては晴れの舞台となり、参拝者に見守られ自然と境内は活気を帯びる。

このように、地元住民にとって升塚愛宕神社^{ますづかあたご}に奉納される獅子舞は、いつまでも次世代に継承していききたい民俗芸能となっており、神社と氏子の営みが一体となって歴史的風致が形成されている。



写真 祭り当日の境内の様子



図 升塚愛宕神社周辺の歴史的風致の範囲

4) 上新田猿田彦神社の上新田文 挟 流獅子舞を構成する建造物と活動

上新田地区は、市の北部にある都賀地域北端に位置し、西方地域との境界付近にある。江戸時代には地区の中心を日光例幣使街道が通り交通の要所として栄えた。また、江戸末期には、地名の由来ともなっている水田開拓が行われ、地区東部を流れる思川から水を引くための桑原用水路ができ、思川周辺部には水田地帯が広がった。



写真 旧日光例幣使街道からの参道入口

近年は、北関東自動車道の開通に伴う都賀インターチェンジがすぐ近くに設置されたこともあり、地区内の自動車交通量が多くなってきている。

上新田猿田彦神社は、旧日光例幣使街道から西に 100mほど入ったところにあり、付近は住宅地となっているが、神社裏には田園が広がっている。



図 上新田猿田彦神社と氏子(自治会)の範囲

第2章 栃木市の維持向上すべき歴史的風致

① 建造物

^{かみしんでんさる た ひこ}
上新田猿田彦神社の創建年代は不明であるが、境内にある拝殿新築記念碑によれば、社歴としては、天明6年（1786）に再建立、昭和30年（1955）に再建立とある。その後、社殿が老朽化し、平成20年（2008）に^{しんめいづくり あ えんぼんぶき}神明造 亜鉛板葺の本殿、^{ながれづくり}流造 亜鉛板葺の幣殿・拝殿を新築再建立している。



写真 上新田猿田彦神社拝殿

境内地には^{せつしゃ や さか}摂社八坂神社を奉斎している。また、境内は明治元年（1868）の^{はいぶつ きやく}廃仏棄釈で^{りょう}廃寺となった良仙院という寺のあったところで、僧の墓標があり、宝筐^{ほうきやういんとう}印塔には延享元年（1744）と刻まれている。その他に境内には拝殿の前に^{こまいぬ}狛犬像と^{いしとうろう}石灯籠があり、石灯籠には昭和15年（1940）に奉納されたことが刻まれている。



写真 石灯籠（裏側に「昭和十五年」と刻まれている）

主祭神は猿田彦^{さる た ひこのみこと}命であり、地元では、猿は十二支の^{さる}申に通じることから^{こうしん}庚申様とも呼ばれ、親しまれており、^{しんぶつしゅうごう}神仏習合の時代には庚申信仰が盛んに行われていたという。

② 活動

^{かみしんでんさる た ひこ}
上新田猿田彦神社では、毎年、秋の例祭が10月15日に近い日曜日に行われ、例祭の前夜に宵祭りとして獅子舞が奉納されている。以前は祭り当日も奉納されていたという。

上新田猿田彦神社の氏子は、上新田自治会の住民であり、役員等は神事のお供物や直会の準備、街道沿いの神社入口への^{まつりばた}祭旗の設置などを行うとともに、例祭前には各世帯から1人ずつ出て神社・境内の清掃を行う。

宵祭りでは、午後6時から拝殿前で神様をお迎えする神事が行われ、その後、拝殿前の石畳のところで獅子舞が奉納される。



写真 3匹の獅子舞

上新田の獅子舞は文挟流^{ふばさみりゅう}であり、3匹の獅子及び笛2人の5人組になって舞う。3匹の獅子は、雄獅子^{おじし}、雌獅子^{めじし}、子獅子で、それぞれ腹に太鼓を付け、背には赤黄青の3色の幣にササラを差しており、ばちを巧みにあやつり、笛の音に合わせて太鼓を打ちながら舞い、花籠役^{はなかご}の笛の2人は羽織袴^{はおりはかますがた}姿で、頭には淡い色紙で折った花（花咲き）で飾った角盆^{かくぼん}（ジュウバコとも呼ばれる）を乗せ背には獅子同様ササラを配する。



写真 花(花咲き)で飾った角盆

上演演目としては8つあり、街道流しの舞にはじまり、草鞋^{くさわらじ}の紐しらべの舞、歌切りの舞、首切りの舞、芝隠しの舞、奥の御山の舞、雷電切りの舞、いいけのまこまの舞で終わる。

獅子舞の由来は、戦前に関係書類や獅子舞用具一式を預けていた民家の火災により焼失し、はっきりしていないが、言い伝えによると永く飢饉^{ききん}が続き五穀豊穰^{ごこくほうじょう}を願って、450年程前、今市市^{いまいち}（現日光市^{にっこう}）文挟^{ふばさみ}地区より伝授され、この上新田地区に受け継がれたという。第二次世界大戦時中は神社の例祭が開催されなくなったために休止していたとのことであるが、終戦後の昭和23年（1948）には、保存会と自治会の協力のもと、新たに小・中学生1組5人を育成し再開したという。また、社務所の使用記録簿に「昭和29年（1954）に秋の例祭・獅子舞のために使用した」と記載されている。



写真 獅子舞「芝隠しの舞」

この上新田文挟流獅子舞は、昭和57年（1982）には、旧都賀町^{つがまち}において町指定の無形の民俗文化財となり、獅子舞の用具一式も同年に有形の民俗文化財に指定されている。保存会では何度か後継者育成を行い、自治会や地域住民の支援のもと現在は8名で活動しており、神社の氏子達により獅子舞は受け継がれている。

まとめ

毎年、例祭前には、獅子舞保存会^{ししまい}の練習が始まり、笛や太鼓の音色が神社周辺に鳴り響き、秋の訪れを感じるという。

宵祭り^{よい}に古式にのっとり上演される獅子舞は、幻想的で神秘的な情景^{かも}を醸し出しており、見る者の目に焼き付き、特に地元を出て他の地で生活する人々にとっては、深く心に残っているという。

このように、地元住民にとって獅子舞は、いつまでも継承し次世代に残していきたい民俗芸能となっており、神社と氏子の営みが一体となって歴史的風致が形成されている。



写真 宵祭りの境内の様子

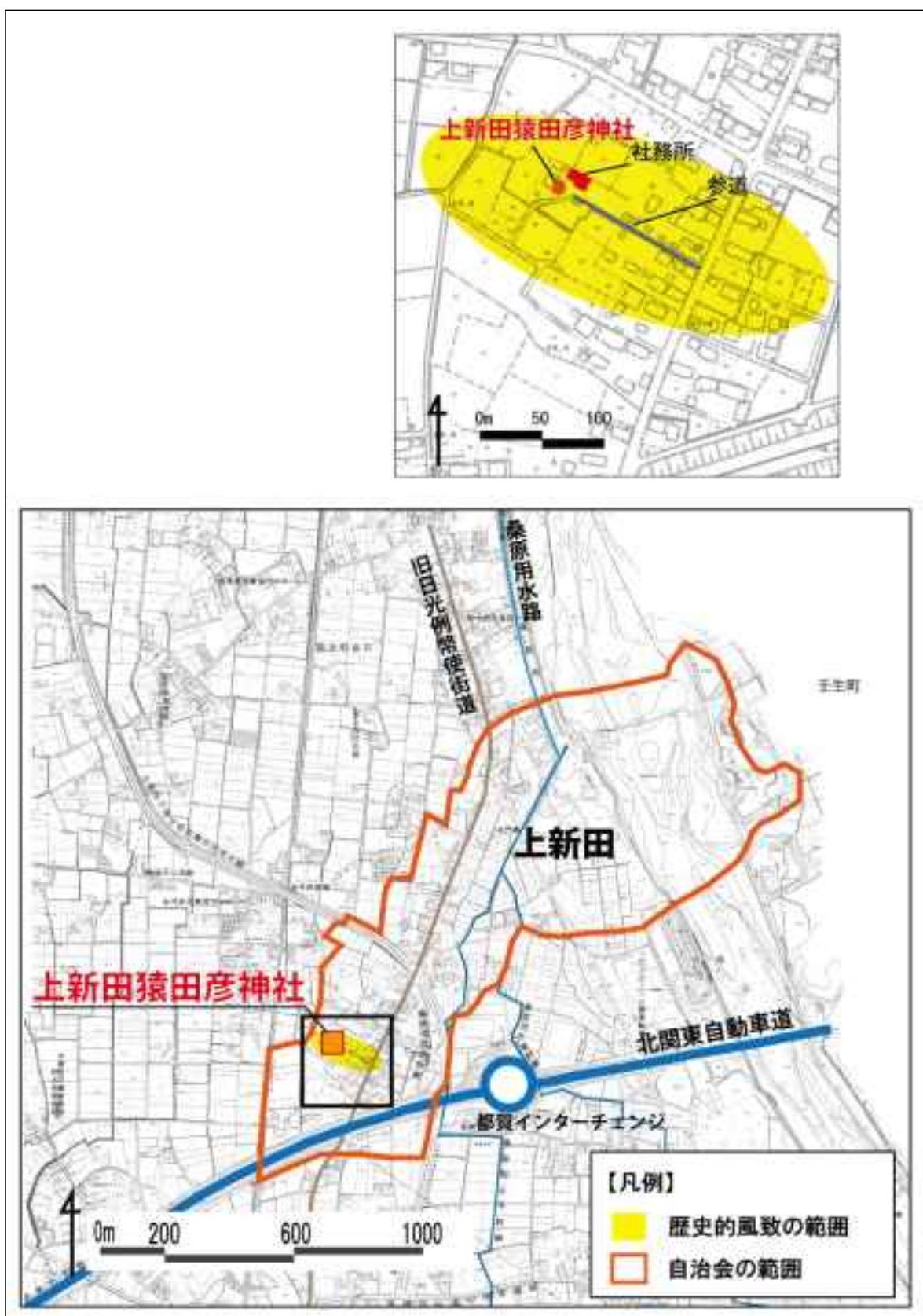


図 上新田猿田彦神社周辺の歴史的風致の範囲

5) 鷺宮神社の依田流 鷺宮太々神楽を構成する建造物と活動

鷺宮神社は、家中地区11自治会の総社である。家中地区は市の北部にある都賀地域の中央から北部の一帯であり、旧日光例幣使街道沿いに住宅が集中しており、街道沿い以外は、田園地帯が広がっている。鷺宮神社のある鷺宮自治会の区域は思川のすぐ西側である。



写真 鷺宮神社周辺
(左奥のところが神社)



図 鷺宮神社と氏子(自治会)の範囲

第2章 栃木市の維持向上すべき歴史的風致

① 建造物

鷲宮神社は、大同3年(808)創建で元は思川沿いにあったが洪水のため承平元年(931)現在地に遷宮した。

主祭神は天日鷲命、大己貴命であり、愛宕神社、八坂神社、高麗神社、御嶽神社、闇神社、稲荷神社、大杉神社、吾妻神社、金精神社、三社神社を境内地に奉斎している。

享保11年(1726)12月11日を以て正一位の神階を受けられ、毎年の大祭には壬生藩主より多額の幣帛が奉納され、藩主または有司(藩の役人)が社参し、厳かに祭典が挙行された。

明治35年(1902)の台風で拝殿、幣殿並びに大木はことごとく倒壊し、明治37年(1904)に本殿と同様の造りである流造銅板葺の拝殿と幣殿並びに神楽殿が再建され、拝殿前の社号額は、明治34年(1901)に元壬生藩主鳥居忠文公が奉納したもので、台風の際に無事に残ったものが、今も拝殿に掲げられている。



写真 鷲宮神社拝殿(左)・
奉斎されている社(中央)・神楽殿(右)



写真 明治34年(1901)の墨書のある社号額

また、鷲宮神社は古くから「咳き止めの神様」として信仰を集め、その昔、鎌倉幕府二代将軍、源頼家公が幼少の折、百日咳に罹り、心配した二位尼君(北条政子)が卵と鶏肉を断って当社に祈願したところ、たちどころに回復したという言い伝えが残っており、11月の例大祭には、その故事に倣った「強卵式」という珍しい神事が行われており、地元の人々にはお酉様として親しまれている。

② 活動

鷲宮神社では、毎年、11月23日に例大祭が行われ、神楽が奉納されている。

氏子は、家中地区の11自治会の住民であり、神社の祭礼は各自治会の代表が役員となって運営にあたり、神事のお供物や神楽の際の撒き物の準備、例祭前の神社の清掃や祭旗の設置などを行っている。

例大祭では、午前9時から各自治会の氏子代表が拝殿に昇り、玉串拝礼などの神事を行った後、午前10時30分頃から神楽の奉納が始まるが、鷲宮神社は家中地区の総社であることから、山車を持っている自治会は山車とともに参拝に訪れて囃子を奉納しており、神楽と囃子が交互に上演される。このような神楽と囃子の一緒に奉納の形態は、戦前から行われていたという。



写真 神事の様子



写真 神楽と囃子の上演時間表

神楽は、伊勢神楽の流れを汲む依田流 鷲宮太々神楽であり、式射（四方固め）に始まり、幣舞、翁の舞、春日の舞、猿田彦の舞、天磐戸開きの舞、恵比寿・火吹男の舞、稲荷の舞、大国主の舞、八幡の舞、山の神舞の十一座の演目が上演される。また、神楽の他に巫女舞として、悠久の舞と浦安の舞が上演される。



写真 囃子の様子



写真 太々神楽「式射」



写真 太々神楽「山の神舞」

神楽の由来は定かではないが、源頼家公病氣回復の後、御礼参りの使者として代参した佐々木四郎高綱が御神前に御神馬と舞を奉納したのが始まりと伝えられており、神楽面の幾つかは江戸時代に奉納されたものである。第二次世界大戦中は神社の例祭が開催されなくなったために神楽も休止していたが、昭和23年(1948)の例祭の写真があることから、それ以前より例祭は再開されており、神楽もその時から再開されたと推定される。

また、依田流鷲宮太々神楽は、平成3年(1991)5月には、旧都賀町において町指定の無形の民俗文化財となっており、古くは壺組十二人講という祈祷講社により継承されてきたが、現在は、氏子による保存会が結成され継承されている。保存会は、平成2年(1990)に13名により発足したが、現在では32名となって活動している。



写真 昭和23年(1948)の例祭の様子

まとめ

例大祭が近づくと神社では神楽の練習をはじめ、山車を持っている自治会でも囃子の練習が始まり、神社周辺では毎日のようにどこからか笛や太鼓の音が響いてくるという。

また、例大祭当日の境内は、露店が所狭しと立ち並び、各自治会の思い思いに飾られた山車が出て、囃子の笛や太鼓の音が鳴り響く中、神楽殿では太々神楽の厳かな舞が披露され、多くの参拝者で賑わいを見せており、神社と氏子の営みが一体となって歴史的風致が形成されている。



写真 例大祭当日の神社入口の様子

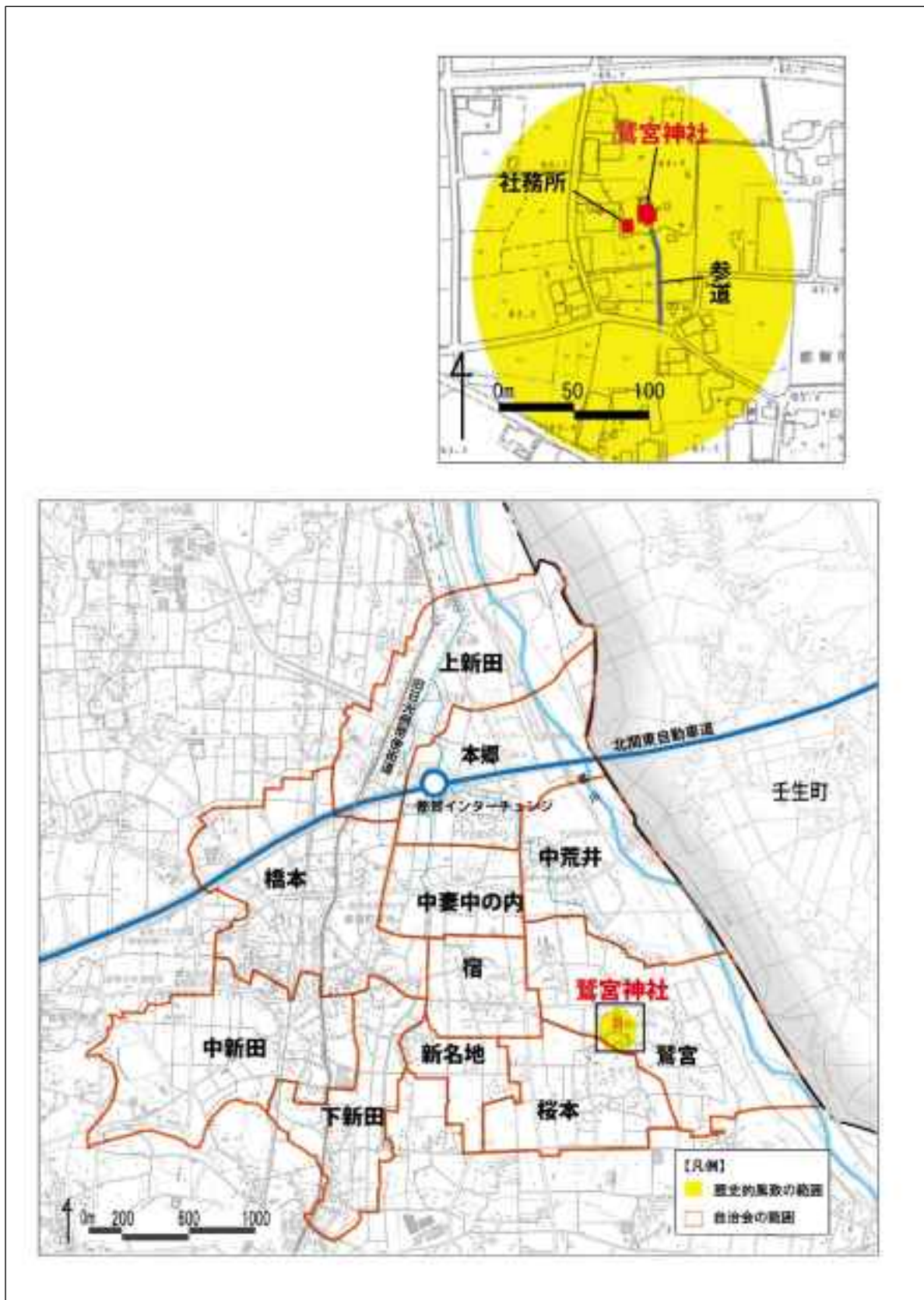


図 鷺宮神社周辺の歴史的風致の範囲

第2章 栃木市の維持向上すべき歴史的風致

6) ちかつ 近津神社のおおさわ だいだいかぐら 太々神楽を構成する建造物と活動

大沢田は現在の本城地区の旧小字で、神社周辺の集落であり、市の最北部に位置する西方地域の中でも北部にある田園地帯である。近津神社の社殿は、平地の田園の中、200mほど南から北に続く参道の先にある。



写真 近津神社周辺
(手前の木に覆われた所が参道、奥が神社)



図 近津神社と氏子(自治会)の範囲

① 建造物

近津神社の主祭神は武甕槌^{たけみかづちのみこと}命^{おおなむちのみこと}、大己貴^{ことしろ}命^{ことしろ}、事代主^{ぬしのみこと}命^{にしかた}であり、永仁元年（1293）、西方城初代城主の西方遠^{とおとうみの}江^{かみから}守^{すまる}鳥^{かげやす}丸^{ろうしん}景^{かんじょう}泰^{しやう}が、老臣に命じ社殿を造営し、宇都宮二荒山神社の御分霊を勧^う請^{つのみ}したことに始まり、西方家の氏神として、また西方郷十三ヶ村（かつて西方氏が支配した西方領）の総鎮守^{ちんじゅ}として創建した。以来、天正15年（1587）に至るまでの290余年、西方氏七代の時代まで代々崇拝^{すうはい}され、また結城^{ゆうき}・壬生^{みぶ}・宇都宮^{いづみき}・岩槻^{こが}・古河の城主や代官等の崇敬社として、多くの神田^{しんでん}・社領^{しやりょう}を有し、万治元年（1658）に三間社流造銅葺^{さんげんしやながれづくりどうぶき}の本殿が建立されたといわれており、昭和62年（1987）の改修時に、文化13年（1816）に改修された墨書^{ぼくしょ}が見つかっている。



写真 近津神社拝殿(正面)・神楽殿(右)

参道入口の大鳥居は、寛文12年（1672）に建立されており、柱に建立した期日が刻まれている。また、拝殿前の石灯籠^{いしとうろう}には、元治2年（1865）建立と刻まれている。さらに、神社の記録によれば、昭和35年（1960）、今上天皇御成婚を記念し天明8年（1788）建立の入母屋造銅葺^{いりもやづくり}の拝殿改築が行なわれ、昭和62年（1987）には、昭和天皇御在位六十年を奉祝^{ほうしゅく}し、御本殿の大改修、幣殿^{まつしや}・末社^{まつしや}・社務所の改築、拝殿屋根替、境内の整備等が行なわれ荘厳な社^{そうごん}となったという。また、神楽殿は、以前本殿の横に建っていたが平成8年（1996）に現在の位置に移築された。

写真 石灯籠
（「元治二年」と刻まれている）

② 活動

近津神社では、毎年、秋の例大祭である11月3日と大晦日から元旦にかけて大沢田太々神楽^{おおさわ だ だいだい}が奉納されている。

近津神社の氏子は、西方地域の中で真名子地区を除く、元地区^{もと}・金崎地区^{かなさき}・本城地区^{ほんじょう}・金井地区^{かない}・本郷地区^{ほんごう}の各自治会の住民であり、神社の祭礼はこの5つの地区が年番で担当している。

当番となった地区では神事のお供物や神楽の際に撒かれる餅などの準備、例祭前の神社・境内の清掃、参道への祭旗^{まつりばた}の設置などを行っている。



写真 参道に立てられた祭旗

第2章 栃木市の維持向上すべき歴史的風致

例大祭では、午前 10 時から神楽が始まり、幣舞・翁^{おきな}の舞・春日^{かすが}の舞が奉納された後、神楽殿の前に神様をお迎えする神事が行われる。



写真 大沢田太々神楽「幣舞」



写真 神楽殿の前での神事

その後、各自治会の氏子代表が拝殿の中に入り、修祓^{しゅばつ}、玉串拝礼^{たまぐしはいれい}などの神事が行われ、終了後、岩戸開きの舞から神楽が再開される。

神楽殿の前に神様をお迎えする神事は、神楽殿が移築されたことにより行われるようになったという。

大沢田太々神楽は誉田流^{よだ}の太々神楽であり、舞の型は八方舞で十座の演目【幣舞・翁^{おきな}の舞・春日^{かすが}の舞・猿田彦^{さるたひこ}の舞（天狗^{てんぐ}の舞）・岩戸開きの舞・事代主^{ことしろぬし}命^{のみこと}の舞（恵比寿^{えびす}の舞）・稲荷^{いなり}の舞・大国主^{おおくにぬし}命^{のみこと}の舞（大国^{おおくに}の舞）・八幡^{やっぺん}の舞・山の神^{やまのかみ}の舞】を舞い、楽器は太鼓大拍子^{りゅうてき}、龍笛が使われており、入退場は神前に向かって右から行われる。また、大晦日からの夜神楽では午後 11 時 30 分から舞が始まり、年が明ける時間に岩戸開きの舞になるように演じられている。



写真 大沢田太々神楽「岩戸開きの舞」

大沢田太々神楽の起源は不明であるが、神楽を舞う際の楽器である大拍子に明治 31 年（1898）に革を張り替えた記録が書いてあることから、それ以前より奉納されていたと考えられている。また、昭和 33 年（1958）以後、いつ頃からかは分からないが、休止していた時期があるものの、平成 5 年（1993）には、神楽に関わっていた方に指導を受け、大沢田自治会の有志により保存会が発足した。



写真 明治 31 年（1898）に革を張り替えた記録



写真 太々神楽披露記念（昭和 33 年（1958））

そして、平成8年（1996）の秋の大祭において新築神楽殿の竣工式が執り行なわれ、神楽の奉納が再開して以来、毎年奉納されるようになった。保存会は、当初13名で発足したが、現在では女性4名を含む19名となって活動している。

なお、大沢田太々神楽は、平成16年（2004）9月には、旧西方町^{にしかたまち}において町指定の無形の民俗文化財となっている。

まとめ

秋の例祭の神社周辺には、神楽を舞う音色が心地よく鳴り響くなか、多くの参拝者が訪れるとともに、神楽殿の前には神楽で撒かれる餅などを目当てに子ども達が群がる。また、集った各地区の住民は地区ごとに直会^{なおらい}を行い、その光景は近津神社を中心とするこの地域の風物詩となっており、神社と氏子の営みが一体となって歴史的風致を形成している。



写真 神楽殿の前の様子



写真 境内での直会の様子

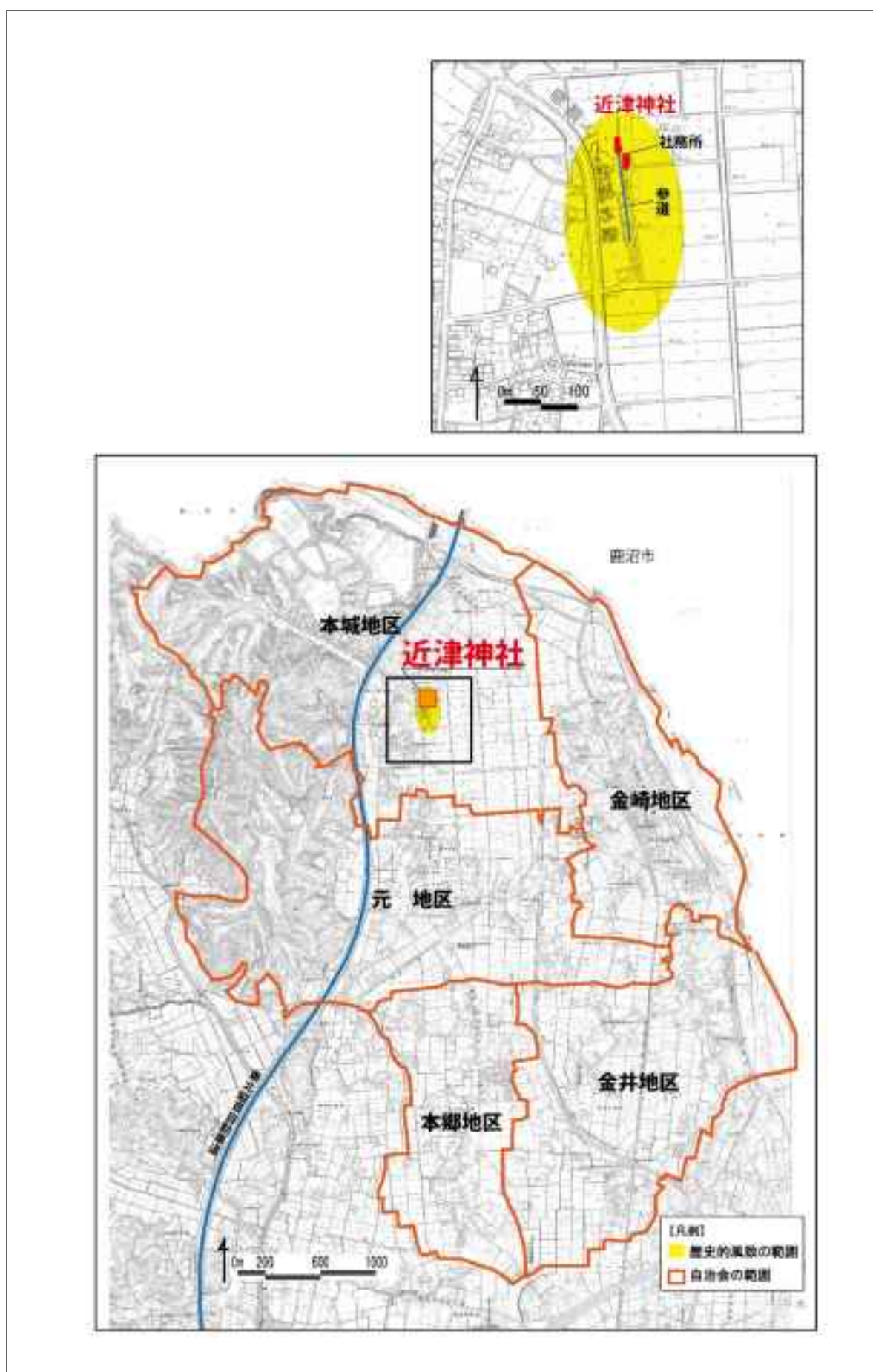


図 近津神社周辺の歴史的風致の範囲

おわりに

栃木市内には、郷土の民俗芸能である獅子舞・神楽・杖術が古くから伝わっており、現在でもそれぞれの地区の住民達によって、神社の祭礼の際に、毎年奉納されている。

民俗芸能は、そのほとんどが口伝で傳承されてきたため、長い時代の移り変りの間に各地各様の舞い方や曲調をつくり出して行き、「オラガムラ」の郷土の芸能となっていくものであり、歴史と伝統を重んじる地域性が今もなお生き続けている地域では、多くの神社の祭礼の中で受け継がれてきている。

これらの地域は、自然豊かな集落に建つ歴史的な神社を舞台とし、住民である氏子によって民俗芸能が奉納されており、神社の祭礼における民俗芸能にみる歴史的風致が広がっている。

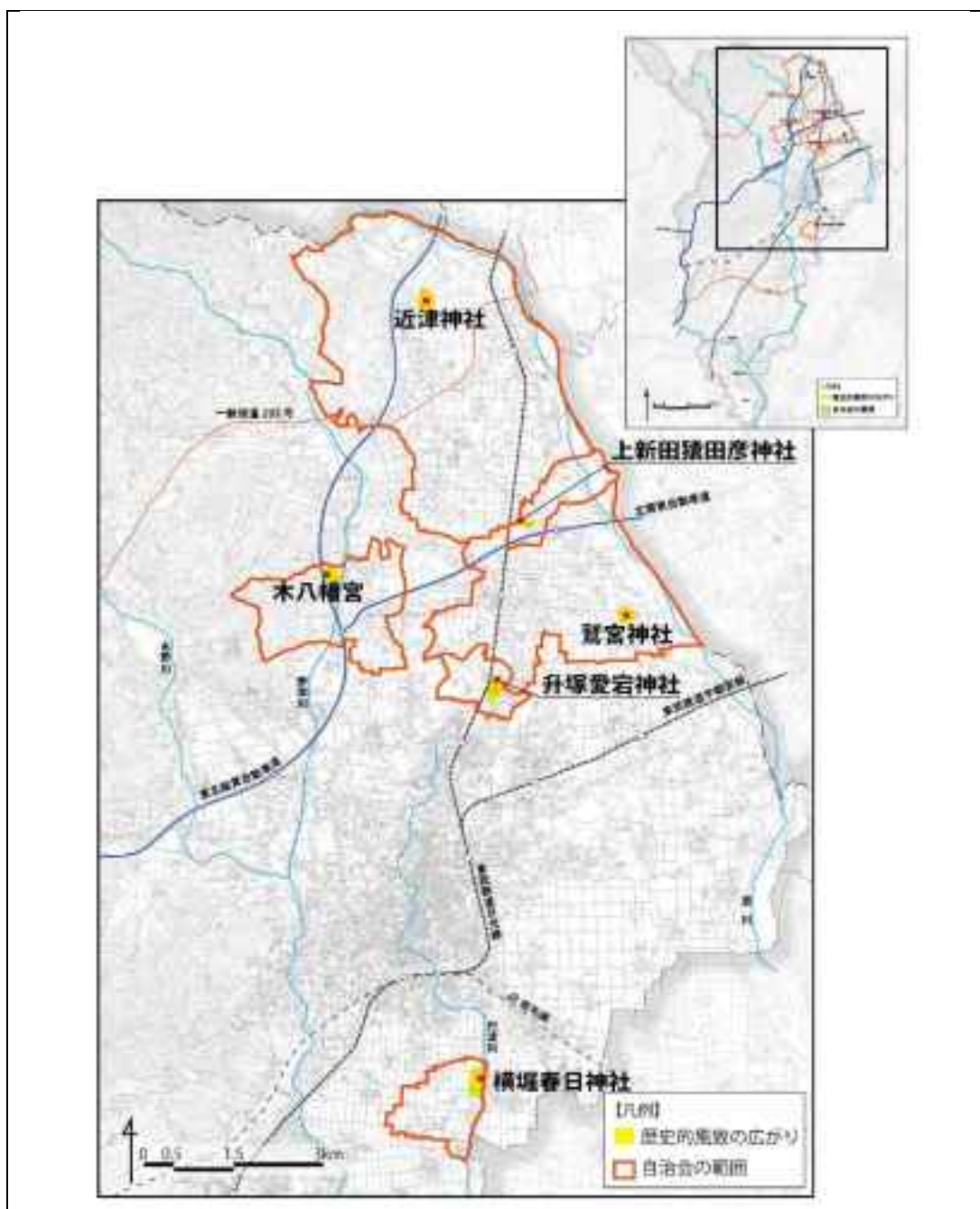


図 神社の祭礼における民俗芸能にみる歴史的風致の広がり

第2章 栃木市の維持向上すべき歴史的風致

4 ^{おおひら}大平地域のぶどう栽培にみる歴史的風致 はじめに

大平地域は、北西に県立自然公園区域にもなっている^{おおひらさん}太平山などの山々が連なり、^{ながの がわ}永野川・^{うずま がわ}巴波川を中心に平野が広がる恵まれた自然環境の中で、緑豊かな市街地が形成されており、中心部は国内大手企業二社の工場を中心に工業が発展している一方、周辺部は米麦などの栽培や地理的立地条件を活かした施設園芸が活発な地域である。



写真 ぶどう団地の風景

特に、西部の太平山南山麓地帯^{とみだ にしやまだ}（富田・西山田地区）は、太平山の南側に面し温暖な気候風土に恵まれ、水はけの良い土壌で、甘みが強いぶどうが実ることからぶどう栽培が盛んとなり、一帯をぶどう団地と呼んでいる。

ぶどう団地は、海拔 50m前後の太平山南側の裾野に広がり、その裾野に沿って大規模農道（通称「ぶどう通り」）が東西に通っており、農道の両側約 2 kmに渡っている。



図 大平地域の位置図

観光ぶどう園（観光客等に対してぶどうの直売やぶどう狩りをさせているぶどう園）が中心であることから、通り沿いには直売所が連なり、その後方にぶどう棚が広がっており、夏季には、辺り一面青々としたぶどうの葉に覆われた景観がつくり出される。

周辺地域も含めての市全体でのぶどう栽培面積は、106 ha程で県内第1位（平成27年（2015）農林業センサス）の面積を誇っている。

また、この地域でのぶどう栽培は、明治末から始められたといわれており、観光農園が中心であるため有名な銘柄のぶどうはほとんど生産されているが、中心は巨峰^{きよほう}であり、作付面積の約70%を占めている。

最近では、種なしぶどうの栽培技術の普及によって、種なしの品種のぶどう栽培も多くなるとともに、ジャム、ジュース、ワイン等の加工品も手掛けるようになってきている。

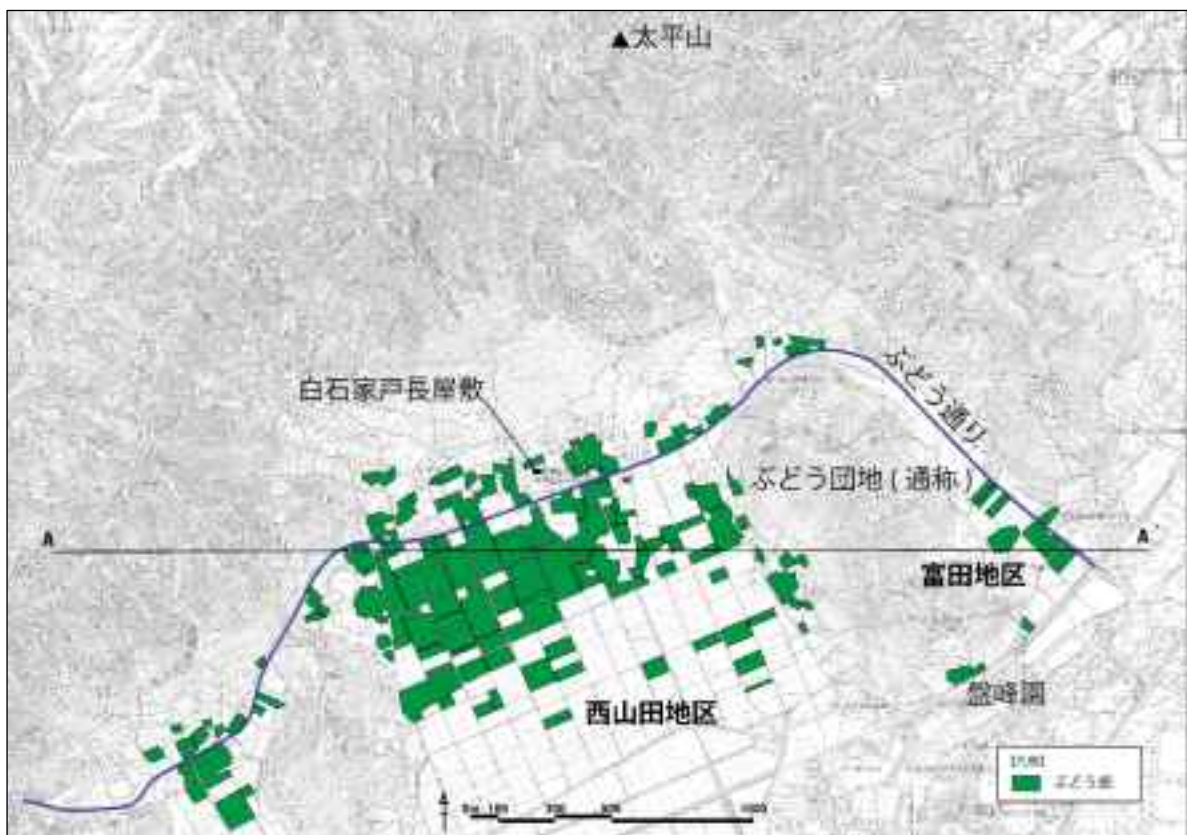


図 ぶどう団地周辺図

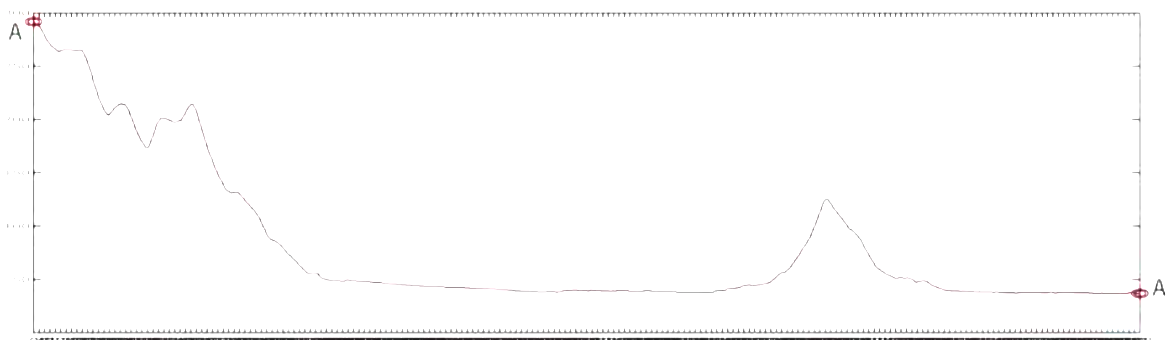


図 上図の「断層面」(A-A')

表 地域で栽培しているぶどうの品種

品 種	特 徴	種の有無	収穫時期
巨峰（ハウス）	ぶどうの王様といわれ、粒の大きさと甘さが特徴	有	6月上旬～7月下旬
巨峰（雨よけ）		有	8月上旬～8月下旬
巨峰（露地）		有	8月下旬～10月上旬
種なし巨峰		無	7月上旬～9月中旬
シャインマスカット	種なしで皮ごと食べられる	無	6月上旬～9月中旬
ピオーネ	巨峰よりやや大きく濃厚な味	無	7月上旬～9月下旬
ベリーA	皮は黒く果汁が多く、甘い上に酸味もあり濃厚なおいしさ	有	8月中旬～10月上旬
シナノスマイル	ジューシーでとても甘く酸味とのバランスも良い	有	8月下旬～9月下旬
安芸 ^{あき} クイーン	外見の美しさと糖度の高さが特徴	有	6月中旬～9月下旬
デラウェア	小粒で糖度が高いのが特徴	無	8月上旬～8月中旬
ヒムロット	さっぱりした上品な味が特徴	無	8月上旬～8月下旬
ロザリオビアンコ	甘くて酸味が少なく皮は薄くて皮ごと食べられる	有	7月上旬～9月下旬
ふじみのり 藤 稔	巨峰よりもさらに大粒で、ジューシーな甘さが特徴	無	8月上旬～9月下旬

※その他の品種：ハニービーナス・キャンベル・伊豆^{いずにしき}錦・ゴルビー・メルロー・翠峰^{すいほう}など

① ^{おおひら}大平地域のぶどう栽培の歴史

大平地域でのぶどうの栽培は、^{とみだ}富田地区にある現在の^{ばんぼうえん}盤峰園というぶどう農家が明治末期に横浜から苗木を取寄せて栽培したことからはじまったといわれている。当初は、趣味で始めたとのことであるが、気候風土がぶどう栽培に適していたことから、甘いぶどうが収穫できるようになり、近くの農家でもぶどうをつくるようになっていった。

昭和10年(1935)には、現在のぶどう団地の中心である^{にしやまだ}西山田地区で、はじめて1戸が開園し、昭和21年(1946)に5戸で^{おおひらした}大平下ぶどう組合が発足、この時期から組織的ぶどう栽培が本格的に始まったといえる。

さらに、昭和37年(1962)には、大平町ぶどう生産出荷組合が発足して、京浜・東北市場への大量出荷がはじまり、昭和40年代から^{おおひらした}JR大平下駅、^{しんおおひらした}東武新大平下駅付近のぶどう農家が中心に、観光ぶどう園を本格化していった。

その後、作物転換政策が始まり、食生活の変化は果実の需要を促進し、全国的に果実栽培が盛んになった。

そのような中、土地改良が行なわれ、^{ほじょう}圃場整備事業や昭和46年(1971)に着工した^{しもつが}県営広域農道下都賀西部地区により規模が拡大され、昭和48年(1973)に「大平ぶどう団地」が完成し、ほとんどの農家が作物転換を行い、畑地や水田はぶどう園となった。



図 ぶどう園のぶどう棚

これらの整備によって、観光農園の規模としては、北関東最大級のぶどう栽培地帯となり、現在では、約70戸でぶどう組合を組織し、作付面積は約62haを誇っている。

また、昭和57年(1982)には大平町観光ぶどう園協議会が設立し、最近では、「ぶどうまつり」も開催している。地域の農園では、観光ぶどう（観光客等に対しての直売やぶどう狩り用のぶどう）栽培が主力であり、6割～7割は観光ぶどうとして販売している。

② 建造物

ア ^{ばんぼうえん}ぶどう園「盤峰園」

明治末期に、はじめて^{おおひら}大平地域のぶどう栽培を始めたといわれるぶどう園であり、^{おおひらした}JR大平下駅の北側200mほどにある。また、駅が近くにある地の利を活かし昭和42年(1967)からは、東武鉄道とのタイアップにより観光ぶどう狩りツアーを始めている。

「盤峰園」という名称は、江戸末期から明治20年(1887)頃までを生きた先祖である^{まつもとちやう}松本暢氏が土佐藩士の^{ごとうしやうじろう}後藤象二郎氏と交流があり、後藤氏がこちらに来た際には立寄るような休憩所になっており、この地の水がおいしく、中国の「盤峰」という地の水に似ているとの話が出て、「盤峰園」と称するようになったという。

第2章 栃木市の維持向上すべき歴史的風致

ぶどうを摘み取った後の箱詰めなどの作業場は、昭和初期に建てられた鶏卵生産のためのにわとり小屋だった建物を利用しており、土葺き^{どぶ}となつている屋根の下地が現れている。



写真 昭和3年（1928）建築の
にわとり小屋だった作業場



写真 にわとり小屋だった作業場の
土葺き屋根の下地

また、ぶどう栽培を始めた当初の蔵も残っており、蔵^{げや}からの下屋の下は作業場兼販売所となっている。雑然としているが、両方ともに歴史を感じる建物である。



写真 下屋の下が作業場兼販売所の
大正6年（1917）建築の蔵

ぶどう棚は、庭先から作業場の前の方に広がっており、全体で、170 a ほどで年間 20 t 以上のぶどうを栽培している。

最近では、ワイン加工用のぶどう栽培も行なっており、裏山には垣根状のぶどう畑もある。

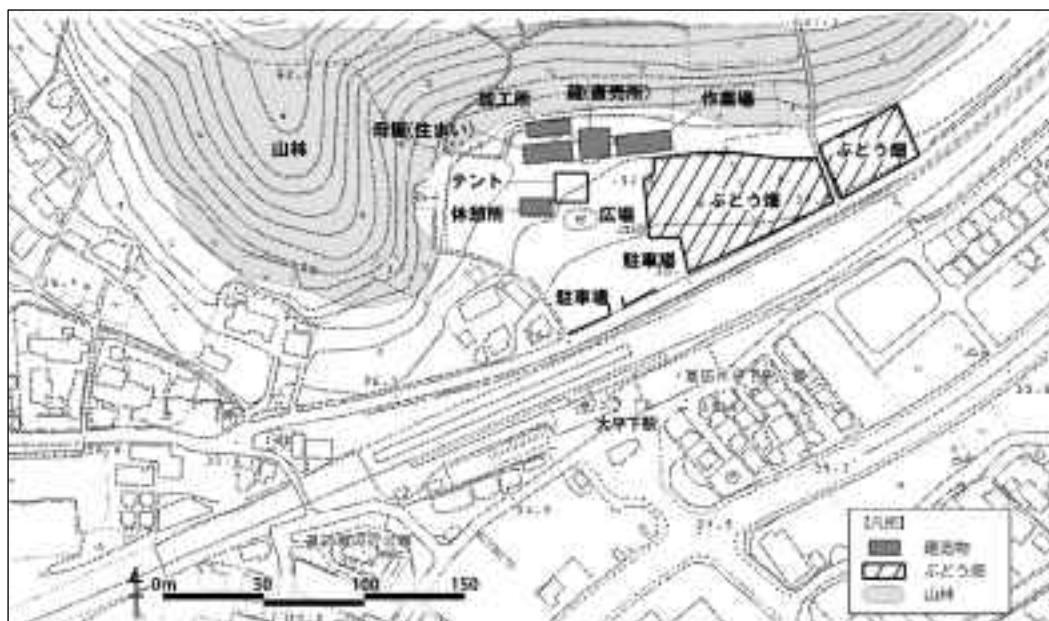


図 盤峰園の配置図

イ 農家の建物とぶどう棚

ぶどう農家は、ほとんどが田畑農家から転作しているため、特に特別な施設をつくる必要がなかったため、現在も昔のままの納屋や蔵が残っている。また、昭和 37 年 (1962) には大平町^{おおひらまち}ぶどう生産出荷組合が発足するとともに、昭和 43 年 (1968) には富田地区^{とみだ}において土地改良がはじまり、田畑や山の斜面を利用したぶどう棚が広がっていった。

a) 農家の建物

【ぶどう農家の建物】

田畑農家として使用していた屋敷内の建物をそのまま使用しており、蔵等にはぶどう栽培の機材や道具を保管している。

また、納屋等は道具等の保管の他、収穫したぶどうを袋に入れたり、箱に詰めるなどをする作業場ともなっており、ぶどう農家には、今でも土蔵や古い納屋がみられる。



写真 大正 15 年 (1926) 建築の
ぶどう農家の納屋と土蔵
(中央「茅葺屋根の納屋」・左奥「土蔵」)

【景観をつくり出す地元農家の建物】

この地域の昔の農家の生活を知ることができる建物として、白石家戸長屋敷がある。この建物は、ぶどう団地のほぼ中央にあり、江戸時代後期の文政年間 (1818～1830 年) に、離れ座敷を除く主屋・蔵が建てられた大庄屋の趣を残す。主屋は昭和 41 年 (1966) に「栃木県緊急民家調査対象家屋」に指定され、昭和 56 年 (1981) には「旧家保全事業」として、長屋門・蔵等とともに修復され、その後一般公開された。



写真 白石家戸長屋敷の主屋

「戸長屋敷」の呼び名は、明治 4 年 (1871) 公布の「戸籍法」に基づく、行政区画「大区小区制」の小区の長を「戸長」と呼び、白石家がその任にあったことに由来する。



図 白石家戸長屋敷の屋敷構え (配置図)

b) ぶどう棚

ぶどう棚は、平地では区画化された農家の個々の田畑だった場所を利用してつくっており、山では、南向きの太平山の裾野のなだらかな斜面を利用してつくっている。

山の斜面は、土を耕すと土が流出してしまうため、草を刈った状態のままのところにぶどう棚をつくる草生栽培^{そうせい}という方法が取られている。

一般的に、山の斜面にぶどう棚をつくる場合には、石垣などによって段々畑をつくって栽培している場所が多いが、この地域では、山裾のなだらかな斜面を利用してぶどう棚をつくるという先人の知恵が息づいており、大平地域独自の景観をつくり出している。



写真 平地の区画化された土地での栽培



写真 なだらかな斜面を利用した草生栽培



写真 大平地域のぶどう棚の風景

③ おおひら 大平地域のぶどう栽培に関わる活動

ア ぶどう栽培（露地栽培）の歳時記

a) 10月～11月（施肥・耕耘・土づくり）

収穫後に樹の様子をみながら、次の年の生育促進のために適量の有機物の肥料を施し、土づくりを行う。



写真 施肥の様子

b) 12月～2月（剪定）

新しい枝、葉がでたときに十分に日が当たり、すべての枝に平等に栄養が行きわたるようにするとともに、風通しをよくするように休眠期中のぶどうの枝の剪定をする。前年までの余分な枝を切り適切な芽数に揃えることで、ぶどうの収穫量や品質を高める重要な作業である。



写真 剪定（前）



写真 剪定（後）

c) 2月～3月（皮剥き・誘引作業・棚の手入れ）

病虫害防除のため、皮剥きを行う。皮の下は、樹をいじめる虫や菌の住処になるので、丁寧に剥いていく。

その後、枝の配置を整え、テープや紐で枝を棚に固定する誘引作業を行う。誘引時には、剪定の最終確認も同時に行うようにする。



写真 皮剥き



写真 枝の誘引

第2章 栃木市の維持向上すべき歴史的風致

剪定同様、誘引作業の仕方によって生育を左右するため、非常に重要な作業である。
また、他にも棚の手入れとして、ぶどう棚の補強を行う。

d) 3月～4月（^め芽^かき）

4月になると芽が出てくる。芽の勢いの強すぎる芽や1箇所が多すぎる芽を、欠いていく芽欠き作業を行う。まず、1つの芽から“主芽と副芽”の2つの芽が出ているので、副芽はすべて欠き取る。

この芽から伸びる枝に花がついて、それがぶどうになる。



写真 芽欠き（前）



写真 芽欠き（後）

e) 5月（^{しんしょう}新梢の^{てきすい}誘引・摘穂）

すべての新梢に均等に栄養がいくよう枝の強さを調整するために誘引作業を行う。枝を倒し固定することで枝の伸びる勢いを抑え、ぶどうの実止まりを良くする効果もある。

また、1つの新梢には、品種にもよるが2～3つほど花穂（ぶどうの^{かすい}房）がつくので、それを1つにするとともに、^{ふくすい}副穂の切り落とし作業も行う。

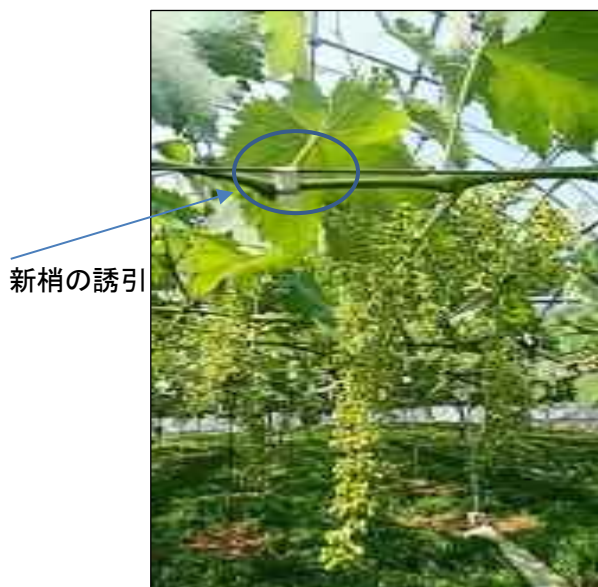


写真 摘穂（前）



写真 摘穂（後）

f) 6月～7月（房造り・摘粒^{てきりゅう}・ジベレリン処理・傘や袋かけ）

ぶどうの実が肥大し成熟してくると収穫量の見積りができるため、木や房の状態を見ながら房造り・摘粒を行っていく。

まず、房の大きさを決める房造りを1房ずつ丁寧に手作業で行う。粒が大きくなると、つき過ぎた粒は粒抜き用ハサミを用いて抜き取り、房の形を整える。粒が肥大化するにつれて実が詰まり、割れたり、変形したり、粒が小さくなってしまうため、摘粒に最適な成熟時に作業を終わらせなくてはならない。

また、品種にもよるが、この時期にぶどうの花を「ジベレリン」という薬剤に浸したり、薬剤を噴霧^{ふんむきんぶ}散布する。このジベレリン処理は種無しぶどうの生産、成長促進などの効果がある。



写真 ジベレリン処理

房造り・摘粒の作業が終わると、雨や日差し、病虫害などから果実を守るためにぶどうに傘かけ・袋かけをし、実が熟すのを待つ。傘と袋は、ぶどうの品種や実の成熟具合によって使い分けられている。



写真 ぶどうへの袋かけ

g) 8月～10月（収穫・販売）

品種によって収穫する時期は異なり、この地域で一番多く栽培されている露地栽培^{きよ}の巨峰^{ほう}は、8月下旬～10月上旬まで収穫されるが、収穫時期は、生育期間の天候の影響で多少前後する。

収穫後は、作業場で袋や箱に詰めるなどの作業を行い、直売所等で販売される。



写真 収穫期を迎えたぶどう棚(巨峰)



写真 ぶどう狩りの様子



写真 盤峰園での作業場の様子



写真 盤峰園での直売所の様子

このように、ぶどう栽培は4月から本格的に始まり、ぶどうの実の成熟を見守りながら
手間隙^{てまひま}かけて丁寧^{ていねい}に栽培する。

イ 観光ぶどう園

大平地域^{おおひら}のぶどう園は、昭和40年代から、駅付近のぶどう農家を中心に観光ぶどう園を本格化していった。

昭和42年（1967）当時、東武鉄道本社の旅客課に勤務していた大平町^{とみだ}富田^{わくい}の和久井氏が地元特産品であるぶどうに着目、沿線の観光開発の一環として発案し、盤峰園^{ばんぼうえん}とのタイアップによる観光ぶどう狩りツアーを8月に始めた。



写真 昭和42年（1967）9月号に掲載された
『太平ぶどう狩りのグラビア』
（東武博物館蔵）



写真 同誌に掲載された
「太平山ぶどう狩りとハイキング」の募集広告
（東武博物館蔵）

東京→（東武電車）→新栃木駅^{しんとちぎ}→（バス）→太平山→（ハイキング）→
大^{だい}中^{ちゅう}寺^じ（七不思議の紙芝居を住職に依頼）→（ハイキング）→盤峰園（ぶどう狩り）→
新大平下駅^{しんおおひらした}→（東武鉄道）→東京

図 当時の行程表

ぶどう狩りツアーは、毎週満員状態となり大成功を収め、盤峰園だけではまかないきれない事態となり、駅周辺のぶどう農家も加わっていった。富田地区でのこれらの取組みの成果は、この地域のぶどう栽培への布石となり、現在では、地域全体で6割～7割は、観光ぶどうとして販売している。

近年では、平成 21 年（2009）から、大平町観光ぶどう園協議会の取組みとして、都市住民を対象にぶどうの袋かけ体験や収穫体験、地元の女性組織協力によるジャムやお菓子作り体験なども始め、平成 25 年（2013）からは、ツアー企画会社と連携し、新たなぶどう狩りツアーにも力を入れ始め、直売等によるぶどう農家の収入向上にもつながっている。

このような地域や団体との連携により、観光案内や商業ベースのPRが迅速かつ効果的に
行われ、観光ぶどう園の来場者も増加し、ぶどう農家の生産意欲も沸いてきており、観光ぶ
どう園の多くで後継者が育ってきている。

おわりに

大平^{おおひら}地域西部（富田・西山田^{とみだにしやまだ}地区）のぶどう栽培は、明治末期にある農家の趣味でつくった「ぶどう」が、特においしくできたことから、この地域が栽培に適していることが分かり、栽培農家も徐々に増え、作物転換政策が相まって農家の転作が進み、「ぶどう団地」と呼ばれるような栽培地帯となった。また、鉄道会社とのタイアップや道路整備等により、主流は観光ぶどう園となっていくた。

このように、この地区のぶどう栽培は、時代の流れと人々の営みが深い関係を持ちながら、発展してきた。

さらに、殆ど^{ほとんど}のぶどう農家が転作でぶどう栽培を始めたため、古い農家の建物が今も多く残っていると同時に、ぶどう棚は田畑や草生栽培による山裾^{そうせい}のなだらかな斜面を利用しており、先人の知恵が息づいたこの地域独自の景観がみられる。

大平地域西部のぶどう畑の景観は、このような古い農家の建造物やぶどう棚と、ぶどう栽培による人々の営みが一体となった農村景観であり、ぶどう栽培の地域に歴史的風致が広がっている。

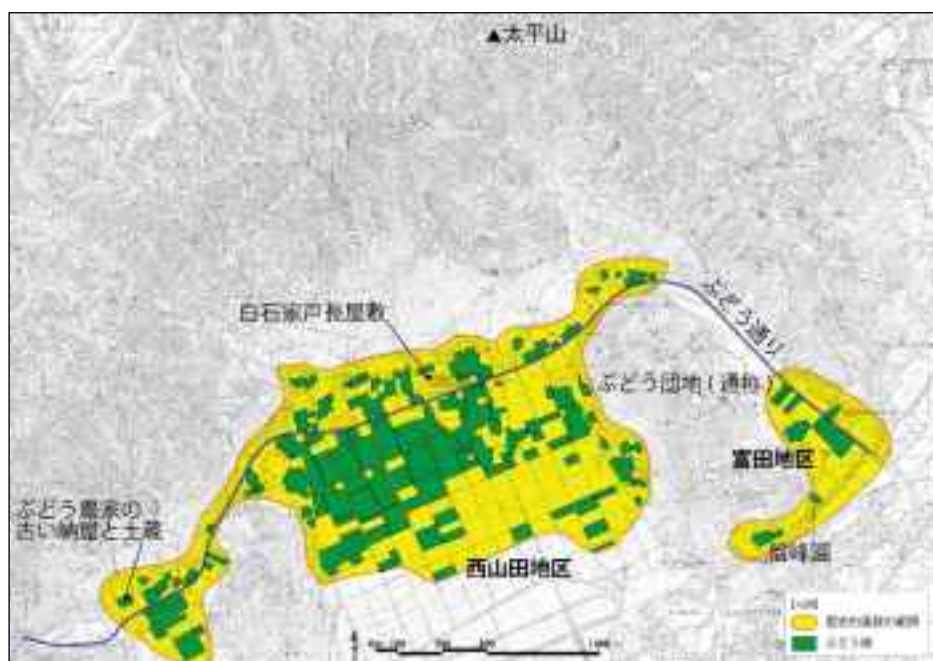


図 大平地域のぶどう栽培にみる歴史的風致の広がりとぶどう畑の範囲

～コラム～

「おおひらぶどうまつり」の開催

「おおひらぶどうまつり」は、地域の代表的な行事として行政主体で開催されていたが、平成11年（1999）から開かれなくなっていた。

しかし、平成19年（2007）、地元団体の協力もあり、ぶどう農家と地域が一体となって、行政の直接的な支援を受けずに復活させ、それ以来、開催しており、最近では毎年3,000人を超える来場者がある。

まつりは、ぶどう団地内の「かかしの里」で開催され、地域のぶどう農家が搬出したぶどうの試食や直売、早食い競争などにより、多くの来場者に楽しんでもらうとともに、地域を知ってもらう良い機会にもなっている。



写真 ぶどうの早食い競争の様子

～コラム～

いわふね

岩舟地域におけるぶどう栽培

大平地域に隣接する岩舟地域のぶどう栽培は大正時代にまで遡^{さかのぼ}ることができ、大平ぶどう団地周辺と同様に風土がぶどう栽培に適していたことから、昭和30年代後半から栽培が本格的に始まった。

現在は、巨峰^{きよほう}、シャインマスカットを主として露地、ハウスを含め約24haを作付けしており、年間で約202tを出荷している。

岩舟地域のぶどう栽培農家は、約45戸で、そのほとんどがJAを通した出荷を行っている。近年では、「市場出荷から直販へ」と新たな経営感覚を目指した観光農業にも力を入れ、行政とJA・農家が協力して「いわふねフルーツパーク」を開園し、ぶどう狩りをはじめとした農産物の販売や加工品を製造するとともに、ぶどうまつりを開催するなど、産地の振興にも力を注いでいる。



写真 いわふねフルーツパークでのぶどう栽培

第2章 栃木市の維持向上すべき歴史的風致

5 渡良瀬遊水地のヨシにみる歴史的風致

はじめに

渡良瀬遊水地（旧谷中村、現在の藤岡地域藤岡地区等）は、市の最南端に位置し、渡良瀬川、巴波川などの大きな河川に囲まれており、かつて、そこに住んでいた人々は、洪水に見舞われやすい地域を堤防で囲みその中で生活を営んでいた。そのため、洪水によって米の収穫量は少なく、副業の漁業やスゲ笠づくりなどを行ない生活していた。

明治16年（1883）以降、上流の足尾銅山での産銅量増加に伴う鉱毒の影響により、急速に森林が失われたこともあり、渡良瀬川沿岸の多くの村々では、明治23年（1890）、明治29年（1896）と大洪水に襲われた。

このような諸状況から沿岸に住む人々は鉱毒反対運動を繰り広げ、その後、旧谷中村民の移住問題等も生じたが、明治43年（1910）から着手した渡良瀬川改修事業により、渡良瀬遊水地は、大正11年（1922）に完成された。

一方、谷中村の廃村で人々が住まなくなると、その跡地には土砂が堆積し上質のヨシが繁殖するようになり、遊水地の周辺部に住む農家では葦簀づくりを行うようになっていった。

特に、昭和30年代から良質なヨシを生産するために始められたヨシ焼きは、今では、渡良瀬遊水地の早春の風物詩となっている。



図 渡良瀬遊水地の位置



写真 葦簀づくりの様子



写真 ヨシ焼きの風景

① 渡良瀬遊水地の概要と環境

ア 概要

渡良瀬遊水地は、東京から約 60 km に位置し、栃木、群馬、埼玉、茨城の 4 県の県境にまたがる日本最大級の遊水地であり、渡良瀬川、思川、巴波川の 3 河川が流れ込み、約 4 km 下流で、流域面積が日本一の利根川に合流する。

面積は、約 33 km² あり、南北に約 9 km、東西に約 6 km、周囲の長さが約 30 km で堤防や台地により囲まれており、栃木県（2 市 1 町）が約 9 割を占め、特に栃木市は全体の 71.2% を占めている。



写真 渡良瀬遊水地

この地が遊水地となったのは、明治 43 年（1910）から大正 11 年（1922）にかけて実施された渡良瀬川改修工事によるものである。それ以前の渡良瀬川は遊水地の西側を海老瀬七曲りといわれるように曲がりくねって流下し、思川、巴波川は現在の遊水地の南部を流れ渡良瀬川に合流しており、北部には赤麻沼、石川沼という大きな沼があって、谷中村などの周囲には囲堤が築かれていた。

明治 14 年（1881）以降、上流の足尾銅山での産銅量増加に伴う鉱毒事件に関連して遊水地計画ができ、明治 38 年（1905）からの栃木県による谷中村の買収、翌年の明治 39 年（1906）には、谷中村は藤岡町へ合併され、明治 43 年（1910）の洪水後、国による渡良瀬川の改修計

第2章 栃木市の維持向上すべき歴史的風致

画等が進められ現在の遊水地となった。

昭和22年(1947)の「カスリーン台風」による大出水を契機に策定された昭和24年(1949)の利根川改修改訂計画に基づいて調節池化が進められ、工事は昭和38年(1963)から始まり、第1調節池は昭和45年(1970)、第2調節池は昭和47年(1972)に概成(一定の完成をみた状態になること)し、第3調節池は巴波川上流の改修計画の進捗に合わせて平成9年(1997)に完成した。

また、洪水調節機能の拡充や増加する水需要と流水の正常機能を図ることを目的として、昭和51年(1976)に着工し、平成2年(1990)に貯水容量2,640万 m^3 の貯水池、通称「谷中湖」が概成した。

谷中湖は、平地部にできた我が国で初めての多目的貯水池であり、建設に際しては、旧谷中村中心部の役場・雷電神社・延命院跡地などを配慮し、現在のハート形になった。

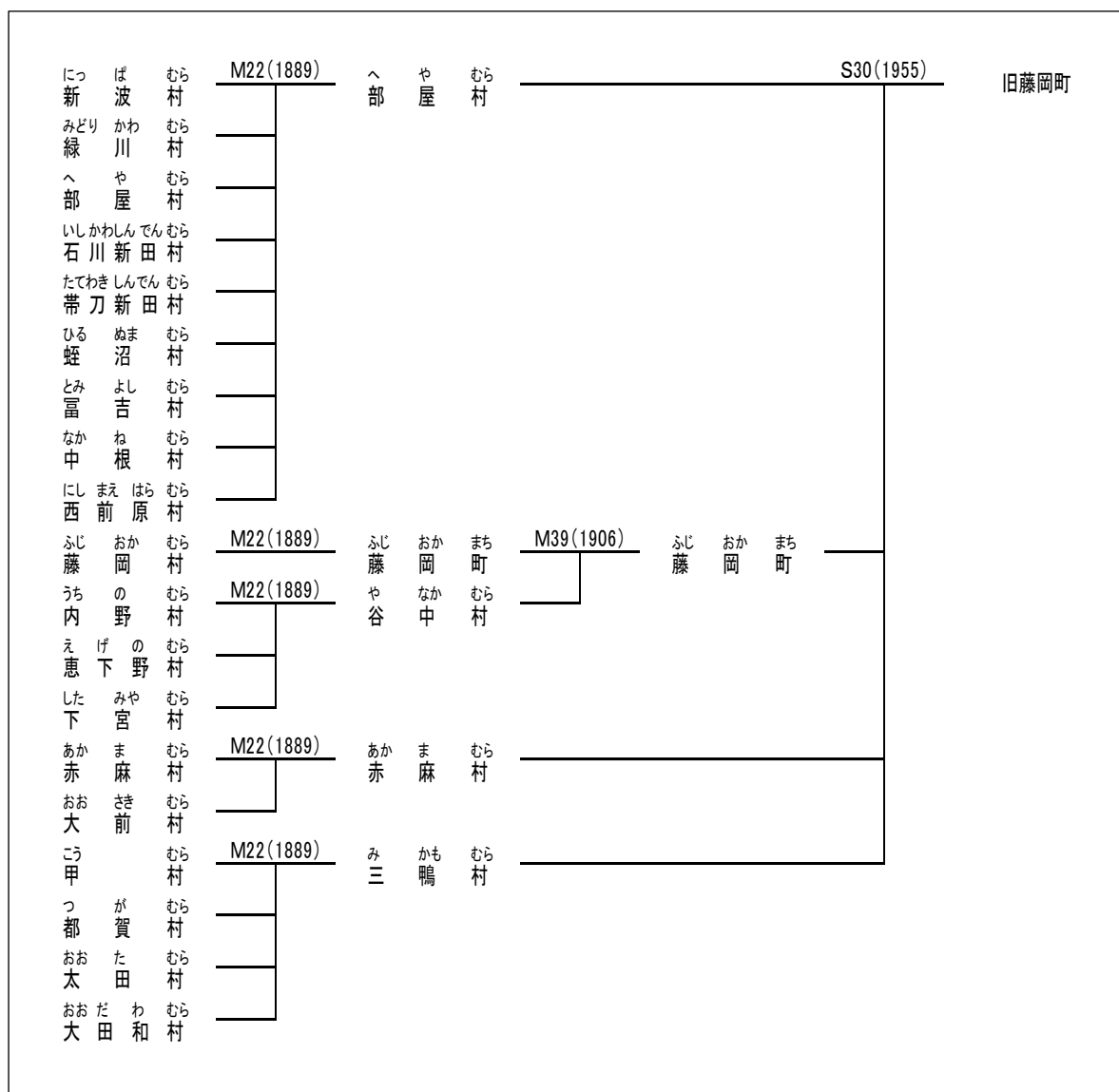


図 旧藤岡町の変遷図

イ 環境

渡良瀬遊水地^{わたらせゆうすいち}は、昔から低湿地帯で大きな沼なども多く、洪水のたびに氾濫^{はんらん}するようところで、人々は、米の収穫量が少ないため、漁業^{しやうたくち}や沼沢地（水草が茂っている水たまり）に群生しているスゲを原料としたスゲ笠づくりなどを行い生活していた。

住民が移住した後の明治 40 年代以降の遊水地は、その周囲を高さ 10m内外の堤防で囲まれ、ヨシ（アシ）、オギを中心とした豊かな湿地環境を有するようになり、このような環境に生育^{しつせい}できる湿生植物群落^{しつせいしょくぶつぐんらく}、水生植物群落^{すいせい}と呼ばれる川^{かわ}辺や湿地に生育する植生（ある対象地域に生育している植物の集団の状態）である。



写真 渡良瀬遊水地の植生



写真 ヨシ（アシ）



写真 オギ

この湿地環境は、世界的にも貴重であるため、平成 24 年（2012）7 月にはラムサール条約（特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約）にも登録された。

渡良瀬遊水地は、渡良瀬川^{わたらせがわ}、思川^{おもいがわ}、巴波川^{うずまがわ}からの流出^{りゅうしゅつ}土石が堆積^{どせき}しているが、利根川^{とねがわ}の影響もあり流速も弱まり、土壌は微砂や粘質土からなり、植生もヨシ群落、オギ群落が優先し、その他に水路沿いにはヤナギ低木林、地下水位の高い沖積低地^{ちゅうせき}や湖沼^{こしょう}に生活するカサスゲ、マコモ、コガマなどが見られる。

ヨシ群落、オギ群落が存在するのは、低湿地の地形と毎年実施しているヨシ焼きや河川の洪水により、植生遷移^{せんい}（移り変わること）は阻害され、一般的な植生遷移（裸地→一年生草木→多年草木→陽樹^{ようじゆ}の低木林→陰樹^{いんじゆ}の常緑広葉樹林^{じやうりよくこうようじゆりん}）へとは一概に進まないものと思われる。

ヨシ焼の効果は大きく、休眠型の地上、地表植物に致命的な打撃を与え、地中植物には影響を与えない。即ち、ヨシ焼きによりヤナギの生長は抑制され広大な地下茎のヨシ・オギ等が優占され維持されているものと考えられる。

「遊水地化」事業で築堤した周囲堤（遊水地周りの堤防）は、川の外側の本堤防のことで、洪水時に調節池に貯めた水を溢れさせないためにつくったものである。

天端幅4間（7.2m）で、川に沿って遊水地を囲むように築堤されており、人々が住む、住宅地への浸水を防ぐ重要な堤防となっている。



写真 周囲堤



写真 遊水地化事業で築堤した周囲堤 （加工）

第2章 栃木市の維持向上すべき歴史的風致

③ 渡良瀬遊水地のヨシに関わる活動

ア 渡良瀬遊水地周辺での葦簀づくり

a) 葦簀づくりの歴史

渡良瀬遊水地の葦簀編みは、廃村前の旧谷中村の恵下野^{やなか えげの}で始められた。

恵下野で始められたのは江戸時代後期で、古河藩主土井利亨^{こが どりとしなり}がアジロと葦簀生産を行なわせたことが始まりといわれている。

旧谷中村やその周辺の人々は農業の他にスゲ笠づくりや漁業を主な生業^{なりわい}としていたが、国の遊水地計画により、明治39年（1906）には谷中村は廃村、明治43年（1910）からの改修工事により遊水地となり、遊水地外への移転による農地の減少に伴い、農業以外の生業を見つける必要が生じたことや、赤麻沼^{あかまぬま}周辺で盛んに行われていた漁業も渡良瀬川^{わたらせがわ}の河川改修工事による赤麻沼の埋没^{すた}もあつて廃れていった。

そうした中で、遊水地内では、土砂の堆積等により上質のヨシが繁殖するようになり、それを利用して葦簀の生産が次第に職業化されてきた。

特に、旧谷中村の人達は遊水地内の地上物に対する権利を持っていたため、ヨシを刈り取り、葦簀編みとその販売を生業とし、大正時代にはその生産はピークを迎えた。

昭和18年（1943）には「栃南葦加工販売組合」が組織され葦簀の製造・販売が行なわれるようになり、編み終わった葦簀は大きな倉庫を幾つも使い出荷するまで保管しておく状況であった。



写真 栃南葦加工販売組合（昭和31年（1956））

その後、昭和40年代までは葦簀の生産は広く行なわれていたが、中国から大量に廉価な葦簀^{れんか}が輸入されるようになるとともに、渡良瀬遊水地の開発などによって、葦簀の生産者は年々少なくなっているものの伝統的な葦簀づくりが引き継がれており、材料となるヨシは、遊水地内に各自治会が借りている土地から毎年刈り取ってきている。

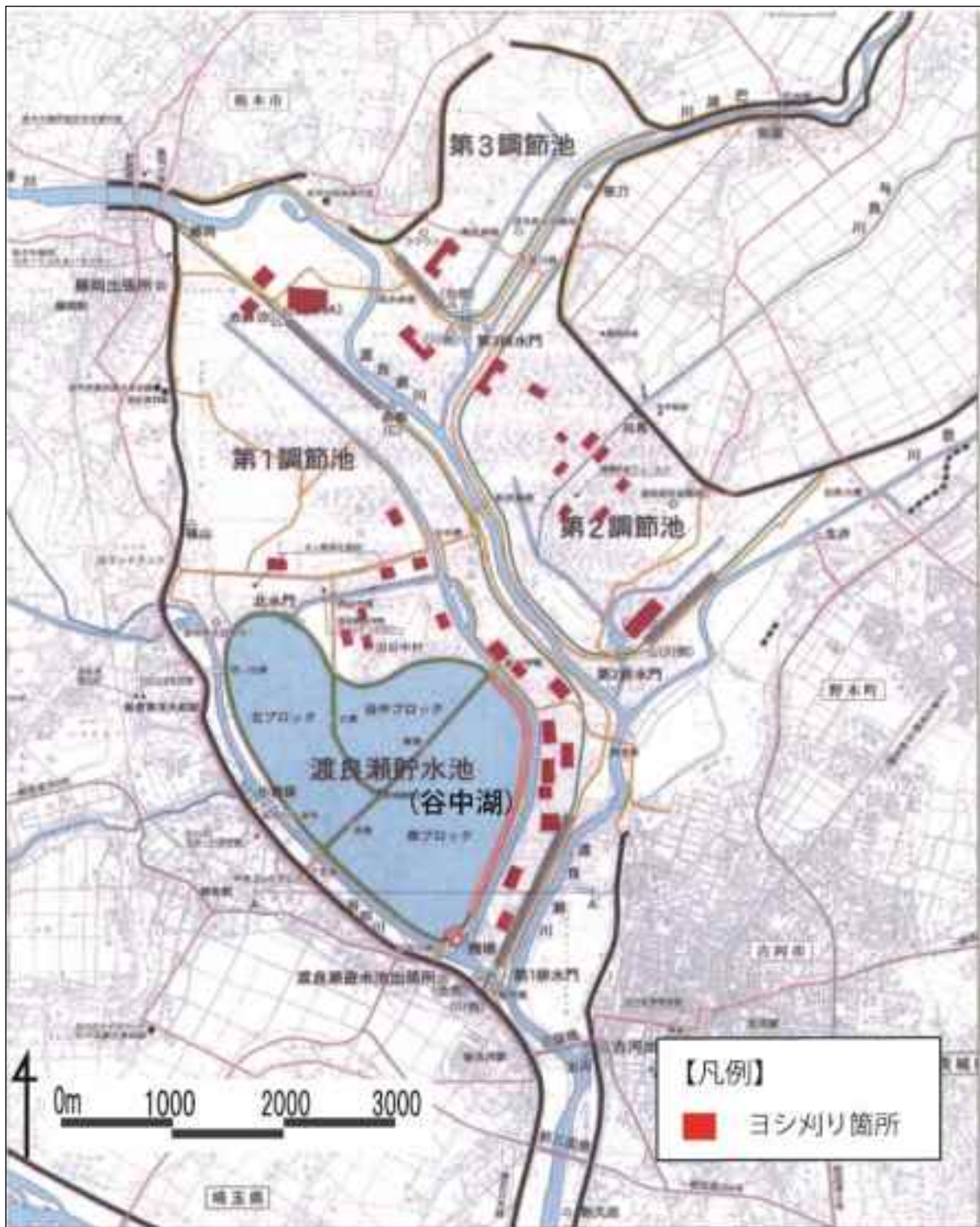


図 ヨシ刈り箇所図（平成 27 年度（2015））

b) ^{よし}葦^ずづくりの場所と方法

この地域での葦^{なりわい}づくりは、一部の農家では生業としていた時期があったが、大多数は農閑期の副業として行われていたため、家の敷地や田畑の土地等に作業場や倉庫を造り、手編みによる葦^{のうかん}づくりを行なう生産者が多かった。

現在、この地域で葦^{なりわい}づくりを行なっている家では、農閑期の副業あるいは高齢者の手間仕事として機械編みにより行われている。

【葦簀づくりの場所】

現在でも葦簀づくりを行なっている家では、敷地内や近くの田畑に作業場や倉庫があり、増築して主屋に繋げて作業場を造った家などもある。

床は土間で、作業場や倉庫は丈の長いヨシを入れるため、天井が高く風通しを良くするようにになっている。



写真 昭和45年(1970)に建てられた作業場



写真 慶応元年(1865)建築の主屋に昭和20年代に増築して造った作業場
(主屋の右側)



写真 昭和39年(1964)から使用し、
昭和55年(1980)に木の電柱の
廃材を使って改修された倉庫の内部



写真 葦簀を編む機械

また、葦簀を編む機械には、180cm・270cm・300cm・360cmの長さのヨシを編むことができる4種類があり、全部を揃えている家は少なく、各家で必要に応じた機械を使用している。

【葦簀づくりの方法（機械編み）】

○ 材料であるヨシの刈り取り

ヨシは12月下旬頃から枯れ始め、翌3月中旬くらいまで、刈り取ることができる。

自分達で工夫をした刈り取るための刃をトラクターに取付けた機械を使って、ヨシを刈り取る。刈り取ったヨシはその場で束ねて、「押切り」という裁断機である程度の長さにして、トラックで倉庫まで運ぶ。



写真 ヨシを刈り取るための機械



写真 押切り器



写真 刈り取り風景



写真 束ねたヨシを「押切り」で裁断



写真 刈り取ったヨシを束ねる

○ 刈り取ってきたヨシの保管

束ねて運んできたヨシは、はじめは外に並べて置くが、その後、倉庫に入る長さに切って、倉庫内に入れて保管する。



写真 刈り取ってきたヨシの束



写真 倉庫に入れたヨシの束

○ 選別とヨシの^{かわむ}皮剥き

刈り取ってきたヨシから、葦簀づくりに使えないような曲っているヨシを取除く。

また、刈り取ってきたままでは皮がついているため、皮剥き機で皮を取る。下の方は皮が固くて取れないため、その部分は1本1本鎌で取除く。



写真 曲っているヨシを取除く



写真 皮剥き機



写真 下の方の固い皮は鎌で取除く

○ 選別・皮剥きをしたヨシの束づくり

選別・皮剥きをしたヨシは、再度、「押切り」で目的にあった葦簀をつくる長さに切り、ある一定の束にしておく。



写真 長さを一定にした束

○ 機械でヨシを編む

ヨシを編む機械では、機械右側からヨシを入れると、左側にスライドし、上下が交互になるように通したシュロ紐^{ひも}の間に1本ずつ入っていく。

一般的な1間（約180cm）の長さの葦簀をつくるには、ヨシ400本が必要であり、1本1本通す作業を繰り返し、編み上がるまでに約1時間がかかるという。



写真 葦簀を編む様子

○ 左端を揃えるための裁断

編む長さがある程度になったところで、左端を揃えるために機械の左側についている刃で裁断する。



写真 左の刃で裁断する

○ 葦簀として保管

出来上がった葦簀は、丸めて縛り、束にして保管する。葦簀は、2年間ほどは保管が可能だという。



写真 完成した葦簀

イ 良質なヨシを育成するためのヨシ焼き

a) ヨシ焼きの歴史

昭和20年代までは、^{わたらせゆうすいち}渡良瀬遊水地は今より湿地でぬかるんでいて、人力で鎌を使ってヨシ刈りをし、馬を使い刈り取ったヨシを運搬しており、ヨシの生育条件も良くヨシが密集していて、使えない短いヨシはほとんどなかった。

ヨシを刈り取って残った根に近い部分は、釜戸などの燃料として使用したため周囲の農家が競うように持ち帰り、ヨシ焼きをする必要はなかった。

昭和30年代からヨシ刈りも機械化され、大量生産されるようになるとヨシを刈る面積も広がり、刈り取って残った根に近い部分も多くなっていった。

この時期以降、害虫からヨシを守り、良質なヨシを生産するために各家で自分の占有していた場所のヨシを各自で焼くヨシ焼きが始められた。

そして、昭和40年代になると、ヨシ焼きが「渡良瀬遊水地利用組合連合会」で組織的に行われるようになった。

b) ヨシ焼の実施

ヨシ焼きの作業を安全に確実に実施するためには、関係者による連携のもと協議を進め、多くの人の理解を得るために広報等を行う準備から始める必要があり、10月後半より調整に入り11月には実施日の決定をはじめ実施体制を明確にし、関係機関の協力を得て翌年3月のヨシ焼き実施となる。

【実施体制】

ヨシ焼きは、昭和30年代より始められ、「渡良瀬遊水地利用組合連合会」が主体となつて、安全に実施するためにも、長年の経験と実績に基づき、引き継がれている技術のもと関係自治体（近隣市町：現在は栃木市・古河市・小山市・加須市・野木町・板倉町の4市2町）、河川管理者、遊水地利用占有者等が一体となって実施してきた。

平成17年（2005）7月には、渡良瀬遊水地の豊かな自然環境の保全並びにヨシに寄生する害虫の駆除及び野火による周辺家庭への類焼防止等のために、渡良瀬遊水地のヨシ焼きを継続実施することを目的とした、自治体から構成となる「渡良瀬遊水地ヨシ焼き連絡会」ができた。

そして、地域が一体となって安全に配慮して実施するため、「渡良瀬遊水地ヨシ焼き連絡会」が主体となってヨシ焼き計画を検討することとしたが、ヨシ焼きの主催者は「渡良瀬遊水地利用組合連合会」で実施することとなった。

その後、平成23年（2011）3月11日の東日本大震災により、その年と翌年はヨシ焼きが中止となった。

平成25年（2013）ヨシ焼き再開に向け協議が行われ、渡良瀬遊水地は平成24年（2012）ラムサール条約に登録となったことにより、さらに自然環境の保全が必要なことから、渡良瀬遊水地のヨシ焼きを継続的に実施するため、「渡良瀬遊水地利用組合連合会」が会員として「渡良瀬遊水地ヨシ焼き連絡会」に加盟する形で組織を一本化し、地元住民も一体となって、「渡良瀬遊水地ヨシ焼き連絡会」の主催で実施することとなった。

【実施範囲】

実施範囲は、渡良瀬遊水地内全域であるが、ヨシの自生地は全体の約半分の1,500haで、渡良瀬遊水地利用組合連合会実施の区域については細分化され、各地区の分担に分かれている。

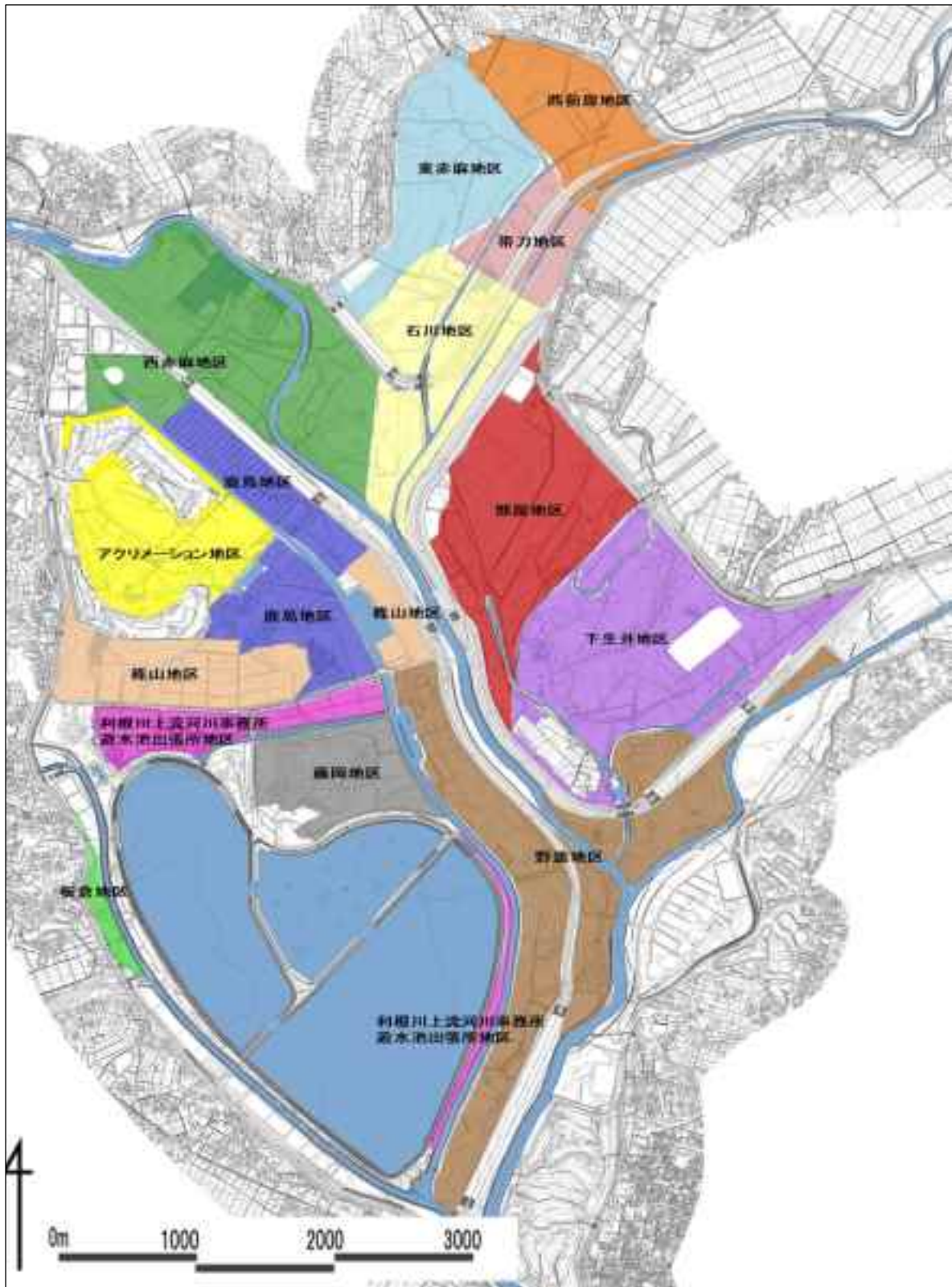


図 ヨシ焼き箇所図

【ヨシ焼きの流れ】

○ 火入れ

ヨシ焼きの火入れ場所は、長い経験とともに風向きや風速などから判断して行われる。

風向きを見て風上から火を着けるが、一気に火を着けるのではなく、状況を確認しつつ焼いていく。基本的には、ヨシの根元の枯葉の堆積物に1～5m置きに着火をし、外部（周辺の堤防等）から内側に燃え広げながら火入れを行ない、周辺への飛び火を防止する。

避難方向には最後に火入れを行ない、管理用通路やヨシ運搬道路等を利用して、すばやく移動する。



写真 火入れの様子

○ 延焼

ある程度燃え広がった段階で、各自ヨシ原の内側に点火し、区域内の延焼^{はら}となることや早期に延焼が完了するように、互いが火の動きを読みあつて連絡する。

延焼は立ちヨシや下草に沿っていくため、池や湿地帯のヨシは焼き残りが多くなるので注意しながら、ある程度延焼が進んだ段階で、安全を確認して風向きを見て焼き残り箇所に向かって点火する。



写真 延焼の状況

○ 鎮火

全体の動きを把握できるように高台に上がって延焼状況や安全の確認を行い、連絡を取合い分担して鎮火状況を見回る。

鎮火しても、風が出てきて燃え残りに再度延焼する場合などがあるため、見張りの体制とともに、消防隊等との連絡体制を密にしておく。

おわりに

渡良瀬遊水地^{わたらせゆうすいち}一帯で暮らしてきた人々は、洪水に見舞われ米の収穫量は少なく、副業の漁業やスゲ笠づくりなどを行い生活していた。

そのような中、明治43年(1910)から大正11年(1922)にかけて実施された「遊水地化」事業により土砂が堆積され、昭和初期頃から遊水地において良質なヨシが取れるようになった。

このヨシの繁殖は、人々の生活を一変させ、葦簀づくり^{よしず}を営むことにより、副業による収入が増加、あるいは農業をやめて専業化するなど大きな影響を与えた。

渡良瀬遊水地におけるヨシは、地域住民にとっての象徴的存在であり、平成11年(1999)3月のヨシ焼きでは、西赤麻地区^{あかま}は自分の地区にヨシ生産者がいないためヨシ焼きに参加しなかったが、その後、遊水地内の旧西赤麻地区の環境悪化などにより、再度、赤麻沼管理会^{あかまぬま}の構成員として西赤麻地区の自治会が毎年順番を決めてヨシ焼きに参加するなど、遊水地のヨシ原^{はら}を維持・保存するために地域住民が一体となって取組んでいる。

また、地域の伝統的な工芸ともいえる葦簀づくりにおいては、編む機械も製造が中止となっている状態で、部品から特別につくってもらう必要が生じて貴重となっているばかりか、背の高いヨシを扱う作業場や倉庫も貴重な建造物となってきている。

渡良瀬遊水地では、春から夏にかけてつくられる葦簀が作業場や倉庫に並ぶ光景を見ることができるとともに、材料となる良質なヨシが取れる遊水地の四季折々の風景が、地域住民の活動と一体となって歴史的風致が広がっている。



図 渡良瀬遊水地のヨシにみる歴史的風致の広がり

～コラム～

わたらせゆうすいち
渡良瀬遊水地のヨシ活用の広がり

① 藤岡よし利用組合

藤岡地域内には、葦簀^{よしず}づくりを行なっている生産者が赤麻^{あかま}地区に3軒、部屋^へ地区に1軒、その他、茅葺^{かやぶき}の屋根をつくるためにヨシを扱っている生産者が1軒あり、ヨシを扱う生産者組合が組織されている。

組合は、渡良瀬遊水地利用組合連合会の中心的存在となってヨシ焼きの実施にあたっていると同時に、地域の様々な行事や事業等の際にヨシを供給している。

② ヨシ紙すき・ミニ葦簀づくり体験

地域住民がヨシ紙すきやミニ葦簀づくり体験のボランティアスタッフとして、年に10回以上のイベントや講座等の指導者として活躍している。

このボランティアスタッフは、市と生産者組合（藤岡よし利用組合）でヨシの文化を継承していきたいということで、ヨシ生産者の指導を受けて養成された。

主に、学校や育成会に出向いたり、イベントの際の体験コーナーで指導することにより、年間300人以上の地域内外の子ども達が、ヨシ紙すき・ミニ葦簀づくりを体験している。



写真「ヨシ紙すき」の様子



写真「ミニ葦簀づくり」の様子

～コラム～

わたらせゆうすいち たなかしょうぞう
渡良瀬遊水地と田中正造

① 旧谷中村と田中正造

谷中村は、現在の渡良瀬遊水地南側にあった村で、西に渡良瀬川、東に思川と巴波川が流れ、しばしば洪水被害を受けた。そのため谷中村では、堤防の修復工事や排水器設置工事などを繰り返し、足尾銅山鉍毒の被害も重なり、結果的に財政が破綻していった。

明治35年（1902）に国が設置した第二次鉍毒調査委員会の答申に従い、政府は谷中村の堤内地の買収を決定し、これを受けて、明治38年（1905）から栃木県が買収に着手し、翌年の明治39年（1906）7月には廃村となった。

村民は、それまでに周辺の町や村、集団で栃木県那須郡の国有林などへ約300戸が移住し、なかには同じ谷中村の堤内地から堤外地へ移転する家々もあった。

このような栃木県の方針に対して、買収反対派村民は抵抗を重ねていたが、翌年の明治40年（1907）、栃木県は堤内地に残る村民に対し家屋を破壊するなどの強制執行を行なった。しかし、家屋を失った16戸は、仮小屋を建てて強固に抵抗し続けた。

田中正造は、明治37年（1904）7月に谷中村に移り住み、渡良瀬川の遊水地計画の反対運動に尽力し、谷中村の復活を要望して日夜奔走し、大正2年（1913）9月4日、73歳の生涯を閉じた。



写真 旧谷中村の延命院跡共同墓地

～コラム～

わたら せゆうすい ち た なかしょうぞう
渡良瀬遊水地と田中正造

② 田中霊祠

田中霊祠は、田中正造の五分骨の一つを祀ったもので、藤岡地域藤岡堤外にある。

大正2年(1913)に田中正造が亡くなった当初は、元谷中村の嶋田熊吉邸内に石祠を建て、遺骨をその中に納め田中霊祠と称え祀ったが、大正6年(1917)に渡良瀬川を藤岡町の北端に移して、赤麻沼及び谷中村に貫流する工事に伴い、県から立ち退きを命じられ、谷中村残留民が移転するとともに、3月3日に霊祠を現在の地に奉還した。

9月4日の命日は洪水期のため、例祭日を春期に繰り上げ、4月4日に改定して祭礼が行われてきたが、現在では、4月4日に近い日曜日ということで4月の第1日曜日を例祭日としている。

境内には、昭和32年(1957)に造営された木造瓦葺向拝造の拝殿並びに本殿、幣殿の他、歌碑、霊祠の造営碑などがある。



写真 造営された拝殿

第3章

歴史的風致の維持及び向上に関する方針

第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

1 歴史的風致の維持及び向上に関する課題

(1) 歴史的建造物の保存・活用に関する課題

栃木市の歴史的風致を構成する歴史的建造物は、栃木地域の歴史的町並みをはじめ各地域の社寺や渡良瀬遊水地の周囲堤、大平ぶどう団地のぶどう棚にも存在している。これまで歴史的な価値のある建造物については、文化財保護法、栃木県文化財保護条例、栃木市文化財保護条例に基づく文化財の指定等により保存や活用のため必要な措置を講じてきた。また、主として昭和前期（昭和20年（1945）頃）までにかけて建造された旧日光例幣使街道や巴波川周辺の見世蔵や土蔵、石蔵、木造店舗等については、「歴史的町並み景観形成地区」の「歴史的建造物」に指定し、その保全と活用のための支援事業を実施してきた。

しかし、近年において後継者不足や後継となる家族が市外にいる場合が多いことから、管理することが困難となった歴史的建造物が増加傾向にあり、町並みを保存していくうえで建造物の活用がうまくできなくなっている。また、歴史的建造物を相続した人が、その価値を十分に認識していないがゆえに、維持管理が行われないまま老朽化し空き家となっているものや管理しきれずに取壊される状況も発生している。

こうしたことから、旧日光例幣使街道及び巴波川周辺の戦前建築物の件数は、平成9年（1997）から平成28年（2016）の20年間で1,347棟減少しており、依然として歴史的建造物の減少は止まっていないと推測される。

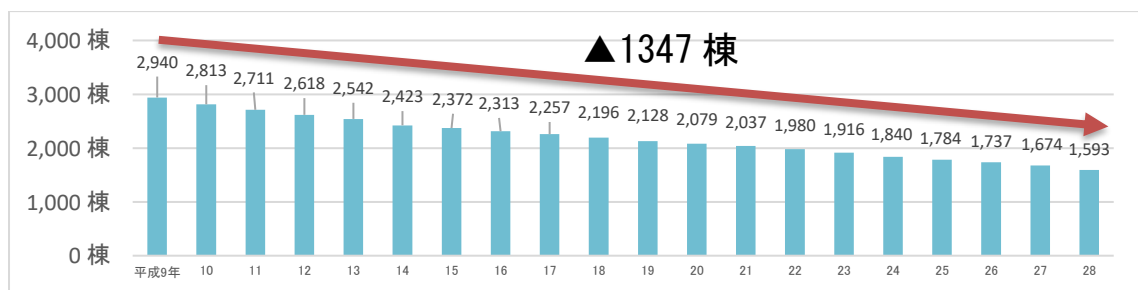


図 旧日光例幣使街道及び巴波川周辺の昭和20年（1945）12月31日以前建築・木造家屋棟数の推移

歴史的建造物の中には、老朽化による破損等により修理が必要なものも多くあるが、現制度を活用しても所有者の費用負担が大きく修理されないのが現状であるとともに、歴史的建造物の修理を行うための伝統工法や技術についての知識や経験、人材の不足や、歴史的建造物の修理を行おうとする者等に対し技術的指導及び助言を専門的立場から行うような体制についても十分とは言えない。

また、これらの歴史的建造物は主に木造の建築物で構成されているため、火災や、近年頻発している地震や台風、豪雨等の自然災害に脆弱なものも多く、保存や活用に関しては大きな課題である。

第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

(2) 歴史的町並みの保全・形成に関する課題

旧日光例幣使街道沿いにおいては、見世蔵や木造店舗が建ち並び、洋風建築や所々に塀や門が現れ、塀越しに木造住宅、土蔵や石蔵が望める町並みが特徴となっている。栃木市では、こうした歴史的町並みを保全するため、「栃木市歴史的町並み景観形成要綱」を制定して、旧日光例幣使街道及び巴波川周辺を「歴史的町並み景観形成地区」に指定し、市、事業者及び住民により、その形成に向けて一体的に取り組んできた。

しかし、未だに、沿道の建築物を取壊し空き地になっているものや駐車スペース、庭などとして使用しているもの、建替えにより現代の建築物になっているものが多く見られ、町並みの連続性を阻害している。

また、蔵の街大通り（旧日光例幣使街道）においては、景観の阻害要因である電線・電柱について、無電柱化を行ったが、「^{かう えもんちよう}嘉右衛門 町 伝建地区」や巴波川沿いなどにおいて未整備となっている。

巴波川や^{けんちようほり}県 庁 堀を流れる^{がわ}県 庁 堀川においては、現在、栃木県や地区住民、市民団体等により護岸整備や水質浄化、美化活動等が実施されているが、周辺を含む景観の保全が十分に行われていない。

嘉右衛門町伝建地区は、栃木県屋外広告物条例により、原則として屋外広告物を掲出することができない禁止地域であるが、未だに不適切な屋外広告物が見受けられるとともに、蔵の街大通り（旧日光例幣使街道）や巴波川周辺においても歴史的風致とは異質の屋外広告物が見受けられる。



写真 嘉右衛門町伝建地区内の電線・電柱



写真 巴波川沿いの電線・電柱

(3) 歴史や伝統文化を反映した活動の継承に関する課題

地域における民俗芸能等は、長い歴史と伝統の中から生まれ、守り伝えられてきた市民の財産であり、将来に渡って確実に継承され、発展を図っていかねばならない重要な資産となっている。栃木市では、今も多くの地域で祭りや神楽、獅子舞等の民俗芸能が残されているが、近年、^{かぐら}少子高齢化などの地域社会の急激な変化に伴い、多くの民俗芸能等の保存団体が後継者、指導者の不足など、運営面で様々な課題を抱えているとともに、保存団体間での相互の連携が取れていない。

また、^{だし}山車祭りにおいては、山車所有町内の住民の減少や高齢化、転入した住民の不参加などにより、山車の引き手不足が問題となっている。さらに、山車等の保存・修理には多額

の費用が掛かり、維持・伝承するために山車所有町内等の負担が大きい。

(4) 自然景観や農業景観に関する課題

栃木市を代表する風景として、渡良瀬遊水地のヨシ原^{ほら}のある風景や大平ぶどう団地のぶどう棚が広がる風景等が挙げられる。

渡良瀬遊水地については、国指定の絶滅危惧種を含む希少植物が多く生育する豊かな自然環境にあり、自然環境を守るため、掘削等による攪乱^{かくらん}、ヨシ焼き、外来種駆除などの人の手が入って保たれてきたが、その生育環境が悪化している場所も見受けられる。

また、大平ぶどう団地のぶどう栽培については、生産者の高齢化や後継者不足により、今後、栽培されないぶどう棚が増えることが懸念され、良好な農業景観づくりに影響を与えかねない。さらに、県内有数のぶどうの産地として、また、観光ぶどう園としての観光地の評価を受けているが、近年のぶどうの消費動向は、ぶどうの消費が減少する一方で、手軽さを売りにした加工品の消費が増加している。

(5) 歴史的風致に係る情報発信と認識向上に関する課題

栃木市の歴史的風致は、歴史や文化を理解する上で欠くことのできない固有の資源であり、将来へ継承すべき貴重な財産である。

しかし、継承すべき歴史的風致についての市民の共通理解が不足しており、地域の歴史的風致を市民の誰もが認識できるための情報発信など、歴史的風致についての積極的な情報発信は進んでいないうえ、情報発信の拠点となる施設が不足している。

文化振興に関する市民アンケート調査結果（平成25年度（2013）に実施）によると、市内各地域の資料館等の施設については利用したことがない人の割合が8割を超えており、利用しない理由としては「時間に余裕がないから」、「歴史民俗資料等に関心がないから」とともに、「場所が分からないから」の割合が高くなっており、市民の認知度や利用率、歴史民俗資料等への関心の低さが窺^{うかが}える。

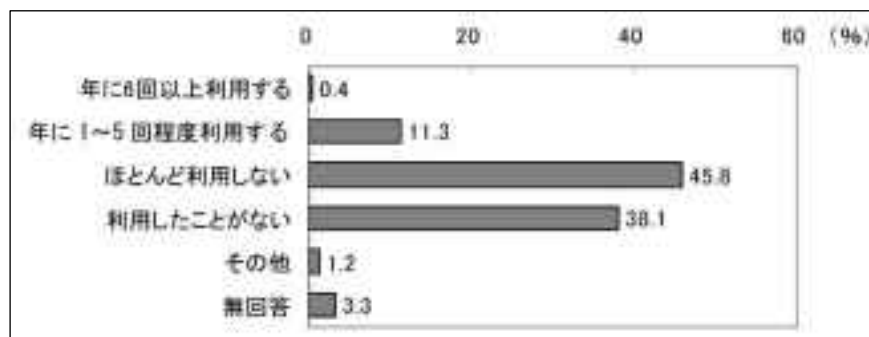


図 市内各地域の歴史民俗資料館の利用頻度

第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

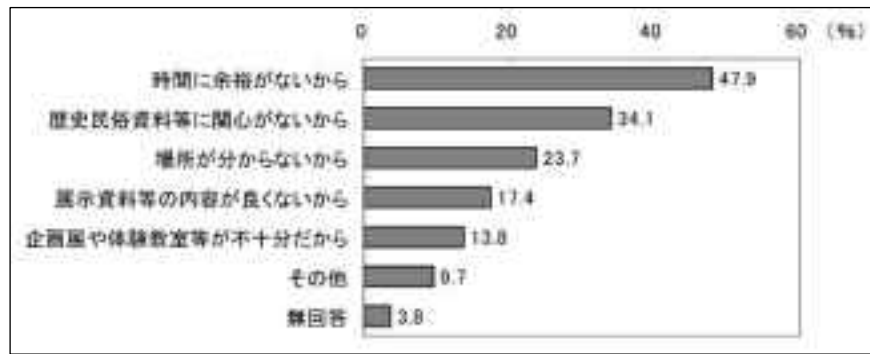


図 歴史民俗資料館等を利用しない理由

栃木市では、歴史的風致を紹介するような冊子がないため十分に案内・説明することができず、歴史的風致に対する市民意識があまり高くなく、歴史文化資産について説明できる人材も不足している。

また、平成32年（2020）夏季オリンピック・パラリンピックの開催地が東京に決定し、栃木市は東京から近い観光地として、オリンピックを機会に訪日する外国人を市内に誘客する契機ではあるが、栃木市の魅力を発信できる体制が十分に整っていない。

（6）周遊性の向上に関する課題

市街地中心部においては、歴史的建造物は来訪者等が散策する路地にも存在するが、アスファルト舗装の状態や、道路美装化後に数年が経過したことによるタイルの剥がれや損傷が著しい箇所があるとともに、歴史的な町並みに調和していない街路灯も見受けられる。また、休憩施設が少なく市民や来訪者にとって訪れやすい環境となっていない。加えて、車利用による交通アクセスが多い中、来訪者を受け入れるための駐車スペースについても、十分に整備されていない状況にある。

多くの来訪者が訪れる嘉右衛門町伝健地区の旧日光例幣使街道（市道）は、幅員が約7～8mと比較的広く、ゆったりと湾曲し、通過交通による交通量も多く、歩道がないことから歩行者にとって安全・安心な環境ではない。

市内各所に歴史文化資産が分布しており、これらの資産がネットワークでつながっておらず、一定のテーマやストーリーでこれらをつなぎ、栃木市の魅力を分かりやすく体験して感じられるような環境づくりなど、来訪者の受入環境の整備が不足している。

既存の案内板や説明板においても、個々のデザインの統一感がなく、老朽化しているものも見られ、来訪者の利便性への配慮に欠けているものや、外国人来訪者の案内誘導のための外国語併記のない案内板もある。

2 上位計画及び関連計画との関連性

本計画は、令和5年（2023）3月に策定した「第2次栃木市総合計画」に即する計画である。

また、「栃木市都市計画マスタープラン」や「栃木市景観計画」等の関連計画との整合、連携を図りながら、栃木市の歴史まちづくりに関する基本的な方針を示す計画として位置付ける。

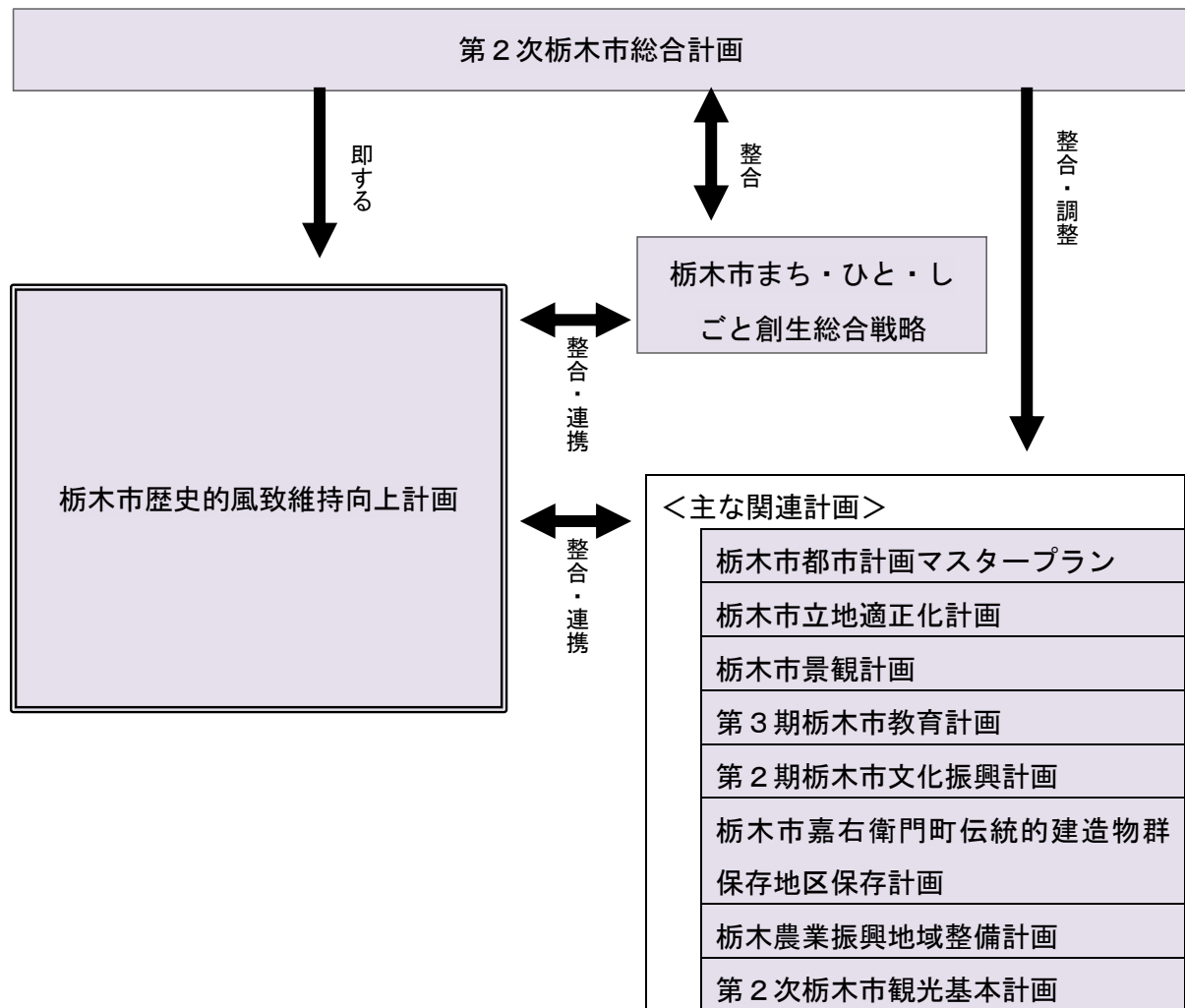


図 栃木市歴史的風致維持向上計画と上位・関連計画の関係

（1）第2次栃木市総合計画（令和5年（2023）3月策定）

栃木市では、総合的な振興・発展等を目的として、令和5年度（2023）から令和14年度（2032）までを計画期間とする「第2次栃木市総合計画」を策定した。

目指す将来都市像『豊かな自然と共生し 優しさと強さが調和した 活力あふれる栃木市』の実現に向け、様々な施策を推進しており、将来像の実現を効果的・効率的に進めていくため、まちづくりの6つの基本方針を設定している。



図 将来像と6つの基本方針

（2） 栃木市都市計画マスタープラン（平成26年（2014）3月策定、平成28年（2016）3月改訂）

「栃木市都市計画マスタープラン」は、平成26年（2014）3月に策定された。その後、平成26年（2014）4月の岩舟町との合併並びに「栃木市総合計画」が改訂されたことにより、平成28年（2016）3月に改訂した。

まちづくりの将来都市像について、『“自然”“歴史”“文化”が息づく 多様な交流を育む 新たな“とちぎ”のまちづくり』とし、6つのまちづくりの目標を定め、このうち「地域資源を活かした美しいまちづくり」の実現のために、豊かな自然や歴史・文化的な景観の保全や活用を図りながら、都市と自然・田園環境が調和する美しい都市景観の創出を目指すとしている。

将来都市像

“自然”“歴史”“文化”が息づく 多様な交流を育む 新たな“とちぎ”のまちづくり

本市の特長である“自然・歴史・文化”をまちづくりにおける重要な要素として捉え、市民ニーズの高い“交流”の基盤となる都市づくりに取り組みながら、市民・企業・団体・行政の協働による一体的なまちづくりを進めます。

まちづくりの目標

- 土地利用 - - 自然と都市が共存共栄するまちづくり - 交通体系・都市施設 - - 快適、便利な暮らしやすいまちづくり - 市街地整備 - - 豊かな暮らしと活力を創出するまちづくり	- 都市防災 - - 市民の生命財産を守る安全・安心なまちづくり - 都市景観 - 地域資源を活かした美しいまちづくり - 都市環境 - - 環境にやさしく豊かな自然を守り活かすまちづくり

図 将来都市像とまちづくりの目標



図 将来都市構造（イメージ）

(3) 栃木市景観計画（平成26年（2014）10月作成、平成27年（2015）4月施行）

栃木市は、人々の暮らしの中で長い年月の間に育まれた歴史的な町並みや樹木や草花等による美しい景観が形成されている。これらの美しい景観の中でも、栃木地域中心部においては、これまで「蔵造りの歴史的町並み」を保全・活用するため、景観形成に関わる諸事業を展開し、市民・事業者とともに、歴史的町並みを守り育ててきた。先人達が守り育ててきた栃木市のこうした景観を次世代に継承し、これらを活かしたまちづくりを進めることが必要なことから、市民・事業者・行政が一体となって良好な景観形成を図ることを目的に、平成26年（2014）10月に景観法に基づく「栃木市景観計画」を作成、平成26年（2014）12月に「栃木市景観条例」を告示、平成27年（2015）4月に「栃木市景観計画」並びに「栃木市景観条例」を施行した。

景観計画では、栃木市の景観資源や景観構造を活かし、地域の特性に応じた良好な景観形成を図っていくため、栃木市全域を「景観計画区域」とし、市民・事業者・行政が共有すべき目標として、4つの景観まちづくりの基本目標を設定し、これらの基本目標に沿って、6つの基本方針を設定し、景観まちづくりに取り組んでいくとしている。

主なものとして、基本方針①では、自然資源を遠くから眺める眺望景観や自然資源から周りを見渡す眺望景観として、^{おおひらさん}太平山や^{みかもやま}三轟山、^{いわふねさん}岩船山等の山々の景観や^{わたらせがわ}渡良瀬川、^{ながのがわ}巴波川、^{おもいがわ}永野川、^{しもつけこくちょう}思川等の川が構成する良好な景観、さらに渡良瀬遊水地周辺における景観を保全し、眺望を大切にするとしている。基本方針②では、蔵造りの町並みが残されている栃木地域の歴史的町並みや各地域の市街地内に残されている歴史資源、さらに田園風景の中にある^{むらひ}下野国庁跡や村檜神社など、自然的景観を呈している歴史資源を保全、活用するとしている。

また、栃木市の景観を形成するうえで、土地利用や景観的に同質な広がりの一帯を4つの「ゾーン」に区分し、それぞれの景観形成の方針を示している。

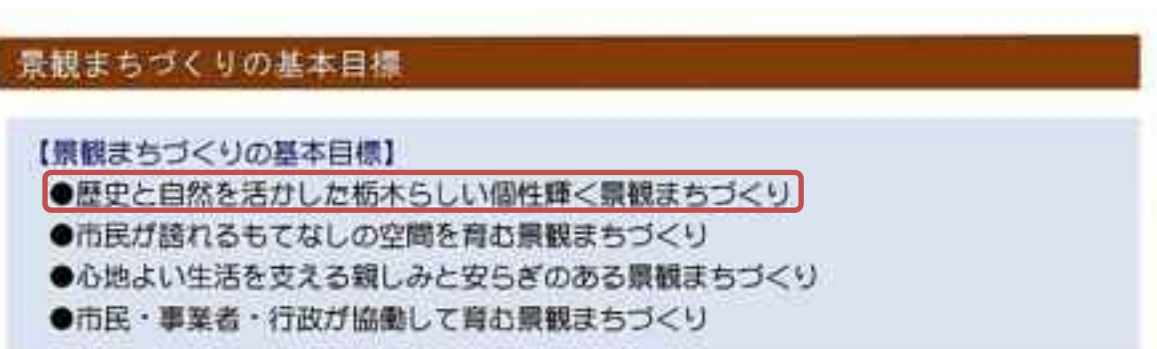


図 景観まちづくりの基本目標

景観まちづくりの基本方針

- 基本方針 ① 地域を象徴する自然景観を保全し、心象風景としての眺望を大切にする。
- 基本方針 ② 歴史的な町並みや史跡を保全し、交流をより活発にする。
- 基本方針 ③ 暮らしの中で受け継がれてきた風情を再発見し、未来に引き継ぐ。
- 基本方針 ④ 都市の拠点における良好な都市景観を形成する。
- 基本方針 ⑤ 好ましくないものを見直し、よりよい景観へと磨きをかける。
- 基本方針 ⑥ 市民・事業者・行政が協働して、継続性のある景観まちづくりに取り組む。

図 景観まちづくりの基本方針



図 景観構造別の景観形成の方針

第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

(4) 第3期栃木市教育計画（令和5年（2023）3月策定）

「第3期栃木市教育計画」は、栃木市の実情に応じた教育振興の方針とそのための施策に関し、基本的な事項を定めたもので、令和5年（2023）3月に策定された。

『ふるさとの風土で育む人づくり・まちづくり』をスローガンに、栃木市ならではの教育を推進するため、基本理念を設定し、基本理念を推進するべく、4つの教育の目標を設定している。その一つである『歴史や文化、芸術にふれる体験的な学びを推進する』では、市内に現存する文化財等の保存・保護や活用に努めることにより、歴史文化を活かしたまちづくりを推進としている。

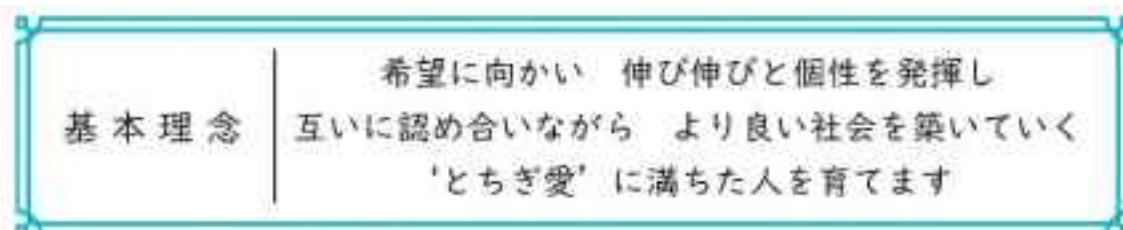


図 基本理念

基本方針	基本目標
I 人生の礎となる生きる力の育成 《学校教育の充実》	○自分を大切に、人を思いやり、互いに共感・共生できる心や態度を育む。 ○予測困難とされる時代をたくましく、しなやかに生き抜く力を育む。 ○ふるさとを愛し、社会に貢献しようとする心や態度を育む。
II 人生を輝かせる学びの充実 《生涯学習の充実》	○一人ひとりの生涯を豊かにする様々な分野での学びを推進する。
III 豊かな学びへつなぐ文化の振興 《文化の振興》	○歴史や文化、芸術にふれる体験的な学びを推進する。
IV 教育を支える環境の整備 《教育環境の整備》	○学びの充実を目指す教育の環境を整える。

図 基本方針と基本目標

(5) 第2期栃木市文化振興計画（令和5年（2023）3月策定）

「第2期栃木市文化振興計画」は、栃木市の実情に応じた文化振興の方針とそのための施策に関し基本的な事項を定めたもので、令和5年（2023）3月に策定された。

計画の基本目標は、『歴史や文化、芸術にふれる体験的な学びの推進』とし、2つの基本施策と6つの単位施策の方向性を定めている。このうち、基本施策2では、文化財等の調査・研究を進め、その保存・活用を図るとともに、郷土芸能等の継承支援や地域の歴史と伝統を守るための後継者育成等に努めるとしている。



図 基本目標と基本施策、単位施策

(6) 栃木市嘉右衛門町伝統的建造物群保存地区保存計画（平成24年（2012）3月告示）

嘉右衛門町伝建地区には、旧日光例幣使街道に沿って見世蔵や土蔵をはじめとする江戸末期から昭和前期頃にかけての伝統的な建造物が群としてよく残り、地形に沿って湾曲する道、巴波川、^{おきなじま} 翁島や^{じんや} 陣屋跡の緑等とともに特徴的な歴史的風致をつくり上げている。「栃木市嘉右衛門町伝統的建造物群保存地区保存計画」は、現在まで継承されてきた嘉右衛門町伝建地区の歴史と伝統、これらを^{いろど} 彩る文化遺産、これらによって形成されている歴史的風致を守り伝えるため、行政が住民と協力しながら町並みの保存・整備を進めるとともに、地域の活性化と生活環境の向上及び栃木市の文化基盤の向上等に資することを目的とし、平成24年（2012）3月に告示された。

保存計画の保存の方向として、保存地区の歴史的風致を維持・向上するにあたっては、現状変更の許可の基準を定めてこれを適切に運用するとともに、「伝統的建造物」及び「環境物件」を特定してこれらの「修理基準」に即して所有者の保存の取組みに支援を行い、それ以外の建築物等については「修景基準」^{しゅうけい}に即して所有者の整備の取組みに支援を行うとしている。

＜保存地区内における建築物等及び環境物件の保存整備計画＞

① 伝統的建造物

伝統的建造物の保存修理は、歴史的風致を損なうことなく、その外観を維持する修理を行う。外観が変更されているものについては、伝統的建造物群の特性の維持を基本として、「修理基準」に従って原状に復する修理を行うこととする。

伝統的建造物の修理に際しては、構造耐力上必要な補強を行い、防災・耐震性能の向上を図ることとする。

伝統的建造物のうち、一般公開が可能なものについては内部の復原又は現状維持のための修理を行うこととする。

② 伝統的建造物以外の建築物等

伝統的建造物以外の建築物等の新築や増改築については、歴史的風致と調和するよう、「修景基準」及び「許可基準」に従って行うこととする。

③ 環境物件

歴史的風致の維持や形成に寄与している環境物件の保存整備については、現状維持又は復旧を行うこととする。

＜保存地区の保存のため必要な管理施設及び設備並びに環境の整備計画＞

① 管理施設等

保存地区の住民と来訪者の便宜を図り、保存地区に関する歴史資料等の保存と活用を推進し、さらに保存地区についての理解を深めることに資するよう、空き家等を利用した管理施設を設置する。また、保存地区内の適切な箇所に標識、案内板、説明板等を設置する。これらの設備の整備にあたっては歴史的景観を損なわないように配慮する。

② 防災施設等

保存地区では、火災の早期発見、初期消火、延焼防止等を目的とした防災施設を整備するとともに、避難路の確保、建築物等の構造補強等を含めた防災計画を早期に策定する。また、保存地区内の住民による自主的な防災活動を奨励し、防災意識の啓発と初期消火等の充実を図る。

③ 環境の整備等

保存地区では、歴史的風致に合わせた生活環境及び都市基盤の整備に努める。また、電線・電柱等は移設又は整理に努める。保存地区内の道路は、歴史的な町並みとの調和に配慮して整備・維持に努める。

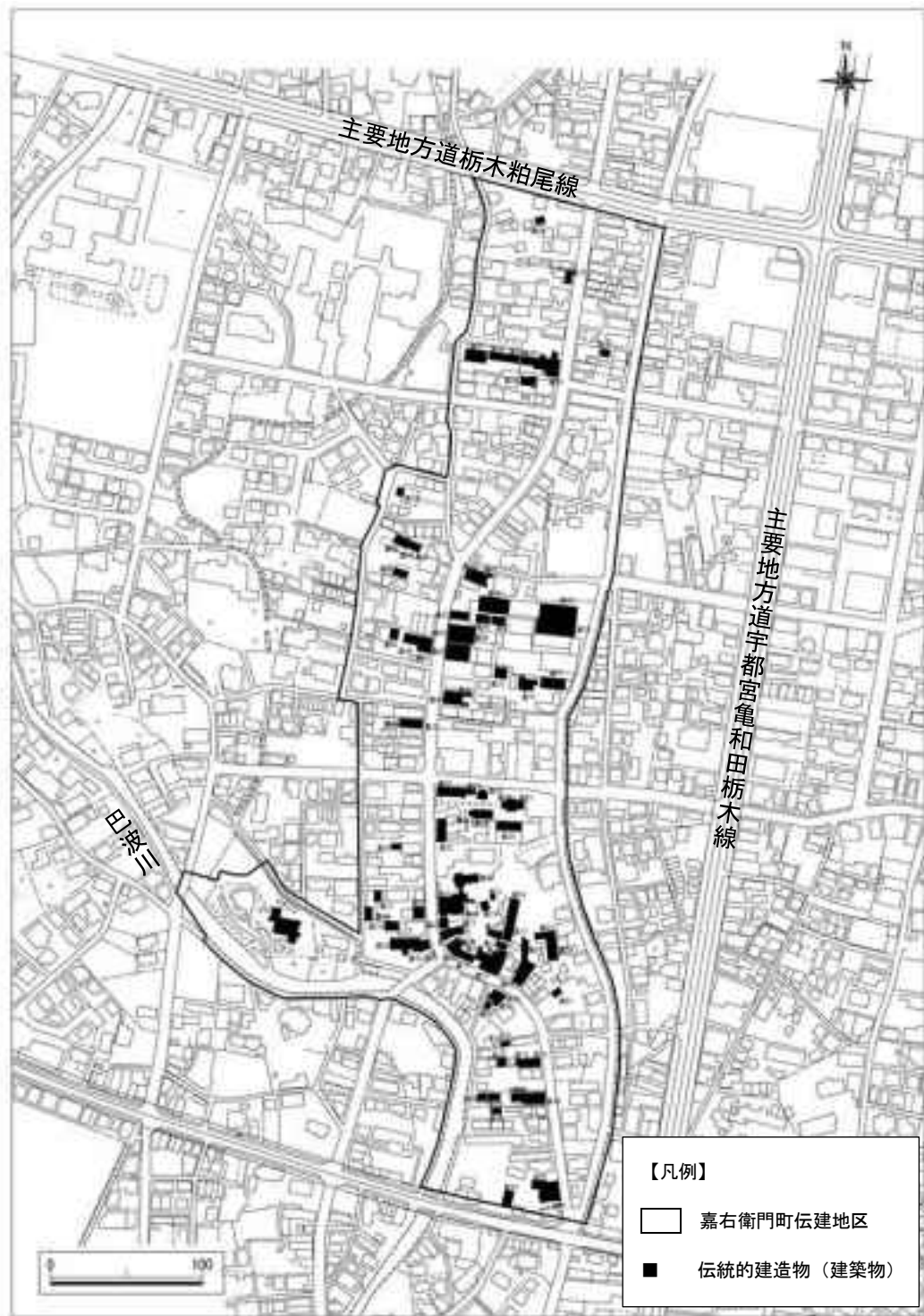


図 嘉右衛門町伝建地区の区域と伝統的建造物（建築物）の位置図

(7) 栃木農業振興地域整備計画（平成 29 年（2017）12 月策定）

「栃木農業振興地域整備計画」は、平成 29 年（2017）12 月に策定された。

第 1 から第 8 までの計画からなり、「第 1 農用地の利用計画」の中では、栃木市の恵まれた条件を効果的に活用した新たな首都圏農業の確立に向け、都市近郊という条件を活かした産地の形成等の取組みを推進するとしており、太平山・^{てらいしさん}晃石山南麓のエリアにおいては、「ぶどう団地」が造成され、既に北関東有数の産地として、また、観光地として認知・定着して

第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

いることから、引き続きぶどうを主力とする果樹生産の振興を図るとともに、その販売・加工のための施設用地として、観光農業や都市型農業（大都市の周辺で行われる農業）の確立に向けた土地利用を促進することとしている。また、^{りのう}離農や農業者の高齢化、後継者不足などから、農業以外への土地利用の増加や農地の遊休化・耕作放棄地が深刻化しつつあり、これらの発生防止や再生・有効活用に向けた対策が必要とし、農地中間管理事業等を活用した農地の^{りゅうどうか}流動化の促進や農用地区域に係る制度の適切な運用による優良農地の確保等の取組みを推進することとしている。

「第5 農業近代化施設の整備計画」では、ぶどうの果樹栽培が観光農業としての産地評価を受けており、今後は、来訪者の志向や栽培動向に対応した施設・農業機械の整備・導入を進めるとともに、加工・販売施設の充実を図るとし、また、海外^{ふゆうそう}富裕層をターゲットとした高品質な果物の輸出拡大に向け、ニーズの把握に努めるとともに、これに対応した生産・流通加工設備・施設の整備を進めるとしている。

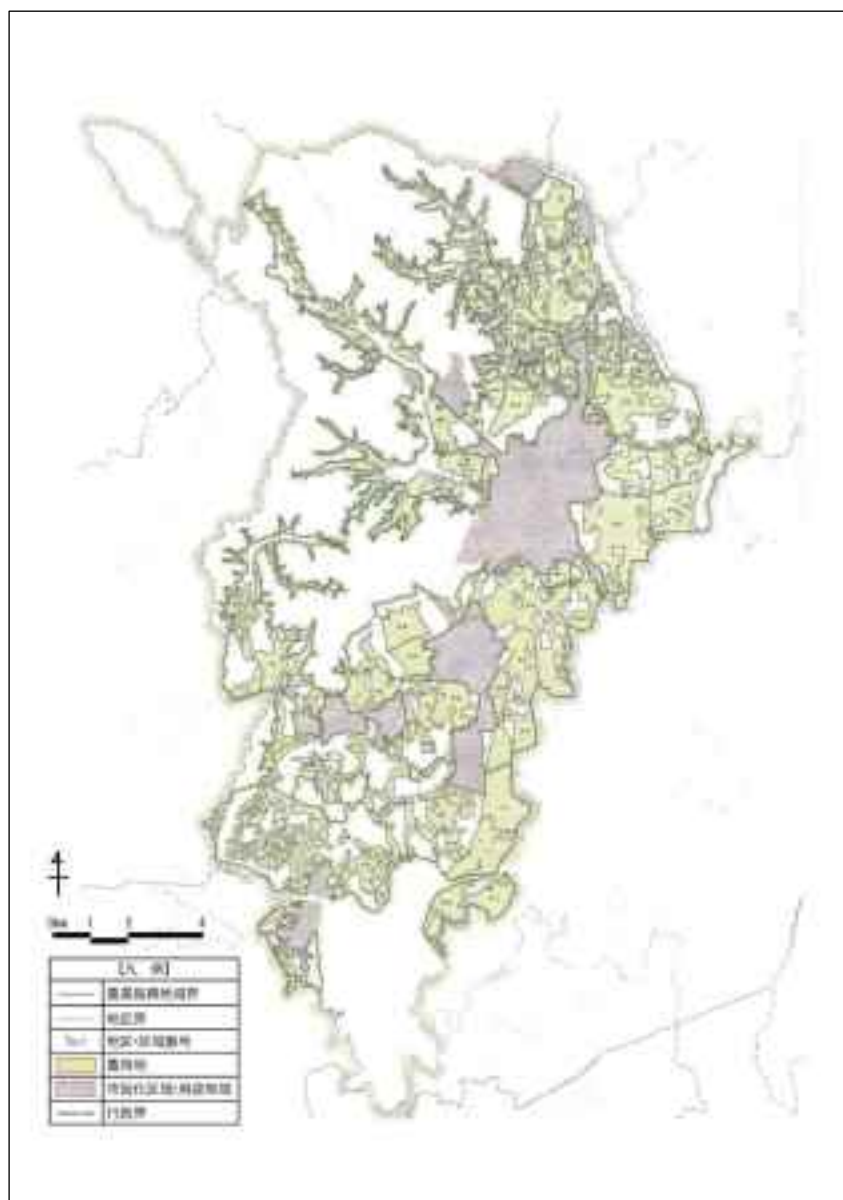


図 農業振興地域の指定の状況

(8) 第2次栃木市観光基本計画（令和5年（2023）3月策定）

「第2次栃木市観光基本計画」は、新型コロナウイルス感染症の影響の終息と経済の回復が見えてきた今般、コロナ禍においてもウィズコロナ・アフターコロナの時代を的確に見据え、5年間の観光の方向を示すために令和5年（2023）3月に策定された。

計画の基本理念は、『市民の笑顔と来訪者の笑顔をつなぐ観光まちづくり』とし、5つの基本目標を定めている。

栃木市の観光資源を「自然資源」、「歴史・文化資源」、「観光関連施設」、「イベント・まつり」、「体験」「食物・土産品」の6つに区分し整理しており、基本目標1では、多様な観光資源について、来訪者の快適な観光活動を支援するため、来訪者のニーズを把握しながら設備等の充実や新たな機能付加等を図るとともに、地域に埋もれている観光資源を地域住民とともに掘り起こし、新たな魅力として観光まちづくりに活用するとし、「観光施設及び資源のデータベース化」や「観光資源の磨上げ」等の具体的アクションを示している。

また、基本目標3では、栃木市を訪れる外国人観光客への対応を中心に各種プロモーションや観光振興施策を展開し、国内のみならず海外へ目を向けた観光施策の推進を図るとし、「外国人観光客の受入環境整備と誘客推進」等の具体的アクションを示している。

■基本目標1 観光資源の魅力の向上

本市には歴史・文化、自然、イベントなど多くの観光資源が存在しています。市民をはじめ関係者にもその存在を知ってもらい、個性ある観光資源として活用していくため、来訪者のニーズを踏まえた機能強化や新たな観光資源の掘り起こしや磨き上げを行うとともに、資源向上の連携、選別、ストーリー作りなど、観光資源の魅力の向上を図ります。

■基本目標2 ネットワーク・観光基盤整備

来訪者の観光スタイルを一地域集中型から多地域分散型へと誘導するため、広域的な移動手段や情報、サービスなど市全体で一休感のある観光まちづくりを進めるとともに、各地域内において、快適で安全な移動や観光行動を促す観光基盤の整備等に取り組めます。

■基本目標3 発信・連携

観光振興を図るうえで大変重要となる情報発信を、WEBサイトやSNS等の活用をはじめとする、様々な手段・手法により行い、栃木市の魅力を山内外に積極的に伝えます。また、市内における観光資源組織や市民同士の交流を深めるとともに、近隣主要観光都市等との連携を強化し、効果的な観光客の誘致を図ります。

■基本目標4 体制・人づくり

市民、観光関連事業者、行政等が、それぞれの立場と役割に対する理解を深め、各種活動の促進や協力的な連携による体制づくりを構築します。また、市民の観光に対する理解を深めるとともに、「おもてなし」の意識の向上を図り、来訪者の心地よい観光活動を支援し、リピーターの獲得に取り組めます。

■基本目標5 総合マネジメント

観光を取り巻く社会経済情勢等の変化を正確に把握したうえで、各種施策を総括し、来訪者に対し質の高い観光を提供するなど、総合的、戦略的な観光プロモーションを行い、持続可能な観光まちづくりに取り組めます。

図 基本目標

第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

(9) 栃木市まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和2年（2020）3月）

栃木市では、人口減少問題に取り組むため、栃木市の人口の現状と将来の展望を提示する「栃木市人口ビジョン」と、今後5箇年の目標や施策の基本的方向と具体的な施策をまとめた「第2期栃木市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を令和2年（2020）3月に策定した。

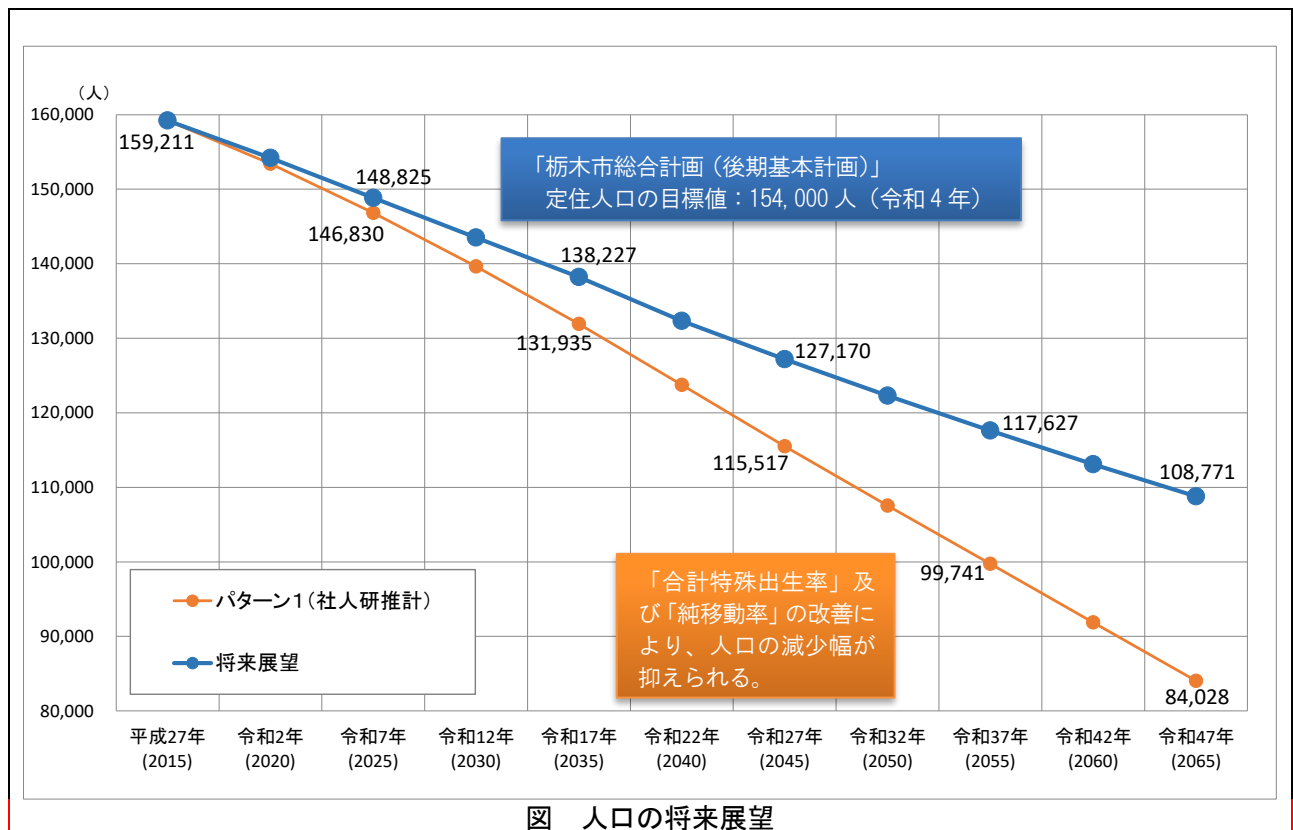
① 栃木市人口ビジョン

「栃木市人口ビジョン」では、国、県の長期ビジョン及びこれまでの推計や分析、調査等を考慮し、栃木市が将来目指すべき人口規模を展望している。

短期的には、産業系開発事業等の施策による転入人口増加、転出人口の抑制に努め、総合計画（後期基本計画）の人口見通しで設定した令和4年（2022）の15万4千人を目指すとしている。

また、平成29年（2017）4月に発表された「国立社会保障・人口問題研究所」の「将来人口推計」では、栃木市の令和47年（2065）の人口は約8万4千人まで減少すると示されているが、人口減少に歯止めをかける施策を積み上げ、「合計特殊出生率^{しゅつしゅうりつ}」及び「純移動率」を改善することにより、人口の減少幅が抑えられるとし、令和47年（2065）に約10万9千人を目指すとしている。

※合計特殊出生率：その年次の15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が、仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを産むと仮定したときの子どもの数に相当する。



② 総合戦略

「総合戦略」では、4つの基本目標や具体的施策を位置付けており、特に、基本目標2では、栃木市の観光資源に磨きをかけることによって交流人口を増加させ、経済活性化や栃木市の知名度アップを図るため、ラムサール条約湿地に登録された渡良瀬遊水地や重伝建地区に選定された嘉右衛門町伝建地区など、栃木市が持つ特徴的な観光資源について、積極的に有効活用するとしている。

＜基本目標と具体的施策＞

【基本目標1】 雇用を生み出し、安心して働けるようにする

(ア) 雇用の創出と確保

- ① 企業誘致の推進 ② 事業所等への経営支援
- ③ 起業・創業支援及び若手起業家の育成

(イ) 特色ある農業の展開

- ① 市の特徴を活かした強い農業の確立 ② 栃木市版フードバレーの推進

【基本目標2】 栃木市への新しい人の流れをつくる

(ア) 本市らしさ・本市の強みを活かしたまちづくり

(イ) 定住人口の増加

- ① 本市の魅力の効果的な発信 ② 定住希望者への支援
- ③ U I J ターン希望者への支援

(ウ) 交流人口の増加

- ① インバウンドの拡大 ② 観光資源の魅力向上と有効活用

(エ) 関係人口の創出・拡大

【基本目標3】 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえるとともに、誰もが活躍できる地域社会をつくる

(ア) 結婚活動への支援

(イ) 出産・子育てへの支援

- ① 妊娠・出産への支援 ② 子育てへの支援

(ウ) 誰もが活躍できる地域社会の創造

- ① 女性活躍の推進 ② 若者が活躍できるまちづくり
- ③ 人生100年時代のまちづくり ④ 共生社会実現の推進

(エ) 魅力ある学校教育の創造

- ① 確かな学力の育成 ② 一貫性のある教育の充実
- ③ グローバル教育の推進

【基本目標4】 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

(ア) 安全安心で快適な暮らしへの支援

- ① 国土強靱化地域計画の着実な実行 ② 地域公共交通の充実
- ③ 安全安心な暮らしへの支援

(イ) 地域コミュニティの連携による一体感の醸成

- ① 地域コミュニティの維持 ② 定住自立圏形成の推進
- ③ 持続可能な行財政運営

(ウ) スポーツ・健康まちづくりの推進

- ① スポーツ資源を活用した地域活性化 ② スポーツを通じた健康増進の推進

(エ) 関係団体との連携の強化

- ① 近隣市町との連携強化 ② 関係自治体との連携強化
- ③ 教育機関との連携強化 ④ 民間団体等との連携強化

(オ) 地域人材の育成・活用

(カ) 環境にやさしいまちづくりの検討

3 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

(1) 歴史的建造物の保存・活用に関する方針

旧日光例幣使街道及び巴波川周辺において、空き家化が懸念される歴史的建造物について、空き家を利用したい人と所有者をつなぎ、その活用に向けて専門家がコーディネートする仕組みの構築やまち歩き拠点としての活用を検討する。

歴史的な町並みを保存し、活用を図るためにも、歴史的建造物の取壊しを防ぐことが急務であり、管理体制を整えるとともに利活用の促進が求められることから、歴史的風致を構成する建造物のうち、文化財に指定されている建造物については、文化財保護法をはじめとした関係法令に基づき、その保護と活用の強化に努める。その他の歴史的建造物については、「歴史的風致形成建造物」に指定し、建物調査を行ったうえで、修復を基本としてそれぞれの建物の特色に即した修理・修景を行うことにより、建造物の滅失（めっしつ）を防止し、かつ修理等に対する支援を行うなどの保護措置を講じ、その活用を図る。

さらに、栃木市文化財保護条例に基づく文化財の指定や栃木市景観計画に基づく景観重要建造物の指定、文化財保護法に基づく登録有形文化財の登録を検討し、今後の保存・活用を図る。

歴史的建造物の維持管理や修理のための技術継承や技術的指導及び助言を専門的立場から行う組織の設置を検討する。

嘉右衛門町伝建地区防災計画の推進などにより、火災をはじめとした地震や台風等の災害から住民や建築物等を守るための総合的な防災対策に取り組むとともに、市街地の防災計画を策定することで、災害抑制、地域住民による初期消火、効率的に防災活動に取り組める設備導入を検討し、それらの設備に対しては修景整備を行う。

(2) 歴史的町並みの保全・形成に関する方針

「歴史的町並み景観形成地区」において、景観形成補助金制度を拡充し歴史的建造物の外観やそれらに付随（ふずい）する工作物の修景整備を行うとともに、町並みの連続性を阻害している建物の外観について、歴史的町並みに調和した形態、意匠（いしょう）となるよう整備を行う。

また、景観向上のための無電柱化事業を検討、推進するとともに、巴波川や県庁堀川においては、歴史的建造物と一体となった景観の保全に努め、歴史的町並みの保全と活用の促進を図っていく。

歴史的な町並み及び伝統的建造物や歴史的建造物と調和した屋外広告物の設置による景観整備を図るため、市独自の屋外広告物条例を制定し、重点区域内における屋外広告物等を制限する。

(3) 歴史や伝統文化を反映した活動の継承に関する方針

民俗芸能等の保存団体への支援の拡充を図るとともに、市民や関係機関との情報交換や連携により、地域の伝統文化を学ぶ機会等を充実し、民俗芸能等の後継者育成に努める。

第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

市内には、文化財の保存団体や民俗芸能団体等も多数あり、交流・連携により、活動の充実並びに多彩な企画等が開催できることから、団体間の連携促進を図る。

後世に継承すべき祭礼や民俗芸能を保存・継承あるいは再開させるための道具修理や活動・人材育成への支援体制の充実に取組むとともに、山車祭りについては、山車祭りの維持・伝承のための取組みを支援する。また、山車の引き手不足の解消に向けた取組みを検討する。

(4) 自然景観や農業景観に関する方針

渡良瀬遊水地においては、今後も今までの自然環境を守るため、掘削等による攪乱、ヨシ焼き、外来種駆除などの永続的な実施体制を推進するとともに、周辺においても「栃木市景観計画」等により渡良瀬遊水地の自然環境と調和した景観の形成に努める。

大平ぶどう団地においては、「栃木農業振興地域整備計画」に基づき、農地の遊休化・耕作放棄地の発生防止や再生・有効活用に向けた対策を講じるとともに、来訪者の志向や栽培動向に対応した加工・販売・新商品開発等の充実を図る。また、栃木市景観計画等により大平ぶどう団地の景観の保全に努め、景観法に基づく「景観農業振興地域整備計画」の策定への検討を行う。さらに、両地域においては文化的景観保護制度の活用を検討する。

(5) 歴史的風致に係る情報発信と認識向上に関する方針

継承すべき歴史的風致について、市民の理解促進を図り、地域の歴史的風致の啓発と情報発信を様々な媒体を活用しながら進めるとともに、情報発信施設の整備を検討する。

各地域の郷土資料館や歴史民俗資料館については、施設の整備と既存施設の周知に努める一方、大学・研究団体等と連携して郷土や歴史民俗の調査研究を進め展示内容の充実を図る。

歴史的風致を紹介するような冊子等を作成し、案内板等を整備することにより、継承すべき歴史的風致に対する市民意識の高揚を図るとともに、歴史文化資産に関する解説ボランティア養成講座などを開設し、人材の育成を図る。

市内外の来訪者をはじめ、栃木市を訪れる外国人観光客に対して各種プロモーションや観光振興施策を展開し、国内のみならず海外へ目を向けた観光施策の推進を図る。

(6) 周遊性の向上に関する方針

市民や市内を訪れる来訪者が旧日光例幣使街道及び巴波川周辺の歴史的建造物等を回遊できる歩行ルートについて、歩道の整備や路面舗装の美装化、街路灯の整備により、歴史的町並みに調和した空間の整備を図る。また、休憩施設の整備や来訪者の利便性を図るための駐車場を確保する。

嘉右衛門町伝建地区の旧日光例幣使街道における安全性を確保し、有識者と地元住民を交えて現状の交通課題と風致を^{こうさつ}考察しつつ、より良い交通体系を検討する。

市内各所に分布する歴史文化資産の個性を活かしながら、各地域の共通するテーマに基づく「物語づくり」を進め、その上で物語に基づくモデルコースの設定やネットワーク化に係

る基盤整備、さらには旅行業者、交通事業者との連携による各種サービスの提供へと展開することにより、来訪者の周遊を促進し、栃木市の一体的な観光振興を図る。

案内板や説明板については、外国人を含む来訪者が安心して歴史文化資産にアクセスできるよう、案内板のデザインの統一、説明板の整備及び維持管理等に努める。

地域の歴史・文化等を活かした観光振興を図るため、歴史的な町並みの景観を阻害している建築物等の美装化を実施し、外国人観光客の満足度向上やインバウンドの促進を図る。

4 歴史的風致維持向上計画の実施体制

本計画の実施体制については、市長部局の地域振興部蔵の街課と都市建設部都市計画課、教育委員会事務局文化課を事務局とした庁内推進組織を設置するとともに、歴史まちづくり法第11条の規定に基づく「栃木市歴史的風致維持向上協議会」において、計画の推進や変更等の連絡・調整・協議等を行い、事業の推進を図る。

また、必要に応じて、栃木市の都市計画や景観、文化財保護等に関する審議会、並びに文化財や歴史的建造物の所有者等と連絡調整を行う。

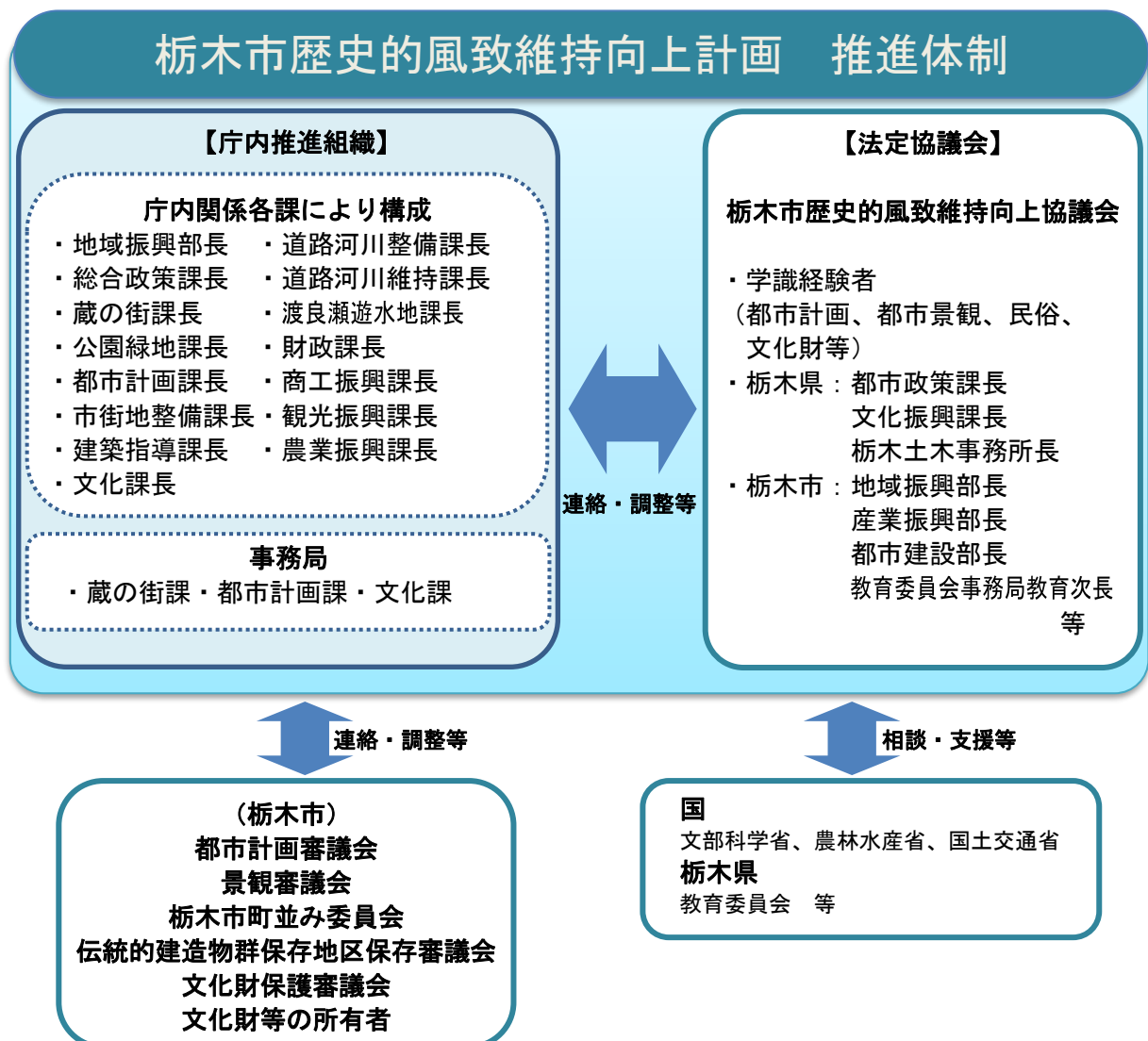


図 歴史的風致維持向上計画の推進体制

第4章

重点区域の位置及び区域

第4章 重点区域の位置及び区域

1 歴史的風致の分布

栃木市の歴史的風致は、古くから交通の要衝であったことから形成されてきた。律令時代には、下野国^{しもつけのくに}の国府^{こくふ}が置かれるとともに、東山道^{とうさんどう}が敷かれ、政治や交通の要衝であった。また、江戸時代には、日光例幣使街道^{にっこうれいへいしかいどう}の宿場町として栄え、江戸後期から明治期にかけては、舟運^{しゅううん}の発展により江戸との交流が盛んとなり商都となった。

栃木市の市街地には、江戸との舟運により北関東有数の商都として発展した時代を象徴する見世蔵^{みせぐら}や木造店舗^{もぞう}、土蔵^{どぞう}等の歴史的建造物が多く残る旧栃木町^{とちぎまち}や、商都としての繁栄に重要な役割を担ってきた巴波川^{うずまがわ}において、問屋業に関する歴史的風致、山車祭り^{だし}や百八灯流し^{ひゃくはっとうなが}などの祭礼・行事に関する歴史的風致及び巴波川の保全維持に関する歴史的風致がそれぞれ重なり合いながら存在している。

また、国府が置かれていたこともあり、市内には下野国^{しきないしや}の式内社^{しきないしゃ}であった大神神社^{おおみわ}、大前神社^{おおさき}、村檜神社^{むらひ}の三社が存在しており、これら三社をはじめ、歴史と伝統を重んじる地域性の歴史的な神社では、郷土の民俗芸能の継承や育成が図られ、今もなお氏子達によって神社の祭礼・行事が脈々と継承されてきている。

さらに、市内中央には大平ぶどう団地^{おおひら}が、南には渡良瀬遊水地^{わたらせゆうすいち}が存在し、それぞれの地域では、ぶどう栽培^{よしず}や葦簀づくり、ヨシ焼きといった営みや活動が、現在に至るまで脈々と続けられてきている。

これらの人々の活動と歴史上価値の高い建造物及びその周辺地域とが一体となって形成している栃木市を代表する歴史的風致については、第2章「栃木市の維持向上すべき歴史的風致」として次の5つを選定している。

1 商家町栃木にみる歴史的風致

(1) 物資の集散による問屋業の発展にみる歴史的風致

(2) 栃木の山車祭りにみる歴史的風致

(3) 百八灯流しをはじめとする湊町^{みなとちょうふた}二荒山神社^{らさん}の祭礼にみる歴史的風致

(4) 巴波川にみる歴史的風致

2 式内社における祭礼にみる歴史的風致

3 神社の祭礼における民俗芸能にみる歴史的風致

4 大平地域のぶどう栽培にみる歴史的風致

5 渡良瀬遊水地のヨシにみる歴史的風致

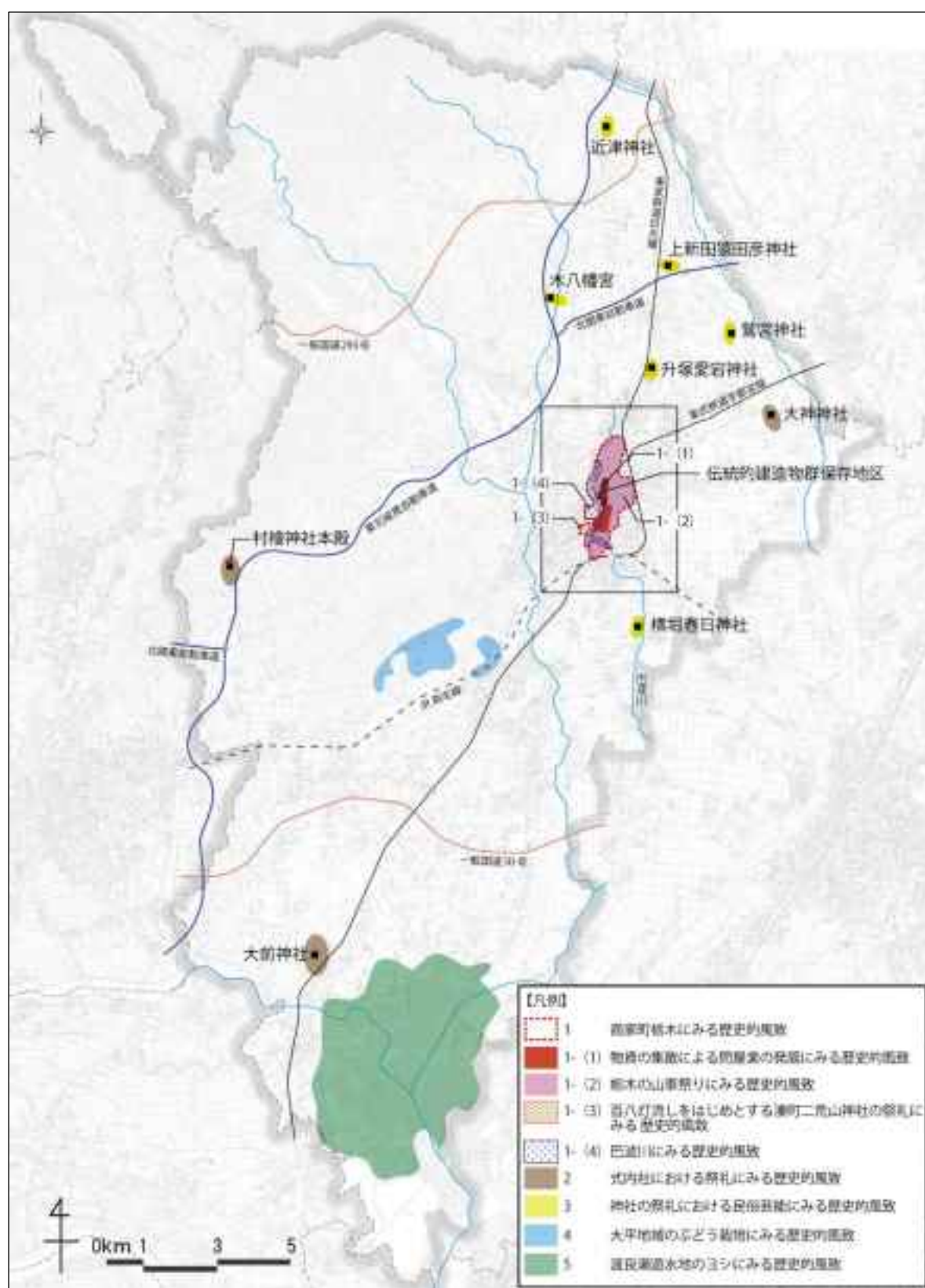


図 歴史的風致の分布

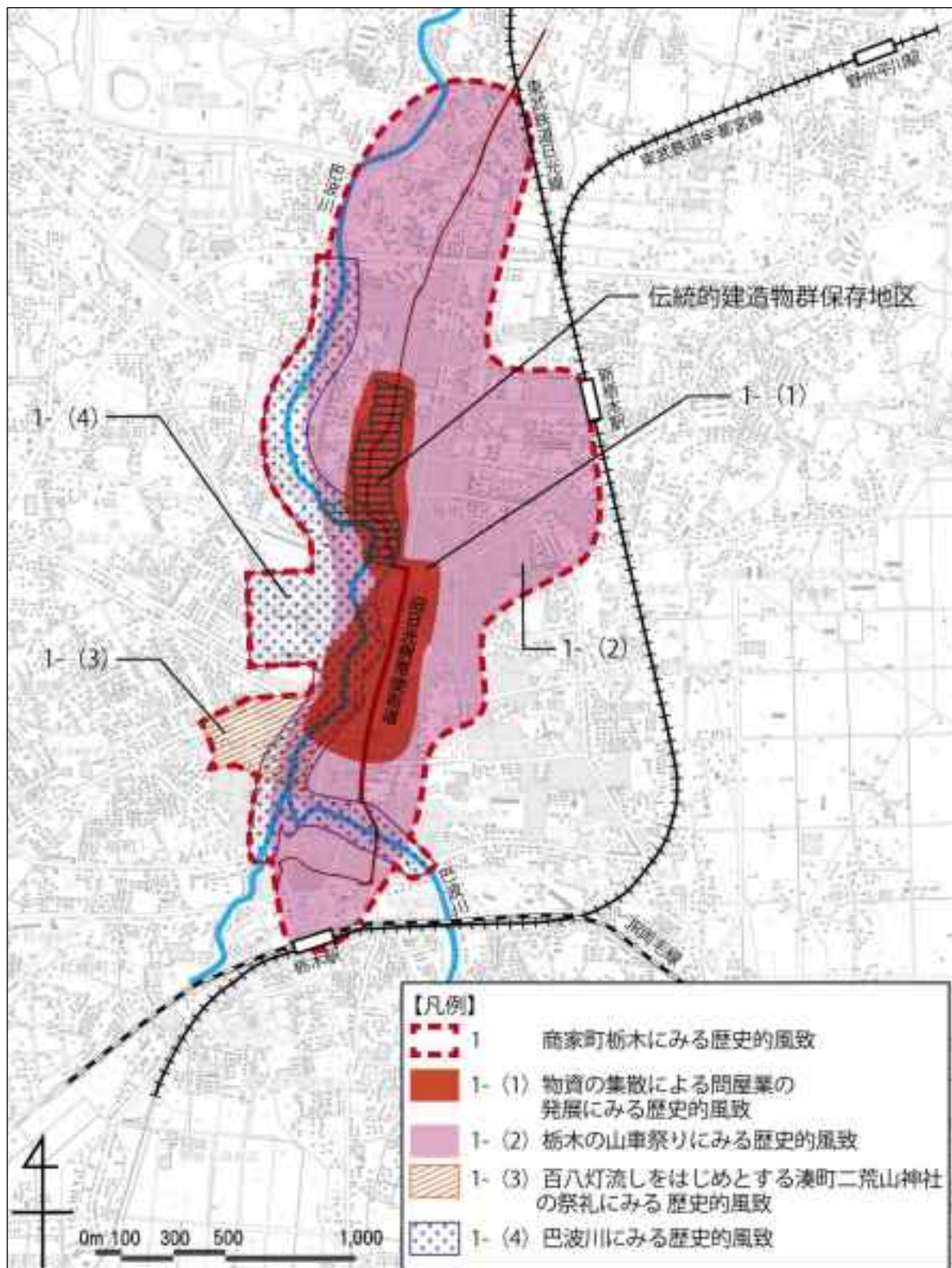


図 歴史的風致の分布（商家町栃木にみる歴史的風致拡大図）

第4章 重点区域の位置及び区域

2 重点区域設定の考え方

重点区域は、これらの歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進することが特に必要な区域である。

また、歴史まちづくり法第2条第2項には、重点区域設定の土地の区域の要件として、「文化財保護法の規定により重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物として指定された建造物の用に供される土地」又は「文化財保護法の規定により選定された重伝建地区内の土地」とあり、これらを含む区域である必要がある。

栃木市内において、重点区域の要件を満たす重要文化財等の建造物又は重伝建地区は、下表のとおりである。

表 重点区域設定の土地の区域の要件を満たす重要文化財建造物等

 村檜神社本殿（重要文化財） 栃木市岩舟町小野寺	 しもつけこくちょう 下野国庁跡（史跡） 栃木市田村町
 あづま 吾妻古墳（史跡） 栃木市大光寺町吾妻 下都賀郡壬生町藤井吾妻原	 かろゑもんちょう 栃木市嘉右衛門町 （重伝建地区） 栃木市泉町、嘉右衛門町、小平町、 錦町及び昭和町の各一部

栃木市の歴史的風致は第2章にて5つの歴史的風致を選定しているが、中でも栃木市の代表的な歴史的風致として維持向上すべき重点区域の設定の考え方として、歴史的風致が存在する地域のうち、重点区域の要件を満たす建造物が立地しており、当該区域周辺の地域固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動が今も行われ、それらが一体となって良好な市街地環境を形成している範囲であり、重点区域での事業を重点的に実施することによって、歴史的

風致の維持及び向上が効果的に図られる範囲とする。

上記の考え方にに基づき、「商家町栃木にみる歴史的風致」において、「物資の集散による問屋業の発展にみる歴史的風致」「栃木の山車祭りにみる歴史的風致」「百八灯流しをはじめとする湊町二荒山神社の祭礼にみる歴史的風致」「巴波川にみる歴史的風致」の4つの歴史的風致の重なりをもとに、重伝建地区である「栃木市嘉右衛門町伝建地区」を中心とした地域を「旧日光例幣使街道及び巴波川周辺区域」として、また、「式内社における祭礼にみる歴史的風致」のうち、重要文化財である「村檜神社本殿」の建造物が立地する村檜神社を中心とした地域を「村檜神社区域」として重点区域に設定し、歴史的風致の維持向上に資する各種施策を展開していくものとする。

これらの区域においては、文化財保護法に基づく保護措置、都市計画法や景観法又は屋外広告物法等に基づく規制、その他多種多様な施策によって、維持向上を図ってきたところであるが後継者不足等による管理困難な歴史的建造物の増加、維持管理が行われない歴史的建造物の老朽化、空き家や空き地の増加、少子高齢化による祭りや民俗芸能の担い手不足、活動を支える組織の弱体化等により栃木市固有の歴史的風致の維持に支障をきたすことが危惧されている。

重点区域においては、文化財や歴史的建造物等とそれらに結び付いた人々の活動の維持や発展に重点的に取組み、当該区域の歴史的風致の維持向上を効果的に推進するものとする。また、これを通じて、その他の歴史的風致の維持向上にも効果を波及させ、ひいては栃木市全域の歴史的・文化的魅力の向上を目指すものとする。

なお、重点区域は、今後、本計画を推進することで、栃木市の歴史的風致の維持向上に効果的に寄与する範囲が新たに生じた場合などに随時見直しを行うものとする。

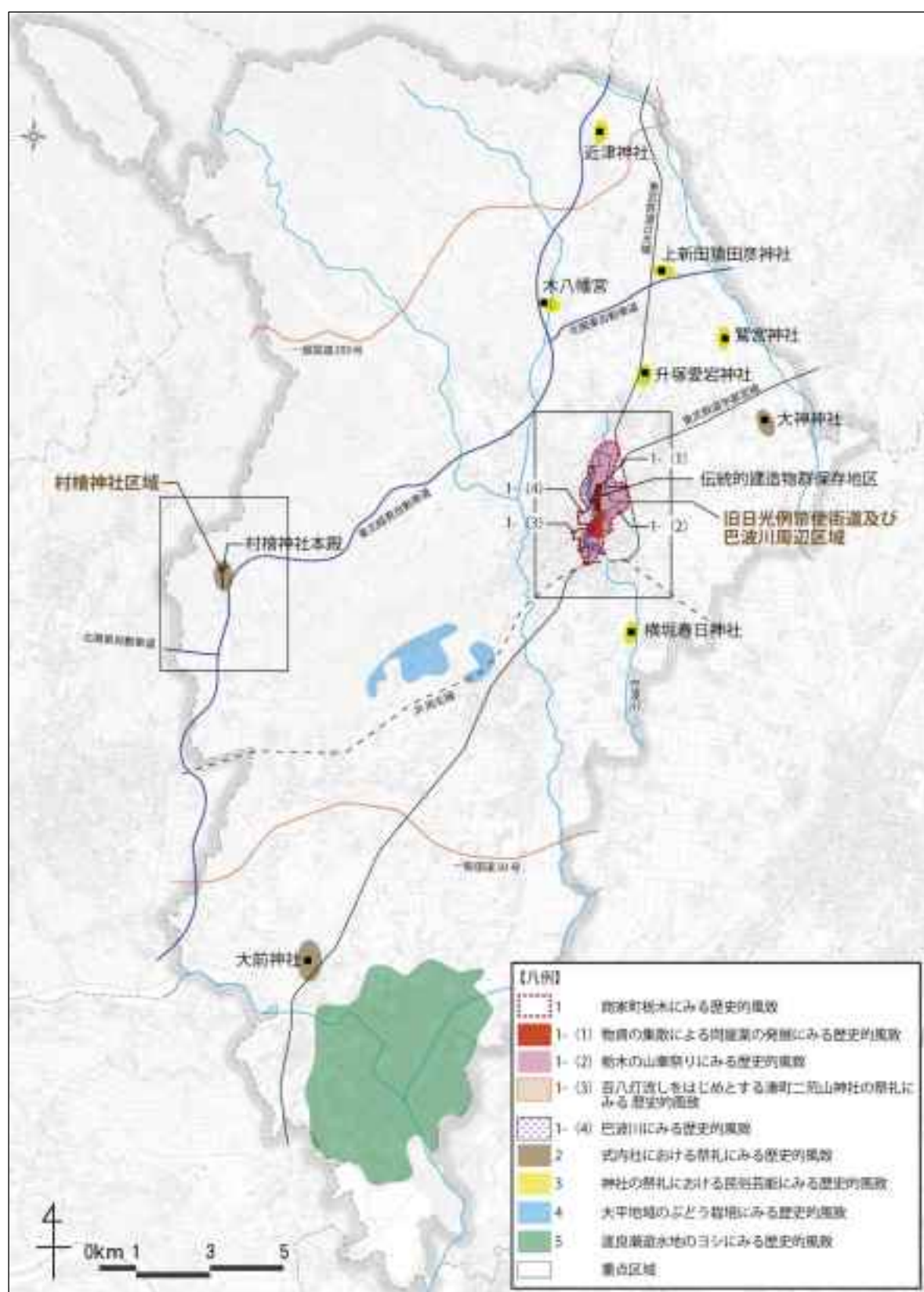


図 歴史的風致と重点区域の位置図

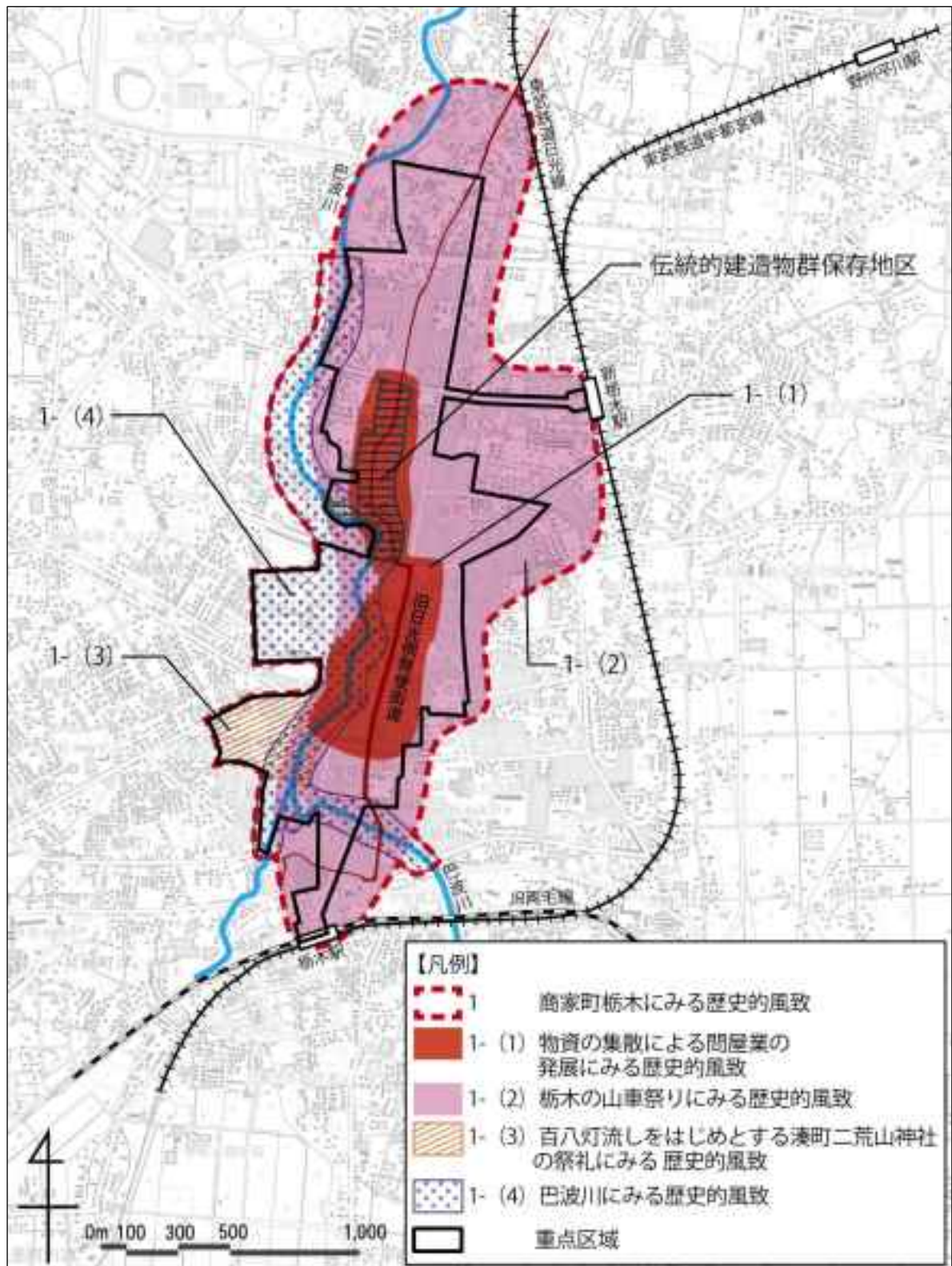


図 歴史的風致と重点区域の位置図（旧日光例幣使街道及び巴波川周辺区域）



図 歴史的風致と重点区域の位置図（村檜神社区域）

3 重点区域の位置及び区域

(1) 旧日光例幣使街道及び巴波川周辺区域

重点区域の範囲は、天明7年（1787）に作成された『栃木町絵図』に示されている栃木町の中で、現在も敷地割りや街道等のまちの骨格がよく残っている範囲を基本とし、重伝建地区を含む市街地の範囲とする。

また、歴史的な建造物を保全するため、平成2年（1990）に、「栃木市歴史的町並み景観形成要綱」と「同補助金交付要綱」を制定して、「歴史的町並み景観形成地区」を設定し、歴史的建造物の修景事業を進めており、緊密に連携しながら歴史的風致の維持向上に関わる取り組みを行うことから、「栃木市歴史的町並み景観形成地区」と整合させることを基本とする。

加えて、山車祭りの巡行ルートや湊町二荒山神社祭礼の神輿巡行ルート、巴波川の清掃区間、さらには、歴史的風致に関連する文化財及び建造物等を包括した範囲とし、県道や市道、町界等に沿って境界を設定する。

重点区域の名称 旧日光例幣使街道及び巴波川周辺区域

重点区域の面積 約 131ha

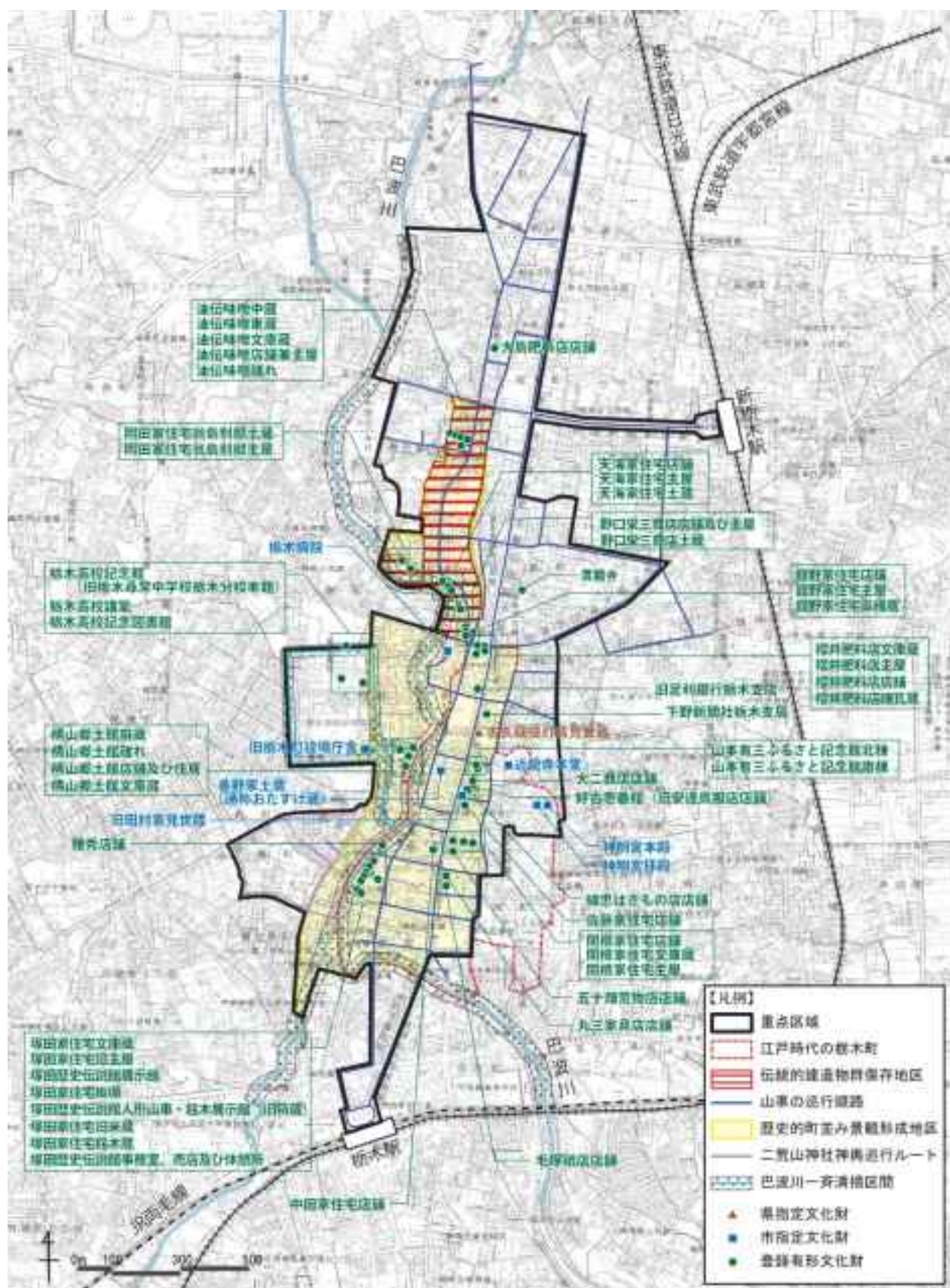


図 重点区域の範囲

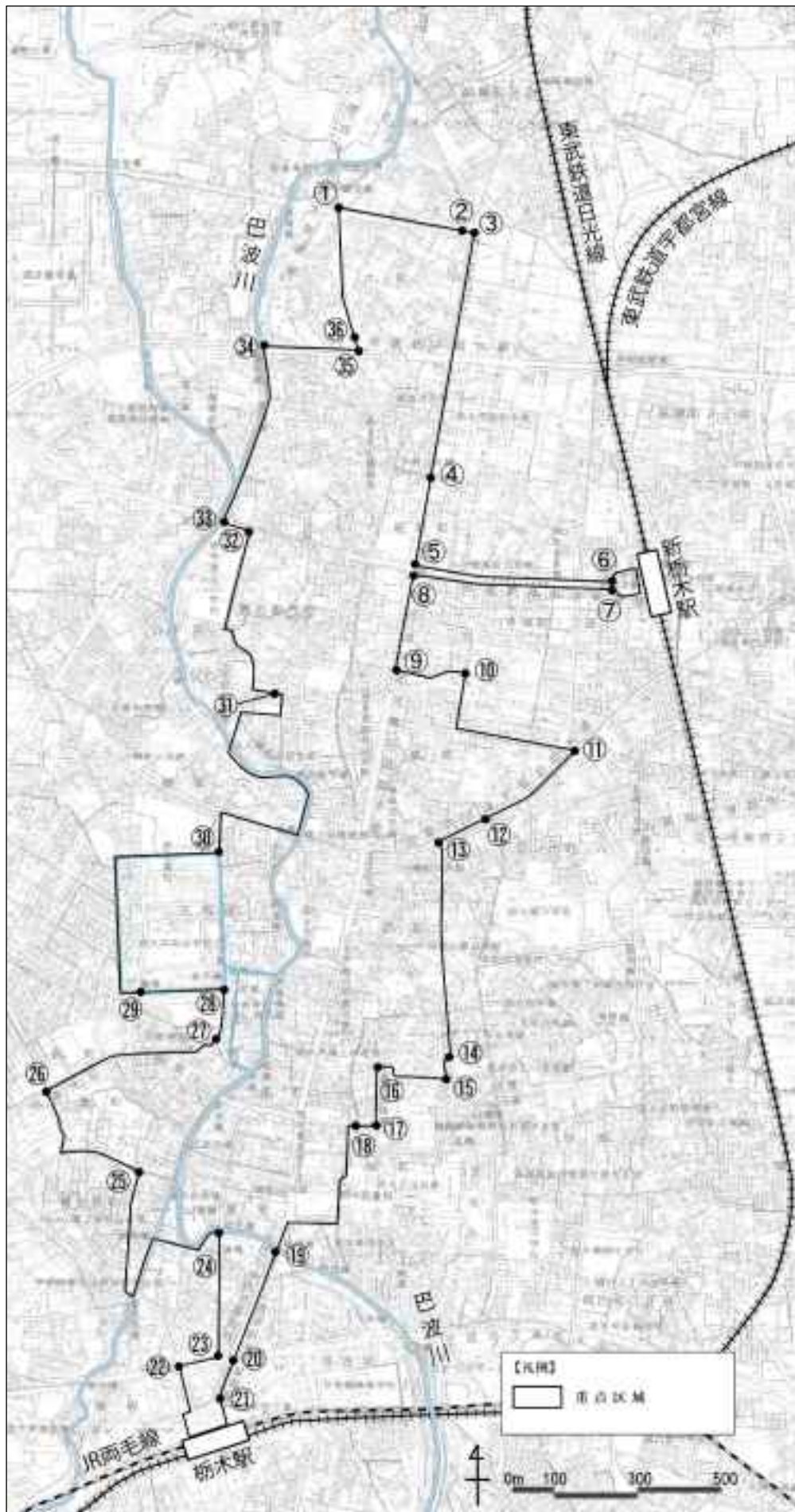


図 重点区域の境界図

第4章 重点区域の位置及び区域

区間	説明	区間	説明
①～②	市道 2044 号線 (山車の巡行順路)	①⑨～②⑩	主要地方道栃木藤岡線 (山車の巡行順路)
②～③	主要地方道宇都宮亀和田栃木線 (山車の巡行順路)	②⑩～③⑪	一般県道栃木停車場線 (山車の巡行順路)
③～④	大町と平柳町 1 丁目の町界	③⑪～④⑫	市道 1036 号線 (山車の巡行順路)
④～⑤	主要地方道宇都宮亀和田栃木線 (山車の巡行順路)	④⑫～⑤⑬	主要地方道栃木藤岡線 (山車の巡行順路)
⑤～⑥	一般県道新栃木停車場線 (山車の巡行順路)	⑤⑬～⑥⑭	市道 11198 号線 (山車の巡行順路)
⑥～⑦	市道 11052 号線 (山車の巡行順路)	⑥⑭～⑦⑮	歴史的町並み景観形成地区界
⑦～⑧	一般県道新栃木停車場線 (山車の巡行順路)	⑦⑮～⑧⑯	湊町と富士見町の町界
⑧～⑨	主要地方道宇都宮亀和田栃木線 (山車の巡行順路)	⑧⑯～⑨⑰	湊町と祝町の町界
⑨～⑩	泉町と昭和町の町界	⑨⑰～⑩⑱	歴史的町並み景観形成地区界
⑩～⑪	泉町と平柳町 1 丁目の町界	⑩⑱～⑪⑲	市道 11174 号線 (巴波川一斉清掃区間)
⑪～⑫	泉町と日ノ出町の町界	⑪⑲～⑫⑳	県庁堀川右岸
⑫～⑬	泉町と万町の町界	⑫⑲～⑬㉑	歴史的町並み景観形成地区界
⑬～⑭	市道 11137 号線 (山車の巡行順路)	⑬㉑～⑭㉒	嘉右衛門町と小平町の町界
⑭～⑮	市道 11182 号線 (江戸時代の栃木町)	⑭㉒～⑮㉓	主要地方道栃木粕尾線 (山車の巡行順路)
⑮～⑯	市道 11189 号線 (江戸時代の栃木町)	⑮㉓～⑯㉔	巴波川左岸堤防
⑯～⑰	市道 11207 号線 (江戸時代の栃木町)	⑯㉔～⑰㉕	主要地方道栃木粟野線 (山車の巡行順路)
⑰～⑱	市道 11201 号線 (江戸時代の栃木町)	⑰㉕～⑱㉖	市道 13458 号線 (山車の巡行順路)
⑱～⑲	歴史的町並み景観形成地区界	⑱㉖～⑲①	市道 2043 号線 (山車の巡行順路)

(2) 村檜神社区域

重点区域の範囲は、重要文化財「村檜神社本殿」が立地する村檜神社^{けいだい}の境内を中心とし、参詣^{さんけい}のルートとなる旧参道を包括した範囲とする。

重点区域の名称 村檜神社区域

重点区域の面積 約3ha

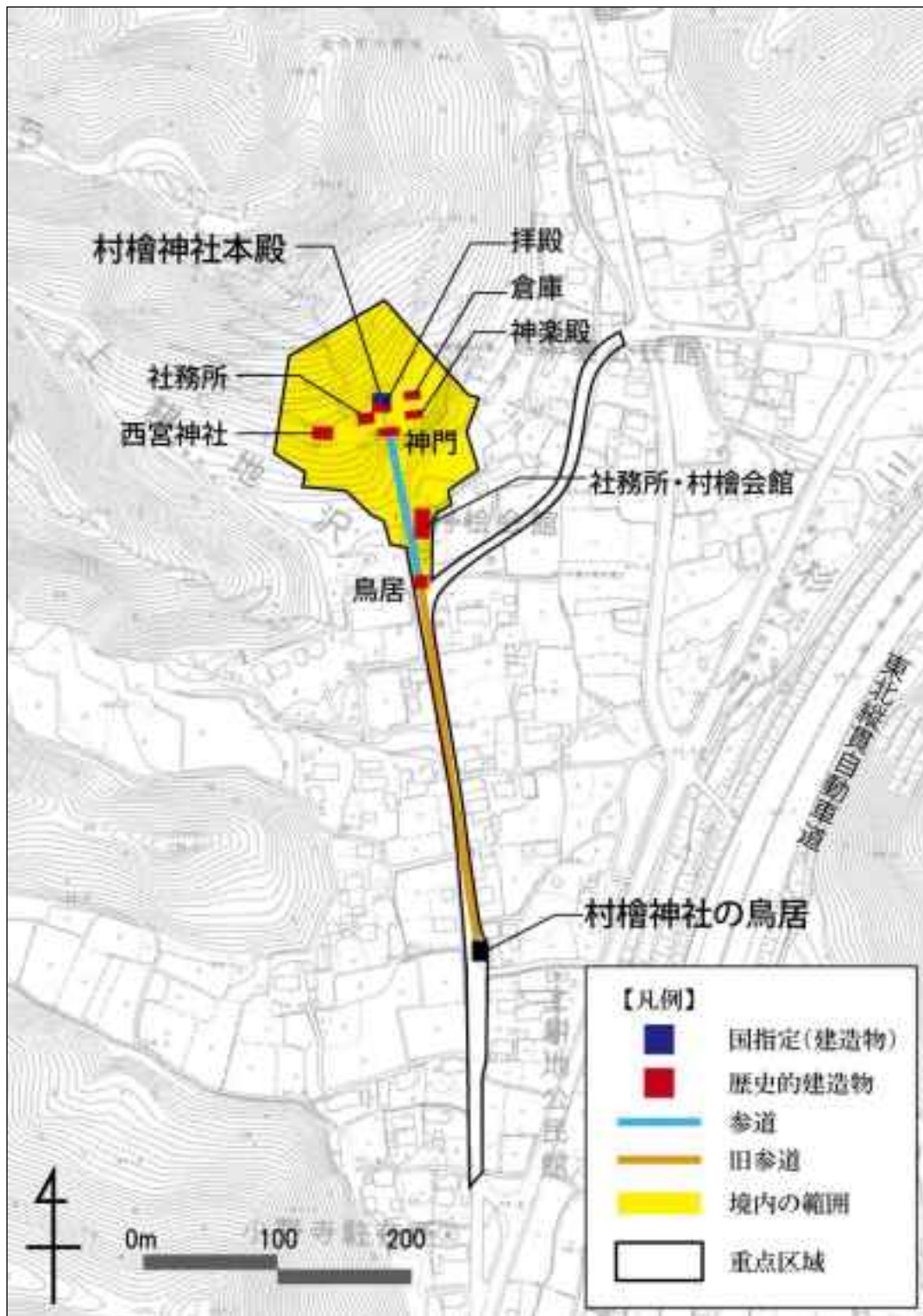


図 重点区域の範囲

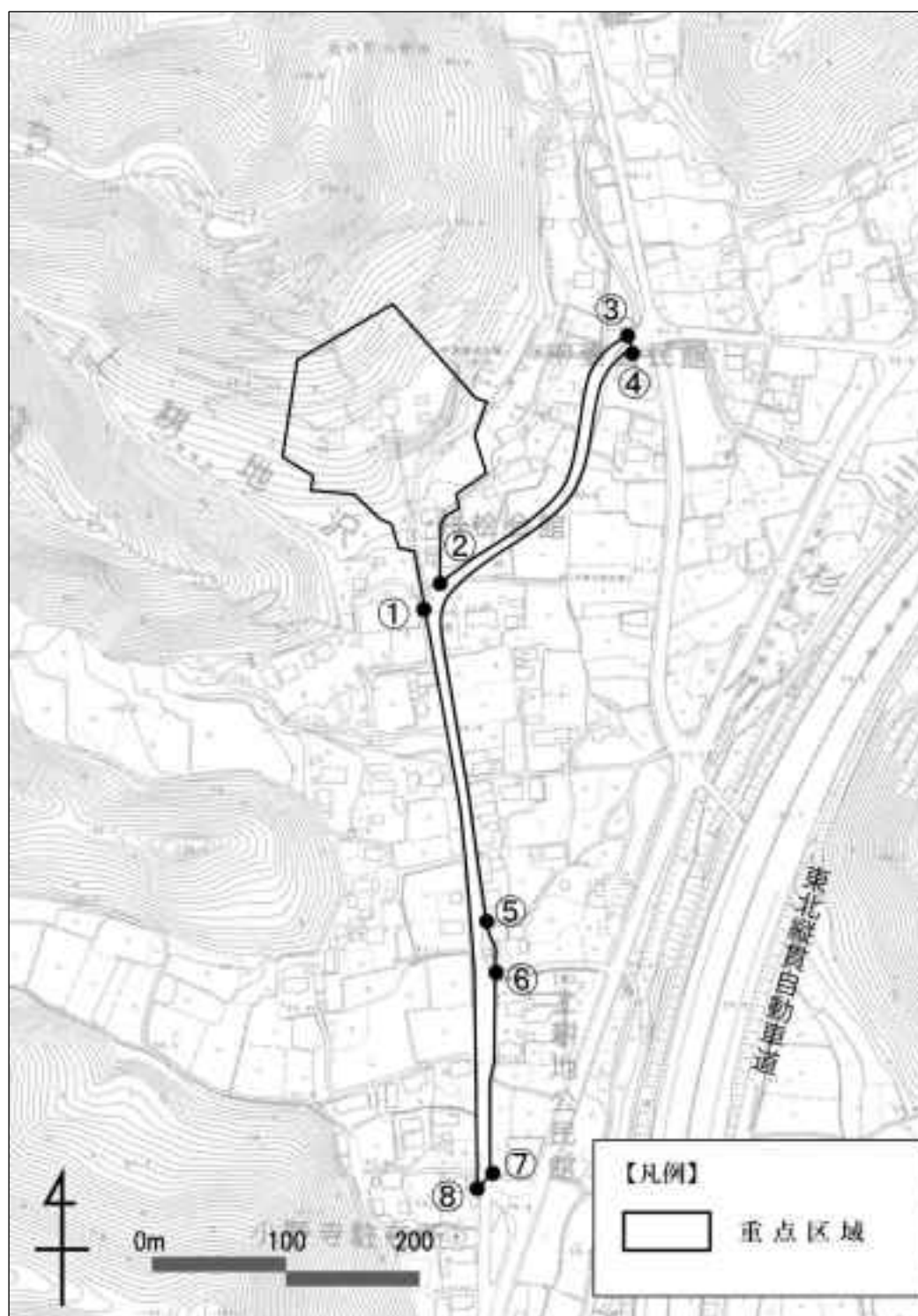


図 重点区域の境界図

区間	説明	区間	説明
①～②	村檜神社の敷地境界	⑤～⑥	村檜神社の鳥居の敷地境界
②～③	市道 2068 号線（参詣ルート）	⑥～⑦	市道 2068 号線（参詣ルート）
③～④	主要地方道栃木佐野線（参詣ルート）	⑦～⑧	主要地方道栃木佐野線（参詣ルート）
④～⑤	市道 2068 号線（参詣ルート）	⑧～①	市道 2068 号線（参詣ルート）

4 重点区域設定における歴史的風致の維持及び向上の効果

重点区域は、栃木市の維持向上すべき歴史的風致の中でも、特に代表的な栃木の山車祭りが行われる区域であるとともに、商家町時代の敷地割りや歴史的建造物がよく残っている区域、そしてかつての下野国の式内社であった村檜神社を中心とする区域を対象としている。

重点区域において、歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進することにより、歴史的建造物や町並みの保存・活用とその周辺環境の整備が進展し、それぞれの区域の個性と魅力がより高まり、重点区域の歴史や伝統が広く市民に再認識され、郷土に対する誇りと愛着が生まれることを期待する。これにより、祭礼行事など、地域行事への積極的な参加につながり、地域の伝統文化が次世代へ大切に受け継がれていくことも期待される。

また、栃木市固有の魅力が向上することにより、市外からの歴史的風致の評価が高まることによって、栃木市の知名度も更に向上し、観光振興等を目的とした交流人口の増加へとつながることで地域活性化が図られることを期待する。

重点区域において、本計画に基づく各種事業を推進することで、上記のような効果が得られるとともに、重点区域外の歴史的風致や地域住民主体のまちづくり活動にも波及効果を与え、ひいては栃木市全体の歴史文化を活かしたまちづくりが一層推進されることが期待される。

5 良好な景観の形成に関する施策との連携

栃木市では、都市計画の指定のほか、「栃木市景観計画」「栃木市景観条例」等に基づいて良好な景観の形成に関する施策を推進しており、重点区域における取組みも、これと連携して推進するものとする。

(1) 都市計画法との連携

① 区域区分及び用途地域

栃木市は、市域全域が都市計画区域となっており、小山^{おやま}栃木都市計画区域 29,950ha と非線引き^{にしかた}の西方都市計画区域 3,200ha に分かれている。小山栃木都市計画区域の内、約 11%にあたる 3,371.7ha が市街化区域であり、約 89%にあたる約 26,578.3ha が市街化を抑制すべき区域である市街化調整区域に指定されており、市街化区域の全域に用途地域が定められている。また、西方都市計画区域の内、約 4%にあたる 140.5ha に用途地域が定められている。

重点区域を設定した 2 区域は、小山栃木都市計画区域であり、「旧日光例幣使街道及び巴波川周辺区域」は市街化区域、「村檜神社区域」は市街化調整区域である。

「旧日光例幣使街道及び巴波川周辺区域」には栃木市嘉右衛門町伝建地区が含まれており、栃木市伝統的建造物群保存地区保存条例及び保存計画に基づき、現状変更の規制、その他保存のために必要な措置を定めている。

今後においても、区域区分及び用途地域の指定状況を踏まえた上で、適切な土地利用の規制誘導によって周辺環境との調和に努め、歴史的風致の維持向上を図っていくものとする。

第4章 重点区域の位置及び区域

また、特に価値が高いと判断された建造物群で、保存措置が必要な場合は伝統的建造物群保存地区（以下「伝建地区」という。）の制度の活用も検討していく。

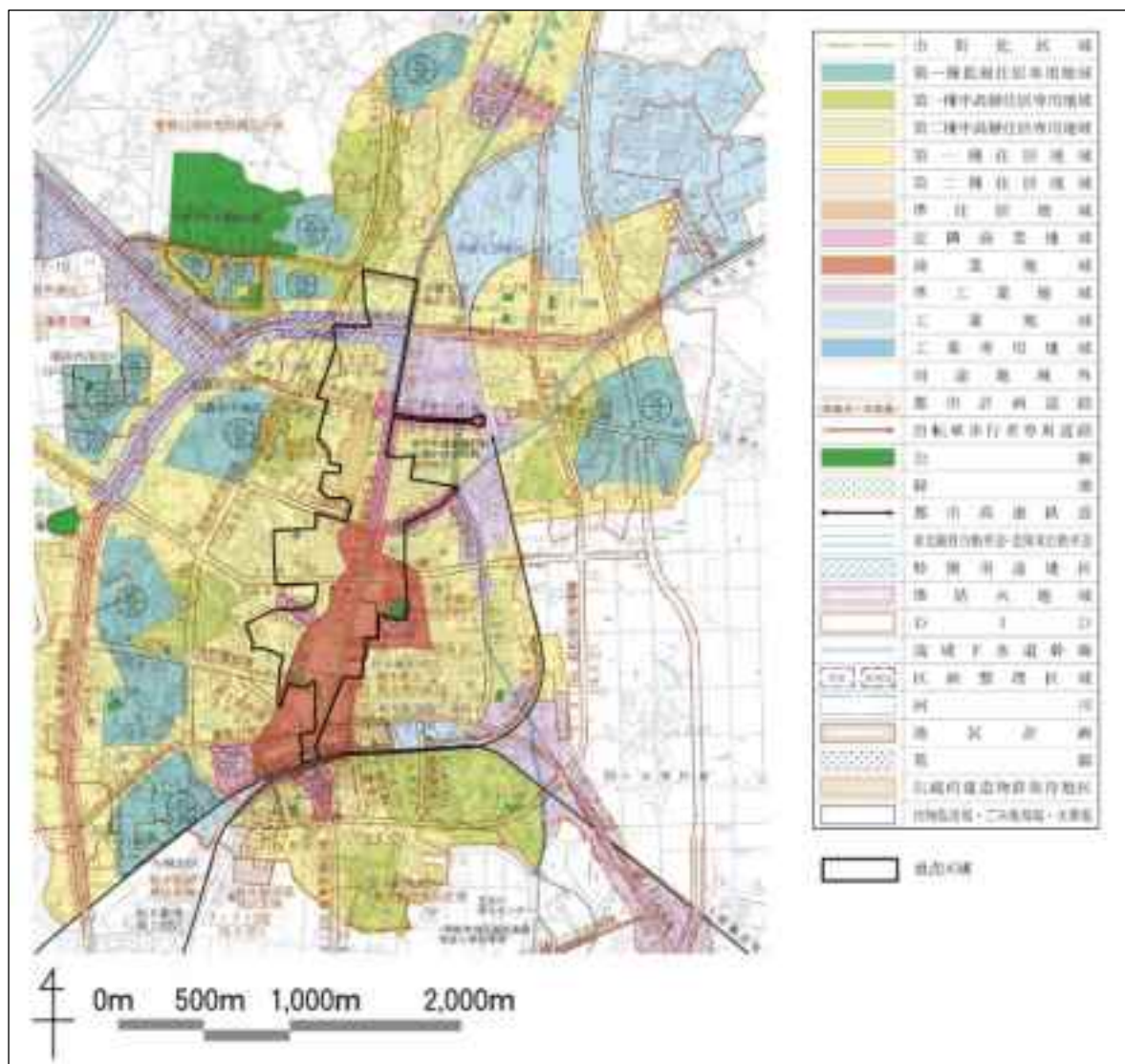


図 用途地域と重点区域【重点区域・旧日光例幣使街道及び巴波川周辺区域の拡大図】

② 地区計画

栃木市では、それぞれの地区にふさわしい形態を備えた良好な環境整備、保全するために地区計画の導入を進めている。

「蔵の街大通り ^{やまとちょう} 倭町一丁目東側商家群地区計画」においては、中心市街地に位置し、旧日光例幣使街道（蔵の街大通り）沿いに建てられた見世蔵や木造店舗等の歴史的建造物が繋がっている栃木市の代表的な景観を形成しており、特色ある歴史的な町並みの保全・創出を図り、将来にわたって周辺環境と調和した魅力ある歴史的景観の形成を図るものであり、「壁面 ^{へきめん}の位置」についての制限や「建築物の高さ」についての制限を設けるなど、地区の特性を活かした計画となっている。

また、栃木駅北口周辺は「栃木駅前地区計画」及び「栃木駅前第2地区計画」を定めてお

り、適正かつ合理的な土地利用を誘導し、「栃木駅前地区」においては、栃木駅周辺における商業・業務の拠点となる快適な市街地形成を図るとし、「栃木駅前第2地区」においては、今後も良好な市街地環境を保全することを目標としている。

今後においても、地区の特性に応じた、計画的できめの細かいルールを定める制度を活用して、周辺に見られる歴史的風致との調和に努め、良好な市街地環境の形成を図っていくものとする。

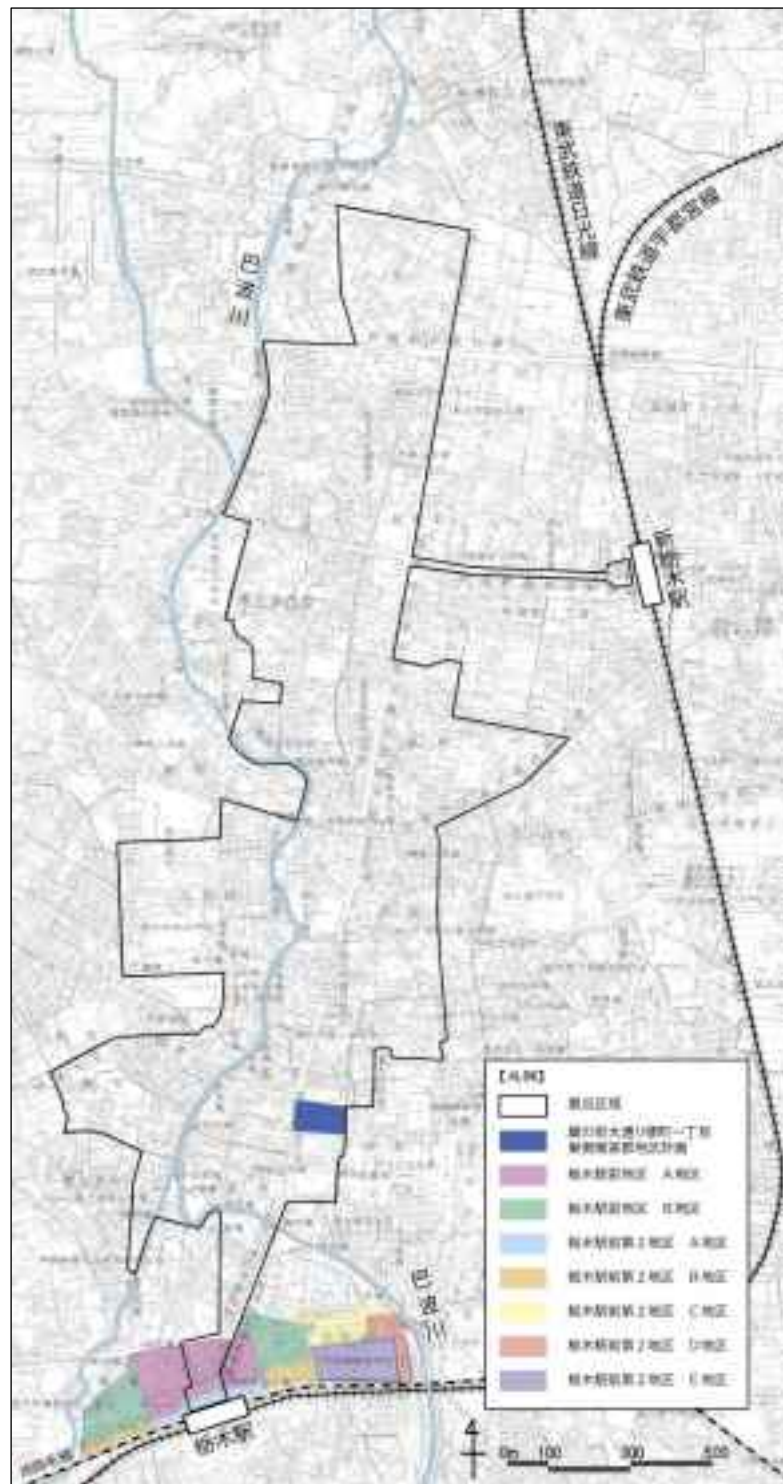


図 地区計画と重点区域
【重点区域・旧日光例幣使街道及び巴波川周辺区域の拡大図】

第4章 重点区域の位置及び区域

表 蔵の街大通り倭町一丁目東側商家群地区計画書

名 称		蔵の街大通り倭町一丁目東側商家群地区計画
位 置		栃木市倭町地内
面 積		約0.6ha
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	本地区は、栃木市の中心市街地に位置し、旧日光例幣使街道（都市計画道路3・4・216号栃木大通り、以下「蔵の街大通り」という。）沿いに建てられた見世蔵・土蔵・塗屋や大正期以前の木造店舗などの建造物（以下「歴史的建造物」という。）が連たんする栃木市の代表的な景観を形成している地区である。 また、栃木市の特色の一つである「蔵の街とちぎ」の歴史的町並みを形成するシンボル地区であることから、地区計画により個性豊かな歴史的町並み景観を保全し、周辺環境に調和した、うるおいのあるまちづくりを形成することを目標とする。
	その他当該区域の整備・開発及び保全に関する方針	（土地利用の方針） 歴史的建造物等のたたずまいによって醸し出される趣のある歴史的な町並みの保全・創出を図り、将来にわたって周辺環境と調和した快適で魅力ある歴史的景観の形成を目指す。 （建築物等の整備方針） 歴史的建造物等の保全と、うるおいのある歴史的町並み景観の形成を図るため、地区の特性に応じ、建築物等に関して次の事項を定める。 （1）建築物の容積率の最高限度 （2）壁面の位置の制限 （3）壁面後退区域における工作物の設置の制限 （4）建築物の高さの最高限度 （5）建築物等の形態又は意匠^{いしょう}の制限 （6）かき又はさくの構造の制限
地区整備計画	建築物の容積率の最高限度	30/10
	壁面の位置の制限	1. 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面（以下「壁面」という。）から蔵の街大通りの道路境界線までの距離は、0.2m以上とし、北側出隅が最も蔵の街大通りに近接するものとする。 2. 蔵の街大通りに面する壁面は、北側出隅を支点として当該壁面が蔵の街大通りに平行する位置から10mにつき0.15m以上反時計回りの位置に配置する。
	壁面後退区域における工作物の設置の制限	自動販売機その他これらに類するものを設置する場合は、歴史的建造物の意匠に準じた覆いをかぶせ、若しくは明度・彩度の低い色彩を施し、歴史的建造物に調和させるものとする。
	建築物の高さの最高限度	1. 建築物の高さは37mを超えてはならない。 2. 蔵の街大通りの境界線から距離6.3mまでの区域における建築物は、地下を除く階数を2階以下とし、その高さは10mを超えてはならない。
	建築物等の形態又は意匠の制限	1. 屋上広告物及び屋上看板は設置してはならない。 2. 屋外広告物及び看板類（以下「広告物」という。）の面積は片面2㎡以下とする。 また、広告物の数量は、1建築物につき2つ以内とする。 ただし、歴史的建造物及びこれに準じて建築された建築物の1階屋根部分又は壁面に設置された、木製又はこれに類する広告物についてはこの限りではない。 3. 広告物の色彩及び形状は周囲の景観に配慮したものとし、電飾を使用する場合は点滅しないものとする。 また、夜光塗料や蛍光塗料は使用しないものとする。 4. 蔵の街大通りの境界線から距離6.3mまでの区域における建築物は、前面部分を平入りの勾配屋根とする。 また、建築物の1階の軒線の連続性を確保するため、蔵の街大通りに面するひさしの位置については、隣接又は近接した見世蔵等の下屋ひさしの位置にそろえるものとする。 5. 建築物の外壁及び屋根の色彩は、周辺の建築物と調和した落ち着いた色調（白色、黒色、灰色等を基調とした無彩色又は明度の低い茶系統）のものとする。
	かき又はさくの構造の制限	1. 蔵の街大通りに面する敷地を駐車場及び空地にする場合、並びに建築物を蔵の街大通りから0.9m以上後退して建築する場合は、出入口を除いて蔵の街大通りとの境界に板塀や築地塀などの周辺の歴史的建造物の意匠と調和した塀又は門を設置するものとする。なお、基礎を構築する場合は基礎の高さは道路面から0.3m以下とする。 ただし、蔵の街大通りに沿った敷地を公共の用に供する場合は、門及び塀の位置を後退することができる。 2. 蔵の街大通りに面する敷地を駐車場等にする場合で、蔵の街大通りと交差する道路（道路法（昭和27年法律第180号）による道路（以下「道路」という。））が存する場合は、当該道路の蔵の街大通りから10mまでは、出入口を除いて道路との境界に板塀や築地塀などの周辺の歴史的建造物の意匠と調和した塀又は門を設置するものとする。なお、基礎を構築する場合は基礎の高さは道路面から0.3m以下とする。 ただし、道路に沿った敷地を公共の用に供する場合は、門及び塀の位置を後退することができる。

表 栃木駅前地区計画書

名 称		栃木駅前地区計画			
位 置		栃木市境町及び河合町の各一部			
面 積		約 7.3ha			
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標		本地区は、ＪＲ及び東武栃木駅の北側に隣接した商業・業務地であり、栃木駅前土地区画整理事業によって、健全で良好な市街地の形成を図るため、道路、公園、下水道等の公共施設及び宅地の整備を行っている地域である。 そこで、地区計画により、適正かつ合理的な土地利用を誘導し、栃木駅周辺における商業・業務の拠点となる快適な市街地形成を図る。		
	土地利用の方針		栃木駅北口駅前広場を中心とする都市計画道路沿いについては、栃木市の玄関口として快適で魅力ある商業・業務活動を促進し、都市機能の充実と高度利用を図る。 また、それ以外の地区は、既存の住宅等と調和した商業・業務施設の集積と高度利用を図る。		
	地区施設の整備の方針		土地区画整理事業により整備される地区内の道路及び公園について、その機能の維持・保全を図る。		
	建築物等の整備の方針		ゆとりある都市空間とうるおいのある町並み景観形成のため、地区の特性に応じ、建築物等に関して次の制限を定める。 (1) 建築物等の用途 (2) 建築物の敷地面積の最低限度 (3) 壁面の位置 (4) 建築物等の形態又は意匠 (5) かき又はさくの構造		
地区整備計画	地区の区分	地区の名称	A 地区		B 地区
		地区の面積	約 3.9ha		約 3.4ha
	建築物等の用途の制限		次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 (1) 住宅（建築基準法別表第 2（イ）項第 1 号に掲げる「住宅」をいう。） (2) 1 階を共同住宅、寄宿舎及び下宿（同法同表第 2（イ）項第 3 号に掲げる「共同住宅、寄宿舎及び下宿」をいう。）の用に供するもの (3) 工場（同法同表第 2（ロ）項第 2 号に掲げる「工場」をいう。） (4) 自動車教習所（同法同表第 2（ロ）項第 5 号に掲げる「自動車教習所」をいう。） (5) 畜舎 (6) 倉庫（ただし、主たる建築物に附属するものを除く。）		次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 (1) 工場（建築基準法別表第 2（ロ）項第 2 号に掲げる「工場」をいう。） (2) 自動車教習所（同法同表第 2（ロ）項第 5 号に掲げる「自動車教習所」をいう。） (3) 畜舎 (4) 倉庫（ただし、主たる建築物に附属するものを除く。）
	建築物の敷地面積の最低限度		100㎡		
	壁面の位置の制限		建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から、都市計画道路の道路境界線（ただし、隅切部分を除く。）までの距離は、1メートル以上とする。 ただし、建築物又は建築物の部分が次の各号の一に該当する場合及び 2 階以上の部分を除く。 (1) 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が 3メートル以下であるもの (2) 車庫、物置その他これらに類する用途に供し、軒の高さが 2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が 5 平方メートル以内であるもの		
	建築物等の形態又は意匠の制限		建築物の外壁及び屋根の色は、刺激的な色彩を避け、周辺の建築物と調和した落ち着いたものとする。 建築物の屋根の形態は、勾配屋根を基調とする。 広告物、看板類は、周囲の景観的調和に配慮したものとする。		
	かき又はさくの構造の制限		道路に面する敷地の部分にかき又はさくを設置する場合は、次の各号の一に掲げるものとする。 ただし、高さが 0.9メートル以下の部分を除く。 (1) 生垣 (2) 高さが 1.8メートル以下の透視可能な材料で造られたもの		

第4章 重点区域の位置及び区域

表 栃木駅前第2地区計画書

名称		栃木駅前第2地区計画					
位置		栃木市境町、沼和田町及び河合町の各一部					
面積		約 5.6ha					
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	本地区は、ＪＲ両毛線及び東武日光線栃木駅の主に東側に位置し、土地区画整理事業によって健全で良好な市街地の形成を図るため、道路、公園、下水道等の公共施設及び宅地の整備を行っている地区である。 このため、地区計画により、適正かつ合理的な土地利用を誘導し、今後もこの良好な市街地環境を保全することを目標とする。					
	その他当該地区の整備・開発及び保全に関する方針	<土地利用の方針> 栃木駅北口駅前広場を中心とする商業地域は、北側に隣接する栃木駅前地区と一体的に商業・業務施設の集積を促進し、都市機能の充実と高度利用を図る。(A地区、B地区) 地区の東側の第一種住居地域は、利便性の高い快適な住宅や教育施設の立地を図る。(C地区、E地区) 巴波川沿いの工業地域は、周辺的生活環境や教育環境に配慮しつつ工業施設の立地を図る。(D地区) <地区施設の整備方針> 土地区画整理事業により整備される地区内の道路及び公園について、その機能の維持・保全を図る。 <建築物等の整備方針> ゆとりある都市空間とうるおいのある街並み景観形成のため、地区の特性に応じ、建築物等に関して次の制限を定める。 (1) 建築物等の用途 (2) 建築物の敷地面積の最低限度 (3) 壁面の位置 (4) 建築物等の形態又は意匠 (5) かき又はさくの構造					
地区整備計画	地区の区分	地区の名称	A地区	B地区	C地区	D地区	E地区
		地区の面積	約 0.8ha (商業地域)	約 0.8ha (商業地域)	約 1.2ha (第一種住居地域)	約 0.8ha (工業地域)	約 2.0ha (第一種住居地域)
	建築物等の用途の制限 (次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。)	(1) 住宅(建築基準法別表第2(イ)項第1号に掲げる「住宅」をいう。) (2) 1階を共同住宅、寄宿舎及び下宿(同法別表第2(イ)項第3号に掲げる「共同住宅、寄宿舎及び下宿」をいう。)の用に供するもの。 (3) 工場(ただし、令130条の6に定めるものを除く。) (4) 自動車教習所 (5) 畜舎 (6) 倉庫(ただし、主たる建築物に附属するものを除く。)	(1) 工場(ただし、令130条の6に定めるものを除く。) (2) 自動車教習所 (3) 畜舎 (4) 倉庫(ただし、主たる建築物に附属するものを除く。)	(1) 工場(ただし、令130条の6に定めるものを除く。) (2) 自動車教習所 (3) 畜舎 (4) 倉庫(ただし、主たる建築物に附属するものを除く。)	(1) 自動車教習所 (2) 畜舎	(1) 工場(ただし、令130条の6に定めるものを除く。) (2) 自動車教習所 (3) 畜舎 (4) 倉庫(ただし、主たる建築物に附属するものを除く。)	
	建築物の敷地面積の最低限度	100㎡					
	壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から、都市計画道路の道路境界線(ただし、隅切部分を除く。)までの距離は、1メートル以上とする。 ただし、建築物又は建築物の部分が次の各号の一に該当する場合を除く。 (1) 2階以上の部分 (2) 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの (3) 車庫、物置その他これらに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの		建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から、道路境界線(ただし、隅切部分を除く。)までの距離は、1メートル以上とする。 ただし、建築物又は建築物の部分が次の各号の一に該当する場合を除く。 (1) 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの (2) 車庫、物置その他これらに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの		建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から、道路境界線(ただし、隅切部分を除く。)までの距離は、3メートル以上とする。 ただし、車庫その他これらに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下である建築物を除く。	
	建築物等の形態又は意匠の制限	建築物の外壁及び屋根の色は、刺激的な色彩を避け、周辺の建築物と調和した落ち着いた色調のものとする。 建築物の屋根の形態は、勾配屋根を基調とする。 広告物、看板類は、周囲の景観的調和に配慮したものとする。					
	かき又はさくの構造の制限	道路に面する敷地の部分にかき又はさくを設置する場合は、次の各号の一に掲げるものとする。 ただし、高さが0.9メートル以下の部分を除く。 (1) 生垣 (2) 高さが1.8メートル以下の透視可能な材料で造られたもの					

③ 都市計画道路の整備方針

栃木市の都市計画道路は、市全体で 55 路線を計画決定している。これまで、主に市街地縁辺部や国道道部の整備を進め、現在は都市計画道路小山栃木都賀線などを逐次整備している。市街地内における道路は、昭和 40 年～50 年代に計画決定したものの、権利関係の複雑さや多くの費用と時間を要することから整備が先送りされ、面的整備地区における整備が中心となっており、特に歴史的な町並みが残る栃木地域の中心市街地において、多くの路線が未整備となっている。今後は、歴史的な町並みの維持に努め、広域的な幹線道路整備による交通の流れなどを踏まえ、必要性等の再検証が必要な路線については、栃木県が策定した『栃木県都市計画道路検証の基本方針（案）』に基づき、検証・見直しを図る。

＜『栃木県都市計画道路検証の基本方針（案）』（平成 19 年（2007）3 月）における見直しの視点＞

1. 路線の計画上の視点

① 土地利用計画、まちづくりとの一体性の視点

（上位計画との整合性、将来都市像・都市交通の目標、土地利用・都市施設との一体性）

② 各都市の個性や状況に対応する視点

（歴史、都市構造、都市計画決定状況・整備状況、将来交通需要の伸び等）

③ 道路ネットワーク等広域的な視点

（広域的な道路ネットワーク、周辺道路との関連性・将来交通需要予測の検証）

④ 要求される多様な機能の確保の視点

（交通機能・空間機能・市街地形成機能・防災機能・シンボル機能・アメニティ機能等）

⑤ 既存ストックの有効活用の視点

（機能を代替する道路や既存道路での役割分担可能な場合の既存道路の有効活用）

2. 必要性和実現性の視点

（必要性の変化の要因や事業の実現化に支障を来す要因の評価を踏まえた検証）

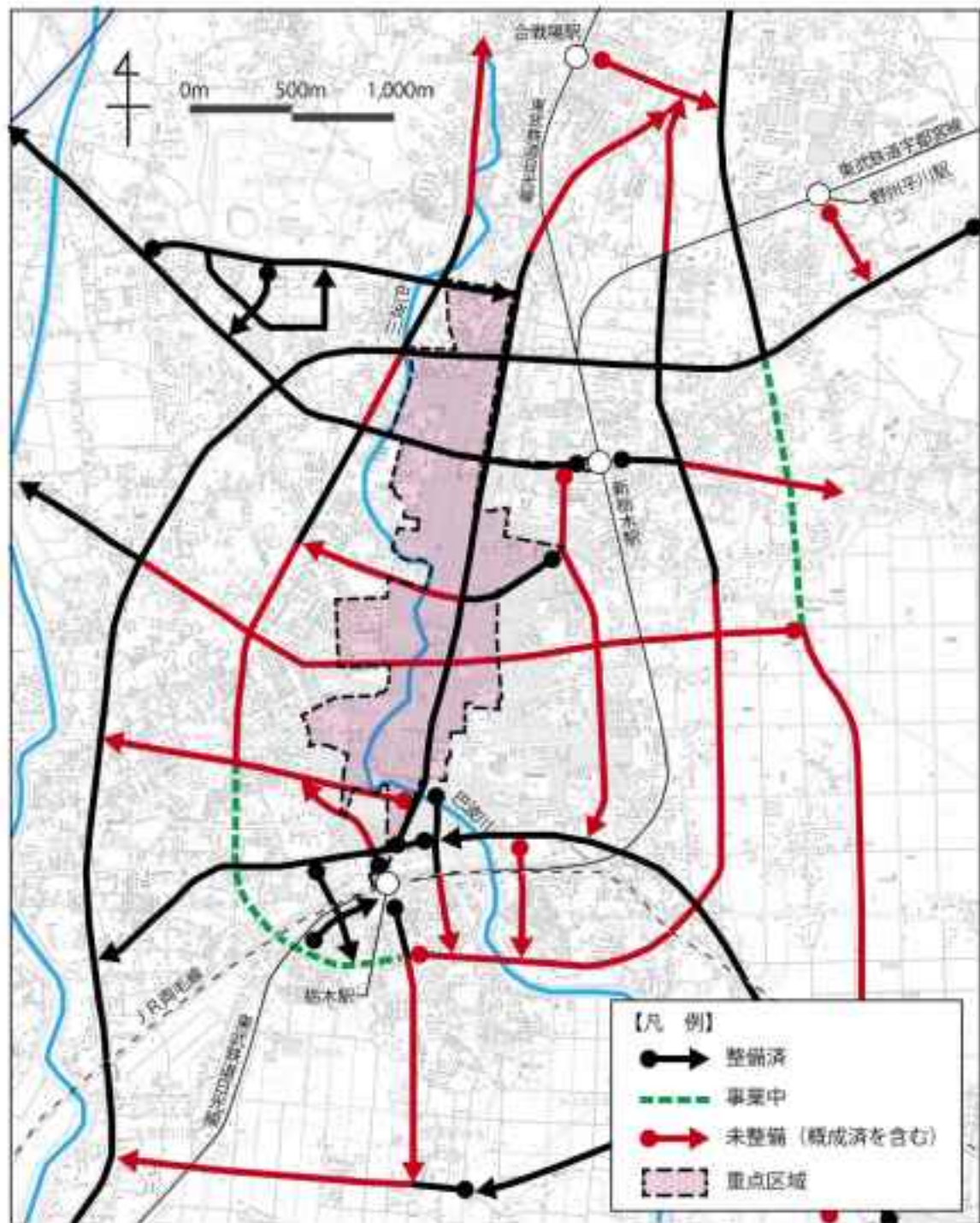


図 都市計画道路の整備状況（平成 27 年(2015) 4 月）
【重点区域・旧日光例幣使街道及び巴波川周辺区域の拡大図】
 資料：栃木市都市計画マスタープラン（改訂版）

(2) 景観計画との連携

① 市全域の景観形成の方針と行為の制限

栃木市では、地域の特性に応じた良好な景観を守り、育て、創るため、景観法に基づく「栃木市景観計画（平成27年（2015）4月施行）」を策定し、あわせて「栃木市景観条例」を制定し、総合的な景観形成を進めている。

栃木市景観計画では、栃木市全域を「景観計画区域」とし、景観まちづくりの基本目標や基本方針及び4つのゾーン別の景観形成の方針のもと、届出勧告制度による大規模な建築物等の行為の制限、「景観重要建造物」の指定の方針等を定めている。

栃木市の歴史的風致は市内各所に広がっていることから、事業展開に合わせて景観計画と連携し、歴史的風致の維持向上に努める。

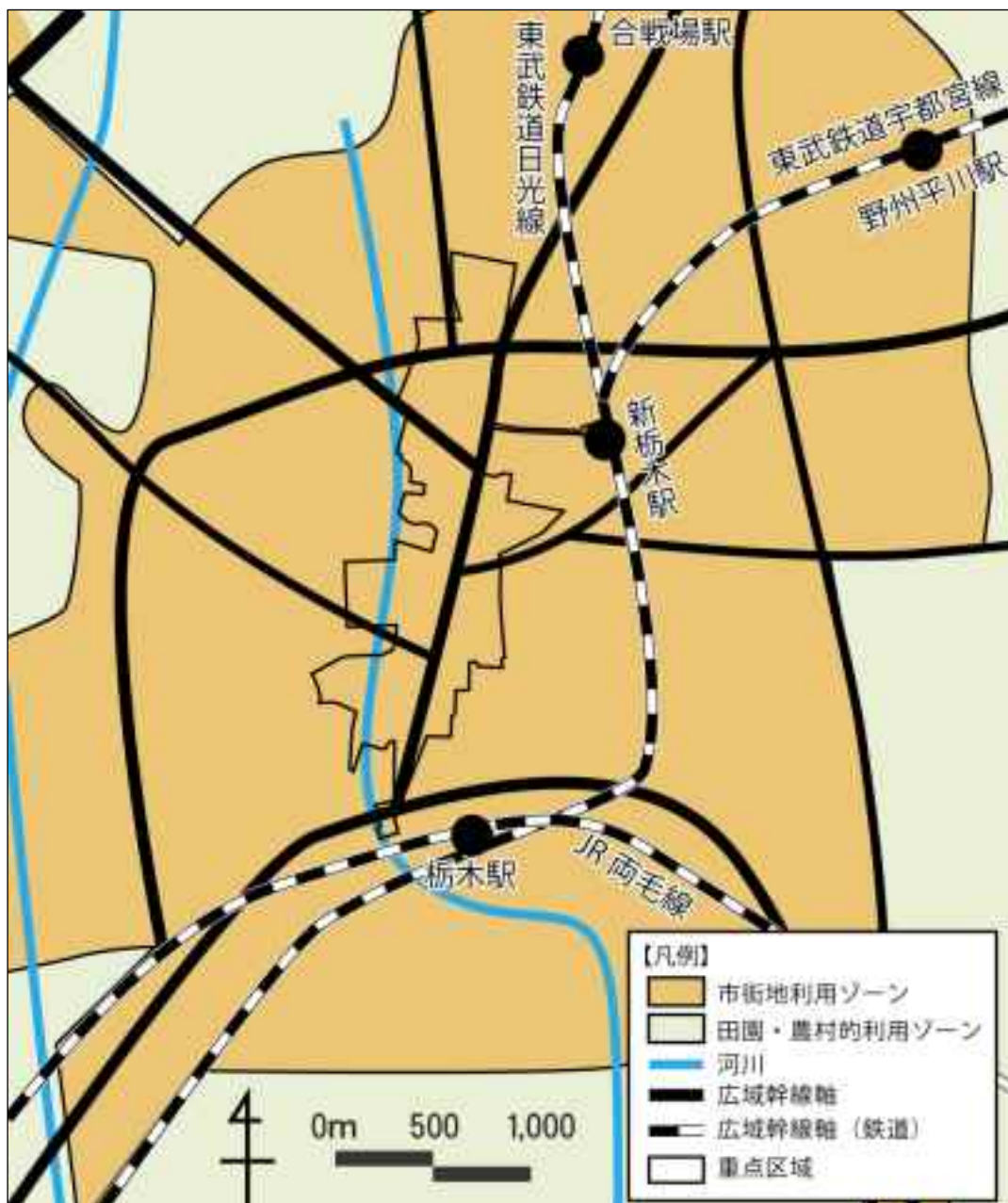


図 景観構造図【重点区域・旧日光例幣使街道及び巴波川周辺区域の拡大図】

資料：栃木市景観計画

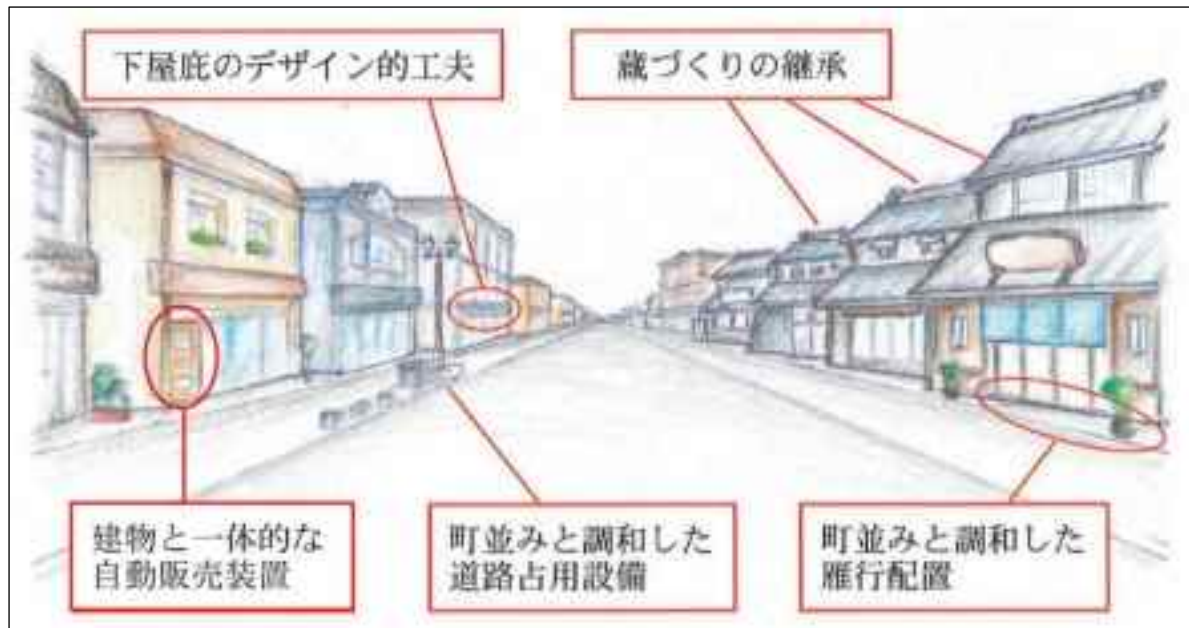


図 市街土地利用ゾーン
 <商業・業務系市街地（歴史的な町並み）>における景観形成イメージ
 資料：栃木市景観計画

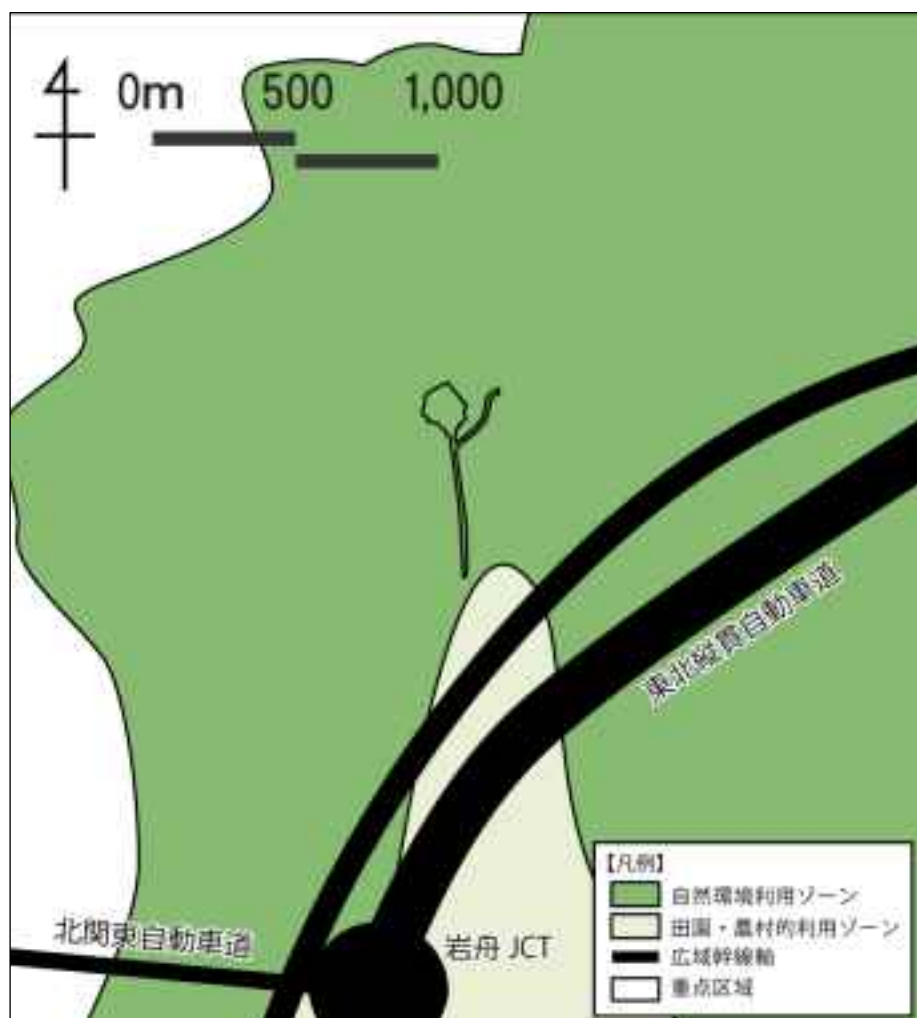


図 景観構造図【重点区域・村檜神社区域の拡大図】

資料：栃木市景観計画

表 大規模行為等における届出対象行為

区分	行為の種類	届出対象規模
建築物	新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	高さ 10mを超えるもの又は建築面積 1,000 m ² を超えるもの

表 大規模行為等における景観形成基準

項目	景観形成基準
建築物及び工作物	配置 □眺望景観に配慮した配置 ●ランドマークや山並み等のスカイライン等への眺望を、できる限り確保するように配置する。 □周辺の景観特性を考慮した配置 ●敷地内や周辺に、良好な樹林や樹木、河川や水辺がある場合、これを活かせるように配置する。
	高さ □眺望景観に配慮した高さ ●地域のシンボリックな景観や山並み等への眺望に配慮した高さとする。 □周辺の景観特性に配慮した高さ ●地域の特性に応じた周辺景観に配慮し、それらと調和した高さとする。
	形態意匠 □周辺と調和した統一感のある形態・意匠 ●周辺の基調となる景観に配慮した形態であるとともに、全体としてまとまりのある形態とする。
	色彩 □周辺の建築物や背景の色彩との調和 ●その地域の建築物の色彩の傾向、その地域の背景となっている周辺の自然的景観等の色彩等と調和したものとする。 ●色彩ガイドラインに適合し、良好な景観形成に資する色彩とする。
	素材 □地域の特性と自然を活かした素材 ●自然素材を活用するとともに、耐久性、季節や気候の変化に強い素材を使用する。 ●伝統的に使用されてきた素材等、地域の景観を特徴付ける素材や地場産業の素材、伝統的な工法を積極的にとり入れる。
	その他 □付帯設備 ●屋外や屋上の設備は通りからの見え方に配慮した配置や、建築物と一体的なデザインの格子状のもので覆うなど、直接見えにくくする。 □付属施設 ●車庫や物置、倉庫等の付属物は、圧迫感を生じないようにし、建築物と一体的なデザインとするなど、雑然としないように努める。 ●屋外広告物やサインは、大きさ・色・形状に配慮して、周辺環境に配慮したデザインとする。 ●屋外照明を設置する場合は、夜間の景観を良好なものとし、安全の確保に十分な光量で過剰な光が周囲に散乱しないよう配慮する。 □既存木の活用と風土にあった緑化 ●敷地内に優れた樹木がある場合は、保存等により修景に活かす。 ●新たな樹木を植栽する場合は、地域の気候や風土にあった、周辺植生と調和した樹種を選定する。 □景観に配慮した再生可能エネルギーの活用促進 ●太陽光発電設備や風力発電設備等の設置においては、周囲の良好な景観を著しく損ねないよう配慮する。

第4章 重点区域の位置及び区域

② 景観形成重点地区の指定

栃木市景観計画では、地域住民等と協働して地域特性に応じたきめ細かな景観形成を図るべき区域を、条例に基づく「景観形成重点地区」として指定し、地区単位で景観形成を進めていくこととしている。

景観形成重点地区として指定する区域を、特徴ある景観を有する町並みの保全活用を図る地域、地域のシンボルとなっている自然景観の保全を図る地域、魅力ある景観の創出を目指す地域の3地域に分け、本計画の重点区域「旧日光例幣使街道及び巴波川周辺区域」と「村檜神社区域」の両区域において、景観形成重点地区の候補地として設定しており、今後、重点地区の指定について検討していく。

(3) 屋外広告物について

栃木市における屋外広告物は、「栃木県屋外広告物条例（昭和39年（1964）10月1日栃木県条例第六十四号）」により規制されている。この条例では、適用除外として定められている場合を除き、原則として屋外広告物を掲出することができない「禁止地域」と原則として許可が必要な「許可地域」が定められている。

屋外広告物は、景観に対する影響が大きく、また景観形成上重要な要素であり、周辺環境との調和が求められる。

重点区域は、禁止地域と許可地域が混在し規制内容が異なっていることから、良好な景観が阻害されることが懸念される。

そこで、重点区域内の歴史的風致の維持及び向上を図るため、今後は、市独自の屋外広告物の設置規制や適正な維持管理を行う条例の制定を目指す。

表 栃木県屋外広告物条例に基づく屋外広告物の設置の禁止地域の具体的な例

①	都市計画法第2章の規定により定められた第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、田園住居地域、景観地区、風致地区、特別緑地保全地区、伝建地区（これらのうち、知事が指定する地域に限る。）
②	指定文化財等
③	保安林（知事が指定する地域に限る。）
④	国立公園、県立自然公園
⑤	自然環境保全地域等
⑥	保存樹木
⑦	指定道路又は指定鉄道
⑧	指定道路又は指定鉄道の路端から両側500m以内の地域（用途地域、30戸以上の家屋連続区域及び鉄道の駐車場の区域を除く。）
⑨	都市公園
⑩	河川、湖沼、溪谷等（知事が指定する地域に限る。）
⑪	指定公共用広場又は指定駐車場
⑫	官公署、学校、図書館等
⑬	古墳、墓地等（知事が指定する地域に限る。）
⑭	社寺、教会及び火葬場の建造物並びにその境域で、知事が指定する区域

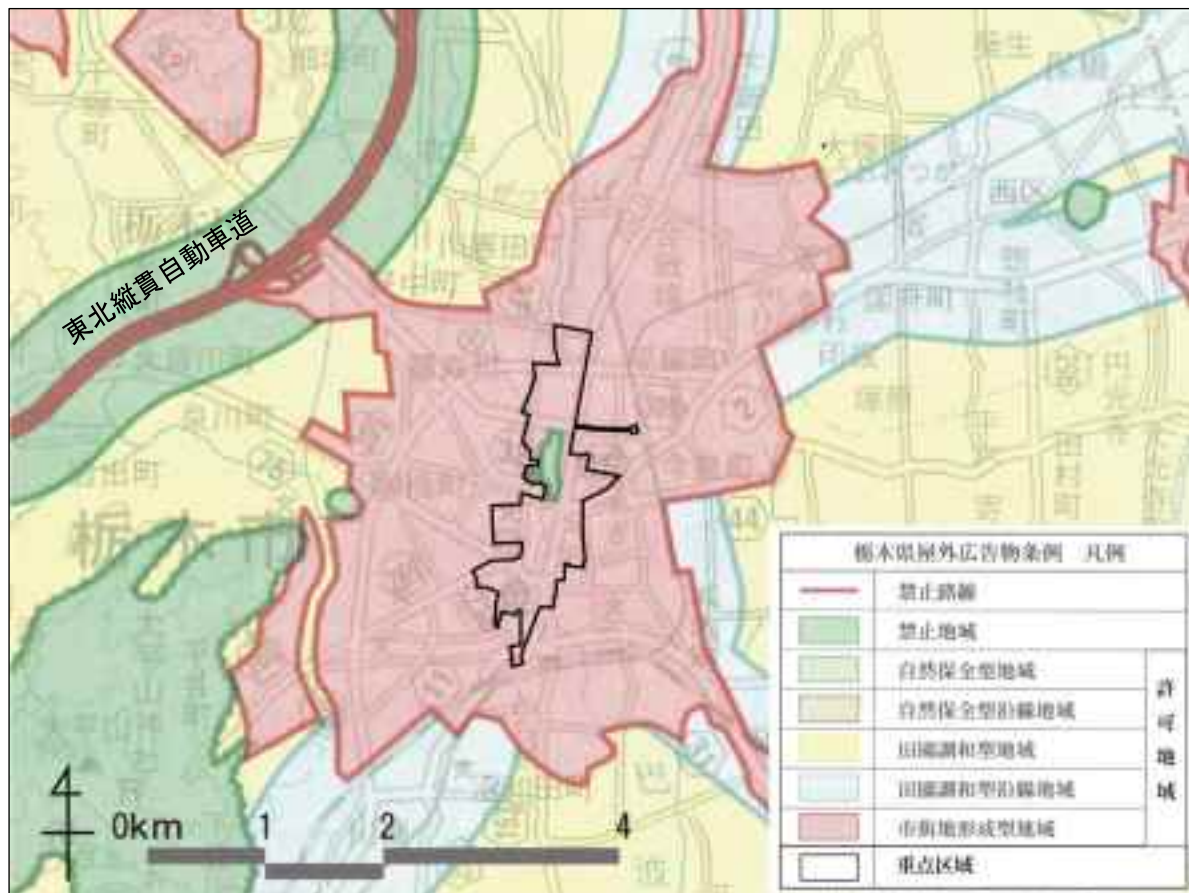


図 重点区域の屋外広告物規制図
【重点区域・旧日光例幣使街道及び巴波川周辺区域の拡大図】



図 重点区域の屋外広告物規制図
【重点区域・村檜神社区域の拡大図】

(4) 栃木市歴史的町並み景観形成要綱について

栃木市では歴史的な建造物を保全するために、平成2年(1990)に、「栃木市歴史的町並み景観形成要綱」と「同補助金交付要綱」を制定して、「歴史的町並み景観形成地区」を設定し、江戸末期から昭和前期頃に建てられた景観上重要な歴史的・文化的資産である建造物を「歴史的建造物」に指定し、歴史的建造物の外観やそれらに付随する工作物^{ふずい こうさくぶつ}の修景整備を進めている。現在、指定された歴史的建造物は105件に及ぶ。

今後は、景観形成補助金制度の拡充を検討するとともに、町並みの連続性を阻害している建物の外観について、歴史的町並みに調和した形態、意匠となるよう整備を行う。

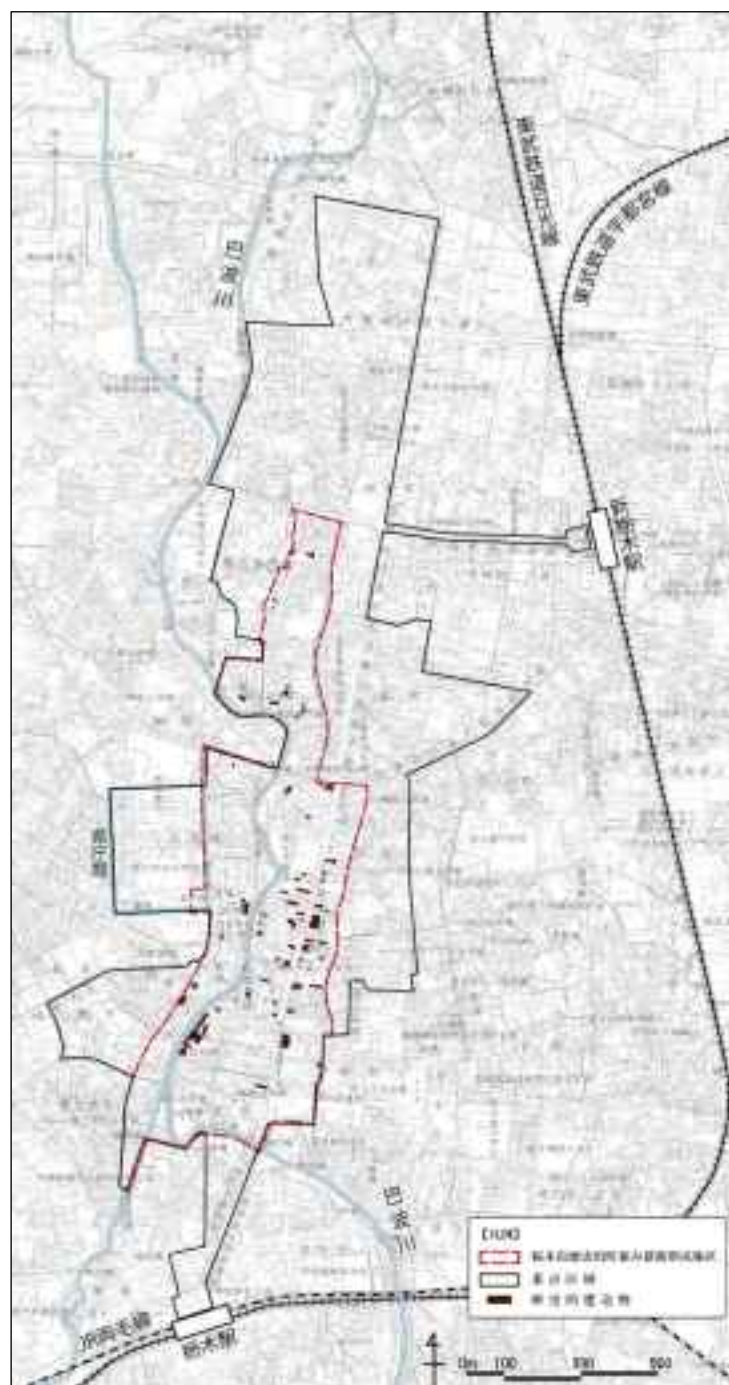


図 栃木市歴史的町並み景観形成地区と歴史的建造物の位置
【重点区域・旧日光例幣使街道及び巴波川周辺区域の拡大図】

(5) 重要伝統的建造物群保存地区との連携

嘉右衛門町伝建地区には、問屋業に関わる見世蔵や土蔵をはじめとする江戸末期から昭和前期頃にかけての伝統的な建造物が群としてよく残り、問屋業で栄えた栃木の歴史を今に伝えている。

それらの問屋業により^{つちか}培われてきた町の履歴を示す多種多様な形態の伝統的な建造物が建ち並ぶ町並みを保存していくために、「栃木市嘉右衛門町伝統的建造物群保存地区保存計画」を策定し、主として昭和前期（昭和20年（1945）頃）までにかけて建造された建築物その他の工作物のうち、伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものを「伝統的建造物」として定めるとともに、伝統的建造物群と一体を成す環境を保存するため、特に必要があると認められる物件（土地及び自然物等）を「環境物件」として定め、修理事業を実施している。

また、地区全体に現状変更の規制を行い、保存地区内の新しい建物や空き地に対しても修景事業を実施し、歴史的風致との調和を図るための整備に努めている。

嘉右衛門町伝建地区は、この保存計画に基づいた文化財としての伝統的建造物群の保存を進めながら、歴史的風致維持向上計画の重点区域の中心的地域であることから、その周辺環境の保全・整備を一体的に行い、歴史的資源を活かしたまちづくりを推進していく。

表 修理基準

建築物	位 置	外観を維持するため、原則として現状維持又は復原修理とする。
	高 さ	
	形 態	
	構 造	
	意 匠	
	色 彩	
	建築設備等	建築設備等は公共の場から容易に望見できる位置に設置しない。 ただし、やむを得ず望見できる場所に設置する場合には、伝統的建造物と調和する材料、仕上げ、着色等を施すか、伝統的建造物と調和する目隠し等により外観上目立たないようにする。
工作物	塀・門等	現状維持又は復原のための修理を行う。
環境物件（樹木等）		現状維持又は復原のための復旧を行う。

表 修景基準

建築物	位 置		それぞれの通りが持つ歴史的な特性に配慮し、歴史的町並みとしての一体性と連続性を損なわないものとする。 通りに面して建物を置く場合には、外壁の位置を周囲の伝統的建造物と合わせる。
	高 さ		棟高 10m以下、かつ、2階建以下とする。
	規 模		周囲の伝統的建造物と合わせる。
	形 態		歴史的風致と調和したものとする。 2方向以上の勾配屋根とする。 旧日光例幣使道沿いは、切妻造・平入で1階に下屋庇もしくは小庇を設ける。
	意匠	屋 根 (勾配・材料等)	周囲の伝統的建造物と合わせる。 黒色又は銀鼠色の棧瓦葺とする。
		壁 面 (仕上等)	漆喰塗り、板張り等、歴史的風致と調和したものとする。
		開口部	歴史的風致と調和した規模、形状とし、木製建具を基本とする。
	色 彩		歴史的風致と調和した落ち着いた色彩とする。
	建築設備等		建築設備等は公共の場から容易に望見できる位置には設置しない。 ただし、やむを得ず望見できる場所に設置する場合には、修景した建築物と調和する材料、仕上げ、着色等を施すか、修景した建築物と調和する目隠し等により外観上目立たないようにする。
	工作物 (塀・門等)		伝統的な材料や構法による、歴史的風致と調和したものとする。 巴波川沿いにおいては、原則として、黒板塀とする。
	屋外広告物		自家用看板とし、歴史的風致に調和した位置、形状、意匠、色彩とする。

表 許可基準

建築物	位 置		それぞれの通りが持つ歴史的な特性に配慮し、歴史的町並みとしての一体性と連続性を損なわないものとする。
	高 さ		棟高は 10m以下とする。 旧日光例幣使道沿いは、棟高 10m以下、かつ、2 階建て以下とする。
	規 模		歴史的風致を損なわないものとする。
	形 態		歴史的風致を損なわないものとする。 2 方向以上の勾配屋根とする。 旧日光例幣使道沿いは、2 方向以上の勾配屋根とし、かつ、一方を通り側に葺き下ろし、1 階には下屋庇もしくは小庇を設ける。
	意匠	屋 根 （勾配・材料等）	歴史的風致を損なわないものとする。
		壁 面 （仕上等）	歴史的風致を損なわないものとする。
		開口部	歴史的風致を損なわないものとする。
	色 彩		歴史的風致を損なわない落ち着いた色彩とする。
	建築設備等		建築設備等は公共の場から容易に望見できる位置には設置しない。 ただし、やむを得ず望見できる場所に設置する場合には、歴史的風致と調和する材料、仕上げ、着色等を施すか、歴史的風致と調和する目隠し等により外観上目立たないようにする。
	工作物 （塀・門等）		それぞれの通りが持つ歴史的な特性に配慮し、歴史的町並みとしての一体性と連続性を損なわないものとする。 巴波川沿いにおいては、歴史的風致に調和した形態、意匠とする。
屋外広告物		自家用看板とし、歴史的風致を損なわない位置、形状、意匠、色彩とする。	
宅地の造成その他の土地の 形質の変更			変更後の状態が、歴史的風致を損なわないものとする。
木竹の伐採			伐採後の状態が、歴史的風致を損なわないものとする。
土石類の採取			採取後の状態が、歴史的風致を損なわないものとする。
水面の埋立て又は干拓			埋立て・干拓後の状態が、歴史的風致を損なわないものとする。

第4章 重点区域の位置及び区域

(6) 農業振興地域整備計画について

重点区域である「村檜神社区域」の一部に農業振興地域が指定されている。

良好な農業環境の保全を図るため、農業行政と連携して農地の保全などに取組み、歴史的風致の維持向上を図る。

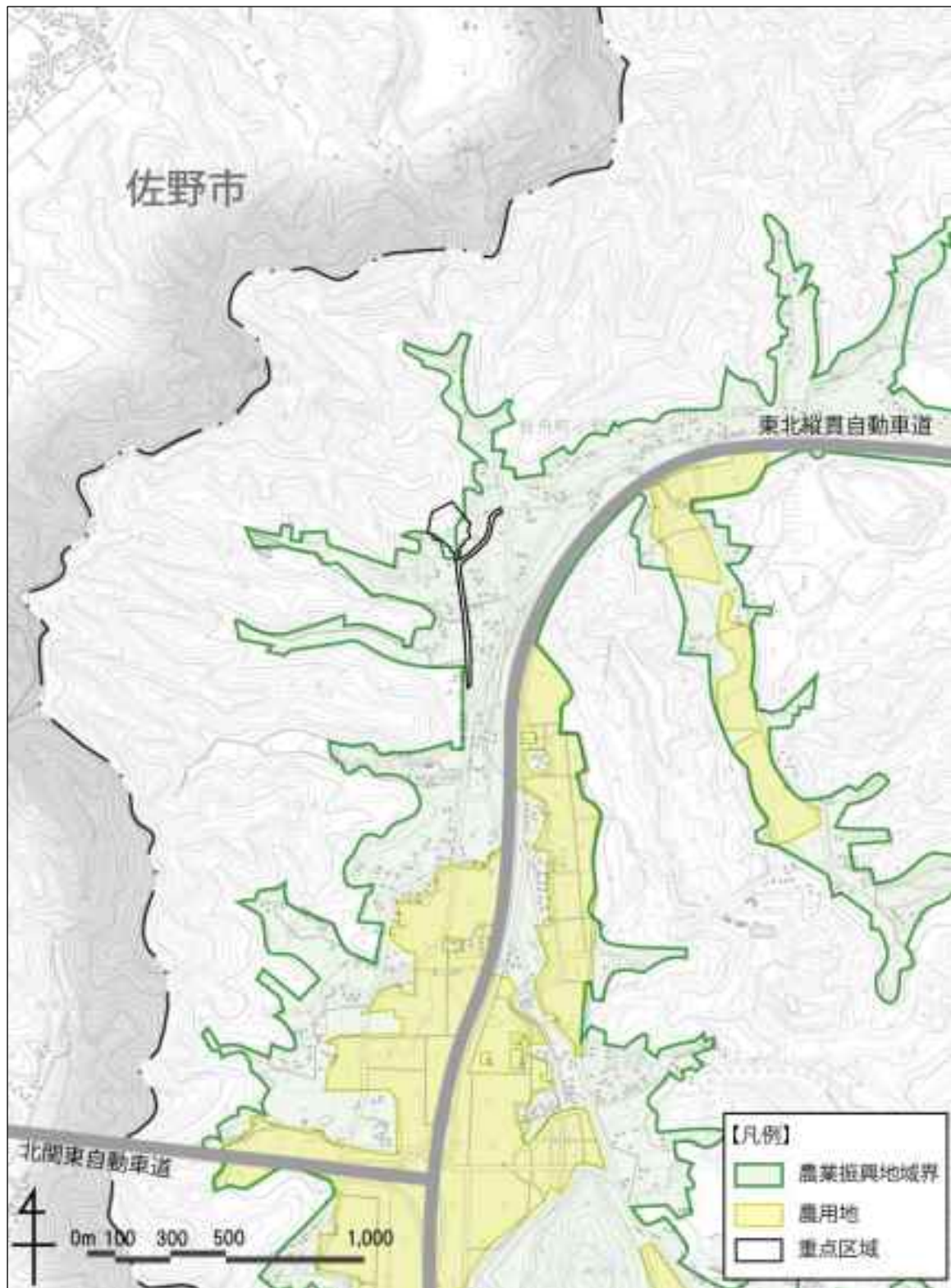


図 村檜神社区域の農業振興地域

第5章

文化財の保存又は活用に関する事項

第5章 文化財の保存又は活用に関する事項

1 栃木市全体に関する事項

(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の方針

栃木市には、国指定文化財が6件、重伝建地区が1箇所、県指定文化財が41件、市指定文化財が198件、国の登録有形文化財が54件、計300件の文化財があり、市内各地に広く点在している。

これらの国県市の指定等文化財については、文化財保護法、栃木県文化財保護条例、栃木市文化財保護条例のほか、関連法令に基づいて保存管理を実施し、必要に応じ所有者等に対して保存管理に向けた助言等を行ってきており、引き続き適切な保存管理を実施するとともに、所有者等との連携の下、計画的に保護のための措置を講ずる。

また、未指定の文化財も数多く存在することから、大学等の研究機関や民間団体とも連携し、文化財の調査・研究を継続して実施し、価値が認められたものについては市指定や国の登録制度の活用を検討することで適切な保護を行う。

有形文化財（建造物）・史跡の保護に当たっては、以下のとおり行うものとする。

国指定文化財については、保存活用計画を策定し、計画に基づき適切に維持管理するとともに、保存整備・活用を推進する。国の登録有形文化財については、適切な保存管理や活用が図られるよう、物件ごとに所有者及び管理者と協議し、保存活用計画の策定を推進する。また、県市の指定文化財及び未指定文化財については、所有者及び管理者に対し、適切な維持管理、保存・活用が図られるよう協議を行うとともに、指導・助言又は支援を行う。

無形の民俗文化財の保護に当たっては、その活動の記録を作成するとともに、今後も活動を継承していくことが可能となるよう、担い手育成に対する支援を行う。

さらに、未指定も含めた文化財の総合的な把握と保護や活用の方針について定めるため、別途「栃木市歴史文化基本構想」や「文化財保存活用地域計画」の策定を進める。

(2) 文化財の修理（整備）に関する方針

有形文化財の建造物は、経年劣化^{けいねんれっか}や風雨等の外的要因によるき損や、滅失^{めっしつ}を招く恐れがあり、日頃の維持管理を主とした予防対策と被害を受けた後の適切な修理が必要である。

指定等文化財の修理や整備については、所有者等による維持管理や日常的な点検により損傷の早期発見に努めるとともに、所有者等の意識向上のため適切な助言を実施する。

また、これら指定等文化財の修理や整備にあたり、文化財の価値を損なうことなく修理を行う必要があることから、過去の修理履歴や調査記録を整理及び調査した上で、現状や修理箇所の詳細な調査を実施し、修理の方法及び内容を検討するとともに、関係機関と調整し、各分野の専門家^{げんみつせい}の指導により修理の方法及び内容の厳密性、客観性を高めて保護のための措置を講ずる。なお、調査情報は蓄積し、今後の維持管理や保存のための助言に活用する。

さらに、所有者等の財政的負担の軽減のため、指定等文化財の修理には各種補助制度を積極的に活用する。未指定の文化財や、歴史的風致形成建造物として指定した建造物の修理については、所有者等と協議しながら、保存のための対策を講ずる。

(3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針

栃木市の文化財の保存・活用を行うための施設は、合併以前から各地域（岩舟^{いわふね}地域を除く）に整備されており、下野国^{しもつけこく}庁^{ちょう}跡資料館・星野遺跡地層たんけん館・郷土参考館・蔵^{ほし}の資料館「古久磯^{こくいそ}提^ち灯店^{とうてん}見世蔵^{みせくら}」（栃木地域）、おおひら歴史民俗資料館・おおひら郷土資料館「白石^{しらいし}家戸^{けこ}長^{ちやう}屋敷^{やしき}」（大平地域）、藤岡歴史民俗資料館（藤岡地域）、都賀歴史民俗資料館（都賀地域）、西方^{にししかた}民俗資料室（西方地域）があり、地域文化や文化財・先人・偉人^{いじん}の功績^{こうせき}についての展示施設として利用されている。

今後も、これらの施設において文化財の保存・活用を行うものとするが、各施設とも、老朽化に伴う機能の低下や施設の狭小^{きやうしょう}の問題等の課題があり、郷土資料や民俗関係資料、考古資料を収蔵している施設も各施設に点在し、加えて観光施設や学校、体育館等の小規模な施設にも資料が分散して収蔵されていることから、施設の集約化や資料館、展示施設の見直しを行い、将来的には資料を一元管理し、一定の保存管理ができる施設の整備を目指す。

さらに、より多くの人々に興味・関心を持ってもらうため、文化財の情報を広く発信し、文化財の説明板や誘導サイン、位置サイン等の公共サインの設置を推進する。

(4) 文化財の周辺環境の保全に関する方針

文化財は周辺環境も含め価値を持つものであり、文化財の保存だけではなく、周辺環境の保全も視野に入れる必要があることから、都市計画法や景観法、栃木市の関係条例等による制度・規制を積極的に活用することにより、引き続き良好な景観の保全に努める。

また、文化財の説明板や誘導サイン、位置サイン等の新設・再整備の際は文化財やその周辺環境と調和したものを設置し、周辺環境の保全を図る。

(5) 文化財の防災に関する方針

地震、落雷、水害、火災等による自然災害を原因とする有形文化財の損壊や滅失の危険性を低下させるため、所有者や管理者による防災対策の注意喚起^{かんき}を促すとともに、被災した場合には迅速^{じんそく}な対応が可能となるよう、文化財の啓発活動や文化財防火デーを活用し、地域住民が参加した防火訓練や消火体制等の日常的な備えの取組みを促す。

また、個別の有形文化財ごとに防災対策を検討するとともに、現状の文化財の記録を行い、整理保管し、被災した場合^{ふくげん}の復元に資する資料の整備に努める。

さらに、各専門家や研究機関、修理業者と連携し、被災履歴の記録や被災文化財の復旧作業を行えるよう体制を準備する。

なお、文化財については盗難や放火等の防犯についても注意が必要なことから、所有者等へ防犯設備の設置についても促していくものとする。

(6) 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する方針

第5章 文化財の保存又は活用に関する事項

文化財の保存及び活用の普及・啓発については、チラシやパンフレットの作成、配布等をはじめ、文化財の情報提供や展示・公開を行っている。

しかし、地域住民の間では、文化財の歴史的価値を誤解したり、保存より活用を優先する考えが生じているため、保存あつての活用という認識を広める。

また、学問的研究に基づいた根拠ある歴史的価値を理解し、地域住民が自ら調べる姿勢と本物志向を促す必要があることから、文化財の歴史的価値と保存の重要性について市民や事業者に広く知ってもらうため、説明板等の設置やパンフレットなどの作成・配布とともに、学校や公民館での講座やイベントを開催し普及・啓発を図る。

さらに、遠隔地からも文化財情報にアクセスできるようデジタル技術を活用して情報を発信するような体制の導入について検討する。

(7) 埋蔵文化財の取扱いに関する方針

平成27年(2015)3月に遺跡分布地図を刷新したことから、遺跡分布地図が整備されていなかった地域も、統一した基準により文化財保護法に基づく保護が行えるようになった。

今後は、周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等を行おうとする際の届出や、これまで知られていない遺跡が発見された場合の届出等については、その義務を徹底するとともに、栃木県教育委員会の指導助言を仰ぎながら、開発に係る関係者と十分な協議を行い、その保護を図る。

さらに、研究や文献、過去の調査の成果、現地の状態等により重要度を判断し、重要と考えられる包蔵地においては地下の保存を優先するとともに、破壊が回避できない場合には十分な記録保存を行う。また、重要度の高い発掘調査については、栃木県教育委員会や関係機関等と連携のもと確認を行い、客観性を担保する。

出土遺物等についても適切な保存管理ができる場所の確保に努める。

(8) 文化財の保存・活用に向けた市の体制と今後の方針

栃木市では、文化財保護については教育委員会の「文化課」が所管しており、学芸員2名(考古、保存科学)、事務職員2名を配置している。一方で、伝建地区における修理事業のほか、歴史まちづくり施策の検討については、市長部局の「蔵の街課」が所管しており、景観計画を所管する「都市計画課」と相互に連携しながら文化財の保存活用と歴史まちづくりを推進している。

文化財の保存及び活用に関する事項について調査審議を行う機関として、栃木市文化財保護条例に基づき「栃木市文化財保護審議会」を設置しており、専門分野として建造物が1名、絵画、彫刻、工芸品、書跡・典籍、古文書、考古資料、歴史資料が4名、有形の民俗文化財、無形の民俗文化財が2名、遺跡、動物・植物・地質鉱物が3名である。また、栃木市伝統的建造物群保存地区保存条例に基づき「栃木市伝統的建造物群保存審議会」を設置しており、適切な文化財の保存・活用を進めている。このほか、栃木市景観条例に基づき「栃木市景観

審議会」を設置している。

今後は、文化財の保存・活用の視点に立ち、観光部局との連携強化体制の充実を図る。

(9) 各種団体の状況及び今後の体制整備の方針

栃木市の文化財を保存・活用していくためには、栃木市の行政機関だけで取組むのは困難であるため、地域において文化財の保存・活用に取り組んでいる団体と連携をとることが重要である。

栃木市においては、文化財の保存団体や民俗芸能等の保存団体が多く存在する。

これまで、市内各地の様々な文化財について、市において調査研究を進めてきたが、これらの文化財の保存と活用は、必ずしも組織的に行われてきたとは言えないことから、地域の様々な文化財の、その周辺環境を含めた総合的な保存・活用を視野に入れた調査研究を行うとともに、保存・活用するための団体等の育成を進める。

また、市内各地で民俗芸能等の保存団体が精力的な活動を行っているが、多くの団体が後継者、指導者の不足など、運営面で様々な課題を抱えていることから、今後は、こうした各団体が抱える課題を共有化するとともに、継承される技術や道具等について情報交換を行うため、民俗芸能等の保存団体間の連携強化を図る。

表 栃木市の文化財の保存・活動等に関わり市が活動を支援している団体の一覧
(保存会は指定民俗文化財の団体)

	機関・団体名	主な活動 エリア	活動内容
1	下野国庁跡・地区文化財整備委員会	栃木地域	下野国庁跡の維持管理、保存
2	文化財 ^{だし} 山車保存会	栃木地域	山車の維持管理、保存
3	^{おおみや} 大宮神社獅子舞 ^{ししまい} 保存会	栃木地域	大宮神社の獅子舞の保存、継承
4	^{とみだぶし} 富田節保存会	大平地域	富田節の保存、継承
5	^{よこぼりかぐら} 横堀神楽保存会	大平地域	横堀 ^{だいたい} の太々神楽の保存、継承
6	^{あらいかん} 新 ^{だばやし} 神田囃子保存会	大平地域	新の神田五段囃子の保存、継承
7	都賀町郷土芸能推進委員会	都賀地域	無形の民俗文化財の保存、継承の連合団体
8	^{こてんぐ} 小天狗 ^{りゅうじょうじゅつ} 流杖術保存会	都賀地域	木の杖術の保存、継承
9	^{かんぱくりゅう} 関白流獅子舞保存会	都賀地域	関白流獅子舞の保存、継承
10	^{ますづか} 升塚文 ^ふ 挾 ^{ばさみ} 小 ^こ 流獅子舞保存会	都賀地域	升塚文挾小流獅子舞の保存、継承
11	^{かみしんでん} 上新田文 ^ふ 挾 ^{ばさみ} 流獅子舞保存会	都賀地域	上新田文挾流獅子舞の保存、継承
12	^よ 依田 ^だ 流 ^{りゅう} 鷺 ^{わし} 宮 ^{のみや} 太々神楽保存会	都賀地域	依田流鷺宮太々神楽の保存、継承
13	西方町文化財愛護ボランティア	西方地域	西方城址の管理、登山道整備、旧西方町域の資料収集、整理、保存
14	^{おおさわ} 大沢田 ^だ 太々神楽保存会	西方地域	大沢田太々神楽の保存、継承

2 重点区域に関する事項

第5章 文化財の保存又は活用に関する事項

(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の具体的な計画

重点区域内には、国指定文化財が1件（村檜神社区域^{むらひ}）、重伝建地区が1箇所（旧日光例幣使街道及び巴波川周辺区域^{きゆうにっこうれい}）、県指定文化財が5件（旧日光例幣使街道及び巴波川周辺区域^{へいしかいどう うずまがわ}）、市指定文化財が20件（旧日光例幣使街道及び巴波川周辺区域19、村檜神社区域1）、国の登録有形文化財52件（旧日光例幣使街道及び巴波川周辺区域）が所在し、特に登録有形文化財は、重点区域（旧日光例幣使街道及び巴波川周辺区域）内に集中している。これらについては、これまでに文化財保護法や栃木県文化財保護条例、栃木市文化財保護条例、栃木市伝統的建造物群保存地区保存条例のほか、関係法令に基づき保護のための措置がとられてきた。今後も引き続き、各指定等文化財の特徴や特性に応じた計画的な保護を図り、必要に応じて保存活用計画の策定を促進する。

旧日光例幣使街道及び巴波川周辺区域では、景観や町並みを維持する上で重要な建造物を、以前より歴史的建造物として指定し保全してきたが、これらは多数が未指定の文化財であることから、修理が必要なものや活用に供することができるものは、市指定文化財への指定を含めた調査を行い、保存対策を検討する。また、個人所蔵の収藏品や文書資料は、収集や保管について法令による義務付けがないため破棄されることが多く、建造物やその来歴^{らいれき}を語る上で重要な資料の保存に関して考慮されていないことから、保存・保管について大学と連携しての体制や設備の確立を検討する。

(2) 文化財の修理（整備）に関する具体的な計画

重点区域内には、伝建地区内の伝統的建造物及び指定等の文化財建造物のほか、重要文化財村檜神社本殿や市内の歴史的風致を構成する未指定の文化財建造物など、修理が必要な有形文化財が多く存在している。これらの文化財は経年劣化により屋根や土台周辺部材の劣化が進んでおり、雨漏りによる部材の腐朽^{ふきゆう}や蟻害^{ぎがい}の被害を受けて歪みや傾きを引き起こし、倒壊等による滅失の恐れにつながることから、早急かつ計画的に修理事業を実施する必要がある。

事業の実施にあたっては、文化財の価値を損ねないよう過去の改変履歴や調査記録等の活用と、新たな調査研究に基づいた修理を行うとともに、文化財保護法や栃木県文化財保護条例、栃木市文化財保護条例、栃木市嘉右衛門町伝統的建造物群保存地区保存計画に基づいて修理を適切に行う。

未指定の有形文化財である建造物は、所有者等と協議を行い歴史的風致形成建造物として指定の上、修理や活用等に係る費用について支援する。

(3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画

重点区域内に立地する文化財の保存や情報発信をする施設としては、旧日光例幣使街道及び巴波川周辺区域では考古や歴史、民俗資料等を収蔵・展示している郷土参考館や蔵の資料館「古久磯提灯店見世蔵^{こくいそちょうちんでん みせぐら}」があり、そのほか多くの文化財建造物が一般公開されているもの

の、村檜神社区域には情報発信を行う施設はない。また、文化財としての価値を説明する説明板の老朽化または未設置、誘導サイン、位置サインの未整備など、ガイダンス機能が不十分な状況にある。

そのため、重点区域内の文化財の情報を発信する施設の整備、各説明板等の設置・整備及び多言語化を図り、来訪者が安心して文化財にアクセスでき、その価値を十分理解できるような環境を整える。

(4) 文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画

重点区域内の指定等文化財及び歴史的価値の高い建造物が分布する周辺地域については、文化財を核としてその周辺環境を一体的に保存するために、都市計画法や景観法等の関連法令等と連携することで一体的な保全を図る。

旧日光例幣使街道及び巴波川周辺区域においては、平成2年(1990)に「栃木市歴史的町並み景観形成要綱」を制定して、一部において「歴史的町並み景観形成地区」に指定し歴史的町並みの保全を進めてきており、引き続き周辺環境と調和したまちづくりを推進する。

また、文化財の周辺環境と調和のとれた景観整備として、無電柱化、歩道の整備、道路舗装の美装化^{びそうか}、周辺環境と調和する街路灯の整備を行い、良好な景観形成を図る。

(5) 文化財の防災に関する具体的な計画

火災予防については、防火訓練を毎年1月26日の文化財防火デーにあわせ、重伝建地区である嘉右衛門町伝建地区で、消防本部職員、地元消防団員、地域住民、市などが協力して実施しており、今後も継続して行うとともに、重要文化財である村檜神社本殿等における実施も検討し、協議していく。

歴史的建造物は主に木造の建築物で構成されているため、火災や、近年頻発している地震や台風、豪雨等の自然災害に脆弱^{ぜいじやく}なものも多い。そのため、防災施設の整備等を行うとともに、所有者等と協議を行い、個々の歴史的建造物に対して耐震診断を実施し、補強修復計画の立案や耐震補強の実施を検討する。

また、旧日光例幣使街道及び巴波川周辺区域においては、嘉右衛門町伝建地区防災計画の推進等により、火災をはじめとした地震や台風等の災害から住民や建築物等を守るための総合的な防災対策に取り組むとともに、市街地の防災計画を策定することで、災害抑制、地域住民による初期消火、効率的に防災活動に取り組める設備導入を検討し、それらの設備に対しては修景整備^{しゅうけい}を行う。

(6) 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する具体的な計画

重点区域内に分布する文化財の普及・啓発に係る取組みを推進することは、歴史的風致を維持及び向上させる上でも重要であることから、様々なマスメディアの活用やイベントの実施等により、市内外に対して積極的に文化財についての情報発信を図るとともに、パンフレ

第5章 文化財の保存又は活用に関する事項

ットの作成や配布など、観光振興も視野に入れた情報発信を強化する。また、民俗芸能の継承と人材育成に向けて、学校が一つの核となり子どもの時から民俗芸能に親しむ体験の機会を増やすなど、地域と学校が連携しながら、学校教育の中で文化財とふれあい、学ぶ機会の充実を図る。

(7) 埋蔵文化財の取扱いに関する具体的な計画

村檜神社区域には、周知の埋蔵文化財包蔵地が所在しており、栃木市にとって重要な遺跡として文化財保護法に基づいた保護措置が求められる。

周知の埋蔵文化財包蔵地内で行われる土木工事等の際の届出や、届出後の取扱いの^{じゅんしゅ}遵守、それ以外の場所において歴史を理解する上で重要な遺跡が発見される場合も想定されるため、発見された場合の届出等について、その義務を徹底することにより、保護を図る。

(8) 各種団体の状況及び今後の体制整備の具体的な計画

重点区域内における文化財の保存・活用に関わる団体は、伝統行事や祭礼の保存継承を行っている「とちぎの山車まつり伝承会」や「文化財山車保存会」、「村檜神社神楽保存会」等がある。また、来訪者に地域の歴史を伝える団体としては、「栃木市観光ボランティア協会」等がある。その他にも、各地域の自治会や氏子等が存在しており、それぞれが活発な活動を行っている。

歴史的風致の維持及び向上や文化財の保護を推進する上では、地域住民やこれらの団体等と連携することが重要である。様々な機会をとらえ、その活動に対して助成や支援を行っていく。

第6章

歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項

第6章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項

第6章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項

1 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等についての方針

本計画における歴史的風致維持向上施設とは、地域における歴史的風致の維持及び向上に寄与する公共施設等を指し、歴史的風致維持向上施設を整備し、適切な管理を行うことにより、歴史的風致の維持及び向上を図る。

歴史的風致維持向上施設の整備については、歴史的風致を構成する建造物の保存や整備、歴史的風致の維持及び向上に資する環境の維持・形成、歴史的風致の認識を向上させる事業等を実施する。

事業の実施に際しては、施設やその周辺の歴史的背景を十分に調査するとともに、周辺の景観に配慮した整備を行うこととし、関係機関と十分な協議調整をしたうえで整備を行い、国や県の補助を有効に活用するよう検討していくものとする。また、整備を行った施設は、積極的な公開・活用を行い歴史的風致の維持及び向上を図る。

歴史的風致維持向上施設の維持管理については、施設の所有者や関係課等と十分な協議・調整の上、今後も適切な維持管理に努める。また、地域住民や関連団体等との連携による維持管理にも取組むこととし、必要に応じて、所有者等に対して指導・助言を行うこととする。

上記、歴史的風致維持向上施設の整備・管理の基本的な考え方にに基づき、計画期間内に実施する事業は、以下のとおりである。

(1) 歴史的建造物の保存・活用に関する事業

- ① 歴史的風致形成建造物修理・修景事業^{しゅうけい}
- ② 嘉右衛門町伝建地区拠点施設整備事業^{かうえもんちよう}
- ③ 伝統的建造物公開活用事業
- ④ 嘉右衛門町伝建地区修理等事業
- ⑤ 伝統的技術継承事業
- ⑥ 嘉右衛門町伝建地区防災施設等整備事業
- ⑦ 村檜神社修理整備事業^{むらひ}
- ⑧ 景観重要建造物保全事業

(2) 歴史的町並みの保全・形成に関する事業

- ① 歴史的町並みに関する修景補助事業
- ② 景観形成重点地区指定に関する調査事業
- ③ 無電柱化事業

(3) 歴史や伝統文化を反映した活動の継承に関する事業

- ① 祭礼・民俗芸能等の記録保存事業
- ② 市指定無形民俗文化財保存事業

- ③ ^{だし}山車等の保存・修理補助事業

(4) 自然景観や農業景観に関する事業

- ① ^{わたら せゆうすいち}渡良瀬遊水地環境保全事業
- ② 農業体験（農業ワーキングホリデー）事業
- ③ 6次産業化推進事業

(5) 歴史的風致に係る情報発信と認識向上に関する事業

- ① 情報発信事業
- ② 文化財データベース整備・発信事業
- ③ 文化財マップ作成事業
- ④ 案内板等整備事業
- ⑤ 歴史・文化に関する解説ボランティア人材育成事業

(6) 周遊性の向上に関する事業

- ① 嘉右衛門町伝建地区及び周辺整備事業
- ② ポケットパーク整備事業
- ③ 駐車場整備事業
- ④ ^{きゅうにつこうれいへい し かいどう}旧日光例幣使街道交通体系検討調査事業
- ⑤ 歴史文化資産ネットワーク形成事業
- ⑥ 公共サイン整備事業
- ⑦ 歴史的観光資源高質化支援事業

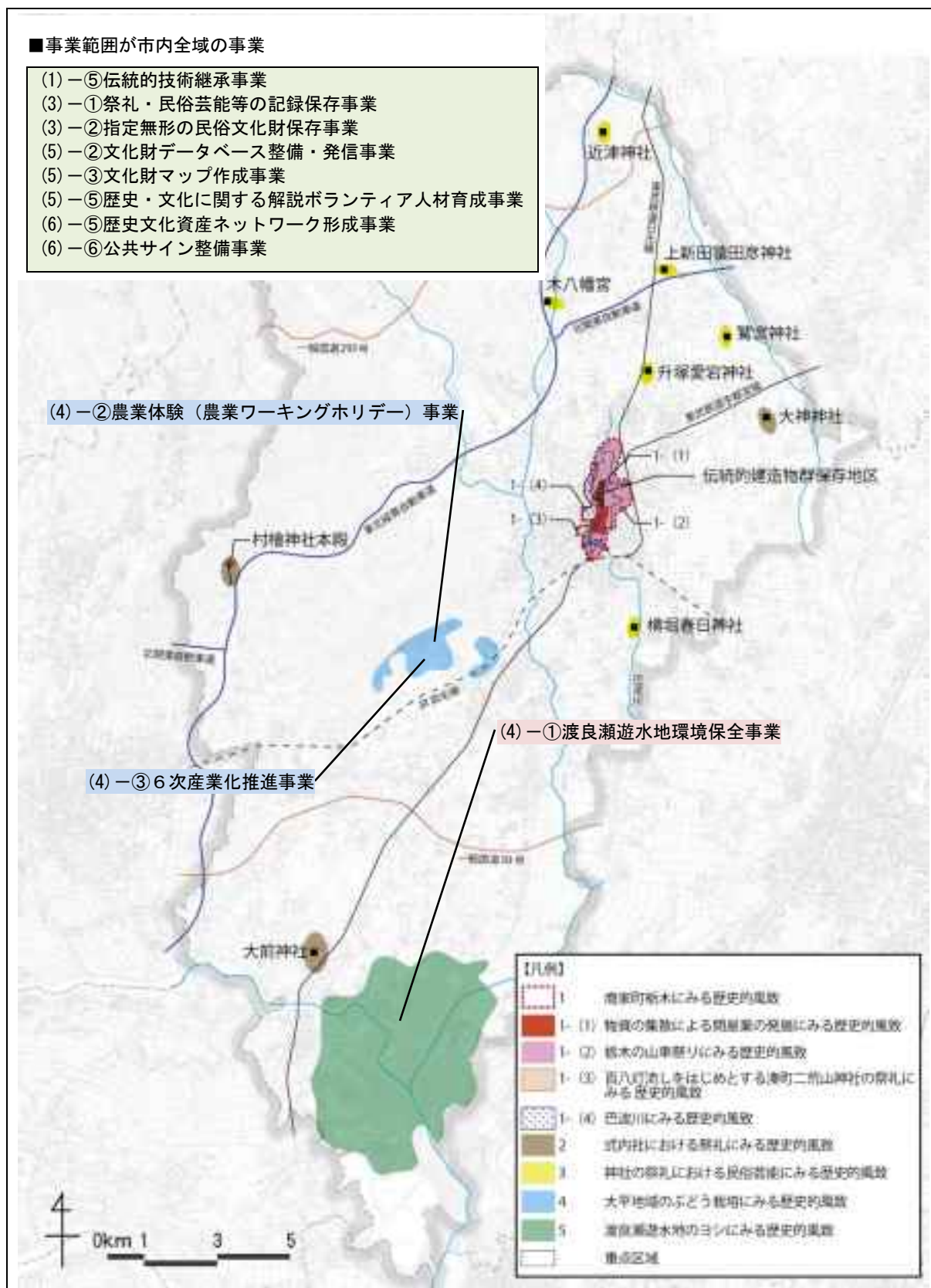


図 重点区域と事業位置図

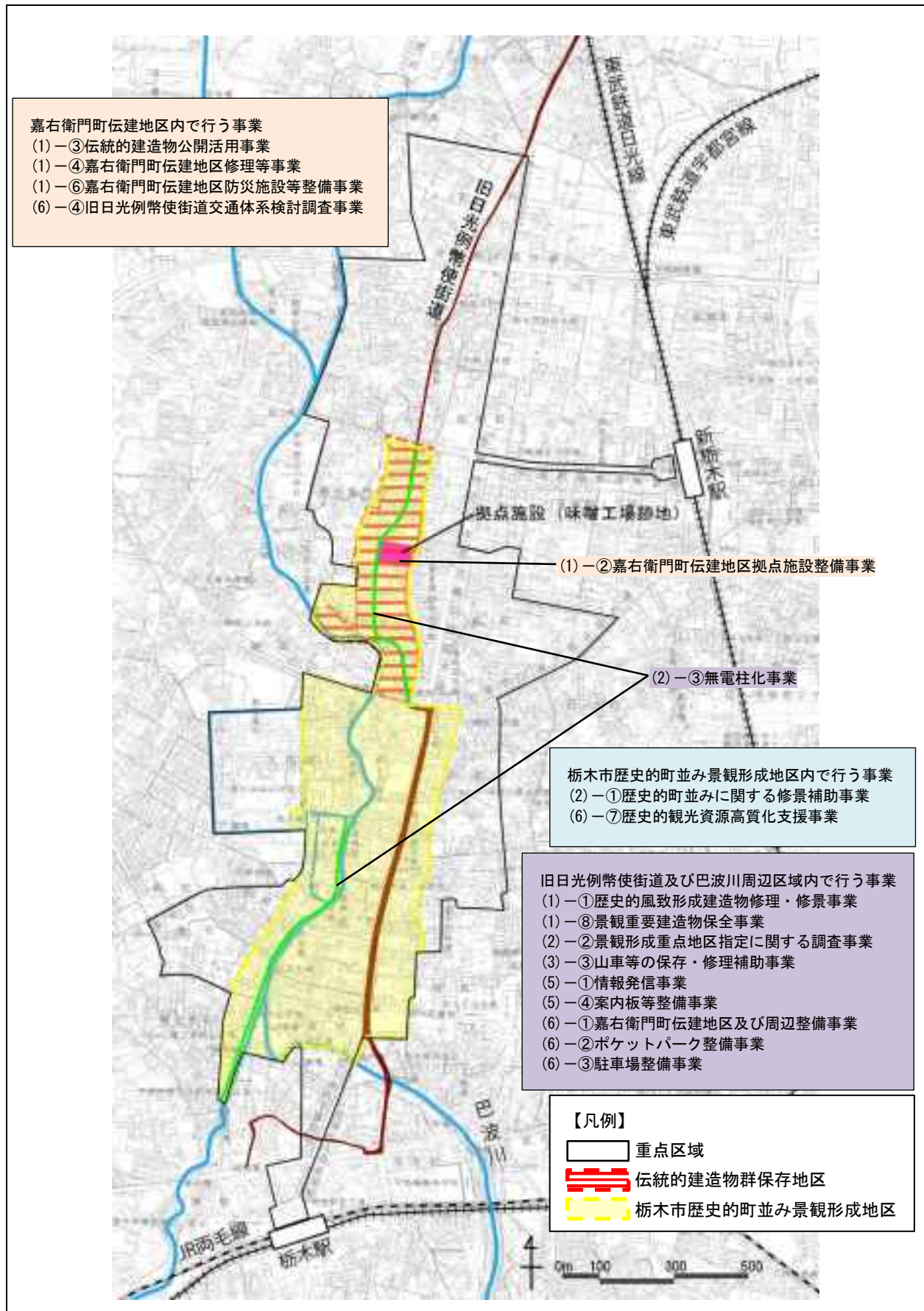


図 重点区域と事業位置図

【重点区域・旧日光例幣使街道及び巴波川周辺区域の拡大図】

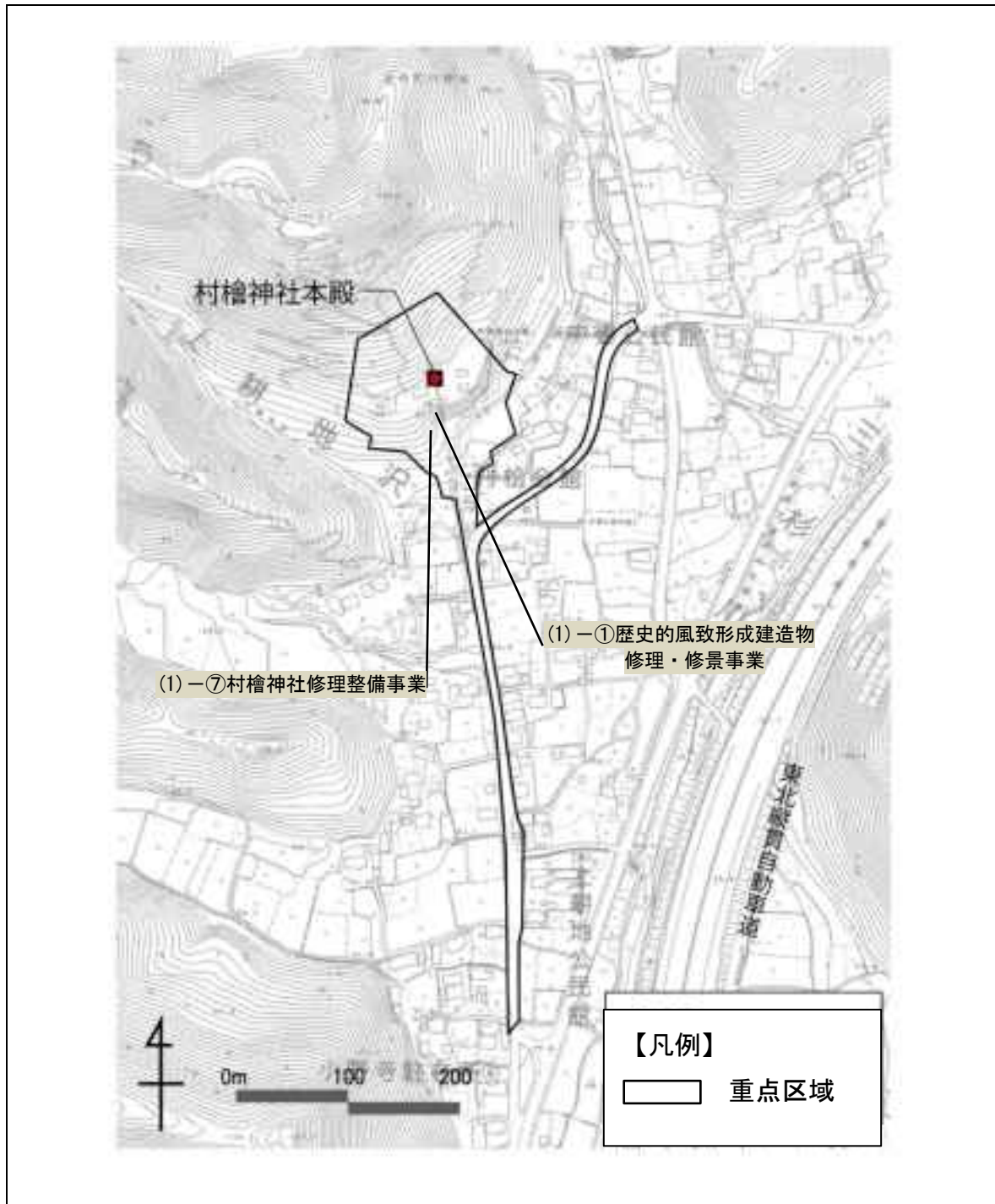
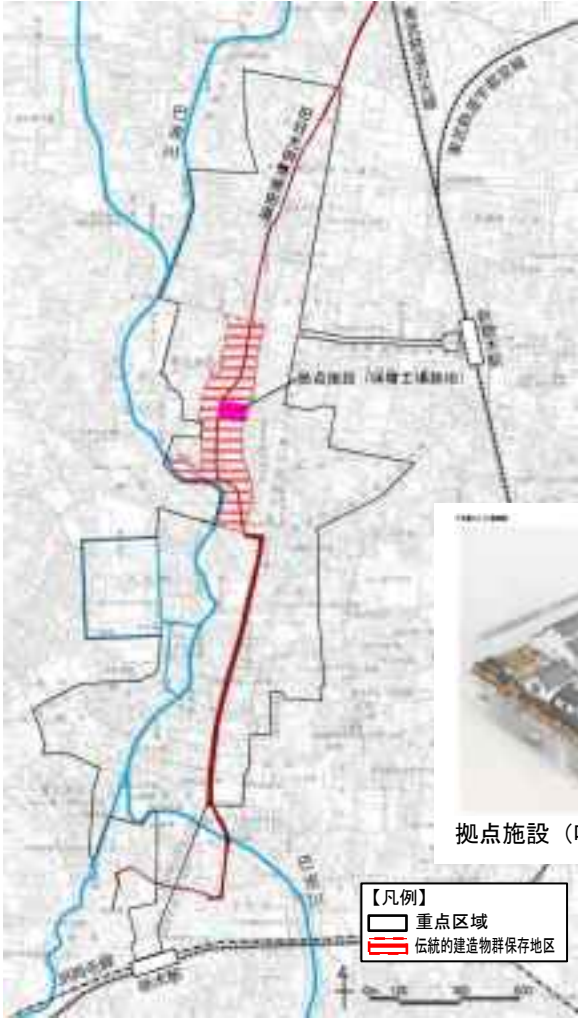


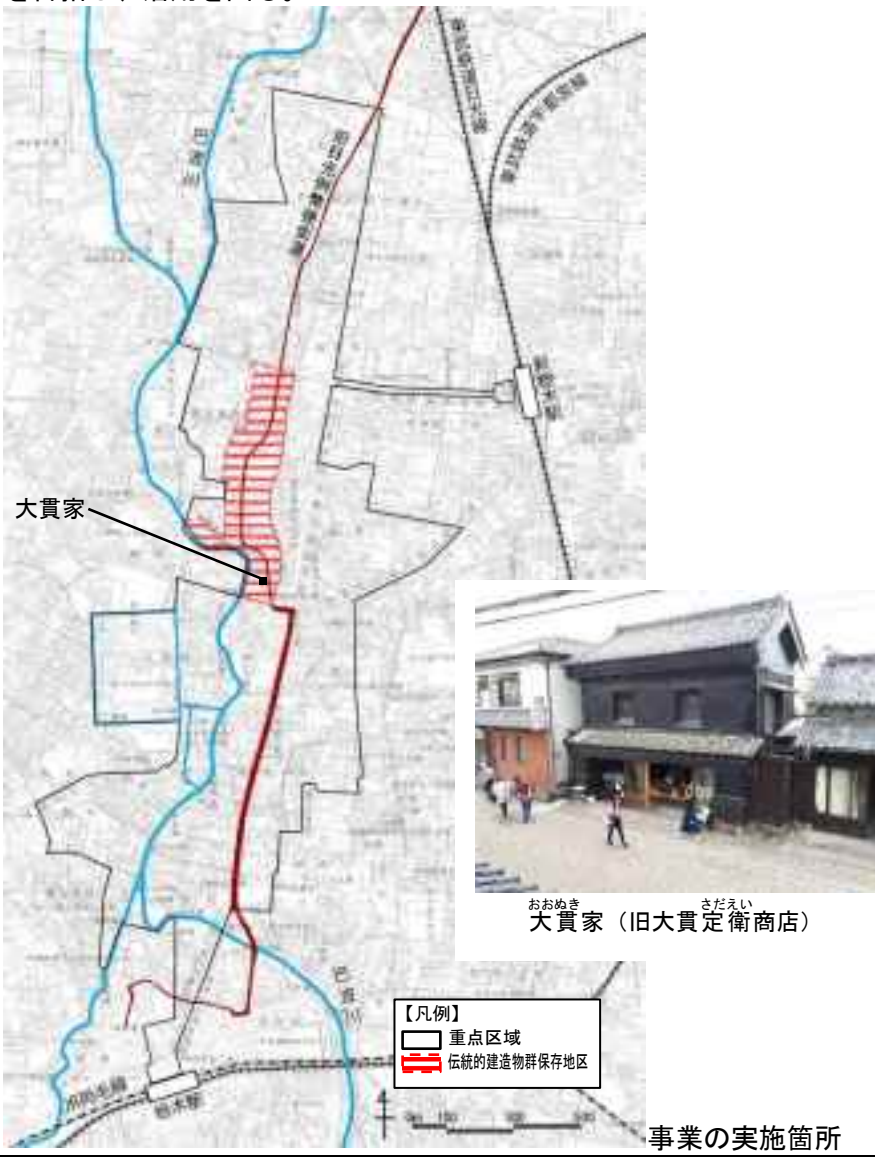
図 重点区域と事業位置図
【重点区域・村檜神社区域の拡大図】

(1) 歴史的建造物の保存・活用に関する事業

事業番号	(1)－①
事業名	歴史的風致形成建造物修理・修景事業
事業主体	栃木市
事業手法	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）
事業期間	平成31年度～令和10年度
事業位置	旧日光例幣使街道及び巴波川周辺区域 村檜神社区域 歴史的風致形成建造物指定候補位置図
事業概要	地域の歴史的風致を形成しており、歴史的風致の維持及び向上のため、その保全を図る必要が認められる建造物を歴史的風致形成建造物として指定する。また、歴史的風致形成建造物に指定した建造物の外観の保全に係る修理・修景に対して補助する。市所有の歴史的風致形成建造物は保存・公開のための修理を行う。
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	歴史的風致形成建造物は、重点区域内において歴史的風致を形成する要素となることから、保全のための適正な維持・管理について、所有者等を支援していくことで、商家町栃木にみる歴史的風致や式内社における祭礼にみる歴史的風致の維持向上に寄与する。

第6章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項

事業番号	(1)－②
事業名	嘉右衛門町伝建地区拠点施設整備事業
事業主体	栃木市
事業手法	国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金
事業期間	平成30年度～令和10年度
事業位置	旧日光例幣使街道及び巴波川周辺区域 (嘉右衛門町伝建地区内)
事業概要	味噌工場跡地の敷地内に数多く残る伝統的建造物の保存に努めるとともに、周辺の歴史的建造物と一体となった町並みの整備や人と文化の交流を目的とした活用を目指し、観光・まちづくり・防災の拠点的施設として整備する。(伝統的建造物の修理・景観阻害建築物の撤去解体・煙突や窯の整備・中庭の整備等)   拠点施設（味噌工場跡地）整備イメージ 事業の実施箇所 【凡例】  重点区域  伝統的建造物群保存地区
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	嘉右衛門町伝建地区拠点施設を整備することで、伝統的建造物の保存・活用が図られるとともに、多くの人々の伝建地区に関する関心と理解が高められ、商家町栃木にみる歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業番号	(1)－③
事業名	伝統的建造物公開活用事業
事業主体	栃木市
事業手法	市単独事業
事業期間	平成31年度～令和10年度
事業位置	旧日光例幣使街道及び巴波川周辺区域 (嘉右衛門町伝建地区内)
事業概要	嘉右衛門町伝建地区の歴史的な価値について理解を深めるため、当地区で最も古い(天保年間)見世蔵、土蔵群(伝統的建造物)及び土地の取得を目指し、活用を図る。  事業の実施箇所
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	当施設の伝統的建造物の保存・活用が図られるとともに、多くの人々の伝建地区に関する関心と理解が高められ、商家町栃木にみる歴史的風致の維持向上に寄与する。

第6章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項

事業番号	(1)－④
事業名	嘉右衛門町伝建地区修理等事業
事業主体	栃木市
事業手法	国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金
事業期間	平成24年度～令和10年度
事業位置	旧日光例幣使街道及び巴波川周辺区域 (嘉右衛門町伝建地区内)
事業概要	嘉右衛門町伝建地区保存計画で特定されている伝統的建造物の修理及び伝統的建造物以外の建築物等の修景を実施する所有者に対し、修理・修景に係る経費の補助を行う。  (事業のイメージ) 修理前 ➡  修理後  (事業のイメージ) 修理前 ➡  修理後  (事業のイメージ) 修景前 ➡  修景後
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	嘉右衛門町伝建地区内の伝統的建造物の修理及び伝統的建造物以外の建築物等の修景を行うことにより、文化財建造物の保存及び町並みの回復が図られ、商家町栃木にみる歴史的風致の維持向上に寄与する。

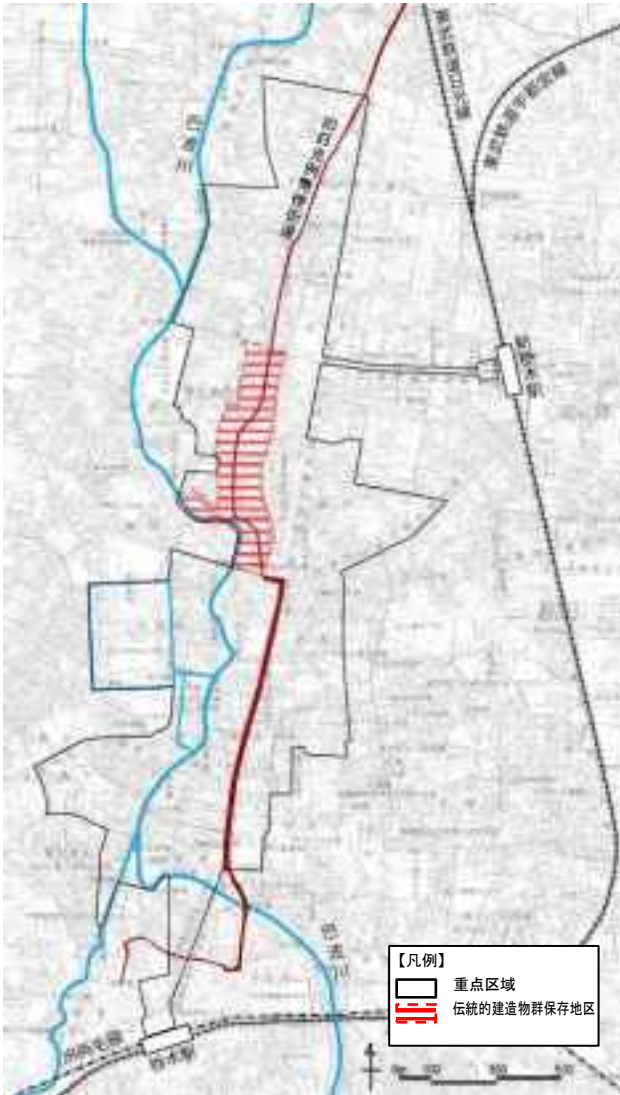
事業番号	(1)－⑤
事業名	伝統的技術継承事業
事業主体	栃木市・NPO 法人とちぎ蔵の街職人塾
事業手法	市単独事業
事業期間	平成 25 年度～令和 10 年度
事業位置	市全域
事業概要	歴史的町並みの保全・活用に必要な歴史的建造物の伝統的技術の継承事業を促進する団体等の支援を行う。 技術者研修会 土壁塗り体験学習
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	地域の伝統建築を支える人材を育成し、伝統的技術を継承することで、歴史的建造物の継続的な保全・活用につながることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。

第6章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項

事業番号	(1)－⑥
事業名	嘉右衛門町伝建地区防災施設等整備事業
事業主体	栃木市
事業手法	市単独事業
事業期間	令和4年度～令和10年度
事業位置	旧日光例幣使街道及び巴波川周辺区域 (嘉右衛門町伝建地区内)
事業概要	嘉右衛門町伝建地区防災計画に基づき、保存地区内に無線連動式住宅用火災警報器を設置し、火災を早期発見するシステムを導入する所有者に対し、設置に係る経費の補助を行う。 また、火災に対し初期消火を行える環境を整えるため、保存地区内に住民でも使用可能な消火設備等を整備する。 無線連動式住宅用火災警報器の設置事例 D級可搬ポンプ (日本消防ポンプ協会資料)
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	嘉右衛門町伝建地区において防災施設等の整備を行い、災害に対する予防体制を確立することで、災害リスクの軽減が図られ、商家町栃木にみる歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業番号	(1)－⑦
事業名	村檜神社修理整備事業
事業主体	栃木市、所有者等
事業手法	市単独事業
事業期間	令和2年度～令和10年度
事業位置	村檜神社区域（村檜神社境内内）
事業概要	重要文化財村檜神社本殿等の建造物の修理や修景、また村檜神社境内の参道や記念物（動物・植物・地質鉱物）社叢^{しゃそう}の修景や整備を行うとともに、防火、防犯、防災設備や解説板等の設置を行うことにより周辺環境の整備を行う。 村檜神社本殿 村檜神社拝殿 村檜神社参道
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	村檜神社（重要文化財や記念物（動物・植物・地質鉱物）等）の適切な保存を行い、地域の中核となる文化財として活用することにより、式内社として古代から継承されてきた伝統が守られるとともに、地域に対する誇りが醸成されることから、式内社における祭礼にみる歴史的風致の維持向上に寄与する。

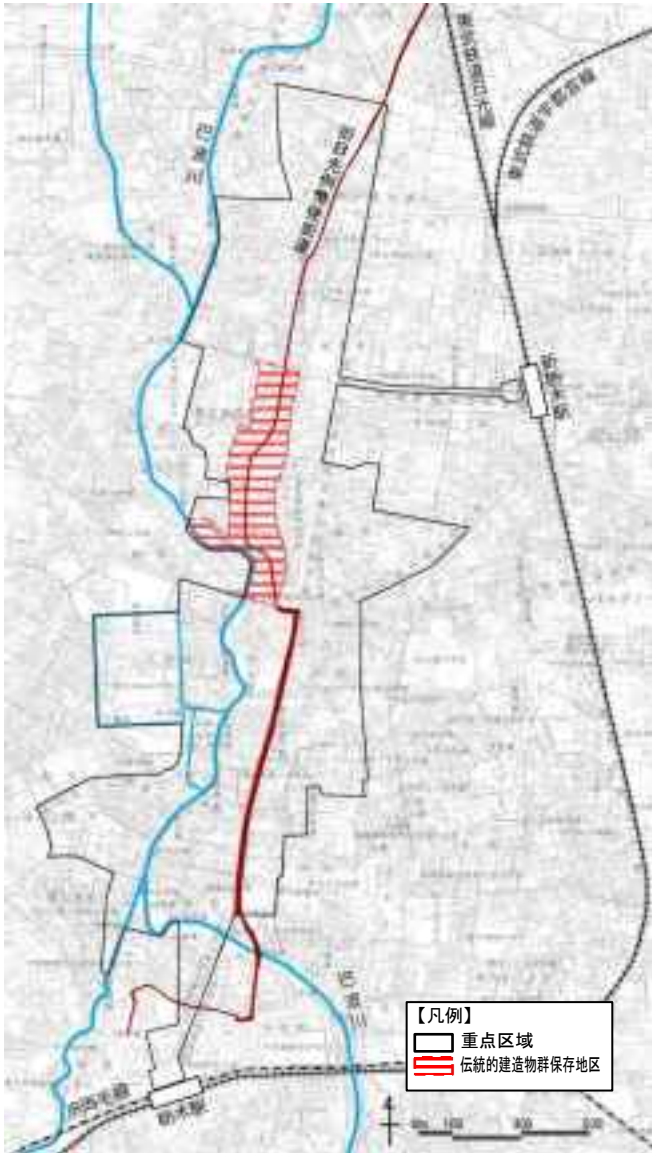
第6章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項

事業番号	(1)－⑧
事業名	景観重要建造物保全事業
事業主体	栃木市
事業手法	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）
事業期間	平成28年度～令和10年度
事業位置	旧日光例幣使街道及び巴波川周辺区域 
事業概要	景観的に価値のある建造物を景観重要建造物として指定する。また、景観重要建造物に指定した建造物の保全に係る経費の一部について補助する。
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	景観重要建造物の保全に対し補助を行うことで、建造物の維持管理が適正に行われるとともに、その景観を保全し、資源として活用し、良好な景観が形成され、商家町栃木にみる歴史的風致の維持向上に寄与する。

(2) 歴史的町並みの保全・形成に関する事業

事業番号	(2)－①
事業名	歴史的町並みに関する修景補助事業
事業主体	栃木市
事業手法	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）
事業期間	平成2年度～令和10年度
事業位置	旧日光例幣使街道及び巴波川周辺区域（歴史的町並み景観形成地区内） 
事業概要	歴史的町並み景観形成地区において、景観形成補助金制度を拡充し、歴史的建造物の外観の修景整備を行うとともに、町並みの連続性を阻害している建物等の外観について、歴史的町並みに調和するよう修景を促進する。
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	景観形成に対する補助を充実させることにより、「栃木の山車祭り」の会場かつ江戸時代からの敷地割りを残す商家町の町並み景観の保全が図られ、商家町栃木にみる歴史的風致の維持向上に寄与する。

第6章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項

事業番号	(2)-②
事業名	景観形成重点地区指定に関する調査事業
事業主体	栃木市
事業手法	市単独事業
事業期間	平成31年度～令和10年度
事業位置	旧日光例幣使街道及び巴波川周辺区域 
事業概要	歴史的町並み景観形成地区において、歴史的町並みの更なる充実を図り、景観まちづくりを推進するため、本地区を基本に栃木市景観条例に基づく景観形成重点地区の指定に向けた調査（景観の特徴等）を行う。
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	景観形成重点地区に指定することにより、歴史的な町並みと調和した景観形成を推進し、商家町栃木にみる歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業番号	(2)－③
事業名	無電柱化事業
事業主体	栃木市
事業手法	市単独事業
事業期間	令和4年度～令和10年度
事業位置	旧日光例幣使街道及び巴波川周辺区域 
事業概要	重点区域において、歴史的な町並みに調和した空間の整備を図るため、無電柱化を実施し、景観形成の充実を図る。  嘉右衛門町伝建地区内の電線・電柱  巴波川沿いの電線・電柱
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	無電柱化によって、歴史的な町並みと調和した景観形成を推進し、商家町栃木にみる歴史的風致の維持向上に寄与する。

第6章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項

(3) 歴史や伝統文化を反映した活動の継承に関する事業

事業番号	(3)－①
事業名	祭礼・民俗芸能等の記録保存事業
事業主体	栃木市
事業手法	市単独事業
事業期間	平成31年度～令和10年度
事業位置	市全域
事業概要	市内の無形民俗文化財に指定されている祭礼や民俗芸能等について、調査し記録を作成するとともに、作成した記録を保存する。 ひゃくはつとうなが 百八灯流し きはちまんぐう しょうじゅつ 木八幡宮の杖術
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	百八灯流しをはじめ、市内の民俗芸能等について調査し、記録を作成することで、将来への継承を図るための基礎資料となることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業番号	(3)－②
事業名	市指定無形民俗文化財保存事業
事業主体	栃木市、保存団体等
事業手法	市単独事業
事業期間	平成31年度～令和10年度
事業位置	市全域
事業概要	市指定無形民俗文化財の保存や伝承活動の促進のために、保存団体等に対し、伝承活動に要する経費や保存に必要な専門用具、楽器、衣装等の修理又は新調に要する経費の補助を行う。  よこぼりかぐら 横堀神楽保存会  かんぱくりゅう し しまい 関白流獅子舞保存会  ますづか ぶんばさみ こりゅう 升塚文挟小流獅子舞保存会  かみしんでん ぶんばさみりゅう 上新田文挟流獅子舞保存会  よ だ りゅうわしのみやだいたい 依田流鷺宮太々神楽保存会  おおさわ だ 大沢田太々神楽保存会  提灯の修理  れっ か つけしめだい こ 劣化が進む附締太鼓
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	古くから受け継がれ、市内で広く知られる地域の民俗芸能等を維持・継承することにより、地域の魅力向上や地域活性化にもつながり、歴史的風致の維持向上に寄与する。

第6章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項

事業番号	(3)－③
事業名	山車等の保存・修理補助事業
事業主体	栃木市、保存会等
事業手法	市単独事業
事業期間	平成31年度～令和10年度
事業位置	旧日光例幣使街道及び巴波川周辺区域
事業概要	栃木の山車祭りの山車等の保存や伝承活動の促進のために、保存会等に対し、保存会の運営に要する経費や山車の修理に係る経費の補助を行う。  修理が必要となってきた山車人形
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	栃木の山車祭りという伝統的な行事の保存・継承に寄与し、歴史・伝統を活かした住民活動がさらに活発化され、栃木の山車祭りにみる歴史的風致の維持向上に寄与する。

(4) 自然景観や農業景観に関する事業

事業番号	(4)－①
事業名	渡良瀬遊水地環境保全事業
事業主体	栃木市
事業手法	市単独事業
事業期間	平成31年度～令和10年度
事業位置	渡良瀬遊水地
事業概要	渡良瀬遊水地の環境保全として、渡良瀬遊水地の現状を把握するための生態系調査や希少植物保全のための外来植物除去活動、絶滅危惧種を復活させるための環境学習池の管理を行う。 また、ヨシ^{はら}原保全のためクリーン作戦やヨシ焼きを行う。 外来植物除去活動 ヨシ焼きの風景
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	環境学習池を環境団体や市民団体等に利用してもらうことにより、遊水地の環境の周知を図ること、並びに地域住民やヨシ関係団体等と一緒にクリーン作戦やヨシ焼きを実施することは、市内外の方に環境保全の重要性を認識いただくだけでなく地域で遊水地を守り続ける体制が充実し、ヨシ原が保全でき、渡良瀬遊水地のヨシにみる歴史的風致の維持向上に寄与する。

第6章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項

事業番号	(4)－②
事業名	農業体験（農業ワーキングホリデー）事業
事業主体	栃木市
事業手法	市単独事業
事業期間	平成31年度～令和10年度
事業位置	おおひら 大平ぶどう団地
事業概要	ぶどうを一般消費者にアピールし、地域農業の振興に寄与するよう、ぶどう収穫等の体験学習を行う。 また、ぶどう農家に農作業を手伝いたいなど、ぶどう栽培に関心があり勉強をしたい人を紹介して、ぶどう農家の人手不足を解消していくサービスを行う。
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	意欲ある担い手農家の確保・育成や次代を担う新規就農者を確保するきっかけができ、農地の遊休化^{ゆうきゅうか}・耕作放棄地の発生防止や再生・有効活用が図られ、大平地域のぶどう栽培にみる歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業番号	(4)－③
事業名	6次産業化推進事業
事業主体	栃木市
事業手法	市単独事業
事業期間	平成29年度～令和8年度
事業位置	大平ぶどう団地
事業概要	ぶどうを主力とする果樹生産の振興を図るとともに、大平ぶどう団地では、来訪者の志向や栽培動向に対応した、ワインやジュース、ジャム等の加工・販売・新商品開発等の支援を行う。
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	高品質・高付加価値ブランド商品の開発と高価格による販売を促進することにより、ぶどう農家の収益の増大、地域活力の向上が図られ、ぶどう栽培・販売等に関わる人の増加が見込まれ、大平地域のぶどう栽培にみる歴史的風致の維持向上に寄与する。

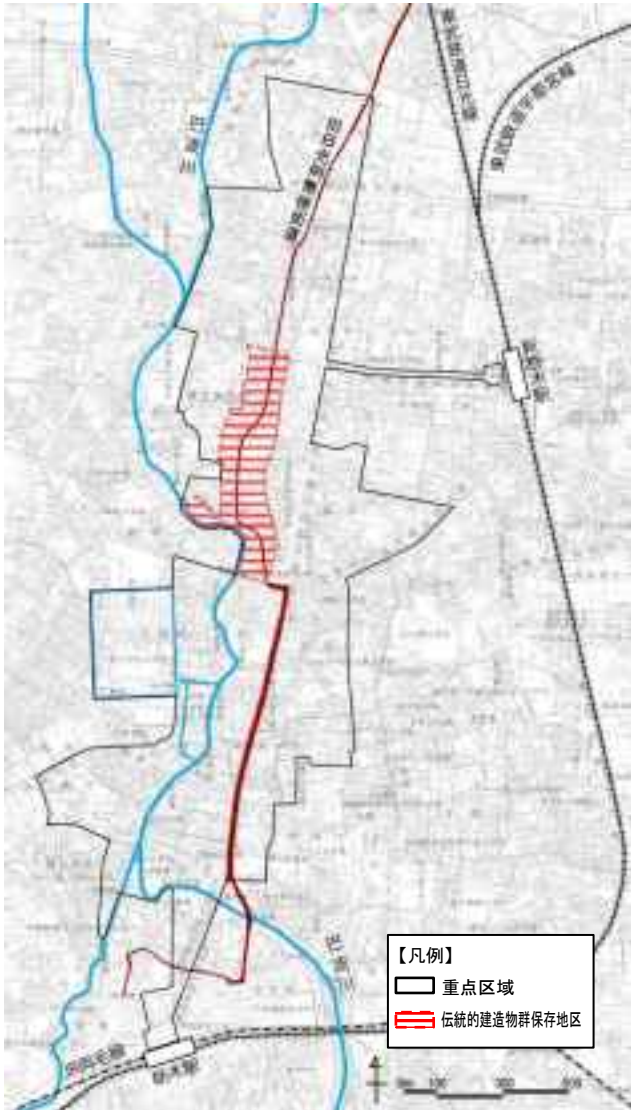
(5) 歴史的風致に係る情報発信と認識向上に関する事業

事業番号	(5)－①
事業名	情報発信事業
事業主体	栃木市
事業手法	市単独事業
事業期間	平成31年度～令和10年度
事業位置	旧日光例幣使街道及び巴波川周辺区域
事業概要	嘉右衛門町伝建地区の歴史的な価値や、伝建地区や伝統的建造物等を楽しめる魅力や情報を発信するなど、様々な情報発信ツールを活用したPRを展開する。 栃木市の認知度を高め、魅力を知ってもらうため、メディアや交通事業者、旅行業者等へ、時期にあった情報発信を行い、栃木市への誘客に努める。また、栃木市を訪れる外国人観光客の誘客推進を図るため、商談会や県主催の海外プロモーションイベントに参加し、積極的な誘客活動を展開する
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	嘉右衛門町伝建地区の魅力発信と栃木市の認知度の向上を図ることで、多くの人々の伝建地区への関心と理解が高められ、商家町栃木にみる歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業番号	(5)－②
事業名	文化財データベース整備・発信事業
事業主体	栃木市
事業手法	市単独事業
事業期間	令和2年度～令和10年度
事業位置	市全域
事業概要	国県市指定の文化財の修理履歴や現状を総合的に把握するため、資料情報をデジタル化した管理データベースを構築する。データベースのうち、各々の文化財の歴史的価値や意義について、インターネット上で公開し、活用を行う。また、公開端末は主要な資料館に設置し、市全域の歴史や文化、歴史的風致のガイダンスを行う。
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	資料管理データベースを構築することにより、これまでの修理状況を総合的に把握することができ、将来の適切な保存に大きく寄与する。一部を公開することで文化財の歴史的価値や意義が地域住民だけでなく、遠隔地の住民にも理解され、市民の文化財保存の意識向上や地域の観光的価値の向上が期待でき、歴史的風致の維持向上に寄与する。

第6章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項

事業番号	(5)－③
事業名	文化財マップ作成事業
事業主体	栃木市
事業手法	市単独事業
事業期間	令和5年度～令和8年度
事業位置	市全域
事業概要	国県市指定の文化財マップを作成し、主要施設に配布することで、市全域の歴史や文化、歴史的風致の情報発信を行う。
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	文化財マップの作成配布により、市民や観光客が、現地で本物の体験をすることを促し、文化財の歴史的価値や意義、保存の意識向上、地域の魅力の再発見が期待でき、歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業番号	(5)－④
事業名	案内板等整備事業
事業主体	栃木市
事業手法	市単独事業
事業期間	平成31年度
事業位置	旧日光例幣使街道及び巴波川周辺区域 
事業概要	嘉右衛門町伝建地区の説明や、伝建地区及びその周辺地域の防災施設等の施設に関する適切で分かりやすい情報の提供を行う地図、また、災害時に情報伝達・共有をするための掲示板（でんけん伝言板）を設置する。また、伝建地区の南隅と北隅に位置サインを設置する。
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	案内板等を整備し、来訪者に伝建地区の魅力を伝えることで、多くの人々の伝建地区に関する関心と理解が高められ、商家町栃木にみる歴史的風致の維持向上に寄与する。

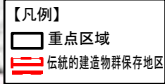
第6章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項

事業番号	(5)－⑤
事業名	歴史・文化に関する解説ボランティア人材育成事業
事業主体	栃木市
事業手法	市単独事業
事業期間	平成31年度～令和10年度
事業位置	市全域
事業概要	市民や来訪者向けに、地域に残る歴史的資源や歴史・文化について語ることができる解説ボランティアを育成するため、講習会や現地視察等の歴史文化資産に関する解説ボランティア養成講座を実施する。 講習会 現地視察
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	解説ボランティアの分かりやすい説明により、市民や来訪者は、栃木市の歴史や文化をより一層理解することができるとともに、地域住民による地域資源の魅力の発信は、伝統行事の継承や担い手の育成につながることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。

(6) 周遊性の向上に関する事業

事業番号	(6)－①
事業名	嘉右衛門町伝建地区及び周辺整備事業
事業主体	栃木市
事業手法	市単独事業
事業期間	令和4年度～令和10年度
事業位置	旧日光例幣使街道及び巴波川周辺区域
事業概要	歴史的な町並みに調和した空間の整備を図るため、歩道の整備や道路の びそうか美装化、街路灯の整備を行う。   嘉右衛門町伝建地区内の状況
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	歩道の整備や道路の美装化、街路灯の整備によって、歴史的な町並みと調和した景観形成を推進し、重点区域内の周遊性が図られ、商家町栃木にみる歴史的風致の維持向上に寄与する。

第6章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項

事業番号	(6)－②
事業名	ポケットパーク整備事業
事業主体	栃木市
事業手法	市単独事業
事業期間	令和2年度～令和10年度
事業位置	旧日光例幣使街道及び巴波川周辺区域  【凡例】 
事業概要	歴史的な町並み景観の阻害要素となっている空き家や空き地を活用し、地域住民・来訪者が憩えるポケットパーク（歴史的風致に関する説明板・防災倉庫・防火水槽・トイレ）を整備する。   ポケットパーク整備のイメージ
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	歴史的な町並み景観の阻害要素である空き家を撤去し、ポケットパークとして整備することで、町並みの連続性を確保し歴史的な町並みが形成されるとともに、重点区域内の周遊性が図られ、商家町栃木にみる歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業番号	(6)－③
事業名	駐車場整備事業
事業主体	栃木市
事業手法	市単独事業
事業期間	令和2年度～令和10年度
事業位置	旧日光例幣使街道及び巴波川周辺区域 
事業概要	重点区域（旧日光例幣使街道及び巴波川周辺区域）における嘉右衛門町伝建地区等へのアクセス環境を向上させるため、駐車場を整備する。  駐車場整備のイメージ
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	嘉右衛門町伝建地区への来訪の起点となる駐車場を整備し、多くの市民、来訪者を呼び込み、歴史・文化を感じることで、商家町栃木にみる歴史的風致の維持向上に寄与する。

第6章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項

事業番号	(6)－④
事業名	旧日光例幣使街道交通体系検討調査事業
事業主体	栃木市
事業手法	市単独事業
事業期間	令和2年度～令和10年度
事業位置	旧日光例幣使街道及び巴波川周辺区域（嘉右衛門町伝建地区内）  【凡例】 重点区域 伝統的建造物群保存地区 事業範囲 事業の実施箇所
事業概要	有識者と地元住民を交えて現状の交通課題と風致を考察し、より良い交通体系を検討する。  観光客と車両で混雑する伝建地区（イベント開催時）
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	住民や来訪者の安全性の確保のため、速度抑制策や通過交通対策、さらに、歩行者の安全性を確保するための方策等について、地域住民とともに考察し対策をとることで、住民や来訪者の周遊性の向上につながることから、商家町栃木にみる歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業番号	(6)－⑤
事業名	歴史文化資産ネットワーク形成事業
事業主体	栃木市
事業手法	市単独事業
事業期間	平成31年度～令和10年度
事業位置	市全域
事業概要	市内各所の歴史文化資産について、地域に根差した物語づくりを行いながら、新たなモデルコースの設定をするとともに、来訪者が複数の歴史文化資産を周遊できるよう広域的な自転車道路網を活用するため、レンタサイクルシステムの導入を検討する。 各々の歴史文化資産への来訪者に、そこだけに留まらずに周遊してもらうため、着地情報（交通手段、施設情報等）の共有や、歴史文化資産間のネットワークを強化する。  市内自転車ネットワークの形成
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	各地域が有する個性としての歴史文化資産を大切にしながら、それらを物語としてつなげるにより、来訪者への認知が高まる機会を創出することができることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。

第6章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項

事業番号	(6)－⑥
事業名	公共サイン整備事業
事業主体	栃木市
事業手法	市単独事業
事業期間	令和2年度～令和10年度
事業位置	市全域
事業概要	市内の文化財や史跡等に誘導するサイン等について、案内機能の向上を図るために、表記方法や意匠の統一化、多言語化など、平成27年（2015）に策定した栃木市公共サインガイドラインに基づき整備する。  栃木市公共サインガイドライン
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	統一性を持たせた公共サインを整備することにより、市内に点在する文化財建造物等へ来訪者をスムーズに案内・誘導でき、周遊ルートが分かりやすくなり観光振興につながることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業番号	(6)－⑦																										
事業名	歴史的観光資源高質化支援事業																										
事業主体	栃木市																										
事業手法	歴史的観光資源高質化支援事業（令和元年度）・市単独事業																										
事業期間	令和元年度～令和10年度																										
事業位置	旧日光例幣使街道及び巴波川周辺区域																										
事業概要	外国人を含む多くの観光客が訪れる旧日光例幣使街道及び巴波川周辺区域において、歴史的な町並みの景観を阻害している建築物等を美装化・除却することにより、歴史的建造物を含めた町並みの質を向上させ、外国人観光客の満足度向上を図る。 観光客宿泊数の推移 <table><tr><td></td><td>平成27 2015年</td><td>平成28 2016年</td><td>平成29 2017年</td><td>平成30 2018年</td><td>令和元 2019年</td><td>令和2 2020年</td></tr><tr><td>市全体</td><td>12,674</td><td>13,096</td><td>14,393</td><td>16,857</td><td>17,494</td><td>※1 20,890</td></tr><tr><td>内外国人</td><td>255</td><td>298</td><td>954</td><td>1,058</td><td>1,043</td><td>※2 271</td></tr></table> ※1 宿泊施設が増加 ※2 コロナ感染症の影響により減少 歴史的な町並みの景観を阻害する建築物の美装化・除却  伝建地区拠点施設（除却）							平成27 2015年	平成28 2016年	平成29 2017年	平成30 2018年	令和元 2019年	令和2 2020年	市全体	12,674	13,096	14,393	16,857	17,494	※1 20,890	内外国人	255	298	954	1,058	1,043	※2 271
	平成27 2015年	平成28 2016年	平成29 2017年	平成30 2018年	令和元 2019年	令和2 2020年																					
市全体	12,674	13,096	14,393	16,857	17,494	※1 20,890																					
内外国人	255	298	954	1,058	1,043	※2 271																					
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	統一感のある歴史的な町並みの形成や町並み全体の質の向上が図ることができ、商家町栃木にみる歴史的風致の維持向上に寄与する。 また、歴史的な町並みの魅力に磨きがかかり、さらなる外国人宿泊者数の増加が期待できる。																										

第7章

歴史的風致形成建造物の指定の方針

第 7 章 歴史的風致形成建造物の指定の方針

第 7 章 歴史的風致形成建造物の指定の方針

1 歴史的風致形成建造物の指定の方針

栃木市では、これまでに歴史的建造物について、文化財保護法をはじめとした栃木県や栃木市の文化財保護条例に基づく指定を行い、保護に努めてきた。しかし、栃木市には指定文化財以外にも歴史的建造物が多く存在しており、これらの建造物においても適切な保護が必要となっている。このため、栃木市の歴史的風致を形成する重要な構成要素である歴史的建造物のうち、重点区域における歴史的風致の維持向上のために必要かつ重要と認められる建造物を歴史まちづくり法の規定に基づく「歴史的風致形成建造物」として指定する。これにより、指定文化財の保護とともに、指定文化財以外の歴史的建造物の保護を推進する。

2 歴史的風致形成建造物の指定の基準

歴史的風致形成建造物の指定にあたっては、「概ね築 50 年を経過しているもの」、「所有者又は管理者等により、今後当該建造物の適切な維持管理が見込まれ、かつ歴史的風致の維持向上に資するための一般公開等の諸活動が継続的に行われる見込みがあること」、「所有者の同意が得られるもの」、の条件を満たすことを前提とする。

3 歴史的風致形成建造物の指定の対象

指定の対象は、国指定文化財及び重伝建地区内の伝統的建造物を除く、重点区域内の歴史的建造物で、次のいずれかに該当する建造物とする。

- ① 文化財保護法第 57 条第 1 項の規定に基づく登録有形文化財
- ② 栃木県文化財保護条例に基づく指定文化財
- ③ 栃木市文化財保護条例に基づく指定文化財
- ④ 景観法第 19 条第 1 項に基づく景観重要建造物
- ⑤ その他、栃木市の歴史的風致の維持向上に寄与する建造物で、市長が必要と認めたもの

4 歴史的風致形成建造物の指定物件及び候補物件

当該重点区域において、指定及び候補となる歴史的風致形成建造物は、以下のとおりである。

歴史的風致形成建造物指定物件及び候補物件一覧

No.	写真	名称	所在地	所有者	築年	指定等 区分	関連する 主な歴史的風致
1		櫻井肥料店 町屋（店舗） 令和4年(2022) 2月1日指定 （第21号）	栃木地域 万町	個人	大正元年 （1912） 以前	国登録 文化財	商家町栃木にみ る歴史的風致 （物資の集散に よる問屋業の発 展にみる歴史的 風致）
2		櫻井肥料店 主屋 令和4年(2022) 2月1日指定 （第22号）	栃木地域 万町	個人	大正元年 （1912） 以前	国登録 文化財	商家町栃木にみ る歴史的風致 （物資の集散に よる問屋業の発 展にみる歴史的 風致）
3		櫻井肥料店 文庫蔵 令和4年(2022) 2月1日指定 （第23号）	栃木地域 万町	個人	大正元年 （1912） 以前	国登録 文化財	商家町栃木にみ る歴史的風致 （物資の集散に よる問屋業の発 展にみる歴史的 風致）
4		櫻井肥料店 煉瓦蔵 令和4年(2022) 2月1日指定 （第24号）	栃木地域 万町	個人	大正元年 （1912） 以前	国登録 文化財	商家町栃木にみ る歴史的風致 （物資の集散に よる問屋業の発 展にみる歴史的 風致）
5		本澤商店 店舗	栃木地域 倭町	法人	昭和36年 （1961） 以前	—	商家町栃木にみ る歴史的風致 （物資の集散に よる問屋業の発 展にみる歴史的 風致）
6		本澤商店 土蔵（西側）	栃木地域 倭町	法人	文久2年 （1862）	—	商家町栃木にみ る歴史的風致 （物資の集散に よる問屋業の発 展にみる歴史的 風致）

第7章 歴史的風致形成建造物の指定の方針

No.	写真	名称	所在地	所有者	築年	指定等 区分	関連する 主な歴史的風致
7		本澤商店 土蔵（間蔵）	栃木地域 倭町	法人	昭和36年 （1961） 以前	—	商家町栃木にみ る歴史的風致 （物資の集散に よる問屋業の発 展にみる歴史的 風致）
8		本澤商店 土蔵（東側）	栃木地域 倭町	法人	明治6年 （1873）	—	商家町栃木にみ る歴史的風致 （物資の集散に よる問屋業の発 展にみる歴史的 風致）
9		五十畑荒物店 見世蔵	栃木地域 倭町	法人	明治中期頃	国登録 文化財	商家町栃木にみ る歴史的風致 （物資の集散に よる問屋業の発 展にみる歴史的 風致）
10		毛塚紙店 見世蔵 令和3年（2021） 10月1日指定 （第20号）	栃木地域 倭町	個人	明治41年 （1908）	国登録 文化財	商家町栃木にみ る歴史的風致 （物資の集散に よる問屋業の発 展にみる歴史的 風致）
11		横山郷土館 店舗及び住居 令和2年（2020） 3月11日指定 （第1号）	栃木地域 入舟町	栃木市	明治後期	国登録 文化財	商家町栃木にみ る歴史的風致 （物資の集散に よる問屋業の発 展にみる歴史的 風致）

No.	写真	名称	所在地	所有者	築年	指定等 区分	関連する 主な歴史的風致
12		横山郷土館 麻蔵 令和2年(2020) 3月11日指定 (第2号)	栃木地域 入舟町	栃木市	明治42年 (1909)	国登録 文化財	商家町栃木にみ る歴史的風致 (物資の集散に よる問屋業の発 展にみる歴史的 風致)
13		横山郷土館 文庫蔵 令和2年(2020) 3月11日指定 (第3号)	栃木地域 入舟町	栃木市	明治43年 (1910)	国登録 文化財	商家町栃木にみ る歴史的風致 (物資の集散に よる問屋業の発 展にみる歴史的 風致)
14		横山郷土館 離れ 令和2年(2020) 3月11日指定 (第4号)	栃木地域 入舟町	栃木市	大正7年 (1918)	国登録 文化財	商家町栃木にみ る歴史的風致 (物資の集散に よる問屋業の発 展にみる歴史的 風致)
15		下野新聞社栃木 支局 【旧毛塚肥料店 見世蔵】	栃木地域 万町	法人	文久元年 (1861)	国登録 文化財	商家町栃木にみ る歴史的風致 (物資の集散に よる問屋業の発 展にみる歴史的 風致)

第7章 歴史的風致形成建造物の指定の方針

No.	写真	名称	所在地	所有者	築年	指定等 区分	関連する 主な歴史的風致
16		とちぎ蔵の街観 光館 観光物産館 【旧田村家見世 蔵】 令和2年(2020) 3月11日指定 (第5号)	栃木地域 万町	栃木市	明治38年 (1905)	市指定	商家町栃木にみ る歴史的風致 (物資の集散に よる問屋業の発 展にみる歴史的 風致)
17		とちぎ蔵の街観 光館 蔵資料館 (文庫蔵) 令和2年(2020) 3月11日指定 (第6号)	栃木地域 万町	栃木市	慶応4年 (1868)	—	商家町栃木にみ る歴史的風致 (物資の集散に よる問屋業の発 展にみる歴史的 風致)
18		とちぎ蔵の街観 光館 南蔵1 (荷蔵1) 令和2年(2020) 3月11日指定 (第7号)	栃木地域 万町	栃木市	明治28年 (1895)	—	商家町栃木にみ る歴史的風致 (物資の集散に よる問屋業の発 展にみる歴史的 風致)
19		とちぎ蔵の街観 光館 南蔵2 (荷蔵2) 令和2年(2020) 3月11日指定 (第8号)	栃木地域 万町	栃木市	明治32年 (1899)	—	商家町栃木にみ る歴史的風致 (物資の集散に よる問屋業の発 展にみる歴史的 風致)
20		古久磯提灯店見 世蔵 令和2年(2020) 3月11日指定 (第9号)	栃木地域 万町	栃木市	弘化2年 (1845)	県指定	商家町栃木にみ る歴史的風致 (栃木の山車祭 りにみる歴史的 風致)

No.	写真	名称	所在地	所有者	築年	指定等 区分	関連する 主な歴史的風致
21		くりとくら 【綿忠はきもの 店店舗】 令和2年(2020) 3月11日指定 (第10号)	栃木地域 万町	栃木市	安政3年 (1856)	国登録 文化財	商家町栃木にみ る歴史的風致 (栃木の山車祭 りにみる歴史的 風致)
22		太田家 見世蔵	栃木地域 万町	個人	明治37年 (1904)	—	商家町栃木にみ る歴史的風致 (栃木の山車祭 りにみる歴史的 風致)
23		山本有三ふるさ と記念館 南棟、北棟	栃木地域 万町	個人 栃木市	江戸末期	国登録 文化財	商家町栃木にみ る歴史的風致 (栃木の山車祭 りにみる歴史的 風致)
24		北蔵カフエひが の 【佐藤家住宅店 舗】 令和2年(2020) 3月11日指定 (第11号)	栃木地域 万町	栃木市	明治中期	国登録 文化財	商家町栃木にみ る歴史的風致 (栃木の山車祭 りにみる歴史的 風致)
25		旧金澤呉服店 店舗 令和4年(2022) 7月1日指定 (第25号)	栃木地域 倭町	栃木市	明治41年 (1908)	—	商家町栃木にみ る歴史的風致 (栃木の山車祭 りにみる歴史的 風致)
26		三桝屋本店	栃木地域 倭町	個人	明治41年 (1908)	—	商家町栃木にみ る歴史的風致 (栃木の山車祭 りにみる歴史的 風致)

第7章 歴史的風致形成建造物の指定の方針

No.	写真	名称	所在地	所有者	築年	指定等 区分	関連する 主な歴史的風致
27		郷土参考館 居宅 令和2年(2020) 3月11日指定 (第12号)	栃木地域 倭町	栃木市	明治初期	—	商家町栃木にみ る歴史的風致 (栃木の山車祭 りにみる歴史的 風致)
28		古久磯提灯店 住居	栃木地域 万町	栃木市	明治期	—	商家町栃木にみ る歴史的風致 (栃木の山車祭 りにみる歴史的 風致)
29		善野家土蔵(通 称おたすけ蔵)	栃木地域 万町	個人	東蔵 文化年間 (1804 ~ 1818) 初期、 中蔵 天保2年 (1831) 以前、 西蔵 天保11年 (1840)	市指定	商家町栃木にみ る歴史的風致 (栃木の山車祭 りにみる歴史的 風致)
30		関根家住宅 文庫蔵 令和2年(2020) 6月1日指定 (第17号)	栃木地域 倭町	栃木市	江戸末期	国登録 文化財	商家町栃木にみ る歴史的風致 (栃木の山車祭 りにみる歴史的 風致)
31		郷土参考館 土蔵 令和2年(2020) 3月11日指定 (第13号)	栃木地域 倭町	栃木市	弘化3年 (1846) 以前	—	商家町栃木にみ る歴史的風致 (栃木の山車祭 りにみる歴史的 風致)
32		おたまじゃくし 文庫 石蔵	栃木地域 倭町	個人	大正5年 (1916)	—	商家町栃木にみ る歴史的風致 (栃木の山車祭 りにみる歴史的 風致)

No.	写真	名称	所在地	所有者	築年	指定等 区分	関連する 主な歴史的風致
33		パーラートチギ 【関根家住宅店 舗】 令和2年(2020) 6月1日指定 (第15号)	栃木地域 倭町	栃木市	大正11年 (1922)	国登録 文化財	商家町栃木にみ る歴史的風致 (栃木の山車祭 りにみる歴史的 風致)
34		好古壺番館 【旧安達呉服店 店舗】 令和3年(2021) 6月1日指定 (第18号)	栃木地域 万町	個人	大正12年 (1923)	国登録 文化財	商家町栃木にみ る歴史的風致 (栃木の山車祭 りにみる歴史的 風致)
35		蔵の街ダイニン グ蒼 【旧足利銀行栃 木支店】	栃木地域 万町	栃木市	昭和9年 (1934)	国登録 文化財	商家町栃木にみ る歴史的風致 (栃木の山車祭 りにみる歴史的 風致)
36		医療法人杏林会 栃木中央クリニ ック 【旧栃木病院】	栃木地域 万町	法人	大正2年 (1913)	市指定	商家町栃木にみ る歴史的風致 (栃木の山車祭 りにみる歴史的 風致)

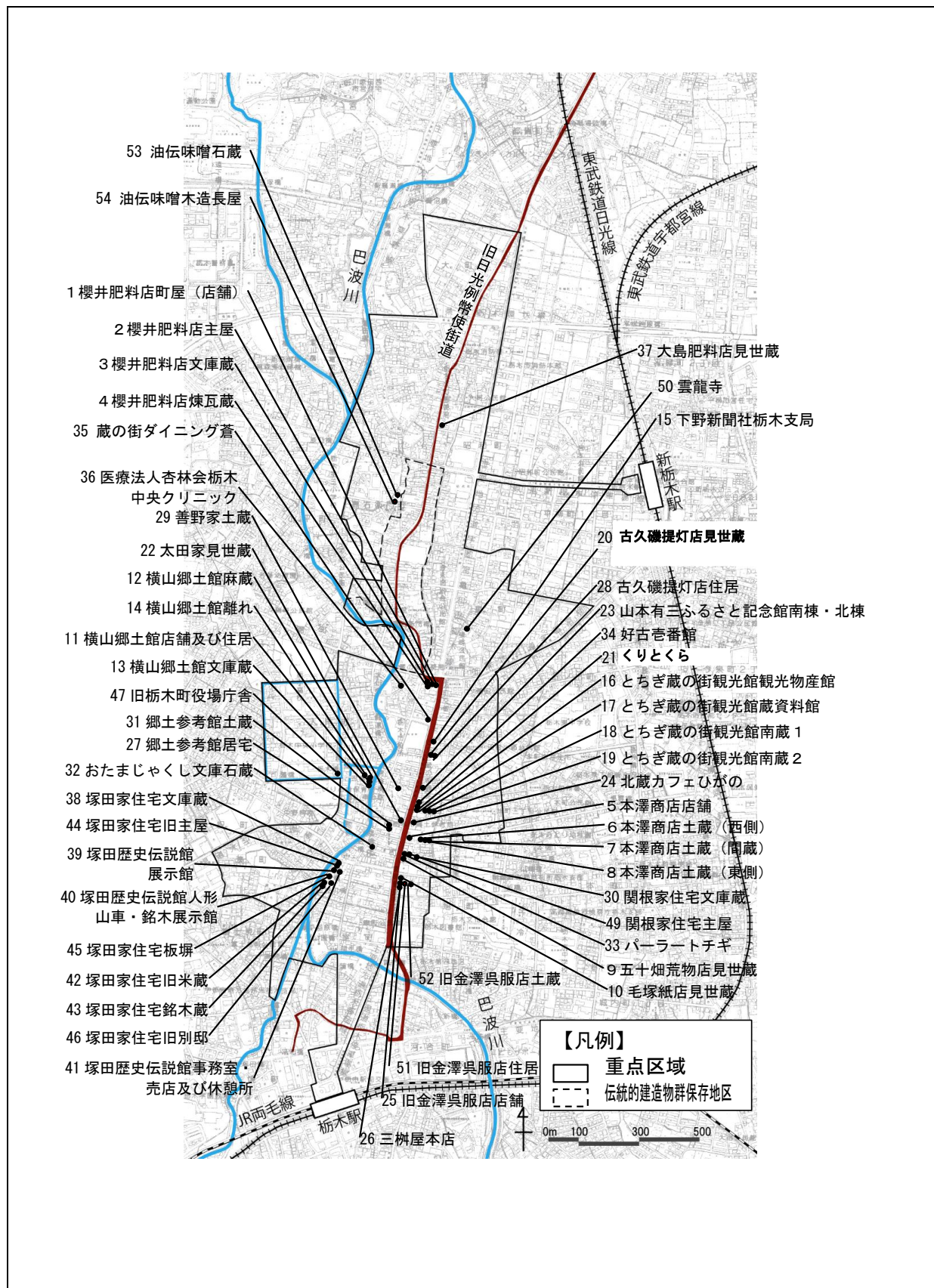
第7章 歴史的風致形成建造物の指定の方針

No.	写真	名称	所在地	所有者	築年	指定等 区分	関連する 主な歴史的風致
37		大島肥料店 見世蔵	栃木地域 大町	個人	明治 15 年 (1882)	国登録 文化財	商家町栃木にみ る歴史的風致 (栃木の山車祭 りにみる歴史的 風致)
38		塚田家住宅 文庫蔵	栃木地域 倭町	法人	明治 32 年 (1899)	国登録 文化財・ 景観重 要建造 物	商家町栃木にみ る歴史的風致 (百八灯流しを はじめとする湊 町二荒山神社の 祭礼にみる歴史 的風致)
39		塚田歴史伝説館 展示館	栃木地域 倭町	法人	明治 36 年 (1903)	国登録 文化財・ 景観重 要建造 物	商家町栃木にみ る歴史的風致 (百八灯流しを はじめとする湊 町二荒山神社の 祭礼にみる歴史 的風致)
40		塚田歴史伝説館 人形山車・銘木 展示館 (旧荷 蔵)	栃木地域 倭町	法人	明治 42 年 (1909)	国登録 文化財・ 景観重 要建造 物	商家町栃木にみ る歴史的風致 (百八灯流しを はじめとする湊 町二荒山神社の 祭礼にみる歴史 的風致)
41		塚田歴史伝説館 事務室・売店及 び休憩所	栃木地域 倭町	法人	大正 5 年 (1916)	国登録 文化財・ 景観重 要建造 物	商家町栃木にみ る歴史的風致 (百八灯流しを はじめとする湊 町二荒山神社の 祭礼にみる歴史 的風致)
42		塚田家住宅 旧米蔵	栃木地域 倭町	法人	大正 13 年 (1924)	国登録 文化財・ 景観重 要建造 物	商家町栃木にみ る歴史的風致 (百八灯流しを はじめとする湊 町二荒山神社の 祭礼にみる歴史 的風致)

No.	写真	名称	所在地	所有者	築年	指定等 区分	関連する 主な歴史的風致
43		塚田家住宅 銘木蔵	栃木地域 倭町	法人	大正 13 年 (1924)	国登録 文化財・ 景観重 要建造 物	商家町栃木にみ る歴史的風致 (百八灯流しを はじめとする湊 町二荒山神社の 祭礼にみる歴史 的風致)
44		塚田家住宅 旧主屋	栃木地域 倭町	法人	明治 42 年 (1909)	国登録 文化財・ 景観重 要建造 物	商家町栃木にみ る歴史的風致 (百八灯流しを はじめとする湊 町二荒山神社の 祭礼にみる歴史 的風致)
45		塚田家住宅 板堀	栃木地域 倭町	法人	明治後期	国登録 文化財・ 景観重 要建造 物	商家町栃木にみ る歴史的風致 (百八灯流しを はじめとする湊 町二荒山神社の 祭礼にみる歴史 的風致)
46		塚田家住宅 旧別邸	栃木地域 倭町	法人	大正 15 年 (1926)	景観重 要建造 物	商家町栃木にみ る歴史的風致 (百八灯流しを はじめとする湊 町二荒山神社の 祭礼にみる歴史 的風致)
47		旧栃木町役場 庁舎 令和 2 年(2020) 3 月 11 日指定 (第 14 号)	栃木地域 入舟町	栃木市	大正 10 年 (1921)	市指定	商家町栃木にみ る歴史的風致 (巴波川にみる 歴史的風致)
48		村檜神社	岩舟地域 小野寺	村檜 神社	明治 36 年 (1903)	国指定 重要文 化財	式内社における 祭礼にみる歴史 的風致

第7章 歴史的風致形成建造物の指定の方針

No.	写真	名称	所在地	所有者	築年	指定等 区分	関連する 主な歴史的風致
49		関根家住宅 主屋 令和2年(2020) 6月1日指定 (第16号)	栃木地域 倭町	栃木市	大正11年 (1922) 以前	国登録 文化財	商家町栃木にみ る歴史的風致 (栃木の山車祭 りにみる歴史的 風致)
50		雲龍寺 令和3年(2021) 6月1日指定 (第19号)	栃木地域 泉町	法人	明治23年 (1890)	—	商家町栃木にみ る歴史的風致 (栃木の山車祭 りにみる歴史的 風致)
51		旧金澤呉服店 住居 令和4年(2022) 7月1日指定 (第26号)	栃木地域 倭町	栃木市	明治41年 (1908)	—	商家町栃木にみ る歴史的風致 (栃木の山車祭 りにみる歴史的 風致)
52		旧金澤呉服店 土蔵 令和4年(2022) 7月1日指定 (第27号)	栃木地域 倭町	栃木市	嘉永6年 (1853)	—	商家町栃木にみ る歴史的風致 (栃木の山車祭 りにみる歴史的 風致)
53		油伝味噌 石蔵	栃木地域 嘉右衛門 町	個人	昭和15年 (1940) 以前	—	商家町栃木にみ る歴史的風致 (物資の集散に よる問屋業の発 展にみる歴史的 風致)
54		油伝味噌 木造長屋	栃木地域 嘉右衛門 町	個人	昭和16年 (1941)	—	商家町栃木にみ る歴史的風致 (物資の集散に よる問屋業の発 展にみる歴史的 風致)



歴史的風致形成建造物指定候補位置図
（旧日光例幣使街道及び巴波川周辺区域）



図 歴史風致形成建造物指定候補位置図
(村檜神社区域)

第8章

歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項

第8章 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項

第8章 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項

1 歴史的風致形成建造物の維持・管理の基本的な考え方

歴史的風致形成建造物の維持・管理は、栃木県や栃木市の文化財保護条例に基づき指定されている建造物及び文化財保護法に基づき登録されている建造物については、それぞれ該当する法律及び条例に基づき適正に維持・管理を行い、それ以外は、建造物の特性や価値に基づき適正に維持・管理を行うこととする。

適正な維持・管理は、所有者等による維持・管理を基本とし、歴史まちづくり法第15条第1項に基づく歴史的風致形成建造物の増築、改築、移転又は除却^{じょきやく}に係る市長への届出^{かん}及び勧告^{こく}等を活用し、適正な維持・管理を図る。維持・管理を行ううえで修理が必要な場合は、建築様式や改変履歴等の調査・記録を行ったうえで、修復を基本とする。また、往時の姿に復原^{げん}することも認める。

また、歴史的風致の維持向上のため、歴史的風致形成建造物の積極的な公開・活用を図るものとする。公開にあたっては、外部から眺め見ることができるような措置を講ずるだけでなく、可能な限り内部の公開に努めることとし、公開する場合は、所有者の生活に支障を与えないよう配慮するよう十分に協議をし、実施することとする。

2 個別の事項

(1) 県及び市指定文化財である歴史的風致形成建造物

県及び市指定文化財は、栃木県及び栃木市の文化財保護条例に基づく現状変更等の許可制度により保護を図る。これらの建造物の維持・管理は、建造物の外観及び内部を対象に、調査に基づく修復を基本とする。

文化財の保護のために必要な防災上の措置を講じる場合は、文化財の価値の担保に支障を与えない範囲で行うこととする。

特に民間が所有する建造物の修理等は、補助制度を活用して所有者の負担軽減に努めるとともに、関連する審議機関や専門の有識者等による必要な技術的指導を踏まえて実施するものとする。

(2) 登録有形文化財である歴史的風致形成建造物

登録有形文化財は、文化財保護法に基づき、適切に維持・管理を行う。これらの建造物の維持・管理は、建造物の外観を主対象に、調査に基づく修復を基本とする。

また、建造物の内部において歴史的価値の高いものは、所有者と協議のうえ、保存に努めることとする。

民間が所有する建造物の修理等は、補助制度を活用して所有者の負担軽減に努めるとともに、関連する審議機関や専門の有識者等による必要な技術的指導を踏まえて実施するものとする。

(3) 景観重要建造物である歴史的風致形成建造物

景観重要建造物は、景観法に基づき、適切に維持・管理を行う。これらの建造物の維持・管理は、建造物の外観を主対象に、調査に基づく修復を基本とする。

また、建造物の内部において歴史的価値の高いものは、所有者と協議のうえ、保存に努めることとする。

民間が所有する建造物の修理等は、補助制度を活用して所有者の負担軽減に努めるとともに、関連する審議機関や専門の有識者等による必要な技術的指導を踏まえて実施するものとする。

(4) その他の歴史的風致形成建造物

歴史的風致形成建造物のうち指定文化財等でない建造物は、計画期間後も建造物の保護を図るため、登録有形文化財や市指定文化財として登録・指定するよう努めるものとする。

これらの建造物の維持・管理は、建造物の外観を主対象に、現状の維持及び保護を基本とする。

民間が所有する建造物の修理等は、補助制度を活用して所有者の負担軽減に努めるとともに、関連する審議機関や専門の有識者等による必要な技術的指導を踏まえて実施するものとする。

3 届出が不要の行為

歴史まちづくり法第15条第1項第1号及び同法施行令第3条第1号に基づく届出が不要な行為については、以下の行為とする。

- ① 文化財保護法第57条第1項に基づく登録有形文化財で、同法第64条第1項の規定に基づく現状変更の届出を行った場合
- ② 栃木県文化財保護条例第4条第1項に基づく栃木県指定有形文化財で、同条例第13条第1項に基づく現状変更等の許可申請を行った場合、及び同条例第14条第1項に基づく修理の届出を行った場合
- ③ 栃木市文化財保護条例第4条第1項に基づく栃木市指定有形文化財で、同条例第15条に基づく現状変更等の許可申請を行った場合
- ④ 景観法第19条第1項に基づく景観重要建造物で、同法第22条第1項に基づく現状変更の許可申請を行った場合

資料編

資料編

1 国県市の指定等文化財一覧

栃木市には、令和2年（2020）2月1日現在で、300件の国県市の指定等文化財がある。
その内訳は、国指定文化財が6件、重伝建地区が1箇所、県指定文化財が41件、市指定文化財が198件、国の登録有形文化財が54件となっている。

(1) 国指定等文化財

番号	種別	名称	所在地	指定年月日
1	建造物	村檜神社本殿	岩舟町小野寺	昭和25年8月29日
2	彫刻	鉄造 薬師如来坐像	西方町金井	昭和27年7月19日
3	考古資料	下野七廻り鏡塚古墳出土遺物	大平町西山田	昭和61年6月6日
4	考古資料	栃木県藤岡神社遺跡出土品	栃木県立博物館	平成12年12月4日
5	遺跡(史跡)	吾妻古墳	大光寺町吾妻 /下都賀郡壬生町藤井吾妻原	昭和45年7月22日
6	遺跡(史跡)	下野国庁跡	田村町	昭和57年10月12日
7	重伝建	栃木市嘉右衛門町伝統的建造物群保存地区	泉町、嘉右衛門町、小平町、錦町及び昭和町の各一部	平成24年7月9日

(2) 県指定文化財

番号	種別	名称	所在地	指定年月日
1	建造物	満願寺本堂（大御堂）	出流町	昭和51年8月27日
2	建造物	古久磯提灯店見世蔵	万町	平成6年1月28日
3	建造物	大慈寺相輪櫓	岩舟町小野寺	昭和33年4月25日
4	建造物	高勝寺三重塔	岩舟町静	昭和48年1月12日
5	建造物	高勝寺山門	岩舟町静	昭和62年4月17日
6	建造物	高勝寺鐘楼	岩舟町静	平成8年8月20日
7	絵画	絹本著色 鮎図	沼和田町	昭和39年12月8日
8	絵画	絹本著色 韓信堪忍図	嘉右衛門町	昭和52年7月29日
9	絵画	紙本墨画 寒山拾得図	万町	昭和53年1月31日
10	絵画	紙本淡彩 前後赤壁の賦図	万町	昭和53年6月2日
11	絵画	絹本著色 虚空蔵曼荼羅図	栃木県立博物館	平成5年2月19日
12	絵画	絹本著色 秋山覓句図	都賀町大柿	昭和50年4月30日

番号	種別	名称	所在地	指定年月日
13	絵画	荒井寛方紙本著色「蟬丸図」	西方町元	昭和41年3月18日
14	絵画	荒井寛方紙本金泥紙本著色文殊菩薩像	西方町元	昭和47年4月21日
15	彫刻	木造 千手観音立像	平井町	昭和37年1月9日
16	彫刻	木造 釈迦如来坐像	大塚町	昭和52年7月29日
17	彫刻	木造 虚空蔵菩薩坐像	平井町	平成2年1月26日
18	彫刻	木造 十一面千手観世音菩薩立像	大平町西山田	昭和53年1月31日
19	彫刻	木造 薬師如来坐像	大平町牛久	平成8年1月16日
20	彫刻	木造 出山釈迦像	西方町元	昭和45年9月1日
21	彫刻	木造 阿弥陀如来坐像	岩舟町小野寺	昭和58年2月4日
22	彫刻	銅造 聖観音菩薩坐像	岩舟町小野寺	昭和62年4月17日
23	彫刻	木造 薬師如来坐像	岩舟町曲ヶ島	平成4年2月28日
24	彫刻	木造 金剛力士立像	木野地町	平成27年2月27日
25	工芸品	刀 銘 甲陽士武井信正	大平町西山田	昭和58年8月19日
26	工芸品	わきざし 銘 甲陽士武井信正	大平町西山田	昭和58年8月19日
27	工芸品	銅鐘（喚鐘）	大平町西山田	昭和62年8月18日
28	工芸品	薙刀 銘 作陽幕下士細川正義	西方町金崎	平成2年5月15日
29	工芸品	銅製華鬘	岩舟町小野寺	昭和33年4月25日
30	工芸品	梵鐘	木野地町	平成27年2月27日
31	工芸品	刀 銘 宇都宮藩士細川義規淬	箱森町	昭和52年7月29日
32	書跡	軍装軍役掟書	西方町真名子	昭和52年2月15日
33	歴史資料	田中正造墨跡	藤岡町藤岡	昭和38年4月16日
34	歴史資料	田中正造墨跡	藤岡町藤岡	昭和38年4月16日
35	歴史資料	田中正造遺品	藤岡町藤岡	昭和38年4月16日
36	有形民俗	とちぎの山車（天照大神、劉備玄德）、とちぎの山車（関羽雲長、日本武尊）、とちぎの山車（素盞鳴尊、太閤秀吉、張飛翼徳）、とちぎの山車（神武天皇）、とちぎの山車（静御前）、とちぎの山車（桃太郎）	万町	平成8年1月16日
37	無形民俗	木の杖術	都賀町木	平成3年10月11日
38	遺跡（史跡）	県庁堀附漕渠	入舟町	平成8年8月20日
39	遺跡（史跡）	金山塚古墳	岩舟町静戸	昭和32年8月3日

注：所有者の都合等により公表していないものが2件ある。

(3) 市指定文化財

番号	種別	名称	所在地	指定年月日
1	建造物	太平山神社随神門	平井町	昭和 36 年 12 月 21 日
2	建造物	太山寺観音堂	平井町	昭和 52 年 3 月 17 日
3	建造物	東泉寺観音堂	沼和田町	昭和 52 年 3 月 17 日
4	建造物	満願寺山門	出流町	昭和 52 年 3 月 17 日
5	建造物	連祥院本堂（六角堂）	平井町	平成 6 年 10 月 25 日
6	建造物	旧田村家見世蔵	万町	平成 9 年 3 月 19 日
7	建造物	善野家土蔵（通称おたすけ蔵）	万町	平成 12 年 6 月 19 日
8	建造物	近龍寺本堂	万町	平成 12 年 6 月 19 日
9	建造物	神明宮本殿	旭町	平成 12 年 6 月 19 日
10	建造物	太平山神社本殿	平井町	平成 20 年 12 月 18 日
11	建造物	太平山神社拝殿	平井町	平成 20 年 12 月 18 日
12	建造物	星宮神社社殿	平井町	平成 20 年 12 月 18 日
13	建造物	神明宮拝殿（旧神道中教院講堂）	旭町	平成 20 年 12 月 18 日
14	建造物	栃木病院	万町	平成 21 年 7 月 29 日
15	建造物	大中寺山門	大平町西山田	昭和 58 年 3 月 25 日
16	建造物	華厳寺観音堂	都賀町木	平成 9 年 11 月 15 日
17	建造物	愛宕神社	西方町金崎	昭和 56 年 3 月 5 日
18	建造物	西院の河原堂	岩舟町静	昭和 47 年 4 月 1 日
19	建造物	慈覚大師堂	岩舟町小野寺	平成 4 年 4 月 10 日
20	建造物	高平寺本堂（客殿） 附宮殿 1 基 客殿棟札 1 枚 客殿置札 1 枚	岩舟町下津原	平成 28 年 3 月 4 日
21	建造物	旧栃木町役場庁舎	入舟町	平成 29 年 12 月 28 日
22	絵画	太平山神社随神門 天井絵「龍図」	平井町	昭和 36 年 12 月 21 日
23	絵画	大麻収穫の絵	万町	昭和 39 年 5 月 19 日
24	絵画	天平古寺（海竜王寺）の絵	万町	昭和 52 年 3 月 17 日
25	絵画	不動明王像軸	藤岡町甲	昭和 56 年 10 月 1 日
26	絵画	半跏思惟像図	藤岡町甲	平成 5 年 3 月 1 日
27	絵画	平出雪耕紙本水墨画「鷹図」	西方町金井	平成 15 年 9 月 11 日
28	絵画	田崎草雲紙本墨画淡彩「農家団欒図」	足利草雲美術館	平成 16 年 9 月 10 日
29	絵画	田崎草雲紙本墨画淡彩「鍾馗の図」	足利草雲美術館	平成 16 年 9 月 10 日
30	絵画	福田棠陰絹本着色「花鳥図」	西方町元	平成 16 年 9 月 10 日
31	絵画	福田棠陰絹本着色「秋影山水図」	西方町元	平成 16 年 9 月 10 日

番号	種別	名称	所在地	指定年月日
32	絵画	岩船山地蔵菩薩縁起(仮名本5巻) 下野州岩船山縁起(真名本1巻/附 本尊木造地蔵菩薩立像(厨子入) 1 軀、紀伊藩主徳川宗将卿簾中寄 進七条袈裟 額装2面、石造岩船 地蔵菩薩立像 船型台座 1 軀、 石造岩船地蔵菩薩立像 1 軀、石 造船型台 1 隻、山門扁額 1 面)	岩舟町静	平成27年3月31日
33	絵画	紙本墨画淡彩 山水図	大平町西野田	平成元年9月20日
34	彫刻	薬師如来	皆川城内町	昭和36年12月21日
35	彫刻	定願寺御成門の彫刻	旭町	昭和36年12月21日
36	彫刻	成就院不動堂の扉の彫刻	旭町	昭和36年12月21日
37	彫刻	三鬼尊の内、中位青鬼像	旭町	昭和36年12月21日
38	彫刻	阿しゅく如来像(釈迦如来像)	平井町	昭和51年7月1日
39	彫刻	大威徳夜叉明王	平井町	昭和51年7月1日
40	彫刻	文殊菩薩	平井町	昭和51年7月1日
41	彫刻	大日如来像	平井町	昭和51年7月1日
42	彫刻	不動明王	平井町	昭和51年7月1日
43	彫刻	金銅 阿弥陀如来立像・脇侍像 (善光寺式)	箱森町	平成6年10月25日
44	彫刻	木造 菩薩形坐像(円空仏)	野中町	平成15年7月24日
45	彫刻	童形聖徳太子像	大平町西山田	昭和53年9月21日
46	彫刻	烈國志像	大平町西山田	昭和53年9月21日
47	彫刻	双龍像	大平町西山田	昭和53年9月21日
48	彫刻	木造 勝軍地蔵・毘沙門天立像	大平町西山田	平成元年9月20日
49	彫刻	木造 歓喜天立像	大平町富田	平成元年9月20日
50	彫刻	諏訪神社「百首歌」額	大平町真弓	昭和58年3月25日
51	彫刻	大中寺山門額	大平町西山田	昭和58年3月25日
52	彫刻	木造 地蔵菩薩半跏像	大平町西山田	平成3年11月12日
53	彫刻	孝養太子像	藤岡町甲	昭和56年10月1日
54	彫刻	大日如来坐像	藤岡町赤麻	平成9年10月1日
55	彫刻	如来坐像	藤岡町中根	平成13年10月1日
56	彫刻	木造 馬頭観音菩薩坐像	藤岡町都賀	平成14年10月1日
57	彫刻	八百比丘尼尊	西方町真名子	昭和56年3月5日
58	彫刻	聖観音立像	西方町本城	昭和57年6月21日
59	彫刻	木造 薬師如来坐像	西方町真名子	平成5年8月23日
60	彫刻	二城院開山不動明王	西方町本城	平成7年7月20日

番号	種別	名称	所在地	指定年月日
61	彫刻	千手観世音立像	西方町真名子	平成7年11月30日
62	彫刻	福正寺向拝彫刻	西方町元	平成19年3月9日
63	彫刻	銅造 阿弥陀如来立像	都賀町家中	平成27年3月23日
64	彫刻	木造 薬師如来立像	都賀町富張	平成28年8月1日
65	工芸品	皆川広照着用具足	皆川城内町	昭和36年12月21日
66	工芸品	平等庵の鐘	旭町	昭和36年12月21日
67	工芸品	鑄造（銅製）薬師如来座像	大塚町	昭和59年3月30日
68	工芸品	薬師如来立像	藤岡町藤岡	昭和36年4月1日
69	工芸品	金銅誕生釈迦仏立像	藤岡町甲	平成5年3月1日
70	工芸品	大仏	岩舟町静	昭和47年4月1日
71	工芸品	手香炉	岩舟町小野寺	昭和47年4月1日
72	工芸品	燈籠	岩舟町静	昭和47年4月1日
73	書跡	不動堂の扁額	旭町	昭和36年12月21日
74	書跡	樹徳学校木彫扁額と書	吹上町	昭和36年12月21日
75	書跡	入定記	城内町	昭和36年12月21日
76	書跡	皆川廣勝官途状写	西方町真名子	平成9年2月28日
77	古文書	徳川家康書状（折紙）	皆川城内町	昭和43年2月16日
78	古文書	天海書状（折紙）	城内町	昭和43年2月16日
79	考古資料	踊る埴輪	皆川城内町	昭和36年12月21日
80	考古資料	つぼ（骨蔵器）	倭町	昭和36年12月21日
81	考古資料	永倉遺跡出土石器	大久保町	昭和40年3月20日
82	考古資料	本多大隈守忠純の墓	大平町榎本	昭和53年9月21日
83	考古資料	おとら様の墓	大平町西山田	昭和53年9月21日
84	考古資料	青木三太郎利長の墓	大平町下高島	昭和53年9月21日
85	考古資料	法印俊弘の墓（逆修銘の墓碑）	大平町下高島	昭和53年9月21日
86	考古資料	五輪塔	大平町下皆川	昭和56年10月23日
87	考古資料	下皆川将門霊神古墳出土遺物	大平町西山田	昭和56年10月23日
88	考古資料	近藤出羽守綱秀の墓	大平町榎本	平成元年9月20日
89	考古資料	山王寺大柵塚古墳出土遺物一括資料	藤岡町藤岡	平成5年11月1日
90	考古資料	甕棺及び同蓋	西方町真名子	平成6年9月7日
91	考古資料	金剛童子（層塔）	西方町金井	平成12年12月21日
92	考古資料	藤田能登守信吉五輪塔	西方町元	平成16年9月10日
93	考古資料	板碑	岩舟町小野寺	昭和47年4月1日
94	考古資料	小野巢根古墳群出土遺物	大平町西山田	平成3年8月1日

番号	種別	名称	所在地	指定年月日
95	歴史資料	神明宮棟札	旭町	昭和 43 年 2 月 16 日
96	歴史資料	栃木町道路元標	倭町	平成 17 年 2 月 18 日
97	歴史資料	牛久の神輿	大平町牛久	昭和 60 年 12 月 12 日
98	歴史資料	蔵井の神輿	大平町蔵井	昭和 60 年 12 月 12 日
99	歴史資料	八坂神社の神輿	大平町西山田	平成 7 年 6 月 30 日
100	歴史資料	万葉歌碑	藤岡町大田和	昭和 44 年 7 月 1 日
101	歴史資料	愛染明王塔	藤岡町藤岡	平成 13 年 10 月 1 日
102	歴史資料	旧延命院所蔵釣鐘	藤岡町藤岡	平成 15 年 2 月 1 日
103	歴史資料	力石	藤岡町部屋	平成 17 年 4 月 1 日
104	歴史資料	徳川秀忠黒印状	栃木県立文書館	平成 15 年 9 月 11 日
105	歴史資料	藤田信吉知行宛行状	栃木県立文書館	平成 15 年 9 月 11 日
106	歴史資料	西方綱吉官途状（渡辺四郎兵衛あて）	栃木県立文書館	平成 15 年 9 月 11 日
107	歴史資料	西方綱吉官途状（中新井主水丞あて）	栃木県立文書館	平成 15 年 9 月 11 日
108	歴史資料	宇都宮国綱書状	栃木県立文書館	平成 21 年 2 月 11 日
109	歴史資料	孝山（小山秀綱）書状	西方町真名子	平成 21 年 2 月 11 日
110	歴史資料	徳川斉昭筆袋戸書（二面对）箱書付 附「水戸公親題瓊章」（板倉重平家 文書No.2890） 4 点	万町	平成 28 年 12 月 27 日
111	有形民俗	大町の山車（弁慶）	大町	平成 13 年 1 月 22 日
112	有形民俗	泉町の山車（諫鼓鶏）	泉町	平成 13 年 1 月 22 日
113	有形民俗	倭町一丁目の獅子頭一対附尾一対	万町	平成 13 年 1 月 22 日
114	有形民俗	嘉右衛門町の山車（仁徳天皇）	嘉右衛門町	平成 13 年 5 月 24 日
115	有形民俗	柿本人麻呂の碑	大平町西山田	平成元年 9 月 20 日
116	有形民俗	馬頭観世音菩薩坐像	大平町下高島	平成 14 年 2 月 22 日
117	有形民俗	露真坊碑・祈雨謝恩塔	藤岡町太田	平成 21 年 4 月 1 日
118	有形民俗	上新田文挟流獅子舞の用具式	都賀町家中	昭和 57 年 1 月 11 日
119	有形民俗	升塚文挟小流獅子舞の用具式	都賀町升塚	平成 17 年 5 月 3 日
120	有形民俗	神明神社の神輿及び祭礼用具一括 附 用具収納箱 5 合、古文書 16 点、棟札 2 枚、担ぎ棒 3 本	嘉右衛門町	平成 31 年 3 月 8 日
121	無形民俗	大宮神社の獅子舞	大宮町	昭和 36 年 12 月 21 日
122	無形民俗	大神神社の神楽	惣社町	昭和 39 年 5 月 19 日
123	無形民俗	大神神社の鉾祭	惣社町	昭和 39 年 5 月 19 日
124	無形民俗	百八灯流し	湊町	昭和 51 年 7 月 1 日
125	無形民俗	宮野辺神社の祭儀習俗	田村町	昭和 59 年 3 月 30 日
126	無形民俗	富田節	大平町富田	昭和 56 年 10 月 23 日

番号	種別	名称	所在地	指定年月日
127	無形民俗	横堀の太々神楽	大平町横堀	昭和 56 年 10 月 23 日
128	無形民俗	新の神田五段囃子	大平町新	昭和 56 年 10 月 23 日
129	無形民俗	関白流獅子舞	都賀町木	昭和 44 年 4 月 15 日
130	無形民俗	升塚文挟小流獅子舞	都賀町升塚	昭和 49 年 10 月 1 日
131	無形民俗	上新田文挟流獅子舞	都賀町家中	昭和 57 年 10 月 15 日
132	無形民俗	依田流鷲宮太々神楽	都賀町家中	平成 3 年 5 月 17 日
133	無形民俗	大沢田太々神楽	西方町本城	平成 16 年 9 月 10 日
134	遺跡(史跡)	しめじが原	川原田町	昭和 36 年 12 月 21 日
135	遺跡(史跡)	皆川家歴代祖廟	皆川城内町	昭和 36 年 12 月 21 日
136	遺跡(史跡)	岩出の古墳	岩出町	昭和 36 年 12 月 21 日
137	遺跡(史跡)	藺部愛宕下古墳	藺部町	昭和 36 年 12 月 21 日
138	遺跡(史跡)	小山芳姫の墓	星野町	昭和 37 年 4 月 26 日
139	遺跡(史跡)	皆川城址	皆川城内町	昭和 39 年 5 月 19 日
140	遺跡(史跡)	狩岡古墳	皆川城内町	昭和 39 年 5 月 19 日
141	遺跡(史跡)	朝日塚古墳	柏倉町	昭和 39 年 5 月 19 日
142	遺跡(史跡)	角道山古墳	岩出町	昭和 39 年 5 月 19 日
143	遺跡(史跡)	永倉遺跡	大久保町	昭和 40 年 3 月 20 日
144	遺跡(史跡)	岩出古墳群	岩出町	昭和 41 年 2 月 15 日
145	遺跡(史跡)	星野遺跡	星野町	昭和 41 年 2 月 15 日
146	遺跡(史跡)	下野惣社（室の八嶋）	惣社町	昭和 43 年 2 月 16 日
147	遺跡(史跡)	日枝神社	国府町	昭和 43 年 2 月 16 日
148	遺跡(史跡)	権現宮遺跡	田村町	昭和 43 年 2 月 16 日
149	遺跡(史跡)	白山神社遺跡	田村町	昭和 43 年 2 月 16 日
150	遺跡(史跡)	丸山古墳	田村町	昭和 43 年 2 月 16 日
151	遺跡(史跡)	岩家古墳	大塚町	昭和 43 年 2 月 16 日
152	遺跡(史跡)	栃木城址の一部	城内町	昭和 47 年 8 月 28 日
153	遺跡(史跡)	白山台	皆川城内町	昭和 47 年 10 月 27 日
154	遺跡(史跡)	入定平	平井町	昭和 51 年 7 月 1 日
155	遺跡(史跡)	伊吹山	吹上町	昭和 52 年 3 月 17 日
156	遺跡(史跡)	荒宿 B 古墳群	皆川城内町	昭和 58 年 4 月 18 日
157	遺跡(史跡)	しわぶきノ杜	国府町	昭和 63 年 1 月 6 日
158	遺跡(史跡)	茶臼山第一号古墳	大平町富田	昭和 53 年 3 月 1 日
159	遺跡(史跡)	白岩第七号古墳	大平町西山田	昭和 53 年 3 月 1 日
160	遺跡(史跡)	下皆川将門霊神古墳	大平町下皆川	昭和 53 年 3 月 1 日

番号	種別	名称	所在地	指定年月日
161	遺跡(史跡)	下皆川マガキ第一号古墳	大平町下皆川	昭和 53 年 3 月 1 日
162	遺跡(史跡)	伯仲第一号古墳	大平町伯仲	昭和 53 年 3 月 1 日
163	遺跡(史跡)	オトカ塚古墳	大平町富田	昭和 58 年 3 月 25 日
164	遺跡(史跡)	篠山貝塚	藤岡町藤岡	昭和 36 年 4 月 1 日
165	遺跡(史跡)	山王寺大樹塚古墳	藤岡町蛭沼	昭和 36 年 4 月 1 日
166	遺跡(史跡)	赤麻古墳	藤岡町赤麻	昭和 36 年 4 月 1 日
167	遺跡(史跡)	升塚	都賀町升塚	昭和 45 年 3 月 24 日
168	遺跡(史跡)	華厳寺跡	都賀町木	昭和 45 年 3 月 24 日
169	遺跡(史跡)	宇都宮領境界標	西方町金崎	昭和 56 年 3 月 5 日
170	遺跡(史跡)	画聖田崎草雲の墓地	西方町真名子	昭和 62 年 12 月 12 日
171	遺跡(史跡)	慈覚大師誕生の地	岩舟町下津原	昭和 47 年 4 月 1 日
172	遺跡(史跡)	小野寺禅司太郎墓	岩舟町小野寺	昭和 47 年 4 月 1 日
173	遺跡(史跡)	慈覚大師御母公墓	岩舟町上岡	昭和 47 年 4 月 1 日
174	遺跡(史跡)	大慈寺奥の院	岩舟町小野寺	昭和 63 年 7 月 1 日
175	動物・植物・地質鉱物(天然記念物)	出流鍾乳洞	出流町	昭和 36 年 12 月 21 日
176	動物・植物・地質鉱物(天然記念物)	さしも草	吹上町	昭和 36 年 12 月 21 日
177	動物・植物・地質鉱物(天然記念物)	出流自然林	出流町	昭和 47 年 8 月 28 日
178	動物・植物・地質鉱物(天然記念物)	しだれ桜	平井町	昭和 51 年 7 月 1 日
179	動物・植物・地質鉱物(天然記念物)	新井町の樺	新井町	昭和 51 年 7 月 1 日
180	動物・植物・地質鉱物(天然記念物)	嘉右衛門町の樺	嘉右衛門町	昭和 52 年 3 月 17 日
181	動物・植物・地質鉱物(天然記念物)	田村町のイチヨウ	田村町	平成 10 年 7 月 24 日
182	動物・植物・地質鉱物(天然記念物)	大應寺のヒバ	星野町	平成 12 年 6 月 19 日
183	動物・植物・地質鉱物(天然記念物)	椎	大平町富田	昭和 53 年 3 月 1 日
184	動物・植物・地質鉱物(天然記念物)	榎(カヤ)	大平町伯仲	昭和 53 年 3 月 1 日
185	動物・植物・地質鉱物(天然記念物)	グミ	大平町西山田	平成 3 年 11 月 12 日
186	動物・植物・地質鉱物(天然記念物)	なんきんはぜ	都賀町家中	昭和 57 年 1 月 11 日
187	動物・植物・地質鉱物(天然記念物)	しだれ桜	都賀町大柿	昭和 57 年 1 月 11 日
188	動物・植物・地質鉱物(天然記念物)	高野槇(コウヤマキ)	都賀町臼久保	平成 4 年 11 月 3 日
189	動物・植物・地質鉱物(天然記念物)	ムクロジ	都賀町家中	平成 7 年 8 月 24 日
190	動物・植物・地質鉱物(天然記念物)	さいかちの木	西方町本城	昭和 56 年 3 月 5 日
191	動物・植物・地質鉱物(天然記念物)	真上のけやき	西方町真名子	昭和 59 年 12 月 24 日
192	動物・植物・地質鉱物(天然記念物)	しだれ桜	西方町元	昭和 62 年 7 月 9 日
193	動物・植物・地質鉱物(天然記念物)	洞雲寺の大いちよう	西方町真名子	平成 5 年 2 月 1 日
194	動物・植物・地質鉱物(天然記念物)	村檜神社社叢	岩舟町小野寺	昭和 47 年 4 月 1 日
195	動物・植物・地質鉱物(天然記念物)	杉	大平町西山田	平成 27 年 3 月 23 日
196	動物・植物・地質鉱物(天然記念物)	楓	大平町西山田	平成 27 年 3 月 23 日

注：所有者の都合等により公表していないものが2件ある。

(4) 登録有形文化財

番号	種別	名称	所在地	指定年月日
1	建造物	栃木高校講堂	入舟町	平成10年7月23日
2	建造物	栃木高校記念図書館	入舟町	平成10年7月23日
3	建造物	横山郷土館店舗及び住居	入舟町	平成10年9月2日
4	建造物	横山郷土館麻蔵	入舟町	平成10年9月2日
5	建造物	横山郷土館文庫蔵	入舟町	平成10年9月2日
6	建造物	横山郷土館離れ	入舟町	平成10年9月2日
7	建造物	栃木高校記念館（旧栃木尋常中学校 校栃木分校本館）	入舟町	平成12年4月28日
8	建造物	大島肥料店店舗	大町	平成12年10月18日
9	建造物	岡田家住宅翁島別邸主屋	小平町	平成12年10月18日
10	建造物	岡田家住宅翁島別邸土蔵	小平町	平成12年10月18日
11	建造物	下野新聞社栃木支局	万町	平成12年10月18日
12	建造物	山本有三ふるさと記念館北棟	万町	平成12年10月18日
13	建造物	山本有三ふるさと記念館南棟	万町	平成12年10月18日
14	建造物	大二商店店舗	万町	平成12年10月18日
15	建造物	好古壺番館（旧安達呉服店店舗）	万町	平成12年10月18日
16	建造物	綿忠はきもの店店舗	万町	平成12年10月18日
17	建造物	佐藤家住宅店舗	倭町	平成12年10月18日
18	建造物	関根家住宅店舗	倭町	平成12年10月18日
19	建造物	関根家住宅主屋	倭町	平成12年10月18日
20	建造物	関根家住宅文庫蔵	倭町	平成12年10月18日
21	建造物	五十畑荒物店店舗	倭町	平成12年10月18日
22	建造物	中田家住宅店舗	倭町	平成12年10月18日
23	建造物	雅秀店舗	倭町	平成12年10月18日
24	建造物	丸三家具店店舗	倭町	平成12年10月18日
25	建造物	毛塚紙店店舗	倭町	平成12年10月18日
26	建造物	塚田家住宅旧主屋	倭町	平成12年10月18日
27	建造物	塚田家住宅板塀	倭町	平成12年10月18日
28	建造物	塚田家住宅文庫蔵	倭町	平成12年10月18日
29	建造物	塚田家住宅旧米蔵	倭町	平成12年10月18日
30	建造物	塚田家住宅銘木蔵	倭町	平成12年10月18日
31	建造物	塚田歴史伝説館展示館	倭町	平成12年10月18日

番号	種別	名称	所在地	指定年月日
32	建造物	塚田歴史伝説館事務室、売店及び休憩所	倭町	平成 12 年 10 月 18 日
33	建造物	塚田歴史伝説館人形山車・銘木展示館（旧荷蔵）	倭町	平成 12 年 10 月 18 日
34	建造物	油伝味噌文庫蔵	嘉右衛門町	平成 16 年 2 月 17 日
35	建造物	油伝味噌東蔵	嘉右衛門町	平成 16 年 2 月 17 日
36	建造物	油伝味噌中蔵	嘉右衛門町	平成 16 年 2 月 17 日
37	建造物	油伝味噌離れ	嘉右衛門町	平成 16 年 2 月 17 日
38	建造物	天海家住宅店舗	嘉右衛門町	平成 16 年 2 月 17 日
39	建造物	天海家住宅主屋	嘉右衛門町	平成 16 年 2 月 17 日
40	建造物	天海家住宅土蔵	嘉右衛門町	平成 16 年 2 月 17 日
41	建造物	野口栄三商店店舗及び主屋	泉町	平成 16 年 2 月 17 日
42	建造物	野口栄三商店土蔵	泉町	平成 16 年 2 月 17 日
43	建造物	舘野家住宅店舗	泉町	平成 16 年 2 月 17 日
44	建造物	舘野家住宅主屋	泉町	平成 16 年 2 月 17 日
45	建造物	舘野家住宅鼻緒蔵	泉町	平成 16 年 2 月 17 日
46	建造物	櫻井肥料店店舗	万町	平成 16 年 2 月 17 日
47	建造物	櫻井肥料店主屋	万町	平成 16 年 2 月 17 日
48	建造物	櫻井肥料店文庫蔵	万町	平成 16 年 2 月 17 日
49	建造物	櫻井肥料店煉瓦蔵	万町	平成 16 年 2 月 17 日
50	建造物	下都賀酒造協同組合事務所	万町	平成 16 年 2 月 17 日
51	建造物	旧足利銀行栃木支店	万町	平成 20 年 7 月 8 日
52	建造物	油伝味噌店舗兼主屋	嘉右衛門町	平成 20 年 7 月 8 日
53	建造物	小根澤家長屋東棟	入舟町	平成 23 年 7 月 25 日
54	建造物	小根澤家長屋西棟	入舟町	平成 23 年 7 月 25 日

2 主な参考文献

資料名	発行者	発行年
栃木市史 史料編 自然・原始	栃木市	昭和 57 年 (1982)
栃木市史 史料編 古代・中世	栃木市	昭和 60 年 (1985)
栃木市史 史料編 近世	栃木市	昭和 61 年 (1986)
栃木市史 史料編 近現代Ⅰ	栃木市	昭和 56 年 (1981)
栃木市史 史料編 近現代Ⅱ	栃木市	昭和 58 年 (1983)
栃木市史 通史編	栃木市	昭和 63 年 (1988)
栃木市史 民俗編	栃木市	昭和 54 年 (1979)
目で見る栃木市史	栃木市	昭和 53 年 (1978)
栃木郷土史	栃木市役所 塩澤榮一	昭和 27 年 (1952)
栃木市の歴史	栃木市	昭和 41 年 (1966)
大平町誌	大平町	昭和 57 年 (1982)
藤岡町史 資料編 考古	藤岡町長 亀田仲司	平成 15 年 (2003)
藤岡町史 資料編 古代・中世	藤岡町長 亀田仲司	平成 11 年 (1999)
藤岡町史 資料編 近世	藤岡町長 亀田仲司	平成 12 年 (2000)
藤岡町史 資料編 近現代	藤岡町長 亀田仲司	平成 14 年 (2002)
藤岡町史 通史編 前編	藤岡町長 亀田仲司	平成 16 年 (2004)
藤岡町史 通史編 後編	藤岡町長 亀田仲司	平成 16 年 (2004)
藤岡町史 別巻 民俗	藤岡町長 亀田仲司	平成 13 年 (2001)
藤岡町史 資料編 藤岡町の自然	藤岡町長 亀田仲司	平成 15 年 (2003)
藤岡町史 資料編 谷中村	藤岡町長 亀田仲司	平成 13 年 (2001)
藤岡町史 資料編 渡良瀬遊水地の自然	藤岡町長 亀田仲司	平成 14 年 (2002)
渡良瀬遊水地 生い立ちから現状	財団法人渡良瀬遊水地アク リメーション振興財団	平成 24 年 (2012)
渡良瀬遊水地 ヨシ焼き技術資料	(一財)渡良瀬遊水地アク リメーション振興財団	平成 28 年 (2016)
ふじおか見てある記	藤岡町教育委員会	平成 14 年 (2002)
都賀町史 歴史編	都賀町	平成元年 (1989)
都賀町史 民俗編	都賀町	平成元年 (1989)
都賀町史 自然編	都賀町	平成元年 (1989)
西方町史	西方町	平成 23 年 (2011)
岩舟町の歴史	岩舟町 町長 森田正義	昭和 49 年 (1974)
とちぎガイドブック	栃木市教育委員会	平成 27 年 (2015)

資料名	発行者	発行年
栃木県神社誌	栃木県神社庁	昭和 39 年 (1964)
下野神社沿革誌	風山廣雄	明治 36 年 (1903)
栃木県の民俗芸能 栃木県民俗芸能緊急調査報告書	栃木県教育委員会	平成 10 年 (1998)
栃木県の近代化遺産 栃木県近代化遺産(建造物等)総合調査報告書	栃木県教育委員会事務局 文化財課	平成 15 年 (2003)
とちぎ農作物はじまり物語	有限会社随想舎	平成 21 年 (2009)
豪商の物語り「栃木の商業と金融」	栃木商工会議所	平成 28 年 (2016)
栃木人	石崎常蔵	平成 29 年 (2017)
船の科学館叢書 7 「船鑑」	森田文憲	平成 25 年 (2013)
とちぎまつり拾遺記	倭三山車保存会	昭和 61 年 (1986)
栃木の江戸型山車	太田義男	平成 11 年 (1999)
栃木県指定有形民俗文化財の山車を中心とする人形の調査・研究報告書 とちぎの山車人形	社団法人栃木市観光協会	平成 17 年 (2005)
江戸の人形文化と名工原舟月 人形師・雛祭り・山車人形	とちぎ蔵の街美術館	平成 17 年 (2005)
北関東における一封建都市の研究	県立栃木女子高等学校 社会科研究室	昭和 27 年 (1952)
図説 日本の町並み 第三巻 関東編	田中重弥	昭和 57 年 (1982)
栃木の町並み 蔵造りに関する調査報告書	栃木市産業部商工課	昭和 62 年 (1987)
栃木の町並みⅡ 旧日光例幣使街道沿線(泉町・嘉右衛門町・大町)の歴史的建造物調査報告書	栃木市教育委員会	平成 14 年 (2002)
平成 17 年度観光資源保護調査 栃木の町並み景観	財団法人 日本ナショナルトラスト	平成 18 年 (2006)
栃木県歴史の道調査報告書 第二集 日光例幣使道奥州道中	栃木県教育委員会事務局 文化財課	平成 23 年 (2011)
古き町並みとかつての賑わい	栃木の例幣使街道を考える会	平成 16 年 (2004)
栃木市のあゆみ	栃木市教育委員会	平成 6 年 (1994)
嘉右衛門町伝建地区まちづくり計画	栃木市	平成 26 年 (2014)
伝建ガイドライン	栃木市教育委員会 伝建推進室	平成 25 年 (2013)
目で見る栃木・小山・下都賀の 100 年	神津良子	平成 12 年 (2000)
『巴波川・蔵のまちルネッサンス』 栃木市誇れるまちづくり計画調査報告書	栃木市誇れるまちづくり委員会	平成元年 (1989)
栃木市 TMO 構想「栃木市商業タウンマネジメント計画策定事業」	栃木商工会議所	平成 16 年 (2004)
栃木市大通り周辺整備計画 景観デザインマニュアル策定調査 シンボルロード基本設計調査	栃木市大通り周辺整備推進協議会	平成 2 年 (1990)

資料名	発行者	発行年
第2次栃木市総合計画	栃木市	令和5年(2023)
栃木市都市計画マスタープラン(改訂版)	栃木市	平成28年(2016)
栃木市景観計画	栃木市	平成28年(2016)
第3期栃木市教育計画	栃木市教育委員会	令和5年(2023)
第2期栃木市文化振興計画	栃木市教育委員会	令和5年(2023)
栃木市嘉右衛門町伝統的建造物群保存地区保存計画	栃木市	平成24年(2012)
栃木農業振興地域整備計画書	栃木市	平成29年(2017)
第2次栃木市観光基本計画	栃木市	令和5年(2023)
第2期栃木市まち・ひと・しごと創生総合戦略	栃木市	令和2年(2020)
栃木市農業ビジョン	栃木市	平成29年(2017)
栃木市公共サインガイドライン	栃木市	平成27年(2015)
新市まちづくり計画(合併市町村基本計画)	栃木市・岩舟町合併協議会	平成25年(2013)
栃木県埋蔵文化財調査報告第244集 大塚古墳群内遺跡・塚原遺跡 県営広域農道整備事業下都賀西部地区における埋蔵文化財発掘調査	栃木県教育委員会 財団法人とちぎ生涯学習文化財団	平成13年(2001)
栃木県埋蔵文化財報告第35集 下野国府跡Ⅱ 昭和54年度発掘調査概報	栃木県教育委員会	昭和55年(1980)
平成20年度春季企画展 野州麻～道具がかたる麻づくり～	栃木県立博物館	平成20年(2008)
第26回秋季特別展 吾妻古墳と藤井古墳群	栃木県教育委員会	平成24年(2012)

※発行者は奥付による。

3 写真・資料提供

片岡写真館／国土交通省関東地方整備局／国土交通省利根川上流河川事務所／金剛寺／皆川地区街づくり協議会歴史文化部会／大慈寺／文化財所蔵者の皆様／栃木県教育委員会／公益財団法人とちぎ未来づくり財団栃木県埋蔵文化財センター／栃木県立博物館／栃木市教育委員会

令和6年5月（変更）



栃 木 市

栃木市歴史的風致維持向上計画

発 行 ●栃木市

<https://www.city.tochigi.lg.jp/>

編 集 ●地域振興部蔵の街課

〒328-8686

栃木県栃木市万町9番25号

TEL : 0282-21-2573（蔵の街課直通）

Email : kuranomachi@city.tochigi.lg.jp

（蔵の街課アドレス）